

立教學院百一十五年史

資料編
第2卷

立教学院百二十五年史

資料編第2卷

立教学院百二十五年史編纂委員会編

立教学院

A HISTORY OF RIKKYO (ST. PAUL'S)
UNIVERSITY AND SCHOOLS
Historical Documents
Volume II

1998

序

『立教学院百二十五年史 資料編第1巻』においては、創立以降のいわゆる旧制時代をその範囲とした。本巻においては、新制の発足から1990年代半ばまでを取り扱う。戦後の教育改革を経て、本学院においては、1948（昭和23）年に旧制中学校を母体として新制高等学校が認可され、新制中学校が新たに発足した。小学校も新たに設置され、1951（昭和26）年には財団法人から学校法人に改組されて、新制の立教学院の体制が整うことになった。

顧みるに、本巻が対象とする戦後50年の間、日本社会の変動とともに立教学院も著しい変貌を遂げた。佐々木順三院長・総長によって立教学院における新学制の基礎が築かれ、本巻に収める小学校、中学校、高等学校、大学のすべてが誕生することになった。つづいて松下正寿院長・総長時代には経済成長と高等教育の普及を受け、学部・学科の新增設、大学院の整備、諸研究機関の設置などがおこなわれ、立教大学は名実ともに総合大学へと発展した。さらに総長が校長を兼務していた各学校に専任の校長を置き、とりわけ縣康高等学校長は新しい構想のもとに、高等学校の新座移転を実現した。中学校においては、西村哲郎校長のもとで教育の個性化が追求され、小学校においては、有賀千代吉校長のもとでキリスト教教育の基礎がすえられ、酒向誠校長のもとで教育施設の拡充が実現した。

1960年代の終わりに全世界的規模で大学紛争が展開するなかで、立教大学も学生の激しい問いかけに直面した。大須賀潔、佃正晃両総長の時代がその時期に当たるが、大学ではこれに誠実に対応し、立教独自の解決をはかった。ついで尾形典男総長は、堅実な財政基盤の確立を目指すとともに、国際交流を推進させるなど、新しい研究・教育のあり方を模索した。さらに、高橋健人総長から浜田陽太郎総長期にかけて、現代社会の要請に応えるべく大学の充実への努力が続けられた。とりわけ浜田総長期には、新座キャンパスの利用が開始され、校友会の協力によって学院発展の財政基盤が築かれた。そして現在、塚田理院長・総長のもとに、全学共通カリキュラムの実施、新学部の設置、中高一貫制化、キャンパス総合整備計画等が進行している。

このように、本巻の対象とする時代の変動は激しく、収録すべき資料は多い。以下の各章がその証言の一部を収めていることになれば幸いである。

1998年1月5日

立教学院百二十五年史編纂委員会
委員長 鶴川 馨

凡 例

1. 本資料編は、1948（昭和23）年の新制発足以降における本学院の基本資料を収録する。
2. 編纂に際しては、編年体（西暦・和暦）を基本として横組とし、資料自らによって本学院の歴史が通覧できるように努めた。
3. 構成は、章・節からなり、場合によっては項をたてた。さらに、資料の理解を助けるため、各章・節の初め、場合によっては項の初めに、解題を付した。なお、解題中の敬称は省略した。
4. 資料には節あるいは項ごとに通し番号を付し、さらに関連資料には枝番を付した。
5. 資料標題は原則として原資料の標題を採用したが、編者が付したところもある。編者が付したものは〔 〕で示した。
6. 資料標題の末尾には、資料の発行年あるいは作成年を〔 〕で示し、編者が付したものを〔 〕で示した。但し、回想、聞き書きなどに関しては、内容に該当する年代を推定して〔 〕内に入れた。これらを取めた資料の発行年あるいは聞き取りの年月日については、各資料の出典を参照されたい。
7. 資料の出典は、典拠資料の形態に即して記したが、以下の諸点について考慮した。
 - (1) 典拠資料名は原則として、公刊された文書を『 』で示し、その他の印刷文書あるいは手書きの文書を「 」で示した。
 - (2) 資料の発行年月日あるいは作成年月日を付すように努めた。なお、年月日を推定したものは、〔 〕で示した。
 - (3) さらに、書籍、雑誌、新聞等については、発行所（または発行人）および頁（または面）を付すように努めた。
8. 資料の出典及び所蔵者・機関名は、各資料の末尾に掲げた。各資料の所蔵者・機関名は、1998（平成10）年3月現在のものである。なお立教学院の各組織名は「学校法人立教学院職位職制規程」[1997（平成9）年5月現在]に基づいた。
9. 資料の編纂にあたっては、原文をそのまま収載することを原則としたが、以下の諸点について考慮した。
 - (1) 漢字は新字体に改め、俗字・略字・異体字等は正字に改めた。但し、人名・地名に関しては原文のままにしたものもある。

- (2) 変体仮名はひら仮名に、合字（合成仮名）はカタ仮名に改めた。カタ仮名文の中の「子」は「ネ」に改めた。
 - (3) 仮名づかい、送り仮名は、原文のままにした。但し、ふり仮名、傍点、アンダーライン等は、原則として省略し、ゴシック体等の書体もすべて明朝体に統一した。また、新聞・雑誌などに掲載された写真もすべて省略した。
 - (4) 誤用・誤記は、訂正できるものは〔 〕で訂正し、あるいは〔マ〕を付した。
 - (5) おどり字は、漢字は「々」、ひら仮名は「ゝ」、カタ仮名は「ゝ」を用いた。
 - (6) 句読点は原文のままとした。但し、読みやすくするため編者が適宜付したところもある。
 - (7) 資料はすべて横組としたが、「右記」「左記」のような記述を、「上記」「下記」などに改めることはしなかった。
 - (8) 挿入語句は、該当箇所を《 》で示した。
 - (9) 別紙は、《別紙》と記した。
 - (10) 冊子等の表紙は、《表紙》と記した。
 - (11) 欄外記載は、該当箇所の頭と末尾に△を付した。
 - (12) 印章については、公印は㊦、私印は㊧とし、割印はすべて省略した。また、署名についてはイタリックで示した。
 - (13) 解読不能箇所は、字数を□□で示した。字数不明の場合は、□□□□で示した。
 - (14) 資料の一部を編者が省略した場合は、該当箇所に〔略〕を付した。また、資料の性格を損なわない限りで、資料本文中の章・節・項番号等は省略した。
10. 資料中の差別用語や差別的な文章・発言は、当時の歴史的状況を伝えるために、敢えてそのままとした。また、人権もしくはプライバシー保護のために、人名を伏せてアルファベットに代えて記した場合がある。

使用記号一覧

- 〔 〕 推定年代、編者の意図による補充、補注、訂正、割注等。但し、割注の行替は／を入れた。
- 『 』 出典名（公刊文書）

- 「 」 出典名（その他の印刷文書、手書きの文書）
[] 資料の発行年あるいは作成年
《 》 挿入語句・別紙・表紙
△ 欄外記載
印 公印
印 私印
□ 解読不能の文字数分を示す。但し、文字数が不明の場合、
で示した。
〔略〕 編者による省略

目 次

序	立教学院百二十五年史編纂委員会委員長 鶴川 馨	3
凡 例		4
目 次		7
立教学院沿革図		31
第 1 章 立教学院		45
第 1 節 立教学院の理念		45
資料 1	佐々木順三「建学の精神」〔作成年不詳〕	45
資料 2	松下正寿「建学の精神」[1956 (昭和31) 年]	47
資料 3	大久保直彦「立教建学の精神について」[1971 (昭和46) 年]	51
資料 4	大須賀 潔「総長就任式挨拶」[1967 (昭和42) 年]	53
資料 5	佃 正昊「自由の学府」[1971 (昭和46) 年]	55
資料 6	尾形典男「APPETITVS RATIONI OBEDIANT」 [1981 (昭和56) 年]	57
資料 7	「浜田総長に聞く 新座キャンパス開校にあたって」 [1990 (平成 2) 年]	61
資料 8	塚田 理「第十五代総長に就任して—総長就任挨拶—」 [1994 (平成 6) 年]	65
資料 9	桜井 享「立教小学校に於けるキリスト教々育の目標と その実際」[1958 (昭和33) 年]	68
資料 10	西村哲郎「建学の原点を探る」[1974 (昭和49) 年]	75
資料 11	佐々木喜市「立教高等学校十年の歩み (一)」[1958 (昭和33) 年]	79
資料 12	縣 康「立教高等学校十年の歩み (二)」[1958 (昭和33) 年]	82
資料 13	浅香良平「新座移転二十五周年にあたって思う」 [1986 (昭和61) 年]	84
第 2 節 財団法人から学校法人へ		87
(1) 学校法人への組織変更準備		87
資料 1	私立学校法をめぐる学院内部の動向—財団法人立教学院理事 会記録	87

資料1-1	財団法人立教学院第百十七回理事会記録 [1949 (昭和24) 年]	87
資料1-2	財団法人立教学院第百十八回理事会記録 [1950 (昭和25) 年]	88
資料1-3	財団法人立教学院第百二十回理事会記録 [1950 (昭和25) 年]	88
資料 2	〔寄附行為変更の経過を報じる大学新聞記事〕 [1950 (昭和25) 年]	89
資料 3	〔学院理事会における寄附行為変更原案の承認〕 [1950 (昭和25) 年]	90
資料 4	〔学院理事会における寄附行為変更手続の申請決議〕 [1950 (昭和25) 年]	90
(2)	学校法人への組織変更手続—申請と認可	91
資料 1	〔寄附行為変更の申請書類〕 [1951 (昭和26) 年]	91
資料 2	〔寄附行為変更認可に関する文部省からの通知書類〕 [1951 (昭和26) 年]	92
資料 3	〔学校法人立教学院の成立—登記の完了〕 [1951 (昭和26) 年]	93
資料 4	法人組織変更届	93
資料4-1	〔文部大臣宛〕 [1951 (昭和26) 年]	93
資料4-2	〔東京都知事宛〕 [1951 (昭和26) 年]	94
資料 5	〔学院理事会における学校法人認可の報告〕 [1951 (昭和26) 年]	94
(3)	学校法人発足当時の主要人事	95
資料 1	〔学校法人への組織変更認可申請時の役員一覧〕 [1951 (昭和26) 年]	95
資料 2	〔学校法人発足後に選出された新役員一覧〕 [1951 (昭和26) 年]	96
資料 3	〔学校法人発足後に選出された評議員一覧〕 [1951 (昭和26) 年]	97
(4)	学校法人発足時の諸規程	98
資料 1	立教学院就業規則 [1951 (昭和26) 年]	98
資料 2	立教学院給与規程 [1951 (昭和26) 年]	102

資料3	立教学院退職金規程〔1951（昭和26）年〕……………	104
第3節	寄附行為……………	106
資料1	1951（昭和26）年3月14日施行「学校法人立教学院寄附行為」 〔1月16日申請、3月7日認可〕……………	106
資料2	1951（昭和26）年12月20日変更「学校法人立教学院寄附行為」 〔11月30日申請、12月11日認可〕……………	111
資料3	1959（昭和34）年5月13日変更「学校法人立教学院寄附行為」 〔3月30日申請、5月13日認可〕……………	113
資料4	1959（昭和34）年7月1日変更「学校法人立教学院寄附行為」 〔6月12日申請、6月29日認可〕……………	113
資料5	1963（昭和38）年11月18日変更「学校法人立教学院寄附行為」 〔10月3日申請、11月18日認可〕……………	120
資料6	1972（昭和47）年1月13日変更「学校法人立教学院寄附行為」 〔1971（昭和46）年12月27日申請、1972年1月13日認可〕……………	120
資料7	1976（昭和51）年6月1日変更「学校法人立教学院寄附行為」 〔申請・認可手続不要〕……………	121
資料8	〔学校法人立教学院第287回理事会における決定〕 〔1977（昭和52）年〕……………	121
資料9	1977（昭和52）年7月15日変更「学校法人立教学院寄附行為」 〔6月1日申請、7月15日認可〕……………	123
資料10	1978（昭和53）年5月17日変更「学校法人立教学院寄附行為」 〔4月24日申請、5月17日認可〕……………	123
資料11	1987（昭和62）年12月23日変更「学校法人立教学院寄附行為」 〔6月29日申請、12月23日認可〕……………	125
資料12	1991（平成3）年7月2日変更「学校法人立教学院寄附行為」 〔5月28日申請、7月2日認可〕……………	125
資料13	1993（平成5）年8月18日変更「学校法人立教学院寄附行為」 〔6月17日申請、8月18日認可〕……………	127
資料14	1995（平成7）年4月12日変更「学校法人立教学院寄附行為」 〔3月28日申請、4月12日認可〕……………	127
資料15	1995（平成7）年12月22日変更「学校法人立教学院寄附行為」 〔4月28日申請、12月22日認可〕……………	128

第4節	組織の変遷	128
資料1	〔渉外部の廃止〕〔1955（昭和30）年〕	129
資料2	〔1956年当時の事業局雇用形態〕〔1956（昭和31）年〕	129
資料3	〔庶務課から総務課へ〕〔1963（昭和38）年〕	129
資料4	〔事業部直接採用職員も一律学院職員となる〕 〔1964（昭和39）年〕	130
資料5	〔学院事務局に資金課設置〕〔1966（昭和41）年〕	130
資料6	本部事務局の事務機構を一室二課制に	131
資料6-1	〔本部事務局の事務機構を一室二課制に〕〔1976（昭和51）年〕	131
資料6-2	〔1976年4月1日から一室二課制による事務執行〕 〔1976（昭和51）年〕	132
資料7	〔1981年の本部事務局機構の改組〕〔1981（昭和56）年〕	132
資料8	〔立教学院診療所を大学へ移管〕〔1982（昭和57）年〕	133
資料9	〔立教学院諸聖徒礼拝堂を大学へ移管〕〔1984（昭和59）年〕	135
資料10	〔立教学院管理運営に係わる諸規程施行〕〔1989（平成元）年〕	135
資料11	〔本部事務局に資金課復活〕〔1989（平成元）年〕	136
資料12	〔施行当初の「学校法人立教学院職位職制規程」にみる本部事務 局・事業部組織及び所掌内容〕〔1989（平成元）年〕	137
資料13	〔学校法人立教学院内部監査規程制定〕〔1995（平成7）年〕	140
資料14	〔内部監査制度施行の目的及び組織〕〔1995（平成7）年〕	140
資料15	〔内部監査室の位置付け〕〔1996（平成8）年〕	141
参考資料	職位職制規程成立以前における理事会記録・人事記録記載 の立教学院部局名〔1951～88（昭和26～63）年〕	142
資料16	〔内部監査室の所掌事務〕〔1996（平成8）年〕	144
第5節	学院の財政	144
資料1	〔1951（昭和26）年度 財産目録〕〔1952（昭和27）年〕	145
資料2	〔1962（昭和37）年度 貸借対照表〕〔1963（昭和38）年〕	149
資料3	〔1962（昭和37）年度 財産目録〕〔1963（昭和38）年〕	149
資料4	〔1973（昭和48）年度 貸借対照表〕〔1974（昭和49）年〕	155
資料5	〔1977（昭和52）年度 貸借対照表〕〔1978（昭和53）年〕	157
資料6	〔大学学費スライド制導入の告示〕〔1981（昭和56）年〕	159

資料 7	[1989 (平成元) 年度 貸借対照表] [1990 (平成 2) 年] ……	160
第 6 節	福利厚生施設 ……	163
資料 1	[軽井沢の土地取得] [1948 (昭和23) 年] ……	163
資料 2	[那須の土地取得] [1956 (昭和31) 年] ……	163
資料 3	[妙義山の土地取得] [1965 (昭和40) 年] ……	164
資料 4	熱海寮の焼失 ……	164
資料4-1	[第80回立教学院健康保険組合会での議論] [1987 (昭和62) 年] ……	164
資料4-2	[第81回立教学院健康保険組合会での議論] [1987 (昭和62) 年] ……	165
資料 5	[富戸の土地取得] [1987 (昭和62) 年] ……	166
資料 6	事業部設置に関する申請・認可 ……	168
資料6-1	[申請] [1951 (昭和26) 年] ……	168
資料6-2	[収益事業新設認可] [1951 (昭和26) 年] ……	170
資料 7	[立教学院事業部委員会の設置] [1985 (昭和60) 年] ……	170
第 7 節	新座校地 ……	172
(1)	新座校地取得の端緒 ……	172
資料 1	[新座校地取得に至る経過] [1956 (昭和31) 年] ……	172
資料 2	[立教大学敷地買収] [1958 (昭和33) 年] ……	173
資料 3	立教学院校舎移転に関する協定書 [1958 (昭和33) 年] ……	174
資料 4	[新座町への移転に関する東武鉄道との覚書] [1958 (昭和33) 年] ……	175
資料 5	農地法第五条の規定による許可申請書 [1958 (昭和33) 年] ……	176
資料 6	証明願 [1959 (昭和34) 年] ……	176
(2)	大学の一部移転の経緯 ……	177
資料 1	[東武鉄道と地元の反応] [1971 (昭和46) 年] ……	177
資料 2	東武鉄道の要望書と回答 ……	178
資料2-1	[東武鉄道の要望書] [1972 (昭和47) 年] ……	178
資料2-2	[立教学院の回答] [1972 (昭和47) 年] ……	178
資料 3	[立教大学 新座市に一部移転] [1988 (昭和63) 年] ……	179
資料 4	新座校地利用実施計画 ……	180

資料4-1 「理事会「新座校地利用実施計画」を承認」 [1988（昭和63）年] ……………	180
資料4-2 「新座校地利用実施計画」について [1988（昭和63）年] ……………	181
資料 5 新座校舎の建設 ……………	182
資料5-1 [起工式] [1989（平成元）年] ……………	182
資料5-2 [竣工式] [1990（平成2）年] ……………	183
資料5-3 「新座キャンパス 開校記念式挙行」 [1990（平成2）年] ……………	184
資料5-4 「新座校地 記念碑除幕式」 [1990（平成2）年] ……………	184
第8節 立教学院諸聖徒礼拝堂 ……………	185
（1）礼拝 ……………	185
資料 1 立教学院特禱 [作成年不詳] ……………	185
資料 2 [チャペルの礼拝と宗教活動] [1949（昭和24）年] ……………	186
資料 3 チャペルに於ける一週間の行事 [1954（昭和29）年] ……………	187
資料 4 「公告」 [1951（昭和26）年] ……………	188
（2）組織 ……………	189
資料 1 [洗礼志願式・聖洗式] [1946（昭和21）年] ……………	189
資料 2 杉浦義勝「立教チャペルとその母教会」 [1951（昭和26）年] ……………	190
資料 3 [公告 昭和26年度チャペル委員] [1951（昭和26）年] ……………	191
資料 4 [主日出席者数 4月、5月] [1951（昭和26）年] ……………	191
資料 5 [会計報告] [1951（昭和26）年] ……………	192
資料 6 伊達宗浩「チャペル・ニュース発刊の頃のことども」 [1961（昭和36）年] ……………	193
資料 7 立教学院諸聖徒礼拝堂 主日会衆の使命と将来について [1978（昭和53）年] ……………	195
資料 8 [主日会衆委員会第一回記録] [1979（昭和54）年] ……………	198
資料 9 立教学院諸聖徒礼拝堂の大学への管理移行措置に関する合 意事項 [1984（昭和59）年] ……………	199
（3）立教学院聖パウロ礼拝堂 ……………	200
資料 1 立教学院聖パウロ礼拝堂聖別式式文 [1963（昭和38）年] ……………	200
資料 2 聖別の証 立教学院聖パウロ礼拝堂 [1963（昭和38）年] ……………	203
資料 3 「チャペル紹介—立教学院諸天使礼拝堂」 [1967（昭和42）年] ……………	203

(4) 立教学院教会音楽学校	204
資料1 立教学院教会音楽学校規則 [1947 (昭和22) 年]	204
(5) パイプオルガン	204
資料1 高橋 秀「オルガン設置の経過—私記」 [1984 (昭和59) 年]	204

第2章 立教小学校 209

第1節 立教小学校の創設	209
資料1 財団法人立教学院第百貳回理事会記録 [1947 (昭和22) 年]	210
資料2 法人寄附行為変更認可申請 [1947 (昭和22) 年]	212
資料3 [寄附行為変更認可] [1947 (昭和22) 年]	212
資料4 [立教小学校設置認可申請] [1948 (昭和23) 年]	213
資料5 [立教小学校設置認可] [1948 (昭和23) 年]	214
資料6 佐々木順三談 伊藤高清編「立教小学校が建てられた理由」 [1968 (昭和43) 年]	214
資料7 有賀千代吉談 伊藤高清編「お金は一文もなくて学校を建てる」 [1968 (昭和43) 年]	216
資料8 [立教小学校児童募集広告] [1948 (昭和23) 年]	218
資料9 『PTA通信』第1号 [1948 (昭和23) 年]	218
資料10 「待望の新校舎—第一期工事に着手す—」 [1948 (昭和23) 年]	224
資料11 立教小学校 [の初期の] 沿革 [1951 (昭和26) 年]	225
第2節 小学校の教育目標	229
資料1 [教育要項] [1957 (昭和32) 年]	230
資料2 立教小学校の教育 [1962 (昭和37) 年]	232
資料3 伊藤高清「立教小学校の教育—校長になるにあたって—」 [1978 (昭和53) 年]	238
資料4 [キリスト教教育研究部の発足] [1981 (昭和56) 年]	241
第3節 教科、時間配当、学校行事、 フレキシブル・エデュケーション	244
資料1 教科と時間配当 [1951 (昭和26) 年]	244
資料2 1年 [間] の主な行事 [1951 (昭和26) 年]	247

資料 3	〔学校行事〕 [1951 (昭和26) 年] ……………	248
資料 4	〔第 1 回 立教学院・立教女学院小学校プレーダーのプログラム (案)〕 [1950 (昭和25) 年] ……………	255
資料 5	〔1949年度〕 立教小学校秋季運動会プログラム [1949 (昭和24) 年] ……………	256
資料 6	第 1 回クリスマス祝会 ……………	257
資料6-1	〔第 1 回プログラム〕 [1948 (昭和23) 年] ……………	257
資料6-2	伊藤高清「第一回のクリスマスの祝会」 [1948 (昭和23) 年]…	259
資料 7	第一回立教小学校卒業礼拝式順序 [1954 (昭和29) 年] ……………	261
資料 8	酒向 誠「『いぶき』公刊の辞」 [1970 (昭和45) 年] ……………	267
資料 9	フレキシブル・エデュケーション ……………	268
資料9-1	酒向 誠「フレキシブル・エデュケーション」 [1974 (昭和49) 年]……………	268
資料9-2	橋本正礼「『今、立教小学校で』」 [1977 (昭和52) 年]……………	275

第 3 章 立教中学校 …………… 279

第 1 節 新制立教中学校の発足 …………… 279

資料 1	〔新制立教中学校の認可〕 [1948 (昭和23) 年] ……………	280
資料 2	〔新学制の出発〕 [1948 (昭和23) 年] ……………	280
資料 3	〔立教中学校 P T A の結成〕 [1949 (昭和24) 年] ……………	282
資料 4	〔P T A の支援〕 [1949 (昭和24) 年] ……………	283
資料 5	〔P T A の諸活動〕 [1949 (昭和24) 年] ……………	283
資料 6	〔校舎の焼失〕 [1950 (昭和25) 年] ……………	286
資料 7	立教中・高校々舎増築工事に就てお願 [1950 (昭和25) 年] …	287
資料 8	〔立教小学校第一回生の思いで〕 [1948～55 (昭和23～30) 年] ……………	288
資料 9	教育方針 [1957 (昭和32) 年] ……………	291
資料10	教務関係事項 [1957 (昭和32) 年] ……………	292
資料11	特別教育活動 [1957 (昭和32) 年] ……………	295
資料12	〔性教育のスタート〕 [1971 (昭和46) 年] ……………	299
資料13	〔初期の性教育カリキュラム〕 [作成年不詳] ……………	301

第 2 節 立教中学校の発展と充実 …………… 302

(1) 高橋 昊校長の現実主義	302
資料1 高橋 昊「校長として」[1978 (昭和53) 年]	302
資料2 「原級制度の厳格な適用」[1967 (昭和42) 年]	305
(2) 教科教育と教科外の教育	307
資料1 教務関係事項 [1962 (昭和37) 年]	307
資料2 「道徳」指導計画	311
資料2-1 「昭和」33年度第2学期ホームルーム (道徳) 指導計画表 [1958 (昭和33) 年]	311
資料2-2 道徳学年別年間指導計画 [1963 (昭和38) 年]	312
資料3 「各学年が行っていた」修学旅行 [1959 (昭和34) 年]	316
資料4 第1回軽井沢キャンプ	319
資料4-1 「スケジュール」[1960 (昭和35) 年]	319
資料4-2 「生徒の感想」[1961 (昭和36) 年]	320
資料5 「はじめて生徒が主体となった」文化祭 [1962 (昭和37) 年]	320
(3) 校舎の増築、設備の充実	324
資料1 高橋 昊「吾々は安閑としては居られない」 [1959 (昭和34) 年]	324
資料2 鈴木稔正「再び学院債についてお願いするの弁」 [1959 (昭和34) 年]	325
資料3 竹内利貞「体育館の落成に当って」[1962 (昭和37) 年]	327
資料4 「増築校舎落成」[1968 (昭和43) 年]	330
第3節 立教中学校の教育改革	330
(1) 西村哲郎校長の理想主義	330
資料1 西村哲郎「教育改革への模索」[1974 (昭和49) 年]	330
(2) 修学旅行から校外学習へ	342
資料1 「はじめての」校外学習 [1976 (昭和51) 年]	342
(3) 「選修教科」の導入	345
資料1 「選科」新設の意味 [1977 (昭和52) 年]	346
(4) 「認定制」の発足	347
資料1 立教中学校の認定制について [1980 (昭和55) 年]	347

資料 2	認定方式図 [1979 (昭和54) 年]	353
資料 3	[教育改革] プロジェクトチームの作業一覧 [1979 (昭和54) 年]	354
資料 4	[[「認定制」への社会的評価] [1981 (昭和56) 年]	358
第 4 節	学友会活動と自治活動	360
資料 1	立教中学校学友会々則 [1954 (昭和29) 年]	360
資料 2	立教中学校生徒委員会会則 [1959 (昭和34) 年]	362
第 5 節	原級制度の廃止と推薦に関する申し合わせの締結	368
資料 1	川崎 仁「原級制度の廃止」[1985 (昭和60) 年]	368
資料 2	国見 登「高校との推薦協定の締結」 [1994 (平成 6) 年].....	369
資料 3	立教中学校・立教高等学校の推薦に関する申し合わせ [1993 (平成 5) 年].....	371
資料 4	[学校行事の改革] [1991 (平成 3) 年]	372
第 6 節	国際化	372
(1)	海外キャンプから短期留学まで	373
資料 1	アメリカ・カナダキャンプ [1990 (平成 2) 年]	373
資料 2	[フィリピン・トリニティカレッジとの交流] [1990 (平成 2) 年]	374
資料 3	[Christ Church Episcopal Schoolとの交流] [1993 (平成 5) 年]	376
資料 4	[国際交流の実績一覧] [1996 (平成 8) 年]	379
(2)	帰国児童の受け入れ	381
資料 1	[帰国児童受け入れの開始] [1987 (昭和62) 年]	381
資料 2	帰国児童入試 国(地域)別受験者数一覧 (1987~96年度) [1996 (平成 8) 年].....	382
資料 3	[帰国生徒の卒業後の感想] [1992 (平成 4) 年]	384
第 4 章	立教高等学校.....	385
第 1 節	池袋時代	385
(1)	新制立教高等学校の創設	385

資料 1	〔新制高等学校の承認〕 [1947 (昭和22) 年]	385
資料 2	新制高等学校基礎調査表 [1948 (昭和23) 年]	386
資料 3	〔高等学校設置認可〕 [1948 (昭和23) 年]	387
資料 4	佐々木喜市「新制高校の発足に際して」 [1948 (昭和23) 年]	388
資料 5	「新教育体形施行さる」 [1948 (昭和23) 年]	389
資料 6	〔1948年度各学年別履修科目及び単位数〕 [1948 (昭和23) 年]	390
(2)	新制立教高等学校の発足	390
資料 1	〔入学式・始業式〕 [1948 (昭和23) 年]	391
資料 2	〔職員会規程〕 [1950 (昭和25) 年]	391
資料 3	校長人事	392
資料3-1	「高校人事決定す 高校主事縣先生が就任 教頭に小木先生」 [1953 (昭和28) 年]	392
資料3-2	〔専任校長制について〕 [1958 (昭和33) 年]	393
資料3-3	「所感 新校長 縣 康」 [1958 (昭和33) 年]	394
資料 4	立教高等学校父母と先生の会々則 [1952 (昭和27) 年]	395
資料 5	立教高等学校後援会規約 [1952 (昭和27) 年]	397
(3)	新校舎の建設と図書館	398
資料 1	「近代的設備の新校舎完成さる」 [1956 (昭和31) 年]	398
資料 2	立教中／高等学校図書館概要 [1957 (昭和32) 年]	399
(4)	校友会と学校行事	405
資料 1	校友会	405
資料1-1	生徒心得 [1957 (昭和32) 年]	405
資料1-2	立教高等学校校友会規則 [1957 (昭和32) 年]	407
資料1-3	〔1948年度校友会予算〕 [1948 (昭和23) 年]	409
資料 2	学校行事	410
資料2-1	「山中キャンプ 今年も開催」 [1950 (昭和25) 年]	410
資料2-2	「三津浜に臨海学校」 [1951 (昭和26) 年]	410
資料2-3	「今年の修学旅行」 [1951 (昭和26) 年]	411
資料2-4	〔第一回文化祭〕 [1951 (昭和26) 年]	412
資料2-5	「甲子園初出場の栄冠」 [1955 (昭和30) 年]	413

第2節	新座への移転と諸施設の充実	414
(1)	高等学校の移転	414
資料1	志木(新座)移転計画	414
資料1-1	〔高等学校用地について〕〔1958(昭和33)年〕	414
資料1-2	〔拡張整備計画について〕〔1958(昭和33)年〕	415
資料2	「志木移転問題解決へ」〔1959(昭和34)年〕	415
資料3	埼玉県への届出	417
資料3-1	位置変更届〔1960(昭和35)年〕	417
資料3-2	位置変更届出の受理について〔1960(昭和35)年〕	418
(2)	諸施設の建設	418
資料1	「ユニークな建築／チャペルの全貌」〔1963(昭和38)年〕	418
資料2	「新体育館の建設成る」〔1974(昭和49)年〕	420
資料3	小林正人「新図書館の建設に寄せて」〔1982(昭和57)年〕	422
資料4	森田利光「高校の寮生活を語る」〔1961(昭和36)年〕	424
第3節	教育環境の整備	426
(1)	諸規程の整備	427
資料1	〔立教高等学校会議規程〕〔1960(昭和35)年〕	427
資料2	〔校内人事異動のルールに関する規程〕〔1977(昭和52)年〕	429
(2)	教育活動の充実	431
資料1	若原英明「カリキュラムの変遷」〔1977(昭和52)年〕	431
資料2	〔1973年度カリキュラム改訂〕〔1973(昭和48)年〕	435
資料3	1982年度カリキュラム改訂	435
資料3-1	〔カリキュラム改革の流れ〕〔1983(昭和58)年〕	435
資料3-2	カリキュラム一覧表〔1982(昭和57)年〕	437
資料4	渋谷 寿「新推薦制度について」〔1989(平成元)年〕	438
資料5	「教育課程及び単位数表」〔1994(平成6)年〕	446
第4節	新座移転後の学友会と学校行事	448
資料1	「セントポールフェスティバルと命名」 〔1960(昭和35)年〕	448
資料2	「S・P・Fを探る」〔1960(昭和35)年〕	448
資料3	J. グライスディル「立派な体育祭」〔1961(昭和36)年〕	450
資料4	〔初めての会長直接選挙〕〔1964(昭和39)年〕	451

資料 5	「立教・シー・ハイル！」 [1974 (昭和49) 年]	452
資料 6	森田利光「フレッシュマン・キャンプ報告」 [1976 (昭和51) 年]	453
資料 7	「修学旅行」 [1976 (昭和51) 年]	455
資料 8	安達宏昭「[学友会規則] 改正—生徒自治を目指して—」 [1984 (昭和59) 年]	460
第 5 章 立教大学		463
第 1 節 新制大学の設置		463
資料 1	〔第 1 回学制改革委員会〕 [1947 (昭和22) 年]	464
資料 2	〔立教大学新制大学設立準備委員会記録〕 [1948 (昭和23) 年]	466
資料 3	〔学制改革に関する部長会の審議〕 [1947～49 (昭和22～24) 年]	470
資料 4	〔学制改革をめぐる〕 立教学院理事及び学校側幹部懇談会記録 〔抜粋〕 [1948～49 (昭和23～24) 年]	475
資料 5	〔大学設立認可通知〕 [1949 (昭和24) 年]	480
資料 6	〔大学院設置認可通知〕 [1951 (昭和26) 年]	481
資料 7	立教学院建物及敷地配置図 [1954 (昭和29) 年]	482
資料 8	〔立教大学事務分掌規程〕 [1953 (昭和28) 年]	483
資料 9	学校法人立教学院職位職制規程〔における大学関係事項〕 [1989 (平成元) 年]	487
資料10	〔新制大学発足当時の陣容〕 [1951 (昭和26) 年]	489
第 2 節 新制学部の出発		505
資料 1	〔新制大学発足以前の立教大学の趨勢〕 [1946 (昭和21) 年]	506
(1) 文学部		512
資料 1	新制大学発足前後の文学部の在籍学生の状況	513
資料1-1	女子学生調査について [1947 (昭和22) 年]	513
資料1-2	〔立教大学文学部への入学志願者と入学者〕 [1952 (昭和27) 年]	513
資料 2	文学部教授会への公開抗議書 [1969 (昭和44) 年]	514

資料 3	文学部教授会「文学部学生諸君へ—教授会の反省と決意と要望—」[1969（昭和44）年]……………	515
資料 4	教務特別委員会答申書 [1978（昭和53）年] ……	517
(2)	経済学部 ……	523
資料 1	経済学部専門課程履修単位の変更について [1952（昭和27）年]……………	523
資料 2	〔新制経済学部の誕生〕 [1954（昭和29）年] ……	525
資料 3	37年度経済学部入試に関する要望 [1962（昭和37）年] ……	527
資料 4	〔「大学における学問研究と教育」に関する経済学部教授団 の見解〕 [1969（昭和44）年] ……	528
資料 5	経済学部長「経済学部の充実計画について」 [1987（昭和62）年]……………	532
資料 6	経済学部長「経済学部の入試制度の改革」 [1990（平成2）年]……………	533
(3)	理学部 ……	536
資料 1	〔理学部の設置認可〕 [1949（昭和24）年] ……	536
資料 2	〔立教工業理科専門学校の廃止認可〕 [1950（昭和25）年] ……	537
資料 3	〔数学科の学科課程〕 [1957（昭和32）年] ……	538
資料 4	理学部創立30周年記念奨学金 ……	538
資料4-1	立教大学「理学部創立30周年記念奨学基金」規程 [1980（昭和55）年]……………	538
資料4-2	立教大学理学部創立30周年記念奨学金奨学生選考に関する細則 [1980（昭和55）年]……………	540
資料 5	〔理学部化学科のカリキュラムと特徴〕 [1993（平成5）年] ……	540
資料 6	〔理学部物理学科の収容定員の減少の趣旨〕 [1993（平成5）年] ……	542
(4)	一般教育部 ……	543
資料 1	〔第一、二学年学業成績考査規程〕 [1967（昭和42）年] ……	544
資料 2	一般教育部教授会「学生諸君へ」 [1969（昭和44）年] ……	546
資料 3	一般教育部大場問題懇談会「大場問題に対する見解」 [1974（昭和49）年]……………	550

資料 4	一般教育部教授会「学部の枠を越えたカリキュラムについて （提案）」[1979（昭和54）年]……………	552
資料 5	一般教育部教授会「[一般教育]カリキュラム改訂について」 [1991（平成3）年]……………	555
資料 6	第31回 部長会議事録 [1995（平成7）年] ……	559
資料 7	第33回 部長会議事録 [1995（平成7）年] ……	559
資料 8	第34回 部長会議事録 [1995（平成7）年] ……	560
資料 9	[一般教育部の解散] [1995（平成7）年] ……	561
(5) 学校・社会教育講座	……………	561
資料 1	[教職課程設置申請書] [1954（昭和29）年] ……	562
資料 2	[昭和三十年度博物館講座履修指導要項] [1955（昭和30）年] ……	565
資料 3	[学芸員課程の成立に関する中川成夫教授の回想] [1973（昭和48）年] ……	568
資料 4	学校・社会教育講座（仮称）設置にかんする資料 [1966（昭和41）年]……………	570
第 3 節	大学院の設置と研究活動 ……	572
(1) 文学研究科	……………	573
資料 1	[大学院英米文学研究科・経済学研究科設置認可] [1951（昭和26）年] ……	574
資料 2	立教大学大学院入学者数調 [1951（昭和26）年] ……	575
資料 3	大学院専攻増設及び研究科の名称変更について [1954（昭和29）年]……………	575
資料 4	大学院文学研究科ストライキ宣言 [1969（昭和44）年] ……	576
資料 5	文学研究科説明会 塚田文学研究科委員長の提言 [1975（昭和50）年]……………	578
資料 6	立教大学大学院文学研究科の課程の増設について（通知） [1976（昭和51）年]……………	583
(2) 経済学研究科	……………	584
資料 1	経済学研究科学科目編成 [1952（昭和27）年] ……	585
資料 2	大学院経済学研究科自治会「経済学部教授会への申し入れ—当 面する院生の要求の実現のために—」[1969（昭和44）年]……………	586

資料 3	大学院研究生制度についての考え方 [1988 (昭和63) 年]	588
資料 4	〔大学院経済学研究科経営学専攻修士課程設置の趣旨〕 [1993 (平成 5) 年]	589
(3) 理学研究科		590
資料 1	大学院研究科 (修士課程) および博士課程増設について [1953 (昭和28) 年]	591
資料 2	大学院理学研究科委員会記録要約 [1957 (昭和32) 年]	592
資料 3	〔生命理学専攻修士課程設置認可〕 [1995 (平成 7) 年]	593
資料 4	〔収容定員増加に係わる学則変更に関する件〕 [1996 (平成 8) 年]	594
第 4 節	高等教育の拡大と立教大学	595
(1) 社会学部・社会学研究科の設置		595
資料 1	〔社会学部社会学科増設認可通知〕 [1958 (昭和33) 年]	596
資料 2	〔社会学部開設時の専任教員と専攻分野〕 [1958 (昭和33) 年]	597
資料 3	〔社会学部開設時の履修科目〕 [1958 (昭和33) 年]	597
資料 4	淡路円治郎「社会学部設置に際して」 [1957 (昭和32) 年]	600
資料 5	〔大学院社会学研究科開設時の科目名称と担当教員〕 [1960 (昭和35) 年]	603
資料 6	昭和39年度学科増設および学生定員変更に関する協議につ いて (回答) [1964 (昭和39) 年]	604
資料 7	〔産業関係学科開設時の専任教員および担当科目〕 [1966 (昭和41) 年]	605
資料 8	昭和42年度学科増設に関する協議について (回答) [1966 (昭和41) 年]	606
資料 9	〔観光学科開設時の専任教員および担当科目〕 [1967 (昭和42) 年]	607
(2) 法学部・法学研究科の開設		607
資料 1	〔新しい法学部への抱負—座談会—〕 [1958 (昭和33) 年]	608
資料 2	菊井維大「法学部創設前後」 [1957 (昭和32) 年]	610
資料 3	尾形典男「創設のころ」 [1957 (昭和32) 年]	611
資料 4	神島二郎「法学部とともに歩んで」 [1958 (昭和33) 年]	612

資料 5	〔法学部法学科設置認可〕〔1959（昭和34）年〕	613
資料 6	〔法学部開設祝賀式・祝賀会の招待状〕 〔1959（昭和34）年〕	614
資料 7	「わが法学部のねらい」〔1959（昭和34）年〕	614
資料 8	宮沢俊義「創立一周年を迎えて」〔1960（昭和35）年〕	615
資料 9	「専門課程のねらい」〔1959（昭和34）年〕	616
資料10	教授会御通知〔1959（昭和34）年〕	616
資料11	「教授陣容と講義科目」〔1959（昭和34）年〕	617
資料12	昭和34年度法学部専門課程日課表〔1959（昭和34）年〕	619
資料13	大学院研究科専攻増設について（通知）〔1961（昭和36）年〕	619
第 5 節	チャペル	620
(1)	組織	620
資料 1	立教大学キリスト教活動委員会〔1964（昭和39）年〕	620
資料 2	〔キリスト教活動委員会第 1 回記録〕〔1964（昭和39）年〕	621
資料 3	立教大学に於けるチャプレン（チャプレン室）の職位と機能 〔1966（昭和41）年〕	622
資料 4	立教大学チャプレン室規則〔1968（昭和43）年〕	623
資料 5	チャプレン室「立教大学ボランティア・コーナー（仮称） 開設について」〔1993（平成 5）年〕	624
資料 6	〔キリスト者大学問題懇談会〕〔1969（昭和44）年〕	626
資料 7	〔立教大学キリスト者懇談会〕〔1976（昭和51）年〕	627
(2)	礼拝	628
資料 1	立教大学野球部優勝感謝礼拝式〔1953（昭和28）年〕	628
資料 2	〔立教大学総長就任宣誓文〕〔1975（昭和50）年〕	628
資料 3	名誉学位贈呈の辞〔1977（昭和52）年〕	629
(3)	諸活動	630
資料 1	〔1962年立教大学メサイア〕〔1962（昭和37）年〕	630
資料 2	〔立教キャンプ C 大夕張キャンプ〕〔1977（昭和52）年〕	633
資料 3	1980年度 Human Relation's Camp in the Philippines 報告 〔1980（昭和55）年〕	634
資料 4	〔立教学院創立110周年記念日本縦断100kmリレー〕 〔1984（昭和59）年〕	636

第6節	図書館	637
資料1	「200万円を費し大学図書館改装なる」[1947(昭和22)年]	637
資料2	武藤重勝「立教大学図書館」[1961(昭和36)年]	638
資料3	〔研究室図書備付規程〕[1955(昭和30)年]	641
資料4	法学部学生閲覧室使用規則[1968(昭和43)年]	641
資料5	多田二郎「立教大学図書館新座保存書庫—その経緯と今後の歩み—」[1982(昭和57)年]	643
資料6	「文庫」[1996(平成8)年]	651
資料7	松平信久「立教大学の情報設備・システムの整備に関する答申」[1993(平成5)年]	653
第7節	諸研究所・施設の設置と活動	659
(1)	立教大学アメリカ研究所[1939(昭和14)年設立]	659
資料1	〔ダグラス・W・オーヴァトン「まえがき」〕 [1950(昭和25)年]	659
資料2	〔立教大学アメリカ研究所の現況〕[1952(昭和27)年]	660
資料3	文部省大学学術局「人文科学研究機関調査票」 [1953(昭和28)年]	663
資料4	立教大学アメリカ研究所規則	665
資料4-1	立教大学アメリカ研究所規則[1971(昭和46)年]	665
資料4-2	立教大学アメリカ研究所規則〔改正箇所抜粋〕 [1981(昭和56)年]	666
資料4-3	立教大学アメリカ研究所規則〔改正箇所抜粋〕 [1984(昭和59)年]	666
資料5	刊行物	666
資料5-1	〔「アメリカ研究所業績報告」にみる刊行物〕 [1954~62(昭和29~37)年]	666
資料5-2	〔『立教大学白書』にみる刊行物〕 [1950~96(昭和25~平成8)年]	667
資料6	公開講演・連続講義の開催	669
資料6-1	〔特別公開講演〕[1958~62(昭和33~37)年]	669
資料6-2	〔研究会・公開講演会・公開シンポジウム〕 [1980~96(昭和55~平成8)年]	670

資料6-3 [自由選択科目・総合講座「アメリカ研究」]	
[1981～96 (昭和56～平成8)年]	672
(2) 心理教育相談所 [1953 (昭和28)年設立]	673
資料1 立教大学心理教育相談所案内 [1953～61 (昭和28～36)年]	673
資料2 [職業指導幹部教員養成講座] [1953 (昭和28)年]	674
(3) 原子力研究所 [1957 (昭和32)年設立]	677
資料1 TRIGA-II型原子炉設置許可申請書 [1959 (昭和34)年]	677
資料2 学校法人立教学院の原子炉の設置の許可について [1959 (昭和34)年]	680
資料3 立教大学原子炉竣工感謝式及び原子力研究所開所式々次第 [1962 (昭和37)年]	680
資料4 立教大学原子炉竣工感謝式及び原子力研究所開所式への メッセージ [1962 (昭和37)年]	681
(4) アジア地域総合研究施設 [1958 (昭和33)年設立]	684
資料1 「アジア地域総合研究施設の東南アジア地域地理部門研究 センター立教大学文学部に設置」 [1958 (昭和33)年]	684
資料2 別技篤彦「[立教大学アジア地域総合研究施設]の設立」 [1967 (昭和42)年]	685
資料3 立教大学アジア地域総合研究センター規則 (案) [1990 (平成2)年]	688
(5) 産業関係研究所 [1959 (昭和34)年設立]	690
資料1 安藤瑞夫「立教大学 産業関係研究所」 [1963 (昭和38)年]	690
資料2 立教大学産業関係研究所規則 [1967 (昭和42)年]	693
(6) キリスト教教育研究所 (Japan Institute of Christian Education = JICE)	
[1962 (昭和37)年設立]	697
資料1 [立教大学キリスト教教育研究所案内パンフレット] [1962 (昭和37)年]	697
資料2 [第一回常務理事会記録] [1962 (昭和37)年]	699
資料3 [第三回集団生活指導者研修会スタッフ名簿] [1962 (昭和37)年]	701
(7) ラテンアメリカ研究所 [1963 (昭和38)年設立]	702
資料1 [研究所設立の端緒—大学部長会における松下正寿大学総長の 報告] [1962 (昭和37)年]	702

資料 2	〔研究所設立構想の胎動〕 [1962 (昭和37) 年]	703
資料 3	〔1962 (昭和37) 年12月 6 日の大学一般教育部教授会での趣旨説明〕 [1962 (昭和37) 年]	703
資料 4	〔ラテンアメリカ各国大公使の本学視察についての計画〕 [1963 (昭和38) 年]	703
資料 5	〔研究所責任者の決定〕 [1963 (昭和38) 年]	704
資料 6	〔研究所構想の具体化〕 [1963 (昭和38) 年]	704
資料 7	〔研究所予算の計上〕 [1963 (昭和38) 年]	705
資料 8	〔研究所発足促進に関する松下総長の要請〕 [1963 (昭和38) 年]	706
資料 9	〔ラテンアメリカ講座の開講前夜〕 [1963 (昭和38) 年]	706
資料10	〔ラテンアメリカ講座の開講時期をめぐって〕 [1963 (昭和38) 年]	707
資料11	〔ラテンアメリカ講座の開講〕 [1963 (昭和38) 年]	707
(8) 社会福祉研究所	[1967 (昭和42) 年設立]	708
資料 1	〔立教大学社会福祉研究所設立趣意書〕 [1967 (昭和42) 年]	708
資料 2	〔所員の選定〕 [1967 (昭和42) 年]	709
(9) 観光研究所	[1967 (昭和42) 年設立]	709
資料 1	〔立教大学観光研究所設置の件〕 [1967 (昭和42) 年]	709
資料 2	〔所員の選定〕 [1967 (昭和42) 年]	710
第 8 節	激動と変革	711
(1) 「大学紛争」とその前後		711
資料 1	〔学生会より提出された〕学生会館建設に関する要請 [1956 (昭和31) 年]	712
資料 2	学生会館問題の経緯 [1968 (昭和43) 年]	712
資料 3	〔学生関係施設〕建物の性格と名称 [1985 (昭和60) 年]	715
資料 4	対談「ウィリアムズホール」完成にあたって 〔泉水義大×岡本伸之〕 [1992 (平成 4) 年]	716
資料 5	〔封鎖 (六号館)、そして解除 フランス文学科問題の経過〕 [1969 (昭和44) 年]	717
資料 6	〔学生の 6 項目要求〕 [1969 (昭和44) 年]	718
資料 7	〔文学部教授会公示〕 [1969 (昭和44) 年]	718

資料 8	〔大衆団交の経緯〕〔1969（昭和44）年〕	719
資料 9	「大学運営に関する臨時措置法」立法化に反対を表明する 〔1969（昭和44）年〕	724
資料10	「大学紛争その後の経緯」〔1969（昭和44）年〕	725
資料11	緊急告示〔1969（昭和44）年〕	726
資料12	「総長所信説明集会」〔1969（昭和44）年〕	726
資料13	「告示」〔1969（昭和44）年〕	727
資料14	〔教職員有志の手で六号館封鎖解除〕〔1970（昭和45）年〕	728
(2) 人権問題		728
資料 1	〔1974年4月27日、学生提出の〕公開質問状に対する〔図書館長〕回答〔1974（昭和49）年〕	729
資料 2	一般教育部教授会「学生諸君へ」〔1974（昭和49）年〕	730
資料 3	一般教育部教授会「ふたたび学生諸君へ」 〔1974（昭和49）年〕	732
資料 4	佃 正晃「所信表明にあたって」〔1974（昭和49）年〕	733
資料 5	一般教育部教授会「説明会を開くにあたって」 〔1974（昭和49）年〕	735
資料 6	「〔S差別発言確認会〕経過」〔1974（昭和49）年〕	736
資料 7	〔被差別部落・朝鮮人差別落書〕〔1989（平成元）年〕	739
資料 8	「人権問題委員会発足」〔1991（平成3）年〕	740
(3) 入試改革		741
資料 1	立教大学法学部「立教大学法学部の入試改革について」 〔1978（昭和53）年〕	741
資料 2	昭和55年度文学部入試方法の新しい試みについて 〔1979（昭和54）年〕	743
資料 3	〔理学部・法学部の自由選抜入試〕〔1994（平成6）年度〕	744
第9節	国際交流の展開	746
資料 1	Memorandum of Agreement〔1973（昭和48）年〕	746
資料 2	立教大学学生国際交流規程〔1977（昭和52）年〕	747
資料 3	〔「ウィリアムス主教記念基金」規程〕〔1978（昭和53）年〕	750
資料 4	ウィリアムス主教記念基金講座講師 〔1979～94（昭和54～平成6）年〕	752

資料 5	立教大学国際学術交流規程 [1980 (昭和55) 年]	752
資料 6	立教大学「立教大学国際学術交流報告書」 [1979～94 (昭和54～平成6) 年].....	754
資料 7	立教大学国際センター規程 [1987 (昭和62) 年]	755
資料 8	一般国際交流協定	757
資料8-1	General Agreement for Scholarly Exchange and Collaboration between the University of the South and Rikkyo University [1995 (平成7) 年].....	757
資料8-2	Protocol for Student Exchange [1995 (平成7) 年]	759
資料 9	立教大学国際会議助成規程 [1995 (平成7) 年]	759
第10節	学生生活の変容	761
(1)	学生生活実態調査	762
資料 1	「課外活動—学生々活実態調査を通じて」 [1968 (昭和43) 年]	762
(2)	学生助育関係	763
資料 1	〔立教キャンプ初年の記録〕 [1954 (昭和29) 年]	763
資料 2	立教大学学生健康保険組合理約 [1962 (昭和37) 年]	764
資料 3	立教大学学生相談所規程 [1961 (昭和36) 年]	769
資料 4	立教大学カウンセラーに関する規則 [1963 (昭和38) 年].....	770
資料 5	松下正寿「女子学生寮建設にあたり」 [1958 (昭和33) 年] ...	771
資料 6	〔立教大学ロザリー・レナード・ミツチエル・メモリアル・ ホール運営管理規程〕 [1959 (昭和34) 年]	772
資料 7	立教大学ロザリー・レナード・ミツチエル・メモリアル・ ホール寄宿生心得 [1959 (昭和34) 年]	774
(3)	課外活動	776
資料 1	〔立教大学学生会の概要〕 [1958 (昭和33) 年]	776
資料 2	立教大学学生会規約 [1958 (昭和33) 年]	777
資料 3	学生会細則 [1958 (昭和33) 年]	778
資料 4	尾形典男「学生会の現状についての所信」 [1976 (昭和51) 年].....	780
資料 5	「学生会について」 [1997 (平成9) 年]	782

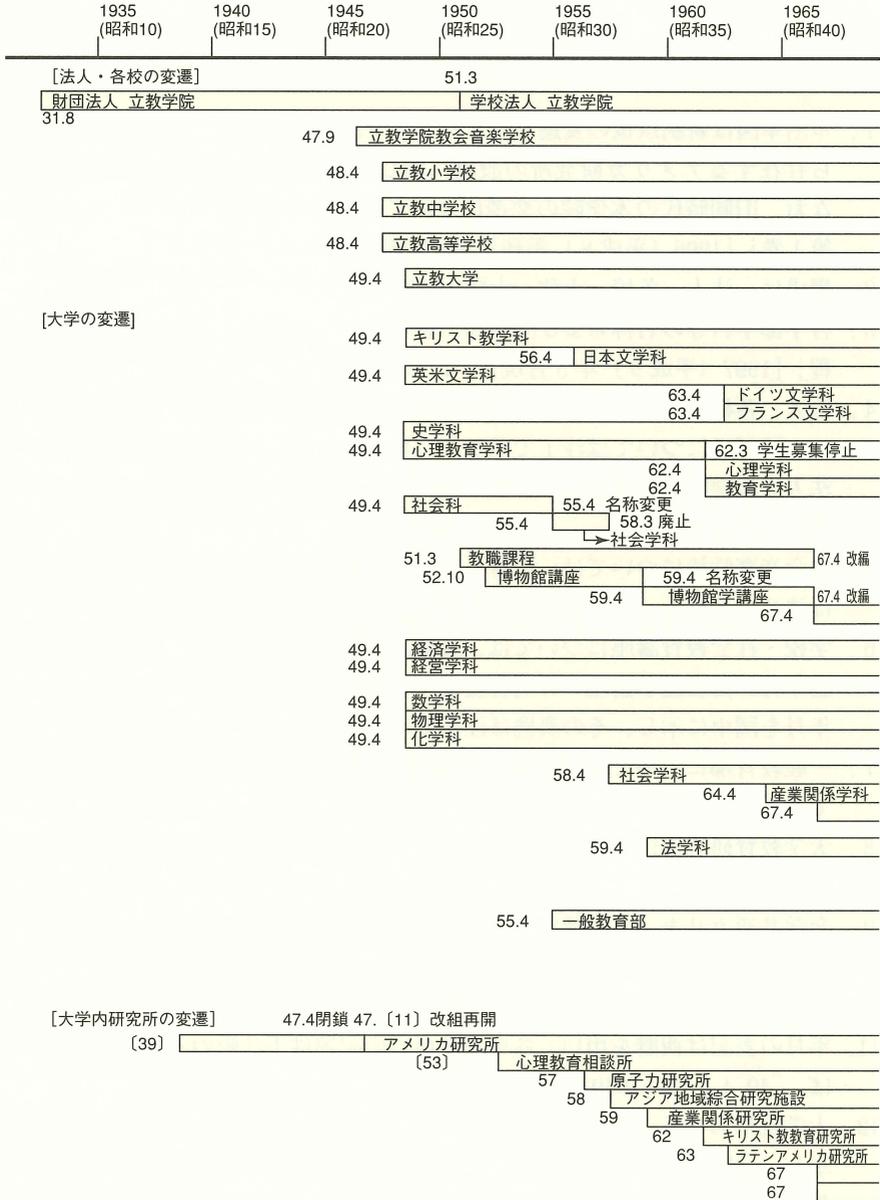
第11節 校友の増加と校友会	783
(1) 立教学院校友連合会	783
資料1 〔立教学院校友連合会の結成〕 [1953 (昭和28) 年]	783
(2) 立教中・高等学校同窓会	784
資料1 立教中／高等学校同窓会規約・学校法人立教学院評議員選出に 関する立教中／高等学校同窓会規則 [1958 (昭和33) 年]	784
(3) 『ニュース セントポール』の発刊	787
資料1 鈴木 泉「発刊を祝う」 [1953 (昭和28) 年]	787
(4) セントポールOG会	789
資料1 「女子卒業生の集い セントポールOG会開く 女子同窓の組織を確立」 [1957 (昭和32) 年]	789
(5) 専門委員会の設置	789
資料1 「同窓会の機関に五委員会を設置 常任理事会できまる」 [1958 (昭和33) 年]	789
(6) 会則改正	790
資料1 「会則改正委員会起草の会則改正案の審議 同窓会常任理事会 開く」 [1958 (昭和33) 年]	790
資料2 「第二十二回定期総会盛大に開く 会則改正案満場一致で通過 名称立教大学校友会に変わる」 [1960 (昭和35) 年]	791
資料3 立教大学校友会々則 [1960 (昭和35) 年]	792
資料4 立教大学校友会々則・立教大学校友会代議員推薦規約・ 学校法人立教学院評議員選出に関する立教大学校友会 規則 [1984 (昭和59) 年]	796
(7) セントポールズ会館の建設	803
資料1 立教大学校友会館の建設に伴う校地使用について [1974 (昭和49) 年]	803
資料2 〔校友会館建設資金寄付のお願い〕 [1975 (昭和50) 年]	804
資料3 「校友会館早期着工を承認」 [1976 (昭和51) 年]	805
資料4 「“校友の広場” ついに完成」 [1977 (昭和52) 年]	806
第6章 21世紀に向かって	807
第1節 大学の教育改革	807

資料 1	運営センターの設置の経緯、および全学共通カリキュラムの 理念・目的 [1996 (平成 8) 年]	808
資料 2	観光学部及びコミュニティ福祉学部の設置の意義 [1997 (平成 9) 年]	811
第 2 節	学院総合発展計画と池袋キャンパス再開発	812
資料 1	立教学院総合発展計画について [1997 (平成 9) 年]	813
資料 2	池袋校地における高等学校設置計画 [1997 (平成 9) 年]	815
資料 3	新座校地における中学校設置計画 [1997 (平成 9) 年]	819
資料 4	立教大学池袋校地再開発第 I 期整備計画実施計画 [1997 (平成 9) 年]	820
編集後記	825

立教学院沿革図

1. 本沿革図は新制以後の変遷を示したものである。ただし、法人および戦前から存在するアメリカ研究所の設置に関しては、新制以前から記載してある。なお、旧制時代の本学院の変遷については『立教学院百二十五年史 資料編第1巻』[1996（平成8）年刊] 30～32頁を参照のこと。
2. 構成は、法人・各校、大学、大学内研究所、大学院ごとに示した。
3. 各学部学科等の名称および配列は、基本的に「学校法人立教学院職位職制規程」[1997（平成9）年5月現在]に依拠した。
4. 法人、各校、大学の学科および大学院研究科の開設年月については図中に示し、認可日については注1で示した。なお、これらの特定に際しては、学校法人立教学院本部事務局および立教大学教務部に所蔵される認可書類等を参照した。
5. 教会音楽学校については、設置年月および解散年月を図中に示し、その典拠は注2で示した。
6. 学校・社会教育講座については、教職課程の設置認可年月、博物館講座の開講年月、博物館学講座への名称変更年月および学校・社会教育講座への改編年月を図中に示し、その典拠は注3で示した。
7. 一般教育部については、設置および解散年月を図中に示し、その典拠は注4で示した。
8. 大学教育研究部については、設置年月を図中に示し、その典拠は注5で示した。
9. 全学共通カリキュラム運営センターについては、発足年月を図中に示し、その典拠は注6で示した。
10. 大学内研究所については、設置年を図中に示し、その典拠は注7で示した。
11. 年月の表記は西暦を用い、各項目の西暦の記述は下2桁のみ表記した。例えば、「49.4」は「1949年4月」を意味する。
12. 大学院における各研究科の「修」「博」は、それぞれ修士課程と博士課程を示し、「博・前」「博・後」は、それぞれ博士課程前期課程と博士課程後期課程を示す。なお、帯中の点線は、修士課程と博士課程がそれぞれ博士課程前期課程と博士課程後期課程にかわったことを示す。

立教学院沿革図



1970 (昭和45)	1975 (昭和50)	1980 (昭和55)	1985 (昭和60)	1990 (平成2)	1995 (平成7)	
						法人
					94.3 解散	立教学院教会音楽学校
						小学校
						中学校
						高等学校
						大学
						文学部
						学校・社会教育講座
					学校・社会教育講座 (教職・学芸員・司書・社会教育主事課程)	
						経済学部
						理学部
						社会学部
					観光学科	
			88.4	国際・比較法学科	96.4	法学部
					政治学科	一般教育部 大学教育研究部
				95.3 解散	大学教育研究部	
				95.4		全学共通カリキュラム 運営センター
				大学教育研究部	全学共通カリキュラム 運営センター	
				94.12		研究所
				全学共通カリキュラム 運営センター		
						社会福祉研究所 観光研究所

立教学院沿革図

	1935 (昭和10)	1940 (昭和15)	1945 (昭和20)	1950 (昭和25)	1955 (昭和30)	1960 (昭和35)	1965 (昭和40)
[大学院の変遷]							
				54.4	修 組織神学専攻		
				58.4	博 組織神学専攻		
				60.4	修 日本文学専攻		
				62.4	博 日本文学専攻		
英米文学研究科英米文学専攻			51.〔4〕	修	54.4名称変更		
				54.4	修 英米文学専攻		
英米文学研究科英米文学専攻			53.4	博	54.4名称変更		
				54.4	博 英米文学専攻		
						67.4	修
						69.4	博
						65.4	修
						67.4	博
西洋史専攻			54.4	修	58.3 学生募集停止		
				58.4	修 史学専攻		
				60.4	博 西洋史専攻		
				62.4	博 日本史専攻		
						67.4	修
						69.4	博
				54.4	修 応用心理学専攻	62.3 廃止	
					62.4	修 心理学専攻	
					62.4	博 心理学専攻	
						69.4	博
応用社会学専攻			54.4	修		60.3 廃止	
応用社会学専攻			56.4	博		60.3 廃止	
51.〔4〕					修 経済学専攻		
						63.4	博 経済学専攻
				54.4	博 経済政策専攻	63.3 学生募集停止	
53.4					修 原子物理学専攻		
				55.4	博 原子物理学専攻		
				54.4	修 化学専攻		
					62.4	博 化学専攻	
				55.4	修 数学専攻		
					62.4	博 数学専攻	
						60.4	修 応用社会学専攻
						60.4	博 応用社会学専攻
						61.4	修 比較法専攻
						61.4	博 比較法専攻
						69.4	博
						69.4	博

1970 (昭和45)	1975 (昭和50)	1980 (昭和55)	1985 (昭和60)	1990 (平成2)	1995 (平成7)
----------------	----------------	----------------	----------------	---------------	---------------

博・前
博・後
博・前
博・後
博・前
博・後
ドイツ文学専攻 博・前
ドイツ文学専攻 博・後
フランス文学専攻 博・前
フランス文学専攻 博・後

博・前
76.3 学生募集停止
76.3 学生募集停止
76.4 博・後 史学専攻
地理学専攻 博・前
博 地理学専攻 博・後
博・前
博・後
修 教育学専攻 博・前
72.4 博 博・後
↳ 教育学専攻

文学研究科

博・前
博・後

経営学専攻 94.4 修 : 博・前
経営学専攻 96.4 博・後

経済学研究科

博・前
博・後
博・前
博・後
博・前
博・後

生命理学専攻 96.4 修

理学研究科

博・前
博・後

90.4 修 社会学専攻 : 博・前
社会学専攻 97.4 博・後

社会学研究科

博・前
博・後
修 民刑事法専攻 博・前
博 民刑事法専攻 博・後

政治学専攻 91.4 修 : 博・前
政治学専攻 93.4 博・後

法学研究科

立教学院沿革図

沿革図に関する注

1. 認可日一覧

1) 法人

財団法人立教学院 1931（昭和6）年8月7日

学校法人立教学院 1951（昭和26）年3月7日

*1950（昭和25）年3月15日に施行された私立学校法（法律第270号）の附則4は、財団法人から学校法人への「組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることに因つて効力を生ずる」と規定している。学校法人立教学院の登記日は1951（昭和26）年3月14日である。

2) 各校

立教小学校 1948（昭和23）年1月23日

立教中学校 1948（昭和23）年4月1日

立教高等学校 1948（昭和23）年3月10日

立教大学 1949（昭和24）年2月21日

3) 大学の学科

a) 文学部

キリスト教学科 1949（昭和24）年2月21日

日本文学科 1956（昭和31）年3月1日

英米文学科 1949（昭和24）年2月21日

ドイツ文学科 1962（昭和37）年12月20日

フランス文学科 1962（昭和37）年12月20日

史学科 1949（昭和24）年2月21日

心理教育学科 1949（昭和24）年2月21日

*1961（昭和36）年度限りで学生募集停止 [1962（昭和37）年3月23日]、廃止
へ

心理学科 1962（昭和37）年3月23日

教育学科 1962（昭和37）年3月23日

社会科 1949（昭和24）年2月21日

*「社会学科」へ名称変更 1955（昭和30）年1月20日

社会学科 「社会科」より名称変更 1955（昭和30）年1月20日

*1957（昭和32）年度限りで廃止 [1958（昭和33）年1月10日]

b) 経済学部

経済学科 1949（昭和24）年2月21日

- 経営学科 1949（昭和24）年2月21日
- c) 理学部
- 数学科 1949（昭和24）年3月25日
- 物理学科 1949（昭和24）年3月25日
- 化学科 1949（昭和24）年3月25日
- d) 社会学部
- 社会学科 1958（昭和33）年1月10日
- 産業関係学科 1964（昭和39）年1月17日
- 観光学科 1966（昭和41）年12月26日
- e) 法学部
- 法学科 1959（昭和34）年1月20日
- 国際・比較法学科 1987（昭和62）年12月23日
- 政治学科 1995（平成7）年12月22日
- 4) 大学院研究科
- a) 英米文学研究科 [「文学研究科」へ名称変更 1954（昭和29）年3月20日]
- 英米文学専攻 修士1951（昭和26）年4月5日
- * 「学校法人立教学院第二回理事会記録」[1951（昭和26）年5月11日（学校法人立教学院本部事務局所蔵）]には、修士課程は「五月七日より開講」と記されている。
- 博士1953（昭和28）年3月31日
- b) 文学研究科 [「英米文学研究科」より名称変更 1954（昭和29）年3月20日]
- 組織神学専攻 修士1954（昭和29）年3月20日
- 博士1958（昭和33）年3月31日
- 日本文学専攻 修士1960（昭和35）年3月21日
- 博士1962（昭和37）年3月20日
- ドイツ文学専攻 修士／博士1967（昭和42）年3月29日
- フランス文学専攻 修士1965（昭和40）年3月27日
- 博士1967（昭和42）年3月29日
- 西洋史専攻 修士1954（昭和29）年3月20日
- * 1957（昭和32）年度限りで学生募集停止 [1958（昭和33）年3月31日]、廃止へ
- 博士1960（昭和35）年3月21日
- * 1975（昭和50）年度限りで学生募集停止 [1976（昭和51）年3月25日]、廃止

立教学院沿革図

へ

- 史学専攻 修士1958（昭和33）年3月31日
博士後期1976（昭和51）年3月25日
- 日本史専攻 博士1962（昭和37）年3月20日
*1975（昭和50）年度限りで学生募集停止 [1976（昭和51）年3月25日]、廃止へ
- 地理学専攻 修士1967（昭和42）年3月29日
博士1969（昭和44）年3月27日
- 応用心理学専攻 修士1954（昭和29）年3月20日
*1961（昭和36）年度限りで廃止 [1962（昭和37）年3月20日]
- 心理学専攻 修士／博士1962（昭和37）年3月20日
- 教育学専攻 修士1969（昭和44）年3月27日
博士1972（昭和47）年3月30日
- 応用社会学専攻 修士1954（昭和29）年3月20日
*1959（昭和34）年度限りで廃止 [1960（昭和35）年3月21日]
博士1956（昭和31）年3月31日
*1959（昭和34）年度限りで廃止 [1960（昭和35）年3月21日]

c) 経済学研究科

- 経済学専攻 修士1951（昭和26）年4月5日
*「学校法人立教学院第二回理事会記録」[1951（昭和26）年5月11日（学校法人立教学院本部事務局所蔵）]には、修士課程は「五月七日より開講」と記されている。
博士1963（昭和38）年3月29日
- 経済政策専攻 博士1954（昭和29）年3月20日
*1962（昭和37）年度限りで学生募集停止 [1963（昭和38）年3月29日]、廃止へ
- 経営学専攻 修士1994（平成6）年3月16日
博士後期1995（平成7）年12月22日

d) 理学研究科

- 原子物理学専攻 修士1953（昭和28）年3月31日
博士1955（昭和30）年3月30日
- 化学専攻 修士1954（昭和29）年3月20日
博士1962（昭和37）年3月20日

- | | |
|-----------|---|
| 数学専攻 | 修士1955（昭和30）年3月30日
博士1962（昭和37）年3月20日 |
| 生命理学専攻 | 修士1995（平成7）年12月22日 |
| e) 社会学研究科 | |
| 応用社会学専攻 | 修士／博士1960（昭和35）年3月21日 |
| 社会学専攻 | 修士1990（平成2）年3月19日
博士後期1996（平成8）年12月19日 |
| f) 法学研究科 | |
| 比較法専攻 | 修士／博士1961（昭和36）年3月31日 |
| 民刑事法専攻 | 修士／博士1969（昭和44）年3月27日 |
| 政治学専攻 | 修士1991（平成3）年3月20日
博士後期1993（平成5）年3月19日 |

※大学院の課程の名称について

大学院設置基準制定〔1974（昭和49）年6月〕に伴い、修士課程と博士課程から構成されていた大学院の課程は、1976（昭和51）年4月1日をもって標準就業年限5年の博士課程となり、前期課程および後期課程に区分された〔「立教大学大学院学則」立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第11号』1976（昭和51）年8月30日〕。また、社会学研究科社会学専攻修士課程の設置に伴い、1990（平成2）年4月1日をもって標準就業年限2年の修士課程が併設されることになった〔「立教大学大学院学則」立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第37号』1990（平成2）年7月1日〕。

5) 1998（平成10）年度開設予定の新学部等について

観光学部（観光学科）、コミュニティ福祉学部（コミュニティ福祉学科）、観光学研究科観光学専攻博士前期・後期課程、文学研究科比較文明学専攻修士課程、理学研究科生命理学専攻博士後期課程については、1997（平成9）年12月19日付で認可を受けており、1998（平成10）年度に開設される予定である。

2. 立教学院教会音楽学校について

1) 設置

- ・「立教学院教会音楽学校規則」1947（昭和22）年9月12日（立教大学チャブレン室事課所蔵）

2) 解散

- ・「立教学院教会音楽学校理事会議事録」1995（平成7）年3月22日（立教大学チャブレン室事務課所蔵）

3. 学校・社会教育講座について

1) 教職課程

・〔教職課程設置認可書〕1951（昭和26）年3月31日（立教大学教務部学務課所蔵）

※教職教育は、教職課程設置以前の1949（昭和24）年度から行なわれている〔「立教大学学則」1949（昭和24）年4月1日（学校法人立教学院本部事務局所蔵）〕。

※学校・社会教育講座への改編後も、「教職課程」の文言は学則上に残っていたが、文部省の通知に基き、1971（昭和46）年4月1日変更の「立教大学学則」〔立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第2号』1971（昭和46）年4月1日（立教大学総務部庶務課所蔵）〕において削除された。

2) 博物館講座

・『立教大学新聞』第92号、立教大学新聞学会、1952（昭和27）年11月20日、1面（立教大学図書館大学史資料室所蔵）

・中川成夫「学芸員課程20年の歩み—私の回想—」『Mouseion』第19号、学芸員課程・中川成夫、1973（昭和48）年6月30日、11～19頁（立教大学教務部学校・社会教育講座課所蔵）

3) 博物館学講座

・「立教大学学則」1958（昭和33）年4月1日改正版、1959（昭和34）年4月1日改正版（立教大学教務部学務課所蔵）

4) 学校・社会教育講座

・「人事カード」〔手塚隆義文学部長、学校・社会教育講座委員長の辞令（委嘱）〕1967（昭和42）年4月1日（立教大学総務部人事課所蔵）

※改編時より用いられている「学校・社会教育講座」との呼称は、立教学院の組織・人事上で使用されているものであり、学則に規定されたものではない。

1967（昭和42）年2月14日の「学則の一部変更について」〔「昭和四十一年度立教大学学則変更届」（学校法人立教学院本部事務局所蔵）〕において、「社会教育講座」の設置申請がなされており、1967（昭和42）年4月1日変更の「立教大学学則」〔1967（昭和42）年4月1日（立教大学教務部学務課所蔵）〕においても、「社会教育講座」との文言が用いられている。その後、文部省からの通知に基き、1971（昭和46）年4月1日変更の「立教大学学則」〔立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第2号』1971（昭和46）年4月1日（立教大学総務部庶務課所蔵）〕において「社会教育講座」の文言は削除された。

学則の表記にかかわらず、人事発令は当初から「学校・社会教育講座」の表現が用いられており（上記「人事カード」）、1989（昭和64）年4月1日に施行され

た「学校法人立教学院職位職制規程」〔学校法人立教学院本部事務局総務課 編『学校法人 立教学院諸規程集 追録第19号』1989（昭和64）年4月20日（学校法人立教学院本部事務局総務課所蔵）〕においても、学校・社会教育講座との呼称が用いられている。なお、1969（昭和44）年7月1日に発行された立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集』（立教大学総務部庶務課所蔵）に掲載されている「学校・社会教育講座規程」は、学校・社会教育講座が文学部に所属し、文学部長を委員長とする学校・社会教育講座委員会によって運営されることを規定しており、この規定は1997（平成9）年5月現在も存続している。

4. 一般教育部について

（設置）

- ・「〔大学〕部長会記録」1955（昭和30）年4月7日（立教大学図書館大学史資料室所蔵）
- ・「〔大学〕部長会記録」1955（昭和30）年4月28日（立教大学図書館大学史資料室所蔵）
- ・「人事カード」〔細入藤太郎一般教育部長の辞令〕1955（昭和30）年5月24日（立教大学総務部人事課所蔵）

※なお、一般教育は1949（昭和24）年度から行なわれている〔「立教大学学則」1949（昭和24）年4月1日（学校法人立教学院本部事務局所蔵）〕。

（解散）

- ・「第34回〔大学〕部長会議事録」1995（平成7）年2月15日（立教大学総長室秘書課所蔵）
- ・「第23回一般教育部教授会議事録」1995（平成7）年3月16日（立教大学大学教育研究部所蔵）

5. 大学教育研究部

- ・「第34回〔大学〕部長会議事録」1995（平成7）年2月15日（立教大学総長室秘書課所蔵）

6. 全学共通カリキュラム運営センター

- ・「第25回〔大学〕部長会議事録」1994（平成6）年11月30日（立教大学総長室秘書課所蔵）

7. 研究所について

1) アメリカ研究所

〈開設〉

- ・「第二回アメリカ研究所図書委員会記録」1939（昭和14）年10月10日（立教大

立教学院沿革図

学図書館大学史資料室所蔵)

- ・立教大学アメリカ研究所「昭和十五年 自一月 至六月 アメリカ研究所議事録」
(立教大学アメリカ研究所所蔵)

<閉鎖>

- ・「財団法人立教学院第百回理事会記録」1947(昭和22)年4月18日(学校法人立教学院本部事務局)

<再開>

- ・「財団法人立教学院第百参回理事会記録」1947(昭和22)年11月27日(学校法人立教学院本部事務局所蔵)

2) 心理教育相談所

- ・「立教大学心理教育相談所規則」[施行年月日不詳]立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集』1969(昭和44)年7月1日(立教大学総務部庶務課所蔵)
- *「規則」の冒頭には「設立年月日 昭和28年4月1日」と記載されている。

3) 原子力研究所

- ・立教大学「TRIGA II型原子炉設置申請書 説明書その1」(立教大学管財部用度課所蔵)
- ・「人事カード」[中川重雄所長の辞令]1957(昭和32)年5月20日(立教大学総務部人事課所蔵)

4) アジア地域総合研究施設

- ・「覚書」1958(昭和33)年6月25日(立教大学アジア地域総合研究施設所蔵)
- ・「[大学] 部長会記録 [メモ]」1958(昭和33)年6月25日(立教大学大学史資料室所蔵)
- ・「社会学部教授会記録要約」1958(昭和33)年6月26日(立教大学社会学部所蔵)

5) 産業関係研究所

- ・「立教大学産業関係研究所規則」[1959(昭和34)年4月1日]立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集』1969(昭和44)年7月1日(立教大学総務部庶務課所蔵)
- ・「人事カード」[安藤瑞夫所員の辞令]1959(昭和34)年4月1日(立教大学総務部人事課所蔵)

6) キリスト教教育研究所

- ・「[大学] 部長会記録 [メモ]」1962(昭和37)年3月15日(立教大学図書館大学史資料室所蔵)
- ・「[大学] 部長会記録 [メモ]」1962(昭和37)年4月11日(立教大学図書館大学

史資料室所蔵)

- ・「人事カード」〔菅円吉所長の辞令〕1962（昭和37）年4月13日（立教大学総務部人事課所蔵）

7) ラテンアメリカ研究所

- ・「〔大学〕部長会記録要約」1963（昭和38）年3月20日（立教大学総長室秘書課所蔵）
- ・「人事カード」〔江川英文所長の辞令〕1963（昭和38）年4月1日（立教大学総務部人事課所蔵）

8) 社会福祉研究所

- ・「第29回〔大学〕部長会議事録」1967（昭和42）年2月22日（立教大学総長室秘書課所蔵）
- ・「人事カード」〔岩井祐彦所長の辞令〕1967（昭和42）年5月17日（立教大学総務部人事課所蔵）

9) 観光研究所

- ・「第29回〔大学〕部長会議事録」1967（昭和42）年2月22日（立教大学総長室秘書課所蔵）
- ・「人事カード」〔賀来才二郎所長の辞令〕1967（昭和42）年4月1日（立教大学総務部人事課所蔵）

第1章 立教学院

本章では、最初に戦後の歴代院長、総長、校長、チャプレンが「建学の精神」をどのように理解してきたかを示す文書を掲げた。つづく第2、3節は、財団法人から学校法人への組織変更と学校法人立教学院の寄附行為に関する文書・記録から構成されている。第4節では学院の事務機構に関する資料を集め、さらにその変遷を復元しようと試みた。第5節は学院全体の財政構造を浮き彫りにする財務文書を、第6節は学院と各学校の福利厚生にかかわる文書を、そして第7節では新座キャンパスの取得をめぐる記録を収めた。最後に「建学の精神」を象徴する立教学院諸聖徒礼拝堂に関する文書を収録した。(鶴川 馨)

第1節 立教学院の理念

本節には、戦後、新学制発足以後の本学の建学の精神に関する資料を収録した。資料収集にあたり、『立教学院百二十五年史 資料編1巻』[1996(平成8)年刊]同様、主として、学院長をはじめ、総長、チャプレン長、各校の校長、チャプレンなど、当時の教学の代表者たちの建学の精神に関する記録を中心に収集したが、紙幅の関係上、その一部のみ収めてある。資料1～8までは、1950年代から1990年代にかけて学院と大学の再建と発展に寄与した佐々木順三をはじめ、松下正寿、大久保直彦、大須賀潔、佃正昊、尾形典男、浜田陽太郎、塚田理の8名による文章のうち、とくに建学の精神について語られた資料を、また、資料9～13までは、桜井享をはじめ、西村哲郎、佐々木喜市、縣康、浅香良平の5名により小・中・高等学校の建学の精神や理念について触れられた資料を、それぞれ時系列的に掲載した。(小熊伸一)

資料1 佐々木順三「建学の精神」〔作成年不詳〕

建学の精神

総長 佐々木 順三

立教学院の創立者チャニング・ムーア・ウィリアムス主教は、徳川幕府三百年鎖国の夢破れ、安政五年日米の間に通商の約成つて、日本が海外に国を開いた翌年、未だ物情騒然たる時、アメリカ聖公会より遣はされた新教最初の宣教師であ

第1章 立教学院

つた。彼が基督の愛に励まされ、異境伝道の念に燃えて、その生涯を日本に献ずべく長崎に上陸したのは、齡正に三十の時であつた。

彼の使命はもとより日本に基督の福音を伝えることにあつたが、同時に、彼自身の書簡にある如く『此国の前途必ず洋々たる希望あるべきことを信じ』これを西欧文化に開眼せしめ、以つて健全なる近代国家に育成せんと念禁じ難きものがあつたのである。

この偉大なる志を抱いて、彼は伝道の当初より、徒らに信者を速製して母教会〔ママ〕への報告を飾ることを念とせず、長崎在留十年の間、日本語の研究と翻訳に専念し、稀に來訪する人々に神の道を説き、聖書及び類書を与え、忍耐、敬虔、仁愛の徳をもつて彼等に接し、その実践によつて、おのづからキリストの道の証をなしたのである。

この準備の時代を経て、主教は明治二年大阪に出で、幾つかの教会を建て、次いで明治六年十一月伝道の本拠を東京に移した。東京に於ける最初の仕事は、翌七年二月築地に一屋を借りて、此処に教会と学校を創めたことである。この学校は立教学校と呼ばれたが、それは小学立教篇の註に立極教人とある通り、基督教の信仰に基いて人を教えるといふことを明かにしたものである。この学校こそ立教学院の濫觴をなすもので、僅か五名の生徒をもつて始められたが、数名の米人教師によつて聖書、英語、歴史、科学等が教えられたので、忽ち当時好學の青年を惹きつけ、数月の内に五十五名の生徒を数えるに到つた。

抑々、ウイリアムス主教は宣教の当初より夙に教育を重視し『日本國民を教化せんとする我等の唯一の願望は、日本の指導者の力に依らざるべからず』との方針を堅く持し、日本の青年を基督教の感化に浴せしめ、その中より宗教、政治、經濟、教育等各界の指導者を輩出せしめ、以つて新日本の建設に寄与せんことを期したのである。折柄、当時日本の学界に漸く唯物無神論的哲學の擡頭するを見るに及び、主教は一層基督教々育の重要性を痛感し、立教学校の内容施設の改善充實を計り、明治十五年築地に煉瓦建校舎を完成し、米国のカレツヂに相当する立教大学校を起し、同年亦三一神学校をこれを併設して、我國基督教々育の歴史に巨大な足跡を印したのである。この二つの学校は現在の立教大学と聖公會神学院の前身をなすものである。

思ふに、立教大学建學の精神は、その当初より終始一貫して、万物の創造主たる神を畏れ、その子キリストの聖言に聴くことをもつて『知識の本もと』（箴言一〇七）となす基督教の根本的信仰に基くもので、あらゆる學問の研究は、自然と歴史の中に啓示された神の知慧を謙遜なる心を以つて探求し、全ての真理と善の源

を神の中に見出すと共に、神の限りなき智慧によつて、人間の裏に備えられた永遠の道を会得して、人類の平和と福祉に貢献することである。而して立教の標語『神と国との為』は、正にこの建学精神の端的な表現に他ならないのである。

次に立教の伝統に著しい影響をもつものは、ウイリアムス主教によつて伝えられた聖公会の精神（アングリカニズム）である。聖公会は宗教改革の当時以来、常に神学と教会との全き調和の上にキリスト教信仰の確立を努めて居る教派で、その考え方によれば、神学を始め学問の軽視は教会の生命を萎靡沈滞せしめ、同時に又、宗教的精神の欠如は学問の府を偏狭、術学に墜落せしめるといふのである。この故に大学に於ける宗教的感化は、当然力強くなければならない。それは決して大学の生命を抑制する為のものではなく、却つて大学の正しい進展と充実の為に資するものであると主張するのである。立教大学が『自由の学府』たる所以は、実に、質実な信仰生活の中に自由博大な精神を包蔵するこの聖公会の伝統から来るものと称して憚らないであろう。

最近欧米の大学に於ける新らしい傾向は、学内宗教活動の目覚しい復興であると伝えられて居る。これは近代科学の驚異的な業績も、それが濫用されれば世界人類の破滅を招来する危険が、漸くにして従来の科学^{〔ママ〕}の過信を反省せしめ、科学は強力な手段ではあるがそれ自身には何の目的も有することなく、世界人類の平和と幸福とを念とする宗教の貴い目的に協力する時に、初めて大きな意義を生ずることが認識されて来たが為であるといはれて居る。かかる欧米大学の傾向は決して今日に始まつたものでなく、抑々大学がその起源を修道院の中に有つて、学問の研究が造物主^{〔ママ〕}の畏敬の下に行はれて来たことに鑑みても当然の帰趨といはねばならぬ。

立教大学は基督教の信仰に立つて学問の研究を行うことを使命として今日に到つたもので、欧米大学の今日の傾向は実に我々があらゆる困難と戦つて守り抜いて来た立教の伝統のうちに含まれて居ることを誇とするものである。

佐々木順三「立教大学 建学の精神」〔作成年不詳〕1～7頁
〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 松下正寿「建学の精神」〔1956（昭和31）年〕

建学の精神

立教大学総長 松下 正寿

立教大学の精神は、これを三つに分けて考えることが出来る。

第一に、立教大学は「基督教に基く教育を施す」ことを目的とする大学である。

第1章 立教学院

「基督教に基く教育」とは基督教そのものの教育とは違う。立教大学には特に基督教そのものを教えるために文学部基督教学科が設けられているが、それは勿論一学部の一学科に過ぎない。立教大学には学園内にチャペルがあり、それを中心とする色々の宗教活動が行われているが、それは学生の任意の活動である。「基督教に基く教育」とはそのようなことではなく、基督教の信仰に基く教育ということである。基督教の信仰は使徒信經に要約されているが、使徒信經における信仰の基礎は、その第一句「我は天地の創造主、全能の父なる神を信ず」である。この句をよく考えて見よう。

我々は神が天地万物の創造主であると信じている。神は太古、天地万物を造り、その後は無関心でおられるのではない。天地万物は過去において造られたが現在においても、将来においても創造は無限に続くのである。自然現象も、文化現象も一切神の御業である。そのうちには花咲き、鳥歌うというような楽しい現象もあるが、地震、台風のように苦難を伴うものもある。そのうちには家庭の和楽、国際間の親善というような幸福なものもあるが、犯罪、戦争のように邪悪なものもある。何故神が苦難や邪悪を造られたかと問われても誰にも答えられない。昔から議論はあつたが、本当のことは誰にもわからない。我々には理由はわからないが、天地万物が造られ、造られつつある過程に多くの苦難や邪悪があるという事実を知っている。そこで基督教とは、明るい面ばかり見て、暗いものは見まいとする甘い宗教ではなく、厳しい現実を直視することを要請する宗教であることがわかると思う。神は全能である。我々人間は出来ること、知っていることが甚だ少い。我々は過去の経験に基く若干の知識と能力とを持つているが、将来のことになると全くわからない。推測は出来るが間違いだらけである。それと対比し神は全知全能である。というのは別の言葉でいうと、神が一切の知識と能力の源泉であるということである。我々の信ずる神は「父なる」神である。全知全能にして、天地万物を造り給う神は我々とは無関係の神ではなく、我々の父である。従つて我々は父に対する子として、神の天地創造に参加することが出来るし、神の知識と能力とを分け与えられることが出来る。これは基督教の信仰において極めて重要なことである。神は我々と無関係に天地を創造し給うのではなく、我々不完全な人間と共に天地万物を創造し給うている。人間の尊厳性はそこにある。これを逆に見れば、我々は父なる神と協力して天地万物の創造に参加しているのである。

立教大学は学府である。学府とは学問を教えるところ、学問とは真理の探求である。学問は直ちに真理ではない。真理の探求である。完全な真理は全知全能の

神に属し、我々人間はそれを絶えず探求するに過ぎない。従つて我々は「これが真理だ」と断定して、人に、それを押しつける権利がない。我々に出来ることは、せいぜい仮説を構成し、それを経験に照して吟味することである。仮説は真理そのものではなく、真理探求への手段である。だから仮説は自由に厳しく批判されなくてはならない。立教が「自由の学府」であると言われているのはそのためであつて、我々は如何なる説にも傾聴し、如何なる説をも排斥しない。併し、同時に我々は如何なる説をも神聖視し、ドグマ化し、偶像視することを許さない。神は独りであつて、我々は神以外のものを拝さない。そこに学問の自由があり、我々の教育はそのような信仰を基礎としているのである。

第二に立教大学は聖公会の建てた大学である。聖公会は、日本では日本聖公会、米国ではプロテスタント・エписコパル教会、英国では英国教会と称されているが、凡て同一教義を持ち、一括して「天下の聖公会」と称する。偕、聖公会はカトリック教会と異り、ローマ法皇を戴いていないが、教会を使徒時代から継承した体であると信じている。従つて仮りに私が独りで聖書を学び基督教を信じていると思つても、聖公会では必ずしも私を信者であると認めない。基督の使徒たちが建て、今日まで連綿として続いている主の体に参加することが要請されている。別の言葉で言うと、聖公会は歴史的、社会的であるということだ。主観的ではなく、客観的、個人主義的ではなく社会中心的である。この精神が天下の聖公会に一貫する伝統であつて、立教大学の建学の精神である。

我々は学生諸君が聖公会にはいることを歓迎するが、直接にも間接にも強制はしない。強制しなくても聖公会の精神は自ら立教に流れ、立教の伝統になつている。稍、具体的に説明しよう。我々は学生が熱心に勉強することを要求し、活発なスポーツ活動や文化活動を営むことを奨励する。併し我々は他人を押しつけ、自分独り偉くなればよいという所謂秀才教育を排斥する。結果として偉くなるのは結構であるが、何より先ず神と人とに奉仕する人になつてもらいたい。聖公会にはローマ法皇のような中心人物がいらないし、又プロテスタント各派のように特定の教理を固守しない。聖公会はあらゆる教理や神学を包擁する。それは聖公会が理論よりはコミュニティーに重点をおいているからだ。個人としてではなく、組織された体の一部として行動し、それを楽しむのが聖公会の伝統であり、立教の精神である。

立教の創立者は米人、チャニング・ムーア・ウィリアムス主教である。彼は安政六年（1859年）七月長崎に上陸し、五十年間日本伝道に献身した人である。彼が日本に来た頃、日本は未だ物情騒然たるものがあり、宣教は未だ許されていない

第1章 立教学院

かつた。基督の愛に励まされ、日本と日本人を熱烈に愛さなくては到底このような冒険は出来ない。彼は異邦たる日本に福音を宣べるといふ大望を懐いた。この大望、この雄志の源泉は何であつたか。勿論、基督の愛である。併し、彼が学び、直接に彼の決意を形成したものはパウロであつたと思う。使徒行伝はパウロがローマに向つて地中海を西行した時、逆風に遭つて船進まず、七ヶ月を費して目的地に達したと伝えている。ウイリアムス主教も同じく七ヶ月を航海に費した。彼は終始一貫パウロを学び、パウロに習い、パウロの跡を追つた。彼が我が大学を英語でSt. Paul's schoolと命名したのは偶然ではない。彼はパウロの精神で日本に来、パウロの精神で立教を建てたのである。従つて、我々はどこまでもパウロの精神を基礎とする大学である。「立教」という文字の出所については確実な根拠はないが、私は清の大儒高愈の註した「立教法以治人」をとつたものと思う。そうすると「立教」はむしろSt. Paulの意識に近い。換言すれば立教は聖パウロである。偕、パウロは使徒のうち唯一の学者であつた。彼は正しい信仰に論理を与え、基督教を世界宗教とし、基督教の迷信化を防いだ最大の人物であつた。信仰は直ちに学問ではないが、学問の無い宗教は危険である。学問即ち真理探求の熱意なくしては正しい信仰は得られない。併し、パウロの学問に対する態度は空理空論の追求ではなく、善の実践であつた。彼はどこまでも行動人であつた。彼は行動の原理としての学問を求め、そして行動を通して真理を探求した。これが真の学者としての態度である。日本ではよく学問と行動とを分けて考えたがる。その結果、所謂学者は無責任な空理空論を弄ぶことになる。これは正しい態度ではない。真理の探求は真剣でなくてはならない。真剣とは行動に責任を持つことである。行動的要素を欠く所謂学問は危険である。何となれば、それは何ら社会的価値なく、歴史の形成に役立たない。個人の知的遊戯に終るからだ。純然たる遊戯をしている時は自分が遊戯をしていることを意識しているだけに危険は少いが、非行動的無責任な空論を弄ぶものは、それを遊戯であると意識せず、却つて真理の探求であると誤信し、危険は倍加するのである。我が立教大学の建学の精神はそれとは正反対で、パウロの如く行動のための学問である。立教大学は学生に勉強を強く要請する。併し立教における勉強は知識の増加に止まることを許さない。立教の勉強は知識を通し、意思形成にまで徹底しなくてはならない。換言すれば、神と人とに仕える人間を作るのが、パウロの学問に対する態度であり、それが立教建学の精神である。

『FRESHMAN HANDBOOK』 St. Paul's University 1956 (昭和31)年 3～8頁

[立教大学学生部所蔵]

資料3 大久保直彦「立教建学の精神について」[1971(昭和46)年]

立教建学の精神について

立教大学チャプレン長

大久保直彦

諸君も既に御承知の通り、立教大学はキリスト教をその建学の精神として創立された、いわゆるキリスト教大学であります。だが、この立教建学の精神であるキリスト教が、また等しく教育研究の場であり学問の府である大学としての立教にとって、今日いったい、具体的にどのような意味あいをもつものなのでしょう。その点について一、二のことを記して諸君の御参考に供します。

さて、諸君が大学進学を志望された動機には、おそらく十人十色、それぞれに異なったものがあつたと思います。だが、その動機は何であつたにしても、それ故に更に学びたい——更に学ぶことによって自分自身の一段の充実を計ろう——と考えたという点においては、誰もみな同一であつたと思います。つまり諸君はみな、そうでない諸君の仲間とは異なり、大学という学問の場において更に「学ぶ」ということによって、自身の充実、自分自身の人間形成を計る道を選びとつたというわけなのです。

大学とは本質的には、多かれ少なかれ諸君がここに予期した通り、それはまさしく「学ぶ」という人間の一つのいとなみを通して人間形成を計る場にほかなりません。だがいったい、「学ぶ」とは、格別にも大学において「学ぶ」とは何なのか——と言えば、それはつまり、ほんとうのもの——真理——を探求するというにほかなりませんが、しかしまた、ここに言う真理の探求とは、決してただ単なる既知の知識の修得を意味するものではありません。それはむしろ、無限の未知なる世界への探求解明を意味するものであると同時に、単なる事実の探求解明にとどまらず、更に進んで探求解明された事実の意味をも探求しようとすることを意味しているものです。しかもまた、私たちが何故にそのような真理の探求にいそしもうとするのか、言わば私たちの人生そのものについてもまた、その究極的な意味を探求しようとするものです。次々と無限に追いつづけ、おそらくは多分ついに行きつくところを知らない、そのとことんまでも、ほんとうのものを探求解明しようとする——そのきびしい姿勢が、ここに言う真理探求の姿であり、姿勢なのです。

つまり「学ぶ」とは、その奥にまだ何かがある——より多く何かを知れば知るほど、ますますより多くの未知の何かを感じずる——言わばそうした未充足感、未

第1章 立教学院

完全感の自覚の故に、常に決して現在と現状にとどまり得ず、そこから常に、無限に、よりほんとうのものを追求して、自分自身を育てあげ形成していこう——教育しよう——としている姿勢にほかならないのです。大学とは、教師であれ、学生であれ、基本的には常に等しく、こうした姿勢、こうした姿勢の自覚反省において、その真理探求、教育研究のいとなみが保たれていなければならない場なのです。

ところで、このような姿勢は、実はまたキリスト教の提示高調している人間形成の姿勢なのです。そもそもキリスト教は、イエス・キリストの人格において究極の真理としての神を見、真理探求の道として、この「人」イエスへの合一一致を説くものです。それ故にキリスト者は、常にイエスの前に自身をおいて、イエスへの合一を追い求め、常に未だなおイエスにまで到達し得ていない自分を見出しつつ、なおも更にイエスを終ることなく追求し続けていくのです。彼は常にイエスとの距離感の故に、永遠の求道者であり遍路者なのです。牧師であれ平信徒であれ、教師であれ学生であれ、強大者であれ弱小者であれ、富貴の者であれ貧者であれ——この世の評価は何であれ——イエス・キリストの前には等しくみな、末〔未〕だなお低く弱く、末〔未〕だなお小さく貧しき者にほかならない——言わば等しくみな、未だ全からず、全からざるが故に、未だなお全きを求めて、互いに支え合い、互いにいたわりかばいつつ、真理探求の道を辿る一家一門の同志なのです。そして、このようなイエスへの合一という人間の可能性を信じ求めて、その具現のために互いに支え合うという、そこに実はキリスト教における人間形成の大道があるのです。この大道においては、牧師が必ずしも牧師であり、教師が必ずしも教師であるのではありません。牧師であれ平信徒であれ、教師であれ学生であれ、等しくみな未だなお全からざる者として、なお全きを求めて互いに支え合う者その意味において互いに牧師であり教師であるのです。大学とは「学ぶ」ということを通して、私たちが等しく人間形成を計る場にあります。そしてわが立教は、この「学ぶ」ということ、また「学ぶ」ことにより「人間形成を計る」ということを、立教建学の精神であるキリスト教の信仰姿勢において常に一段と反省助長しているものでなければならないのではないのでしょうか。

さてところで、如上のような姿勢は、常に現在現状にとどまることを知らない——言わば常に現在を現状をのり越えのり越えて行く姿勢にほかなりません。現在の自分をのり越えた人間、現在の社会をのり越えた社会、共同体といったものが、常にそこに用意されていなければならないのです。どこかに静止してしまうということ、ましてそれを他に押しつけ、あるいは求めるということは、それは

言わば傲慢でしかないのではないのでしょうか。未だ全からざるものとして、常に謙虚に、常に真摯に、全きを求めていなければならないのです。

既述したように、キリスト教は未だ全からざる現在を謙虚に認めつつ、常に現在をのり越えのり越え、イエスの全きをめざして歩むことを、人間形成の大道として説きます。そして互いに支え合いつつその大道を辿る人々の共同体が、教会であります。イエスは弟子たちに神の国を説きつつ、教会を弟子たちに与えたのです。それ故に教会も実は、イエスの説いた神の国の全きを求めて、常に現在ののり越え、のり越えて行かなければならないのです。富とか、力とか、人種性とか、国家性とか——こうしたあらゆる人の世の評価においてではなく、愛なる神の前に——その究極の真理の前に——おいて人間が人間としてのみ評価され得る場を求めて、常にその時々自己を、現在をのり越えていかなければならないのです。もし教会が自己に、どこかの時点で現在にとどまっているとすれば、それはまことに恥ずべき教会の傲慢と言わなければなりません。

このようなきびしいキリスト教信仰の建て前に立って、また常にきびしく、あるべき大学としての姿が追求反省されているということ、そして大学において「学ぶ」教師と学生によっても、また常に謙虚にあるべきその姿勢が追求反省されているということ——これこそ、キリスト教大学としてのわが立教の建学の精神にほかならないのではないのでしょうか。

『FRESHMAN HANDBOOK』立教大学学生部 1971（昭和46）年 3～6頁
〔立教大学学生部所蔵〕

資料4 大須賀 潔「総長就任式挨拶」[1967（昭和42）年]

総長就任式挨拶

立教大学総長 大須賀 潔

私は、このたび、総長に選出され就任することになりました。私自身、自ら何のたのむところもありませんが、敢えてこれを受けましたのは、大学人である教職員皆様の御協力に信頼するからです。また、教職員の相互の協力を期待することが出来ないようなものであれば、それは大学ではないと思います。それは、教職員相互の信頼による協力がなければ、大学が負わされている任務である、學術の「研究」も「教育」も不可能になるからです。

大学が負っている任務は真理の探究（研究）とその伝達（教育）でしょうが、このことが真になされるためには右のような「信頼に基く協力」が必要です。そのことが、大学は研究と教育の「場」と言われ、大学共同体（University

第1章 立教学院

Community) という言葉がある所以ではないでしょうか。

大学は、存在としては、「共同体」でなければなりません。ところで、共同体という前近代的、したがって、機能化以前の、非合理的な人間集団を意味することがあります。しかしながら、この場合でも、人間関係の非合理性ということは、未分化というだけでなく、合理性をこえた倫理性をも含んでいます。大学が「共同体」だと言われるのは、この意味においてであり、したがって、このような倫理的主体による共同体においてはじめて、真理の探求は可能になるでしょう。

私どもが、真に、倫理的主体であるためには、いかなる意味においても「自己」にとらわれてはなりません。イデオロギーも経験に基く確信も、ここでは、常に批判の対象とされなければなりません。真に倫理的な主体（人格）はこのような自己批判の作用を中心として現われるものでしょう。したがって、このような主体にとっては、他者は最も強力な批判者として不可欠な存在となります。徹底的に自己批判する主体の協同によってはじめて、真理は私たちの前に現われるでしょう。これが大学が真理の共同体と言われる所以です。大学における教育はこのような真理の共同体において真理の探求の過程から生れる真理の伝達でなければならないと思います。

徹底的に自己批判する主体であって、はじめて、真理の把握が可能になるわけですが、キリスト教の神は人間のすべてを自己の責任として負いたもう者ですが、自己批判の不徹底だけは赦されないので。これがキリスト教で自己義認を罪だとする所以です。愛は盲目ではなく、醒めた自己批判のみが愛を可能にします。キリストへの信仰に基く研究と教育の場であるという立教大学は、このような愛の共同体であることを要求されています。ここで真理の共同体はまた愛の共同体でなければならないわけです。否、愛の共同体であって、はじめて、真理の共同体でありうるのではないのでしょうか。

私は教職員の皆様に、真理の探究と教育のために、このような協力をいただけることを信じております。そして、立教大学をわが国に建てることを決意した教会の支えと神の愛の導きが、立教大学を真の大学共同体とするよう、私たちの協力を強めることを信じます。

総長就任にあたって私の信ずるところを述べまして御挨拶とさせていただきます。(五月十一日・総長就任式・チャペルで教職員に対して述べられたもの)

『CHAPEL NEWS』第159号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1967(昭和42)年5月25日 1頁

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

資料5 佃 正昊「自由の学府」[1971(昭和46)年]

自由の学府

佃 正昊

手に汗握る熱戦の末やっとな勝利を手中にして、夕暮れ迫る神宮球場のスタンドで声高らかに歌う時の校歌ほど胸に沁みる感激を覚える歌はない。

「芙蓉の高嶺」に始まり「自由の学府」でしめ括るこの校歌も応援団風の歌い方では「自由の学府」のイントロから「芙蓉の高嶺」にすべりこむのが普通のように、その意味でも「自由の学府の精神」を謳い上げたものと言えよう。

歌詞の構成も第一節は遠く富士の霊峰を仰ぐ学園のたたずまいを描写し、第二節に至り「愛の魂」「正義の心」という建学の理念が述べられ、第三節で永年の伝統を受けつつ生々と発展してゆく姿が讃えられている。

「愛の魂」とはキリスト教の愛の精神を指し、「正義の心」とは真理探求の大学の目的を意味するものであろう。

それならば「見よ見よ立教」と誇らかに述べられている「自由の学府」の理想とする所は何であろうか。

一連の大学紛争以後何らかの形でのロックアウトとか検門〔問〕体制が日常化している大学が見受けられる。都内の大学の関係者が立教を訪れた感想として「門が開け放たれていて自由でのびのびとしていて如何にも大学らしいですね」と羨やましがられることも多い。我々にとっては当たり前だし、元来大学としてあるべき姿なのだが、それが稀少価値化したというのはどういうことだろうか。そこに到る道程が何であれ、まづこのような形の上での自由さを確保することも「自由の学府」を達成するための必須要件ではあるまいか。

最近大学では数年間の検討の結果立教学院寄附行為第二十九条を「立教学院院长、立教大学総長、立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長の資格は聖公会の聖職または信徒であるものとする。なお立教大学総長についてはその他第一条の目的を支持する者をこれに加える」と改めたいという声が高まっている。

その主な理由は現行規定のように「聖公会の聖職または信徒でなければならぬ」と資格制限を附したのでは、現在の大規模化した大学で総長に教学の代表者たる以外に経営の責任を貫徹することが求められている実情に於ては、適当な総長候補者を選出することに「不自由」であるということにあり、これもまた「自

第1章 立教学院

由の学府」を求めての動きであるとも言えよう。

そもそも「自由の学府」の目指す所は、大学の使命である「文化の継承と批判、そして創造」を達成するために欠くべからざる「学問の自由」を保証することであり一切の権威と拘束から離れて全く自由の境地に立っての真摯な探求のみが「真理」を求めうることを意味する。勿論野放図な自由は無責任な自由につながるものであり自由には常に責任の自覚がなければならない。改正案になお「第一条の目的を支持する者」という資格が附されているのは、本学建学の精神である「キリスト教に基づく教育」理念によって大学を運営する責任を定めたものと解することができる。

それでは建学の精神を具現するものとしてのキリスト教主義大学の目指すべき点は何であろうか。

これはひとり「総長資格」のみならず「一貫教育」をめぐるでも深刻な反省と検討を迫られている問題であり、軽々に結論を出し得るものとも思えないが、議論の素材の一つとして私の考えをのべておきたい。

当初伝道者養成を主目的とした少人数のミッションスクールとして出発した「立教学校」が一万を越える在學生を有する「立教大学」へと変貌した今日、殺到する数万の受験生の多くが「立教大学」を意識しつつも「キリスト教」を意識していないという現実と、財政の一割を越える国家助成が行なわれているという「公共性」の事実を踏まえれば、単に教職員の中の信徒の数や在學生の洗礼をうける者の率の増大につとめるといった組織上の目に見えるものに手掛りを求めることは正しくないし、さりとてチャペルの存在とか入学卒業時の礼拝とかを通じてキリスト教的雰囲気をも身につけた「キリスト教的紳士」の養成をもって事足りるとするの誤りであろう。

更にキリスト教主義から演繹さるべき一定の人間像を設定して、それを目指しての人格陶冶〔治〕に励むべきだとの声も耳にするけれど「かくあるべし」といういわば固定した布告としての聖公会の人間像というものが本当にあり得るのであるか。

私は平凡な平信徒の一人だから神学的なことは良く知らないが本学創立者の聖公会の教義というか特色は「何でも受け入れる寛容さ」にあるように思える。「何々でなければならない」という強制や「何々をしてはいけない」といった制約が殆んどないというのが基本的立場であり、いろいろな考え方の人々が聖公会の中に入り得るのであり如何なる考えも生かされるのである。

これはつまり「神はいかなるものをも見捨てない「または」神の前にはすべて

の人は平等である」ということの裏返しのように思える。

かくして私にとっての「自由の学府」とは、神の前にすべて平等であることを自覚する謙虚さを持ちつつ、一切の権威を批判する自由な立場に立って「真理」の探求に積極的に取り組んでゆくことにあると信ずるものである。

(立教大学総長事務取扱)

『CHAPEL NEWS』第204号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1971(昭和46)年12月15日 8頁

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

資料6 尾形典男「APPETITVS RATIONI OBEDIANT」[1981(昭和56)年] APPETITVS RATIONI OBEDIANT

入学式訓辞 総長 尾形典男

諸君。わたくしは、今ここに諸君をわが立教大学の一員として迎え入れるにあたり、われわれが共に生きている現在社会の現実を見つめるとともに、わが立教大学がその心として持ち続けてきたことを省み、改めてわれわれ立教人一同が自からの志とすべきことについてのわたくしの所信を申し述べ、もって諸君への歓迎の辞と致したく存じます。

今や、わが国はその生産の面において、特に消費の面において、世界第一等の豊かなる国であります。明治の開国以来百十余年、先人たちが営々として追い求めて来た「文明開化」は、いまや見事にその実を結んだと言えましょうし、戦後、ここにこ数十年の高度成長は世界の均しく瞠目するところでもあります。なるほどここ数年、不確定性の時代という悩み、訴えが聞かれぬではありません。世界像を説き明かし、人間の生き様に指標を与えてくれた筈の諸々のイデオロギーはその説得力を失いました。価値観は拡散しました。しかも他方低成長はおろか、その持続さえもが危ぶまれています。まさに混迷の時代というべきでありましょう。にも拘らず、諸君の目からみた諸君を取りまく現実、思い悩み、思い惑うには余りにも恵まれた豊かなる社会のようであります。諸君はその恵まれた感覚にしたがって、それぞれに、しかもその場その時に応じて諸君をみたくくれるモノを求めます。街には世界のありとあらゆるブランド商品が溢れて、諸君の好き嫌いにこたえ諸君の楽しさを保証してくれています。こうした諸君の姿を描いて、ある作家が最近ベスト・セラーを出しました。

われわれは、この豊かなる社会をもたらししてくれた明治以来の先人たちの「近代化」の努力、その積み重ねに感謝を捧げなければなりません。「近代化」、それは

第1章 立教学院

「欧化」＝欧米化を意味しました。欧米近代において生産され蓄積された知識・技術を輸入し、これを社会生活のあらゆる面に適用することでありました。わが国のこの近代化の営みにおいて大学というものが果たしてきた役割もまた認めなければならないでありましょう。このところ、あちこちの大学が続々と創立百年を迎えておりますが、これらの大学は、まさにこの「近代化」の尖兵としての役割を自からに担って設立されました。欧米でつくられた、より高度の技術、より新しい知識を紹介し輸入し、これを教育を通じて社会に伝達するとともに、いうところの近代化の「指導者」たちを生みだしてきたからであります。戦後にはまた、数多くの大学が生まれました。これが世界にその類例を見ない高度成長の、現実の真の担い手達を育てあげたということも否定されえない事実だからであります。このような面から見て参ります限り、高学歴志向、大学出というブランド志向の風潮、わが国特有の「学歴社会」も一概には非難できないのかもしれない。

しかし、諸君。大学もその一翼を担ってきたこの日本の「近代化」、そのもたらした高度の繁栄、これは果して手放して全面的に謳歌できるものでありましょうか。昨日、或る新聞がその一面のトップで、ある会社の破産事件を担当中の裁判官が実は、その経営不振の会社を買収する目的で設立された別会社に対し数百万の金を高利で融資していた、ということを書いてあります。また別の新聞は、これも昨日、同じくそのトップ記事に、医師の税金逃れを指導する組織がつくられ、医師たちがその会費として百数十億の金を拠出したと書いてあります。こうした「名士」「高官」のオゾマシイ事件のトップ記事は、決して昨日だけのことではありません。他面、マイホームの建築のために背負いきれぬローンをかかえる人々、あるいはつかの間の逸楽のための浪費がもとで、莫大な借財を背負わせられてしまった人々、こうした人々が自からの生命はおろか、妻の、子供の生命までも犠牲にして果てる悲惨な最後を報じています。しかしこれは、いまやトップ記事ではありません。新聞人にしてみれば、余りにも屢々繰りかえされる日常茶飯事だからでありましょう。もし直接にこれを目にしたとするならば、身を震わし目をそむけざるをえないこの悲惨な出来事、悲惨事、これが、いまや日常の出来事に過ぎないのであります。

これが、われわれをかこむ現実であります。しかし、こうした現実、——物的な目先の利益の追求、感覚的な、つかの間の逸楽、そしてささやかでつつまじやかな平安への欲求すらが場合によっては死をもって購われなければならないという現実——これをゲーテの描いたファウストの主人公＝メフィストフェレスの世

界、と言うことは果して言い過ぎでありましょうか。

ゲーテがメフィストフェレスを描くことによって指弾したのは、ソフィストケートされた理性の世界に思い悩むことをやめ、感覚的な逸楽、物のもたらず利益、強烈な刺激への陶醉に身を委ねたかれメフィストフェレスの生き様でありました。しかし、他方、苦痛をさげ、快楽を求め、快苦の選択によって利益・不利益を見定め、利益欲求の声に従ってモノゴトを工夫し選びとること、これこそが神の見えざる手の導きであり、進歩と繁栄と幸福への道であると説いたのは、ゲーテの同時代人ベンサムであります。このベンサム哲学、快楽主義、功利的実利的合理主義を背景とし、これに鼓舞されることによって、19世紀欧米のいわゆる近代化、進歩と発展が果されました。遅ればせながらこの近代化を志向したのが、わが国であります。その先達の役割を引きうけたのが、わが国の大学であります。わが国のおおよその大学が欧米所産のより高度の技術、より新しい知識の輸入を使命とし、その伝達に心をくだき、学生にたいして、これを習い覚えこませること——これを第一のしかも究極の課題としたことには無理からぬものがあつたと云えましょう。

しかし、そうした中であつてわが立教大学は、およそ他の大学とは別な心をもって創設されました。ベンサムを支柱とする楽観主義、功利的実利主義を最新最大の信仰と仰ぎ、それに裏打ちされた新知識、高度の技術への手放しの礼拝に終始する日本の教育に心を痛められたウィリアムズ主教によって創設されました。同主教の衣鉢をついだ左乙女主幹は次のように言われました。「世は挙りて実業的教育に趨く、今にして精神的教育を勉むるにあらざれば世は遂に一魔界になりましたのみ」と。

なるほどベンサム主義をふくめて19世紀のイデオロギーはその光彩を失いました。しかし、モノへの信仰、物質主義は依然としてその勢いを失っていません。かえって、われら立教大学の創設者たちが既に早く100年も前に予告した悪魔に魅せられた世界、メフィストフェレスさながらの世界は色濃くその影を落としています。諸君と同時代の若者たちの姿を描いてベストセラーを出した作家は、その主人公にこう語らせています。「アイデンティティを一体どこに置いたらよいのかな、何に求めたらよいのかな。」「気分がわたし達の行動のメジャーなんだ。」「主体性がないわけじゃない。」「気分がいい方を選べばいいんだ。」「しかしね、結局ね、ブランドに弱いんだよね、僕たちの世代って。」「ブランドにこだわるなんてバニティなのかなとも考えてしまう。でも、それで気分がよくなるのならいいじゃないか。ブランドがアイデンティティを示すことはどこの世界でも同じな

第1章 立教学院

んだから。」と。そして、この作家は敢てこれに註を加えてこう書き直ります。「評論家たちはこの若者たちを評して中身が空っぽだと言うだろう。しかしそう言う評論家だって学歴というブランドと評論家というバッヂを外したら只の人なんだ」と。

気分まかせのブランドもの選定、感覚的好き嫌いによる楽しさの担保、これが果して主体性といえるのでありましようか。いわんやこれをしもアイデンティティと云えるのでありましようか。むしろ、メフィストフェレスの世界を距たること果して何歩かといわねばならないでありましよう。

諸君がこれから毎日のように入出するでありましよう第一食堂の入口には、“APPETITVS RATIONI OBEDIANT”と書かれています。「食欲は理性に従うべし」と訳されています。食堂だからAPPETITVSは食欲と訳されているのでありましよう。しかし、これは広く欲望一般、感覚的欲求を意味する言葉であります。感覚的欲求と思弁的理性との緊張関係に思いを致せという訴えかけがここにあります。また正門を入っての左側には知性の自からによる練成の場図書館があり、右側には神の理性を仰ぐチャペルがあります。諸君。この配置の中にわが立教大学の創設者たちの心を読みとって下さい。

立教大学も一個の大学であります。大学である以上、われわれも学生諸君により洗練された知識、より高度の技術についての情報を提供すべく力を傾けること、云うまでもありません。しかし。諸君が既に手にされ、一読された筈のフレッシュマン・ハンドブックでわたくしはこう申しました。「知識といい技術というもの、これは所詮人が生きて行くための手段にほかなりません。手段は目的によって選びとられなければなりません。それぞれの知識なり技術なりが、人生と社会にたいして如何なる意味と価値をもつのか——この問いこそが学びへの第一歩であり、学びの過程において繰り返し問い直されなければならない問いである——この問い学び、学び問いの繰り返し——これこそが学問の王道であると思得ているもの、それが立教大学であります。」と。

諸君。明日からの日々、諸君に対して豊かな知識とより洗練された技術情報が提供されるでありましよう。諸君は、そこで実利的技術、功利的知識の選びとりに身を、心を捧げてはなりません。好き嫌いによる選択によって左右されてはなりません。むしろ、提供される知識・情報をテスト・ストーンとし、これに「おのれ」をもって対決し、その人生への、社会への意味と価値を問い直し、人とは、社会とは、人の生甲斐とは、を見定めに諸君の貴重なエネルギーをついやしなさい。アイデンティティへの道、主体性への道は、まずはこうした知性の歩みによ

って開かれるでありましょう。しかし諸君、わが立教大学がその建学の精神とするキリスト教の精神は、知性の限界を教えています。われわれ人間による人生への、社会への見定めを絶対のものとは考えません。絶対なるもの、それは絶対者においてのみあります。絶対者から、まさに絶対無限に距てられてある人間存在が、絶対者の前におのれを据え、絶対者を仰ぎ、これに導かれて社会を見定め人生を尋ねること——これが立教の学問の道であります。絶対者の前におのれを据え、しかも限りある知性の限りをつくして、人間とは何であり、社会はいかにあるべきかを不断に繰り返し問い直し問い返すこと——これが信仰を持たざるものにも許されてある立教大学の学問の道であるとわたくしは考えます。後程歌われます聖歌は、そして朗読されます聖書の一節は、地上の国と神の国、知性と祈り、有限なるものと無限なるものとを訓えています。諸君。これに耳をかたむけ、心をもって聞いて下さい。

『ニューズ立教』第46号 立教大学広報課 1981(昭和56)年5月13日 2～3面
〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料7 「浜田総長に聞く 新座キャンパス開校にあたって」[1990(平成2)年]

浜田総長に聞く

新座キャンパス開校にあたって

昨年四月八日の起工式以来進められてきた新座キャンパスの建設工事は、三月十五日までに予定されたすべての工事を終え、三十一日には竣工感謝式が挙行された。事務管理棟、教室棟、AV(LL)などの特別教室棟、三つの大きなアリーナを擁する体育館、学生の憩いの場となる食堂棟が全容を現わし、一方一年次週一日利用の方針に基づいて行われていた各学部と一般教育部とのカリキュラム調整も完了して新座キャンパスは新入生諸君の四月十一日からの授業を待つばかりとなった。

そこで、第十三代総長となって四年、立教大学の総合発展計画の推進役として文字通りその役割をこなされてきた浜田総長に新座キャンパス開校について、また学生関係施設棟の建設が決まった池袋キャンパスについても触れていただきながら、これからの抱負を語っていただいた。

□一九八七年の十二月十六日の各学部一年次週一日利用を原則とした新座利用決定から考えると開校式を迎えるまで二年と三ヶ月、最短時間でキャンパスが誕生したといってもいいと思いますが、今どういう感想をお持ちでしょうか。

第1章 立教学院

決定から二年間あまりで新しいキャンパスがオープンするというのは、おっしゃるとおり非常に喜んでいますが、やはりその前に十年以上の準備段階があったわけで、必ずしも短かったとは思えないんです。むしろもっと前にこのキャンパスが開校できていたらという思いは非常に強いんですね。ともあれ、工事に着工してから一年間で完成したというのは、現在の建築事情を考えますと、これは大変なスピードでして建築担当者のご努力には心から感謝しています。この上は、皆さんのご協力に応えられるように新座キャンパスでは、新しい教学の世界を開いていきたいという気持です。

しかし、正直な感想を述べれば、今ほっとしているというのが私の気持ですね。

小人数のクラスで授業

□開校に向けて各学部、あるいは一般教育部を含めていろいろな作業が行われてきましたが、そこでまず正課教育の面でどういうふうな学生生活が期待されていますでしょうか。

各学部ごとに週一日新座で授業を開講するという事は確かに変則的であり、中途半端だという批判がスタート時点からあったわけなんですね。この形を私も決して万全の開講体制だとは初めから考えていないわけです。しかし、十数年の経緯を振り返ってみると、池袋キャンパスでの充実した教育研究活動を展開するためには、新座キャンパスを開発しなければならない。ともかく全学が何らかの形で新座を使うという体制にもっていかなければならない。

その間、学部長や部局長といろんな議論をいたしました。迂余曲折はありましたけれども、最終的には各学部とも一年次生全員が新座を使い、より充実した授業を展開しようということになりました。

学生諸君はニューキャンパスというものを今まで経験したことがない。新しいことはいいことだと、すべてを言いきるわけにはいきませんが、各学部の先生方が、池袋ではできなかった授業を作りたいとか、あるいは今までやっていただけでも、それをもっと本格的にやりたいとか、新しいという中には様々な思いが込められているのです。それから新座キャンパスのキャッチフレーズでもあるわけですが、一年生から小人数のクラスで授業が開始されるということは、新入生にとって私は幸せじゃないかという気がします。

立教はほかの大学に比べれば決してマンモスではありませんけれども、少くとも、大学の先生というのはこういうことを考えているのか、というのが、小人数教育を通して肌で感じられることを学生諸君は大事にしてほしい。

□今のお話の中で池袋ではできなかった授業、あるいは新しい時代に向けての

試みとはどのようなものでしょうか。

以前から、法学部、文学部の場合には一年次生に基礎文献講読とか基礎ゼミという比較的小人数の教科を持っておられたわけですが、これをより充実した形で展開することが、新座では可能になると思われます。それから、いま多くの大学で情報学科とか情報何々という新しい学科や学部が造られてきていますけれども、そうした要請にも十分対応できる施設ができています。その施設を活用して、一年次生の正課で各学部が情報処理教育を考えていこうとしておられる。それは単にコンピュータに慣れるという教育だけでなく、機器を使って専門の教育の内容を深めていきたいという点は私は特筆してもいいのではないかと考えています。コンピュータ入門ももちろん考えるけれども、専門にどこまで生かしていけるか、そういう新しい授業の展開をしようということには胸を張っているのではないかと気がします。

体育館は全国有数の規模

□その施設の部分ですが、体育館がかなり大規模なものですね。なかなかこれだけの規模を持つ大学はないのではないかと思いますのですけれども…。

ごく最近私も新座を視察に行ってみてきたわけですが、今の立教の力をもってしてはかなりぜいたくな施設であるということを感じました。しかし、ある意味では半永久的な施設が体育館ですから、自慢するとすれば、全国でも有数の規模と称しても差し支ええないだけのフロアーをもっているでしょう。

問題は、これからその中で展開される、まず正課体育ですが、あのフロアーを活用して本当に生涯にわたっての学生の心身に対しての自覚といいましょうか、感覚といいましょうか、そういうものを練りあげていく努力を他大学に先がけてやっていただきたい。これは、正課体育の先生に課せられた非常に重要な使命だと思います。大学の正課体育については、これまでも色々な批判や議論があるのですが、ひとつこれが大学の体育教育だという授業を展開してほしいという気持ちでいっぱいです。

同時に、体育館は課外体育の練習の場でもあるわけです。新座の体育施設の完成によって、これまで池袋キャンパスにあった課外の体育の練習場はすべて新座に移るわけですが、主な施設は公式試合が可能なスペースを確保してありますので、これからはこの施設を使って思い切った練習をしてもっともっと強くなってほしいと思っています。校友の皆さんなどと話をすると、念願の施設が出来上がったのだから今度はぜひとも選手を鍛えて立教スポーツを強くしてほしいという期待が大きい。そのことを学生諸君自身も自覚してほしいという気がするわけで

第1章 立教学院

すね。

さらには、これが時間的に配慮できるかどうかまだ十分な検討の余地はありませんけれども、地元一般市民の方々との交流ということも、体育だけじゃありませんけれども体育館を通じて図ってほしいなという気持です。それだけの施設があるのです。

□もうひとつ食堂棟についてですが、広々とした新座キャンパスの憩いの場所ともいえますね。

新座の食堂棟というのは、一番工事が遅れていたところなんでなかなか全貌を見極められなかったところなんですけれど、学生諸君のフロアというのは思ったよりはるかに広い感じがします。全体としてもスペースに余裕がありますから、高等学校の先生が職員食堂へ行かしてくれないだろうか、それから、高校生も下の学生食堂で食べさせてくれないだろうかという声もぼつぼつでてきているようで、さてどうしたものかという笑話があるくらい、一番身近な高校の方々がえらく期待をしてくださっているようです。

私自身は、野球部の学生が合宿の賄いよりも、そっちのほうがいいなんていつちゃうんじゃないかという心配をしているくらいです。

池袋キャンパスも再開発

□さて、新座から話を池袋に転じて、学生関係施設の建設が正式に決定し、これまでに大体の規模や建設予定の場所まで決まったということですが、池袋キャンパスの学生生活についてはいかがお考えでしょうか。

学生関係施設棟は、現在学内に委員会を発足させ大学案を検討中です。かなりのお金はかけることになりましたけれども、それでも学生諸君の生活環境を十二分に整えるということにはならないということは私なりに自覚しているつもりなんです。その中で可能な限り多くの学生諸君が使えるような施設にしたい。建て替えにともない、現在部室をもっている諸君の部室は確保することを前提に置いています。それ以外にも課外活動に参加している数多くの学生諸君がいるわけですから、その人たちのために役に立つ空間をどれだけ拡充することができるかということも主要な点ですね。

それから、第一食堂にしても、第二食堂にしても一万二千の学生諸君の数からいえばその座席数はとても少いわけで、学生関係施設棟の中に軽食堂程度のものは作りたいと思っていますが、それだけで食堂が十分かといわれれば、別個にまたもう一つぐらいは作らなければいけないだろうという気はしています。今までひどすぎたから、今よりは雰囲気が出るものという考え方を基本においている

つもりなんです。学生諸君のニーズというものもものすごく多様化していますから、そのすべてを満たすのはなかなか難しいことですが、都市型の大学のありがたさというのは、その多様性のある部分を地元が補ってくれているという点だろうと思うんです。これが離れ小島のようなところへ行って学生関係施設を作るといふことになれば、それは規模も今の何十倍かにしなければとても快適なものは作れないだろうと思いますけれども、そこだけで完結にするというふうに学生諸君も考えてほしくない。大学の周辺全体を自分達のアメニティなんだという考え方で地元を愛してほしいなという気がします。

「浜田総長に聞く 新座キャンパス開校にあたって」『立教』第133号 立教大学
1990（平成2）年4月30日 6～10頁

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料8 塚田 理「第十五代総長に就任して—総長就任挨拶—」〔1994（平成6）年〕

第十五代総長に就任して
—総長就任挨拶—

塚田 理

立教大学は、今年創立百二十周年を迎えました。その記念すべき年に、立教大学の卒業生であり、キリスト教学科の教授であり、日本聖公会の聖職に就いている塚田理教授が、大学総長に就任。五月二十七日にチャペルで就任宣誓式が行われました。

本日はこのように多くの方々のご臨席を賜る中で、神の前で立教大学第15代総長としての重責を担う厳粛な誓約を果たすことが出来たことを、心から感謝申し上げると共にその責任を一層深く痛感する次第であります。特に本学の卒業生の一人として、そしてまた本学の建学の精神を支える聖公会の信者の一人として、今誓約しました私に与えられた責任について思いを致すとき、身が引き締まる思いが致します。昨日改めて、本学の創設者ウィリアムズ主教の銅像の前に立ち、その下に書かれた「仕えられるのではなく、仕えるもの」という聖書の言葉を心に刻んでまいりました。この聖書の言葉に忠実に生き、「道を伝えて、己を伝えず」という創設者の生き様を絶えず心の中で思い返しなが、及ばずながらこれからの私の務めに励みたいと願っております。

私は総長の重責を担うに当たり、もう一度本学の建学の精神について思いをめぐらしてみましたことを、暫くここで披瀝させて頂きたいと存じます。

第1章 立教学院

「キリスト教に基づく教育」とは、一体現実は何を意味しているのでしょうか。ある人々には、キリスト教の関係者達が権力の中枢に座って大学行政や教育課程を一定の方向に向けて強制することのように響くかもしれません。しかし、私には、キリスト教の信仰が示していることは必ずしもそのようなことだとは考えられないのであります。「キリスト教に基づく教育」は、第一に、究極的な真理は人間のいかなる思想、哲学、科学的真理、イデオロギー、あるいは神学的な定義をも超えていること、即ち人間のあらゆる英知を超えていることを指し示すことだと思えます。従って、「キリスト教に基づく教育を目的とする」場においては、すべての人間は真理を求めて持てる力のすべてを尽くすと共に、常にそこには自らの限界や偏見、あるいは利己的動機の入ってくることを謙虚に認め、自らを絶えず反省吟味し、また互いに他者からの批判に耳を傾ける勇気が必要とされるのであります。

第二に、「キリスト教に基づく教育」においては、人間のあらゆる限界や欠陥にもかかわらず、人間に与えられた「神の像」を追い求めて、「真の人間に成る」ために互いに援助することであり、それはまさに「神のようになる」ことを私達の究極の課題とすることであり、同時に、「神のようになる」ことは恐らく人間にとって究極的の希望であり、と同時に、逆説的ではありますが、人間にとって永遠の重荷でもあります。従って「キリスト教に基づく教育」においては、「神のようになる」という永遠の重荷を共に引き受けるために、互いの人格を尊重し、互いに受け入れ、互いに「自分のように隣り人を愛する」ことを実践的に学ぶのであります。

そして、第三に、「キリスト教に基づく教育」においては、共に助け合い、共に生きることを学ぶのであります。今日多くの大学は国際交流に力を入れ、これを大学のいわばセールス・ポイントにしております。本学でもこれからますます国際交流に力を入れるべきでありましょう。しかし、私達は唯単に諸外国から多くの研究教育者、また学生を迎え入れ、またこちらからも教員や学生を送り出して相互の交流を盛んにし、すぐれた大学との提携や協定を結ぶことで国際交流が十分だと考えてはなりません。これらも確かに重要ですが、しかし私達の国際交流の原点は自分達とは異なる文化や慣習、宗教、歴史を持つ人々との交流を通して互いの理解を深め、全人類の和解と平和、正義と公平が行われるように、共に助け合うことを通して、共に生きることを学ぶことにほかなりません。私達はとかく国際交流と言うと、先ずは世間で言う一流校との交流を云々致しますが、世界にはこのような特権を奪われた人々も数多くおり、私達がこれらの国々を訪れ、

また先方から教員や学生を迎えることによっても沢山のことを学び、また何が共に生きることであるかを教えられるはずであります。

最後に、「キリスト教に基づく教育」においては、権力を振るうことでも、人に仕えられるためでもなく、人に仕えることを学ぶのであります。私達は、本学院の創設者ウィリアムズ主教の生き様に表われた聖書の言葉、すなわち「あなたがたの中で偉くなりたい者は、皆に仕える者になり、いちばん上になりたい者は、すべての人の僕になりなさい」（マルコ10：43、44）と言う、私達にとって余り聞きたくない言葉に耳を傾けることを忘れてはならないのであります。

私達は今、どのようにして本学を日本の社会において、そしてまた世界において優れた一流大学として充実発展させていくか、ということに心を砕いています。しかし、もし創設者の姿勢から学ぶならば、本学は自らの繁栄発展のみに心を砕くことで終わってはならないのであります。私達の第一の使命は日本の社会のため、全人類のために仕えることであって、自らを繁栄させることではありません。もし本学が自らの存在や発展を自己目的化するならば、その時本学は建学の目的を捨てざることになり、存在理由を失い、今後生き残る必要はなくなるのであります。

こうして、本学におけるキリスト教信徒は権力を振るうことによって本学を支配するのではなく、「仕える者」となることによって、「キリスト教に基づく教育」という本学の目的から来る課題を主体的に受けとめ、またそれについての反省の中核として全学に仕えることができるはずであると考えます。このような反省とその反省に基づく行動こそが、本学がその建学の目的を果たすための活力の源泉となるものと信じます。

私は、今こうして本学の総長としての重責を担うに当たり、このように反省し、理解してきた自分の「キリスト教に基づく教育」について、これからも繰り返し思い返しながらか、自らを顧み、また本学の研究教育の姿勢を問い返していきたいと考えております。

現在、立教大学が直面している多くの課題を思いますと、恥ずかしながら、今行なったばかりの宣誓を撤回したいような誘惑に駆られます。恐らくこれからもこれらの課題を前にしてしばしば立ち往生したり、失意に沈んだり、あるいは焦燥の念に駆られることになるのではないかと、今から予感がしております。しかし、宣誓の中でも触れましたように、私は「神の導きと恵み」を祈り求めつつ、ここにお集まりの皆さんを始め本学に関係のあるすべての方々のご協力、ご援助、あるいはご助言や叱咤激励をお願いし、これを頼りにこの重責を果たすように微

第1章 立教学院

力ながら全力を尽くしたいと存ずる次第であります。就任に当たっての私の所感をお伝えし、就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

塚田 理「第十五代総長に就任して—総長就任挨拶—」『立教』第150号 立教大学 1994（平成6）年8月10日 6～9頁

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料9 桜井 享「立教小学校に於けるキリスト教々育の目標とその実際」 [1958（昭和33）年]

立教小学校に於けるキリスト教々育の目標とその実際

チャプレン（学校附牧師）

桜井 享

（一）

御子様の御入学を心からお祝い申し上げます。今日より御子様は勿論のこと御父母と学校との間に特別な関係が出来たのであります。立教に在学される限り十六年の長い年月に亘る学校生活の第一歩が始ったわけでありまして。この事は生徒、父母、先生にとって重大な意義を持って居ります。いわば学校と云う一つの家族社会の中に入れられ多くの友達、先生との交りの生活が始ったのであります。では父母が自ら選ばれたこの「立教」と云う家はどのようにして起ったもので現在はどの様な在り方、教育を施しているところであるかを何よりも早く理解していただき家族の一員となつていただく事が大切であります。そして入学第一歩から学校生活の目標に向つて進む事が出来るからであります。

本校の教育の目標は学則の中に「キリスト教の信仰に基き学校教育法に準拠して初等教育を施すを目的とする」とあります様に教育の根本精神はイエスキリストを唯一の教師として居ると云う一点であります。このキリスト教の信仰に根ざす教育を行うところであり窮極の目標はイエスキリストを唯一の教師救主として信ずるキリスト者を形成するところにおかれて居ります。それ故に父母の希望と祈りに依つて選ばれて入学した児童を神より学校に托された子供としてこれを我々の家族の中に迎え教師はその信仰教育を神より命ぜられた器として父母との協力によつて行うことが出来るものと信じて居ります。

さてキリスト教々育というがどの様な方法に依つて実際に行われているものか、その目標とするところとそのプログラムの概要についてお知らせしたいと存じます。

本校の設立は昭和二十三年四月六日第一学年八十二名の入学によって開校され昭和二十九年三月第一回卒業生を中学へ送り出した極めて新しい学校であります。しかし最初の「立教」は明治七年に創立された日本に於ける最も古いキリスト教主義学校の一つであります。創立者は米人宣教師チャニング・ムーア・ウィリヤムス氏で安政六年（一八五九）七月中国の上海に居住して伝道して居りましたが米国聖公会本部の命に依って日本伝道の為め最初の宣教師として派遣され長崎に上陸いたしました。時に三十歳の青年牧師でありました。当時はキリスト教の布教が禁止されて伝道が出来ず長崎において拾年近く日本語の研究とキリスト教文書の翻訳に日を送りながら日本伝道の機会到来を待って居りました。やがて明治二年大阪に居を移し、更にキリスト教禁制の高札が取のけられた明治六年には東京に移り早くもその翌年明治七年に築地の外人居留地内に教会を建て次いで塾を開きこれを立教学校と呼びましたがこれが現在の「立教」の前身であって僅かに五名の生徒に数名の米人教師が聖書、歴史、科学を教えることによって始められたのであります。

ウィリヤムス師は日本伝道の当初から教育を重要視いたしました。日本国民を教化するためには結局日本人自身の立派な指導者に依らなくてはならないと云う意見で当時の青年に聖書を通しキリスト教の信仰を与える事に依って、宗教、政治、経済、教育の多面的に巨る指導者を多数輩出させ新しい日本建設の原動力を造ることにありました。師の日本伝道はかくして五十年の長い期間に亘り八十歳の高齢にいたり日本を去る迄続けられたのであります。

この様に「立教」の建学の精神は一米人宣教師に依って建てられ万物の創造主である天地の神を畏れその独子主イエスキリストの聖言に聞き従う信仰に基くものであります。凡ゆる学問の研究は自然と歴史の中に啓示されている神の知慧の深さを謙遜な心を以て探究し神の真理と愛を知り限りない神の知慧によって人間の中に備えられた永遠の生命の道を見出して人類の平和と福祉のために自己を捧げ得る人格を形成する目的でありました。

立教小学校はこの建学の精神をついで神と国とのために奉仕する人格を生み出すために建てられたものであります。

敗戦後の新日本建設の初めにあたって従来「立教」に設けられていなかった初等普通教育を実施し、新日本を背負う児等の若々しい肉体と靈魂をキリストの愛の精神に基いて教育するところにあるわけであります。

(二)

ではこの信仰教育は誰れが行うのでしょうか、それは、学校の歴史や伝統又建

第1章 立教学院

物やその組織、教育方針、教育技術、或は学校のふんいきと云ったものにより自然に与える事が出来るものではありません。教育を施す「教師」に依るものであります。建学の精神を身に体シイエスキリストを信仰する教師達の人格と知識と愛による事が理想であります。

特に小学生児童の特質はその生活の凡てが大人達に依存して居りますから万事大人のことを模倣し先生や大人の考えている事、行う事に追従しそれに同化されて行くのが常道であります。この点で、小学校教育の時期は信仰教育を行うのに最も大切な機会であります、児童は教師、両親、家庭、社会から与えられるものによって自分の心と身体を練りそして先づ学校社会に適応させるように自己を統制し対人関係の在り方を教えられます。そして児童の中に自覚に基く行動をしなくてはならぬ責任感が育って来ます。この時機に神さまに対する責任の自覚を促すところに信仰教育が始ります。

教育の目標とする人格の完成という事は知識教育だけによって出来るものではなく信仰教育がその近道です。では信仰教育をすれば何故人格を完成する近道になるでしょうか。信仰は「人間の心が神さまを相手として伸びてゆくと同じように神さまの側からも人間に対して働きかけて下さる事が可能となるからであります。」人間は神さまの御守りの下にその律法を守り神に仕える事を喜びと感じ神さまを信頼して心の安定が与えられます。即ち神の人格に人間の人格が段々と聖化されて行くのであります。ですから神さまが常に人間にお話をして下さる完全な人格的な実在の神さまであることが絶対の条件であります。人格が人格をつくる以外に道はありません。もし非人格的な信仰対象を崇めている場合、かえって人格をだらくさせ悪化させて行きます。死んだものを崇めていれば人間の心も死んだものとなって行きます。信仰対象がどうかと云う事によって人間自身も変わって行くのであります。

両親は子供を自分の一部として愛し育てます。そして心の清い不純な気持ちのない明るい子供に育てる事が出来たらどんなに喜びであるかわかりません、そして性格的にも円満であってしかも悪に対してあくまでも戦ってゆく人格であったらその性格は愈々清められ高められて行くでありましょう。私共はこの様に聖い性格の子供を教育して聖い性格の子供を教育して行きたいものであります。

神さまとの交りを経験させる教育は子供達が崇めること、敬愛すること、信頼すること、感謝すること、善意をもってすること、愛することが、唯だ感情の面だけでなく、やがて生活の中にも現れてまいります。これらの児童の内的な経験を不動なものとする教育は、先づ第一に児童が直接に神様との交りに入ることの

出来るお祈りを教える事であります。これが信仰教育の唯一の方法であってこれは児童の生活の廿四時間を支配するものであります。本校に入ると共に先づ礼拝をもって生活が始ります。この祈りは教師が祈りの人でなければ教えることが出来ません。更に両親が共にお祈りすることによって児童はより早く神さまとの交りに導かれる経験をいたします。大切な点は教師と父母が感謝と喜びの中に在る事を一つの証として示すことであります。そして子供と共に祈り子供のために祈り又子供にも祈ってもらうように要求することが必要であります。更に児童が毎日礼拝を捧げることによって神さまと友との交りを身近かに経験して神の下にあっては皆同じ神の子供である事を示されます。これが毎日繰り返されて行くときに礼拝そのものによって神との交りを経験して児童の中に神とともにある信頼安定感が与えられてまいります。しかし信仰教育は決して大人の持っている信仰を切り売りしたり、ただそのままを伝える事ではなく生徒達に刺戟をあたえ育て導いて信仰経験を生徒が持つことが出来るようにする事であります。

信仰教育の主な目的はイエスキリストの父なる神の御旨に忠実に従う決意を生徒の心の中に起させることであります。この決意がある時に、はじめに生ける神が児童の中に働いておられることがわかるようになります。イエスキリストは人間の意志と動機とを重くみられました。神と人に対する態度を正しくすること。如何なる場合に於いても神さまの御旨に従う態度をとるように導くことであります。

私共が丁度木を十分に成長させてよい実を結ばせるためにはこれに肥料を与え水を注ぐだけではだめで、下枝を刈り周囲の雑草をとり除き、更に害虫を防ぐ方法をいたしますが、信仰教育において同様な事が云えると思います。

学校で教えられた事が家庭にかえった時に反動的なものとなったり、父母の関心が児童の靈性の涵養に遠いものであったならばよい成長はみうけられません。そこには二種類の顔をもち異った性格をもった特殊な児童が出現して信仰生活はなんらの進歩をみせません。

この点児童の環境と生活とが一致した生活が必要であります。

私共は単に抽象的なお祈りや礼拝の形式を教えるのではなく日常生活と体験を具体的に結びつく様に教えて行かなければなりません。

お祈りに始まりお祈りに終る礼拝生活は、信仰教育の始めであり終りであるということが出来ます。その礼拝の中心には聖書を通して我々に語られる主イエスが在し給うことであります。この事を考えますと学校に於ける唯一の教師は生徒教師父母にとって主イエスであり給うと云うことであります。

(三)

信仰教育の目標を如何に具体的に学校生活の中に実行しているかを先づ一日の生活を通してお知らせいたします。

一、八時十五分に教職員が一室に会して

先づ聖書日課を朗読し御言を学び一日の平安と指導を神さまにお祈りして生徒の前に立ち八時三十分の全校生徒の朝礼を行います。雨の日を除いて校庭でいたします。聖歌、主の祈り、諸祈禱、祝禱、頌栄の十五分程で終る短い礼拝を行い、その後にその日に御誕生日を迎えた児童の祝福を祈りお祝いのお花を贈ります。この時生徒は全校生徒の前に立ってお祝いを受けます。次に体操があり終って教室に入り第一時限が始ります。お昼には給食当番の準備が終ると先生と共に生徒は感謝の祈りをささげてから食事をいたします。この時各教室のスピーカーを通して学校放送があります。一日の授業が終ると各教室毎に感謝のお祈りがありお別れの歌を歌って下校します。ここからは家庭での生活ですが夕食と就寝前のお祈り、翌日の朝の祈り、朝食のお祈りは生徒自身で行うお祈りです。このお祈りの指導をお母さまにさせていただき生徒と共に祈りしていただきたいと思ひます。

入学のときにこの事がいいかげんであると良いお祈りの習慣がつきません。この事は信仰教育の廿四時間の生活がどう育っていくかと云う分れ目になります。児童は一日の四分の一は学校、四分の三は家庭において過すわけで信仰教育のしつけが家庭にどの程度生かされて行くかと云うことが問題であります。

学校に在っては児童は主として担任により諸学科の指導をうけますが、専科の理科、音楽、英語、図工、体育、を通して指導を受け、多数の教師、特に主事を中心として進められ、児童が一教室に於いて一人の教師により指導されているものではありません。学校全部の教師と組織を通して教育されて行きます。殊に信仰教育の必須の課目として聖書科がおかれ、聖書を通して神の知識を教え信仰の指導をいたします。これは礼拝の司式^(マツ)。信仰教育の行事を指導するチャプレン(学校附牧師)が担当いたします。聖書科は一年から六年迄統一した教程の計画の下に行われ毎週各クラスは一時間づつの教課を受けます。このために聖書を教科書として使用し、礼拝のためには児童用の「お祈りの本」(小学校礼拝式文)を用いこの中には礼拝に使用する聖歌をのせてあります。お祈りの指導もこの本を使用していただくわけであります。聖書学課において教えられた事項が如何に理解されているか毎学期末に担任教師に報告する様にしてあります。

小学校は六日制を実施していますが、毎土曜日には全校生徒の礼拝を行い日曜学校に準じた日と定め、「小学校礼拝式」による特別な礼拝をいたします。礼拝

に於いて教話があり、献金を捧げます。礼拝後各クラス担任教師より聖書の学課が行われます。殊にこの日に選ばれた聖句は一週間学校内に掲示されてその意義を学ぶ様にされ又PTA通信にも必ず載せられ、家庭の人々にも記憶していただく様にいたします。なお聖句を中心主題とした教話はチャプレンに依って説教されますがこれは教会の暦に従って行われて居ります。場合によって主事と諸教師の交代によって行います。又献金は感謝のささげものですから神さまのお喜び下さる御用のために用い主として社会事業にささげて居ります。献金の額は少くとも「与うるは受くるよりも幸なり」との喜びを経験する事が出来ます。礼拝献金はただのお金ではなく信仰がプラスしたものでありますから大切に取扱うことを教え、出来ればその都度、紙に包んで捧げる事が良い方法と思います。この事も入学した時から実行していただきたいと思ひます。又献金は土曜以外の礼拝の時にもいたしますが各自の誕生日、病氣全快、洗礼、按手、その他個人的に感謝する機会を通して捧げる事を指導していただきます。我々が神さまに感謝をささげる事に依って多くの働きを助ける事が可能となります。又クリスマス、復活日、感謝祭、母の日等には特別献金をいたします。殊に主キリストの十字架の御苦難を偲ぶ四十日間の大斎節には各々が克己して献金を捧げます。種々の機会を通じて捧げられた金額や品物を送る事によって精神的な助け合いと共に愛の実践を児童が経験いたします。殊にクリスマスの年末には児童全御家族の御協力を願って慈善の催しを行いその利益は社会事業に寄附して居ります。

この土曜日の礼拝は、更に日曜礼拝即教会への出席の準備のために行って居りますので児童の家庭に近い教会への出席をすすめて居ります。教会生活を通して児童が洗礼迄救いの御業に導かれる機会が与えられるからであります。学校に於ける信仰教育も実はこの教会の働きの一部であって教会生活へ導いてゆく信仰の場であります。

信仰教育は神の知識を豊かにもった善良な社会人を造ることではなく、新らしくキリストの御霊に依って生れ変わり導かれる人を教会を通して送り出すところにあります。信仰教育の結果は教会の交りにまで発展いたします。児童が学校を去っても教会はこの社会の中に在ってこんどは学校生活にかかわりなく信仰生活を送るホームとなるからであります。

(四)

児童が教師と友達と共にする新しい生活訓練はやがて児童の生活に清い広い深い神との交りの土台をつくり、生徒自らの意志に従って行動する自覚を促してまいります。しかし学校が徹底した訓練を施しても家庭において父母がこの様な教

第1章 立教学院

育の目標に無関心であればこの信仰的な訓練は児童の生活の中に活かされません。これは「信教の自由」が許されている中で父母が特に「立教」を選られたと云う重大な意義を認識されておらないからであります。

信仰教育は父母の理解と協力なしでは不完全であります。

入学してから何事につけてもお祈りに始る生活は児童が経験する新しい事柄です。しかし学校生活になれ、先生への信頼、友達との交りに喜びを感じずる様になりますと今迄自分でした事のないお祈りを形の上から出来るようになって行きます。

初めは神さまはどんなお方であるか。何処におられるか。又お祈りとは何んであるかもわからぬ児童が大部分であります、眼にみえないが神さまは何処にも何時でもおいでになる。天とは神さまのおられるところだ、いつでも私達を守って下さると云う安心感が子供の心の中に形成されて来ます。

毎日共に祈り歌い神さまのお話を聞いて一学期を終る頃には子供の関心は神さまの存在であります。しかし祈る児童に導くことはどんなに教師が強制し父母が形を教えたからとて必ずしも出来るものではありません。人間の努力の結果ではなくして教師と父母の祈りを通して実現して下さる神さまの業であります。これは神に祈る事の出来る人格を通してのみ与えられる御恩恵であります。学校に於いて播かれた神の言は父母と教師を通して育てられやがては教会生活を通して教えられ、その実と花は神を愛し人を愛する事の出来る人格として社会に咲き出ずる事が出来ると思います。

御家庭の状況を児童を通して観察しておりますと大別して三つの形に入れる事が出来ると思います。

一、入学当初父母が学校の目標とする教育に協力し父母共に神の前に祈り、神の子供としての訓練をされる御家庭信仰の必要を認識される子供と共に信仰の道を学ぼうとする父母 二、子供が入学許可された事を感謝し又教育に非常に熱心であっても子供の日日与えられる信仰訓練に対する理解が足らず子供が与えられている神の知識を自ら知ろうと努力しない父母 三、子供を学校に送り、ただ成績が優秀であればそれで充分、神さまの事は学校におまかせしますと云う家庭、これは、父母が自分と子供とは別のものであるとする考え方に立っています。しかし子供は両親と教師の指導と愛によってのみ生きています。

父母は多忙の生活をしているのでありますから児童を指導する事はむずかしい事ですが、神に祈り礼拝をする信仰教育の訓練が、学校と共に家庭において行われないとすれば、当校の主眼とする信仰訓練は始っていない事を意味して居りま

す。しかし家庭で父母が子供と共に祈りを捧げますならば、食前の感謝や、就寝起床のお祈りがあたかも身体が食物によって養われる様にお祈りによって子供の靈魂は健やかに育ってまいります。母の膝で教えられた事は「三つ子の魂百まで」の諺にあるように生涯の力となります。母の祈りの姿に教えられるものは大きなものであります。家庭がキリスト者の家庭であると否とを問わず、母が子供を導けると云う自覚に立って祈り求める方は少いと思います。しかし信仰が豊かに育つ実のところは家庭にあり母にあると云って過言ではありません。我々はこの世に生を受け家庭を出て学校社会へと生活環境が広くなりますがやがて成人となれば又自ら家庭をつくり家庭の人となるものであります。

神の前に正しく祈る家庭が多くなればなる程本校の教育の目標を実現しておる訳けであります。

終りに私達は神から托された子供を如何に愛するかと云う事によって実際的方法が示されて行くと思いますが教師と父母にとって語られる聖書の言葉は「何故人を教えて己れを教えぬかと云う」警句であります。

本校教育の目標とするところは単にその成果が「学校社会」の中に止まることなく児童も父母も教師も共に神の家族の（教会）中に入れられて生涯神と共に永遠の生命の道を見出して行く信仰の道を歩むことであります。

桜井 享「立教小学校に於けるキリスト教々育の目標とその実際」『一年生のご両親へ』立教小学校 1958（昭和33）年1月10日 35～42頁

〔立教小学校所蔵〕

資料10 西村哲郎「建学の原点を探る」[1974（昭和49）年]

建学の原点を探る

立教中学校長
西村哲郎

明治七年（一八七四年）に築地居留地の一角に私塾が設けられた。聖公会最初の宣教師ウイリアムス師によって創始された立教塾である。そして数名の青年を対象に始められたこの教育事業が今や百年の歩みを遂げた。洵に記念すべき年である。一と口に百年とはいうものの、考えてみればその道のりは険しかった。明治開国以来の日本の歴史を振り返ってみれば、このことは容易に想像できることである。

もちろん何をやるにも困難はつきまとうものであるから、一世紀にわたり、一つの教育事業が続いてきたこと自体が偉大な努力によることはいうまでもない。

第1章 立教学院

しかし、それにもまして重要なことは、この荒波の中で紆余曲折を経ながらも立教建学の精神が生き抜いてきたことである。いや、建学の精神が貫かれたからこそ今日の立教があるといってよかろう。従ってその重みを今更ながら強く感ずるものである。

さて、この立教を支えてきた建学の精神について書くようにとのご要望であるが、私のようなものが軽々しく注釈することはおこがましいし、またその深さ、広さから考えても、適切な説明が出来るとは思えない。

そこで私が今迄に父兄に話してきたようなことをまとめながら、キリスト教に基づく教育が抱えた問題を少し考えてみたいと思う。

よく世間では立教のようなキリスト教学校をさしてミッションスクールとよぶ。これを日本語に意識してみれば「伝道教化の使命をもった学校」とでもいえるであろう。

かつてウイリアムス主教が、教育こそ将来の日本教化のために最も必要なことを察し、礼拝所を設け、日曜学校を開くと共に、私塾を始めたように、教化指導を目指して出発したのがミッションスクールである。

しかし、時代の変遷と共にその性格もかなり変ってきた。一般にミッションスクールとよばれてきた学校の教化指導の様子をみても大分内容や考え方が違ってきたようにうかがえる。これは内外事情の大きな変動によるものであって、広い視野に立ってみれば後退であるとはいえない。

そもそも立教という名は教法を立てるという意味から名づけられたのであろう。当初から聖パウロ学校（セント・ポールズ・スクール）とよばれたことをもってわかるように、キリストの福音「教法」一を基礎とする。創始者ウイリアムス師の建学の主旨はこのように、「極を立てて人を教う」、つまり、キリスト教を根本原則として立て、子弟を教育するということである。現在はこれを「キリスト教に基づく人格の陶冶」と表現している。

一体、教育とは単に読み、書き、算数を修得させることではない。それらはむしろ道具であって、教育の最大目標は人格の育成にある。いろいろな知的、文化的道具を使って、人間生活を豊かにし、人間社会に創造的に関わってゆけるような人格の涵養である。

道具だけの教習は技術者養成でしかない。この点をはっきりさせて、しっかりと道具を使える人間に育てるところに教育の本旨がある筈である。そこにキリスト教を土台とする教育の重要性があると同時に、われわれが常に反省すべき教育の原点がある。

因みに人間教育の観点からして、現代教育、殊に日本の教育現状には憂慮すべき点が多々あるが、中でも長年にわたり知識、技能の詰め込みを主とした教育環境にあって、人間を大切にし、人間を育てる教育がいかに困難であるかを常々体験している。

学び、人間を磨くという生活に関心や意欲を感じずいともまもなく、多くの生徒にとっては学業が必要悪と化しているのが実情であろう。その中で、進学、特に大学卒業証書だけを目当てにした教育熱が横行する。点数さえかせげばという狭い考えも起ってくる。いいかえれば、内容や過程よりも、結果に目を奪われる傾向となってゆくわけである。

このような教育の倒錯状況をただ歴史的推移として放置できるのだろうか。社会の明日、教育の明日を考えた時、キリスト教々育が挑戦すべき多くの厳しい現実と課題があるように思う。

このように、私はキリスト教々育を他の教育分野とはっきり区別する。つまり、理科教育、国語教育、数学教育などという教科教育でもなければ、単なる生活指導でもない。それよりも更に底流にあって、学校の諸活動に活力と判断力を与えるものなのである。

ここでキリスト教について簡単に一言触れておいた方がよさそうである。キリスト教は狭隘な一党一派に属する思想や主義ではない。真実の「愛」を探求するのがキリスト教信仰であり、生きることの最大限の可能性をさし示すのが福音である。(もちろん、イエス・キリストにおいて解答と生命力が与えられるという意味でキリスト教とよばれるわけであるが、)そこで、この土台の上に行なわれるのがキリスト教々育なのである。言葉をかえれば、愛するという最大の目標を探り求めながら、人間の育てきた文化遺産^[ママ]を習得し、それを発展させると共に、創造的に使う人間に育てることである。

さて、とかく教育とは教師がもっているものを生徒に与えることだと考えやすい。水が高いところから低いところへ流れて、その水位が上った時に教育が終了すると考えるようなものである。

あるいはまた、先年さかんに語られたように思想的人間像という型に人をはめこんでゆくことが教育だとしたら問題である。

一体、われわれは真の意味で人を教え育てることができるのであろうか。教育者がかりそめにもそんなことをいっては困るといわれるかもしれないが、本当の教育とは創造に関わることである。被造物である人間が他の人間を創造することはできない。いいかえれば、私どものいう教育とは、人が育つための手助けをす

第1章 立教学院

ることなのである。

教師たりとも力の限られた人間である。そこで、教師と生徒が教育活動を通して、共に神を望む時、創造としての教育指導が可能になるものと考えている。

イエスがいわれた。

「もし盲人が盲人の手引きをするなら、ふたりとも穴に落ち込むであろう。」
(マタイ、一五・一四)

どんな素晴らしい教訓を説くとしても、われわれは限られた弱い人間であって、やはり明日のことも判然としない盲人に等しい。従って、共に真の光を望んでこそ教育の業に関わることができると信ずるのである。ここにキリスト教々育の基本的態度がある。

このことは、回心してキリストの弟子となった聖パウロが、コリントの人々に書き送った手紙の中によく表現されている。

「わたしは植え、アポロ（コリントの教会指導者）は水をそそいだ。しかし成長させて下さるのは神である。だから、植える者も水をそそぐ者も、ともに取るに足りない。大事なのは、成長させて下さる神のみである。植える者と水をそそぐ者とは一つであって…わたしたちは神の同労者である。あなたがたは神の畑であり、神の建物である。」(コリント人への第一の手紙、三・六一九)

学校に於て、共に祈り、聖書をよみ、種々の経験を通して考え、語り合う生活のすべてがこの基本的教育姿勢につながるわけである。このようにキリスト教々育では、どうしたら生徒が神のみ心にかなう人間に育つかということに取り組み、厳しい現実の中にも教育目標を問い直しながら、明日への決意を新たにするのである。

以上のように、キリスト教に基づく人格の陶冶を目的として、われわれは今、次の百年への岐路に立っているといえよう。ただ成りゆきにまかせていては、建学の精神を支えてゆくことはできない。今こそ教育体制を総合的に検討すべき時であると思っている。

そのためには、教育目標の再検討に始まる内容の吟味、教授法の改革、教育評価の根本的な再編が必要となることも覚悟せねばならないであろう。

このような新たな決意と、たゆまぬ努力によってこそ、名実共に建学の精神を追求する立教の明日があるであろう。

その時「キリスト・イエスご自身が隅のかしら石である」(エペソ人への手紙、二・二〇) ことが、この教育の場に於てさらに自覚されることを祈るものである。

(筆者・日本聖公会司祭)

西村哲郎「建学の原点を探る」『新座だより』第23号 立教高等学校 1974（昭和49）年3月5日 2～3頁

〔立教高等学校所蔵〕

資料11 佐々木喜市「立教高等学校十年の歩み（一）」〔1958（昭和33）年〕
立教高等学校十年の歩み

（一）

立教高等学校前主事 佐々木喜市

太平洋戦争がわが国の敗戦に終り、教育制度までが変革せられて、中学校高等学校大学予科が廃止となり、昭和二十三年四月より新制中学校新制高等学校が制定実施されることになった。

立教学院においてもそれに伴い、立教中学校を廃し、新制立教中学校と新制立教高等学校を設置することになった。

その年の一月八日であった。当時の立教大学総長佐々木順三先生が私の宅に見えて、私に新制立教高等学校の主事としてその創設に当るようにとの話であった。その時私は立教中学と立教大学と東京高等学校に関係していたのであるが、もともと立教には深い関係があるので断ることも出来ず、結局東高の方を辞してそれを受けることにした。

私は本来教育勅語の下に学校教育を受け、またその下に中学や高等学校の教育にたずさわっていたものである。教育勅語は申すまでもなく、明治維新後学制は頒布されたが、なおまだ教育の基礎が立たず、国民は軽薄な欧化熱のために生活が動揺して安定を欠き、遂に地方官会議の問題となり、学識者の意見をも徴して、内閣の更迭によっても変ることのない文教の根本方針に関する詔勅の御下賜を奏請することとなった。明治天皇は夙にこれを憂慮せられて、侍講元田永孚に御下問になり、その案を草せしめ幾度か訂正せしめられて、明治二十三年に下賜せられたものである。

ところが、それが終戦と共に廃棄せられ、新に教育基本法が制定せられた。それによると、主権在民の憲法の下に民主的平和国家の建設が根本で、それがために、真理と正義を愛し、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身共に健康な人格の養成が教育の基本とされている。

なお学校教育法によると、高等学校は、中学における教育の基礎の上に心身の発達に応じて高等普通教育を施し、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うことが目的とされている。

第1章 立教学院

更に私立学校法によると、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ公共性を高めることによって、健全な発達を図るようにとある。

立教学院の建学の精神は、キリスト教の精神に基づき、それぞれの学問を授けて人格を陶冶するにある。

今創められんとする立教高等学校は、このわが国教育制度の歴史的発展に徴し、立教学院の建学の精神に則るべきものであると、私ながらに考えた。即ち、新制立教高等学校は、キリスト教の精神に基づいて高等普通教育を授け、人格を陶冶して、文化的平和国家の形成者たらしめんとするものである。

私は主事を引き受けるや、一月二十五日に、私がかって立教の築地時代に教えた竹田神父から洗礼を受けた。受洗によって、私はそれまで全然私には未知であった世界に触れ、怖れと驚きと喜びを感じた。それよりは必ずチャペルの始業礼拝に出て、更にこの喜びを深めた。実に私はこの喜びの力を得て、佐々木順三校長の大きな温い翼の下に、創立の仕事に当ることが出来たのである。

教職員組織については、やがて新設せらるべき新制大学と従来の大学予科、高校、中学との関係を勘案し、中学の花房先生、大学の番匠谷先生、更に東京大学の旧知の諸教授に依頼してその推薦を請い、総長の承認を得て決定した。そして大学よりの縣先生が教頭に、中学よりの小木先生が教務部長に、中学よりの大沢氏が事務長になられた。

以上の諸先生の協力の下に学則その他細則を創り、東京都に設置認可を申請して、三月十五日付で許可を得、四月十日を以て開校することが出来た。

校地校舎については、当然、新に校地を求め、新しく校舎を建設して高校設置基準に拠るべきで、よりより西武の沿線にその話を進め、理事会にも折衝したのであるが、当時の諸種の事情より直にその実現は困難であり、取りあえず旧立教中学の校地校舎を併用することになった。その後中高の生徒の父兄各位の協力によって、昭和二十六年一月中学の新校舎が落成して、高校の校舎も一応確定した。

生徒及び学級については、校地校舎が限定されたので、新しく生徒を募集することなく、旧立教中学の当時の三、四、五年の生徒を編入し、僅かに補欠を入学をせしめて、第三学年二学級、第二学年三学級、第一学年四学級、計九学級で始めた。

学科課程は、立教学院が一貫教育であり、生徒はほとんど全部が立教大学に進学するところから、大学進学課程を採用し、単位制と学年制を併用した。別に立教の特色として聖書と教養の時間を設け、更に毎週一回一斉に礼拝を行うことにした。他の多くの高校が、動もすると、大学受験準備の予備校的性格に偏するに

対し、本校では伸々と高校生活を享受し、しかも実力を養成してその志望に沿うように留意した。なお独仏を第二外国語として二年より選択必修とした。これは大学進学者としての視野を広くし、教養を高め、学究意欲を旺盛ならしめるためである。

図書館については、新制度において特に強調されているところでもあり、当初より意を用いた。まず三年生には立教大学の図書館に入館閲覧の許可を受け、やがて校内に図書室を設け、図書部長事務員を置き、生徒委員を挙げてその充実を図った。

かく学校本来の教育目的の達成に努力すると共に、生徒には生徒心得を示し、その機関として学友会を組織し、部長委員制として、課外に専ら自治的に生徒の体質趣味に応じ、体育会文化会の何れかに参加し、その団体生活の訓練によって自主協同の精神を養い、社会の形成者としての人格完成の契機たらしめた。なお宗教部を設けて、チャプレンの指導の下に宗教活動を促進した。

校章校旗は、この機関を通し教職員生徒によって検討選定され、校歌は、その上に歌人武藤勝重〔重勝〕氏に校閲を請うて歌詞を選定し、曲は小松平五郎氏に委嘱したものである。

経理については、私の最も苦手であり、大沢事務長に一方ならぬ苦勞をかけた。立教学院においては各学校とも独立の会計であった。私がかって経験した官立高等学校のように予算が伴っているのではなく、主事が自ら経営の途を講ぜねばならなかった。そこで私は後援会を思い立ち、各クラスの生徒の父兄より五名宛の参集を請い、意のあるところを伝え趣旨を説明した。いろいろ曲折はあったが、幸に渡辺勝亀氏を会長に立教高等学校後援会が結成された。非民主的だとの批難を受けたが、学校草創の際自分の責任を以て要請した次第である。やがて同様に、立教高等学校PTAも佐野正綱氏を会長に結成された。かくて学校の施設拡充、生徒の福利厚生の途を開いた。

当時は終戦後日なお浅く、民主主義も確立せず、かつ経済的にも国民の生活が不安定であったが、それが青少年層にも影響して、学業においても行動においても不祥事件が少くなかった。しかし私は愛と奉仕の心情でその非を戒しめながらも、常に大きく生徒の前途に期待をかけた。

昭和二十四年三月第一回卒業生を送り出すことが出来た。これは旧制高校の一年の終了生に匹敵するもので、精神的にも肉体的にも頼もしいものであった。勿論大部分は立教大学に推薦進学した。卒業生による同窓会については、一応立教高等学校同窓会としたが、間もなく旧立教中学の同窓会と合同することになり、

第1章 立教学院

中高同窓会となった。

さる程に、私は徒らに齢を重ね、昭和二十七年三月停年となって立教高等学校を退いたのである。今十周年を迎え、立高の隆運を眺め、更に移転問題も決定したことを聞き、誠に感慨無量である。これ全く神恩の豊なるによることながら、縣校長小木教頭以下教職員各位生徒諸君の努力と、父兄各位の協力援助の賜であって、心から敬意と感謝を捧げると共に、今後愈々校運の進展を祈念する次第である。

佐々木喜市「立教高等学校十年の歩み（一）」『創立十年誌 付卒業生名簿』立教高等学校 1958（昭和33）年 1～5頁

[立教高等学校所蔵]

資料12 縣 康「立教高等学校十年の歩み（二）」[1958（昭和33）年]

（二）

立教高等学校長 縣 康

佐々木主事は、昭和二十七年四月に池坊大学長に就任される事になり京都に赴かれた。主事の職務は先生の意思に反して解かれなかったため、高校は稍々不安定な状態に置かれる事となった。この年、財政上の解決策として、学院は第一回学院債を募集する事となり五千万円を目標に九月からこれが実行に着手した。高校も中学と共同七月二十二日に準備会を開き、父兄会の幹部に協力を求めることとした。

高校創立以来、高校当局者の念頭を去らない問題の一つは校舎独立の事であった。佐々木先生の文の中にも見えるように、先生は夙に西武沿線の地その他候補地を物色されたので有るが、適当な機会に恵まれぬまま時は過ぎたのであった。二十八年四月主事の更迭があり、私が図らずもその任につく事となった。

もともと本校は立教中学の卒業生を收容し外部から入学を志願する者は、補欠入学という形で採用していたのであるが、大学の整備に伴って、高校志願者が増加し、かつまた中学は公立で済まし高校の段階になって有名校を選択する者や、立教卒業生の子弟で本校を目標とする者が逐年増加し、入学試験は漸く難関の相を呈して来た。第一回学院債の募集を機に学校の将来を考え、学院全体としての大立教建設計画を立てて見る事の必要を高校の立場からも主張したのであったが、高校の独立など言うことは、創立後、日浅く、十分スクールカラーに染っていない現在において全く考えられない事であるとして、学院当局の拒否する所となったのである。校舎の独立について全然望み無しとするならば、それはまた他日を期

する事として、せめて運動場用地の獲得と言うことでも積極的に考慮してみたらどうか。さすればやがてこれが独立校舎用地になる機縁も得られるかも知れない。こんな事を考えている時、大学体育会の中にグラウンド建設の計画が芽えつつある事を聞き、早速中沢氏をその丸ビル事務所に訪ね具体的な問題として話し合ったのは二十八年夏頃ではなかったろうか。この問題については父兄会の幹部も非常に乗気で、時日は忘れたが早い頃、役員会が終って夕暮に及び村山会長の車で林、平井、秋葉の諸氏と現地を見に行った事があった。暗くて見通しも定かでないあの丘に立って、是非これは入手した方がいいとの激励を受けた事を思い出す。それが今の板橋の総合運動場で、この土地は買収は出来なかったが、都から借りてとにも角にも立教の専用グラウンドとして落成したのは、三十一年十一月十三日であった。この運動場の竣工によって、池袋における運動場の狭隘による色々の不便は大幅に緩和される事になったが、校舎の不足や学園全体の狭さに因る生徒指導の不便は全く解決されるに至っていない。

昭和二十九年は立教創立八十年に当たった。創立者ウイリアムズ主教並びに幾多先輩の嘗々たる労苦を思い、加えてタカー主教を記念するため同主教の名を冠する大講堂の建設を祝する八十周年記念式は、この年十二月十八日新装成ったタカー・ホールで行われた。

本校が創立以来年ごとに盛んとなった学友会は、文化部、体育部共活潑に活動し、他の学校殊に都立の高校などと違って受験の勉強に^(マ)殫頭する必要がないという好条件に恵まれ伸びのびと学校生活を楽しむという風を作すに至った。先に昭和二十六年秋、文化の日には第一回文化祭を催しその後毎年十一月初めにこれが回を重ね、生徒の文化活動を刺戟すると共に、体育部においても例えば三十年四月野球部が多年の宿望たる甲子園遠征の機会を得るに至るなど学友会の活動はなお多少の反省を必要としながらも学生々活の大きな内容をなすものとして、洋々たる前途を望みつつ、発展して来たのであった。

昭和三十年六月校長佐々木順三先生は退職された。立教高校は二十三年四月十二日を以て歴史的開校をして以来佐々木校長、佐々木主事と誠に全校が崇敬に適う両佐々木先生を頂く事が出来たのであった。新しい学校としてこの上ない幸福であったといわねばならない。然るに先に喜市先生を送り更に今順三先生とお別れする事はまことに惜別の情を禁じ得ない所であった。私たちは改めて喜市先生に本校講師としてそのお名前を職員名簿に連ねさせて頂く事にした。

松下正寿先生が大学総長とし兼ねて本校々長に就任されたのは同年七月であり、九月の新学期に就任式を行った。

第1章 立教学院

かねて大学との諒解事項として本校を卒業する学生は、概ね大学に推薦入学せしめる事になっていたが三十一年三月の卒業生から、大学推薦洩れになった者について特に補習科を設け翌年度これを推薦する制度を作った。この四月第一回生として補習科に入った生徒は三名であった。同年五月には本館南側に新校舎の落成を見、普通教室四室、中高共同の図書室が併置され、全校十八クラスとなり、その規模において、丁度開校当初の二倍の大きさになった。

教室だけは出来たが講堂、体育館、特別教室等が不足している。加之運動場は狭く、板橋のグラウンドは大学だけでも一杯である。矢張り独立した、そして完備した設備が欲しい。広々とした所で、青年に浩然の気を養わせたい。こんな切実な気持ちが、やがて天に通じたとも言うのか、あちこちから、ここに何万坪あり、かしこに何万坪ありと言って話を持ちこんで来るものが出て来た。やっと曙光が見えて来た。過去十年は、まことに感謝すべき創業の歳月であった。学校は年ごとに発展して来た。過去三回募集した学院債その他財政的には負いめを担っているのであるが、入学志願者は五十名募集に七百名余の応募を見る。これからますます内容の刷新と設備の充実を図り、社会の負託に応える立教高校を建設しなければならない。僅かな財政上の困難の如きは、育英の事業の前には区々たるものである。

もしわれわれが建学の精神たる「神のため 国のため」の使命観^(マ)に徹するならば、神は必ず立教高校の前途に祝福を与え給うであろう。

縣 康「立教高等学校十年の歩み(二)」『創立十年誌 付卒業生名簿』立教高等学校 1958(昭和33)年 6～9頁

[立教高等学校所蔵]

資料13 浅香良平「新座移転二十五周年にあたって思う」[1986(昭和61)年]
新座移転二十五周年にあたって思う

浅香良平

立教高校が新座に移転してきてから今年度当初で満二十五年を数えるに至りました。そこで、十月三十日に、野球部の甲子園出場もあわせて、感謝礼拝を捧げるとともに、感謝の集いを持ちました。ここに紙面をお借りして、改めて御恩に対し深い感謝をこめて御礼を申し上げます。

二十五年を経過して、もはや「移転」という言葉の実体感は、それを経験した教職員の中にあるだけです。その教職員の数も少なくなりました。キャンパス内外どこを見まわしても移転ということを裏付けるような面影は一つもありません。

池袋に学院本部、大学、中学、小学校があり、高校だけが新座にあるということが事実として受け取められるだけになっています。このことは、裏を返せば、それだけ立教高校が新座の地に根付いたことを意味することになるでしょう。

しかしここで我々は年月の長さだけで定着の度合いを計ってはいけないと思います。そうではなくて、学校としての存在意義そのものが学校の地元への定着を決めるものだ、と考えなくてはいけないと思うのです。要するに学校はその存在意義をいつも問われているのだということです。孟母三遷の教えがあります。学校の立場からすれば、地元を受け入れられるだけの確固たる存在意義が自ずと現われるようでなくてはならないわけです。

孟母三遷そのままに、立教高校は昭和三十五年春に新座の地に受け入れていただきました。こういういい方をすると、思い上がりに聞こえるかもしれませんが、そういうつもりではありません。立教高校の受け入れに際して、またその後の立教高校の歩みに対して、地元からいただいた御恩顧、御指導、御鞭撻に感謝の意をこめて申しているものです。実際、我々は地元の温かい御期待、御見守りを受けながら今日に至っています。身近かな例では、今年度の野球部の甲子園出場に際していただいた御声援です。それは絶大な御声援をいただきました。我々はますます立教高校の存在意義を自覚しなければなりません。

立教高校の存在意義、それは、キリスト教教育という観点から見ても、一貫教育という観点から見ても、一日一日を大切にする、充実するということです。

キリスト教教育は自分をいつも神の前におくということを根底にしているものです。そういう意味からキリスト教教育の在り方をはっきり示すものとして、ポーロの「エペソ人への手紙」五章十五・六節があります。「チャペル・アワー・ウィークリー」五十三号の今週の言葉として取り上げられています。

あなたがたの歩きかたによく注意して、賢くない者のようにはなく、賢い者のように歩き、今の時を生かして用いなさい。

この言葉を学生の立場からとらえ直してみてください。

学校が地元にとって孟母三遷に値する存在意義を持つならば、その延長上に「国のために」、更に「神のために」存在意義を持つことになります。

立教の教育の目的は、何かどでかいことをやってのけるような人を世の中に送り出そうとするものではないと思います。世の中で一番必要とするのは、今、自分のなすべきことに、受身の姿勢でなく、積極的に取り組む人達です。世の中はそういう人達によって実際に支えられているのです。私は「汝らは地の塩、世の光なり」という言葉が好きです。昨年もこの巻頭言に引用しました。そして、地

第1章 立教学院

の塩になることによって世の光たり得るのだということを書きました。この言葉はチャペルの入口の石に刻まれています。立教高校の新座移転を英断をもって実現した当時の校長、縣先生が聖書から選ばれ、自ら書かれたものです。

立教の一貫教育の理念は、こういうキリスト教の教えに基づいています。つまり一貫教育は、教育活動は一日一日の連続、積み重ねで成り立つものだ、と考えているのです。従って、一日一日の学校生活を大事にするものです。しかも、学生、生徒を管理するのではなく、学生、生徒の一人一人の学校生活への積極的な取り組みを求めています。

学校で日々の授業に真剣に取り組んでいるでしょうか。授業だけではありません。クラブ活動に打ち込んでいるでしょうか。学校生活以外の所に目を向けていませんか。それから、校則をきちんと守っているでしょうか。いえ、学生として恥づかしくないモラルを堅持しているでしょうか。

学校生活というものには学校に於ける生活だけを意味するものではありません。学生としての生活全般を指すものです。当然家庭に於ける生活まで含んでいるのです。家庭でも学生として恥づかしくない生活が毎日行われているでしょうか。家庭学習が毎日積み重ねられているでしょうか。予習、復習、練習が日々充実して行なわれているでしょうか。中でも特に予習が大切です。積極的な姿勢が一番強く要求される場所です。新しい勉強の段階に自分一人でぶつかるところに実践的実力とチャレンジ精神が養われてゆくのです。それに学校に於ける授業に一番重要なのも予習です。予習をすると授業に興味をもって集中し、理解に大きく役立つことは、誰も実感として経験したことがあるはずです。

最後はとうとうお説教に墮してしまいましたが、真意は立教の教育の、いえ、教育の原点的意義を再確認することにあります。原点はいつも立ち帰るべきところですし、いつもそこから出発しなければなりません。聖公会の聖餐式の最後、教会を出る時、次の言葉が唱えられます。

いざ我等いでゆかん

主の御名によりてアーメン

我々は、教師も生徒も、教育の原点から毎朝出発したいと思います。それがキリスト教教育の実践なのだとは私は思っています。 (立教高等学校校長)

浅香良平「新座移転二十五周年にあたって思う」『新座だより』第37号 立教高等学校 1986(昭和61)年3月 2～5頁

[立教高等学校所蔵]

第2節 財団法人から学校法人へ

1949（昭和24）年12月に私立学校法が公布されると、財団法人立教学院も学校法人に組織変更することに決し、準備を開始した〔（1）学校法人への組織変更準備〕。1951（昭和26）年1月には申請書類が整い、文部省へ提出、3月7日に認可をえた。さらに3月14日に登記を終え、ここに学校法人立教学院が誕生した〔（2）学校法人への組織変更手続〕。

学校法人設立当初は組織変更申請当時の役員で出発したが、その後、学院が定めた寄附行為（本章第3節を参照）附則の規定に従って、組織変更後2カ月のうちに新たな役員と評議員が選出された〔（3）学校法人発足当時の主要人事〕。

最後に、学校法人の発足時に有効であったと推定される学院の諸規程を収めた〔（4）学校法人発足時の諸規程〕。（永井 均）

（1）学校法人への組織変更準備

資料1 私立学校法をめぐる学院内部の動向—財団法人立教学院理事会記録

資料1-1 財団法人立教学院第百十七回理事会記録〔1949（昭和24）年〕

財団法人立教学院第百十七回理事会記録

一、日時 昭和二十四年十二月十五日午後二時

一、場所 財団会議室

一、出席役員（総員理事十三名 監事二名）

理事 鈴木 威 理事 蒔田 誠 理事 河西太一郎

理事 須藤吉之祐 理事 佐伯松三郎

（鈴木理事委任代行）理事 松崎半三郎

（蒔田理事委任代行）理事 八代斌助

（河西理事委任代行）理事 佐々木順三

（須藤理事委任代行）理事 平沢三郎

一、欠席役員

理事 ライフスナイダー 理事 菅 円吉 理事 橋本寛敏

理事 ポール・ラッシュ

監事 大平芳男 監事 岡野正司

一、議事

〔略〕

第1章 立教学院

続いて佐伯理事より

[略]

三、学校法人^{〔ママ〕}法制定に伴ひ本学院の寄附行為を改正する必要ある旨発言あり、改組準備委員会を設置し、研究せしめる事を決定す

[略]

〔財団法人立教学院第百十七回理事会記録〕1949（昭和24）年12月15日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料1-2 財団法人立教学院第百十八回理事会記録 [1950（昭和25）年]

財団法人立教学院第百十八回理事会記録

一、日時 昭和廿五年一月十九日午後二時

一、所 財団会議室

一、出席役員（総員理事十三名 監事二名）

理事 鈴木 威 理事 蒔田 誠 理事 河西太一郎

理事 須藤吉之祐 理事 佐伯松三郎 理事 佐々木順三

理事 平沢三郎 理事 橋本寛敏 理事 八代斌助

顧問^{〔ママ〕} ヴァイアル師 監事 大平芳男 監事 岡野正司

一、欠席役員

理事 ライフスナイダー 理事 松崎半三郎 理事 菅 円吉

理事 ポール・ラッシュ

一、議事

須藤理事開会の祈禱を捧げたる後佐々木理事推されて議長席につく

書記前回の記録を朗読承認さる

前日に引続き私立学校法につき種々協議あり、河西理事より評議員、理事の選出方法、及権限等に関し、説明ありたる後、今後委員会を設けて十分に研究する事とし、委員の選定は議長に一任する事となる

[略]

〔財団法人立教学院第百十八回理事会記録〕1950（昭和25）年1月19日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料1-3 財団法人立教学院第百二十回理事会記録 [1950（昭和25）年]

財団法人立教学院第百二十回理事会記録

一、日時 昭和廿五年六月一日午後二時

一、所立教学院会議室

一、出席役員（総員理事十三名、監事二名）

理事 鈴木 威 理事 佐々木順三 理事 蒔田 誠
理事 須藤吉之祐 理事 河西太一郎 理事 佐伯松三郎
理事 橋本寛敏 理事 平沢三郎
（鈴木理事委任代行）理事 菅 円吉
（蒔田理事委任代行）理事 八代斌助
監事 大平芳男 監事 岡野正司
顧問 オーバートン

一、欠席役員

理事 松崎半三郎 理事 ライフスナイダー 理事 ポールラツシユ

一、議事

〔略〕

次に佐々木理事より

〔略〕

三、学校法人法は目下原案検討中なるも、一方都下のミツシヨンスクールも
連合して、研究中なる故近く御協議を願える予定である事

〔略〕

〔財団法人立教学院第百二十回理事会記録〕1950（昭和25）年6月1日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 〔寄附行為変更の経過を報じる大学新聞記事〕〔1950（昭和25）年〕

今年末に原案完成か

私立学校法に同窓会理事動く

さきに私立学校法が議会を通過するや、その改正を急がれていたがこのほどやつとその兆候があらわれてきた、即ち去る十四日午後五時半から開かれた同窓会理事会の席上学院側の起草せる第一回学校法人立教学院寄付行為の草案が提出され、各理事の検討をみたが結論は得られず、つづいて次回理事会に持越され同理事会の結論を案出、まとめ上げ学院側に返答する様子である。

なお本年中には同原案は両者協議の上でき上る模様である、私立学校法案とは全部で一〇二条から成り昭和二十四年十二月議会を通過翌年四月十五日から効力があるもので各私大はこの法案の定める所により学校法人寄付行為となり従来の財団法人を改正するものである、なお同原案は来春三月十五日までに完成届ける

第1章 立教学院

ことになっている

『立教大学新聞』第71号 立教大学新聞学会 1950（昭和25）年9月20日 1面
〔立教大学図書館所蔵〕

資料3 〔学院理事会における寄附行為変更原案の承認〕〔1950（昭和25）年〕 財団法人立教学院第百廿三回理事会記録

一、日時 昭和廿五年十二月十四日（木）午後二時三〇分

一、場所 立教学院会議室

一、出席役員（総員理事十三名、監事二名）

理事 佐々木順三 理事 菅 円吉 理事 須藤吉之祐

理事 河西太一郎 理事 佐伯松三郎 監事 岡野正司

理事 蒔田 誠 理事 鈴木 威（佐伯理事委任代行）

番外出席 小川徳治、岸本隆一

一、欠席役員

理事 八代斌助 理事 ライフスナイダー 理事 ポールラツシユ

理事 橋本寛敏 理事 松崎半三郎 監事 大平芳男

一、議事

管理事開会の祈禱の後書記前回の記録を朗読承認さる。

河西理事より

私立学校法による寄附行為変更の件は前回の理事会にて決定せる通り原案起草委員会を設け慎重に検討し此処に原案を作成したる事を報告又原案につき詳細なる説明あり種々質疑応答ありたる後原案通り承認決定する。

〔略〕

〔財団法人立教学院第百廿三回理事会記録〕1950（昭和25）年12月14日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料4 〔学院理事会における寄附行為変更手続の申請決議〕〔1950（昭和25）年〕 決議録

昭和廿五年十二月十四日午後二時本法人会議室に於て第百二十三回理事会を開会し理事十二名中十名（内四名委任状による）出席し左の通り決議を行つた（全員賛成）

一、私立学校法の規定に従い学校法人となるため別紙の通り寄附行為を変更し主務官庁の認可をうけるよう申請手続をなすこと

右決議を証するため左に署名捺印する

昭和廿五年十二月十四日

理事長 松崎半三郎
署名理事 佐々木順三
書記 秦 二郎

〔注〕本資料は財団法人立教学院が学校法人に組織変更する際の申請書類〔「寄附行為変更認可申請について」1951（昭和26）年1月16日〕に含まれていたものである。

〔決議録〕（控）1950（昭和25）年12月14日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

（2）学校法人への組織変更手続—申請と認可

資料1 〔寄附行為変更の申請書類〕〔1951（昭和26）年〕

昭和廿六年一月十六日

財団法人 立教学院
理事長 松崎半三郎

文部大臣 天野貞祐殿

寄附行為変更認可申請について

私立学校法の規定に従い学校法人となるため寄附行為を変更いたしたいので御認可下さるよう別紙必要書類を添えて御願ひ申し上げます。

添付書類の目録

- 一、変更後の寄附行為
- 二、現在の寄附行為
- 三、決議録
- 四、財産目録
- 五、不動産その他の重要な財産の権利の所属を証する書類
- 六、不動産その他の重要な財産についての価格評価書
- 七、組織変更後二年の事業計画及び之に伴う予算書
- 八、役員の就任承諾書、履歴書、身分証明書及び教職員適格審査に関する書類
- 九、役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を越えて含まれていないことを証する書類
- 十、本法人の設置する学校の学則
- 十一、財団法人の登記簿抄本

以上

〔略〕

「寄附行為変更認可申請について」（控）1951（昭和26）年1月16日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 〔寄附行為変更認可に関する文部省からの通知書類〕[1951（昭和26）年]

校管第111号

昭和26年3月7日

学校法人立教学院 理事長殿

文部省管理局長 印

学校法人への組織変更について

財団法人立教学院の学校法人立教学院への組織変更のことは、別紙認可指令書のように認可になりましたが、変更後の学校法人寄附行為による新役員の選任をすみやかに行われ、学校法人の運営について、遺漏のないようお取り計らい願います。

また、下記の書類を追加提出して下さい。

なお、私立学校法附則第四項及び学校法人登記令附則第二項の規定による組織変更の登記を、認可書の到達したときから二週間以内（但し、昭和26年3月14日まで）にされるよう、また組織変更の登記をしたときは、登記の年月日を具して文部大臣に届出られるよう（私立学校法施行規則第十三条参照）念のため申し添えます。

記

1. 変更後の学校法人寄附行為によつて選任された新役員（理事及び監事）についての就任承諾書、履歴書、身分証明書及び教職適格確認書又は判定書の写（但し、再任の者で組織変更の認可申請のとき既提出のものについては、就任承諾書のみ）並びに役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の家族が一人をこえて含まれていないことを証する書類
 2. 認可された組織変更後の学校法人寄附行為の印刷したもの 2部
 3. 学校法人への組織変更認可申請書に添付した財産目録の印刷したもの 2部
- 備考 認可指令書及び認証した謄本は、東京都知事を経由して送付しました。

《別紙》

校管第111号

財団法人立教学院

昭和26年1月16日付で申請のあつた財団法人立教学院の学校法人立教学院への

組織変更を、私立学校法附則第三項によつて、認可します。

昭和26年3月7日

文部大臣 天野貞祐 印

「学校法人への組織変更について」1951（昭和26）年3月7日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料3 〔学校法人立教学院の成立—登記の完了〕〔1951（昭和26）年〕

登記簿抄本

登記第拾壹号

一、名称 学校法人 立教学院

一、事務所 豊島区池袋参丁目壹千貳百七拾貳番地

一、予備欄事項及設立登記年月日

成立ノ年月日 明治四拾四年八月貳拾貳日

豊島区池袋参丁目壹千貳百七拾貳番地財団法人立教学院ハソノ組織^{〔マ〕}ヲ変更
シテ学校法人立教学院トナリタルニ依リ第壹欄乃至第八欄迄ノ登記ヲナシ
タリ

設立登記年月日 昭和貳拾六年参月拾四日

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認証ス

昭和貳拾六年四月拾貳日

東京法務局板橋出張所

法務府事務官 高島金四郎 印

〔注〕本資料は学校法人立教学院が千代田銀行、帝国銀行、富士銀行に送付した書類
〔「組織変更届」1951（昭和26）年4月20日〕に含まれていたものである。

〔登記簿抄本〕1951（昭和26）年4月12日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料4 法人組織変更届

資料4-1 〔文部大臣宛〕〔1951（昭和26）年〕

学院発第壹号

昭和廿六年四月参日

東京都豊島区池袋参丁目千貳百七拾貳番地

学校法人立教学院

理事長 松崎半三郎

第1章 立教学院

文部大臣 天野貞祐殿

法人組織変更届について

校管第壹壹壹号を以つて認可せられた学校法人立教学院は昭和二十六年三月十四日組織変更登記を了しましたのでお届け致します。

左 記

- | | | |
|---------------|----|----|
| 1. 組織変更後の寄附行為 | 二部 | |
| 2. 財産目録 | 二部 | |
| 3. 登記簿謄本 | 一部 | 以上 |

〔法人組織変更届について〕1951（昭和26）年4月3日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料4-2 〔東京都知事宛〕〔1951（昭和26）年〕

学院発第弐号

昭和廿六年四月参日

東京都豊島区池袋参丁目千弐百七拾弐番地
学校法人立教学院

理事長 松崎半三郎

東京都知事

安井誠一郎殿

法人組織変更届について

昭和二十六年三月七日付校管第壹壹壹号を以つて文部省より認可せられた学校法人立教学院は昭和二十六年三月十四日組織変更登記を了しましたのでお届け致します。

添付書類

- | | |
|---------------|----|
| 1. 組織変更後の寄附行為 | 二部 |
| 2. 財産目録 | 二部 |
| 3. 登記簿謄本 | 一部 |

〔注〕「法人組織変更届」が文部大臣と東京都知事に提出されたのは、私立学校法および私立学校法施行規則の諸規定による。

〔法人組織変更届について〕1951（昭和26）年4月3日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料5 〔学院理事会における学校法人認可の報告〕〔1951（昭和26）年〕

学校法人立教学院第卅回理事会記録

一、日時 昭和二十六年四月十二日 午後二時三〇分

一、所 立教学院一号館

一、出席役員（総員理事十三名。監事二名。）

理事 佐々木順三 “ 須藤吉之祐 理事 河西太一郎

“ 橋本寛敏 “ 佐伯松三郎 “ 蒔田 誠

“ 鈴木 威 監事 岡野正司 “ 大平芳男

理事 菅 円吉

番外出席

小川徳治 岸本隆一

一、欠席役員

理事 寺尾芳男 理事 松崎半三郎 “ 八代斌助

理事 ライフスナイダー 理事 ポール・ラッシュ

一、議事

蒔田理事祈禱の後書記前回の記録を朗読承認さる

佐々木総長より学校の現状報告として

〔略〕

6. 学校法人は去る三月七日認可されたるに依り従来の役員を届出で十四日登記を完了した事及び今後二ヶ月以内に改めて新役員を決定しなければならぬ事

以上六件を報告一同之を承認する

〔略〕

〔学校法人立教学院第卅回理事会記録〕1951（昭和26）年4月12日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

（3）学校法人発足当時の主要人事

資料1 〔学校法人への組織変更認可申請時の役員一覧〕〔1951（昭和26）年〕

理事長 松 崎 半三郎

理 事 佐々木 順 三

同 八 代 斌 助

同 蒔 田 誠

同 鈴 木 威

同 佐 伯 松三郎

第1章 立教学院

同 菅 円 吉
同 河 西 太一郎
同 須 藤 吉之祐
同 橋 本 寛 敏
同 寺 尾 芳 男
同 シ、エス、ライフスナイダー
監 事 大 平 芳 男
同 岡 野 正 司

〔注〕本資料は財団法人立教学院が学校法人に組織変更する際の申請書類〔「寄附行為変更認可申請について」1951（昭和26）年1月16日〕に含まれる組織変更後の寄附行為（「学校法人立教学院寄附行為」）に記載されていたものである。なお、当時理事であったポール・ラッシュの名前がこの一覧からは欠落している（理由は不詳）。

〔学校法人立教学院寄附行為〕〔1951（昭和26）年〕

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 〔学校法人発足後に選出された新役員一覧〕〔1951（昭和26）年〕

理事長 八 代 斌 助
理 事 池 田 実 男
*同 岡 野 正 司
*同 河 西 太一郎
*同 菅 円 吉
★*同 佐々木 順 三
*同 鈴 木 威
同 須 藤 吉之祐
*同 寺 尾 芳 男
同 橋 本 寛 敏
同 ヘンリー・エフ・バッド
*同 蒔 田 誠
同 山 際 正 道
監 事 大 平 芳 男
同 松 崎 一 雄
同 山 越 正 勝

〔注〕本資料は下記の理事会記録をもとに編者が作成した。順序は五十音順で、★印は

院長、*は常務理事を示す。

〔学校法人立教学院第二回理事会記録〕1951（昭和26）年5月11日，〔学校法人立教学院第三回理事会記録〕1951（昭和26）年5月14日，〔学校法人立教学院第四回理事会記録〕1951（昭和26）年6月21日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料3 〔学校法人発足後に選出された評議員一覧〕〔1951（昭和26）年〕
学校法人立教学院評議員名簿

○印は職務上理事となる者を示す

一、立教学院長兼

佐々木 順 三○

立教大学総長

文学部長

菅 円 吉

経済学部長

河 西 太一郎

理学部長

中 川 重 雄

立教高等学校主事

佐々木 喜 市

立教中学校主事

花 房 正 雄

立教小学校主事

有 賀 千代吉

二、日本聖公会教務院総裁

八 代 斌 助○

々 東京教区主教

蒔 田 誠○

三、聖公会聖職又は信徒

カール・ブランスタッド

ゼームス・K・ポット

大 平 芳 男

秋 山 基 一

四、立教大学文学部教授

番匠谷 英 一

経済学部教授

藤 田 武 夫

理学部教授

杉 浦 義 勝

職員

秦 二 郎

立教高等学校教諭

縣 康

立教中学校教諭

高 橋 昊

立教小学校教諭

伊 藤 高 清

五、立教大学同窓会

名 倉 喜 作

岡 野 正 司

園 部 新 吉

第1章 立教学院

立教中学校同窓会

六、理事会の選任した者

松 下 正 寿
峰 村 幸 三
太 田 武 雄
二 神 武
池 田 実 男
佐 野 正 綱
山 越 正 勝
牧 恒 夫
伊 藤 次 郎
鈴 木 威
佐 伯 松三郎
寺 尾 芳 男
小 川 徳 治
細 入 藤太郎

〔注〕本資料は1951（昭和26）年5月1日に開催が予定されていた第一回評議員会開催通知書（同年4月24日付）に添付されていたものである。

〔学校法人立教学院評議員名簿〕〔1951（昭和26）年〕

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

（4）学校法人発足時の諸規程

資料1 立教学院就業規則〔1951（昭和26）年〕

立教学院就業規則

財団法人 立教学院

第一章 総則

第 一 条 この規則は立教学院に勤務する者に適用する

第 二 条 勤務員は本学院の建学精神による教育目的を達するため努力しなければならない

第 三 条 勤務員には左の職分系列を設ける

一、教員 二、職員 三、傭員

第二章 勤務・休日及休暇

第 四 条 勤務時間を左の通り定める

一、教員は^{〔マ〕}担任時間、教授会其他教員として必要な事項に関する時間

二、職員は午前八時より午後四時迄とし、土曜日は正午迄とする

三、傭員は午前七時三十分より午後四時三十分迄とし、土曜日は午後二時迄とする

第 五 条 休憩時間を午後零時より一時間とする
但し業務の都合により之を変更することがある

第 六 条 休日を左の通り定める

- 一、日曜日（但小学校に於ては土曜日）
- 二、国民の祝日
- 三、学校の定めた休日
 - イ、創立記念日（五月五日）
 - ロ、受苦日
 - ハ、降誕日
 - ニ、その他

第 七 条 休暇を左の通り定める
教員は学則に定められた春期、夏期、冬期及臨時の休暇とする
職員及傭員には前項の休暇期間に於て二十日以上之を与える

第 八 条 業務其の他の都合により勤務時間外又は休日に出勤させることが出来る。休日勤務の場合には一ヶ月以内に振替休日を受けることが出来る

第 九 条 勤務員が左の各号の一つに該当する場合は届出によつて特別休暇を受けることが出来る

- 一、忌引
 - イ、父母、配偶者子女の死亡した場合七日
 - ロ、祖父母、兄弟姉妹の死亡した場合三日
 - ハ、その他三等親に該当の者が死亡した場合一日
- 二、慶日
 - イ、勤務員自身結婚の場合七日
 - ロ、子女出生の場合夫二日、妻四十二日以内
 - ハ、子女結婚の場合二日
 - ニ、兄弟姉妹結婚の場合一日
- 三、公民としての権利又は義務を行使し若は不可抗力等の事由により勤務不能と認められた場合
- 四、女子勤務員にして生理日の就業が著しく困難な者は一ヶ月二日

第1章 立教学院

以内

第三章 給与及び退職金

第十條 勤務員の給与は別に定める規定による

第十一條 解職又は退職に際しては別に定める規定によつて退職金を支給する

第四章 休職・退職及解職

第十二條 勤務員が業務によらない傷病又は事故の為引続き欠勤を許可された場合は左の通り取扱う

一、傷病欠勤の時は六ヶ月間有給、以後六ヶ月間を有給休職、次の六ヶ月を無給休職とする

但し長期の療養を必要とする疾患の場合は前項の期間をそれぞれ六ヶ月を限度としてこれを延長する事が出来る

二、事故欠勤の時は一ヶ月間有給、以後五ヶ月間を無給休職とする
前項各号の期間は欠勤開始の日から起算する

第十三條 伝染病精神病又は勤務のため増悪するおそれある疾病にかゝつたものと認められた場合は就業を禁止することがある

この場合前条第一項第一号を準用する

第十四條 留学の為職を離れる場合の規則は別にこれを定める

第十五條 休職期間は勤務年数に加算する

第十六條 勤務員が左の各号の一つに該当する場合は解職される

一、本人が退職を希望した場合

二、無給休職期間が過ぎた場合

三、講座又は学科の廃止の場合

四、業務の変更若は縮小の場合

五、職務に不適當と認められた場合

前項第三号第四号及第五号により解職する場合は少くとも三十日以前に予告若しくは三十日分の平均給与を支払う

第十七條 勤務員が退職しようとする場合は少くとも一ヶ月前に願出なければならない

第十八條 勤務員が満六十五年に達した場合はその年度末を以て停年退職とする。但し特に必要ある場合は職務を囑託することがある

第五章 安全及び衛生

第十九條 勤務員は学校の安全に関し施設の保全、職場の整頓に努め災害予防に協力しなければならない

第二十条 勤務員は保健衛生施設を活用し校医の衛生に関する指示に従い保健衛生に努めなければならない

第二十一条 勤務員に対しては一年一回以上の健康診断を行う

第二十二条 勤務員は同一家屋内又は近隣に法定伝染病発生し又はその疑あるときは直ちにその旨届出なければならない

第六章 災害補償

第二十三条 勤務員の災害補償については労働基準法に従う

第七章 表彰及懲戒

第二十四条 勤続満二十五年に達したもの又は左の各号の一つに該当するものはこれを表彰する

- 一、学院又は学校のため特に功労のあつたもの
- 二、学術研究に特に功績のあつたもの
- 三、その他表彰に値する篤行のあつたもの

第二十五条 左の各号の一つに該当する場合は解職することがある。但監督官庁の許可を得た場合は即日解職する事が出来る

- 一、建学精神に違反する行為のあつた場合
- 二、学校の名譽を毀損する行為のあつた場合
- 三、勤務成績著しく不良の場合
- 四、故意又は重大な過失によつて学校に損害を与えた場合

第二十六条 前条に該当する行為の軽い場合又は情状酌量の余地のある場合は左の各号によつて懲戒する

- 一、訓戒
- 二、譴責
- 三、減俸

前項第三号の減俸月額は月額総収入の十分の一を超えることはない

第八章 人事委員会

第二十七条 人事委員会は理事長又はその代理人を議長とし学院代表及勤務員代表の同数を以て隨時之を構成する

第二十八条 人事委員会は左の事項を取扱う

- 一、表彰及懲戒
- 二、災害補償
- 三、第十六条第一項第五号に依る解職

第九章 雜則

第1章 立教学院

第二十九条 勤務員は定刻迄に出勤し自ら出勤簿に捺印しなければならない

第三十条 病気その他の事故によつて欠勤、遅参又は早退を要する場合は予め事由を具して届出でなければならない

第三十一条 病気欠勤一週間以上に及ぶ場合は医師の診断書を提出しなければならない

第三十二条 止むを得ない事由によつて任地を離れる場合はその事由、旅行日数及旅行先を記し出発前に願出で許可を受けなければならない

第三十三条 専任教職員で他に職業を兼ねようとする場合は許可を受けなければならない

第三十四条 責任者に於て必要と認め係員を出張させる場合は予め届出でなければならない

第三十五条 住所又は氏名を変更した場合は直ちに届出でなければならない

第三十六条 転任、退職又は休職する場合は其の取扱事項に関する書類、物品其他を引継がなければならない

附 則

第三十七条 この就業規則は昭和二十四年十月一日より実施する

第三十八条 この就業規則の変更は勤務員の意見を聞いて行う

〔注〕附則が示しているように、本就業規則は立教学院が財団法人であった1949（昭和24）年10月から施行されたものである。学校法人への移行前後に理事会において同規則に関する議論がなされていないこと、さらに規則の改正を決定した立教学院第59回理事会〔1959（昭和34）年3月24日開催〕の記録添付資料（新旧対照表）に、「現行就業規則」として1949年制定の規則とほぼ同様のものが記載されていることから、1949年施行の規則は学校法人への組織変更当時、有効であったものと推測される。なお、参考のため、本規則第3章で言及されている給与および退職金に関する規程を次に掲げておく。

財団法人立教学院「立教学院就業規則」1949（昭和24）年10月1日

〔立教高等学校所蔵〕

資料2 立教学院給与規程〔1951（昭和26）年〕

立教学院給与規程

第 一 条 立教学院就業規則第十条による本学院勤務員の給与は本規定の定めるところによる

第 二 条 勤務員に対する給与の支払は月給制とする、但始めて就職した月の給与は日割制とする

- 第 三 条 毎月支払われる給与の支払期日は毎月二十四日とする 但二十四日が休日の場合はその前日とする
- 第 四 条 給与は之を大別して基本給与と基本外給与とに区分する
- 第 五 条 基本給与は左の通り分類する
本人給、講座給、職務給、勤続給
- 第 六 条 基本外給与は左の通り分類する
家族手当、臨時手当、出勤手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、宿直手当、日直手当、交通手当、特別手当
- 第 七 条 有給欠勤期間中の給与は基本給に家族手当及臨時手当を加えたものゝ全額とする
- 第 八 条 有給休職期間中の給与は基本給に家族手当及臨時手当を加えたものゝ半額とする
- 第 九 条 本人給は学歴、経歴、能力及年令等を参酌して定める
- 第 十 条 講座給は時間制により学歴及経歴を参酌して定める
- 第 十 一 条 職務給は職務の内容に応じて之を定める
- 第 十 二 条 勤続給の支給月額は左の通りとする
- | | |
|------------|------|
| 一、五年以上十年 | 一五〇円 |
| 二、十年以上十五年 | 三〇〇円 |
| 三、十五年以上二十年 | 四五〇円 |
| 四、二十年以上廿五年 | 六〇〇円 |
| 五、廿五年以上 | 九〇〇円 |
- 勤続年数は毎年四月一日及十月一日現在によつて起算する
- 第 十 三 条 家族手当の支給額は左の通りとする
最初の一人は六〇〇円、次の四人は一人につき五〇〇円、六人以上は一人につき四〇〇円
- 第 十 四 条 扶養家族の範囲は左の通りとする
- 一、配偶者
 - 二、満六〇才以上の直系尊属にして本人と同一戸籍内にある者
 - 三、満十九才未満の直系卑属にして本人と同一戸籍内にある者
 - 四、満十九才未満の弟妹及不具その他廢疾者にして本人が扶養の義務ありと認められる本人と同一戸籍内にある者
- 第 十 五 条 時間外勤務手当及休日出勤の支給額は一時間につき基本給に臨時手当を加えた金額を二〇〇で除したものゝ一、二五倍とする

第1章 立教学院

但し一日の実働八時間に満たない場合はこの限りでない

第十六条 宿直及日直手当は一日につき七〇円とする

第十七条 出張手当は左の通りとする

一、都内若くは之に準ずる区域へ出張は交通費に五〇円以内を加へたもの

二、地方出張は三等交通費及宿泊費に一日三〇〇円の日当を加えたもの

第十八条 昇給は経済状勢並に勤怠、勤続年数、能力等を参酌して適宜之を行う

附 則

第十九条 本規定は昭和廿四年十月一日より施行する

[注] 本給与規程は財団法人時代の1949（昭和24）年10月1日に施行されたものである。現行の「学校法人立教学院給与規程」[1996（平成8）年4月1日改訂]の附則第39号に「この規程は昭和34年4月1日からこれを実施する。昭和24年10月1日施行の前給与規程はこれを廃止する」と記されていることから、1949年施行の規程は学校法人への組織変更当時、有効であったと考えられる。

財団法人立教学院「立教学院給与規程」1949（昭和24）年10月1日

[立教高等学校所蔵]

資料3 立教学院退職金規程〔1951（昭和26）年〕

立教学院退職金規程

第一条 立教学院就業規則第十一条による本学院勤務員の退職金の支給は本規定の定めるところによる

第二条 退職資金の為勤務員は毎月基本給に臨時手当を加算した額の百分の二 学院に於ては百分の三に相当する金額を払込むものとする

第三条 退職金は勤務員の退職時に於ける基本給与額に臨時手当を加算したものを算定根拠とする

第四条 勤務員が業務によらない傷病、停年又は私事の都合によつて退職した場合は別表によつて退職金を支給する 但死亡の場合には別表によつて遺族に弔慰金を支給する

第五条 就業規則第十六条第三号及第四号の場合は前条の退職金の倍額を支給する

第六条 懲戒による解職の場合には退職金を支給しない 但本人が払込んだ

全額に年五分の単利を附して返戻する

第七條 勤続年数の計算は左の方法による

- 一、勤続年数の起算は始めて勤務した日よりとする
- 二、勤続年数一年以上の計算に端数を生じた場合は六ヶ月以上を以て之を一年とする
- 三、兼任教職員の専任教職員になつた場合の勤続年数は兼任期間三年を以て一年とする

附 則

第八條 本規定は昭和廿四年十月一日より施行する

退職金支給額表

勤続年数	専 任	兼 任	勤続年数	専 任	兼 任
一 年	一 ケ月分	零	満十四年	十六ケ月分	七ケ月半分
二 年	二 ケ月分	半ケ月 分	十五年	十八ケ月分	八ケ月半分
三 年	三 ケ月分	一ケ月 分	十六年	十九ケ月分	九ケ月 分
四 年	四 ケ月分	一ケ月半分	十七年	二十ケ月分	九ケ月半分
五 年	六 ケ月分	二ケ月半分	十八年	廿一ケ月分	十ケ月 分
六 年	七 ケ月分	三ケ月 分	十九年	廿二ケ月分	十ケ月半分
七 年	八 ケ月分	三ケ月半分	二十年	廿四ケ月分	十一ケ月半分
八 年	九 ケ月分	四ケ月 分	廿一年	廿五ケ月分	十二ケ月分
九 年	十 ケ月分	四ケ月半分	廿二年	廿六ケ月分	十二ケ月半分
十 年	十二ケ月分	五ケ月半分	廿三年	廿七ケ月分	十三ケ月分
十一年	十三ケ月分	六ケ月 分	廿四年	廿八ケ月分	十三ケ月半分
十二年	十四ケ月分	六ケ月半分	廿五年	三十ケ月分	十四ケ月半分
十三年	十五ケ月分	七ケ月 分			

以下一年を増す毎に専任は二ヶ月を兼任は一ヶ月を加える

[注] 本退職金規程は財団法人時代の1949（昭和24）年10月1日に施行されたものである。現行の「学校法人立教学院退職金規程」[1990（平成2）年4月1日改正]に「制定 昭和24年10月1日」と記されていることから、1949年施行の規程は学校法人への組織変更当時、有効であったと考えられる。

財団法人立教学院「立教学院退職金規程」1949（昭和24）年10月1日

[立教高等学校所蔵]

第3節 寄附行為

財団法人から学校法人への改組に伴い、本学院存立の根本規則である「学校法人立教学院寄附行為」が成立した。寄附行為は、1951（昭和26）年3月に文部省の認可を受け施行された後、数次の変更を経て今日に至っており、その過程は各申請・認可書類、『立教大学諸規程集』[1969（昭和44）年7月刊]、『学校法人立教学院諸規程集』[1979（昭和54）年1月刊]で追うことができる。

編纂に際しては、学校法人設立当初の寄附行為全文と大幅な変更が施された1959（昭和34）年7月版の全文及び各変更箇所を掲載し、附則及び役員選挙等に関する細目を定めた寄附行為細則は紙幅の都合上割愛した。なお、立教学院から文部省への変更申請と同省による認可日、寄附行為の変更日は、各申請・認可書類（学校法人立教学院本部事務局所蔵）並びに附則により特定し、資料標題末尾に示した。また出典の年代表記として施行・変更日を充用したものもある。

（吉田桃子・吉次公介）

資料1 1951（昭和26）年3月14日施行「学校法人立教学院寄附行為」[1月16日申請、3月7日認可]

学校法人立教学院寄附行為

第一章 目的

第一条 本法人は教育基本法及び学校教育法に従つて学校を設置し基督教に基く教育を施すことを目的とする

第二章 名称

第二条 本法人は学校法人立教学院と称する

第三章 設置する学校

第三条 本法人は第一条の目的を達成するため左の学校を設置する

- 一、立教大学
- 二、立教高等学校
- 三、立教中学校
- 四、立教小学校

第四章 事務所

第四条 本法人は事務所を東京都豊島区池袋参丁目千式百七拾貳番地に置く

第五章 役員及び理事会

第 五 条 本法人に左の役員を置く

一、理事 十三名

二、監事 三名

第 六 条 理事となる者は左の通りとする

一、立教学院長

二、日本聖公会教務院総裁

三、日本聖公会東京教区主教

四、立教学院校友連合会長

五、評議員の互選による者五名

六、理事会が選任した者四名

前項第五号及び第六号の規定によつて選任される理事のうち各三名は聖公会の聖職又は信徒でなければならない

第 七 条 役員（前条第一項第一号から第四号までに掲げる者を除く）の任期は四年とする 但し重任を妨げない

役員に欠員を生じたときは直ちに補欠を選任しなければならない。補欠によつて選任された役員任期は前任者の残任期間とする

第 八 条 本法人に理事長一名及び常務理事若干名を置く

理事長は本法人を代表しその業務を統轄する

常務理事は理事長を補佐し理事会の決議に従い各々その担任の業務を処理する

第 九 条 理事長は理事の互選によつて定め常務理事は理事会の同意を得て理事のうちから理事長が指名する

第 十 条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは常務理事のうち一名が理事長の職務を代理する

前項の理事長の代理者は常務理事の互選によつて定め理事会の事後承認を得なければならない

第 十 一 条 理事は理事会を組織し理事会は必要に応じて随時これを招集する

理事長は理事会を招集しその議長となる

第 十 二 条 理事会は理事全員の過半数の出席によつて成立する

理事会の議事は理事の過半数を以て決し可否同数のときは議長がこれを決する

第 十 三 条 理事会は左の事項を管掌する

一、立教学院長及び本法人の設置する学校の校長（立教大学総長を除く）

第1章 立教学院

の任免

- 二、立教学院附チャプレンの進退
- 三、予算及び決算
- 四、資産の管理及び処分
- 五、債権及び債務の設定
- 六、寄附行為その他本法人の諸規則の制定並びに改廃
- 七、第十七条第三号及び第六号による評議員の選任
- 八、評議員会に於て建議した事項の処理
- 九、その他本法人の業務に関する事項

第十四条 監事は評議員会で選任し理事会の同意を得なければならない
前項の規定によつて選任される監事のうち二名は聖公会の信徒でなければならない

第十五条 監事の職務については私立学校法第三十七条第四項の規定による

第六章 評議員及び評議員会

第十六条 本法人に三十三名以上三十七名以内の評議員を置く

第十七条 評議員となる者は左の通りとする

- 一、立教大学総長、立教大学の各学部長及び立教高等学校、立教中学校及び立教小学校の校長若くは主事
- 二、日本聖公会教務院総裁及び東京教区主教
- 三、聖公会の聖職又は信徒のうちより理事会の選任したものの四名
- 四、立教学院の教職員中より選挙されたもの七名
- 五、本法人の設置する学校の卒業者中より選挙されたもの十二名
- 六、その他理事会が適当と認めて選任した者一名以上五名以内

第十八条 評議員（前条第一号及び第二号に掲げる者を除く）の任期は四年とする 但し重任を妨げない

第十九条 評議員に欠員を生じたときは直ちに補欠を選任しなければならない
但しその任期は前任者の残存期間とする

第二十条 評議員は評議員会を組織する

評議員会は評議員全員の過半数の出席によつて成立する

第二十一条 評議員会は理事長が招集する

第二十二条 評議員会の議長は評議員会に於て評議員の互選によつて定める
議長の任期は二年とする 但し重任を妨げない

第二十三条 評議員会は第六条第一項第五号及び第十四条第一項により理事及び

監事の選任を行う

第二十四条 評議員会は別段の定めあるものを除くほか左の事項について理事会に意見を述べその諮問に応じ又は報告を徴することができる

- 一、予算及び決算
- 二、基本財産の処分
- 三、寄附行為及び同細則の変更
- 四、その他本法人の重要事項

第二十五条 評議員会は、毎年二回定期会を開く。但し、理事会において必要と認めたととき及び監事若くは評議員三分の一以上の請求のあるときは、臨時評議員会を開かなければならない。

第七章 院長

第二十六条 本法人に院長を置く。

院長は、聖公会の聖職又は信徒でなければならない。

第二十七条 院長は、理事会において選任する。

第二十八条 院長は、本法人の設置する学校及び研究機関の教育及び研究に関する事項を統轄する。

院長は、立教大学総長を兼ねる。

第二十九条 院長の任期は、四年とする。

第八章 資産及び会計

第三十条 本法人の資産は、左のものより成る。

- 一、別紙財産目録記載の資産
- 二、授業料その他の学校収入及び財産から生ずる収入
- 三、寄附金及びその他の収入

第三十一条 本法人の資産は、これを分つて基本財産及び運用財産の二種とする。基本財産及び運用財産の区分は、私立学校法施行規則第三条第二項の規定に基づき、別紙財産目録の区分に従うものとする。寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従つて、基本財産又は運用財産に編入する。

第三十二条 基本財産を処分し、長期の負債を起し、又は収支予算を以て定めるものを除き、新たに義務を負担し若しくは権利を放棄しようとするときは、評議員会に諮問し、理事会の決議を経なければならない。

第三十三条 本法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料その他の運用財産（不動産及

第1章 立教学院

び積立金を除く)をもつて、支弁する。

第三十四条 本法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第三十五条 本法人の予算は、評議員会に諮り、理事会の議を経なければならない。

第三十六条 本法人は、年度終了後遅滞なく決算報告書を作成し、理事会の決議を経、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第九章 寄附行為の変更

第三十七条 本寄附行為の変更は、理事全員の四分の三以上の同意を得評議員会の承認を受けなければならない。

第十章 解散

第三十八条 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号の事由により本法人を解散しようとする場合には、理事全員並びに評議員全員の四分の三以上の同意を得なければならない。

第三十九条 本法人を解散した場合には、その残余財産は、本法人と同一の目的を持つ日本聖公会関係の学校に寄附する。

第十一章 補則

第四十条 本法人の公告は、本法人の設置する学校の掲示場に掲示して行う。

第四十一条 本寄附行為に規定していない事項については法令及び寄附行為細則の定めるところによる。

附則

一、本寄附行為による当初の院長は、現任の立教大学総長とする。

二、本寄附行為実施当初の役員は、従前の寄附行為によつて選任された左の役員とする。

氏名略

三、本寄附行為実施の後二月以内に、本寄附行為に従つて新たに評議員並びに役員を選任しなければならない。

四、本寄附行為による役員及び評議員が就任したときは、第二項の役員及び従前の評議員は、退任するものとする。

[注] この寄附行為は、私立学校法 [1949 (昭和24) 年12月15日付法律第270号] 附則4の規定により、登記日 (3月14日) をもつて施行日とされた。

〔学校法人立教学院寄附行為〕1951 (昭和26) 年3月14日

〔立教大学図書館大学史資料室所蔵〕

資料2 1951（昭和26）年12月20日変更「学校法人立教学院寄附行為」[11月30日申請、12月11日認可]

第一章 目的及び事業

第一条 本法人は、教育基本法及び学校教育法に従つて、学校を設置し基督教に基く教育を施すことを目的とする。

本法人は、前項のほか私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第九条 理事長及び事業理事以外の理事は、凡て本法人の業務について本法人を代表しない。

2、第四十条に規定する事業理事は、本法人の設置する学校の経営に関する業務については、本法人を代表しない。

第十四条 理事会は左の事項を管掌する。

一、立教学院長及び本法人の設置する学校の校長（立教大学総長を除く。）の任免

二、立教学院附チャプレンの進退

三、予算及び決算

四、資産の管理及び処分

五、債権及び債務の設定

六、収益を目的とする事業の開始及び廃止

七、寄附行為その他本法人の諸規則の制定並びに改廃

八、第十七条第三号及び第六号による評議員の選任

九、評議員会に於て建議した事項の処理

十、その他本法人の業務に関する事項

第二十五条 評議員会は、別段の定めあるものを除くほか左の事項について理事会に意見を述べ、その諮問に応じ、又は報告を徴することができる。

一、予算及び決算

二、基本財産の処分

三、収益を目的とする事業の開始及び廃止

四、寄附行為及び同細則の変更

五、その他本法人の重要事項

第三十一条 本法人の資産は、左のものより成る。

一、別紙財産目録記載の資産

二、授業料その他の学校収入及び財産から生ずる収入

第1章 立教学院

三、収益を目的とする事業から生ずる収入

四、寄附金及びその他の収入

第三十二条 本法人の資産は、これを分つて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の三種とする。

基本財産、運用財産及び収益事業用財産の区分は、私立学校法施行規則第三条第二項の規定に基づき、別紙財産目録の区分に従うものとする。

寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従つてそれぞれの財産に編入する。

第三十四条 本法人の設置する学校の経営に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）を以て、支弁する。

第三十六条 本法人の会計は、学校の経営に関する会計（学校会計という）と収益を目的とする事業に関する会計（事業会計という）とに分つ。

第九章 収益を目的とする事業

第三十九条 本法人が第一条第二項の規定によつて行う事業は、左の通りとする。

一、保険代理業

二、物品販売業（書籍、教育用品、運動用品、日用品、食料品）

三、出版業

四、広告代理業

第四十条 事業理事は、常務理事の互選で定め、本法人の収益事業に関して、本法人を代表し及び業務を掌理する。

第四十一条 毎会計年度において事業会計の収支決算上利益を生じた場合において、当該利益のうち二割の金額は、これを事業会計の積立金として積立て、他の金額は、運用財産に繰入れるものとする。

第四十二条 事業会計の積立金は、その会計年度内における事業会計の収入を以て補填できることが確実な場合又は当該会計年度の収支決算上損失を生じた場合に限り、これを処分することができる。

[注] この寄附行為の変更日は、1959（昭和34）年7月1日変更の寄附行為附則より特定した。

『学校法人 立教学院寄附行為』1951（昭和26）年12月20日

〔立教大学図書館大学史資料室所蔵〕

資料3 1959（昭和34）年5月13日変更「学校法人立教学院寄附行為」〔3月30日申請、5月13日認可〕

第十七条 本法人に三十五名以上三十九名以内の評議員を置く。

〔注〕この寄附行為の変更日は、1959（昭和34）年7月1日変更の寄附行為附則より特定した。

『学校法人 立教学院寄附行為』1959（昭和34）年5月13日

〔立教大学図書館大学史資料室所蔵〕

資料4 1959（昭和34）年7月1日変更「学校法人立教学院寄附行為」〔6月12日申請、6月29日認可〕

学校法人立教学院寄附行為

第一章 目的及び事業

（目的及び事業）

第1条 1. この法人は、教育基本法及び学校教育法に従つて学校を設置し、基督教に基づく教育を施すことを目的とする。

2. この法人は、前項のほか私立学校法第26条の規定による収益事業を行う。

第二章 名称

（名称）

第2条 この法人は、学校法人立教学院と称する。

第三章 設置する学校

（学校）

第3条 この法人は、第1条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる学校を設置する。

- 一 立教大学
- 二 立教高等学校
- 三 立教中学校
- 四 立教小学校

第四章 事務所

（事務所）

第4条 この法人は、事務所を東京都豊島区池袋参丁目千式百七拾式番地におく。

第五章 役員及び理事会

（役員）

第1章 立教学院

第5条 この法人に次の各号に掲げる役員をおく。

- 一 理事13名以上17名以内
- 二 監事3名

(役員を選任)

第6条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 立教学院長
- 二 立教大学総長
- 三 立教大学の各学部長及び一般教育部長の内からその互選によつて定められた者1名
- 四 立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長の内からその互選によつて定められた者1名
- 五 日本聖公会教務院総裁
- 六 日本聖公会東京教区主教
- 七 立教学院校友連合会長
- 八 評議員の内からその互選によつて定められた者6名
- 九 第6条第1号から第8号までに該当する者が選任した者4名

(役員任期)

- 第7条 1. 役員（前条第1号から第7号までに掲げる者を除く）の任期は4年とする。
- 但し、重任を妨げない。
2. 前条第1号から第8号までに掲げる理事は、その選任の条件となつてゐる地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。
3. 役員に欠員を生じたときは、直ちに補欠役員を選任しなければならない。
4. 役員は、任期満了後であつても、後任者の就任するまでその職務を行わなければならない。

(理事長、常務理事)

第8条 この法人に、理事長1名、常務理事若干名をおく。

(理事の代表権制限)

- 第9条 1. 理事長以外の理事は、凡てこの法人の業務について、この法人を代表しない。
2. 前項の規定にかかわらず、事業理事は、第39条に規定する業務についてこの法人を代表する。

(理事長)

- 第10条 1. 理事長は、この法人を代表し、この法人の行う業務を総括する。
2. 理事長は、理事の互選によつて定める。
3. 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事の内1名が理事長の職務を代理する。
4. 前項の理事長の代理者は、常務理事の互選によつて定め理事会の事後承認を得なければならない。

(常務理事)

- 第11条 1. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に従つて各々その担任の業務を処理する。
2. 常務理事は、理事長が理事会の同意を得て理事の中から指名する。

(理事会)

- 第12条 1. 理事は、理事会を組織する。
2. 理事長は、必要に応じて随時理事会を招集し、その議長となる。

(理事会の議事)

- 第13条 1. 理事会は、理事全員の過半数の出席によつて成立する。
2. 理事会の議事は、理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会の管掌事項)

- 第14条 理事会は、次の各号に掲げる事項を管掌する。
- 一 立教学院長及びこの法人の設置する学校の長の任免
 - 二 立教学院付チャプレンの進退
 - 三 予算及び決算
 - 四 資産の管理及び処分
 - 五 債権及び債務の設定
 - 六 収益を目的とする事業の開始及び廃止
 - 七 寄附行為その他この法人の運営に関する諸規則の制定並びに改廃
 - 八 第18条第3号及び第6号による評議員の選任
 - 九 評議員会において建議した事項の処理
 - 十 その他この法人の業務に関する事項

(監事)

- 第15条 1. 監事は、評議員会でこれを選任し、理事会の同意を得なければならない。

第1章 立教学院

2. 前項の監事は、この法人の理事又は教職員を兼ねてはならない。

(監事の職務)

第16条 監事の職務については、私立学校法第37条第4項の規定による。

第六章 評議員及び評議員会

(評議員)

第17条 この法人に44名以上50名以内の評議員をおく。

(評議員の選任)

第18条 評議員となるものは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 立教学院長、立教大学総長、立教大学の各学部長及び一般教育部長、立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長
- 二 日本聖公会教務院総裁及び日本聖公会東京教区主教
- 三 聖公会の聖職又は信徒の内から理事会が選出した者4名
- 四 立教学院の教職員の内から選挙された者10名
- 五 この法人の設置する学校の卒業者の内から選挙された者18名
- 六 その他理事会が適当と認めて選任した者1名以上5名以内

(評議員の任期)

第19条 1. 評議員（前条第1号及び第2号に掲げる者を除く）の任期は、4年とする。

但し、重任を妨げない。

2. 前条第1号第2号及び第4号の評議員は、その選任の条件となつてゐる地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
3. 評議員に欠員を生じたときは、直ちに補欠を選任しなければならない。
4. 評議員は、任期満了後であつても、後任者の就任するまでその職務を行わなければならない。

(評議員会及び議長)

第20条 1. 評議員は、評議員会を組織する。

2. 評議員会は、理事長がこれを招集する。

3. 評議員会は、毎年2回定期にこれを開く。

但し、理事会において必要と認めるとき及び監事若しくは評議員の3分の1以上から請求のあるときは、臨時に評議員会を開かなければならない。

4. 評議員会の議長は、評議員会に於て評議員の互選によつてこれを定

め、その任期は2年とする。

但し、重任を妨げない。

(評議員会の議事)

第21条 評議員は、評議員全員の過半数の出席によつて成立する。

(評議員会の議決事項)

第22条 評議員会は、第6条第8号及び第15条第1項により理事及び監事の選任を行う。

(諮問事項その他)

第23条 評議員会は、別段の定めあるもののほか、次の各項に掲げる事項について理事会に意見を述べ、その諮問に応じ、又は報告を徴することができる。

- 一 予算及び決算
- 二 基本財産の処分
- 三 収益を目的とする事業の開始及び廃止
- 四 その他この法人の重要事項

第七章 院長及び学校の長

(院長)

第24条 この法人に院長をおく。

(院長の選任)

第25条 院長は、理事会においてこれを選任する。

(院長の業務)

第26条 1. 院長は、この法人の設置する学校及び研究機関の教育及び研究に関する事項を統轄する。

2. 院長は、立教大学総長を兼ねることができる。

(総長の選任)

第27条 立教大学総長の任命は、立教大学教職員の選挙にもとづき、理事会においてこれを行う。

(学校の長の任免)

第28条 立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長の任免は、各校の教職員会の意見を聴いた上、理事会においてこれを行う。

(資格制限)

第29条 立教学院長、立教大学総長、立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長は、聖公会の聖職又は信徒でなければならない。

第1章 立教学院

(院長、総長の任期)

第30条 院長及び立教大学総長の任期は4年とする。

但し、重任を妨げない。

第八章 資産及び会計

(資産)

第31条 この法人の資産は、次の各項に掲げるものから成る。

- 一 別紙財産目録記載の資産
- 二 授業料その他の学校収入及び財産から生ずる収入
- 三 収益を目的とする事業から生ずる収入
- 四 寄附金及びその他の収入

(資産の区分)

- 第32条
1. この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。
 2. 基本財産、運用財産及び収益事業用財産は、私立学校法施行規則第3条第2項の規定による区分に従い、別紙財産目録に記載する財産及び将来編入される財産をもつて構成する。
 3. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従つてそれぞれの財産に編入する。

(基本財産処分)

第33条 基本財産を処分し、長期の負債を起し、又は収支予算をもつて定めるものを除き、新たに義務を負担し、若しくは権利を放棄しようとするときは、評議員会に諮問し、理事会の決議を経なければならない。

(経費)

第34条 この法人の設置する学校の経営費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）をもつて支弁する

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会計)

第36条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（学校会計という）と収益を目的とする事業に関する会計（事業会計）に分ける。

(予算)

第37条 この法人の予算は、評議員会に諮り、理事会の議を経なければならない。

(決算)

第38条 この法人は、年度終了後遅滞なく決算報告書を作成し、理事会の決議を経、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第九章 収益を目的とする事業

(収益事業)

第39条 この法人が第1条第2項の規定によつて行う収益事業は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 保険代理業
- 二 物品販売業（書籍、教育用品、運動用品、食料品、日用品）
- 三 出版業
- 四 広告代理業

(事業理事)

第40条 事業理事は、常務理事の互選によつてこれを定め、この法人の収益事業に関してこの法人を代表し、その業務を掌理する。

(事業会計の利益)

第41条 毎会計年度において事業会計の決算に利益を計上した場合は、理事会の決定する割合により、これを事業会計の積立金及び運用財産に繰入れるものとする。

(事業会計の積立金の処分)

第42条 事業会計の積立金は、当該会計年度内における事業会計の収入をもつて補填できることが確実な場合、又は当該会計年度の決算に損失を計上した場合に限り、これを処分することが出来る。

第十章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事全員の4分の3以上の同意を得、評議員会の承認を受けなければならない。

第十一章 解散

(解散)

第44条 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号の事由により、この法人を解散しようとする場合には、理事全員並びに評議員全員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人を解散した場合には、その残余財産は、この法人と同一の目的

第1章 立教学院

をもつ日本聖公会関係の学校法人に寄附する。

第十二章 補則

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の設置する学校の掲示場に掲示して行う。

(細則その他)

第47条 この寄附行為に規定していない事項の処理については、法令及び寄附行為細則の定めるところによる。

『学校法人立教学院 寄附行為』1959(昭和34)年7月1日

[立教大学図書館大学史資料室所蔵]

資料5 1963(昭和38)年11月18日変更「学校法人立教学院寄附行為」[10月3日申請、11月18日認可]

(収益事業)

第39条 この法人が第1条第2項の規定によつて行う収益事業は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 損害保険代理業並びに生命保険代理業
- 二 物品販売業(書籍、教育用品、運動用品、食料品、日用品)
- 三 出版業
- 四 広告代理業

『学校法人立教学院 寄附行為』1963(昭和38)年11月18日

[学校法人立教学院本部事務局所蔵]

資料6 1972(昭和47)年1月13日変更「学校法人立教学院寄附行為」[1971(昭和46)年12月27日申請、1972年1月13日認可]

(学校)

第3条 この法人は、第1条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる学校を設置する。

- 一 立教大学
大学院
文学部 経済学部 理学部 社会学部 法学部
- 二 立教高等学校 全日制課程
- 三 立教中学校
- 四 立教小学校

(事務所)

第4条 この法人は、事務所を東京都豊島区西池袋三丁目34番1号におく。

(資格)

第29条 立教学院長、立教大学総長、立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長の資格は、聖公会の聖職又は信徒であるものとする。

なお、立教大学総長については、その他第1条の目的を支持するものをこれに加える。

『学校法人立教学院 寄附行為』1972(昭和47)年1月13日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料7 1976(昭和51)年6月1日変更「学校法人立教学院寄附行為」〔申請・認可手続不要〕

(学校)

第3条 この法人は、第1条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる学校を設置する。

(1) 立教大学

大学院文学研究科 同経済学研究科 同理学研究科 同社会学研究科
同法学研究科
文学部 経済学部 理学部 社会学部 法学部

(2) 立教高等学校 全日制課程

(3) 立教中学校

(4) 立教小学校

〔注〕この変更に関する本学院から文部省への申請及び同省による認可手続は、文部省からの通達により不要とされた〔「学校法人立教学院第275回理事会記録」1976(昭和51)年7月9日、学校法人立教学院本部事務局所蔵〕。

〔学校法人立教学院寄附行為〕〔1976(昭和51)年6月1日〕立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第12号』1977(昭和52)年3月19日 1頁

〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

資料8 〔学校法人立教学院第287回理事会における決定〕〔1977(昭和52)年〕
学校法人立教学院第287回理事会議事録

1. 日時 昭和52年2月10日(木)午後5時から

〔略〕

第1章 立教学院

10. 議事

[略]

- (2) 私立学校法の一部改正に伴う^(マ)寄付行為第3条の字句の追加修正について(安藤理事提案)

標記の法改正により、学校法人は、その設置する高等学校の課程の名称を^(マ)寄付行為に記載することを義務づけられることとなったが、昭和51年9月1日現在において設置されている高等学校については速やかに^(マ)寄付行為に記載の変更を行う場合は、所轄庁の認可を要しないことになっている。

当法人の^(マ)寄付行為にあっては、その第3条第2号に、次のとおり字句の追加をすることになるが、この変更につき、理事会としての議決を願いたい。

学校法人立教学院^(マ)寄付行為中変更部分(下線部分)の新旧対照表
第3条 この法人は、第1条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる学校を設置する。

(旧)

(新)

(1) 立教大学

大学院文学研究科 同経済
学研究科 同理学研究科
同社会学研究科 同法学研
究科 文学部 経済学部
理学部 社会学部 法学部

(1) 立教大学

大学院文学研究科 同経済学研
究科 同理学研究科 同社会学
研究科 同法学研究科 文学部
経済学部 理学部 社会学部
法学部

(2) 立教高等学校全日制課程

(2) 立教高等学校全日制課程普通科

(3) 立教中学校

(3) 立教中学校

(4) 立教小学校

(4) 立教小学校

以下略

以下略

以上の提案に基づき審議の結果、提案どおり変更することについて全員異議なく議決した。

[略]

[注] 学校法人立教学院評議員会も同年3月18日の第85回評議員会でこの変更を承認している[「学校法人立教学院第85回評議員会記録」1977(昭和52)年3月18日、学校法人立教学院本部事務局所蔵]。本変更は1979(昭和54)年1月10日発行の『学校法人立教学院諸規程集』(学校法人立教学院本部事務局総務課編)に記載されたはずであるが、

第3節 寄附行為

今回はその所在が確認できなかった。なお『学校法人立教学院諸規程集』の追録第1～3号では寄附行為の変更はなく、1981（昭和56）年発行の『学校法人立教学院諸規程集追録第4号』（資料10）には本変更が記載されている。また『立教大学諸規程集』に本変更が反映されるのは、追録第18号〔立教大学総務部庶務課編、1981（昭和56）年2月20日、立教大学総務部庶務課所蔵〕のことであった。

〔学校法人立教学院第287回理事会議事録〕1977（昭和52）年2月10日
〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料9 1977（昭和52）年7月15日変更「学校法人立教学院寄附行為」〔6月1日申請、7月15日認可〕

（学校）

第3条 この法人は、第1条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる学校を設置する。

（1）立教大学

大学院文学研究科 同経済学研究科 同理学研究科 同社会学研究科
同法学研究科
文学部 経済学部 理学部 社会学部 法学部

（2）立教高等学校 全日制課程

（3）立教中学校

（4）立教小学校

（収益事業）

第39条 この法人が第1条第2項の規定によつて行う収益事業は、次の各号に掲げるものとする。

（1）損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務

（2）物品販売業（書籍、教育用品、運動用品、食料品、日用品）

（3）出版業

（4）広告代理業

〔学校法人立教学院寄附行為〕〔1977（昭和52）年7月15日〕立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第14号〕1978（昭和53）年4月1日 1、7頁
〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

資料10 1978（昭和53）年5月17日変更「学校法人立教学院寄附行為」〔4月24日申請、5月17日認可〕

第1章 立教学院

(学校)

第3条 この法人は、第1条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる学校を設置する。

(1) 立教大学

大学院文学研究科 同経済学研究科 同理学研究科 同社会学研究科
同法学研究科

文学部 経済学部 理学部 社会学部 法学部

(2) 立教高等学校 全日制課程 普通科

(3) 立教中学校

(4) 立教小学校

(役員の選任)

第6条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 立教学院長

(2) 立教大学総長

(3) 立教大学の各学部長及び一般教育部長の内からその互選によつて定められた者1名

(4) 立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長の内から互選によつて定められた者1名

(5) 日本聖公会^(ア)主座主教

(6) 日本聖公会東京教区主教

(7) 立教学院校友連合会長

(8) 評議員の内からその互選によつて定められた者6名

(9) 第6条第1号から第8号までに該当する者が選任した者4名

(評議員の選任)

第18条 評議員となるものは、次の各号に掲げる者とする。

(1) 立教学院長、立教大学総長、立教大学の各学部長及び一般教育部長、立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長

(2) 日本聖公会^(ア)主座主教及び日本聖公会東京教区主教

(3) 聖公会の聖職又は信徒の内から理事会が選出した者4名

(4) 立教学院の教職員の内から選挙された者10名

(5) この法人の設置する学校の卒業者の内から選挙された者18名

(6) その他理事会が適当と認めて選任した者1名以上5名以内

〔学校法人立教学院寄附行為〕[1978(昭和53)年5月17日] 学校法人立教学院本

部事務局総務課編『学校法人 立教学院諸規程集 追録第4号』1981（昭和56）年3月31日 101～102、104頁

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料11 1987（昭和62）年12月23日変更「学校法人立教学院寄附行為」〔6月29日申請、12月23日認可〕

（学校）

第3条 この法人は、第1条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる学校を設置する。

（1）立教大学

大学院文学研究科 同経済学研究科 同理学研究科 同社会学研究科
同法学研究科

文学部 キリスト教学科 日本文学科 英米文学科 ドイツ文学科
フランス文学科 史学科 心理学科 教育学科

経済学部 経済学科 経営学科

理学部 数学科 物理学科 化学科

社会学部 社会学科 産業関係学科 観光学科

法学部 法学科 国際・比較法学科

（2）立教高等学校 全日制課程 普通科

（3）立教中学校

（4）立教小学校

「学校法人立教学院寄附行為」〔1987（昭和62）年12月23日〕学校法人立教学院本部事務局総務課編『学校法人 立教学院諸規程集 追録第17号』1988（昭和63）年4月20日 101頁

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料12 1991（平成3）年7月2日変更「学校法人立教学院寄附行為」〔5月28日申請、7月2日認可〕

（役員）

第5条 この法人に次の各号に掲げる役員をおく。

（1）理事 17名

（2）監事 3名

（役員を選任）

第1章 立教学院

第6条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 立教学院院長
- (2) 立教大学総長
- (3) 立教高等学校校長、立教中学校校長及び立教小学校校長の内から互選によつて定められた者 1名
- (4) 日本聖公会首座主教
- (5) 日本聖公会東京教区主教
- (6) 立教大学の各学部長及び一般教育部長の内からその互選によつて定められた者 1名
- (7) 立教学院校友会連合会長
- (8) 評議員の内からその互選によつて定められた者 6名
- (9) 本条第1号から第8号までに該当する者が選任した者 4名

2 前項第1号から第5号までの内各号を兼務する者がある場合の理事の定数は、第5条第1号の理事数から兼務数を減じた数とする。

(監事)

第15条 監事は、評議員会でこれを選任する。

2 前項の監事は、この法人の理事又は教職員を兼ねてはならない。

(評議員)

第17条 この法人に50名の評議員をおく。

(評議員の選任)

第18条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 立教学院院長、立教大学総長、立教大学の各学部長及び一般教育部長、立教高等学校校長、立教中学校校長及び立教小学校校長
- (2) 日本聖公会首座主教及び日本聖公会東京教区主教
- (3) 聖公会の聖職又は信徒の内から理事会が選出した者 4名
- (4) 立教学院の教職員の内から選挙された者 10名
- (5) この法人の設置する学校の卒業者の内から選挙された者 18名
- (6) その他理事会が適当と認めて選任した者 5名

2 前項第1号及び第2号の内その職務を兼務する者がある場合の評議員の定数は、第17条の評議員の数から兼務数を減じた数とする。

〔学校法人立教学院寄附行為〕〔1991（平成3）年7月2日〕学校法人立教学院本部事務局総務課編『学校法人 立教学院諸規程集 追録第24号』1991（平成3）年11月1日 102、104頁

[学校法人立教学院本部事務局所蔵]

資料13 1993（平成5）年8月18日変更「学校法人立教学院寄附行為」[6月17日申請、8月18日認可]

（院長、総長、学校長の任期）

第30条 院長、立教大学総長、立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長の任期は4年とする。但し、重任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長は、その任期の途中で定年に達した場合、その年度の3月31日をもって校長を退任する。

附則（学校長の任期）

1 この寄附行為は、平成5年8月18日から施行する。

2 前項の施行日において、すでに校長の職位にある立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長の任期は、その施行日から起算するものとする。

3 院長、立教大学総長、立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長がその任期の途中で退任した場合、新たにその職位に就任した者の任期は、その就任の日から起算する。

「学校法人立教学院寄附行為」[1993（平成5）年8月18日] 立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第44号』1993（平成5）年10月15日 6頁

[立教大学総務部庶務課所蔵]

資料14 1995（平成7）年4月12日変更「学校法人立教学院寄附行為」[3月28日申請、4月12日認可]

（役員を選任）

第6条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

（1）立教学院院長

（2）立教大学総長

（3）立教高等学校校長、立教中学校校長及び立教小学校校長の内から互選によつて定められた者 1名

（4）日本聖公会首座主教

（5）日本聖公会東京教区主教

（6）立教大学の各学部長の内から互選によつて定められた者 1名

（7）立教学院校友会連合会長

第1章 立教学院

(8) 評議員の内から互選によつて定められた者 6名

(9) 本条第1号から第8号までに該当する者が選任した者 4名

2 前項第1号から第5号までの内各号を兼務する者がある場合の理事の定数は、第5条第1号の理事数から兼務数を減じた数とする。

〔学校法人立教学院寄附行為〕〔1995（平成7）年4月12日〕立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第48号〕1995（平成7）年10月30日 2頁

〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

資料15 1995（平成7）年12月22日変更「学校法人立教学院寄附行為」〔4月28日申請、12月22日認可〕

（学校）

第3条 この法人は、第1条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる学校を設置する。

(1) 立教大学

大学院文学研究科 同経済学研究科 同理学研究科 同社会学研究科
同法学研究科

文学部 キリスト教学科 日本文学科 英米文学科 ドイツ文学科
フランス文学科 史学科 心理学科 教育学科

経済学部 経済学科 経営学科

理学部 数学科 物理学科 化学科

社会学部 社会学科 産業関係学科 観光学科

法学部 法学科 国際・比較法学科 政治学科

(2) 立教高等学校 全日制課程 普通科

(3) 立教中学校

(4) 立教小学校

〔学校法人立教学院寄附行為〕〔1995（平成7）年12月22日〕立教学院本部事務局総務課編『学校法人 立教学院諸規程集 追録第35号〕1996（平成8）年11月15日 101～102頁

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

第4節 組織の変遷

1989（平成元）年4月1日付で「学校法人立教学院職位職制規程」が施行され、以後改訂の跡は1979（昭和54）年創刊の『学校法人立教学院諸規程集』〔加除方

式]の「追録」に見ることができる。規程施行前の組織変遷の逐次記録は存在しない。本節では学校に所属しない事務部門を対象に、学校法人発足以後の変遷を取上げ、資料作成時の典拠に上述の「追録」(資料12, 14～16)及び「学校法人立教学院理事会記録(議事録)」(資料1～11, 13)・「教職員履歴カード」を用いた。

(山中一弘・坂本雄一・奥平 晋)

資料1 〔渉外部の廃止〕[1955(昭和30)年]

立教学院第二十一回理事会

〔略〕

一、松下理事

1 学院の渉外部は終戦後暫く必要の状態にあったが現今はその必要を認めないので廃止したいとの意見があり。一同諒承した。

〔略〕

〔立教学院第二十一回理事会〕1955(昭和30)年7月20日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 〔1956年当時の事業局雇用形態〕[1956(昭和31)年]

立教学院第二十八回理事会

〔略〕

一、山越理事より、

かねて大学正門前に建設中の事業局用建物が完成したので明二十七日十時半から落成感謝式を、また三十日午後二時から落成披露を行う旨の報告及び事業局の雇傭人については事務局自体で雇傭関係を結ぶことにして人件費を節減したい旨、提案あり一同これを承認

〔略〕

〔立教学院第二十八回理事会〕1956(昭和31)年4月26日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料3 〔庶務課から総務課へ〕[1963(昭和38)年]

学校法人立教学院第104回理事会記録

〔略〕

9. 報 告

第1章 立教学院

〔略〕

- (4) 庶務関係事項につき大井事務局長から次のように報告された。

〔略〕

D 学院事務局の

庶務課を、その名称が業務内容に合致するよう総務課と改めることとし、常務理事会の承認を得たので9月1日からこれを実施する。

〔略〕

〔学校法人立教学院第104回理事会記録〕1963（昭和38）年6月26日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料4 〔事業部直接採用職員も一律学院職員となる〕〔1964（昭和39）年〕

学校法人立教学院第111回理事会記録

〔略〕

9. 報 告

〔略〕

- (4) 庶務関係事項につき大井事務局長から次のように報告された。

〔略〕

D 事業部の職員の中には

学院職員の資格を有する者と事業部限りで採用した職員とあるが後者は本学の健康保険組合と恩給・退職金制度に加入できず待遇に公平を欠く点があるにつき、去る2月25日の常務理事会の承認を得て、39年度から一律に学院職員とすることになった。

〔略〕

〔学校法人立教学院第111回理事会記録〕1964（昭和39）年2月26日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料5 〔学院事務局に資金課設置〕〔1966（昭和41）年〕

学校法人立教学院第139回理事会記録

〔略〕

7. 議 事

〔略〕

- (2) 学院事務局に資金課を設けることについて
松下理事から

かねてから長期総合計画及び維持後援会との関連で、大学の資金課を学院事務局にうつすことについて研究して居りましたが、この程常務理事会のご審議を経ましたので、さしあたり次のようにしてはいかゞでしょうか。

イ. 担当業務

- a. 維持後援会が取り扱う寄付金または、学院債の払込金の受入及び学院債の償還と利息支払に関する事項。
- b. 立教学院に直接贈られる寄付金に関する事項。
- c. 維持後援会が取扱う学院債の発行に関する事項。
- d. 受入資金につき理事会から指示あるまでの間の管理に関する事項。
- e. 前記業務執行上必要とする経費の支払に関する事項。
- f. 維持後援会の事務処理に関する事項。

ロ. 資金課の職員及びその人件費

大学資金課に現在勤務している職員（課長〔氏名略〕、書記〔氏名略〕）を事務局資金課に配置換えし、その人件費は、さしあたり維持後援会からの受入金をもつてする。

ハ. 時 期

昭和41年10月1日から。

との提案あり、種々協議したが異議なくこれを承認した。

〔略〕

〔学校法人立教学院第139回理事会記録〕1966（昭和41）年9月28日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料6 本部事務局の事務機構を一室二課制に

資料6-1 〔本部事務局の事務機構を一室二課制に〕〔1976（昭和51）年〕

学校法人立教学院第267回理事会議事録

〔略〕

9. 議 事

〔略〕

報告

〔略〕

D. 総務関係（安藤理事）

立教学院本部事務局の事務機構の改正について諸般の状況から、事務局の組織を簡素化することとし、各課を総務課と経理課の二課に統合し、新たに企画室を

第1章 立教学院

設ける。現在の管理課は総務課に吸収、資金課は経理課に吸収し、維持後援会の企画部分については企画室に含める。厚生課は廃止する。

〔略〕

〔学校法人立教学院第267回理事会議事録〕1976（昭和51）年3月19日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料6-2 〔1976年4月1日から一室二課制による事務執行〕〔1976（昭和51）年〕

学校法人立教学院第268回理事会議事録

〔略〕

10. 議 事

〔略〕

報告事項

〔略〕

B 総務関係（安藤理事）

立教学院本部事務局の事務機構について

今般、事務局の事務機構を別紙第2のごとく改組し、企画室、総務課および経理課の一室二課制とする。

在来の管理課および資金課は係として吸収する。

事務室の移動と併せて、4月1日から新機構により事務を行なう。なお、診療所、健康保険組合および事業部は、従来どおりとする。

〔略〕

〔注〕上記の別紙第2は収録しなかった。

〔学校法人立教学院第268回理事会議事録〕1976（昭和51）年3月26日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料7 〔1981年の本部事務局機構の改組〕〔1981（昭和56）年〕

学校法人立教学院第375回理事会議事録

〔略〕

9. 議 事

〔略〕

（7）学院本部事務局機構の改組について（森協理事提案）

学院理事会は、昭和48年12月学院本部と大学の事務一元化を図るとの基本

方針をまとめ、51年3月従来の総務課、厚生、管理課、経理課および資金課の5課制を総務課、経理課の2課制に統合し、厚生、管理両課を総務課に、資金課を経理課に吸収した。その後、業務の合理化、簡素化に努力した結果、51年3月に52名を数えた学院事務職員は、56年3月現在35名に縮少され、合理化、簡素化の目標は一応の成果を収めた。今後は、業務の機能化、円滑化について更に努力の余地は残されているが、現在の問題点としては、51年度の2課制移行時に厚生業務の所管が総務課、健康保険組合、診療所に分散されたため、元来は、学院、大・高・中・小学校を含む大学院として不可欠業務である厚生業務の遂行に一貫性、整合性を欠く結果を招来している。

この問題を解決する方策として分散している厚生関係業務をまとめ所管することにより、業務の合理化、円滑化を計ることが可能と考えられる。また、今後は、労災保険業務、その他、厚生福祉業務は増加するものと推定できるが、これら業務の受皿を整備することが緊急の課題と考えられるので、事務機構を一部改編し、厚生業務所管の課を復活させたい。

なお、現在担当している厚生業務の所管は以下のとおりである。

- | | |
|-------|---------------------|
| 総務課所管 | 1. 立教学院住宅資金融資業務 |
| | 2. 厚生年金保険住宅転貸資金融資業務 |
| 健保組合 | 1. 厚生年金 雇用保険業務 |
| | 2. 社会保障全般に係る業務 |
| 診療所 | 1. 勤務員健康管理業務 |

本件に関し、審議願いたい旨の提案があり、審議の結果、提案の主旨を諒承し、昭和56年3月末日現在の本学院本部事務局（事業部・診療所を含む）専任勤務員の総数を上限とし、その範囲内で人事を調整の上、上記事務局厚生課を設置することを承認した。

〔略〕

〔学校法人立教学院第375回理事会議事録〕1981（昭和56）年3月27日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料8 〔立教学院診療所を大学へ移管〕〔1982（昭和57）年〕

学校法人立教学院第392回理事会議事録

〔略〕

9. 議 事

〔略〕

(3) 立教学院診療所の大学への移管に関する件（森脇理事提案）

学院診療所が果している機能は、診療部門と健康管理部門の両部門とがあるが、そのうちの健康管理部門にあつては、小・中・高校がそれぞれ個別に校医、および保健婦などをおくようになったため、そのほとんどが、大学生の健康管理業務に終始している。また、診療業務についても大学の教職員、学生がその対象となっている。大学では、尾形総長就任以来、学院診療所を大学へ移管する方向で検討を進めてこられたが、移管することの障害となっていた学院診療所の財政問題は、小・中・高校の協力により昨年あたりから一応、収支の均衡がほぼ保てる状態に至ったため、（小・中・高校長の了承を得て）学院診療所の会計、および人事を1982年4月1日以降、大学に移管する件につき、2月24日（水）開催の部長会で正式に了承が得られたので標記の案件に関し、審議ねがいたい旨の提案があり、審議の結果、提案どおり、今年4月1日より学院診療所を大学に移管することを承認した。

なお、同診療所の大学への移管に伴ない、下記事項を併せて承認。

記

- ① 立教学院診療所の名称は、そのまま残す。（その理由は、医療機関としての認可は、法人に対して与えられるものであり、したがって本学院診療所については、学校法人立教学院がその認可をうけているためである。）
- ② 診療所の会計、および人事を大学に移管する。
- ③ 既往の銀行借入金残額1億3,800万円については、学院会計に残し、各校からの分担金によりこれを解消する。
- ④ 資産、退職給与引当金等の負債については、大学に移管する。その結果、翌年度消費支出超過見込額7,110万円が大学に付されることとなる。
- ⑤ 学院小・中学校の教職員、生徒の救急時における診療は、従前どおり学院診療所が行なう。

〔略〕

〔学校法人立教学院第392回理事会議事録〕1982（昭和57）年2月26日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料9 〔立教学院諸聖徒礼拝堂を大学へ移管〕〔1984（昭和59）年〕

学校法人立教学院第431回理事会議事録

〔略〕

9. 議 事

(1) 立教学院諸聖徒礼拝堂の大学への移管に関する件（西村理事提案）

冒頭、院長の西村理事から「標記礼拝堂の大学への移管については先の第429回（1月27日（金）開催）の理事会で提案したとおり、その骨子は大方の了承が得られているものと思われる。問題は、これを大学がどう受け止めるかにかかっている。本日の理事会は、大学からその結果について報告ねがうことになっている。」旨の発言があり、これを受けて、高橋総長から「今週2月22日（水）の部長会に首題の件につき報告した。その結果、学院諸聖徒礼拝堂（チャペル会館を含む）は今年4月1日から大学の資産として学院から大学に移管し、その維持、管理の責任を大学が負担すること、および現在学院所属のチャペル勤務の職員（2名）は、いづれもその所属を大学（チャプレン室）に移籍することがそれぞれ了承された。」旨の報告がなされた。

註 チャペルニュース出版費はその内容が全学院的なものであることから、学院本部会計より支出することとした。

これにより、学院諸聖徒礼拝堂の大学への移管については、本理事会において最終決定をみたことになり、ついで塚田理事（大学総長室長）から、チャペルの大学への移管に伴う覚書（案）が資料として配布され、その内容につき逐一朗読説明がなされた。この覚書（案）につき、審議の結果、下記のような意見が出され、結局この覚書（案）は再度検討・修正の上、次回以降の理事会に諮ることになった。

〔略〕

〔学校法人立教学院第431回理事会議事録〕1984（昭和59）年2月24日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料10 〔立教学院管理運営に係わる諸規程施行〕〔1989（平成元）年〕

学校法人立教学院第523回理事会議事録

〔略〕

10. 議 事

〔略〕

第1章 立教学院

- (5) 立教学院管理運営に係わる諸規程(案)に関する件〔野々口理事提案〕
標記の件に関して野々口理事から「かねてより検討中であった“学校法人立教学院公印取扱規程(案)”、“学校法人立教学院稟議規程(案)”および“学校法人立教学院事務局職務権限規程(案)”について、常務会の了承を得ることができた。完全なものとはいえないが、現在の状況を規程化し、今後は、在るべき姿を検討し、その都度規程を見直してゆくこととしたい。なお、これらの規程は4月1日をもって施行したい。」旨の提案があり、審議の結果、これを承認した。なお、公印取扱規程について、手形、小切手のそれについての規程が欠落している旨の指摘があったが、手形、小切手は支払い行為であり、経理規程内に包含されるべきであるとの意見もあり、検討することになった。

〔略〕

〔学校法人立教学院第523回理事会議事録〕1989(平成元)年3月10日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料11 〔本部事務局に資金課復活〕〔1989(平成元)年〕

学校法人立教学院第523回理事会議事録

〔略〕

9. 報告事項

〔略〕

4. 法人本部関係事項

(1) 総務関係

〔略〕

⑥ 人事(1989年4月1日付)

〔略〕

資金課長〔氏名省略〕

- 募金活動の活発化に伴ない、従来経理課の一係であった資金係を資金課とし、対外的にも地位を確立し、業務量業務内容に対応した機械化の促進などを図りたい。

〔略〕

〔学校法人立教学院第523回理事会議事録〕1989(平成元)年3月10日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料12 「施行当初の「学校法人立教学院職位職制規程」にみる本部事務局・事業部組織及び所掌内容」[1989(平成元)年]

学校法人立教学院職位職制規程

施行 1989年4月1日

第1章 総則

[略]

(組織・事務分掌)

第2条 学院の組織及び事務分掌については、別表第1及び第2のとおりとする。

[略]

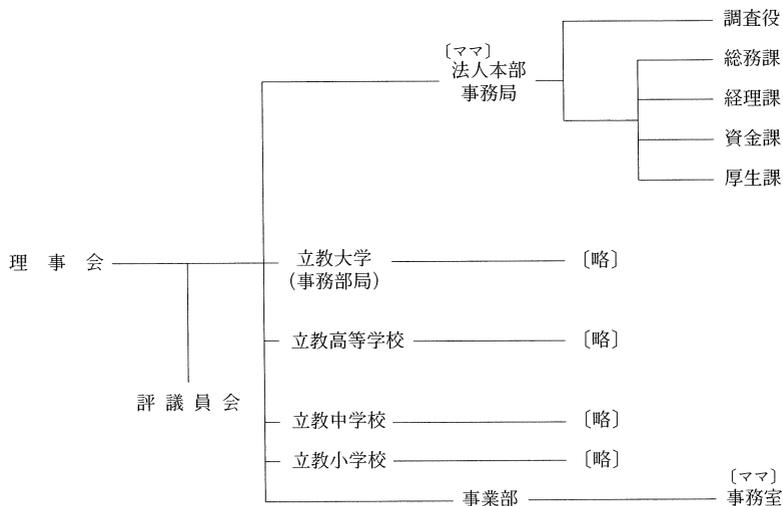
第5章 本部事務局

(本部事務局)

第10条 本部事務局は、学院全般に関する事務を管掌する。

[略]

別表第1(2) 学校法人立教学院事務部門組織



[略]

別表第2 事務分掌

I 本部事務局

(1) 調査役

第1章 立教学院

① 理事長及び常務理事からの特命事項に関する業務

(2) 総務課

① 理事長、常務理事等役員の秘書に関する業務

② 理事会、評議員会等に関する業務

③ 法人役員の選任退任に関する業務

④ 法人の資産及び学院寄附行為変更等の登記に関する業務

⑤ 法人についての裁判、訴訟等の法務に関する業務

⑥ 法人各校との連絡、打合せに関する業務

⑦ 法人の主催する諸式典、行事に関する業務

⑧ 学院本部所管各種委員会及び委員会委員選出に関する業務

⑨ 法人関係の所管官公庁諸機関への申請、調査及び回答に関する業務

⑩ 法人関係の所轄官公庁の検査、監査、視察に関する業務

⑪ 法人関係の公文書、稟議書その他の重要文書の発受、回覧、保管等に関する業務

⑫ 定期刊行物の配布、回覧、保管に関する業務

⑬ 郵便物等の収発及び各部局への分配に関する業務

⑭ 学院本部所管の公印管理に関する業務

⑮ 学院本部所管の諸規程の整備、管理等に関する業務

⑯ 学院本部所管各奨学金に関する業務

⑰ 法人内、法人外の広報、渉外に関する業務

⑱ 法人資産の調達、管理、処分に関する業務

⑲ 学院本部所管の法人施設貸与に関する業務

⑳ 学院本部所管の納税、納付金等に関する業務

㉑ 学院本部所管の施設、機器備品の保守管理に関する業務

㉒ 学院本部所管の用品、消耗品の調達に関する業務

㉓ 学院本部所管の電話架設、移動等の申請受付に関する業務

㉔ 学院本部の防火、防災、警備に関する業務

㉕ 学院本部勤務員の人事（採用、諸給与、昇格、異動、退職）に関する業務

㉖ 学院本部勤務員の福利厚生に関する業務

㉗ 法人退職者の退職金、年金に関する業務

㉘ 地域住民、関係者との渉外、折衝に関する業務

㉙ その他学院本部事務局のいずれの課に属さない業務

(3) 経理課

- ① 法人の長期、短期財政計画、資金調達計画の立案、実施に関する業務
- ② 年間資金運用・調達計画の立案、実施に関する業務
- ③ 法人の予算、決算原案作成に関する業務
- ④ 学院本部事務局の予算、決算原案作成に関する業務
- ⑤ 法人特別会計の資金管理・運用に関する業務
- ⑥ 法人関係の所管官公庁、機関からの調査、報告、回答等の資料作成に関する業務
- ⑦ 財務諸表、会計帳簿、帳票の作成、整理、保管に関する業務
- ⑧ 会計監査（内部・外部）に関する業務
- ⑨ 学院本部活動にかかわる収入・支出に関する業務
- ⑩ 現金、預金の出納管理に関する業務

(4) 資金課

- ① 法人募金会計（寄附金、学校債等）の資金管理、運用に関する業務
- ② 法人募金会計の財務諸表、会計帳簿、帳票の作成、整理、保管に関する業務

(5) 厚生課

- ① 保養施設の管理、運営に関する業務
- ② 学院勤務員の福利厚生活動に伴う行事の企画、立案、実施に関する業務
- ③ 学院諸機関との渉外、広報活動に関する業務
- ④ 立教学院健康保険組合に関する業務

II 立教大学

〔略〕

III 立教高等学校

IV 立教中学校

V 立教小学校

〔略〕

VI 事業部

- ① 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- ② 物品販売業（書籍、教育用品、運動用品、食料品、日用品）に関する業務
- ③ 出版業に関する業務
- ④ 広告代理業に関する業務
- ⑤ その他事業部の管理、運営に関する業務

第1章 立教学院

〔略〕

「学校法人立教学院職位職制規程」[1989（平成元）年4月1日] 学校法人立教学院本部事務局総務課編『学校法人立教学院諸規程集 追録第19号』1989（平成元）年4月20日 301～336頁

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料13 〔学校法人立教学院内部監査規程制定〕[1995（平成7）年]

学校法人立教学院第606回理事会議事録

〔略〕

9. 議 事

〔略〕

（3）学校法人立教学院内部監査規程（案）に関する件〔野々口理事提案〕

標記の件に関し野々口理事から「4月14日開催の第605回理事会で『学校法人立教学院内部監査規程』（案）及び『同内部監査実施に関する細則』（案）について審議願ったが、監査組織のあり方、規程案の条項及び規程の表記等につき、修正の意見があり、西田理事、吉羽理事、一宮理事及び野々口理事の4名で協議することになった。これに基づき、4月19日に西田理事、吉羽理事、野々口理事の3名の理事（一宮理事は所用で欠席されたが、参考資料をいただいた）で検討した結果、議案添付資料第1のとおり『学校法人立教学院内部監査規程』（案）を作成した。なお、『同内部監査実施に関する細則』（案）については、さしあたって細則がなくとも内部監査の実施は可能であり、細則を作成しないでスタートし、内部監査を何回か経験したのち、マニュアルもできることでもあり、その段階で改めて作成したらよいのではないかとの結論に達している。『学校法人立教学院内部監査規程』（案）について審議願いたい」旨の提案があり、審議の結果、これを承認した。

〔略〕

〔学校法人立教学院第606回理事会議事録〕1995（平成7）年5月8日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料14 〔内部監査制度施行の目的及び組織〕[1995（平成7）年]

学校法人立教学院内部監査規程

施行 1995年5月8日

（目的）

第1条 立教学院（以下「学院」という）は、建学の精神に則り、健全で効率ある経営をはかるため、内部監査制度を設ける。

（組織）

第2条 学院は、監査室を設置し、ここに監査人を置く。

「学校法人立教学院内部監査規程」[1995（平成7）年5月8日] 学校法人立教学院本部事務局総務課編『学校法人立教学院諸規程集 追録第33号』 1995（平成7）年10月30日 301～336頁

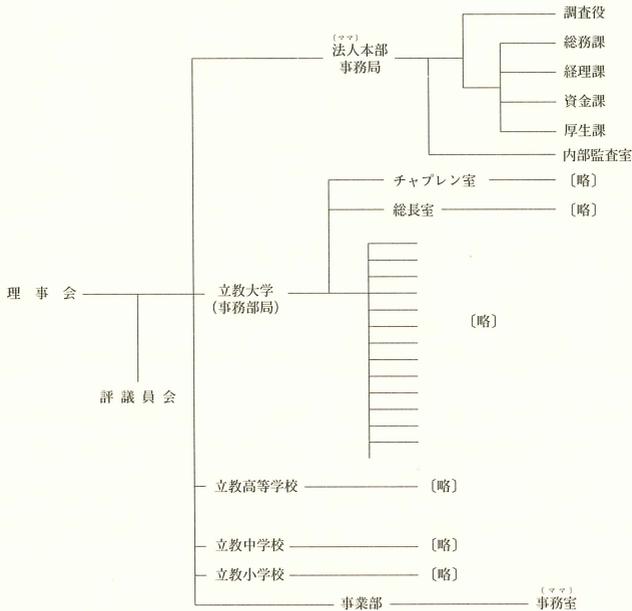
[学校法人立教学院本部事務局所蔵]

資料15 [内部監査室の位置付け] [1996（平成8）年]

学校法人立教学院職位職制規程

[略]

別表第1（2） 学校法人立教学院事務部門組織



「学校法人立教学院職位職制規程」[1996（平成8）年5月7日] 学校法人立教学院本部事務局総務課編『学校法人立教学院諸規程集 追録第35号』 1996（平成8）年11月15日 301～313頁

[学校法人立教学院本部事務局所蔵]

第1章 立教学院

参考資料 職位職制規程成立以前における理事会記録・人事記録記載の立教学院
部局名 [1951～88 (昭和26～63) 年]

年 西 暦	年 和 暦	事	本	調	庶	管	総	厚	経	資	企	企	渉	礼	診	同	事	事	同
		務	部	査	務	理	務	生	理	金	画	画	外	拝	療	事	業	業	業
		局	局	役	課	課	課	課	課	課	課	室	部	堂	所	課	局	部	課
1951	昭26																		
1952	昭27	■																	
1953	昭28	■																	
1954	昭29	■																	
1955	昭30	■																	
1956	昭31	■																	
1957	昭32	■																	
1958	昭33	■																	
1959	昭34	■																	
1960	昭35	■																	
1961	昭36	■																	
1962	昭37	■																	
1963	昭38	■																	
1964	昭39	■																	
1965	昭40	■																	
1966	昭41	■																	
1967	昭42	■																	
1968	昭43	■																	
1969	昭44	■																	
1970	昭45	■																	
1971	昭46	■																	
1972	昭47	■																	
1973	昭48	■																	
1974	昭49	■																	
1975	昭50	■																	
1976	昭51	■																	
1977	昭52	■																	
1978	昭53	■																	
1979	昭54	■																	
1980	昭55	■																	
1981	昭56	■																	
1982	昭57	■																	
1983	昭58	■																	
1984	昭59	■																	
1985	昭60	■																	
1986	昭61	■																	
1987	昭62	■																	
1988	昭63	■																	

[注] 学校法人発足以来の学院組織の沿革・系統については職位職制規程施行 [1989 (平成元) 年] より前の変遷を継続的に捉えうる資料は収集出来なかった。そこで、参考資料として、ア履歴カード、イ理事会記録（議事録）の記載事項に拠って存在が確認された部局名のみを掲載することとした。従って、空白部分は必ずしも各部局が存在しなかったことを意味するものではなく、部局名の並び順についても特段の意味はない。ただし、寄附行為及私立学校法に基づき事業局・事業部を他の部局とは区別して並べた。

[備考1] 上図における典拠等の識別のための網掛けの施し方は次の通りである。

- : ア 履歴カード記載事項に該当部局名が表れている年(暦年)
- (斜線) : イー① 理事会記録の人事発令等記載事項に該当部局名が表れている年(暦年)
- (点線) : イー② 理事会記録出席者の肩書に該当部局名が表れている年(暦年)

第4節 組織の変遷

暦年	備 考
西暦	
1951	
1952	
1953	
1954	
1955	渉外部の廃止 7. 20:21理 (資料1)
1956	事業局雇用形態 4. 26:28理 (資料2)
1957	
1958	
1959	
1960	
1961	
1962	
1963	庶務課から総務課へ 6. 26:104理 (資料3)
1964	事業部採用職員も一律学院職員となる 2. 26:111理 (資料4)
1965	
1966	学院事務局に資金課設置 9. 28:139理 (資料5)
1967	
1968	
1969	
1970	
1971	
1972	
1973	
1974	
1975	
1976	本部事務局の事務機構を1室2課制へ 3. 19:267理 (資料6-1)
1977	
1978	
1979	
1980	
1981	本部事務局機構の改組 3. 27:375理 (資料7)
1982	立教学院診療所を大学へ移管 2. 26:392理 (資料8)
1983	
1984	立教学院諸聖徒礼拝堂を大学へ移管 2. 24:431理 (資料9)
1985	
1986	
1987	
1988	
以後	
1989年	資金課復活 3. 10:523理 (資料11)
1995年	学校法人立教学院内部監査規程制定 5. 8:606理 (資料13)

同じ年内に左記3種中複数該当する場合はア、イ①、イ②の優先順で単一の識別を施した。

〔備考2〕左記ア、イ①、イ②の作成に当たっては、以下の諸事項に依拠した。

アについては、発令の文言の中の、日付・職位・職制。履歴カードは山中が事務局長の許可を得て閲覧した。

イについては、①人事についての審議・承認・報告の記録の文言の中の、任命（発令）日付・職位・職制。②理事会記録の文言の中の出席者の肩書の中の職位・職制。理事会記録は坂本が常務会の許可を得て閲覧した。

なお、教職員名簿も作成過程で適宜検討した。

第1章 立教学院

資料16 〔内部監査室の所掌事務〕〔1996（平成8）年〕

学校法人立教学院職位職制規程

〔略〕

別表第2 事務分掌

I 本部事務局

〔略〕

(2) 内部監査室

①法人の内部監査についての企画、立案、実施に関する業務

〔略〕

「学校法人立教学院職位職制規程」〔1996（平成8）年〔4月1日〕〕学校法人立教学院本部事務局総務課編『学校法人立教学院諸規程集 追録第34号』1996（平成8）年4月15日 318頁

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

第5節 学院の財政

資料1は学校法人に改組された立教学院の最初の財産目録である。改組当時の資産状態がわかる。続く高度経済成長の時代には、5、6号館〔1959（昭和34）年〕、図書館新館〔1960（昭和35）年〕、原子炉諸施設〔1962（昭和37）年〕竣工など積極的に施設拡張を進め、土地・建物などの資産を増やした（資料2，3）。しかし1973（昭和48）年の石油危機をきっかけに財政難が深刻化した。1977（昭和52）年度末には、累積赤字は1973年度の6.8倍近く、約43億円に達した（以上、資料4，5）。学院は大学の学費スライド制導入（資料6）などによって赤字解消を進め、1987（昭和62）年度には赤字額は約9億3000万円にまで減少した（同年度の「貸借対照表」による）。以後、1990（平成2）年に大学の新座キャンパスが竣工するなど、多額の資金を投入して、施設・設備を拡充しつつある（資料7）。

（西成 健）

資料1 [1951(昭和26)年度 財産目録] [1952(昭和27)年]

資産総括

一. 基本財産

種 別	数 量	記 帳 価 格	時 価
1. 校 地	39,384. ^坪 55	4,729,590	88 84,364,875 00
2. 校 舎	7,875. ^坪 465	47,577,278	00 398,845,360 00
3. 教 具	5,400 ^点	2,863,673	11 28,265,756 55
4. 校 具	22,613 ^点	7,103,249	83 663,900,017 25
5. 図 書	218,406 ^冊	4,557,717	44 454,737,145 00
6. 有価証券		679,800	00 679,800 00
合 計		67,511,309	26 1,630,792,953 80

二. 運用財産

種 別	記 帳 価 格	摘 要
1. 銀行預金	4,560,219 00	
2. 現 金	495,782 28	
3. 有価証券	51,900 00	
合 計	5,107,901 28	

第1章 立教学院

三. 借入財産

借入金 ￥17,000,000.00

一. 基本財産

1. 校地

用途	位置	地積	取得年月日	記帳価格	適用	
大学 高校 中学校	豊島区池袋 3の1,272の2 外 32筆	坪 16,963 00	昭16. 5. 16	1,017,780	00	日本聖公会エビスコバル牧師社団より昭16.2.19無償寄附せられたもの 時価¥42,407,500.00
小学校 敷地	豊島区池袋 3の1,318 外 8筆	1,844 65	昭7. 12. 17	49,805	55	買得による 時価¥4,611,625.00
	豊島区池袋 3の1,328の4 外 1筆	203 00	昭23. 8. 19	101,500	00	大炊御門経輝氏より無償寄附せられたもの 時価¥507,000.00
	豊島区池袋 3の1,328の6 外 3筆	417 00	昭25. 7. 7	400,000	00	捧亦七氏より買得分 時価¥1,042,500.00
	豊島区池袋 3の1,328の1 1筆	134 00	昭26. 11. 14	134,000	00	時価¥375,200.00 泉二隆久氏より買得分
運動場 敷地	豊島区千早町 3の15の37 外 36筆	7,358 00	昭16. 5. 16	367,900	00	日本聖公会エビスコバル牧師社団より昭16.2.19無償寄附せられたもの 時価¥11,037,000.00
	豊島区池袋 2の1,099 外 3筆	2,195 81	昭20. 5. 1	691,394	43	瀬田吉郎氏外一氏より買得分 時価5,489,525.00 〔第五小学校跡〕
	豊島区池袋 3の1,612の1 外 2筆	5,662 00	昭23. 4. 4	311,410	00	聖公会神学院より買得分 時価¥14,155,000.00
	豊島区池袋 3の1,332 1筆	608 25	昭23. 10. 29	336,326	70	相馬本店より買得分 時価¥1,520,625.00 〔中高テニスコート〕
	豊島区池袋 3の1,625の5 外 5筆	917 84	昭24. 1. 12	1,200,000	00	斎藤喜邦氏より買得分 時価¥2,294,600.00 〔立教前郵便局のうら〕
厚生施設 予定地	長野県軽井沢島井原 3,671の2 外 7筆	3,081 00	昭23. 11. 26	119,474	20	渡辺 慧氏より昭23.11.26無償にて寄附せられたもの 時価¥924,300.00
校地 総計	108筆	39,384 55		4,729,590	88	合計時価 ¥84,364,875.00

2. 校 舎

用 途	位 置	構 造	建 坪 数 延	取得年月日	価 格	
					記 帳	時 価
学院専用建物 校 宅 外 8 種	豊島区池袋 3 の1,272 外 2 ヶ所	鉄筋コンクリート造 スレート葺 2階建 1棟 外18棟	685.520 1,043.180	大 7. 2. 20 外 4 件	1,130,130	32,546,050
大学専用建物 校 舎 外13種	同 上	煉瓦造. 瓦葺 2階建 1棟 外18棟	2,179.919 4,319.491	大 7. 9. 1 外 8 件	10,377,595	226,435,570
高校専用建物 校 舎 外 5 種	同 上 外 1 ヶ所	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建. 1棟 外 4 棟	509.050 1,405.270	大14.12.31 外 3 件	357,180	88,624,350
中学校 専用建物 校 舎	豊島区池袋 3 の1,272	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建 1棟	143.958 423.036	昭26. 1. 25	15,680,000	29,612,520
小学校 専用建物 校 舎	豊島区池袋 3 の1,318	木造 瓦葺 2階建 1部平家建 1棟	500.536 684.488	昭24. 3. 31	20,032,373	21,626,870
校舎総計		45棟	4,018.983 7,875.465		47,577,278	398,845,360

3. 教具 校具 図書

〔略〕

4. 有価証券

〔略〕

二. 運用財産

1. 預 金

〔略〕

2. 現 金

〔略〕

3. 有価証券

〔略〕

第1章 立教学院

学校法人 立教学院貸借対照表 昭和27. 3. 31現在

借 方 資 産 之 部			貸 方 負 債 之 部			
科 目	金 額		科 目	金 額		
校 地	4,729,590	88	特別基本金	2,623,214	00	
校 舎	47,577,278	00	建設及び設備資金	47,208,295	26	
教 具	2,863,673	11	大学基本金	600,000	00	
校 具	7,103,249	83	専問学校基本金	22,400	00	
図 書	4,557,717	44	中学校基本金	57,400	00	
有価証券	基本財産	679,800	00	大学積立金	2,300	00
	運用財産	51,900	00	恩給基金	1,581,962	23
銀行預金	4,560,219	00	退職金基金	1,167,304	13	
現 金	495,782	28	次年度繰越金	2,356,334	92	
			借 入 金	17,000,000	00	
合 計	72,619,210	54	合 計	72,619,210	54	

学校法人立教学院保有資産評価換貸借対照表 昭和27. 3. 31現在

借 方 資 産 之 部			貸 方 負 債 之 部			
科 目	金 額		科 目	金 額		
校 地	84,364,875	00	特別基本金	2,623,214	00	
校 舎	398,845,360	00	建設及設備資金	47,208,295	26	
教 具	28,265,756	55	評価換差額	1,563,281,644	54	
校 具	663,900,017	25	大学基本金	600,000	00	
図 書	454,737,145	00	専問学校基本金	22,400	00	
有価証券	基本財産	679,800	00	中学校基本金	57,400	00
	運用財産	51,900	00	大学積立金	2,300	00
銀行預金	4,560,219	00	恩給基金	1,581,962	23	
現 金	495,782	28	退職金基金	1,167,304	13	
			次年度繰越金	2,356,334	92	
			借 入 金	17,000,000	00	
合 計	1,635,900,855	08	合 計	1,635,900,855	08	

学校法人立教学院「財産目録〔昭和26年度〕」〔1952（昭和27）年〕

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 [1962(昭和37)年度 貸借対照表] [1963(昭和38)年]

貸借対照表

昭和38年3月31日現在

立教学院

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
校 地	1,148,926,170	基本財産	4,542,145,121
校舎及校宅	2,344,403,911	恩給基金	63,695,448
施 設	236,207,117	退職基金	39,556,290
図 書	677,096,049	学 院 債	71,390,000
教 具	249,731,314	借 入 金	507,132,188
校具・備品	789,760,498	支払手形	355,000,000
有価証券	4,651,000	預 金	534,680
預 け 金	3,518,777		
銀行預金	122,504,589		
振替貯金	1,138		
現 金	2,653,164		
合 計	5,579,453,727	合 計	5,579,453,727

〔注〕学校法人立教学院「1962(昭和37)年度収支決算書」の表紙に添付されていたもの。

学校法人立教学院「貸借対照表 昭和38年3月31日現在」〔1963(昭和38)年〕

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料3 [1962(昭和37)年度 財産目録] [1963(昭和38)年]

資 産

昭和38年3月31日現在

1. 不 動 産

区 分		数 量	金 額
1. 校 地	139筆	121,478.40坪	1,148,926,170 円
2. 校 舎	122棟	26,521.03	2,344,403,911
合 計		147,999.43	3,493,330,081

第1章 立教学院

2. 動 産

区 分	数 量	金 額
1. 図 書	430,045冊	677,096,049 円
2. 教 具	16,308点	249,731,314
3. 校 具 備 品	39,048点	789,760,498
4. 有 価 証 券		4,651,000
5. 預 ケ 金		3,518,777
6. 銀 行 預 金		122,504,589
7. 振 替 貯 金		1,138
8. 現 金		2,653,164
合 計		1,849,916,529

3. 施 設

区 分	摘 要	金 額
1. 総合グラウンド		39,553,492円
2. 水 泳 プ ール	大学、中学、小学校	14,648,240
3. 原子炉及附属機械		176,705,385
4. 中 学 渡 道 橋		5,300,000
合 計		236,207,117

負 債

区 分	摘 要	金 額
1. 銀 行 借 入 金	大学校舎、原子力研究所等建設資金	451,300,000円
2. 私学振興会借入	大学図書館、原子力研究所等建設資金	41,000,000
3. 都私学振興資金々	高校校舎、中学体育館及講堂建設資金	7,000,000
4. 住宅金融公庫々	女子学生寮建設資金	7,832,188
5. 学 院 債	高校校舎、中、小夏期訓練所等建設資金	71,390,000
6. 支払手形(清水建設)	高校校舎、大学図書館、原子力研究所分	355,000,000
合 計		933,522,188

資 産 内 容

1. 不動産

イ 校 地

a 校舎敷地

種 別	筆数	数 量(坪)	評 価 額(円)	備 考
1. 学院、大学、中学校、敷地	33	16,963.00	508,890,000	池袋
大 学 敷 地	4	2,195.81	65,874,300	〃(大学5号館敷地)
同	6	917.84	27,535,200	〃(大学6号館敷地)
原子力研究所敷地	2	15,247.70	24,243,800	横須賀市佐島
2. 大学、高校 敷 地	2	59,328.00	127,308,600	新座町
3. 小 学 校 敷 地	19	2,947.26	94,936,570	池袋
小 計	66	97,599.61	848,788,470	

b 運動場敷地

種 別	筆数	数 量(坪)	評 価 額(円)	備 考
1. 大 学 運 動 場	37	7,358.00	110,370,000	千早町、野球場、水泳場、校宅
2. 大学、中学校運動場	3	5,662.00	169,860,000	池袋、神学院跡
小 計	40	13,020.00	280,230,000	

c 寄宿舎敷地

種 別	筆数	数 量(坪)	評 価 額(円)	備 考
1. 女子学生寮敷地	1	484.79	14,543,700	池袋
小 計	1	484.79	14,543,700	

d 厚生施設用地

種 別	筆数	数 量(坪)	評 価 額(円)	備 考
1. 軽井沢キャンプ地	8	3,082.00	1,541,000	軽井沢町
2. 那須キャンプ地	18	6,702.00	3,351,000	那須町
3. 大貫キャンプ地	6	590.00	472,000	大佐和町
小 計	32	10,374.00	5,364,000	

種 別	筆数	数 量(坪)	評 価 額(円)	備 考
校 地 合 計	139	121,478.40	1,148,926,170	

第1章 立教学院

e 借用地

種 別	筆数	数 量(坪)	評 価 額	備 考
総合グラウンド		31,077.00		東京都より借用 上板橋
上の原山の家敷地		100.00		奈倉森林組合より借用 群馬県
小 計		31,177.00		

ロ 校舎等建物

昭和38年3月31日現在

a 大学

区 分	建 坪	延 坪	評 価 額	備 考
校 舎 本 館	248.79	605.89	38,171,000	
“ 2号館	151.98	278.28	16,557,000	文学部研究室
“ 3号館	151.98	278.28	16,557,000	経済学部研究室
“ 4号館	761.48	2,501.08	237,136,000	理学部
“ 5号館	961.92	3,036.23	309,723,000	
“ 6号館	279.05	1,527.58	165,393,000	
“ 7号館	78.75	157.50	7,087,000	
“ 8号館	72.00	144.00	10,080,000	
“ 9号館	48.00	48.00	810,000	
“ 10号館	48.00	48.00	810,000	
“ 11号館	60.00	116.00	2,030,000	
“ 12号館	412.30	822.48	71,960,000	旧高等学校本館 1、2階
大 学 事 務 局 本 部	377.75	1,151.10	153,571,360	タッカーホール
函 書 館	99.81	195.89	17,129,000	
新 函 書 館	283.80	927.20	118,749,950	
体 育 館	268.80	408.60	24,311,000	
正 課 体 育 室	49.50	99.00	4,950,000	
心 理 学 研 究 室	104.50	104.50	4,299,000	
女 子 寮	123.73	255.55	32,178,850	
学 生 相 談 所	19.75	19.75	790,000	
校 内 食 堂	154.50	224.82	20,913,000	
文 化 会 部 室	32.00	64.00	2,304,000	
文化会体育会部室 2棟	96.00	96.00	1,680,000	
体育会部室 弓道部	20.25	20.25	567,000	
“ 柔道部	42.50	42.50	1,912,000	
“ 拳斗部	28.00	28.00	670,000	
“ 空手部	29.75	29.75	1,190,000	
“ 自動車部	22.75	22.75	441,000	
“ 相撲部	30.00	30.00	180,000	
“ 応援団	36.00	36.00	576,000	
“ 野球部合宿所	75.00	129.25	8,554,000	(千早町)
“ 水泳部合宿所4棟	62.50	62.50	1,250,000	(“)
“ サッカー部合宿所	78.00	78.00	2,930,000	(上板橋)
“ 馬術部既舎	50.00	50.00	500,000	(“)
“ 庭球部倉庫	16.50	16.50	400,000	(“)
“ 剣道場	50.00	50.00	1,926,000	(“)

第5節 学院の財政

文化会山の家	24.00	51.56	2,200,000	(群馬県)
汽 缶 室 棟	77.24	77.24	12,685,000	
自 動 車 々 庫	20.00	20.00	1,000,000	
自 動 車 々 庫	7.50	7.50	287,075	
守衛所、便所、ポンプ室3棟	12.00	12.00	114,000	
12号館附属建物	39.00	78.00	1,755,000	旧高等学校柔剣道場
原子力研究所炉建家	300.93	333.48	72,700,000	横須賀市佐島
“ 研究棟	227.10	356.95	42,000,000	“
“ 廃棄物処理棟	30.30	30.30	2,400,000	“
“ 守衛所、便所、2棟	5.04	5.04	805,000	“
“ #401 1棟	306.67	306.67	548,922	“
“ #404 1棟	305.00	305.00	532,225	“
“ #412 1棟	122.36	122.36	381,763	“
“ #443 他 2棟	144.01	144.01	543,817	“
小 計 59 棟	7,046.79	15,555.34	1,416,238,962	

b 高等学校

区 分	建 坪	延 坪	評 価 額	備 考
本 校 舎	903.22	2,352.17	191,509,329	埼玉県新座町
学 生 食 堂	211.57	211.57	33,887,246	“
附 属 建 物 6 棟	73.59	92.75	5,627,425	“
寄 宿 舎	243.56	407.62	36,033,000	“
体 育 館	367.00	367.00	19,377,635	“
学 友 会 館	85.80	174.50	8,579,400	“
体 育 会 部 室	77.00	77.00	1,744,865	“
校 宅 2 棟	62.94	62.94	3,857,890	“
“ 2 棟	39.00	39.00	2,050,000	“
“ 1 棟	30.75	43.55	2,317,327	“
第 二 寄 宿 舎	103.17	332.42	50,668,700	“
礼 拝 堂	258.70	258.70	60,566,000	“
仮 設 食 堂	62.94	62.94	3,419,000	“
小 計 20 棟	2,519.24	4,482.16	419,637,817	

c 中学校

区 分	建 坪	延 坪	評 価 額	備 考
本 館	146.22	445.68	40,110,800	
第 一 新 館	166.83	516.81	49,008,000	
第 二 新 館	89.07	280.25	19,757,335	旧高等学校新館
学 友 会 館	42.50	85.00	1,919,000	
体 育 館	410.18	410.18	35,980,000	旧高等学校本館地階
保 健 衛 生 室	5.25	5.25	128,000	旧門衛所
渡 り 廊 下	22.56	22.56	100,000	
“	23.61	23.61	494,625	
講 堂 及 び 体 育 館	550.90	803.93	89,474,007	
小 計 8 棟	1,457.12	2,593.27	236,971,767	

第1章 立教学院

d 小学校

区 分	建 坪	延 坪	評 価 額	備 考
新 校 舎	427.10	1,438.10	148,692,000	
旧 館 事 務 室 他	128.00	128.00	5,120,000	
” 理 科 図 書 室	64.00	64.00	2,560,000	
雨 天 体 操 場	188.00	188.00	13,160,000	
” 付 属 建 物	5.00	5.00	250,000	
小 計 5 棟	812.10	1,823.10	169,782,000	

e 学院本部

区 分	建 坪	延 坪	評 価 額	備 考
ライフスナイダー館	95.19	174.77	15,729,000	学院事務局
礼 拝 堂	135.27	151.27	} 14,899,000	
チャペル会館	50.62	101.24		
診 療 所	33.50	58.00	3,451,000	
電 話 交 換 室	15.00	15.00	4,970,000	
事 業 会 館	68.50	99.90	4,246,000	
聴 水 寮	28.50	28.50	860,000	那須
み す ず 山 荘	565.50	565.50	20,096,640	軽井沢
綜合グラウンド更衣所	109.12	109.12	3,400,000	上板橋
” 便所他3棟	22.75	22.75	850,000	”
校 宅 No.2 1棟	36.73	73.30	3,078,000	
” No.3 1棟	24.00	48.00	4,343,225	
” No.5 1棟	50.16	75.32	2,225,000	
” No.9,10,11 3棟	169.11	306.37	12,782,000	
” No.7, 8 2棟	34.00	49.00	1,814,500	
” 3 棟	53.75	53.75	1,414,000	
” 3 棟	78.56	97.31	3,165,000	千早町
” 3 棟	33.00	33.00	4,450,000	池袋(買収家屋)
小 計 30 棟	1,603.26	2,062.10	101,773,365	

	建 坪	延 坪	評 価 額	備 考
建物合計 122棟	13,443.57	26,521.03	2,344,403,911	

学校法人立教学院「昭和37年度（昭和38年3月31日現在）財産目録」〔1963（昭和38）年〕

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料4 [1973(昭和48)年度 貸借対照表] [1974(昭和49)年]

貸借対照表

昭和49年3月31日

学校法人立教学院

(単位 円)

資産の部				
科 目	本年度末	前年度末	増 減	摘 要
固定資産	(7,132,355,037)	(6,465,838,026)	(666,517,011)	
有形固定資産	5,506,366,951	4,997,145,053	509,221,898	
土地	1,834,678,144	1,834,678,144	0	
建築物	2,067,737,000	1,918,459,490	149,277,510	
構築物	138,986,521	147,516,703	△ 8,530,182	
教育研究用機器備品	492,965,953	454,729,378	38,236,575	
その他の機器備品	18,752,558	15,651,127	3,101,431	
図書	698,864,810	624,680,022	74,184,788	
車輛	1,029,811	1,330,189	△ 300,378	
建設仮勘定	253,352,154	100,000	253,252,154	
その他の固定資産	1,625,988,086	1,468,692,973	157,295,113	
電話加入権	5,905,083	5,172,200	732,883	
収益事業元入金	14,056,049	11,304,481	2,751,568	
長期貸付金	130,812,011	122,563,421	8,248,590	退職基金引当資産 296,395,655 恩給基金引当資産 454,104,806 退職給与引当預金(任意) 6,700,000
退職給与引当預金	757,200,461	649,343,222	107,857,239	
減価償却引当資産	22,783,239	4,500,000	18,283,239	
建設資金引当資産	557,811,219	559,261,150	△ 1,449,931	
施設設備整備資金引当預金	26,950,096	24,187,669	2,762,427	
奨学費引当預金	18,278,204	15,628,104	2,650,100	
立教学院創立百年記念事業費引当預金	7,219,285	6,352,926	826,359	
特定基本金引当資産	73,772,439	69,739,800	4,032,639	
出資金	1,200,000	600,000	600,000	
小学校債償還引当資産	10,000,000	—	10,000,000	
流動資産	(1,615,174,808)	(1,629,375,709)	(△ 14,200,901)	
現金預金	1,390,898,796	1,451,570,038	△ 60,671,242	
未収入金	39,210,000	13,622,761	25,587,239	
貯蔵品	7,333,160	7,355,559	△ 22,399	
短期貸付金	15,403,241	19,536,778	△ 4,135,537	
有価証券	154,664,828	128,607,000	26,057,828	
海外出張費積立預金	482,479	482,479	0	
諸聖徒礼拝堂伝道資金積立預金	2,941,707	2,777,042	164,665	
海外出張費等前払金	3,655,420	5,377,260	△ 1,721,840	
労働保険料等仮払金	139,100	46,792	92,308	
光熱水費立替金	446,077	—	446,077	
資産の部合計	8,747,529,845	8,095,213,735	652,316,110	

第1章 立教学院

負債の部				
科 目	本年度末	前年度末	増 減	摘 要
固 定 負 債	(2,593,294,091)	(1,878,927,650)	(714,366,441)	事業部関係をふくむ
長期借入金	934,971,214	772,419,281	162,551,933	
学 校 債	383,850,000	230,500,000	153,350,000	
退職給与引当金	711,222,336	369,361,880	341,860,456	
恩給年金引当金	218,514,428	208,827,764	9,686,664	
退職基金預り金	167,290,074	145,431,645	21,858,429	
恩給基金預り金	177,446,039	152,387,080	25,058,959	
流 動 負 債	(1,389,819,804)	(1,124,154,641)	(265,665,163)	
短期借入金	524,000,000	239,000,000	285,000,000	
未 払 金	7,600,693	7,616,365	△ 15,672	
前 受 金	814,268,050	831,394,100	△ 17,126,050	
預 り 金	43,951,061	46,144,176	△ 2,193,115	
負債の部合計	3,983,113,895	3,003,082,291	980,031,604	
基本金の部				
科 目	本年度末	前年度末	増 減	摘 要
基 本 金	5,326,739,442	4,992,060,178	334,679,264	
特 定 基 本 金	73,772,439	69,739,800	4,032,639	
基本金の部合計	5,400,511,881	5,061,799,978	338,711,903	
消費収支差額の部				
科 目	本年度末	前年度末	増 減	摘 要
翌年度繰越消費収入超過額	—	30,331,466	△666,427,397	
翌年度繰越消費支出超過額	636,095,931	—		
消費収支差額の部合計	636,095,931	30,331,466	△ 666,427,397	
科 目	本年度末	前年度末	増 減	摘 要
負債の部基本金の部および消費収支差額の部合計	8,747,529,845	8,095,213,735	652,316,110	

(注) 1. 減価償却額の累計額 350,441,048円

2. 担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

 土地：87,092.86平方メートル、帳簿価額 406,215,694円

 建物：1棟延1,868平方メートル、帳簿価額 63,247,139円

3. 翌会計年度以降の会計年度において基本金への組み入れをおこなうこととなる金額 589,236,214円

学校法人立教学院「昭和48年度（昭和48年4月1日から／昭和49年3月31日まで）貸借対照表」〔1974（昭和49）年〕

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料5 [1977(昭和52)年度 貸借対照表] [1978(昭和53)年]

貸借対照表

昭和53年3月31日

学校法人立教学院

(単位 円)

資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 資 産	8,809,556,989	8,036,842,006	772,714,983
有 形 固 定 資 産	6,199,887,057	5,773,125,786	426,761,271
土 地	1,834,100,504	1,834,100,504	0
建 物	2,169,421,176	2,227,830,255	△ 58,409,079
構 築 物	145,440,634	150,413,844	△ 4,973,210
教育研究用機器備品	495,460,201	451,655,338	43,804,863
その他の機器備品	15,085,288	16,679,256	△ 1,593,968
図 書	1,244,602,813	1,088,721,223	155,881,590
車 輛	300,431	420,326	△ 119,895
建設仮勘定	294,458,200	1,837,500	292,620,700
船舶舟艇	1,017,810	1,467,540	△ 449,730
その他の固定資産	2,609,669,932	2,263,716,220	345,953,712
電話加入権	6,722,025	5,955,383	766,642
収益事業元入金	15,000,000	15,000,000	0
長期貸付金	263,465,284	230,892,907	32,572,377
立教学院事業費引当特定預金	1,770,515	1,655,430	115,085
退職給与引当特定資産	1,221,220,519	1,050,921,500	170,299,019
減価償却引当特定資産	23,788,594	17,748,523	6,040,071
建設資金引当特定資産	896,680,645	770,606,362	126,074,283
小学校償還引当特定資産	460,761	460,761	0
施設設備整備費等引当特定資産	43,319,706	40,306,331	3,013,375
奨学費引当特定資産	26,372,832	25,538,047	834,785
立教学院諸聖徒礼拝堂 伝道資金積立資産	3,476,707	3,248,632	228,075
特定基本金引当資産	103,792,344	98,382,344	5,410,000
出 資 金	3,600,000	3,000,000	600,000
流 動 資 産	2,672,916,891	2,600,960,775	71,956,116
現 金 預 金	2,538,564,741	2,383,669,522	154,895,219
未 収 入 金	680,000	500	679,500
貯 蔵 品	7,286,032	7,295,879	△ 9,847
短 期 貸 付 金	56,310,241	52,785,241	3,525,000
有 価 証 券	65,100,964	145,399,812	△ 80,298,848
前 払 金	4,955,056	11,409,130	△ 6,454,074
仮 払 金	0	380,066	△ 380,066
立 替 金	19,857	20,625	△ 768
資産の部合計	11,482,473,880	10,637,802,781	844,671,099

第1章 立教学院

負債の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 負 債	4,193,590,684	3,925,039,847	268,550,837
長期借入金	1,054,754,000	1,003,039,000	51,715,000
学 校 債	198,700,000	174,350,000	24,350,000
退職給与引当金	2,081,892,335	1,961,232,315	120,660,020
恩給年金引当金	205,797,800	228,147,342	△ 22,349,542
退職金基金預り金	307,404,265	262,691,162	44,713,103
事業部退職金基金預り金	4,186,340	3,123,184	1,063,156
恩給基金預り金	336,669,604	289,333,660	47,335,944
事業部恩給基金預り金	4,186,340	3,123,184	1,063,156
流 動 負 債	4,648,419,201	4,082,996,714	565,422,487
短期借入金	2,566,602,000	2,293,515,807	273,086,193
短期学校債	54,150,000	67,650,000	△ 13,500,000
未償還学校債	22,500,000	19,650,000	2,850,000
未 払 金	1,112,416	3,341,747	△ 2,229,331
前 受 金	1,930,930,100	1,635,180,500	295,749,600
預 り 金	73,124,685	63,658,660	9,466,025
負債の部合計	8,842,009,885	8,008,036,561	833,973,324
基本金の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基 本 金	6,843,268,496	6,384,316,370	458,952,126
特 定 基 本 金	103,792,344	98,382,344	5,410,000
基本金の部合計	6,947,060,840	6,482,698,714	464,362,126
消費収支差額の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
翌年度繰越消費支出超過額	4,306,596,845	3,852,932,494	453,664,351
消費収支差額の部合計	4,306,596,845	3,852,932,494	453,664,351
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
負債の部、基本金の部および消費収支差額の部合計	11,482,473,880	10,637,802,781	844,671,099

注記 1. 減価償却額の累計額の合計額1,054,993,189円。

2. 担保に提供されている資産の種類および額は、次のとおりである。

土地 80,941.33平方メートル : 帳簿価額 381,850,749円。

建物 2棟延1,960.25平方メートル: 帳簿価額 55,869,304円。

3. 翌会計年度以降の会計年度において基本金への組み入れをおこなうこととなる金額477,747,360円

学校法人立教学院〔昭和52年度 資金収支計算書 消費収支計算書 貸借対照表 収益事業部計算書類〕〔1978(昭和53)年〕

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料6 [大学学費スライド制導入の告示] [1981 (昭和56) 年]

告 示

このたび立教大学は、将来の財政構造を展望する中で、一九八二年度以降の新入学者を対象として、別途配付の小冊子のとおり、新しい学費改定方式の採用を決意いたしました。

立教大学の財政は、大きな累積赤字を抱えながらも、単年度収支で見ると、一応の均衡状態に達しております。こうした現状を出発点として、立教大学の教育と研究を支える財政を経済その他の変動要因に適應させるため、今回、いわゆるスライド制を導入することにしたのであります。もとより、学費の改定はないにこしたことはありません。しかしながら、私立大学の諸活動が自己の財政的基盤によって規定される以上、このような方式による改定は、やむを得ないものと考えます。

立教大学を構成する教職員・学生のみなさんの理解を求めるものであります。
一九八一年一月五日

立教大学総長

尾形典男

尾形典男「告示」1981 (昭和56) 年12月5日

[立教大学総長室秘書課所蔵]

第1章 立教学院

資料7 [1989(平成元)年度 貸借対照表] [1990(平成2)年]

貸 借 対 照 表

平成2年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 資 産	29,170,576,043	23,805,650,011	5,364,926,032
有 形 固 定 資 産	21,697,245,851	13,023,289,751	8,673,956,100
土 地	2,782,085,462	2,782,085,462	0
建 物	11,605,864,727	4,025,759,313	7,580,105,414
構 築 物	942,530,693	351,071,679	591,459,014
教育研究用機器備品	1,617,368,517	1,268,347,995	349,020,522
その他の機器備品	79,616,952	58,991,576	20,625,376
図 書	4,643,626,542	4,305,386,421	338,240,121
車 輜	1,499,191	2,383,907	△ 884,716
建設仮勘定	19,708,500	225,643,000	△ 205,934,500
船舶・舟艇	4,945,267	3,620,398	1,324,869
その他の固定資産	7,473,330,192	10,782,360,260	△3,309,030,068
電話加入権	13,992,127	13,842,159	149,968
施設利用権	21,829,153	4,994,386	16,834,767
収益事業元入金	15,000,000	15,000,000	0
長期貸付金	1,097,009,069	1,088,701,675	8,307,394
立教学院記念事業費引当特定預金	3,901,632	3,801,524	100,108
退職給与引当特定資産	584,803,726	727,235,574	△ 142,431,848
恩給年金引当特定資産	91,123,035	410,655,670	△ 319,532,635
年金制度改善引当特定資産	1,825,179,022	898,979,000	926,200,022
減価償却引当特定資産	270,837,954	261,642,436	9,195,518
建設資金引当特定資産	1,223,104,020	2,956,166,116	△ 1,733,062,096
施設設備整備費等引当特定資産	132,290,369	117,151,347	15,139,022
奨学費引当特定資産	145,603,100	119,756,690	25,846,410
立教学院諸聖徒礼拝堂 伝道資金積立資産	5,549,781	5,384,252	165,529
立教大学セント・ポールズ会館 維持運営特定資産	152,010,989	144,458,304	7,552,685
法学部学生法律相談室 引当特定資産	500,000	500,000	0
法学部国際交流援助資金 引当特定資産	1,075,000	0	1,075,000
法学部寄付講座引当特定資産	3,184,054	2,884,054	300,000
立教大学キリスト教教育 研究所特定資産	11,655,716	11,544,823	110,893
立教大学観光研究所特定資産	16,946,528	16,150,559	795,969
ポールラッシュ博士記念事業 引当特定資産	10,450,000	9,410,000	1,040,000

第5節 学院の財政

海外出張引当特定資産	113,600,000	90,600,000	23,000,000
ウィリアムズ主教記念事業引当特定資産	91,850,000	86,570,000	5,280,000
教育研究施設充実資金引当特定資産	0	2,950,000,000	△ 2,950,000,000
教育研究施設充実資金引当特定資産(2次)	700,000,000	0	700,000,000
特別図書引当特定資産	67,700,000	62,000,000	5,700,000
立教学院諸聖徒礼拝堂整備引当特定資産	20,480,000	15,210,000	5,270,000
社会学部創立25周年記念特定資産	25,880,000	30,250,000	△ 4,370,000
海外研修引当特定資産	3,833,246	3,649,272	183,974
ミッチェル館引当特定資産	15,900,000	13,800,000	2,100,000
特定事業費引当資産(諸口)	1,337,050	1,723,919	△ 386,869
第3号基本金引当資産	768,394,935	683,851,190	84,543,745
体育会預り資産	18,048,561	17,198,391	850,170
文化会預り資産	8,761,125	8,348,919	412,206
出資資金	11,000,000	10,400,000	600,000
差入保証金	500,000	500,000	0
流動資産	10,037,525,844	8,906,054,562	1,131,471,282
現金預金	9,439,940,323	8,372,596,645	1,067,343,678
未収入金	508,880,872	430,629,848	78,251,024
貯蔵品	15,236,883	15,451,216	△ 214,333
短期貸付金	50,725,000	72,940,000	△ 22,215,000
前払金	21,885,870	13,995,285	7,890,585
立替金	557,780	441,568	116,212
仮払金	299,116	0	299,116
資産の部合計	39,208,101,887	32,711,704,573	6,496,397,314

負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	11,026,973,996	8,919,238,482	2,107,735,514
長期借入金	2,052,389,999	515,826,765	1,536,563,234
学校債	394,200,000	426,500,000	△ 32,300,000
退職給与引当金	4,846,707,174	4,509,992,796	336,714,378
恩給年金引当金	1,968,741,061	1,732,399,400	236,341,661
退職金基金預り金	641,899,014	682,404,454	△ 40,505,440
事業部退職金基金預り金	2,440,842	2,440,842	0
恩給基金預り金	1,091,345,378	1,021,686,073	69,659,305
事業部恩給基金預り金	2,440,842	2,440,842	0
その他の長期預り金	26,809,686	25,547,310	1,262,376
流動負債	5,509,240,433	4,200,410,444	1,308,829,989
短期借入金	2,107,036,766	1,229,361,766	877,675,000
学校債	148,600,000	143,300,000	5,300,000
未償還学校債	30,200,000	25,350,000	4,850,000
未払金	93,828,566	50,147,677	43,680,889
前受金	2,921,584,540	2,629,020,300	292,564,240
預り金	207,990,561	123,230,701	84,759,860
負債の部合計	16,536,214,429	13,119,648,926	3,416,565,503

第1章 立教学院

基本金の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
第 1 号 基 本 金	22,291,322,517	15,812,703,685	6,478,618,832
第 2 号 基 本 金	877,392,469	3,080,577,903	△2,203,185,434
第 3 号 基 本 金	768,394,935	683,851,190	84,543,745
第 4 号 基 本 金	999,917,876	975,134,369	24,783,507
基本金の部合計	24,937,027,797	20,552,267,147	4,384,760,650
消費収支差額の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
翌年度繰越消費支出超過額	△2,265,140,339	△960,211,500	△1,304,928,839
消費収支差額の部合計	△2,265,140,339	△960,211,500	△1,304,928,839
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	39,208,101,887	32,711,704,573	6,496,397,314

注記 減価償却額の累計額の合計額 3,762,458,461円

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 28,377平方メートル：帳簿価額 278,916,578円

退職給与引当金の額の算定方法は、次のとおりである。

① 大学及び法人本部

期末要支給額7,174,156,692円の50%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額を計上している。

② 高等学校

埼玉県私学教職員福祉財団加入者については期末要支給額21,252,628円から、同財団よりの交付金相当額を控除した金額の50%を計上し、また、私立大学退職金財団加入者については期末要支給額1,031,795,650円の50%を基にして、同財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額を計上している。

③ 中学校及び小学校

期末要支給額1,241,483,310円から東京都私学退職金社団よりの交付金相当額を控除した金額の50%を計上している。

翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 3,053,268,000円

学校法人立教学院〔平成元年度 資金収支計算書 消費収支計算書 貸借対照表収益事業部計算書類〕〔1990（平成2）年〕

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

第6節 福利厚生施設

戦後の混乱期を経て、その後の画期的な発展の兆しが見え始める1955（昭和30）年前後から、立教学院にもさまざまな面で改革の息吹が感じられる。福利厚生面においては、寄附行為に定める法人の「目的及び事業」の収益事業として、立教学院事業部が設置され、勤務員、学生、生徒、児童の福利厚生の増進が図られた。また、善意の支援も得て、各学校のキャンプ地の取得、施設の建設がなされていた。健保組合も保養所を取得した。（高橋晩彦）

資料1 〔軽井沢の土地取得〕〔1948（昭和23）年〕

〔略〕

一、議 事

〔略〕

次に鈴木理事より議案として

〔略〕

二、明年度より大学文理学部教授となる渡辺慧氏より軽井沢の土地参千弍百壹坪の寄附申出ありたる事を報告、一同感謝を以て受入れる事に決定す。

〔略〕

〔財団法人立教学院第百六回理事会記録〕1948（昭和23）年9月2日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 〔那須の土地取得〕〔1956（昭和31）年〕

〔略〕

一、名倉理事より

本大学教授宮崎申郎氏から同氏所有になる那須の土地約七千坪を無条件で寄贈したい旨の申入があつたことを報告

一同感謝をもつて同氏の好意を受けることを決議し、併せて同氏の希望達成につとめる旨を決定、尚大学B・S・Aで今夏同所にてワーク キャンプを行う事、この為に若干の費用を要すること、についても併せ承認する。

〔略〕

〔立教学院第二十九回理事会記録〕1956（昭和31）年5月31日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

第1章 立教学院

資料3 〔妙義山の土地取得〕〔1965（昭和40）年〕

〔略〕

8. 議 事

〔略〕

(2) 小沢 匡氏寄贈の土地受入れについて

八代理事長から

小沢匡氏から妙義山麓の土地を高等学校々地とし本学院に寄贈の申入があつたことについては第120回理事会で報告したが、この土地については、既に実測を終つたので同氏の宅地分を除いた32,101.17㎡（9,701.603坪）の寄贈を受けたい旨の提案があり、一同異議なく、感謝をもつてこの申入を受けることを可決々定した。

〔略〕

〔学校法人立教学院第122回理事会記録〕1965（昭和40）年2月24日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料4 熱海寮の焼失

資料4-1 〔第80回立教学院健康保険組合会での議論〕〔1987（昭和62）年〕

〔略〕

第4議案 その他 事務長

1. 直営保養所あたみ寮火災焼失について

(イ) 2月7日午後零時25分頃、熱海市桃山町の貿易会社・社長フレンチ・イーストワン・アジャゴ氏（52才）米国籍・東京都港区赤坂在住所の別荘から出火、同別荘は全焼、幅4mの私道をはさみ100m離れた、本学〔院〕健康保険組合直営の保養所あたみ寮にとび火二階部分252㎡が全焼しました。この火災により不動産及び動産に大きな被害を蒙りました。直ちに現地に出向き、警察・消防署の検証に立ち合いましたが、当日火元の別荘は留守であり警察に於て原因調査中である。

(ロ) 同寮の焼失について今後どうすべきかについて協議を重ねたが、現段階に於ては、現場の解体撤去を早急に行ない、その後如何にすべきかを検討することとなった。

〔略〕

立教学院健康保険組合「第80回組合会・会議録」1987（昭和62）年2月10日

〔立教学院健康保険組合事務局所蔵〕

資料4-2 〔第81回立教学院健康保険組合会での議論〕〔1987（昭和62）年〕

〔略〕

第2議案 直営保養所問題について

理事長

ご承知の通りあたま寮が2月7日に焼失致しました。これをめぐって保険金、今後の保養所のあり方、現在の管理人の処遇などにつき岡田常務理事より説明と検討事項を申し上げます。

岡田常務理事

（1）ただいまご報告の通り不幸にもあたま寮が焼失いたしました。焼失と申しましても2階部分だけで階下は残りました。世間一般にいう半焼であります。併し放水による水害もひどく前回の組合会の決定に基づき、解体撤去し現在は更地になつております。保険金の折衝についても、主張すべきところは主張し事実は事実として認め再三に宜〔互〕つて折衝を続けた結果関係者の理解が得られ、60,029,300円となりました。これは契約保険金、6,500万円に対し92.35%に該当いたします。（2）保養所の今後について

先般各学校の福利厚生担当者にお集り願ひ各学校の施設等も考慮に入れ今後の健保直営保養所をどの様に考えるべきかについて非公式に意見をきき問題点を探ってみました。その結果

A. 直営保養所を持つ場合

- （イ）現地の敷地では狭すぎる
- （ロ）他に土地を求めたらどうか
 - （例 房総、三浦海岸、伊豆、等）
- （ハ）年間利用があれば群馬、栃木等の温泉地
- （ニ）駐車場が作れるスペース
- （ホ）専門家の意見をきく（本学観光学科）

B. 直営保養所は当分持たない方がよい

- （イ）現敷地内での建築は制約が多すぎ再建が現状より出ない
 - （例 眺望権、駐車場、設計上の問題）
- （ロ）直営保養所に要する費用の還元
 - （例 現旅行補助金の泊数あるいは金額の増^{〔マ〕}）
- （ハ）特約旅館を設け安い宿泊を
- （ニ）オーナーズビラの購入
 - （例 紀州鉄道不動産株式会社によるオーナーズルームと称する共

第1章 立教学院

有別荘の購入1口330万円で購入し年間の宿泊権を得るもの)などがありました。

直営保養所を持つべきかどうか組合会に於てご検討頂きその結果従来通り持った方が良くなれば、資金状況を勘案しながら早急に候補地を探したいと思います。又あまり急がず十分時間をかけて考えようということであれば、それにかわる企画により教職員皆さんへの便宜をはかる様考えなければと思う次第です。

ご検討をお願い致します。

健保の保養所問題については、でき得れば直営保養所をもった方が良いが利用者の多用化された条件を満足させることは困難である。幾つかの具体的候補地があれば検討できるし又、教職員の声もきくこともできる。などの意見がでた。結論として小委員会を設置し、この問題を検討することとなつた。なお人選については理事長に一任。

〔略〕

立教学院健康保険組合「第81回組合会・会議録」1987（昭和62）年4月27日

〔立教学院健康保険組合事務局所蔵〕

資料5 〔富戸の土地取得〕〔1987（昭和62）年〕

〔略〕

議案審議に先だち、理事長より次のような報告ならびに要請があつた。

理事長

前回の第82回の組合会に於て、ご承認いただいた当組合の直営保養所再建ならびに、あたま寮敷地の処分について、その後の経過については、その都度ご報告申しあげてきましたが、その両者共具体的に交渉がまとまりましたので、本日組合会に提案するはこびとなりました。

よろしくご審議の程お願いする次第です。

第1議案 昭和62年度収入・支出追加更正予算に関する件

理事長

保養所検討小委員会の意見具申により当組合会に於て、審議を行つた環境・立地条件・地積・価格など、希望条件が満たされたと考えられるので購入契約を結びました。従つてそれに要する費用を計上する為、昭和62年度収入・支出追加更正予算を編成したものであります。よろしくご審議をお願い致します。尚^{〔ママ〕}常務理事より諸条件の確認を申しあげます。

常務理事

購入予定土地の所在地

伊東市富戸字大平1273-21

環 境

伊東駅より9km・川奈駅より5km・富戸駅より2kmの海の見える緑濃い丘であり、付近には、国定公園城ヶ崎・海洋博物館などのある名勝地。

温 泉

購入予定地より10mの至近距離に50度Cの源泉が設置されている。

地 積 1939㎡ (約587坪)

価 格 ㎡当り38,416円 総額7,449万円

他に温泉権利金・不動産鑑定料・印紙税・不動産取得税・売買手数料および諸雑費など計691万円の諸掛を含め8,140万円の経費が必要となります。これについては、配布資料昭和62年度収入支出追加更正予算案にもとずき説明いたします。

追加更正予算案説明

常務理事

既に本年の3月24日付をもつて認可されおります昭和62年度収入・支出予算書総額406,075千円には、今回の土地の購入費は計上してありませんのでその費用を収入と支出に計上し、追加更正予算の認可を得なければなりません。

(イ) 収入の部

収入については、必要金額8,140万円を予算科目、款・繰入金、項・別途積立金繰入金・目は項に同じをもつて計上いたしました。

(ロ) 支出の部

支出については、同金額を款営繕費・目は不動産購入費および雑費として計上いたしました。

この購入経費8,140万円の計算基礎は下記の追加更正予算算出の基礎をご覧下さい。

1. 土地購入価格	74,490千円
2. 不動産鑑定料	200 "
3. 印紙税	100 "
4. 不動産取得税	800 "
5. 登録手数料	100 "
6. 売買手数料	2,250 "
7. 温泉給湯権	1,500 "
8. その他雑費	1,960 "

第1章 立教学院

計 81,400 〃

上記金額が今回の土地購入経費であります。よろしくご審議ください。

理事長

常務理事の説明による追加更正予算案についてご審議・ご検討をお願い致します。

出席議員一同異議なく承認

〔略〕

立教学院健康保険組合「第83回組合会・会議録」1987（昭和62）年8月22日

〔立教学院健康保険組合事務局所蔵〕

資料6 事業部設置に関する申請・認可

資料6-1〔申請〕[1951（昭和26）年]

学院発第十三号

昭和廿六年十一月三十日

学校法人 立教学院

理事長 八代斌助

文部大臣

天 野 貞 祐 殿

寄附行為変更認可申請について

私立学校法第二七六条の規定に従い、収益を目的とする事業を開始するため、又学校法人に組織変更当初の経過規定としての附則を削除するため、寄附行為の変更を致したいので、御認可下さるよう、別紙の通り必要書類を添えて申請致します。

添付書類目録

- 一、理事会議事録
- 二、評議員会議事録
- 三、変更条項及びその理由
- 四、新旧寄附行為対照表
- 五、財産目録
- 六、事業計画及び予算
- 七、現行寄附行為
- 八、変更後の寄附行為

議 事 録

昭和二十六年九月七日午後四時より、東京都豊島区池袋三丁目一、二七二番地、

本法人事務所に於て、第五回理事会を開き、理事全員十三名のうち十三名出席（内五名は委任状による）満場一致を以て決議を行つた。

決 議

- 一、私立学校法第二十六条の規定により、収益事業を目的として、左の事業を開始すること
 1. 保険代理業
 2. 物品販売業（書籍、教育用品、運動用品、日用品、食料品、）
 3. 出版業
 4. 広告代理業
 - 二、本法人の寄附行為中の附則は、学校法人に組織変更当初の経過規定であつて、既に夫々の手続を完了し、不要となつたので、之を削除すること
 - 三、前二項の決議を行うため、寄附行為変更認可申請の手続をなすこと
- 右決議を行つたことを証するため、左に署名捺印する。

昭和二十六年九月七日

理事長 八代斌助
署名理事 佐々木順三
書記 秦 二郎

議 事 録

昭和二十六年九月十四日午後三時より、東京都豊島区池袋三丁目一、二七二番地、本法人事務所に於て、第三回評議員会を開き、評議員全員三十五名中二十四名出席満場一致を以て左の決議を行つた。

決 議

- 一、本法人において、私立学校法第二十六条の規定による収益を目的とする事業を開始することを適当と認める。
 - 二、前項の収益事業を開始し、又附則を削除するため、寄附行為の変更をなすことを承認する。
- 右決議を行つたことを証するため左に捺印する。

昭和二十六年九月十四日

学校法人 立教学院
評議員会
議長 岡野正司
署名評議員 太田武雄
同 佐野正綱

〔略〕

「寄附行為変更認可申請について」1951（昭和26）年11月30日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料6-2 〔収益事業新設認可〕〔1951（昭和26）年〕

校管第710号

学校法人 立教学院

昭和26年11月30日付学院発第13号で申請のあった寄附行為の一部変更を認可します。

昭和26年12月11日

文部大臣 天野貞祐 印

〔文部大臣による認可書〕1951（昭和26）年12月11日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料7 〔立教学院事業部委員会の設置〕〔1985（昭和60）年〕

立教学院事業部委員会規程（案）

〔委員会の設置〕

第1条 立教学院事業部（以下「事業部」という。）の健全な運営と立教学院の勤務員、学生、生徒及び児童の福利厚生を増進を図ることを目的として、事業理事のもとに、事業部委員会（以下「委員会」という。）を置く。

〔必要的付議事項〕

第2条 事業理事は、次に掲げる事項について、予め委員会に諮りその意見を聴かなければならない。

1. 業務の拡大又は縮小
2. 直営業務の委託への切替え又は委託業務の直営への切替え
3. 委託業者の選定、委託契約の締結、変更若しくは更新又は委託の廃止
4. その他事業部の運営に関する重要な事項

② 前項第1号ないし第3号に関わる事項であって、その業務が比較的軽小であり又は一時的なものであり、かつ、緊急を要する場合には、前項の規定に拘わらず、事後にこれを委員会に諮ることをもって足りる。

〔営業活動についての意見陳述〕

第3条 委員は、取扱品目、品揃え、価格、サービスその他事業部の日常的営業

活動全般について、意見を陳述することができる。

〔報告請求〕

第4条 前2条の目的を達するため、委員は、事業理事に対し、必要な報告を求めることができる。

〔委員会の構成〕

第5条 委員会は、次の委員をもって構成する。

1. 事業理事
2. 理事長の指名する者 1名
3. 大学専任勤務員から 4名
4. 大学学生部職員から 1名
5. 大学図書館職員から 1名
6. 高等学校、中学校及び小学校の専任勤務員からそれぞれ 1名

〔議長〕

第6条 事業理事は、委員会の議長となる。

〔委員の委嘱〕

第7条 第5条第3号ないし第5号の委員は、大学総長の推薦により、同条第6号の委員は、それぞれ高等学校、中学校及び小学校の長の推薦により、事業理事が委嘱する。

② 委員の任期は2年とする。任期中に委員の交替があった場合には、新委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

〔委員会の開催〕

第8条 委員会は、事業理事が招集する。

② 委員会は、少なくとも年2回開催するものとする。

③ 5名以上の委員から委員会開催の要求があった場合には、事業理事はすみやかに委員会を招集しなければならない。

〔関係人の出席〕

第9条 事業理事は、自らの発意又は委員の請求により、委員会に関係人を出席させることができる。

〔委員会の事務〕

第10条 委員会の事務は、立教学院事業部が行なう。

〔注〕本資料は1985（昭和60）年2月22日開催の学校法人立教学院第450回理事会に、「議案添付資料第3」として提出されたものである。当日の理事会は規程（案）を原案

第1章 立教学院

通り承認し、立教学院事業部委員会を早急に発足させることをあわせて決定した〔「学校法人立教学院第450回理事会議事録」1985（昭和60）年2月22日〕。なお、「立教学院事業部委員会規程」は当日付（2月22日）で施行されている〔「立教学院事業部委員会規程」1985（昭和60）年6月28日改正〕。

〔立教学院事業部委員会規程（案）〕1985（昭和60）年2月22日
〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

第7節 新座校地

新座校地は、池袋校地の北西16km、東武鉄道東上線志木駅南口南西方1000～1500m、同駅より徒歩15～20分に位置し、総面積193,568㎡である。

新しい学制による教育が軌道に乗ると、狭隘な都市部から郊外へと、校地を求める学校がみられるようになった。高等学校では、その設立当初、初代主事の佐々木喜市以来、近郊に校用地を探索していたが、二代主事・校長の縣康の時、東武鉄道から校地提供の意向が示され、大学の一部移転を条件に新座校地の寄贈が具体化した。1960（昭和35）年高等学校が移転開校し（詳細は第4章参照）、1982（昭和57）年大学図書館の保存書庫が開館、1990（平成2）年大学の校舎が完成し一部授業が開始された。以下経過を当時の文書によって辿ることとする。

（鶴川 馨・清水靖夫）

（1）新座校地取得の端緒

資料1 〔新座校地取得に至る経過〕〔1956（昭和31）年〕

沿革その他必要事項

昭和31年末、故名倉理事は東武鉄道東上業務局長、秋葉氏にグリーン・ハイツ建設の際、ロッカー寄贈のお礼話合いの折、立教学院が東上沿線に、校舎建設の意図があれば、校地を寄付する意向がある事を示されたので、名倉理事はその旨理事会に相談するよう述べた。その後松下総長と東武鉄道根津社長との面談となり、構想が具体化された。当時学院では、高校の池袋よりの移転を考えていたので、縣高校々長が率先して土地の物色にあたり各所検討の結果該地に至った。

該地は日本住宅公団の建設予定地として、地主の承諾もほゞ（約60%）得られていたが、グリーン・ベルト地帯に指定されていたので農林省の転用許可が得られないまゝ挫折の状況下にあったが、東武鉄道はこれを引継ぎ同社と町役場の並々ならぬ努力により買収に成功した。尚東武鉄道は立教大学の一部が移転する

ことを条件として学院に寄付された。

〔略〕

〔(固定資産台帳) 土地台帳〕1972(昭和47)年3月31日

〔立教高等学校所蔵〕

資料2 「立教大学敷地買収」[1958(昭和33)年]

立教大学敷地買収

調整金は四百七十三万円

既報、新座町野火止の立教招致はその後順調に進んでいるが立教側としては登記手続きなど一切完了後地均し工事を行い来春には校舎を建築し高校全校と大学の教養学部全部を移転させる方針といわれている、この農地六万余坪の買収については当初本紙でしばしば報じているように日本住宅公団が千三百世帯を入れる鉄筋アパートや住宅を建設する予定で福島、松尾勝川など三氏の土地住宅社が介在してあつせん、買収決定寸前にあつたが首都圏整備委水野部長(現在退職)が「グリーンベルトから抜くことは出来ない」と横槍を入れこのため折角まとまつた話もこわれてしまい一億数千万円の大金が転がり込むと期待していた農民もがっかりしていたが一転して水野部長のあつせんで立教問題が持ち上がったもので並木町長としても文教都市の実現こそ新しい町づくりの道であるとして本腰を入れて地主を説得して来たものであるが公団住宅でゴタついているだけに地主もなかなかウンといわず前記の土地住宅社に対しても謝礼金を出さねばならぬので公団との取り決め価格以上に座布団代を出すようと強く要望し立教を代行して取引を進めている東武鉄道東上業務局に対し並木町長はじめ橋本議長並木(重)副議長町議会常任委員長などが仲に入り折衝して来た。この間、大口山林地主で町議会議員である高橋由太郎氏の積極的な協力で山林地主も好転して来たが東武側がならし坪当り二千元を固執しているため交渉が進まずついに暗礁にのり上げるとみられていたが並木町長は

文教都市の実現のためと地元民の納得を得ること、更に東武側の理解をもとめる。などの観点からついに意を決して自己所有の畑三反歩を売つて百万円をつくりこれを調整金の一助にしたいから東武も考えてほしいと東武側秋葉業務局長に申出た、秋葉局長も町長のこの熱意に感動し上司にはかり坪当り二千元の外に三百七十三万円の調整金を出すことになりようやく話がまとまつたものである。一方地主側としては並木町長が自腹を切つて出す百万円を無条件でそつくりいただくということも気がとがめるのか議員や農業委員長などに相談した結果、「折

第1章 立教学院

角の町長の志を無にしては」ということでこれを受けることになったものといわれている。

〔略〕

『埼玉タイムス』埼玉タイムス社 1958（昭和33）年11月2日 1面

〔埼玉タイムス社所蔵〕

資料3 立教学院校舎移転に関する協定書 [1958（昭和33）年]

立教学院校舎移転に関する協定書

学校法人立教学院を甲とし東武鉄道株式会社を乙として甲の校舎の一部を埼玉県北足立郡新座町地内に移転建設するにつき左記の通り基本協定を締結する。

記

第一条 乙は甲の校舎施設敷地として末尾表示の土地を買収する資金全額を甲に寄附するものとする。

但し寄附の細目については甲・乙協議の上決定する。

第二条 甲は乙の寄附により買収した土地に昭和三十四年度中に甲の高等学校を又昭和三十八年度末までに甲の大学一般教育部の全学生を収容する校舎並びに附属施設を建設して移転を完了するものとする。

第三条 乙は甲の教職員及び学生、生徒の輸送について万全を期すると共に乙の志木駅に西口を開設するものとする。

第四条 乙は甲が将来第二条に関連する敷地拡張の必要を生じた場合に於ても友好的にこれに協力するものとする。

第五条 甲は農地法第五条の許可が得られない場合又は第二条の建設並びに移転を履行出来ないときは乙は第一条の寄附をしないものとし本協定を解除するものとする。

第六条 本協定に定めない事項並びに本協定に基づく実施に関する細目については甲・乙協議の上別に定める。

土地の表示

埼玉県北足立郡新座町大字野火止字上東二一四ノ一外一二五筆

一、宅地 九九坪

一、農地 五八、九三〇坪

一、山林 三、九三七坪

合計六万貳千九百六拾六坪

右の協定を証するため本書二通を作成し甲・乙各一通を保有する。

昭和三十二年十二月二十九日

甲 東京都豊島区池袋三丁目一、二七二

学校法人立教学院理事長

八代斌助

印

乙 東京都墨田区小梅一丁目二番地

東武鉄道株式会社

取締役社長

根津嘉一郎

印

「立教学院校舎移転に関する協定書」1958（昭和33）年12月29日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料4 〔新座町への移転に関する東武鉄道との覚書〕〔1958（昭和33）年〕

覚書

学校法人立教学院（以下甲とする）と東武鉄道株式会社（以下乙とする）とは甲の校舎の一部を埼玉県北足立郡新座町地内に移転建設するにつき昭和三十二年十二月二十九日付をもつて締結した基本協定の細目について左記の通り覚書を作成する。

記

第一条 乙は甲の校舎建設敷地買収について甲と協議しつゝこれが事務代行をする。

第二条 乙は土地売渡人の代理人を並木庄兵衛に定め土地売買に関して交渉する。

第三条 乙は農地法第五条の規程による許可申請^{〔ア〕}手続並びに農地転用許可後における所有権移転登記手続について甲の代行をする。

第四条 甲は乙の前条に必要な書類並びに資料を乙に提供する。

第五条 甲は乙と基本協定を締結したときからこの寄附受入に関する手続をする。

第六条 乙は寄附金の内、農地並びに宅地買収資金として左記により甲に支払う。

一、金二四、五五七、六〇〇円 地元農地委員会承認のとき

昭和三十二年十二月三十日

一、金三六、八三六、四〇〇円 農地転用許可ありたるとき 未定

一、金六一、三九四、〇〇〇円 所有権移転登記完了のとき 未定

計一二二、七八八、〇〇〇円也

第七条 甲が寄附行為の許可を得るに至らない場合は乙は前条の支払に代えて之を埼玉銀行池袋支店に預金して之を担保として提供することを承諾した。

第八条 甲は前条の乙の預金を担保として銀行より融資を受け土地売渡人の代理人たる並木庄兵衛に契約保証金又は土地売買代金として支払う。

第九条 乙は甲において寄附行為の許可を得たときは預金を甲に寄附金として交

第1章 立教学院

附する。

第十条 山林その他本覚書に定めていないもの又は今後の事項については甲・乙協議の上定める。

右覚書を双方が確認するため本書二通を作成し甲・乙各一通を保有する。

昭和三十三年十二月二十九日

甲 東京都豊島区池袋三丁目一、二七二

学校法人立教学院理事長 八代斌助 印

乙 東京都墨田区小梅一丁目二

東武鉄道株式会社 取締役社長 根津嘉一郎 印

〔注〕並木庄兵衛は新座町町長。

〔覚書〕1958（昭和33）年12月29日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料5 農地法第五条の規定による許可申請書 [1958（昭和33）年]

農地法第五条の規定による許可申請書

左記農地の所有権を移転したいので農地法施行規則第六条の規定により許可を申請する。

昭和三十三年十二月二十二日

譲受人氏名 学校法人立教学院
理事長 八代斌助 印

譲渡人氏名 (北野地区) 小野寺平市郎 印

〔略〕

(合計六七名)

農林大臣 三浦一雄 殿

〔農地法第五条の規定による許可申請書〕1958（昭和33）年12月22日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料6 証明願 [1959（昭和34）年]

学院発第三四の六号

昭和三十四年四月^{〔ママ〕}日

学校法人立教学院
理事長 八代斌助 印

文部大臣

橋本竜伍 殿

証明願

別紙物件目録の土地は学校法人立教学院が設置する立教大学および立教高等学校の校地と運動場として使用するものであることを証明して下さい。

使用目的 1. 登録税免除申請

2. 固定資産税免除申請

〔略〕

後記物件の表示（売渡証書写）七十五葉は、原本と相違ないことを認証します。

昭和三十四年四月^{〔ママ〕} 日

学校法人 立教学院

理事長 八代斌助 印

〔注〕1959（昭和34）年5月14日付で「校管第四の六三号 右証明する 文部省」の文書がある。

〔証明願〕1959（昭和34）年4月

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

（2）大学の一部移転の経緯

資料1 〔東武鉄道と地元の反応〕〔1971（昭和46）年〕

時価30億円の この土地

13年間遊んでる

立教、進出せず

提供の地主と東武 思惑はずれてヤキモキ

時価三十億円の土地が東京の近郊で、十三年も眠り続けている——所有者は立教学院（河西太一郎理事長、東京豊島区西池袋三の三四）。沿線の発展を願った東武鉄道が、地主を口説いて提供したもののだが、おきまりの財政難に加えて学生騒動で、高校を移転しただけで大学まで手が回らず、放置したまま。ベッドタウン化で地価は天井上がりして三十億円にもなった。学園都市誘致の思惑がすっかりはずれた東武と旧地主たちは「一体、大学には誠意があるのか」とぼやいている。

〔略〕

〔注〕この新聞記事（切抜き）には、「毎日新聞社機ジェットハンターから写す」という写真のキャプションと、「毎日新聞 昭和46年3月23日」との書込みがある。

〔『毎日新聞』毎日新聞社 1971（昭和46）年3月23日〕

[学校法人立教学院本部事務局所蔵]

資料2 東武鉄道の要望書と回答

資料2-1 [東武鉄道の要望書] [1972(昭和47)年]

72東上第379号

昭和47年1月25日

学校法人 立教学院

理事長 松崎一雄 殿

東京都墨田区押上一丁目1番2号

東武鉄道株式会社

取締役社長 根津嘉一郎 印

大学の一部新座市へ移転の件について

拝啓 貴学院益々ご清栄のことと慶賀申し上げます。

さて、標記の件につき去る昭和33年10月締結の「立教学院校舎移転に関する協定書」並びに同年12月29日付の「細目の覚書」について、高等学校は予定どおり移転完了されましたが、大学一般教育学部^(学)については未だ移転が行われておらないため、当社といたしましては所期の目的が達せられず、誠に遺憾に存じております。

この間、昭和46年2月、貴学院事務局長殿と種々お打合せ申し上げましたが、別段の進展も見ず今日に至っております。一方昨今は地元旧地主等の苦情の声もあり、またこれらの経緯について、マスコミの知るところとなり、処理の如何によりましては、何かと今後面倒なことになるおそれもあると考えられるに至りました。

よつて当社といたしましては、この際何等かの善後措置を講じたいと存じますが、貴学院におかれましても、種々ご事情はあるかと存じますが、一日も早くこの協定をご履行される等適当なご処理方を促進されるようご要望申し上げます。

何とぞ当社の意のあるところをお汲みとりいただきまして、本件処理について貴意をご回答賜りたく、併せてお願い申し上げます。 敬具

「大学の一部新座市への移転の件について」1972(昭和47)年1月25日

[学校法人立教学院本部事務局所蔵]

資料2-2 [立教学院の回答] [1972(昭和47)年]

学院発第46080号

昭和47年2月8日

東武鉄道株式会社

取締役社長 根津嘉一郎 殿

学校法人 立教学院

理事長 松崎一雄 印

拝啓 貴社益々ご清栄のことを慶賀申し上げます。

陳者、昭和47年1月25日付、72東上第379号により回答方を求められました、貴社との協定によります「大学の一部新座市へ移転」の件につきましては、未だ協定を実施いたしておりません事につき、関係者一同を代表して衷心よりお詫び申し上げます。

本件につきましては、本学院理事会といたしましては、これまで緊急案件として屢々協議しその実現を企図いたしまして、最も具体的な立案に取り組みましたが、その直後学園紛争の厄にあい、その立案を中断せざるを得ないことになってしまいました。そして全国的な学園紛争は「大学」におけるこれまでの「一般教育」の在り方を根底から考えなおさねばならなくさせられております。

このような事情から更には「大学」そのものの在り方について、すでにご高承のように種々論議が続けられている現在ではありますが、昭和49年度に本学院の創立百周年をむかえるにあたり、その記念事業の一環として貴意にそうべく検討いたすこととしておりますので、大学として立案するものについて該協定を前むきに解決する方向で考慮する方針といたしております。

以上のような状況から協定の実施についてご回答が延引いたしておりますが、何とぞ諸般の事情ご賢察くださいませ協定の実施につきご猶予賜わりたく、ここに事情を具してお願い申し上げます。

敬具

〔立教学院の回答〕1972（昭和47）年2月8日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料3 「立教大学 新座市に一部移転」[1988（昭和63）年]

立教大学 新座市に一部移転

2、3年メドに具体化

学科新設も合わせて検討

学校法人立教大学（^{マツ}浜田陽一^{マツ}総長）は、本校キャンパスの一部機能を埼玉県新座市内にある立教高校隣接敷地内に移設するよう理事会で正式に決めた。二 - 三

第1章 立教学院

年をメドとして移転させる学科・機能などを選定するほか、同時に建設工事にも着手する方針だ。将来的には学科新設などについても検討を加える。都心大学の郊外移転が進む中、立教大学でも二十数年来、新座キャンパス問題が懸案となっており、同校では学部^(マ)長会議を中心に具体的作業を行う。移転機能が決定すれば、用地の確保が不必要なだけにスムーズな事業展開が図られる見通しだ。

東京都豊島区内にある立教大学キャンパスは、五学部一七学科からなり、学生数は約一万二千人。都心部にある大学としては、全機能を一カ所に合わせ持つ数少ない大学となっている。しかし校舎の老朽・狭あい化はご多分にもれず深刻な問題となっており全学生数より教室の収容能力の方が劣るのが現状だ。また、クラブ室などの不備問題でも学校側と学生側で解決策が見いだせないでいた。

一方、埼玉県新座市内にある立教高校用地取得の際には、地権者である東武鉄道と立教学院との間で将来的に何らかの大学機能を設置することを条件に契約を結んだ経緯がある。このため東武鉄道は二十数年来、立教学院と立教大学に対して一部施設^(マ)の移転を要望し続けていた。

今回、大学の理事会で決定されたのは、二・三年をメドとして豊島区内の本校機能の一部を、未利用のまま残されている埼玉県新座市の高校キャンパス隣接地内に移設し、何らかの利用を図ること。具体的な学科・施設^(マ)選定は今後の課題となるが、一般教養^(マ)過〔課〕程の一部施設やクラブ施設などが考えられる。

同大学では数年前に、大学の図書収蔵庫機能を新座市内に移して一部機能移転を図っているが、今回の決定により具体的な学生利用施設が新たに誕生することが必至。

〔略〕

『日刊 建設通信』日刊建設通信社〔現日刊建設通信新聞社〕 1988（昭和63）年1月29日 3面

〔国立国会図書館所蔵〕

資料4 新座校地利用実施計画

資料4-1 「理事会「新座校地利用実施計画」を承認」[1988（昭和63）年] 理事会「新座校地利用実施計画」を承認

部長会は、総長から5月11日開催の第5回部長会に提案された「新座校地利用実施計画（案）」について、審議を行ってきたが、6月1日の第8回部長会において、同提案を上限84.8億円の予算で理事会に提案することを決定した。「新座校地利用実施計画（案）」は大筋において、これまでの部長会審議、新座カリキ

ユラム検討委員会の報告等を踏まえる形でまとめられているが、部長会の決定にあたっては、今後とも部長会での審議を尊重し、設計段階などにおいても、各学部、部局等の意向を汲み取るよう努力することなどが確認された。

部長会における上記の決定は、総長から6月10日開催の理事会に提案され、審議された結果、提案どおり承認された。

〔略〕

■「新座校地利用実施計画」の概要

新座校地には主に次のような諸施設の建設が計画されている。

教室（演習室、普通教室、読書室）、特別教室（LL教室、AV教室、コンピュータ教室）、体育館（アリーナ、トレーニング室、その他関連諸施設）、事務管理施設（教授室、事務室、会議室）、福利厚生施設（食堂、教職員・学生用ラウンジ）その他関連諸施設。これらの施設の建設規模は概算で延べ23,700㎡になると見られている。他にグラウンド、テニスコート、バスケットコートなどの屋外体育施設約15,600㎡が計画されている。

〔略〕

『立教広報』〈号外〉 立教大学広報課 1988（昭和63）年6月16日 1面
〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料4-2 「新座校地利用実施計画」について [1988（昭和63）年]

1988年6月23日

学生諸君へ

総長 浜田陽太郎

「新座校地利用実施計画」について

本学は、長年の懸案であった新座校地の有効利用に向け、この度「各学部一年次週一日利用」を具体化させるための「新座校地利用実施計画」を決定いたしました。

この計画の目的は、本学の教学の一層の発展であり、また学生諸君の活動の場の充実であります。ここにその大要を発表し、学生諸君の理解と協力を得たいと思います。

〔略〕

浜田陽太郎「学生諸君へ 「新座校地利用実施計画」について」1988（昭和63）年6月23日

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

第1章 立教学院

資料5 新座校舎の建設

資料5-1 〔起工式〕〔1989（平成元）年〕

新座キャンパス開発計画

建設工事起工式挙行

新座キャンパス開発計画は、埼玉県の建築確認通知書があり、施工会社の決定・契約を経て、着工段階を迎え、4月8日（土）午前10時30分から、新座校地にて同計画建設工事起工式が挙行された。

恩田耕造学院事務局長の司会、西川征士、水谷博彦、斎藤英樹各大学チャプレンの司式、祈禱で進められた起工式では、来賓約100名を含む参列者全員で建設予定地を一周、利光達三学院理事長、八代崇学院長、浜田陽太郎大学総長をはじめ、村尾成文株式会社日本設計事務所常務取締役設計本部長、吉野照蔵清水建設株式会社取締役会長兼社長、淡河義正大成建設株式会社取締役副会長ら設計、施工関係者を交じえての鍬入れが行なわれ、諸施設のつつがない完成を望む祈りが献げられた。

また、起工式に引き続き行われた祝会では、学院理事長、大学総長、村尾成文氏、吉野照蔵氏らの挨拶の後、足立省一郎大学総務部長から建設概要が報告された。

建設概要は以下のとおり。

建設概要

□工事名称 立教大学新座キャンパス開発計画第Ⅰ期工事

□工事場所 埼玉県新座市北野一丁目2番25号

□規模 建築面積 10,808.930㎡

延べ床面積合計 25,562.213㎡

□各棟毎の構造及び規模

1. 教室棟 鉄筋コンクリート造 地上4階、塔屋1階

（教室棟延べ床面積 11,017.506㎡）

（1）普通教室棟 100人教室・60人教室

演習室40人教室・演習室30人教室

（2）特別教室棟 コンピュータ教室・AV（LL）教室

150人・200人・300人教室

（3）管理事務・大教室棟 管理事務室・600人教室

2. 食堂棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階

(食堂棟延べ床面積 3,003.545㎡)

(1) エネルギーセンター (2) 学生食堂

3. 体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

(体育館延べ床面積 11,225.686㎡)

4. 付属棟 鉄筋コンクリート造 地上1階

①弓道場②守衛所③用具庫(1)④用具庫(2)

(付属建物4棟の延べ床面積 315.476㎡)

□工事費

東工区 4,370,700,000円

西工区 2,683,800,000円

植栽 43,000,000円

合計契約金額 7,097,500,000円

(なお、このほかに消費税212,925,000円が加わる)

□工期

着工 1989年4月8日

竣工 1990年3月15日

□設計・設計監理

株式会社 日本設計事務所

□施工会社

◎東工区(教室棟・食堂棟・付属棟) 清水・熊谷・西松建設共同企業体

◎西工区(体育館・付属棟・屋外体育施設) 大成・戸田・東急建設共同企業体

◎電気設備 東光・電設・関電建設共同企業体

◎空調設備 高砂・理研・富士総設建設共同企業体

◎給排水衛生設備 三機・日本エアコン建設共同企業体

◎外構工事 日本舗道・長谷川体育・東亜道路建設共同企業体

◎植栽 東武・小倉造園建設共同企業体

以上

『立教広報』第191号 立教大学広報課 1989(平成元年)年5月1日 1面

[立教大学広報渉外部広報課所蔵]

資料5-2 [竣工式] [1990(平成2)年]

新座キャンパス

竣工感謝式挙行

第1章 立教学院

去る3月31日(土)、午前11時より、立教学院、大学関係者、設計・工事関係者他、報道陣など総勢250名余りが参列、新座キャンパス竣工感謝式が挙行された。

恩田耕造学院事務局長の司会、西川征士、水谷博彦、斎藤英樹各大学チャプレンの司式、祈禱で進められた竣工感謝式は、利光達三学院理事長、八代崇院長、浜田陽太郎総長によりテープに鋏が入れられ扉が開かれた。その後会場を教室棟に移し、チャプレンによる祝禱の後、施工者から利光理事長への工事引渡書の授受、次に施設の大学への移管が行われ、委任状と鍵を添えて利光理事長から浜田総長に手渡された。その後利光理事長、浜田総長より挨拶があり、高橋喜之助新座市長より祝辞が述べられた。それに引き続き建設工事の概要報告、設計関係者、工事関係者らに感謝状が贈呈され、その後会場を食堂棟へ移し、懇親会が開かれた。

『立教広報』第200号 立教大学広報課 1990(平成2)年5月1日 1面

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料5-3 「新座キャンパス 開校記念式挙行」[1990(平成2)年]

新座キャンパス

開校記念式挙行

去る5月12日(土)、午前11時から新座キャンパス体育館Aアリーナにおいて、新座キャンパス開校記念式が行われた。

当日は他大学学長はじめ、文部省、埼玉県庁などの来賓を迎え、本学OB、教職員、報道陣など約2000人もの参列者の盛大な会となった。

〔略〕

『立教広報』第201号 立教大学広報課 1990(平成2)年6月1日 3面

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料5-4 「新座校地 記念碑除幕式」[1990(平成2)年]

新座校地

記念碑除幕式

さる9月14日(金)立教学院新座校地(聖パウロ礼拝堂付近)にて、新座校地記念碑除幕式が行われた。

これは本年4月、新座キャンパス開校を迎えるにあたり、本校地をご寄贈いただいた東武鉄道株式会社に対し、感謝の意を表して本校地の一角に記念の碑を建

立したものである。

〔略〕

記念碑に刻まれた碑文は以下のとおり。

1957年、立教学院が長期発展計画を樹て学校用地の拡張を企図したとき、この計画に深い理解を示された東武鉄道株式会社社長根津嘉一郎氏は、此処、武蔵野の一角、野火止の地を本学院に寄贈された。

1960年、立教高等学校の校舎を建設し、いま立教大学の教育施設の落成をみるにあたり、ここに記念碑を建立し、深甚なる感謝の意を表す。

1990年 5月12日

学校法人 立教学院

『立教広報』第203号 立教大学広報課 1990（平成2）年10月1日 1～2面

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

第8節 立教学院諸聖徒礼拝堂

戦争中閉鎖されていたチャペルは戦後直ちに立教学院諸聖徒礼拝堂として再開された。近隣の池袋聖公会、目白聖公会のような教区教会としてではなく、日本聖公会東京教区主教座聖堂である聖三一教会に所属する礼拝堂として、立教学院の教職員、児童、生徒、学生、卒業生とその家族のための礼拝堂として位置付けられた。高等学校の新座校地への移転に伴い1963（昭和38）年聖パウロ礼拝堂が建設され、さらに1966（昭和41）年小学校の講堂の階上に諸天使礼拝堂が建設されたので、諸聖徒礼拝堂は、学院、中学校と大学の礼拝に主に用いられるようになった。なお1984（昭和59）年立教学院諸聖徒礼拝堂の管理が学院より大学への移行するに先立って、1979（昭和54）年に主日会衆委員会が発足した。

（村田恵次郎・鶴川 馨）

（1）礼拝

資料1 立教学院特禱〔作成年不詳〕

PRO DEO ET PATRIA

立教学院特禱

智慧と光の源なる全能の神よ。主の聖旨に依りて建てられたる立教学院を照覧し、各部の教育を祝し給へ。願くは、教ふる者も教へらるゝ者も共に、遡りて智慧の元なる主を知り、主の智慧に依りて我等のうちに備へられたる永遠の道を見出し

第1章 立教学院

之に則ることを得させ給へ。真理と道なる主イエス・キリストに依りて冀がひ奉
つる アアメン (佐々木鎮次主教)

〔立教学院特禱〕〔作成年不詳〕

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 〔チャペルの礼拝と宗教活動〕〔1949 (昭和24) 年〕

チャペルの礼拝及宗教活動概略

- 一、別表の如くチャペルでは毎日礼拝が行なわれている。特に朝七時より行なわれる聖餐式は一年中行われて居る。始業礼拝は授業のある日には必ず八時より行なわれている。礼拝の時間に遅れてもよいから出席する様に。
- 一、洗礼希望者はチャプレンに申出て、洗礼準備会に出席する様に、洗礼準備会は志願者の便宜のため時間を異にして各チャプレンによつて行なわれている。按手希望者も同様
- 一、チャペルでは体育会、文化会各部の入部宣誓式、優勝感謝礼拝、部室落成式、ユニフォーム祝福式、精神講話等、喜こんで御要請に応ずる。
- 一、チャペルには聖歌隊、アコライト、聖ヨセフ会、オルター・ギルドの四団体がある。聖歌隊はプランスタッド教授指導の下に月、金の二日、宗教音楽訓練をする。アコライトはチャペル一切の聖式に奉仕する。聖ヨセフ会はチャペルの宗教活動の為、一切の整備をする。オルター・ギルドは教職員の夫人、及び、女子学生にて組織され、祭服の製作、手入れをする。これら四団体は諸君の加入を待つて居る。
- 一、チャペルには聖徒アンデレ^(マ)同胞会、及び、Y M C Aの伝導活動団体がある。聖徒アンデレ同胞会には、七つのチャプターが有り、二百名余の会員を持つて居る。Y M C Aも多数の会員を持つて居る。キリスト教に関心を持つ学生諸君は、これ等、何れかの団体に加入する事を、おすゝめする。

主日礼拝

早禱・聖餐式 午前 七時

誦詠聖餐式 午前 九時

誦詠聖餐式 午前十時半

週日礼拝

早禱・聖餐式 午前 七時

(但し水、金は聖餐式のみ)

始業礼拝 午前 八時

月 聖書講話 佐々木総長
 火 教会史 後藤チャプレン
 水 誦詠早禱式
 木 教理講話 菅教授
 金 誦詠早禱式
 土 英語礼拝 エディー司祭
 午禱代禱 午後 零時
 晩禱 午後 四時

〔略〕

〔注〕 この資料は、「チャプレン会記録」に添付されたものである。

〔チャペルの礼拝及宗教活動概略〕〔1949（昭和24）年9月〕

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料3 チャペルに於ける一週間の行事〔1954（昭和29）年〕

チャペルに於ける一週間の行事

日曜礼拝	聖餐式及早禱	午前七時
	聖餐式（中学校／さゆり会）	午前九時
	誦詠礼拝（大学）	午前十時半
週日礼拝	早禱聖餐式（毎日）	午前七時
	始業礼拝（毎日）	午前八時
	（月）総長聖書講義	
	（火）教会歴史 後藤チャプレン	
	（水）誦詠礼拝 ブランスタッド氏指揮	
	（木）教理講話 菅 円吉教授	
	（金）誦詠礼拝 ブランスタッド氏指揮	
	（土）外人宣教師講話	
代禱	（毎日）	正午
午禱	（毎週）	午後 十二時十五分
	（月）高等学校礼拝	
	（火）教会音楽講話辻教授 グリークラブ参加	
	（水）祈禱会 Y M C A 竹田チャプレン	
	（木）英語礼拝 英語会主催	
	（金）体育会 B S A 伝道講話	

(2) 組織

資料1 〔洗礼志願式・聖洗式〕[1946(昭和21)年]

1946.

昭和二十一年度 洗礼志願式

	氏名	式年月日	司式者	備考
1	伊藤千恵子	昭21. 12		
2	渋井 和子			
3	鈴木 康弘	昭21. 11. 10	竹田鉄三	学
4	諏訪 節男	〃. 〃. 〃	〃	29.8.22.小金井聖公会へ/〃
5	今宮 良治	〃. 〃. 17	〃	30.8.18.諸聖徒教会
6	岡野 守孝	〃. 12. 1	〃	中卒. 聖マーガレットへ(昭24. 5. 31/24. 12. 月再び入籍)
7	加藤 政勝	〃. 〃. 〃	〃	立中卒. 〃 (昭24. 5. 31)
8	青木 久雄	〃. 〃. 〃	〃	立高
9	細田 栄一	〃. 〃. 〃	〃	〃
	兼子 和夫			
10	上田喜四郎	〃. 〃. 8	〃	〃
11	後神 文男	〃. 〃. 〃	〃	〃
12	斎藤 光行	〃. 〃. 〃	〃	〃

〔注〕下の表につづく

1946.

聖洗式

教名	式年月日	司式者	教父母
マリア	昭21. 12. 21	西村敬太郎	
アグネス	〃. 〃. 〃	竹田鉄三	小川徳治・南忠子
フランス	〃. 〃. 24	西村敬太郎	佐々木順三・同夫人. 矢沢信夫
ヤコブ	〃. 〃. 〃	〃	〃 〃 〃
アウグスチン	〃. 〃. 〃	竹田鉄三	〃 〃 〃
マタイ	〃. 〃. 〃	〃	鈴木武男 小林保 同夫人
ポーロ	〃. 〃. 〃	〃	〃 〃 〃
マッテア	〃. 〃. 〃	〃	〃 高橋昊 〃
ピリポ	〃. 〃. 〃	〃	〃 〃 〃
ヨセフ	〃. 〃. 〃	〃	高橋昊 小林保 小林夫人
ジョン	〃. 〃. 〃	〃	〃 〃 〃
バルナバ	〃. 〃. 〃	〃	〃 〃 〃

〔略〕

〔洗礼式控 洗礼志願式〕

〔立教大学チャプレン室事務課所蔵〕

第1章 立教学院

資料2 杉浦義勝「立教チャペルとその母教会」[1951（昭和26）年]

立教チャペルとその母教会

杉浦義勝

チャペルの定義は申すまでもなく、学校に附属の礼拝堂で、教会ではありません。大学、高中、小学校その他立教学院の教育諸機関の教職員、学生、その父兄と関係者が共に神を礼拝し司祭様たちの、説教を通して神の声を聴き、聖餐をいただき神を讃美し、神に祈り、感謝し、懺悔して、学院関係者全員が立派な信徒になろうといそしむところが私達のチャペルです。従つて、それに直接属する者でも聖公会会員としては、教区その他聖公会としての責任をはたすために、立教チャペルの母教会である東京聖三一教会（司祭、秋山基一師）の教会員である事を忘れてはならないでしょう。

ファザー竹田が口癖に言われるように、神学院が聖職を世に送り出す如く、チャペルは多くの学生その他学校関係者の信徒を世に送り出すところです。学校に居る間は一般に聖三一の教会員ですが、在学中でも既に他の教会に属する人もあり又卒業して後それぞれの教区の教会に属するようになりましょう。何れにしろ立派な信徒を世に送り出すのがチャペルの大きな任務です。

毎月第一主日に聖三一で開かれる委員会に初めて出席して、母教会の皆様喜んで頂き、色々のお話をうかがつて、私達がチャペルのことだけでなく、聖公会信徒としてなす可き務の多くあることを知りました。例えば、每日一円献金のこと、母教会の方々と神による親交のことなど、ひいては御国拡張のはたらきの一端をになう覚悟を要するのではないのでしょうか。聖三一を母教会とするのは立教と聖路加とです。これ等が一体となつて、学問の教育、病めるものの治療、それ等が神の御栄をあらはすもとなるように、母教会に強く結ばれてこそ、神に主権をおく私達に一層の力が与えられると思います。

私達めいめいは総てのことができるとは行きませんが、何かしらできるものを持つて居ます。そのことができることをどんなに些細な事でも喜んで致しましょう。ただすると云うのではなく神の栄光のために致しましょう。皆が気をそろえて。宗教 Religion の語源 Religiou は結び合うの意です。「あなたの靴に穴があると私の足は冷い」と云う諺があります。

『CHAPEL NEWS』第2号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1951（昭和26）年7月1日

5～6頁

[立教大学チャプレンス室事務課所蔵]

資料3 [公告 昭和26年度チャペル委員] [1951 (昭和26) 年]

公告

昭和二十六年年度のチャペル委員を左の方々に委嘱しました。

その働きの上に主の御祝福を祈ります。

有賀千代吉
江川 徹
小川徳治
越森寿美
佐々木順三
佐々木喜市
沢井正治
杉浦義勝
高橋 昊
伊達宗浩
長沢滝子
福島震太

尚チャペル委員会は毎月第二主日礼拝後チャプレン・ハウスに於て行はれています。

『CHAPEL NEWS』第1号 立学院院諸聖徒礼拝堂 1951 (昭和26) 年6月1日
3頁

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

資料4 [主日出席者数 4月、5月] [1951 (昭和26) 年]

四 月		一ヶ月 総出席者	一ヶ月 総陪餐者	主日平均 出席者	主日平均 陪餐者	五 月		一ヶ月 総出席者	一ヶ月 総陪餐者	主日平均 出席者	主日平均 陪餐者
		女	一七六	八六	三五		一七		女	一七〇	一〇四
	男	三四四	二五五	六九	五一		男	三〇七	二二五	七七	五六
	計	五二〇	三四一	一〇四	六八		計	四七七	三二九	一一九	八二

『CHAPEL NEWS』第1号 立学院院諸聖徒礼拝堂 1951 (昭和26) 年6月1日
3頁

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

第1章 立教学院

資料5 「会計報告」[1951(昭和26)年]

会計報告(自昭和二六年一月一日/至同 五月三一日)

立教学院
諸聖徒礼拝堂委員

収 入		支 出	
信施	三四、四五八・九〇	清里清 聖アンデレ教会	一、五〇〇・〇〇
		差引残高	三二、九五八・〇〇
		前期繰越	一七九、四九六・一三
		現在総高	二一二、四五五・〇三
定期献金	一六、〇一〇・〇〇	聖歌隊	五、〇〇〇・〇〇
		聖三一教会	六、〇〇〇・〇〇
		差引残高	五、〇一〇・〇〇
		前年度繰越	一二、六二二・五〇
		現在総高	一七、六三二・五〇
特別献金	七、一〇〇・〇〇		三、八九〇・〇〇
		差引残高	三、二一〇・〇〇
		前期繰越高	一〇、九六八・〇〇
		現在総高	一四、一七八・〇〇
経常費 (学院補助)	三七、二四三・五〇		三七、二四三・五〇
		差引残高	—————
計	九四、八一二・四〇		五三、六三三・五〇
		差引残高	四一、一七八・九〇
		前期繰越高総計	二〇三、〇八六・六三
		現在高総計	二四四、二六五・五三

会計 小川徳治

『CHAPEL NEWS』第1号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1951(昭和26)年6月1日

4頁

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

資料6 伊達宗浩「チャペル・ニュース発刊の頃のことども」[1961（昭和36）年]

チャペル・ニュース発刊の頃のことども

伊達宗浩

ちょうど、ひと昔になる。戦後の影のまだ濃い時代であった。

竹田ファーザーが藁でしばった沢庵をブラブラさせながら立教通りを歩いてくる風景はもう見られなくなっていたが、駅前の大通りには夜の女が群っていて、外出の際には、駅に着くまでにひと苦労したころのことである。

今は中学校の体育館が建つというので、取りこわしの遠命(マ)にあるチャプレン・ハウスに竹田・岩井両チャプレンが住んでいた。

そこに私が居候をしていたのである。居候といっても、ちゃんと食費の分担金は払っていたので一向に遠慮はしなかった。昼となく夜となく、いろんな人が出入して、ちょっとした梁山泊の感があった。

チャペル・ニュースは、そんな雰囲気の中で芽生えていったと記憶している。今から考えてみると、その後の熱の入れようからみても発想者はおそらく竹田ファーザーであったのだろう。ただ、その頃はお喋りに忙しくて、なかなか実現しなかった。そのうちに岩井チャプレンが渡米されて、話し相手をなくして温和しくなっていた私とその編集者に仕立て上げられてしまったのである。

今でこそ毎日活字を眺めっこをして8Pだの五号だのと、聞いたふうな口をきいているが、何しろ活字を扱ったのはこれが最初であった。そのころ私はもうチャプレンハウスを出て、ウィリアムス館に住んでいた。そのウィリアムス館も今ではテニスコートになってしまっている。館生であった塩田敏雄君が高校時代に学校新聞の編集をしていたということで、殆んど彼が編集の方をやってくれた。その後、吉岡敏夫、笠井剛君などが手伝ってくれた。私自身は何をやったのかよく憶えていないところをみると、手伝ってくれたというより、彼らが全部やってくれたのだろうと思う。

原稿は竹田ファーザーが殆んど引きうけてくれた。費用は千部印刷で四千元だったと記憶している。確か小、中、高、大から千円づつの寄附をいただいて賄ったと記憶している。この寄附も竹田ファーザーが交渉してくれたと憶えている。こう書いていると、私はいったいチャペルニュースのために何をしたのだろうと、自分でも首をかしげざるを得なくなってきた。これでは創刊者として何か書けとのご注文(マ)の原稿ができ上らないので薄ぼけた記憶の断辺を辿ることにしよう。

第1章 立教学院

今ではチャペルニュースという立派な名前が和田平三郎画伯の美しいデザインで五段1/5のスペースに納まっているが、創刊当時は、この印刷物は名なしであった。ただチャペルのニュースを知らせるものだということから、各ページの上にチャペルニュースと英語で刷りこんだ。

ニュースはいわゆる世俗の意味のニュースとグッドニュース、福音という意味の両方を含ませたつもりであった。第一に特定の名前をつけることは、この印刷物の将来の在り方を決定づけるような気がしたし、これが一粒の麦となって、将来チャペルの文書伝道が大きく成長したときに、それに相応しい名前をつければよいと考えたからである。それに従来の経験からみても、教会のこの種の印刷物は永續きしないのが例で、ガリ版チャーチなどと悪口をいわれているくらいである。出す以上は立教学院諸聖徒礼拝堂の名に恥じないものにしたいと願った。

願ったものの、なかなかその通りにはならないものである。しかし当時のチャペルニュースを眺めてみても、編集技術は別として今日のチャペルニュースにまで成長する片鱗は充分にうかがえると今でも自負している。

鉄神父雑話などは創刊号から続いている。涼蔭公会秘話から閑話休題、鉄神父談議、鉄神父雑談と変せんして八号で鉄神父雑話に落ついた。以来、ファーザーは書き続けておられるわけでよく種がつかないものと敬服している。

私は十三号の編集を終わって渡米した。そして十四号からこの名なしの印刷物にチャペルニュースという題字が大きく刷り込まれるようになった。私は私の持場を走り終ったと思っていたのである。ところが渡米してから、このチャペルニュースの有難さをしみじみと味うことになってしまった。

私のいたミネソタ州ミネアポリス市には日本人合同教会があった。各教派合同で会衆は五十才から七十才ぐらいの一世のおぢいさん、おばあさんが五十名余り、何をおいても教会の集りには顔を出そうという熱心な方々ばかりである。主任牧師は現在ジュネーブのW C Cで活躍されている北川台輔師であった。北川師は教会の仕事ばかりでなく、ミネソタの知名人としてアメリカ人社会においても非常な活躍をされ、私設日本大使の感があった。渡米後一年近く経ってから私は主教事務所と呼ばれて当時のミネソタ教区主教キーラー博士からレイリーダーのライセンスをいただいた。多忙な北川師を助けるようとのことである。教会は主日の外、毎週水曜日に家庭集会があった。山と積まれた宿題をかかえ、小遣稼ぎのアルバイトをせねばならず、土曜日の晩は教会の週報の原稿を書き、ガリ版を切り、日本人留学生とのウィークエンドのおつき合いを楽しみ、朝の二時過ぎに寝て、六時半には起きて週報を印刷して朝の礼拝に間にあわせるという生活にこんどは

家庭集会の司会をし奨励をしなければならなくなった。それに月の二回は主日の司式、説教まで受もつことになってしまった。甚だ有難いことで、今考えれば得難い勉強をさせてもらったと感謝しているが、当時は全くつらかった。私の貧弱な信仰と知識ではどうにもならないのである。

英語の本で人に話しの出来る程勉強している時間はとてもない。毎月送られてくるチャペルニュースが唯一の頼りになってしまった。忙がしさにまぎれて余り読まなかった古いのから繰返し繰返し、熟読^[マツ]頑味した。大須賀先生に共鳴し、流麗な筆の流れに頭を垂れたのも、有賀先生から話の種をひろったのもその頃である。チャペルニュースがなかったら、私は恐らくノイローゼにでもかかっていたかキーラー主教にレイリーダーのライセンスを返上にいったことであろう。

そのチャペルニュースが百号を迎えるという。うれしいことだ。

できるならば二百号にも創刊者として原稿を書いてみたいものなどと秘かに慾ばった考えをいだきながら、この名なしの印刷物を今日のチャペルニュースにまで育て上げて下さった多くの方々と、(ただとはいえ) 変らざる愛情をもってご愛読下さっている読者の方方にお礼を申し上げたい。

(立教大学広報課長)

『CHAPEL NEWS』第100号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1961(昭和36)年6月25日 10~11頁

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

資料7 立教学院諸聖徒礼拝堂 主日会衆の使命と将来について [1978(昭和53)年]

立教学院諸聖徒礼拝堂 主日会衆の使命と将来について

——主日会衆委員選出の提案——

ここ数年来、毎月定期的に開かれる信徒の集い、毎夏軽井沢で催されてきたチャペル・キャンプで、立教学院諸聖徒礼拝堂(チャペル)主日会衆の在り方とその問題点について考え続けてきました。チャプレンと信徒は、共に祈り、問題を考えてくる間に、ひとつの共通の理解が生まれてきました。それは次のように要約できると思います。

主日会衆とは何かという問題があります。チャペルに教籍が置かれ、毎主日に礼拝堂に信徒が集まり、礼拝を献げることの意味は何でしょうか。

聖餐式中の代禱「全公会のため」の祈りの中で、「また主の民、ことにこの会衆」の後に立教学院のすべての教員、職員、学生、生徒、児童、卒業生と夫々

第1章 立教学院

の家族及びすべての立教関係者」と加えて祈ることに象徴されるように、チャペル主日会衆は小学校から大学まで、この学び舎で、教える者、学ぶ者、働く者、その家族、卒業生（将来のそれも含めて）、立教にかかわるすべての人々のためにある教会といえるのではないのでしょうか。それぞれの学校で、夫々のグレードに応じて、キリスト教に基づく教育が、週日の教育の場で行なわれています。キリスト教々育は教室だけのものではなく、課外活動の場でも、家庭においても、生活のあらゆる局面にわたって行われるべきものであって、キリスト教々育にかかわるすべての人々の生活が、主日に、礼拝堂の祭壇に捧げられるのではないのでしょうか。

従って、チャペルは池袋聖公会のように、池袋という地域に対して福音的責任をとる教会ではなく、立教という教育の場に対して責任をとる教会であって、構成原理を異にするものと考えられます。教区内各個教会（パリッシュ・チャーチ）は、そもそも地縁的な原理で構成されたのに対して、立教チャペルは、教育の場という機能的な原理で構成されたのです。言い換えれば、チャペル主日会衆の隣人は、先づは池袋の地域住民ではなく、立教に連なるすべての人々なのです。その意味で、チャペルが立教の中心であり、象徴であり、その使命（ミッション）は、立教のキリスト教教育をささえ、生活化して、キリスト教教育を受けた人材を社会に送り出し、かつまた全聖公会に対して、人材（聖職者・信徒）を送り出すことにあると考えます。そしてチャペル主日礼拝と会衆は、立教のキリスト教教育の成果を具体化し、充実に向かわせるために欠くことのできない場であると考えます。

このようなチャペル主日会衆のあり方は、今までどれほど自覚的であったかは別としても、私共の先輩のチャプレンや信徒が担ってきた輝かしい伝統であったと考えます。チャペル主日会衆は、いわゆるパリッシュ・チャーチへの道を歩むものでもなく、週日のキリスト教活動にのみ限定した、狭い意味でのチャペルにひきこもろうとするものではありません。

主日礼拝とその会衆は、立教の教育の重要な成果であると共に、礼拝・聖餐の執行という教会（聖公会）の働きを行い、その何れを切り捨てても生命を失う関係にあります。そして、聖公会によって基をすえられた立教と共に、チャペル主日会衆は日本聖公会東京教区に対して、ひいては日本聖公会全体に対して、福音的責任を負い、貢献していかなければならないと考えます。

主日会衆は“教育の場に形成された「教会」、”“学校と教会の接点”という独自のあり方を明確に再確認したいと決意したわけです。

もちろん、礼拝は、すべての人に開かれたものであり、どなたでも礼拝に参加していただきたいと願っています。またそのように自由に礼拝に参加し、また信徒も心から暖かく求道者を迎えることが、チャペルの古くからのよい伝統でした。しかし、チャペルに教籍を置くということは、立教のキリスト教の宣教に貢献するために責任を持ってかかわることでもあります。それはもちろん、「わたしたちは、それぞれ異なった賜物を与えられていますから」、その賜物に従って、「もし、それが預言であれば、信仰の程度に応じて預言をし、奉仕であれば奉仕をし、また教える者であれば教え、勧めをする者であれば勧め、寄附する者は惜しみなく寄附し、指導する者は熱心に指導し、慈善をする者は快く慈善をするべきである」（ロマ人への手紙第12章6～8）とあるように、祭壇に仕える人、礼拝で聖書を読む人、歌をもって奉仕する人、子供に福音を伝える人、祭服を修理し、お茶の接待をする人、礼拝堂入口で仕え、案内する人、初めて来た人の世話をする人、献金でチャペルの働きに参加する人、会衆の代表として労をとる人、或いは特別な働きを持たなくとも熱心に祈る人、それぞれがチャペルの使命と責任を自覚しつつ協同することにほかなりません。それによって、教育の場に形成された「教会」が充実し、そこから人材が社会に、教会にと出ていくこととなるでしょう。

チャペル主日会衆は以上のように、自己規定したのですが、その場合これまでの主日会衆に欠けていたものがあつたことを痛感しました。主日会衆の有志の働きは確かに盛んではありましたが、主日会衆全体としては、責任を持つ体制が欠如していました。教籍が1,000名を越える現状で、それにふさわしい意志決定機関も執行機関もありませんでした。従って、今後の主日会衆の問題をひとつひとつ解きほぐし、その働きを盛んにしていくために、主日会衆の総意による「主日会衆委員会」（パリッシュ・チャーチの教会委員会に準ずるもの）を正式に発足させたいと考えました。将来、東京教区との関係を明確にすることを射程に入れて、日本聖公会の法憲法規（別紙参照）にもかなうような形式で、さしあたって、明春4月15日のイースターに信徒総会を開き、主日会衆委員の選挙を行いたいと願っています。

立教チャペルに教籍を置く方々、主日礼拝に参加している皆さん。どうぞ上記の主旨を御理解くださり、主日礼拝とその活動に積極的に御参加くださるようにお奨めします。

1978年12月15日

チャペル主日会衆信徒の集い小委員（氏名はABC順）

飯田徳昭（チャプレン）・片岡 剛・木滑宏子・久保貞吉・黒田哲朗

第1章 立教学院

宮崎尚志・水越 光・村岡 明（チャプレン）・西村哲郎（チャプレン）
大郷 博（チャプレン）・高木祥光・田中成幸・遠山隆夫（チャプレン）
鶴川 馨・矢沢信夫（チャプレン）

〔注〕この資料は「チャペル会衆委員記録」に添付されたものである。

「立教学院諸聖徒礼拝堂 主日会衆の使命と将来について」1978（昭和53）年12月15日

〔立教大学チャプレン室事務課所蔵〕

資料8 〔主日会衆委員会第一回記録〕〔1979（昭和54）年〕

主日会衆委員会議事録

昭和54年4月22日午前11時30分

於、第1会議室

〈出席〉鶴川、奥、川田、木滑、久保、黒田、高木、波多野、広沢、宮城、村岡、
（欠：片岡 田中 宮崎）

- 〈議事〉
1. 議長、書記指名。
 2. 委員、役割分担の件。
 3. 本年度、チャペル・キャンプについて。
 4. ラムゼイ主教歓迎の件。
 5. 委員組織成立、通知の件。
 6. 定例委員会について。

〈協議、決議事項〉

1. 議長は主任チャプレンが、任に当る。書記は、後日、2名を選ぶこととし、本日は仮に広沢委員が担当する。
2. 次の4小委員会を設け、分担する。（◎印、委員長）
 - （1）総務、◎鶴川、木滑、久保、広沢
 - （2）財務、◎田中、鶴川、川田、黒田、高木
 - （3）渉外、◎黒田、鶴川、田中、高木、宮城
 - （4）宣教、◎久保、奥、片岡、波多野、宮崎
3. 宣教委員会が中心となって計画立案する。4月27日午後5時30分に協議、原案を次回定例会に提出する。
4. 5月13日（日）礼拝の説教者としてお迎えするので、礼拝後、歓迎パーティ（サンドウイッチと紅茶など）を持つ。環状線グループへの呼びかけ、場所などについて、総務委員会が担当する。

5. 教区に対して矢沢チャプレン、黒田委員、学院に対して村岡チャプレン、鶴川委員が説明にあたる。財務を中心とする学院との話し合いと事前協議のため、4月27日午後6時より、財務・渉外委員会を開く。
6. 原則として毎月第1日曜礼拝後、昼食を共にして開く。次回は5月6日（日）。—以上—

〔主日会衆委員会議事録〕

〔立教大学チャプレン室事務課所蔵〕

資料9 立教学院諸聖徒礼拝堂の大学への管理移行措置に関する合意事項 〔1984（昭和59）年〕

立教学院諸聖徒礼拝堂の大学への管理移行措置に関する合意事項
趣旨

立教学院諸聖徒礼拝堂は、立教学院の建学の精神を支える精神的中枢の象徴であり、またその活動の場である。今後もこの位置づけに変わりはないが、同礼拝堂の建物及び付属施設の維持・管理に万全を期し、また人員の配置及び業務の遂行に一貫性をもたせる上で、学院本部から大学に管理を移行する方が望ましいとの認識に達したので、理事会は以下の措置をとることを承認した。

1. 諸聖徒礼拝堂（以下「チャペル」という）は、学院（各学校を含む）全体の礼拝その他の活動に提供され、その運営については学院チャプレン会がこれにあたる。
2. 諸聖徒礼拝堂の職員は大学に移籍し、その勤務については、チャペルの特殊性を考慮し、実情に即した業務形態を認める。
3. チャペル及びチャペル会館の建物及び付属施設の維持、管理、修繕等の責任はすべて大学が負担する。
4. チャペルの献金は別途会計とし、詳細については別に定める。

〔注〕本資料は1984年（昭和59）年3月9日開催の学校法人立教学院第432回理事会において、議案添付資料第9として提出されたものである。原本は「学校法人立教学院理事会議事録（添付資料）第二冊（下）一九八三（昭和五十八）年度 第四二四回～第四三三回」に収められている。なお、この合意事項は同年3月23日に開催された第433回理事会において最終確認の上決定された。

「立教学院諸聖徒礼拝堂の大学への管理移行措置に関する合意事項」1984（昭和59）年3月9日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

第1章 立教学院

(3) 立教学院聖パウロ礼拝堂

資料1 立教学院聖パウロ礼拝堂聖別式式文 [1963 (昭和38) 年]

《表紙》

立教学院聖パウロ礼拝堂聖別式式文

昭和三十八年四月二十五日 (木) 午後零時三十分
立 教 学 院

一、聖歌 第三百三番

[略]

○定例会衆は堂の外で主教と他の聖職を迎え、立教高等学校長は主教に言う。
師父よ、この立教学院聖パウロ礼拝堂を聖別せんことを願う。

○主教は言う。

願いのごとくこの立教学院聖パウロ礼拝堂を聖別すべし。愛する兄弟よ、父と子と聖霊なる全能の神われらとともにいまして、我らのささぐるこの堂をきよめたまわんことを祈るべし。

主よ、変らざる恵みにて我らにさきだち、絶えざる助けにて我らをともない、何事をなすにも始めより終わりまで主にたより、御名の栄光をあらわし、ついに限りなき命に至ることを得させたまえ。主イエス＝キリストによりてこいねがい奉る。 アーメン

○主教は他の聖職と次の詩を唱えながら堂の外側をめぐる。

司式者 神の恐るべきさまは || その聖所よりあらわる

一、詩 六十五篇

[略]

会衆 神の恐るべきさまは || その聖所よりあらわる

○主教は堂の入口に立つて言う。

とこしえにいます全能の神よ、主のいまさざる所なく、主の働きたまわざる所なし。願わくは主の建てたまいしこの堂をまもり、悪の力を退け、常に聖霊の働きによりて御心にかのう礼拝をささぐることを得させたまえ。主イエス＝キリストによりてこいねがい奉る。 アーメン

○主教は牧杖の石突きで堂のとびらを三度たたいて言う。

門よ、なんじらのこうべを挙げよ。とこしえの戸よ、あがれ、栄光の王いりたまわん

○立教高等学校事務長、堂の内から言う。

栄光の王はたれなるか

○主教は言う。

力を持ちたもうたけき主なり、戦いにたけき主なり。万軍の主、これぞ栄光の王なる

○主教はまた言う。

開けよ、開けよ、開けよ

○立教高等学校事務長は内からとびらを開いて言う。

これぞ主の門なる。正しき者は内にいるべし

○主教は牧杖で入口に十字架の形をしるして言う。

平安この堂に、又すべてここに入る者にあらんことを、父と子と聖霊の御名によりて アーメン

○次に左の詩を唱えながら、主教と他の聖職は聖所の入口まで進む。会衆はこれに従つて堂に入る。

司式者 ほむべきかな || 主の御名によりてきたる者

一、詩 百二十二篇

[略]

一、聖霊を求むる歌

[略]

一、嘆願 (省略することもある)

[略]

○主教は立つて左の願いを唱える。

主教 願わくはこの堂を祝し、御使いに命じて守らしめたまわんことを

会衆 主よ、ききたまえ

主教 願わくは御名の栄光のために、この堂と祭壇を祝しきよめたまわんことを

会衆 主よ、ききたまえ

[略]

一、詩 五十一篇

[略]

一、祭壇の聖別

[略]

一、洗礼盤の聖別

[略]

第1章 立教学院

一、洗礼を受くる者のため

[略]

一、聖書台および説教壇の聖別

[略]

一、罪を懺悔する者のため

[略]

一、堅信式を受くる者のため

[略]

一、聖婚式をあぐる者のため

[略]

一、聖餐を受くる者のため

[略]

一、この聖堂にて祈るすべての人のため

[略]

○次に主教は牧杖を左手に持つて至聖所の入口に立ち、会衆に向かつて言う。

「アーメン」は主教だけが言う。

神の公会にて我にゆだねられし權威により、この堂を神にささぐ。今より後この聖堂を世俗の用に供せず、神によりて清められし物は、公会の礼拝と聖奠のために用いらるるなり。我いま父と子と聖霊の御名によりて、この堂の聖別せられしことを宣言す アーメン

(○主教は座につき、一人の司祭に聖別の証を朗読させ、終われば立つてこれを祭壇の上におき、会衆に向かつて言う。)

[略]

一、聖パウロ改心日特禱

[略]

一、立教学院特禱

[略]

一、祝禱

一、聖歌 第三百番

[略]

〔立教学院聖パウロ礼拝堂聖別式式文〕1963（昭和38）年4月25日

〔立教大学チャプレン室事務課所蔵〕

資料2 聖別の証 立教学院聖パウロ礼拝堂 [1963 (昭和38) 年]

聖別の証

立教学院 聖パウロ礼拝堂

父と子と聖霊の御名によりて アーメン。

神の允許により日本聖公会北関東教区主教たる我 前記の聖堂たる建物^(マ)は成規の
手続を経て永久に礼拝の用に供されたることを承認し恭しく全能者の祝福を祈り
この堂を聖別す 自今世事に使用せず日本聖公会の制規に従い公禱聖奠その他諸
式を行い全能の神に奉事する所とす

教主降世一千九百六十三年 我が聖別の第十七年四月二十五日福音記者聖マル
コ日 我が名を署し印を捺して聖別の証とす

日本聖公会

主教ヨハネ大久保直彦 印

北関東教区

「聖別の証 立教学院聖パウロ礼拝堂」1963 (昭和38) 年4月25日

[立教高等学校所蔵]

資料3 「チャペル紹介—立教学院諸天使礼拝堂」[1967 (昭和42) 年]

—チャペル紹介— 立教学院諸天使礼拝堂

立教学院に新しいチャペルがまた一つ誕生した。昨年三月末に着工した立教
小学校の新校舎第四期工事の一部としてその四階に建設され、八ヶ月を要して昨
十二月初旬に完成したものである。主として立教小学校の児童・教職員・父兄方
の祈りの家として用いられることになっている。

昨年十二月十九日、東京教区主教後藤真師父の司式により献堂式が行なわれた。
チャペル内部は近代様式による設計で、会衆席は約四百名収容出来る。天使のよ
うな幼な子たちの祈りの家となるように、遠山チャプレンの発案で「立教学院諸
天使礼拝堂」と命名されている。その名にふさわしく、彫刻家の三坂耿一郎先生
設計による祭壇の燭台は天使のともしび、和田平三郎画伯デザインのステンドグ
ラスは天使の像である。

このチャペル建設は、立教小学校の酒向誠校長の大きな尽力と、教職員・父兄
の物心の後援によって完成されたものである。

『CHAPEL NEWS』第156号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1967 (昭和42) 年2月25

日 11頁

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

第1章 立教学院

(4) 立教学院教会音楽学校

資料1 立教学院教会音楽学校規則 [1947 (昭和22) 年]

立教学院 教会音楽学校規則

第一条 教会音楽学校は学校法人立教学院内に設置する（昭和二十二年九月十日理事会承認）、日本聖公会に標準頌栄礼拝を確立、普及を目的とする機関である。

第二条 前項の目的を達成するため、教会音楽学校は、日本聖公会諸礼拝用の楽譜を印刷配布、その他必要と認める事業を行う。

第三条 教会音楽学校の運営並学校財産の管理は理事会之に当り、理事及役員を左の通りとする。

名誉理事長（日本聖公会主教会議長）、理事長一名、財務理事一名、
ディレクター一名、理事若干名、書記一名

立教大学総長、学院チャプレン代表一名並に立教学院事務局長は教会音楽学校理事となる。

理事の任期は二年とし、理事長、財務理事、ディレクター並に書記は、理事会において互選する。理事又、役員^(ママ)の重任を防〔妨〕げず。

第四条 教会音楽学校理事会は毎年一回定例会を開き、前年度行事報告、新年度行事予定及び、前年度決算並に新年度予算の審議^(ママ)し、それらの承認、決議をする。

第五条 教会音楽学校所管財産の処分は理事会の決議を必要とする。

第六条 教会音楽学校の運営及常務は、理事長、ディレクター及理事会の選任する若干名の理事之を担当する。

以上

附則

一、本規則は昭和二十二年五月五日理事会に於て、立教学院理事会の音楽学校設置承認を前提として決議し発効するものとする。

一、本規則の変更、改正は理事全員の賛成をもって行う。

(昭和二十二年九月十二日清書、小川徳治)

〔立教学院教会音楽学校規則〕1947 (昭和22) 年9月12日

〔立教大学チャプレン室事務課所蔵〕

(5) パイプオルガン

資料1 高橋 秀「オルガン設置の経過一私記」[1984 (昭和59) 年]

オルガン設置の経過—私記

高橋 秀

諸聖徒礼拝堂に新しいオルガンの完成する日が近づいている。このオルガンは多くの方々の祈りと尽力の結集によって設置される。数年来、各方面で、心打たれるうるわしいとなみが展開されてきたが、それらを一望に収めることは、恐らくなにびとにも至難であろう。ここでは私の知りえた限りにおいて、設置の経過を簡略に述べておくことにしたい。

旧オルガンは一九二〇年ごろに設置され、第二次世界大戦を経て衰弱し、七二年ごろから使用されなくなっていた。

一九七四年の学院創立百周年を期して、新オルガンを設置する計画がおこされたが、それは不幸にして挫折した。その経過について思い出は多々あるが、ここでは省かせて頂く。その後オルガン設置の要望は高まっていたが、この挫折から出直すには、それ相当の手順をふまなければならなかった。

私の手もとに八〇年十一月十一日付で当時の立大チャプレン長大久保直彦先生からの「パイプオルガン再建に関する懇談会のおしらせ」がある。「主の平安をお祈り申し上げます。さて立教学院諸聖徒礼拝堂からパイプオルガンの音が途絶えて既に久しくなりました。チャペルから朝な夕な流れ出るパイプオルガンの音が立教人に及ぼす影響は大きく、その再建を要望する声が一層広範囲の方々から聞かれるようになりました。今後どのようにこれらの声に答え、またこれらの声を集約して行けるのかを考えるため、従来これにかかわってこられたの方々を中心にお集まり頂き、非公式ながら下記のとおり懇談のひとときを持ちたく、御多用中とは存じますが、御出席下さいますようお願い申し上げます。」この会は十一月二十一日に開かれた。これは文中にあるように非公式の懇談会であったが、今度の設置事業の出発点になったように思われる。同年十二月には学院理事会で新オルガン設置の方針が承認されたとのことである。

この懇談会のあとをうけて、八一年には運動が前進した。四月には機種選定のための会合が開かれた。西村哲郎学院長のもとに、呼びかけを受けたのは、波多野、今井、松平、皆川、長沢、坂西、猿田、高橋、辻、月岡の十名（敬称略）である。この会合で、設置場所、楽器の仕様、製作者の検討がおこなわれた。礼拝堂の中のどこに設置するかについては、三つの可能性が考えられたが、結局、旧器を撤去して、そのあとに設置することに落ちついた。仕様については、三段手鍵盤で二十五ストップを第一案とし、やむをえない場合のためにやや小型の第二案を付した。製作者については、ドイツ、スイス、イギリス、アメリカの計六社

第1章 立教学院

に見積りを請求することになった。各社の見積りが集まったところで、十月に会合を開き、製作者はハンプルク市のベッケラート社を推すことになった。この選択においては、われわれの礼拝堂にふさわしい音響作りに対する期待、機構の仕上げの確かさ、わが国における実績の評価などが根拠となった。

一方ではこの頃までにチャペル関係団体の運動が力強く展開した。八一年十一月二十五日付の「パイプオルガン募金の経緯」によると、チャペル関係キリスト教団体OB・OG会（世話人、渡辺隆司氏）、チャペル主日会衆（代表、鶴川馨氏）、チャペル結婚同窓会（世話人、一宮道彦氏）の三者が、オルガン設置のために募金計画を積極的に練りあげていたのである。

八一年十月二十三日、学院理事会において、西村学院長の提案により、機種選定と募金計画が承認された。募金は、上記チャペル関係三団体、立大校友会、全学院勤務員を基盤とする募金連合会を組織して、学院維持後援会の特別募金として活動をおこなうことになった。八二年五月には「チャペルにパイプオルガンを」と題する募金趣意書が、当時の尾形典男学院維持後援会長から発せられ、また渡辺長谷雄学院理事長の挨拶文が添えられて、設置事業は本格的に展開することになった。

その頃の思い出としては、八二年一月のチャペル関係団体OB・OG連合会の会合のことがある。会は熱気にあふれ、竹田鉄三先生や後藤真先生の呼びかけが印象にのこっている。また八一年十二月二十八日に逝去された塩谷喜久司氏（大学職員）が、今はの際までオルガン設置を心にかけておられたとのことであった。

八二年一月、理事会のもとにオルガン導入準備委員会（委員長、一宮道彦氏）が置かれた。これは同年七月にオルガン建設委員会（委員長、一宮氏）になった。同年十月に、松尾楽器商会を代理者として、契約が結ばれた。その頃ではなかったかと思うが、大久保直彦先生と立ち話をした時、先生が私にいわれた。「今度は大丈夫でしょうな。私の生きているうちにオルガンの音が聴けるかな。」私は大丈夫とお答えしたのを憶えている。先生は八三年四月十日に逝去された。設置事業の出直しまでに御苦労された先生が、完成の場にお出でになれないことほど、心のこりのことはない。

契約によれば、オルガンは八四年三月に積み出し、五月に到着、七月に引渡しとなる。そこでその前に旧オルガンの整理と、新オルガン設置場所の整備をおこなうことになった。旧オルガンは、設置のさいにも、その後にも、なんの記録もないので、撤去を前にして調査をおこなった。調査にあたった望月広幸氏は八三年三月十九日付で「立教学院諸聖徒礼拝堂エステイオルガン調査報告書」を作製

した。そこにはオルガンの仕様と各部の破損等の状態が明らかにされており、また楽器の衰弱の原因については「暖房による極度の乾燥」との指摘がなされている。

旧オルガンの処置については、相談の会合を何度重ねたことであろう。学内のどこかに記念物としてのこしたいという考えには共鳴されるかたは少なくなかったが、適当な場所を得ることが難しかった。その間に明治村に移してはという考えが出され、明治村の意向を伺ったところ、八二年十二月に博物館明治村の関野克館長が楽器を見に来学され、関心を示された。結局、明治村の日本聖公会聖ヨハネ教会堂内に置くこと、つとめて原型に近い復元をすることという学院の要望が受け入れられて、明治村入りが決まった。旧オルガンは八月二日に感謝礼拝をおこない、八月二十五日に明治村に送り出された。この間のことは村上達夫チャプレンの「パイプオルガンに寄せて」（『立教』一〇七号八三年十一月）を参照。また聖ヨハネ教会とウイリアムズ主教とのゆかりについては「立教学院百年史」九〇―九一頁を必読のこと。

新オルガン設置場所の整備は、八三年夏休みと八四年三月におこなわれた。予定より早く八四年四月に楽器が到着し、ベッケラート社の技師が組立てを始めたのが四月二十六日、整音は六月十四日に始まり、現在にいたっている。

（立教大学文学部長）

『CHAPEL NEWS』第330号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1984（昭和59）年6月25

日 3頁

〔立教大学チャプレン室事務課所蔵〕

第2章 立教小学校

1948（昭和23）年4月、新制立教中学校・高等学校とともに小学校が開設された。敗戦直後の混乱の中、創設の計画や開校の準備には多くの困難を伴った。とりわけ校舎の建設は間に合わず、中学校の木造校舎の一部を借りて出発することとなった。

本校の創設に当たっては、戦前の教育の反省を踏まえ、真のキリスト者を育成するためには、幼児期からキリスト教教育をしなければならないという使命が課せられていた。本章には、小学校の創設に関する資料のほかに、本校の特色であるキリスト教教育や初期の教育課程に関する資料、PTA関係資料なども収録してある。なお、本校の歴史については創設以来、10年ごとに編纂、刊行されているので、そちらも併せて参照されたい〔有賀千代吉編『立教小学校十年史』立教小学校・立教小学校PTA・立教小学校同窓会、1957（昭和32）年。『立教小学校の二十年』立教小学校、1968（昭和43）年。立教小学校三十年史編集委員会編『立教小学校三十年史』立教小学校、1977（昭和52）年。『神と国とのために 立教小学校創立40周年記念誌』立教小学校校長広沢節三、1988（昭和63）年〕。

（倉田 越・田中 司）

第1節 立教小学校の創設

1947（昭和22）年3月6日、鈴木威監事は、第99回立教学院理事会において、ポール・ラッシュ理事会顧問の原案に基づき、「立教学院拡張計画案」を提出した。その拡張計画案の中に小学校新設が案件として含まれていたと推測される。同年9月25日に開かれた第102回理事会において、理事全員の賛成を得て、寄附行為第2条に「立教小学校」を加えることが可決された（資料1）。児童心理を専門としていた森脇要文学部教授が中心となって設立準備に取りかかり、10月13日、松崎半三郎理事長より文部大臣宛てに寄附行為の変更認可申請（資料2）が出され、11月22日、認可された（資料3）。また、翌1948（昭和23）年1月13日には、松崎半三郎理事長より東京都知事宛てに「私立学校設置認可申請書」（資料4）が提出され、1月23日、認可された（資料5）。資料6と7は、当時立教大学総長であり、初代小学校校長をつとめた佐々木順三と、教頭であり開校に参

第2章 立教小学校

与した有賀千代吉が回想した小学校設立の理由書である。初期の立教の指導者たちの熱き想いが伝わってくる。それはまさにクアティオ・エクス・ニヒロ（無からの創造）というべき事業であった。

立教小学校は、男児80名の募集を行い（資料8）、4月6日、入学式が挙行され、82名の児童が入学した。入学式当日には、『PTA通信』（資料9）が配布された。同資料により、入学式の順序や開校時の時間割などを知ることができる。校舎は、立教中学校に間借りをしていたため、9月20日、新校舎の定礎式が行われ、第一期工事が始まった（資料10）。なお、資料11には、小学校創設当初から1951（昭和26）年までの沿革を収録した。（倉田 越・田中 司）

資料1 財団法人立教学院第百弐回理事会記録 [1947（昭和22）年]

財団法人立教学院第百弐回理事会記録

一、日 時 昭和二十二年九月二十五日（木）午後二時二十分より

一、場 所 千代田区有楽町セントポールクラブにて

一、出席役員（総員 理事 九名・監事 三名）

理事長 松崎 半三郎（佐々木理事代行） 理事 菅 円吉

理事 佐々木 順三 監事 大平 芳男

〃 須藤 吉之祐 〃 佐伯 松三郎

〃 橋本 寛敏 〃 鈴木 威

〃 蒔田 誠 顧問 ケネス・エー・ヴァイアル

〃 根岸 由太郎 〃 ポール・エフ・ラッシュ

一、欠席役員 理事 ライフスナイダー、平沢 三郎

一、議 事

蒔田主教開会の祈禱を捧げ

書記前回の記録を朗読、承認を受けたる後

[略]

議案二 小学校新設の件について、

拡張計画中、先づ第一着手として明年度より立教小学校を新設し、其の敷地として一応、過般本財団の所有となつた元第五小学校跡約貳千貳百坪を当てる件は満場一致の賛成を得て可決。

一切の手續を常務理事会に一任す。

議案三 寄附行為一部変更の件について

拡張計画案に基く小学校新設のため、又内外の情勢に鑑み、理事増員の

必要を認め、現行寄附行為中此の二件について協議の結果、左記の如く改正し、当局に至急認可を仰ぐことを決定す。

記

- (イ) 第二条 財団法人立教学院は日本に於いて基督教主義による教育を行うを目的とし、学校令による立教大学、立教工業理科専門学校、立教中学校及び本法人目的達成のため必要なる事業を経営維持す。

とあるを

第二条 財団法人立教学院は日本に於いて基督教主義による教育を行うを目的とし、学校令による立教大学、立教工業理科専門学校、立教中学校、立教小学校及び本法人目的達成のため必要なる事業を経営維持す。と

〔略〕

- (ハ) 第十条 左の事項は必らず理事会の議を経るを要す

- 一、立教大学総長、立教工業理科専門学校長及び立教中学校長の任免
- 二、立教学院附牧師の任免
- 三、予算及び決算
- 四、債権債務の設定に関する件
- 五、寄附行為その他法人規則の制定改廃に関する事項

とあるを

第十条 左の事項は必らず理事会の議を経るを要す

- 一、立教大学総長、立教工業理科専門学校長、立教中学校長及び立教小学校長の任免
- 二、立教学院附牧師の任免
- 三、予算及び決算
- 四、債権債務の設定に関する件
- 五、寄附行為その他法人規則の制定改廃に関する事項 と、

夫々改める。

〔略〕

〔財団法人立教学院第百式回理事会記録〕1947（昭和22）年9月25日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

第2章 立教小学校

資料2 法人寄附行為変更認可申請 [1947 (昭和22) 年]

総発第拾四号

十一月五日起案

昭和貳拾貳年十月十三日

財団法人立教学院

理事長 松崎半三郎 印

文部大臣

森戸辰男殿

法人寄附行為変更認可申請

本法人寄附行為左記の通り変更致したいので関係書類を添へて申請致します

記

第二条中 立教中学校の次に立教小学校を挿入する

第四条中 理事五名乃至十名を削り《八名以上》十三名以内とする
△八名以上については十一月五日立教学院と連絡済△

第十条第一項 立教大学総長、立教工業理科専門学校長、立教中学校長
及立教小学校長の任免

と変更する

以上

〔法人寄附行為変更認可申請〕1947 (昭和22) 年10月13日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料3 〔寄附行為変更認可〕 [1947 (昭和22) 年]

校学六五四号

財団法人 立教学院

昭和二十二年十月十三日附総発第十四号をもつて申請の、寄附行為中一部改正のことは、これを認可する。

昭和二十二年十一月二十二日

文部大臣 森戸辰男

この謄本は原本と相違ないことを認証する

昭和二十二年十一月二十二日

文 部 省 印

〔寄附行為変更認可書〕1947 (昭和22) 年11月22日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料4 [立教小学校設置認可申請] [1948 (昭和23)年]

総発第拾五号

昭和貳拾參年壹月拾參日

東京都豊島区池袋参丁目壹阡貳百七拾貳番地

財団法人 立教学院

理事長 松崎半三郎 印

東京都

知事 安井誠一郎殿

私立学校設置認可申請書

標題の件について今般学校教育法令第四条により私立小学校を設置致したいので御認可下さるよう学校教育法施行規則第二条により関係書類を添へて申請致します。

設置要項

- 一、 目 的 本校はキリスト教の信仰に基き学校教育法に準拠して初等普通教育を施すを以て目的とする。
- 二、 名 称 立教小学校と称する。
- 三、 位 置 東京都豊島区池袋貳丁目壹阡九拾九番地
- 四、 校地校舎 イ、平面図 別紙第一(イ)の通り
ロ、校地 二、一九五坪八合一勺
ハ、校舎 建坪 九六八坪三合
ニ、建物の配置図 別紙第一(ロ)の通り
ホ、所有者の住所及氏名
東京都豊島区池袋参丁目壹阡貳百七拾貳番地
財団法人 立教学院
代表者 理事長 松崎半三郎
- 五、 仮校舎 イ、平面図 別紙第一の(ハ)の通り
ロ、校地坪数 千百拾参坪
ハ、校舎建坪 貳百拾貳坪七合五勺一の内五拾坪(教室二、職員室一、)
ニ、建物配置図 別紙第一の(ニ)の通り
- 六、 小学校教科用図書 文部省の定めたものを使用する。
- 七、 学 則 別紙第二の通り。
- 八、 開校予定期日 昭和貳拾參年四月一日と予定する。

第2章 立教小学校

- 九、 生徒（児童）の定員 各学年について八拾名。
- 十、 経費及維持法 昭和貳拾參年度収支予算書第三の通り。
年次収支予算書別紙第四の通り。
- 十一、設置者たる法人の寄附行為 別紙第五の通り。
- 十二、設置者たる法人の財産目録 別紙第六の通り。
- 十三、職員組織 別紙第七の通り。
- 十四、設置に関する理事会の決議録 別紙第八の通り。
- 十五、その他添付書類 校長届出、付履歴書、適確審査判定書写
別紙第九の通り。

〔私立学校設置認可申請書〕1948（昭和23）年1月13日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料5 〔立教小学校設置認可〕〔1948（昭和23）年〕

教普収第二一七号

財団法人 立教学院

昭和二十三年一月十三日附総発第十五号で申請の立教小学校設置の件は
左記条件を附しこれを認可する

昭和二十三年一月二十三日

東京都知事 安井誠一郎 印

条 件

- 一、本校舎の建設を実施計画の通り実行すること
- 二、豊島区長と連絡を密にし教育上遺憾のないようにすると共に特に就学事務については万全を期すること

〔立教小学校設置認可書〕1948（昭和23）年1月23日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料6 佐々木順三談 伊藤高清編「立教小学校が建てられた理由」〔1968（昭和43）年〕

立教小学校が建てられた理由

（一）

戦後、多くの人々が追放になりました。その時の理由は、立教がミッションスクールとして建てられたのに、その使命を捨てて、そして全くキリスト教々育を止めてしまったということでした。

そんなわけで、創立の主旨に反したという理由から、責任者はみんな追放になってしまったのです。そこで、しかたがなくて、わたくしが来たわけです。

多くの人が追放になった時、GHQから、文部省を通して最高の指令が来て、立教は間違っただ道を歩んだが、この際、再建せよというのです。そして、この立教全体の建て直しが、わたくしの大きな仕事となったのです。

この仕事をするに当たっては、色々な道がありましたが、わたくしは立教がそういう失敗をしたという理由は、宗教々育が小さい時からされていなかったためだと考えたのです。今度の立教の失敗では、中途から、つまり中学校から宗教々育をやっていたために、信者の中でも、自分に都合が悪くなればすぐに信仰生活を捨てて、軍国主義に合う学校を作ることに手を貸していた人がたくさんいたのがわかりました。

これは大変こまったことでした。そういうことから、やっぱり、むずかしいことは分からなくても、小さい子どもの時から、やらなくてはいけないという結論に達したわけです。それで、建て直しということの根本はそこらからいかなければいけないと考えたのです。

これは当時の理事長の松崎さんも、わたくしと同じように考えていました。松崎さんは特に慶応の幼稚舎の例から、そのような結論を出していました。

こんなわけで、松崎さんとわたくしと意見が非常に一致して、まず再建は小さい時から宗教々育を徹底してやりましょうということで、小学校ができたのです。

この考え方に対しては、最初反対もありました。ポール・ラッシュさん（古くから立教のためにつくしていた人）も反対していました。彼のいうのには、GHQの命令は復興、すなわちリコンストラクションだというので、小学校なんかなかったんだから、建てる必要はないといっていました。大学の中にも、そんな考えを持っている人もいました。小学校を建てるのに金を使わなくても、大学の復興に金を使ったらいいじゃないかという人がいました。

ポール・ラッシュさんは初めは反対していましたが、建てるようになりましてら、彼は非常に積極的に手を貸してくれました。

こんなわけで、色々な反対がありましたが、校風を作るためには小学校はまず、建てられなくてはいけないと考えられたこと、そして、宗教々育の徹底はやはり小学校からでなくてはいけないという考えが根本にあったことをよく知っておいて下さい。

小学校というのは、戦後、大学の復興の時の、つけたりにできたのではなく、

第2章 立教小学校

その基礎を作るためにできたものなのです。

(二)

立教ができた理由は、宗教々育をしっかりとやるということで、学課とか科目なんかは後のことでした。今こそ大学ができていますが、これはみんな後からのものです。タッカーさん（元学院総理）は立教大学を作った時、そのことをちゃんと書いています。立教中学校をやっていた時に、なかなかいい中学生ができ、信仰のある生徒が生まれました。（立教中学が一番古い歴史を持っている）そして、中学校を卒業してよその高校・大学へいくのですが、残念なことに、折角キリスト教を身につけて出るのでありますが、それがだんだんと失われてしまうのです。そこで、これではいけないというので、中学を卒業する生徒を引き続いて教育するために大学が作られたのです。

ですから、大学といっても後からで、それも、中学の時に信仰を植えたのを更に育てようとしてできたものでした。この頃、立教も中学からでしたが、もう一歩ほり下げて考えれば、小学校から宗教々育は必要だったということでしょう。

したがって、今は小・中・高・大とありますが、そこで上の方の学校が、下からたくさん子どもをとるために、外からとれないというのは根本的に間違っているのです。だから、わたくしは始終立教の根本は小・中・高でしっかりした生徒を僅かでも出していれば、そして、その生徒が中心になっていけば、立教大学は、ミッションスクールの精神をもった学校になっていくとみんなに言って来ました。

立教小学校編『父母教育シリーズ12 立教小学校の教育の底に流れるもの』

〔1968（昭和43）年〕 15～17頁

〔立教小学校所蔵〕

資料7 有賀千代吉談 伊藤高清編「お金は一文もなくて学校を建てる」〔1968（昭和43）年〕

お金は一文もなくて学校を建てる

わたくしは学校を建てろっていわれて来たのですが、お金はちゃんと用意されていると思っていましたら、お金は一文もないというので驚きました。それで秦さん（当時大学総務部長）に聞いたら、各学校の経理はみんな独立しているから、小学校は小学校で集めて建ててくれなくちゃ困るというわけです。そんなばかなことがあるかっていって、色々いったのですが、でもお金がないんだからしょうがないというわけです。しかたなく、わたくしもそれでは建てますと答えま

した。しかし、その時、こういいました。大学の建物は誰も一文も出しているわけではない。アメリカのミッションが建てたんだから、それを原価に見積って、それを新しく建てるつもりで、あなたがたが金を出すんだったら、わたしの方でも出すと、こういったんです。そしたら、理事会でもこちらのいうことを理解して、同窓会から集めたお金を出すようになったのです。

終戦前までは寄付を集めるということはありませんでした。立教っていうところは戦前までは全部アメリカミッションがやっていたから、そんな関係からも、寄付を集めることをあまりしなかったのです。

あの頃はお金だってみんな進駐軍が押さえていたし、たとえば、寄付したい人でもたくさんはできなかったのです。だから個人が千円だ二千円だっていう寄付をしました。最初のPTA通信には寄付した人のことが書いてありますが、二千円が一番多かったんじゃないですか。もちろん、今の二千円とくらべると大金ですけど。

あのころ、学院の財務理事がそうして苦労して集めたお金を貸してくれて来たことがありました。七十万円ほど。その時、そんなお金を貸したら、こちらがつぶれてしまうといつて、ことわったことがあります。学院全体では本当にお金に困っていた頃なんです。

とに角、門から玄関までをコンクリートにするしないで、ずいぶんさわいだものです。お金がないので。そして、小じやりをしいとけつていわれたんです。それでは校舎の中がすごくよごれるからといつてようやくやってもらったことがありました。

学院にお金をつくるので、こんなことがありました。

ポール・ラッシュさんが、一億円なら一億円のお金のうち、三分の一を日本で集めるなら、自分が三分の二集めてやるっていったんです。それで、みんなその三分の一の額をなんとかしなくてとは考えたのです。そこで、帳面に十万円だ、二十万円だと言った。そしたら、たちどころに帳面の上では集まったのですが、現物は少しも集まらなくて苦労しました。

またあの頃、アメリカやカナダにいる仲間が、わたしが困るだろうといつてお金を送ってくれましたが、それらは全部学校の会計に入れました。それからお金を集めるために本も書きました。「ロッキーの誘惑」という本ですが、これをアメリカの連中に一ドル位で買ってもらいました。そうして、給料も一ヶ月二度に分けたり、三度に分けたりして払ったのです。

こんな具合でしたから、ボーナスなんてとても出せる状態ではありませんでした

第2章 立教小学校

た。

立教小学校編『父母教育シリーズ12 立教小学校の教育の底に流れるもの』
〔1968（昭和43）年〕 23～24頁

〔立教小学校所蔵〕

資料8 〔立教小学校児童募集広告〕〔1948（昭和23）年〕

立教中学校

- 一、募集人員 二〇〇名（男子）
- 一、願書締切 二月十四日
- 一、考 査 三月一日より三日間

立教小学校（新設）児童／募集

- 一、募集人員 八〇名（男児）
- 一、受 附 二月中
- 一、考 査 三月六日

○規則書請求要郵券貼附宛名記載封筒外各二円

東京都豊島区池袋三丁目

〔毎日新聞〕毎日新聞社 1948（昭和23）年2月8日 2面

〔立教大学図書館所蔵〕

資料9 『PTA通信』第1号〔1948（昭和23）年〕

P. T. A. 通信

1948. 4. 6 No. 1

良い子供

ネブラスカにボーイスタウンを創設して多くの、よき市民を送り出したフラナガン師は「世の中に悪い子供は居ない」と言う信念をもつて愛の教育をしている。此の信念はキリスト教の根本思想であり、単に子供ばかりでなく凡ての人類は神の子供であるとしている。そこに人類の離れることのできないつながりがあり、お互ひは同情と愛とを以て奉仕しなくてはならぬ理由がある。

私共は与えられた八十二名の幼な児と共に新なるボーイスタウンを創設した。その目的はけがれなき彼等のたましいを、けがれなきままに成長せしめ真に神の子にふさわしき者として新日本建設にあたらしめようというにある。

都内に学校の数は多い。然しこうしたメンタル・ハイゼーンの問題に考慮を払い愛と犠牲を以て自ら児童と世の模範たらんとする職員によつて教育されている学校は少ないと思う。ここにこの学校の特色があり誇りがある。然し如何に学校当

局が理想を持ち、学校そのものに特色があつても学校をはなれた彼等の生活環境が全く相反したものである場合、美しかるべき花園はそれによつてふみにじられてしまうものである。私達が児童の御両親に対して御協力を願う所以がそこにある。

ここで云う協力とは、主としてキリスト教とその持つ精神に対して充分なる理解を持たれ、父兄自らの宗教の如何を問わず児童をしてキリスト教徒た□しめんとするの理想を以て教育に当る職員の真剣なる気持にとけいつてい□だくことである。

日本を救う道はこうしたものから生れでる力に頼るより他にはない。

不知不識の間に日本国民全体に刻みこまれた官僚思想は一年や二年で取り□くことは出来ないであろう。気持の上に行動の上に各自は強い反省が必□なのである。父兄の方々と共に、今さんゝたる日光の恵みをうけて二葉を出した八十□名の児童を健かなるままに育てあげたいと強く念願している。

「P・T・A・通信」第一号をこの入学式のよき日にあなたとの連絡機関としておくる。
(有賀)

絵日記について

- ・ 絵日記は毎日つけましょう
- ・ 上段は絵、下段は文字。はじめのうちは絵だけで結構です
- ・ クレヨンでていねいに。紙が悪いから下敷をしいて
- ・ 子供の毎日の楽しい記録です
- ・ 子供の思うままにかかせて下さい
- ・ むりに教えることはよくありません
- ・ 然しできるだけいいものが生れるようにみんなで子供の生活を豊かに致しましょう
- ・ かき損じても決して紙をやぶかないように
- ・ 毎日の日附をいれることはおうちでみてあげて下さい
- ・ 表紙は別の紙をかぶせて、丈夫にして下さい

[略]

入学式聖歌

第五一五番

- 一、 エスキミ あらわれ きよきたまを
よろづの くにより あつめまさん
(折 反) きみのかむりの かざりとなりて

第2章 立教小学校

ほしのごとくに かがやきなん

二、主エスに つかうる きよきこらは
たうとき かむりの たまとならん

(折 反)

三、われらも とくとく すくいぬしの
みめぐみを うけて たまとならん

(折 反)

第三六〇番

一、さかえに みちたる かみの みやこは
とこしえの いわの いしずえ かたく
すくい の いしがき たかく かこめば
みたみの やすきを たれかは おかさん

二、つきせぬ あいより いのちの いづみ
ゆたかに わきいで くめど つきねば
かみの みたまらは かわく ときなく
あふるる めぐみに たえず うるおう

三、かみに まもらるる みやこの たみは
はかなき たのしみ むなしき とみに
ほこる よの ひとの あざみにあうも
こよなき よろこび つゆもかわらじ

どこかで春が生れてる

どこかで水が流れ出す

どこかでひばりが鳴いている

どこかで芽の出る音がする

山の三月 東風吹いて

どこかで春が生れてる

四月ともなれば都も春。私達の学校もいよゝスタートをきることになりました。八十二人の可愛い一年生のことを考えますと私共も希望に胸のふくらむ思いが致します。おうちの方もどんなにか喜んでいらっしやることと存じます。これから六年の永い間私達は相共に扶けあいつつ子供の成長を見守ってゆきたいものです。そこでこれからお父様お母様方に私の考えを少しお話してみましよう。

一、学校教育の本旨は子供の個性の伸長にあること。つまり個人としての人格の完成をめざしていること

一、従って勉強は昔のような得点競争ではないこと。それぞれの長所を見つけ、伸ばしてゆくこと。

一、この様にしていゝ人間の完成を目標としてゆけば必然的にいゝ社会を生み出すことも可能であるという夢を私達はあくまで持ちつづけたい

これらのことは結局正しい信仰と、子供への愛情・教育への熱情等によって遂行されるものだと信じます。そして今、お父様もお母様方も私達もともにこれらの思いに満たされているのではないのでしょうか。子供の心の芽を伸ばす為の用意は、出来ているのです。

あとは今後、どの様な具体的方法を持ってしてゆくかということです。未熟な私どもがすることであり、むつかしい問題にぶつかかることもあって、家庭の方々が御不満を持たれることもあろうかと存じます。そういう時にはどうか御遠慮なく御意見をおきかせ下さい。お互いに考え合うことによって最もよい道を選んでゆきたいと思ひます。又たとえ意見は異つても子供の幸福をねがう気持ちにちがひはない筈です。

この子供達が大人になる頃には、遙によい社会を持つ日本でありますように私達の学校の誕生の日にこんなことを考えております。 (田中)

入学式順序

- ・九、三〇 第二十四番教室に於て整列。礼拝堂へ入る。
礼拝堂に於ける着席順序。

		聖 壇			
		A 組	B 組		
児 童	{				
父 兄	{				
学 校 職 員	{				

第2章 立教小学校

- ・一〇. 〇〇 礼拝
- ・一〇. 三〇 再び二十四番教室へ戻る。

イ、職員紹介

ロ、挨拶 佐々木総長 ミス・シェファー

ハ、実務報告

A 衛生費 年額 五〇円

B 給食費 一学期 三七五円

C P・T・A会費 一学期 五〇〇円

合計 九二五円

以上ハ、十三日（火）迄に御納付下さい。

P・T・A会費がヶ月一〇〇円になつておりますのは学用品代がはいつているためであります。

ニ、父母教師会（P・T・A）組織——役員選挙

ホ、衛生講話 河辺先生

ヘ、昼食

- ・一. 〇〇 写真撮影
- ・一. 三〇 各級教室に入る
- イ、学用品・帽章・其他頒布
- ロ、各級主任の話

- ・二. 三〇 新築学校敷地案内——解散
〔略〕

日	土	金	木	水	火	月	時間表
日	休						1
曜							2
学							3
校	日						4

始業	8・50
1	9・10—9・50
2	10・00—10・40
3	10・50—11・30
4	11・40—12・00
昼食	：・・・・：下校

以上

給食について

・給食には主食はありません。ミルク・みそ汁・シチュー・煮つけ等です

- ・食器は学校に備付てあります
- ・往々にして給食は、まづいという評判をききます。そうならないために学校ではできるだけの努力を致しますが、これから何かとお願いをしました時にはどうかご協力下さい

入学礼拝式次第

一、聖歌 五一五

一、聖書朗読 マルコ伝 十章十三—十六

イエスの触り給はんことを望みて、人々幼児らを連れ来りしに、弟子たち禁めたれば イエス之を見、いきどおりて言い給う『幼児らの我に来るを許せ、止むな、此の国はかくのごとき者の国なり。誠に汝らに告ぐ凡そ幼児の如くに神の国をうくる者ならずば、之に入るに能はず』かくて幼児を抱き手をその上におきて祝し給えり。

一、お歌（童謡）

一、話（神様のおたてになった学校）

一、祈禱

一、聖歌 三六〇

A

	1	2	3	4
月	えいご	おんがく	こくご	しゃかい
火	こくご	さんすう	しゃかい	たいそう
水	りか	えいご	づこう	せいしよ
木	さんすう	こくご	おんがく	たいそう
金	りか	えいご	さんすう	づこう

B

	1	2	3	4
月	こくご	えいご	おんがく	たいそう
火	さんすう	こくご	せいしよ	しゃかい
水	りか	さんすう	えいご	たいそう
木	さんすう	おんがく	こくご	づこう
金	りか	づこう	えいご	しゃかい

資料10 「待望の新校舎—第一期工事に着手す—」[1948(昭和23)年]

待望の新校舎

—第一期工事に着手す—

待望の立教小学校新築工事の内第一期工事に着手するに至りました。

—工事請負者清水建設株式会社(旧清水組)

—請負金額金六百九拾万円也

立教小学校新築の全設計は教室十式室、特別教室式室、事務室、小使室、職員室、医務室、校長室、応接室、及雨天体操場等合計六百九十四坪九三となりますが、今回その第一期工事を前記の様に立教に最もなじみ深い、しかも現代第一流の建築業者清水組に請負はせることに決しました。

その設計の大要を申しますと、

一、木造瓦葺 一棟

二特別教室並に同準備室、学童昇降室、給食調理室、教員便所及廊下

一、木造瓦葺二階建 一棟

六教室、階段室及物置

一、木造瓦葺平屋便所 一棟

学童用大便所十個(四百人分)小便所十二個(三百二十人分)洗面所(洗面流十一個)

一、渡廊下

東側(巾員九尺)西側(巾員七尺)

一、建築延坪数 三二八坪〇八二

外装は南京下見板張ペンキ三回塗り一部モルタル盤着色セメント吹付リシン仕上

一般教室の収容人員は四十名、教室の床面積一九坪二学童一人当り〇、八坪なり。学童各位の更衣箱は造り付けとせず家具として設備し、各教室の掃除道具置場も更衣箱と共に設けます。

学童昇降室には下駄箱を全計画の学童収容数及付添人用をも設け別に傘立を学童数の五分ノ一程度準備してあります。

教室には、教壇用黒板の外に学童用黒板を設け、電燈は各室に六燈を設備し、二教室連続の大部屋には映画用、又特別教室には予備用として夫々コンセント一個

宛を設けて置きます。

給食調理施設は全計画竣工後の全収容学童数に給食し得る最少限度の設備で、釜洗ひ流し、野菜流し、器具洗流しを各々に設け、別に木製調理台、配給カウンター、食器整理戸棚、ハイチョウ、机等の設備と面積を有します。

各便所は水洗式、雨水排水は各所溜枒より土管を以て大下水に接続流し出し、外に給食室の一部には、特に給湯ボイラーの設備もありまして^(マ)これが完成の総工費は金九百万円に達する見込であります。

請負外工事

一、門及塀工事

一、造庭工事

一、教職員及学童用机、椅子、書棚、更衣箱、名札

一、給食用什器補充

一、消火器及掃除道具

工事の設計と監督には多年米国に於て近代建築学の奥義を極められた岩永義男技師が担当せられ、同氏の苦心と精進とに依つて米国に於ける最新式学校建築に範をとり設計されたのであります。建築物として宏壯華麗とは申せませんが、寧ろ瀟洒と堅実味を失はぬ、実質的に行届いた便利な建築でありまして、堅牢で居心地のよい衛生的な理想に近い小学校と申せましょう。本年初秋には出来上り、皆様の愛児を迎へ立教学園^(マ)に一異彩を放ち得ることを信じて疑はぬ所であります。

『セントポールP.T.A通信』No. 6 有賀千代吉 1948(昭和23)年9月20日 7
～8面

[立教小学校所蔵]

資料11 立教小学校〔の初期の〕沿革 [1951(昭和26)年]

立教小学校沿革

一、設置申請	昭和二十三年一月十二日 ^(マ)
認可	〃 二十三年一月二三日
	教普第二一七号
臨時校舎	中学木造教室 三室
職員	校長 佐々木順三
	主事 ミス・シェファー
	教頭 有賀千代吉
	教諭 伊藤 高清

第2章 立教小学校

〃	田中	きみ
〃	金子	洋子
〃	長沢	滝子
僱員	西岡	康子
〃	松本	美重
〃	芹沢	
〃	横山勝太郎	
教諭	リチャード・メリット	
〃	カール・ブランスタッド	
校医	河辺	秀雄
健康管理	常葉	恵子
〃	寺島	昭子
臨時事務	石井	孝

一、第一回児童募集

自 昭和二十三年二月一日

至 〃 〃 二月二十八日

応募児童 一六五

考 査 三月六日

第一次発表 三月八日

第二次発表 三月十二日

一、第一回職員会議 昭和二十三年三月十七日

於 総長室

一、第一回入学式 昭和二十三年四月六日

午前十時

大学二十四番教室

P T A 役員推

一、P. T. A. 通信第一号 昭和二十三年四月六日発行

一、始 業 昭和二十三年四月七日

一、第一回母の日 昭和二十三年五月九日

大学二十四番教室

一、校舎新築A案決定 昭和二十三年四月十二日

一、第一回P T A 幹事互選会

昭和二十三年四月十八日

- 午後一時 於校友会館
 昭和二十三年五月四日
 中学校々舎
- 一、第一回給食
- 一、第一回キャンピング
 昭和二十三年八月六日御殿場に於て
 参加人員 四十九名
- 一、シェファー主事死去
 昭和二十三年八月一日米国に於いて死去
- 一、有賀教頭、主事に任命さる。
 昭和二十三年九月一日
- 一、校舎建築開始
 地割式 昭和二十三年九月二日
 定礎式 昭和二十三年九月二十日
- 一、第一回運動会
 昭和二十三年十月二十八日
 大学との合同 神宮
- 一、第二回児童募集
 自 昭和二十三年十一月一日
 至 昭和二十三年十二月二十四日
 一五五名
- 応募児童
 考 査 昭和二十四年一月八日
 発 表 昭和二十四年一月十一日
- 一、第一回クリスマス
 昭和二十三年十二月二十三日
 中学の音楽室にて祝会
 児童の劇其の他
- 一、新校舎の聖別式 昭和二十四年三月十三日
- 一、新校舎へ移転 昭和二十四年三月十三日
- 一、日直及宿直実施 昭和二十四年三月十一日
- 一、新校舎にて授業開始 昭和二十四年三月十四日
- 一、新校舎の坪数
 総坪数 三二七、三八七
 平 家 一一六、三〇八
 二階建 一〇三、一六三 (下)
 八八、八三三 (上)
- 廊 下 一九、〇八三
- 一、第二回入学式 昭和二十四年四学〔月〕四日

第2章 立教小学校

	新一年八十四名
	担任、田中 きみ
	福島 震太
一、校旗作製	昭和二十四年五月五日
一、主事宅工事開始	昭和二十四年五月三十日
落成	昭和二十四年七月三十日
一、小学校主事部長会参加	昭和二十四年八月三十日
一、第三回児童募集	自 昭和二十四年十一月一日
	至 昭和二十四年十二月二十日
応募児童	一六五
考査	昭和二十五年一月七日
発表	昭和二十五年一月十日
一、第三回入学式	昭和二十五年四月三日
新一年担任	金子 洋子
	小林 善彦
二学年	田中 きみ
	福島 震太
三学年	伊藤 高清
	阿部 信
一、完全給食実施	昭和二十五年九月四日
一、第四回児童募集	昭和二十五年十一月一日
	自 昭和二十五年十一月一日
	至 昭和二十五年十二月二十日
応募児童	一六四
考査	昭和二十六年一月八日
発表	昭和二十六年一月十一日
一、第二期工事開始	昭和二十六年一月十七日
一、第四回入学式	昭和二十六年四月七日
一学年担任	伊藤 高清
	保田 和巳
二学年	小林 善彦

	金子 洋子
三学年	田中 きみ
	横山 健
四学年	福島 震太
	山崎 卓三
児童数	一年 九十
	二年 九十
	三年 八九
	四年 八九
	計 三五八名

一、学校法人認可

認可年月日 昭和二十六年三月七日

認可番号 校管 第一一一号

一、第二期工事落成式

昭和二十六年七月八日

第二期工事坪数

総計 三五一、四八

第一、二工事坪数

総計 六七八、八七六

『立教小学校教育要覧』立教小学校 1951（昭和26）年

〔立教小学校所蔵〕

第2節 小学校の教育目標

立教小学校の目的は、「キリスト教の信仰に基き、教育基本法と学校教育法に準拠して学令に達した男子児童に初等普通教育を施すこと」〔立教小学校学則〕1966（昭和41）年4月1日改正版〕にある。これを具現化するために、有賀千代吉主事の時代に「教育要項」（資料1）が定められ、次いで、酒向誠が校長に就任するに及び、その内容を検討して「教育5目標」（資料2）を掲げた。また、時間割には「聖書」の時間が設けられている。本校のカリキュラムは聖書が教科の中心であるという学問観・価値観に基づいて編成されている。本校では、聖書の授業と礼拝はチャプレンによってなされ、教職員はキリスト教教育の研究を定期的に続けている（資料4）。

(倉田 赴・田中 司)

第2章 立教小学校

資料1 〔教育要項〕〔1957（昭和32）年〕

教育方針の確立

学則には、「本校はキリスト教の信仰に基き、学校教育法に準拠して初等普通教育を施すを以て目的とする」とあるのであるから教育方針は確立しているわけである。然し更にこれを明確にするために、左の如き教育要項が教師としての態度をきめるものとして守られている。

教育要項

一、神を畏れ不正にくみしない人間をつくらなくてはならない。

児童にとっては教師は絶対的な存在である。そのことは教師自身が常に児童に対し同僚に対し、また学校に対し、果して神の御旨にそった態度をとりつつあるかどうかの反省とならなくてはならない。換言すれば教える者自身が児童の前に常に範をたれなくてはならぬことを意味する。

二、孤立的な人才よりも、社会人として協力出来る人間をつくらなくてはならぬ。

従来の日本人は孤立的な生活をしてきた。社会生活を忘れた個人の存在はあり得ない。これは家が国家組織の単位からはずされて、個人に移ることによって改められて行くであろうが、孤立は民主主義国家における最大の敵であることを児童に認識せしめ、常に学校にあっても、家庭にあっても、隣人に対しても、同じ国家に生活する者として、当然負わなくてはならぬ協力の義務を教えなくてはならぬ。

三、片寄つた天才をつくるよりも、全体的な実力ある人間をつくらなくてはならぬ。

学校は一人の天才を生み出すための施設であってはならない。これは学校が児童に平等の教育を施す機関であるからである。そのためには常に児童の健康、精神発達^(ママ)の速度など注意深く見守り、教師の責任において、一人の落伍者も出ないよう努力しなくてはならない。

四、如何なる人間にも必ず秀れた一面のあることに、最深の注意を払わなくてはならない。

知能の差はある。然し、世に生れた者には必ず一つの使命が負わされている。その使命が如何なるものであるかを見出す仕事は、教師のものであることを知らなくてはならぬ。児童の知的速度の遅い憂を、児童の知能にのみ負わせず、教師自らも、同じ責任を持たなくてはならぬ。

それは必要に応じ補助教育の機会を与えてやることを意味する。

五、けなす前に賞めてやれ、それは児童にとって何物にも優る前進の力を起させ

るものである。

第四項を分解したものであるが、如何なる作品にも、冷い批判を与えてはならない。その作品の一部に必ずあるだろう秀れた点を拾って賞めてやることによって、全体的に進歩を見せる児童の心理をよくつかんで指導してやらなくてはならぬ。

六、教師は常に奉仕の観念に生きなくてはならない。

教師は教室において教えることのみを以って、職務としてはならない。校庭における児童を指導し、両親に対しても、また外来の人々に対しても、常に奉仕しなくてはならない。自分の持っている時間を、学校をして神の国化するために捧げなくてはならない。これは強制されるべきものではなく、信仰による自発的なものでありたい。

勿論これらの要項も、児童憲章の上にたつものではないが、教師のこうした態度によって空文化せんとする憲章を、少しでも生かすことが出来るならばと、そんなことを念願しているわけである。

教育という言葉と直結し、しかもその全責任を負っているもののように一般から考えられている所は、学校である。然し果して学校は、それほど重い責任を持っている機関であろうか。これは親として考えなくてはならぬ問題であると思われる。学校においては文字を教え、算数を教え、理科、社会、音楽、図工、体育と、いろいろの学問的なものは教える。然しそれが教育ではない。これらの外に人間として社会に生きるための、基本的なものがなくてはならぬ。それは家庭における感化によって、或は教育によって得られるのである。そこが教育の大切な場なのである。従って私達教育事業に携わる者は、その大切な家庭の完成に、一個の助手として参加しているのであって、こうしたことなくして、一人の児童をも真の教育目的の中に入れ得たと思うことは出来ないということ、痛感しているのである。

何処の国の親も殆んど一致していることは、自分の子供という観念を強く持っていることである。それは当然のことかも知れない。然し自分の子供であると同時に、より以上に社会の子供であるということ、強く持っていないとてはならぬ。そこから、我が子中心的な考え方から抜けた、広い社会協同体の中に生きる子供という観念が生れ、自分もまた一人の重要な教育の部門を受け持っている者である。という所に落ちついて、全体的な考え方を持って来るに相違ない。私達はなんとしても、児童各自が社会の組織の完全な一分子となることが出来るように、両親と共に力を協せて教育に当らなくてはならない。そこにこの要項の精神があ

第2章 立教小学校

るのである。然しそれらのものも、完成されるまでには長い年月を必要とするであろう。その長い年月において、教育は常に忍耐であるということを忘れてはならない。十年の間にどれだけのものを与えることが出来たか、ということは、数字的に計ることの出来るものではないのであって、それが更に十年の後、二十年の後、三十年の後であるにしても、私達は変らざる信念をもって、これが育成に不断の努力をもって当らなくてはならないのである。

私達は理論や規則にしばられてはならない。正しい人間、自然な歩みの中に、それらの理論と規則が苦痛なく守られ、更に新たな発見にまで進展して行かされるよう不断の努力と研究が必要である。

有賀千代吉編『立教小学校十年史』立教小学校・立教小学校PTA・立教小学校同窓会 1957（昭和32）年 45～47頁

〔立教小学校所蔵〕

資料2 立教小学校の教育〔1962（昭和37）年〕

はしがき

酒向 誠

立教小学校玄関右側の大谷石にきざまれてある言葉「神と国との為め」という教育精神をもって日常の営みが行われている、この小学校をよく理解してもらうために、このパンフレットを皆様を送りたいと思う。学校教育という業は、正しくその目標を見究め、理解と協力がなくては効果が上らないからである。熟読されて、自ら実践されるようこい願って止まない。

立教小学校の教育

酒向 誠

— 私 の 念 願 —

「三つ子の魂百まで」という諺があるが、子供の頃の教育が如何に大切であるかを示そうとしたものであろう。私は小学校は山の中で平凡な教育を受けたが、中学校・高等学校とは、極めて新しい教育方法を取り入れた夢の多い創設初期の「成城学園」で、偉大なドリーマー、沢柳政太郎、小原国芳両博士から教育をうけた。この頃に私の性格の八十パーセントは築かれたような気がする。万一私が、皆さんの子供のように、小学校から私立を選んで、しかも、キリスト教によって教育をするミッション・スクールで教育をうけたら、どんなによかったろう、と思って見ること切である。しかし、慾を言えばきりがないので、中・高等学校の段階だけでも、田舎から私を東京に出して驚く程高い月謝の学校に入れてくれただけでも感謝しているが、年をとればとる程、その父の偉さが一層わかるような

気がする。本当に、「三つ児の魂百まで」という諺が沁々と自分の体験としてよみがえって来る。しかも一九六一年四月、凶らずも、しかも自分の意表に反して、「立教小学校長」という重責を背負う決心をした時、第一に思ったことは、「神の力にたよって勇敢に進む夢の多い楽しい学園を築き上げて、創設者、佐々木須〔順〕三・松下正寿・有賀千代吉の諸先生の御苦労に報いよう」という誓いであった。この意味で、高い月謝と寄附をして、この学校に子供を入学させられた親の皆さんが、「私の親は偉かった」と子供達から感謝される日は、一体、何年後であろうか。物質の代りにすばらしい魂を与えてやって下さった皆さんに、その実りが見られるのは、この地上においてか、それとも天国でか。「教育とは思ひ出なり」と喝破した哲人の言を思う時、何年後でもいい、何所においてでもいいから、「楽しい苦しくともにっこりとさせられる思い出」を残すような教育王国を、この池袋のキャンパスに築いてやりたいと思う。それにつけても Old Black [k] I [J] oe の、将にこの世を去ろうとしている時の気持を引用して見よう。

Gone are the ds [a] ys when my heart was young and gay,

Gone are my friends from the cotton fields away,

Gone from the earth to a better land I know,

I hear their gentle voices calling Old Black Joe!

I'm coming, I'm coming, for my head is bending low,

I hear their gentle voices calling Old Black Joe!

即ち、「やがてこの世を去らねばならない時になっても、自分には楽しい行く場所がある、即ち、自分の友人が居る天国に行くのだ」、とさとり切った心情にある I [J] oe はうらやましいが、このような心境を抱くことができる人でありたい。全く、教育は、気の長い、この目ですぐに効果の計れない、地味な地上の業であるが、それだけに、大切な真剣な楽しい営みでもある。教育によって、白くも、赤くも、黒くも、なるからである。「教師第一」を絶叫する私の意図もそこにある。

—教育五目標—

その立教小学校とは、どんな方向をねらっているか。

まず第一に、他の学校とは違って、「キリスト教聖公会」の信仰を土台とし、教育基本法および学校教育法に準拠して、初等普通教育をしている、ということを理解せねばならない。故に、親も、「キリスト教聖公会」について勉強をするばかりでなく、自ら進んでその教会生活を体験し、出来ればキリスト者になることが望ましい。というのは、「明るい・謙遜な・愛に満ちた・積極的な国際人」

第2章 立教小学校

という私のよく口にする言葉は、クリスト者でないと理解しにくいと思うからである。

このキリスト教の精神に基づいて日常の営みをする——もっとわかり易く言えば、「祈りによって始まり祈りによって終る」という感謝の生活をする——立教小学校の五目標を検討して見よう。親の一人一人が、この数百人を乗せた立教丸を高い理想、即ち遙か彼方に輝く光に向って運行させる航海作業の一部を背負っているのだからその向う方向を正しく批判もしてもらいたい。

1. 神をおそれ人を信愛する子供に育てたい。

神にたよっている人は明るい。人の弱さを神が助けて下さるからである。従って、人を疑ったり、蹴落したりするようないやなことはしないで、力の弱い人を先に進めてやるような子供に育てたい。私は俗慾が多くて、神に御叱りをうけるようなことが多いが、その貧弱な私の体験から推しても、人を信じ人を助けることによって更に大きな助けが神から与えられるのは明らかである。「人を見たら盗人と思え」という諺とは、およそかけ離れた考え方である。

2. 智・徳・体のバランスのとれた子供に育てたい。

即ち head heart health の教育、三Hの教育のことである。小原国芳博士は、つとに「全人」とよんだ。おそらく whole man と同じ意味内容であろう。狭い島国の日本には、「智」だけを偏重する教育が行われている学校にたいして「良い学校」という^(ママ)デッテルが貼られた。そのことが、どのような害毒を世の中に流し、如何に多くの人がその犠牲になっているかは、私共も多少とも体験済みである。祖国の辿った運命も、根本的には、そこに根がある。神を知らない独善主義的な考え方こそ自己を亡し、家を傾け、国を破壊することを知る時に、何としても、「きれいな、ブロード・マインデッド」な子供に育てねば、と思うことである。その上に、ガッチリとした健康そのものを象徴する「鯉」のようにぴちぴちした体の持主に育てたい。「健全なる精神は健全なる身体に宿る」という諺が至言であることは申すまでもないが、きれいな、強いキリスト教の信仰の上に、すばらしい哲理を生みだす智能を持った、いわゆる、バランスのとれた人こそ、この日本の弱さを改造して、住みよい社会を築き上げる人だと思うのである。

3. いわゆる秀才よりも線の太い社会人に育て上げたい。

利己主義者はえて秀才に多い。如何にして級で一番になるか、などということを考える前に、如何にすれば級の為になるか、を考えるような子供であってほしい。小さなことを鬼の首でもとったような気持ちになって告げ口をしたり、隣人の苦しんでいるのを見てほくそえむような狭量な子供は、もっとも私のいやしむタ

イプであるので、子供が告げ口をして来た時には、「君は何か欠点はないか」といって、自分を反省させ、「そんなつまらないことは云うものではない。けんかは、双方共悪いのだ」と裁く場合が多い。今、否、何時の世になっても、イエスのような愛に満ち満ちた、太っ腹な、物おじをしない人が多く出現してくれることを切望すること今日程切なる時はない。

4. 愛と正義の力に満ちた国際人に育てたい。

地球がせまくなった今日においては一層そうであるが視野の広い・包容力のある国際人でなければ、世界の中の一員として処して行けない。国際語としての「英語」を小学校一年から課して、ヒアリングとスピーキングの基礎を与えようとしている一つの「ねらい」はここにある。言語こそ交際の道具であるからである。私共の習った所の「目で学んだ英語」が、言語の道具として如何に用をなさないかを思い浮べれば、幼い頃から英米人によって直接教わった「耳への聞え」はなかなか消え失せないもので、所謂、スピーチ・リズムとなって残るのである。しかも人と接するのに、「キリスト教的愛」をもってし、その上、正しいことは大きな勇気をもって遂行する、という「正義の力」こそ、その個人の名を挙げ、国の名を挙げる力であることを自覚させたい。それについても、「神にたよる」ということほど、その人に勇気を与え、自信を与え、権力者に必ずしも屈しない、という力を与えるものはないであろう。

5. 謙遜な態度で感謝する子供に育てたい。

どんな小さなことでも、神の御恵みを感謝するという態度は人間生活の中にどんなに温かい雰囲気をかもしだすことであろうか。何かといえば、「月給を上げろ、就業時間を減じろ」と集団で交渉する姿は、どう見ても立派ではない。もっとも貴い天職である「教師」までが学校を休んででもその行動をせねばならない日本の学校の現情を見ると、全く、「教育者は何所へ行く！」となげきたくなる。ここにも、キリスト教の信仰の力強さを痛感するのであるが、「謙遜な気持ちで感謝する心」さえあれば、話合いで解決はつく筈だと思うのである。上に立つ人も下で働く人も、自分達の属する小さい社会をなごやかな所にするように、相互に理解し合うという謙遜な態度こそ大切なことであるが、特に上に立つ人が謙遜な態度を持して、相手の気持を察してやるようにしたい。この立教のようにお手伝いさんが何人かおられる比較的恵まれた家庭からの子供には、一層その気持が必要だと思う。

以上五項の目標を達成する為に、具体的に次のようなことを念じている。

1. 教科 全教科を平等に扱い、高いレベルをねらって、出来るだけ個人

第2章 立教小学校

にマッチした方法で指導する。従って、家庭においても復習・予習に用いる時間を注意して、学問をする習慣を子供に作ってもらいたい。学問をしない人からは、自信も、すばらしい発明も、するどい観察も生れないからである。特に、立教中学校に大部分が入学を許可されるのであるから、十倍という厳しい選抜を経て入学する他の学校からのトップ・クラスの子供達に負けない実力を養成することが必要なのである。

2. 子供のしつけ 西欧諸国の家庭のように、入学する前に、テーブル・マナーや、朝晩の挨拶などのきびしいしつけをうけているのとは異って、日本の家庭は、ほったらかしが多い。長い習慣で一朝にして改めることは出来ないが、これは世界の文化国家としての「日本」にとっては、もっとも恥ずべきことである。そこで、立教においては、「きびしいしつけ」を重んずる。「きびしい」とは「叱る」ということではない。「一人の例外も認めない」という全体から見たきびしさである。朝起きてから夜床につくまでの一日の生活の態度、即ち、両親兄弟への挨拶、先生や友人に対する挨拶、きちんとした服装をする習慣——例えば、バッヂを正しくつけること、ネクタイをきちんと結ぶこと、きれいなハンカチを持つこと、ボタンをつけること等——などの如く、社会の一員としての生活ルールを正しく守らせることによって「上品さ」を更に高めねばならない。「気品」ということが、家庭環境・学校・信仰によって生れることを思う時、両親も「立教家族」に加わったことを自覚して、一層その町で、その業界で光った存在になるよう努力して頂きたい。そのような個人としてのマナーに加えて、集団生活でのルールを身につけさせたい。礼拝堂に入れば「コトン」という音もしないように静かにふるまうとか、教室では不必要なことはしゃべらないとか、学校の中には紙屑一つ落ちていないきれいな場所にするとか、といふように、所謂、公衆道徳を身につけさせるように努力している。日本に欠けている道徳をこの立教の子供達によって築き上げて、光を輝かせようという自覚を持たせたい。私が常に紙くずを拾って歩くのは、小さいことながら、子供達に見習ってもらいたいと思うからである。特に親に協力願いたいことは、学校では、食事をする時、床につく時に神に感謝して祈ることを教えるが、「祈りなんかどうでもいいから早く食べましょう」などと言わないようにしてもらいたい。行儀の悪い無作法な粗野な姿はどう見てもその人の価値を下げるし、「気品のよさ」は文明人の特質であるとすら考えているからである。個人・公衆という立場からの生活ルールを重んずると同時に、「辛抱をする」という習慣をつけさせたいと思って、凡ゆる機会をとらえて指導している。兎角、恵まれすぎている子供達には、それが欠けている場合が

多いし、「辛抱」という事物を大切にすることを心なくしては、何事も成就しないからである。

3. 親の誇り 「立教家族」の誇りは、「明朗・親切・純潔・謙遜・正義」という点にありたい。ごうまんな意地悪な父兄は「立教家族」としては落第であるので、親もろともに転校をすすめたいと思っている。××学校型といったような、つんとした何所となく鼻にかけたタイプの親は、キリスト教を教育の核心としている学校の父兄としては、好ましくない。謙遜で、朗らかで、気品があるが、反面、極めて強い正義心を持っている親であってほしい。その上に、教育に熱心であってほしい。「一貫教育の学校だから、ほっておいても、平気だ」といった考えは根本的な誤りで、この立教小学校に入れておけば、どんな学校にでも堂々と入学試験をうけてパスする学問の上の実力と共に、キリスト教精神を身につけた子供に育て上げるという目標と自信を持っているこの小学校であることを心に銘じて、学校前進に一人一人が参加してもらいたい。

4. 教師 教師の質・性格の秀でていることが、どのように子供に影響するかは、申すまでもない。殆んど教師がキリスト者であり、優秀な大学出身で、子供と遊ぶことがこの上もなく好きな人々であるということは何よりも有難い。思い切った教職員の待遇、研究費の助成等を、真剣になって考えている私のねらいが理解出来ると思うが、若々しい・自信のある・高い理想を抱いた教師でなければ、子供に夢を与え、高い発明への手がかりを与えられないからである。「日毎、進みつつある人のみ、教師の資格あり」という名言を、私自身も「座右の銘」として駄馬にむちうっているが、教職員にも「学問」を熱心にすすめている。教師と親と子供とが一体になる時、教育効果が上るのであるから、お互いに話し合って一層立教をすばらしい学校に育て上げてもらいたい。

5. 立教学院の一部としての小学校 いい環境にある場合には、長ければ長いだけ効果は大きいし、そこに育つ人は幸福である。この意味で、「一貫教育」は親・子供・教師にとっては幸福な制度である。故に、立教小学校に入学すれば、立教中学・高校・大学と大部分の子供は最優先で上級学校に入学を許可されることになっている。それだけに責任は重い。学問が出来ることは申すまでもないが、人柄がよくて、キリスト教精神を身につけていなければならない。小学校から育った子供が、各学校で中心にならねばならないからである。それだけに子供は申すに及ばず、親も、自覚を持って、神のみ旨に添うように努力する義務がある。小一六、中一三、高一三、大一四と最低十六年を立教で育つことになる。考えて見れば楽しい。しかし、学校経営の面からは、独立採算で、如何にしても自分の

第2章 立教小学校

力で校舎を建築し、設備を拡充して、名実共に日本一にしなければならない。物質的な面からも、精神的な面からも親の方々のご支援をこい願ってやまない。再び、重ねて云う。子供・親・教師が一体となったすばらしい教育王国が、この池袋のキャンパスの中に発展して行って、立教の光が日本国中に、否、世界中に行わたらんことを！

—立教家族の五つの念願—

1. 子供と共に前進しよう。
2. 謙遜な気持で神に祈ろう。
3. 学校を皆の力で盛り上げよう。
4. 先づ第一に先生を尊重しよう。
5. 礼拝や学校行事には進んで参加しよう。

立教小学校編『立教小学校の教育 立教小学校のキリスト教教育』〔1962（昭和37）年〕 1～11頁

〔立教小学校所蔵〕

資料3 伊藤高清「立教小学校の教育—校長になるにあたって—」〔1978（昭和53）年〕

立教小学校の教育

—校長になるにあたって—

立教小学校長 伊藤高清

昨年の暮、私に校長になるようにという話が出て、家内にそのことを話すと「あなたは、それを引き受けるつもりですか、あなたのような人づき合の悪い人は校長にはとても向いていないでしょう」という。娘は娘で「やはり、クラスの教師が一番似合っているような感じ」という意見である。確かに私はクラスで子どもと一緒に生活している方がずっと好きである。嘗て教頭の時も、教頭がクラス担任をやっていたら、学校がうまく運営されないだろうという話が出た時に、私はそれなら教頭の方をやめて、クラス担任をやらせてもらいたいと頼んで、結局、両方をやっていたことがあった。

しかし、今度の校長をやれという場合は、どうも自分の希望ばかりを通せない気持ちがあった。私に校長になることを望んでくれている人達に対して、特に今はサンフランシスコにおられる、立教小学校創立の大仕事をされた元校長有賀千代吉先生の喜んで下さることを考えた時、私はやはり立教小学校の校長を引き受けなくてはいけない責任を強く感じたのである。

× × ×

立教小学校は、有賀千代吉先生、酒向誠先生と引き継がれて三十年が経った。今私がこの学校の校長になったからといって、その進むべき方向は今までと変わることはない。いや決して変えてはならないのである。私は、立教小学校が出来て何年かたったある日、小学校創設の計画をたてられた当時の大学総長佐々木順三先生の御宅を訪ねて、創設の目的をつぶさに伺う機会を持った。先生のお話では、戦時中、キリスト教である立教が、全くその創立の目的を忘れて、軍の行き方に協力し、チャペルも使えないようにした。これは結局、立教の伝統の弱さに原因があるように思えた。そこでこの学院の中にまだ理屈はよくわからないかも知れないが、小さい子供の時からキリスト教々育を徹底することによって、立教学院に確固とした伝統を作ることが出来るだろうと考え、小学校の創設という運びになった。先生のお話の主旨はこうであった。

そして、昭和二十三年四月の開校のために、当時の教員、有賀先生、田中先生、金子先生、そして私は、神田の方へ箒やバケツを買いに出かけたり、英語のブロックの色ぬりをしたりして準備をした。その準備は全く物のない時代であった為に変な仕事だった。

こうして苦勞して出来た小学校の進むべき道は、今もはっきりしている。私の責任は、学校をその道からはずれないように進めていくことである。

× × ×

ここで、私が小学校教育として特に重きを置いていきたい点を次に記しておこうと思う。

第一は知育である。学校であるから、知育に重点を置くことは当然である。しかし、公立と違って、小学校に入学すれば、中学、高校、大学と一貫した教育を前提としている為に、その教育に耐える子どもが、まず選ばれなくては行けない。そしてその子ども達に対して、一貫教育でなければ出来ない教育がなされることが要求される。

では、一貫教育に耐える子どもとはどういう子どもなのだろうか。前校長は、知能指数一二〇あることが望ましいといわれたが、これも大きな条件の一つであろう。しかし、今では入学時に親から一二〇以上の知能指数を持っているといわれても、決してそれが、その子どもの本来の指数であるかどうかは誠に疑わしい。これは、最近幼稚園や塾で知能検査の練習までやるからである。子ども達が小学校に入学して、二年位して団体検査を実施してみると、知能指数一二〇以上の子どもは三分の一位で、あとの者は大体が一一〇前後で、中には一〇〇以下の子

第2章 立教小学校

もも何人かいる。

では、一一〇位の知能指数では一貫教育に耐えられないかという、そうではない。それだけあれば十分である。人間は知能が高ければそれでよい成績をとるとは限らない。そこには知能の働きを左右する情緒があり、また態度がある。いくら一二〇以上の知能指数があっても、嫌いな勉強であれば、その成績はなかなかあがらない。提出物を出さないで平気な子どもには教師も成績のつけようがないだろう。反対に一一〇位でも、こつこつ勉強する子どもであれば成績はずっとよい。そこで、子どもの意欲や態度の問題が、知能指数と共に考えられなくてはいけないことになる。

次に知育面で、一貫教育でなくては出来ない教育というものが考えられる。今日では、希望する中学進学準備のために、塾通いというのはごく普通のことになっている。余りにも一時的な強制的な詰め込み教育のために、一度その関門を通過してしまうと、気が抜けてやる気を失う子どもが多いようだ。そこには、主体性を育てない勉強の仕方の欠陥がはっきりと現われている。またこうした入試中心の教育では、試験に出る課目だけに重点が置かれ、他の教科はほとんど無視されて教えられないことも多い。

一貫教育には、こうした片寄った教育がない。基礎教育は勿論、音楽、図工等の情操教育、そして体育にも力を入れられ、調和のとれた人間教育が出来るわけである。

私が重点を置く第二の面は、今あげた中で、特に体育である。いくらよい成績をとっている子どもでも、体が弱いのでは何にもならない。むしろこの学校では、健全なる身体を積極的に作ることによって健全な心を作るような体育指導が考えられなくてはいけない。前校長の酒向先生は、その為に施設を充実し、バスケットボールを二面使える広さのある体育館、温室プール、一週二五〇メートルあるマラソンコースを作った。私もこれらの施設を十分に使って子どもの体位をますます向上させていきたいと思っている。今、都会っ児は敏捷性、柔軟性、持久力に欠けているといわれるが、立教小学生の体を調べてみても、全くその弱点をまぬがれない。これ等の弱点に対して如何に指導していくかも今後の体育の課題のように思われる。

第三に人間関係の問題を取りあげたい。人間は他人と一緒にいたいという社会的欲求が強い。しかし、反面、人を殺してしまおうとする残虐性も持っている。このことは脳の研究が明らかにしているところである。そこで、私は人間関係の問題を本校教育の大切な目標の一つに取りあげないではいられない。これは別

に和の教育といってもいいかもしれない。

今日、核家族といわれる家庭を構成している親は、子どもは自分達がどのようにでも作れるものと錯覚している。今では、子どもはさずかったものだという考えはやすい。親は子どもの個性を無視して、自分勝手な要求で、子どもを追いまわす。勉強が出来なければ家庭教師をつけ塾に通わせれば出来るようになると思っている。その結果、子どもは遊ぶ時がない。最近よく新聞に報道される悲劇の原因もそうした親の態度にある。このようにして、自己中心的な親に育てられる子どもが、成長してどうして他人を思う人間になるだろうか。この点については、子どもへの教育と同時に親の教育も大いに考えていく必要がある。

最後に第四番目として、心の教育があげられるが、これはいうまでもなくキリスト教々育である。先の知育も心の教育が基礎にならなければ賢い悪魔を育てるだけになる。体の面でも、心の教育がないから、今日、簡単に命を絶ってしまう子どもの数も増えている。三番目にあげた人間関係についてであるが、これも心の教育が基礎にならなければ、ねたみ、そねみ、ごうまん、そして争いは一層はげしくなり、人の世界はますますみにくいものとなる。聖書の中で主イエスは最も大切な戒めとして「自分を愛するように、あなたの隣人を愛せよ」といわれている。私共は神を知ることによって、人との交わり方を学ぶことが出来るのである。

さて、私が校長となって重点を置こうとする四つのことについて簡単に述べて来たのだが、これらは三角錐のそれぞれの面にあてはめて考えられるように思う。底面になるところを心の教育、即ちキリスト教々育として、他の三つの面を知育、体育、人間関係、和の教育とする。そうすることによってキリスト教々教^(キリスト教)を基礎にして、他の三つの教育が調和をもってなされる本校の教育の仕方が一層はっきり理解されるであろう。これから更に、立教小学校の教育について、教職員と共に研究していこうと思うが、よろしく御指導を頂きたいと切に願う次第である。

『CHAPEL NEWS』第268号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1978(昭和53)年4月
25日 2～3頁

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

資料4 [キリスト教教育研究部の発足] [1981(昭和56)年]

「キリスト教教育とは何か」

—キリスト教教育研究部報告—

1981年6月

はじめに

講演の記録（梗概）

「詩とさんびと霊の歌」（辻 莊一）

「私の聖書の読み方」（中沢治樹）

「キリスト教教育とは何か」（柳原 光）

「聖書の教育観」（竹内 寛）

「聖公会とは」（遠山隆夫）

「人間の姿と教育的意義」（西村哲郎）

むすび

はじめに

1979年度より、本校の教育を支える研究部門として、「教科研究部」「体育研究部」「生活指導研究部」と共に「キリスト教教育研究部」が発足した。それ以前の本校におけるキリスト教教育研究は、各学期チャプレンを中心に行われていた聖書教室、年に何回か行われていた教育懇談会などにおいてなされていたのであるが、この研究部の発足により、組織的に研究が進められ、またその研究成果が後の為に積み重ねやすくなった事は、よろこばしい事である。と言ってもこの研究会の発足は、本校のキリスト教教育及びその研究に、無から有に転じたという程の変化をもたらした訳ではない。そもそも立教小学校は、創設の時からキリスト教教育をその教育の第一義的目標としていた訳で、以来30余年に亘って、着々とその成果を上げて来ているからである。

しかし、池袋という環境が示す通り、児童に対する自然的、社会的環境は、世俗の波におされて年々悪化の一途をたどるのみである。この様な状況下において、より強調しなければならない事は、ここを巣立つ者に、もっと強く「世の光」たるそして「地の塩」たる自覚を持たせる事ではなからうか。その様な意味においてもここに「キリスト教教育研究部」が活動を開始した事は、有意義な事であると同時に、責任多き事であると思う。

当研究会が発足して、第一回目の研究部委員会において話し合われた事は、「立教のキリスト教教育とは何であるのか、それを確認してみよう」という事であった。そのために、我々は初心にかえって、学院内の専門家から「キリスト教

教育とは何か」というテーマで講演をしてもらおうという事になった。そこで、発足の1979年度と続く1980年度、我々の研究会は、可能な限り徹底してその様な講演会に当てられたのである。2年間のうちに6回持たれた講演会の講師と演題は次の通りである。

辻 莊一（立教大学名誉教授）

「詩とさんびと霊の歌」（コロサイ書3：16をめぐって）

1979年6月21日

中沢治樹（立教大学名誉教授）

「私の聖書の読み方」

1979年10月4日

柳原 光（プール学院短大学長、元立教大学教授）

「キリスト教教育とは何か」

1980年6月10日

竹内 寛（立教大学名誉教授、立教女学院院長）

「聖書の教育観」

1980年6月26日

遠山隆夫（立教小学校チャプレン）

「聖公会とは」

1980年10月2日

西村哲郎（立教学院長・中・高校長）

「人間の姿と教育的意義」

1980年12月10日

上述の2年間をふりかえって、つくづく感じる事は、立教学院のキリスト教の根の深さである。今までは眼には見えなかったけれど、立教小学校のキリスト教教育は、この様な学院から生え出た、しっかりした根に支えられているのだという確信が得られた。今後の課題は、それ等の根からいかに多くを吸い上げ、枝を張り、葉を繁らせ、花を咲かせるかということである。

研究部の活動3年目を迎えるに当り、初めの2年間で確認した6本の根を、簡単に紹介して研究部報告としたい。

〔略〕

白寄 穹・田中 司「キリスト教教育とは何か」立教小学校編集委員会『いぶき（立教小学校・研究紀要）』第6号 立教小学校長伊藤高清 1981（昭和56）年8月 257～259頁

第3節 教科、時間配当、学校行事、フレキシブル・エデュケーション

本校は、キリスト教の精神に基づき、「教育5目標」を掲げ、さまざまな教育実践に取り組んできた。本校の教科学習の第一の特色は、創立以来、必修教科のほかに、1年生から、聖書の時間や英語の時間が設けられてきたことがあげられる(資料1)。また、教科外活動としては、読書指導と自由研究の時間を設けたほかに、クラブ活動をはじめ、児童会活動、学校行事を行っているが、なかでも、学校行事は、創立時から教会暦に即した多彩な行事が生まれ、本校のもうひとつの特色をなしている。資料2には、一年間の主な行事日程を収め、資料3～7まで、初期の学校行事に関する個別資料を収録してある。さらに、酒向誠校長時代、1970(昭和45)年には、研究集録『いぶき』を発刊(資料8)し、1974(昭和49)年以降、酒向校長の念願であったフレキシブル・エデュケーション(全校5日制)が採用されたことも特筆される(資料9)。これは、教科内容の精選整理と時間的にゆとりのある自主的な学習のできる子どもを育てるために考えられたものである。文部省の「ゆとり」の時間が設けられる以前に導入された本校独自の教育システムとして注目される。現在もこのシステムは、しっかりと保持されている。

(倉田 昶・田中 司)

資料1 教科と時間配当 [1951(昭和26)年]

教科と時間配当

文部省から出されている教科についての時間配当参考資料は左の通りである。

(二十六年改訂学習指導要領)

第3節 教科、時間配当、学校行事、フレキシブル・エデュケーション

教科	学年			
	1	2	3	4
国語 算数	45%～40%		45%～40%	
社会 理科	20%～30%		25%～35%	
音楽 図工	20%～15%		20%～15%	
家庭				
体育	15%		10%	
計	100%		100%	

本校では右の配当表により、更に宗教々育、英語を附加して、教科の時間を作成している。

宗教々育 各学年 一週三時間
(但日曜日を二時間に数える)

英語 一年 一週二時間
二、三年 “ 三時間
四年以上 “ 四時間

本校に於ける教科目並に毎週授業時数は左の通りである。

第2章 立教小学校

	図 書	習 字	体 育	図 工	音 楽	理 科	算 数	英 語	聖 書	社 会	国 語	学 年
22			2	2	2	2	3	2	3	2	4	1
26			2	2	2	2	4	3	3	3	5	2
27			2	2	2	2	4	3	3	4	5	3
31			2	3	2	3	4	4	3	5	5	4
33			3	3	2	4	4	4	3	5	5	5
33			3	3	2	4	4	4	3	5	5	6

『立教小学校教育要覧』立教小学校 1951（昭和26）年
〔立教小学校所蔵〕

第3節 教科、時間配当、学校行事、フレキシブル・エデュケーション

資料2 1年〔間〕の主な行事〔1951（昭和26）年〕

一年の主な行事

四月	上 中 下	入学式 一学期開始 始業式 イースター	五月	上 中 下	憲法発布記念日休み（五月三日） 子供の日 立教祭 母の日 運動会
六月	上 中 下	遠足	七月	上 中 下	単〔短〕縮授業開始 第一学期終了 夏休み キャンプ
八月	上 中 下	夏休み 補習	九月	上 中 下	第二学期開始 夏休み作品展覧会 単〔短〕縮授業終了 秋分の日（二十四日）
十月	上 中 下	運動会 遠足	十一月	上 中 下	新入生募集開始 文化の日（三日） 感謝祭
十二月	上 中 下	クリスマス 第二学期終了	一月	上 中 下	入学考査 第二学期開始 新年日曜礼拝開始 成人の日（十五日）
二月	上 中 下		三月	上 中 下	終業式

学 期

第一学期 四月一日より八月三十一日迄

第二学期 九月一日より十二月三十一日迄

第三学期 一月一日より三月三十一日迄

休業日

土曜日、祝祭日、創立記念日

春季休業 三月二十日より四月五日迄

夏季休業 七月二十日より八月三十一日迄

冬季休業 十二月二十五日より一月七日迄

『立教小学校教育要覧』立教小学校 1951（昭和26）年

〔立教小学校所蔵〕

資料3 〔学校行事〕〔1951（昭和26）年〕

新入学児童の為の日曜学校

入学試験を通過し、本校の入学を許された児童は試験結果発表された次の週の日曜日から毎日曜日登校し、日曜学校教育を受ける。

これは単に宗教々育の面で意義があるのみならず、教師は子供について来る母父より、子供について種々の情報^(マ)を集取し、入学後の教育の万全を期すことが出来る。又通学地域の広い本校児童にとっては早くから、学校に通学していることにより、入学式を終了して、いつまでも親の手をかりて通わなくてすむようになる。

復活日

復活日、キリストのよみがえり給えるこの日は全キリスト教信徒にとっては意義深い一日である。宗教々育を中心としている本校では、この日は特に一年の中の主な行事として、キリスト復活を全校こぞって祝うと共に、その真の意味を子供に教える。

今年度の復活日

三月二十五日

礼 拝 （大学チャペル）

幻 燈

映 画 ヤイロの娘

卵をもたせて帰す。

イースターの日の決め方

イースターの日^(マ)は月によって決められる。常に三月二十一日以後の最の満月につづいて来る日曜日がイースターと決められる。三月二十一日は春分とされており、もし月が三月二十一日に満ちて而も此の日が土曜日であればイースターは四月二十一日となる。

一九五一 三月二十五日

一九五二 四月十三日

一九五三 四月五日

一九五四 四月十八日

立教祭—五月五日—

毎年五月五日は立教学院創立記念日として、学院全体でこの日を祝うことになっている。

立教の創立を「立教大学沿革」の中にもみると次のように書いてある。

安政六年、日本伝道のため、米国聖公会伝道会社より派遣せられたる、監督
チャンニング・ムーア・ウィリアムス博士は当初長崎に居住したりしが、
明治六年居を東京に移すに及び、明治七年二月、築地居留地七十番館を借受
け、一の私塾的の学校を創設せるが、是れ実に「立教学校」の濫觴なり。当
時は学生数に五名にすぎず、ブランシェー・クーパー・ニューマンの諸氏主
として之が教授の任に当れり。

(立教大学一覽昭和十五年度より)

かくて、これより、今年は七十七回目の創立記念日を迎えている。

当日は学院全体休業

小学校では四年生のみ立教祭式典に参加した。(二十六年度のもの)

母の日

母の日は五月の第二日曜日に行われる。この日は子供の教育もここに重点がお
かれる。本年度行った母の日のプログラムは次の通りである。

児童集合時間 八時半

礼拝 於大学チャペル

第一部

礼拝式順序

- 一、聖歌 (一三七)
- 一、聖書 (箴言 第六章二〇節―二一節)
児童により朗読 (3年□小安良)
- 一、主の祈り
- 一、お話 有賀主事
- 一、聖歌 (五一五)
- 一、献金 (父母のない子供達のために)
- 一、特禱 (聖霊降臨日)
- 一、お祈り
- 一、祝禱
- 一、頌栄 (四〇〇)

第二部

於 母子像

- 一、母の日の歌
- 一、子供のあいさつ (1年奥田)。

第2章 立教小学校

一、献花 各学年代表

一、母の歌 お母様有志

尚、式後、子供達には母の日のカート〔ド〕を渡す。前以て描かせた母の絵を各学級の教室に展覽し、母を慰める。

同時に学校で集録した名士の母への言葉集も展覽。

母の日の由来

北米合衆国の東海岸ウェスト、ヴァージニア州の片田舎、ウェブスター町のメソヂスト教会で、二十六年間日曜学校教師を務めていた熱心なキリスト教信者ヂェルヴェス夫人が或る日、日曜学校で、モーゼの十誡の中「汝の父と母を敬え」という条を説明している時、ふと「母親の恩の深いことを人に悟らせる方法を考えるように」といった事があった。

その後、永眠したヂェルヴェス夫人の追悼会が開られた際、アンナは母の日曜学校^{〔ママ〕}でいった言葉を思い起しつつ一束のカーネーションの花を贈ったが、この事は来会者に非常な感銘を与え、毎年、又外の教会でも追悼会が開かれる事になった。

アンナは百貨店主、ジョン、ワナ、メーカー氏に計り、西暦一九〇八（明治四十一年）^{〔ママ〕}五月第二日曜日、同氏経営の店頭で記念会を開いたのがフィラデルフィアの新聞で大いに好評を受け、その後十九年間に欧州諸国、アジアアフリカの隅々まで母の日を守る事になった。

運動会

運動会は小学校式で行うものの他に、他の姉妹校と合同で行うものがある。春は立教女学院小学校との合同運動会、秋には小学校単独の運動会と大学、高等学校、中学校との合同運動〔会〕がある。

二十六年度の運動会の経過は左の通りである。

◎女学院小学校との合同運動会

日時 五月十八日（金）午前九時

場所 久我山立教女学院小学校運動場

（池袋小学校は自動車にて定刻までに到着）

プログラム

一、合同体操

二、徒競争

三、ダンス（チェボカ）

三

四、玉入れ

一

第3節 教科、時間配当、学校行事、フレキシブル・エデュケーション

五、はしごくぐり	五
六、ダンス（ヴァーシニアリアル）	四
七、つな引き	一、二
八、徒競争	三
九、Relay Using Musical Instruments	六
十、ダンス（セブンスステップス）	二
十一、輪くぐり	四
十二、徒競争	一
十三、ダンス（コロブチュカ）	六
十四、つなひき	三、四
十五、大玉ころがし	二
十六、Who is my partner.	四
十七、ダンス（ダンス オヴ グレイティング）	一
十八、メデイシンボール	三
十九、リズム体操	五
二十、父兄競争	
二十一、リレー	各学年選出

十二時終了

◎小学校単独運動会

日時 十月十二日（金）

場所 小学校校庭

小学校運動会を開催するに当たり、左の如き分担を決める。

総務	有賀 宮崎
進行	阿部
賞品	門脇
出発合図	福島
審判	担任一名、芹沢
放送	小林
音楽	波多野
接待	原
記録	渡辺 山下
衛生	竹田
用具	山崎

第2章 立教小学校

児童監督 担任

×賞品による競争をさけ、本来の運動会の意味を体得させるを以って、賞品にはリボンを以てする。

赤リボン—一等、紫—二等 黄—三等。

× 全校生徒を紅白に分け、点数により勝負を決める。

プログラム

一、集 合 午前八時四十分

二、礼 拝 午前八時四十五分

三、演技開始 午前九時

1、合同体操 全体

2、徒競走 四年

3、ダンス 三年

4、だるまさんしっかり 二年

5、徒競走 一年

6、置換競争 四年

7、つんぼとめくら 三年

8、徒競走 二年

9、ダンス 一年

10、綱ひき 三、四年

11、幼児競争 幼児

12、徒競争 三年

13、ダンス 二年

14、徒手体操 四年

15、親子競争 一年

16、ペイジェント 三年

17、父兄職員競争

18、リレー

四、閉關（マツ）の祈り (十二時終了)

給食後帰校

◎立教学院運動会

日時 十一月一日

場所 ナイルキニック

小学生は全学年参加、午前中に演技を行い午後は自由。

小学生のする種目

一〇〇米徒競走	四年
盲人と哑	四年と大学
五〇・六〇米徒競争	一、二年
八〇米徒競争	三年
リレー	大高中小より選出

遠足

遠足は郊外指導、又は野外指導といわれ、平生の教科内容と密接に関連を以てなされるものである。従って、その回数、期日、場所の各学年異なるは当然である。

今年度の各学年の遠足の場所

四年生

六月 一 日 石神井
九月二十八日 長瀨

三年生

六月 十三 日 井の頭公園
十一月 五 日 村山 ユネスコ村

二年生

四月二十五日 植物園
十一月 五 日 村山 ユネスコ村

一年生

十月二十六日 井の頭公園

◎遠足の翌日は原則として休みとしない。

キャンピング

夏休みを利用して行われるキャンピングは の児童の自主性をのばし、社会人として生活する上に最も必要な共同生活への具体的な態度を教える機関であるが、教師にとっては教室を離れた寝食を共にする生活の中から、児童の赤裸々な生活態を学ぶ唯一の機会であるともいえる。

本校では創立以来、今年で第四回のキャンプを迎えている。然し、未だ全校生徒の参加するものとなっておらず、希望者のみのものに止っている。

今年までの経過の概略は次の通りである。

年度	場所	参加学年	児童数	引卒〔率〕者数	期日	宿泊数
----	----	------	-----	---------	----	-----

第2章 立教小学校

二十三年度	東山荘	一学年	四〇 六	八月六日—九日	三泊四日
二十四年度	東山荘	一・二学年	八一 十二	七月二十一日—二十五日	四泊五日
二十五年年度	日光田母沢	一・二・三学年	一七二 十六	七月二十一日—二十四日	三泊四日
二十六年年度	東山荘	一・二・三・四学年	一九六 二十二	七月二十日—二十三日	三泊四日

キャンプへ出来る丈多くの児童を参加させる為に、経費の点を考慮し、毎月の積立てを実施することにした。

二学期より毎月二百円ずつ積立てる。但これは強制的のものではない。

今年度の準備

キャンプの話は既に四月頃から始められており、正式にその計画を建てられるようになったのは五月上旬からである。

五月 七日	職員会議	東山荘に決定
五月十四日	〃	汽車時間、及経費
六月十一日	臨時会議	参加人員
六月二十九日	職員会議	〃
七月 九日		昼食及必要品の件
七月十二日	臨時会議	最後の打合せ
		各職員の任務分担
		一日の行事
		部屋の割当
		携行道具

—予想されるキャンプ場—

一・二年 東山荘

三・四年 ?

五・六年 八ッヶ岳清泉寮

収穫〔穫〕感謝祭

肉体的な健康は食物によって与えられる。その食物をお与え下さる神に感謝するのがこの日である。然し同時に精神の健康にも感謝が捧げられなくてはならない。

肉身〔親〕への感謝が母の日であるならば、物への感謝は収穫〔穫〕感謝日であるといえる。

この日は児童は野菜菓〔果〕物少しずつ持参しチャペルにて神に捧げ、感謝の祈りをする。

クリスマス

第3節 教科、時間配当、学校行事、フレキシブル・エデュケーション

主イエスの御誕生を祝う日である。暦は此の日から始まる事を心にとめて教育に当らなくてはならない。

今年度のクリスマス行事日程

十二月二十二日 クリスマス祝会

十二月二十五日 クリスマス礼拝

『立教小学校教育要覧』立教小学校 1951 (昭和26) 年

[立教小学校所蔵]

資料4 〔第1回 立教学院・立教女学院小学校プレーダーのプログラム (案)〕

[1950 (昭和25) 年]

立教学院／立教女学院小学校プレーダー

集合 8:50 9:00

礼拝 9:00 9:10

- 1 合同体操
 - 2 徒競走 5 年
 - 3 ダンス〔CSAEBOGAR〕 3、4年
 - 4 玉入れ 1 年
 - 5 徒競走 2 年
 - 6 ダンス (DANCE OF GREETING) 1 年
 - 7 徒競走 3 年
 - 8 二人三脚 5、6年
 - 9 ダンス (Bow Bow Bow) 2 年
 - 10 徒競走 1 年
 - 11 ダンス〔GATHERING PEASCODS〕 5、6年
 - 12 つなびき 1、2年
 - 13 徒競走 4 年
 - 14 表現遊び ^{〔ママ〕}ヘンデルとグレーテル 3 年
 - 15 大玉ころがし 2 年
 - 16 メデシンボール 3 年
 - 17 徒競走 6 年
 - 18 玉はこび 4 年
 - 19 リレー 1、2、3、4、5、6年
- 集合

第2章 立教小学校

終礼 12:30

[第一回教員会資料] 1950(昭和25)年

[立教女学院小学校所蔵]

資料5 [1949年度] 立教小学校秋季運動会プログラム [1949(昭和24)年]

昭和24年10月14日

立教小学校 秋季運動会プログラム

一) 始めの集まり 9.00

1. 聖歌……………あさのいのり
2. お祈り……………
3. お話し……………
4. 準備体操……………

二) 競技……………9.30

1. 徒競走……………(一年)
2. 兎と亀……………(二A)
3. 障礙物競走……………(二B)
4. 巨人の足跡……………(P. T)
5. 遊戯なかよし……………(一年)
6. 徒競走……………(二年)
7. 盲目列車……………(P. T)
8. ピエロの競い……………(一年)
9. 遊戯どんぐり……………(二年)
10. ボールケリ……………(P. T)
11. 球入れ……………(一年)
12. 学校へ……………(二A)
13. 鐘きゝ……………(二B)
14. 親子競走……………

三) 終りの集まり

1. 終末体操……………
2. お話し……………
3. 賞品授与……………
4. お祈り……………
5. 聖歌……………さよならみなさま

こうか

- | | | |
|----|-------------|----------|
| 一、 | ふようのたかねを | くもいにのぞみ |
| | むらさきにおえる | むさしのはらに |
| | いかしくそばだつ | われらがぼこ |
| | みよ みよ りっきょう | じゅうのがくふ |
| 二、 | あいのたましい | せいぎのこころ |
| | あしたにゆうべに | きたえつねりつ |
| | ほうかにささげる | われらがぼこ |
| | みよ みよ りっきょう | じゅうのがくふ |
| 三、 | ほしふるいくとせ | でんとう うけつ |
| | とうざいぶんかの | すいびをこらし |
| | えいこうかがやく | われらがぼこ |
| | みよ みよ りっきょう | じゅうのがくふ |

〔秋季運動会プログラム〕1949（昭和24）年10月14日

〔立教小学校所蔵〕

資料6 第1回クリスマス祝会

資料6-1 〔第1回プログラム〕〔1948（昭和23）年〕

《表紙》

メリークリスマス

プログラム

昭和二十三年十二月

立教小学校

1. クリスマス挨拶
2. 聖書朗読 マタイ伝 第二章
第一節—第十二節
3. クリスマスソング
 1. メリークリスマス
 2. トゥインクル、トゥインクル
4. 劇“もみの木” A組

もみの木は、どうして、クリスマスツリーになったのでしょうか。

5. クリスマスソング

第2章 立教小学校

1. お舟が三ぞう
2. ROCKING
3. もみの木まなかに
6. 劇“太陽と風” B組
イソップのお話
太陽と風との力くらべ
どちらが勝つでしょう
7. 聖劇 A.B組合同 会衆一同

開幕前

うた

1. “きよしこのよる ほしはひかり すくいのみこは
みははのむねに ねむりたもう ゆめやすく
2. きよしこのよる みつげうけし ひつじかいらは
みこのみまえに ぬかずきぬ かしこみて”

一幕の終

“Little Jesus sweetly sleep, do not stir;
We will lend a coat of fur, We will rock you, rock you, rock you,
We will rock you, rock you, rock you,
See the fur to keep you warm.
Snugly round your tim [n] y form.”

四幕

1. “みたりのはかせ いやしろもちて ひがしのかたより やまぢこえて
一同折返
あゝ みいつかゞやく くすしきほしよ にしのみとのまで みちびきませ
2. ダビデのすえに こがねをささぐ このよをおさむる きみにませば
一同折返
3. かしこみふして にゅうこうささぐ おがめやよのひと 主なるかみを
一同折返
4. なやみをしめす もつやくささぐ そのみはほふられ はかにおかれん
一同折返
5. あめつちほむる このおさなごは わがきみわがかみわがいけにえ
一同折返”

二幕のはじめ

第3節 教科、時間配当、学校行事、フレキシブル・エデュケーション

1. “ひつじをかうもの よるまきばにて たえなるかゞやき みておののけり
2. あまたのみつかい そらにあらわれ こえうちあわせて たたえうたえり
3. かみにはみさかえ ちにはおだやか ひとにはみめぐみ とこしえにあれ”

最後

“Merry Christmas to you, Merry Christmas to you,

Merry Christmas Dear Children.

Merry Christmas to All!

8. サンタクロース登場

うた “サンタのおぢさん”

サンタのおぢさん おみやをせなに こんやはひとばん おあるきなさる

サンタのおぢさん おみやのふくろ ぼくらのうちへも いれてってちょうだい

9. お祈り

10. 聖歌 44

1. みつかいの 主なるおおきみ よにあれませり わがともよ
うたいつつ ダビデのむらに きたりておがめ きたりておがめ
きたりておがめ キリストぞ
2. しづのめの いやしかるをも いとわでやどる かみのみこ
ひかりより いでじ〔し〕ひかりを きたりておがめ きたりておがめ
きたりておがめ キリストぞ
3. いとたかき あめなるかみに みさかえあれと ほめたたえ
こえあげて みつかいうとう きたりておがめ きたりておがめ
きたりておがめ キリストぞ
4. うちつどい このひをいわえ かみのみことば ひととなり
きょう うまれ よにあらわれぬ きたりておがめ きたりておがめ
きたりておがめ キリストぞ

終

〔メリークリスマス〕1948（昭和23）年12月

〔立教小学校所蔵〕

資料6-2 伊藤高清「第一回のクリスマスの祝会」〔1948（昭和23）年〕

「第一回のクリスマスの祝会」

校長 伊藤高清

第一回のクリスマスをしたのは、今から三十五年前のことである。

第2章 立教小学校

昭和二十三年の学校がスタートした四月には、今の建物の前の木造校舎もまだ完成していなかった。そこで、中学のこれも今建っている鉄筋校舎の前にあった木造の校舎の二教室と職員室のために小さな部屋一つを借りて始められた。戦後すぐのことであったから、お金も物もない時であった。子どもを遊ばせるボールだって容易に手に入られなかったし、授業で使う紙や、クレヨン等は配給で、数も制限されていた。ドロボーも多くて、こういう物もしっかり管理しておかないと、盗まれてしまう時代だった。そこで、その頃、ただ一人の若い男性教師であった私は、家も遠かったこともあって、職員室の角にベッドを置き、そこで泊ることになった。大体、この建物も、どこからか移築したものらしく、相当にいたんでいた。だから、雨の日には、眠っているベッドの上に雨水がポタポタともれて落ちてくる。借りている建物の修理にまでお金をまわすことができず、仕方なくベッドの上にテントを張って過ごす夜もあった。

たった教室が二つしかないので、A B合同で催しものをする時は、また大変だった。中学や大学の大部屋をさがし、そこを使わせてもらった。

最初のクリスマスは、タッカーホールの西にある元の中学の剣道場だった。教室を二つ位合わせた広さの部屋の奥に太い針金をはり、それにカーテンになるような大きな布をつるして臨時の舞台をつくった。

「十二月二十五日、午前九時、中学道場二階に於て、小学校のクリスマス祝会を致します。子どもの話、劇、歌などをし、子どもへの贈り物の後、弁当を開いて昼食を共にし、二時頃教会、できれば新校舎に於て致したいと思います。

初めてのクリスマスなので厳粛に、その意義を教えたいと思います。」

これが、クリスマスの行事をする前に親に配られたPTA通信の知らせである。

二十五日の朝、大勢の親が集まり、第一回のクリスマスの祝会が始まった。プログラムはスムーズに進んで、最後の聖劇になった。やっと方々からかき集めた白や色のついた布地を舞台のそでの狭いところで、素早く子どもの体につけなくてはいけない。天使は天使らしく、羊飼いは羊飼いのように。博士やマリヤ、ヨセフもそれらしく。たった二、三人の教師が二十人ばかりの子ども全部にしかも短時間にやるのだから、大変な作業であった。子どもの中には、衣装をつけてもらおうと嬉しくて勝手にカーテンの外へとび出して、外の子どもを笑わせる。そんな子どもにも注意を向けながら、やっと準備ができ、子どもを舞台の上に並べた。

明るい部屋の中でも、「きよしこの夜、星はひかり……」の歌で、暗い夜を想像してもらいながらの開幕である。そしてカーテンが開いた。と、とたんに、客席の子どもから、どっと笑い声が起こった。親も笑っている。何かおかしいこと

第3節 教科、時間配当、学校行事、フレキシブル・エデュケーション

でもと思って、前へ回ってみると、どうだろう。天使の子どもの体につけた白いシーツは、洗濯したばかりで、のりがついていてピンピン。まるで水で固まった人形を思わせる。マリヤは、腰の周りに布をまくのを忘れて、ニョッキリと二本の脚が出ていて、これまた誠に奇妙な小人といった感じ。急いで頭にむすんだ羊飼いの頭巾が片目をふさいで、見にくそうにしている子どもがいたり……。

そうして観客の子どもが笑うと、舞台の子どもも笑う。教師も笑い出す。

厳粛にと思ってやった聖劇がとんでもない形になってしまった。しかし恐らく二千年の昔、急に起こったイエスの降臨に、大あわてで迎えた人だって方々にいただろうが、今考えると、第一回のクリスマスはそんな場面を描いていたようにも思える。

『PTA通信』第1603号 立教小学校 1982（昭和57）年12月20日 2面

〔立教小学校所蔵〕

資料7 第一回立教小学校卒業礼拝式順序 [1954（昭和29）年]

《表紙》

第一回立教小学校卒業礼拝式順序

昭和二十九年三月二十二日、午前十時

於 立教学院 諸生徒礼拝堂

順序

一、聖 歌 三六〇（一同起立）

- | | | |
|--------|-------|----------|
| 一、さかえに | みちたる | かみのみやこは |
| とこしえの | いわの | いしづえかたく |
| すくい | いしがき | たかくかこめば |
| みたみの | やすきに | たれかはおかさん |
| 二、つきせぬ | あいより | いのちのいずみ |
| ゆたかに | わきいで | くめどつきねば |
| かみの | みたみらは | かわくときなく |
| あふるる | めぐみに | たえずうるおう |
| 三、かみに | まもらるる | みやこの たみは |
| はかなき | たのしみ | むなしきとみに |
| ほこる | よのひとの | あざみに あうも |
| こよなき | よろこび | つゆも かわらじ |

第2章 立教小学校

○聖 語

なんじのわかき日になんじの造主^{つくりぬし}をおぼえよ。 伝道之書 第十二章一節

○主 の 祈

天にまします我らの父よ、願わくは、み名を聖となさしめたまえ。み国をきたらしめたまえ。み心を天におけるごとく、地にも行わしめたまえ。我らの日用のかてを、今日もあたえたまえ。我らに罪をおかすものを、我ら許すごとく、我らの罪をも許したまえ。我らを、こころみにあわせず、悪より救いいだしたまえ。国もちからも栄も世々に父のものなればなり、アァメン



会 師 主よ。我らの口を開きたまえ

会 衆 我ら主のほまれをあらわすべし

会 師 神よ。すみやかに我らを救いたまえ

会 衆 主よ。疾く来りて我らをたすけたまえ

会 師 父と子と聖霊に栄光あれ

会 衆 始めにあり、今あり、世々限りなく在るなり

会 師 汝ら主をほめまつれ

会 衆 主の御名をほめまつるべし

○詩 篇 第百十九篇（一〇五——二）（会師と交互に一節ずつ誦す）

一、なんじの聖言^{みことば}は わが足の燈火^{あしともしび}なり

わが路^{みち}のひかりなり

一、われ汝のたゞしき審^{さば}きをまもらん

我これを誓^{ちか}い且^{かつ}かたくせり

一、われ いと いたく くるしめり

主よ願わくは聖言に從いて我をいかし給え

一、主よねがわくは誠意よりする我口^{まごころ}の献げものをうけ

なんじの審判^{さばき}をおしえたまえ

一、わがたましいは常に危^{あやう}きを犯^{おか}す

されど我なんじの法^{のり}をわすれず

一、悪きものわがためにわなをもうけたり

されどわれなんじのさとしより迷い出でざりき

一、われなんじの諸々のあかしを永遠にわがゆざりとせり

これらは我が心をよろこばしむ

一、われなんじのおきてに心をかたむけたり

われたえず終りまで之をまもらん

父と子と 聖霊に 栄光あれ

始にあり、今あり、世々限りなくあるなり アァメン

(一同席につく)

○聖 書 ヨハネ伝 第十五章一節一七節 五年生 茂木正寿

我は眞の葡萄の樹、わが父は農夫なり。おおよそ我にありて果を結ばぬ枝は、父これを除き、果を結ぶものは、いよいよ果を結ばせん為に之を潔めたもう。汝らは既に潔し、わが語りたる言によりてなり。我に居れ、さらば我なんじらに居らん。枝もし樹に居らずば、自ら果を結ぶこと能わぬごとく、汝らも我に居らずばまた然り。我は葡萄の樹、なんじらは枝なり。人もし我におり、我また彼におらば、多くの果を結ぶべし。汝ら我を離るれば、何事をも為し能わず。人もし我に居らずば、枝のごとく外に棄てられて枯る、人々これを集め火に投入れて焼くなり。汝等もし我に居り、わが言なんじらに居らば、何にても望に随いて求めよ、然らば成らん。

○奨 励 (卒業生へのことば) 院長 佐々木 順三

一、聖 歌 二二四 (一同起立)

一、 たてよ いざたて	主の つわもの
みずや みはたの	ひるがえるを
すべての あたを	ほろぼすまで
きみは さきだち	ゆかせ たまわん
二、 たてよ きかずや	主のつのぶえ
いざ たたかいの	かどで いそがん
きみが てにつく	このみ なれば
くもなす あたも	なにか おそれん
三、 たてよ わが主の	ちからにより
かみの よろいを	かたく まとい
みたまの つるぎ	うち かざして
おのが もちばに	いさみ すすめ
四、 たてよ いくさは	やがて おわり
とわの かちうた	たかく うたい
つきぬ いのちの	かむりをうけ
さかえの きみと	ともに おさめん

(着 席)

第2章 立教小学校

○卒業証書及賞状授与

一、聖 歌 五〇四 (起立)

(卒業生)

一、みかみの	たまいし	こころの	たまを
みがきし	まなびの	いえを	たちいで
ゆくてを	ことにし	たがいに	わかる
わかれて	いづくに	ゆくとも	ともに
おしえの	ひかりを	よにか	やかさん

(在校生)

二、なれにし	まなびの	いえを	わすれず
おしえの	みおやの	めぐみを	おもい
かみの	みさかえを	つねに	あらわし
したしき	ともどち	うから	やからに
まことと	あいとを	いえず	とにせよ

(一同共に)

三、まなびの	まどにて	かたく	むすべる
むつびの	くさりは	とくる	ときなし
うみやま	へだてて	みは	はなるとも
こころと	いのりは	ともに	ゆきかい
はげみ	つくさまし	よになす	つとめ

(一同 起立のまま)

○使徒信経

我は天地の造主・全能の父なる神を信ず。我はそのひとり子われらの主イエス・キリストを信ず。主は聖霊によりてやどり、おとめマリヤより生まれ、ポンテオ・ピラトのとき苦しみを受け、十字架につけられ、死にて葬られ、よみに下り、三日目に死にし者のうちより甦えり、天にのぼり、全能の父なる神の右に座したまえり、かしこより来りて生ける人と死ねる人を審きたまわん。我は聖霊を信ず。また聖公会。聖徒の交り。罪の許し。身体の復活。限りなきいのちを信ず。

アアメン

○

会 師	願わくは	主なんじらと	ともに	いますことを
会 衆	願わくは	主なんじの霊と	ともに	いますことを

会 師 我ら祈るべし

(みな ひざまづく)

会 師 主よ。我らを あわれみたまえ

会 衆 主の救いを あたえたまえ

会 師 主よ。我が天皇に幸をくださったまえ

会 衆 主よ。ききたまえ

会 師 主よ。主の教会を 祝したまえ

会 衆 主よ。ききたまえ

会 師 願わくは、我が国の人々みな み子イエス・キリストを信じ、
凡ての人みな心を一つにして主をあがむるときを 来たらせ
たまえ

会 衆 主よ。ききたまえ

会 師 願わくは、平和と栄とをあたえたまわんことを

会 衆 主よ。ききたまえ

会 師 我ら祈るべし

(一同 ひざまづく)

○祈 禱 チャプレン 司祭 桜井 享

一、聖パウロ改心日特禱

神よ、主は使徒パウロの伝道によりて福音の光を全世界に照し給えり。願わくは其の改心を記憶し、之を感謝して、その宣伝えし聖なる教に従うことを得させ給え。

主イエス・キリストによりて冀い奉つる。アメン

一、卒業感謝のため

慈悲深き天の父よ。今日つつがなく立教小学校の学業を終了したる兄弟達の故に感謝し奉る。願わくは今我らの献ぐる感謝を受納れ給いて、その心に主の愛を充しよるこびて御心に従う事を得させ給え。

主イエス・キリストに依りて冀い奉つる。アメン

一、小学校のため

全能の神・天の父よ、主はその子供らを主の公会の保護と教育とに委ね給えり、願わくは立教小学校を祝し、天よりの智慧をもって教ゆる者、学ぶ者を照し、喜びて主の真理を学び、生涯主をあがめ、主に仕うることを得させたまえ。主イエス・キリストによりて冀い奉つる。アメン

一、父母と教師のため

第2章 立教小学校

智慧の源なる神よ、御名に依りて建てられたる立教小学校をみそなわし、
父母と教師の会を祝し導き給え。願わくは、我らのつとめの大なるを覚え
しめ、常に聖旨にかなう善き働きをなさしめ給わんことを、主イエス・キ
リストの御名によりてこいねがい奉つる。アアメン

一、祝 禱 東京教区主教 蒔田 誠

一、聖 歌 二四五 (起立)

一、いぎや	ともに	こえうち	あげて
くしき	みわざ	ほめ	うたわまし
つくり	ましし	あめ	つち みな
かみに	よりて	よろこび	あり
二、ははの	むねに	ありつる	ひより
わがふむ	みち	まもり	さきおう
いまも	のちも	あたを	ふせぎ
よの	わざわい	のぞき	たまわん
三、まよいを	さり	やすきを	あたえ
つねに	めぐみ	なぐさめ	たもう
ちちなる	かみ	みこ	みたまに
よよ	みいつと	み	さかえあれ

アアメン

卒業感謝会 (於 礼拝後講堂)

司会 主事 有賀千代吉

○国 歌 君ヶ代

○挨拶 校長 佐々木順三

○在校生送辞 (英語) 五年生 橋本 孝

(日本語) 五年生 城田 裕

○卒業生答辞 (英語) 越森崇夫

(日本語) 町田哲彦

○祝 辞 P・T・A幹事長 落合勝一郎

卒業生へアルバム贈呈

○来賓祝辞

—×—×—×—

一、主 の 祈

一、祝 禱

一、聖 歌 四九七（かみともにいまして）

〔略〕

〔第一回立教小学校卒業礼拝式順序〕1954（昭和29）年3月22日

〔立教小学校所蔵〕

資料8 酒向 誠「「いぶき」公刊の辞」〔1970（昭和45）年〕

「いぶき」公刊の辞

立教家族は、一人一人が、幼ない児童であっても、教育改造の夢をもって、パイオニアの歩みが続けているが、私にとって、これほど尊くて大きい誇りはない。即ち、吾々は皆、よりよきものに向っての夢があり、漠然とはなく、目的をもって、それを実現する案を考察し、それを実行に移すことが立教家族の生き甲斐であるからである。

この意味で、先ず、教職員の十数人が「立教小学校研究集録」に収めた小論を集めて、立教家族の心の焦点の場・教育への夢や現実の歩みを、微弱なものであっても、祈りと希望をもって、「いぶき」と題して公刊できたことを、私は心から喜び、ここまで実らせて下さった神の恵みに、限りない感激を覚えるのである。

思えば、私が、教職員諸氏に、研究図書費の成果として、レポートを提出することを要求し始めてから、もう十年という一昔の歳霜が流れようとしている。年二回の提出を依頼したから、その当時から居る人は、18回のレポートの為の勉強をしたことになる。毎回、製本されて、私の部屋に保管されているその研究集録を、折にふれて、ばらばらと見ると、各教師の論文への姿勢と意気が同われ、年毎に進歩して、論文又は読書報告の内容たるや、少し強調して言えば、雲泥の差と言える人も居る。兎に角、読んで、その内容に批判と感動を加えて発表することは、教師の大切な能力の一つに挙げられる。

まして、専門科目を深めるには忍耐と努力を要し、しかも、遅々として進まない時もある。その苦痛の中で、こうして積重ねた労作の中から、その一篇を選んで、パイオニアとしての「いぶき」を編み、それを世に問うことが出来るのは、お互いに幸であり、立教小学校教師の義務ではないだろうか。

祖国・日本を、世界の人々から愛され、尊敬される、本当のよき指導者たらしめる為には、教育に焦点を合せて、刷新、改造するのが、一番、確実な道である。その意味で、吾々は、戦前の日本教育と、戦後の困難な立場におかれて押流された日本教育との両者を、ありのままに眺めて、よいものは落さないように拾い上

第2章 立教小学校

げ、改めるべき方向は勇気をもって刷新しなければならない。

こんな立場から、「いぶき」が幾らかでも、その目的の為に役立てば、と念じている。それで、吾々小学校教師は、教育技術もさることながら、それ以上に、各々の専門科目と語学の知識を深め、私が十年前就任した時以来強調して来た、「知・徳・体のバランスのとれた」教師として、学問と信仰を深め、更によりアイデアを世に問おうではないか。

「いぶき」公刊に当り、国内ばかりでなく、諸外国の読者諸氏のご批判とご指導を乞うて、一言、喜びと感謝の辞としたい。

1970. 8. 1.

立教小学校長 酒向 誠

酒向 誠 「いぶき」公刊の辞『いぶき（立教小学校・研究紀要）』第1号

立教小学校長酒向誠 1970（昭和45）年

〔立教小学校所蔵〕

資料9 フレキシブル・エデュケーション

資料9-1 酒向 誠「フレキシブル・エデュケーション」[1974（昭和49）年]
フレキシブル・エデュケーション

立教小学校長 酒向 誠

一、ねらい

どんな教育辞典を見ても、このようなテクニカル・タームはないと思う。何故ならば、英語学者のはしぐれの私が、これこそ教育の、殊に立教小学校というキリスト教学校が世に果すべき教育という営みの、望ましい教育形態であると信じて、思いつくままに命名したここだけに通ずるテクニカル・タームだからである。或一断面を見ると、世に言う「五日制」とも、または「七日制」とも思えるかも知れない。ある教師のある週を、学校という建物の中だけで見ると五日しか登校していない場合が生じるからだ。問題は、次の土曜日をどのように生活しているか、という個々人の信仰あるいは研究生活の内容、その日曜に、どの教会で何人の子供達と、あるいはその児童の親たちと教会を中心にしてどのような交りをしているか、という点である。

また、ある児童をある週に限って眺めていると、土曜は朝から登校して教師と温水プールで水泳・陸上競技・野球などをやり、日曜にはまた教会のグループと遠足に出かけて、休が一日もないことになって、七日制で無休だと思えるかも知れない。

五日制ではないか？と知っている他の人々から見ると、立教小学校の教職員は

休が多い、などと、羨むかも知れない。七日制だと思って児童や教師を見ていると、これでは「酷」だなどと、批評、否批判が生れて来るであろう。

ところが、何れの推察も、当を得ていないどころか、的外れであって、「世の五日制」—一日でも休みを多くして、成る可く多く自分の家族を中心とした団欒の日を……—というような大人の側からの要求には、私は、以前から反対であるし、日本のように大部分の国民が無宗教で、休日がおよそ信仰生活などとは縁の遠い国においては、既に一部分で実施されている「週休二日制」は社会・国家の進歩・発展という目的—換言すれば、文化国家・福祉国家という大目標に向っての視点—から眺めると、殆ど役に立っていないように見えるし、少し皮肉に見れば父親がゴルフなどの遊びに利用するので、家庭はだらける一方、とも言えなくはない。私は、このような意味で、日本の会社に広まりつつある五日制に対しては、英・米・独・仏・加などキリスト教国における中心的意義—日曜は主日で静かに教会生活を守る—が日本にも生かされるようになるまでは、害の方が益より大きい、—と、思って、その制度への移行を、将来の望ましい人間像を育成する教育という営みの立場から、恐れている。

では、この試案はどこにねらいがあるか。

一個人から考えれば、殊に、教師側から見れば、むしろ苦勞・苦痛が増大したことになるであろうところの—月曜から金曜までの五日間を学校で定められた教科課程によって学校で生活し、土曜・日曜の二日間は学年・路線別・個人を単位として体力造り・教会への出席などある程度弾力的にしかも計画的に児童に用いさせる—フレキシブル、即ち弾力性のある教育とは、どのようなねらいを持っているか、ここに述べて、ご批判とご助言をいただきたい、と思う。

先ず、第一に声を大にして言いたいことは、「児童（生徒）の未来像」—私が長年主張して来た、（1）知・徳・体のバランスのとれた（2）善悪を明瞭に区別して善の遂行には強い意志力と実行力を示す、（3）自己と同様に隣人に対して愛と配慮を向け、（4）社会・祖国・世界国家を大切に常にならぬの正しい進歩発展のために挺身する、（5）明朗なコズモポリタン—を実現するために従来の教育理念とシステムに根本的改革を加える、—という試案で、大人（教職員）はこの試みを成功させるために、児童に奉仕をする、という「公務優先」の生活態度についてである。

第二に、児童の一週間の生活で特に意を用いてアクセントが置かれているのは、「体力づくり」と「教会生活への参加」を通して強い意志と自主性を育てたいというねらいである。「健全なる身体には健全なる精神が宿る」という諺を忠実に

第2章 立教小学校

実施に移すために体育館の大改築を二億六千万円かけて完成させた。立教小学校のように狭隘な校地を如何に有効に体育施設として利用するかは、校長としての大きな課題であった。その問題の一解決策として、十年ほど前に、私の頭に描かれたのが二十万坪の山あり谷あり小川まである「立教家族村の建設」であった。しかし、これは、私の与えられかけた好機に対しての逡巡と勇氣の足りなさによって、一つの夢として消え去ってしまった。時折り、七、八年前に訪れたチャンスも、今も惜しみ悔むのである。さて、そこで、体育館を元の四倍に拡張し、屋外プールを一年中泳げる温水プールに改造し、上り下りのある一週二百五十米の走路を新設、千四百万円を費してグラウンドをラバ・コールで舗装し直したりしたのは、見栄や外見などという薄っぺらなものではなく、深い遠い所に立教小学校児童像を見つめての止むに止まれぬ計画であり決断であったことを胸を張って述べて置きたい。私が就任当時、木造であったのを全部鉄筋コンクリート建築に、校舎・講堂・チャペル等を約六億かけて改築したのも、恐らく、意のある処を理解される日もそんなに遠くはないであろう。今年、四月以来、土曜には、一学年（一二〇名）または二学年で、フルに、室内プール、体育館、走路などが、目的達成のために、比較的ひろびろと使用されて、教師と児童が一体となって体力造りに精進している姿は、私には、何にも増して誇らしいし、楽しみである。土曜日は「自由研究日」と呼ばれて、月に一回は学校での体育に学年揃って没頭するが、その他の週は、各児の計画に従って、ある者はテニス、水泳、フット・ボール等運動に利用するし、ある者は図書館に通って自由研究の継続に利用するのであるが、毎月、土・日曜をどのように利用したかを、担任の教師に報告することになっている。私は静と動とが仲よく共存しているスケールの大きい児童を育てたいと思うが、日曜まで学習塾に行かせていると、児童は干からびて、やがてその国では知恵ある悪魔だけが幅をきかせるようになるであろう。

日曜日は、故に、「主日」または「聖日」という理解のもとに、祈りの家・教会に集まって静かに礼拝を守り、過ぎし週への感謝と来るべき一週への働きへの心身両面の備えをする、という生活習慣は、むしろ、現今の如き狂乱時代であるが故に、一層、私は、祖国を背負ってくれる少年達にとって欠くべからざる人間的態度であると信じている。それ故に、別表の如き、月毎の教職員の奉仕の主日、教会の所在を示す一覧表を印刷して各家庭に配布し、教会の牧師とも連絡をとって、中学年までは親子で、高学年は一人で、便利な教会に集うことを奨励する。教職員は、信者・未信者を問わず自分の信仰を深めることよりも、月に一回は、児童・親への導き手・奉仕者として、路線別班との関連も考えて、最低、月一回

は教会に出席するように各月毎に義務づけられている。大部分の児童が出席する教会は聖公会であるが、派は何でも構わないし、親が万一キリスト者であれば、勿論その教会に行けばよい。着々と効果があがりつつあるが、キリスト教学校の一つの任務は、やはり出来るだけ多くの児童に信仰の種まきをしてやることである、という私の信念からも将来が楽しみである。謙遜に神に祈ることは誰一人として、さわやかにならない人はないであろうから、親が教会への出席を喜んでいても十分理解できる。

二、五日制と日本の学校教育

聞くとところによると、立教の中学・高校においては、教師には一日「研究日」と称する公休日があって教師から見れば五日制である。研究、時には休養に用いられて、よい制度である。しかし、小学校の教師には、学校の特殊性（学級担任制が中心になっているため）からこの「研究日」制度の実施は非常に困難である。しかし、土・日と続けて休みにする「学校五日制」の実施は、現状の日本においては、私は不賛成であることを既に述べた。ところで、昨年十二月に行われた学校五日制実施の可否についての、基礎調査（全国連合小学校長会が教師・父母・五六年児童など計千四百十人を対象として実施）によれば、教師は五八・一%、児童五二・二%、親三六・四%という比率で賛成の意を示している。賛成の理由として、教師は「知育偏重から脱皮でき、人間形成の上でも望ましい」「個性、創造性が育つ」などを挙げ、児童は「スポーツ、読書、研究などが自由にできる」「体をゆっくり休めることが出来る」などという理由をあげているが、児童の挙げた理由こそ、五日制実施のメリットでなければならない。今日の児童性を失いこましくれた大人へと変貌しつつある児童が直面している切なる望みは、「ゆっくりとして好きな遊びをしたい」ということであろう。教師の挙げている文句は、むしろ、体裁をつくろった机上の逃避に過ぎないと言っても過言ではないと私は思う。それほどに、現今の教師には本末転倒した者が多い。即ち、教師が児童を投げ出してストライキに参加したり労働条件を唯一の基礎とした労働者的意識で教育という営みに参加している間は、五日制からは、六日制以上のメリットを期待することは出来ない。それどころか、教師の労働条件は一日公休が加わってよくなるであろうが、児童は大きく二つの型に悪化するであろう。一つはもう一日（週二日）学習塾に通って勉強のとりこになる者、他の一つは、世の悪に一層はまってませた子供になって行くに違いない。今述べた調査で、親が「学力低下」を恐れて反対しているのは日本の現状からは無理からぬことであるが、先ず、文部省が教育の改革を断行することである。一日も早く、知恵の総計によつての

第2章 立教小学校

み出世の道を開くことを改めて、人柄・隣人愛・愛国心・社会への奉仕的態度などによって就職・出世が考えられるようにしないと、刷新に向っての一年の遡巡は、五、六倍の困難さを加えて、遂に祖国崩壊という結果が生じないと、誰が断言できるであろう。日本の現状を国外から眺めた時に、その感を一層深くするのは、あえて、私一人ではあるまい。私は、四十年も教師一筋に生きて、やがて、停年という制度によって現場を去ろうとしている。しかしおこがましい表現ではあるが、何時の一時を回顧しても、教育という大好きな仕事にベストを尽して自分の家庭や身心の疲労などを考えて、働きの上にためらいを感じたことは一度もなかった。故にこそ、私は、自己を礼讃し、自己に満足を感じてこの教育の世界を去って行くに違いない。しかし、それだけにまた、主として公立の現場で叫ばれて来た、さも教育改革の二大目標の如き名文句、「民主教育」と「労働者の権利」は、一体、どのように日本の教育をベターに刷新したであろうか、を現場の教師に問うて見たい、と思う。私の知人を通して耳に達する範囲では、教師の出欠も「相殺〈そうさい〉」という言葉が用いられて可成り自由がきき、その時間には、児童は、「自学」という美辞麗句による時間として各自勝手に使うことを許されるらしいが、ダルトン・プランによって教育を受けた私は、「自学」と「教師の指導」のきびしさを痛いほど知らされたし、それだからこそ自発性が生れるのであって、指導助言もない「自学」から何が生れるであろうか。無責任な「子捨てママ」や、仲間を殺すことを、自分で捨てたタバコの吸い殻を踏み消すような感じで、平気で断行する青年を、不知不識の間に育成しているように思えてならない。範となるべき教師が、自分の権利だけを主張してそれを認めあうのが民主教育だと言うのであるから、一般労働者と何等変らない。それどころか、利己主義者の怠け者が大きな団体や同志達によって保護されている学校においては、その類の教師に育てられたら、心の美しい児童は「朱に交れば赤く」になって、ちゃっかりした・自己主張の強い・正邪の判断が鈍感な可愛げのない子供になる上、親よりは教師の言動を選ぶ多くの児童にとっては、その教師の生活ムードに染められて行くのが恐ろしい。このような学校の体質を改変しない限り、「学校五日制」の実施は、本質的なメリットは蔭に隠れて、デメリットだけが台頭して来ることは間違ひなからう。故にこそ、国家は、広場・図書館・公共グラウンドの開放・教育社会施設等を拡充しながら、一部の低下した教師の体質を改変し教育課程の抜本的改善を断行してもらいたい。日教組のストライキも問題であるが、教師の、教育に取り組む真面目な姿勢が第一で、他の国々から愛せられる日本人を育てることに精進する。サボタージュのない、政治に動かされない純粋な学校に

変わってもらいたい。長い歴史を有する、太い根をはった祖国、日本を、末長く繁栄させるには、よい青少年を育成することこそ、最短距離で、重要な課題である。

三、Flexible Education 実施に当って、教職員全員に望む

教師としては、立教小学校の特色を生かす度合が即、立教小学校の名声に正比例する、という大原則を認識してほしい。殊に、私立小学校の存亡は、今後、物価の暴騰と相俟って、一層の困難さを加えるであろう。しかし、如何に難局にぶつかろうと、立教小学校を閉校することは許されない。何故ならば、小学校の六年間における本当の人間教育こそ、大立教の真随となるべき人間像であり、人物教育でなければならないと、確信しているからである。言うまでもなく「神と国のために」働く愛に満ち満ちた人物、知・徳・体のバランスのとれた奉仕の精神に溢れた青少年を育てることこそ、立教の使命であると思うからである。この意味で、全員が他の教職員の模範になることに誇りを持ち、児童に対しては熱烈なる奉仕者となり、父母に対しては教育の協力者として、平凡でない道を歩もうではないか。従って、学問には真剣に取組んで真理と理想を追求し、神への信仰を深めて、常に明朗で柔かな隣人であってくれるようにと、念ずるのである。即ち、われわれは、「立教の教育とは如何にあるべきか」を常に念頭において、その人間像を形成することに全力を投じてもらいたい、と私は思っている。

教会生活については、自らの問題として努力をしてもらいたいと思うが、教師という立場からは、個人の幸せを追求することよりも未信者や児童の家族などを教会まで導いて、よくその世話をしてもらいたいと思う。教会ではその新しい純粋な人々をメンバーに紹介したり、一緒にいて手をかけたりすることこそ、彼等に、「再び教会を訪れよう」という気を起させるからである。しかも重要なことは、最初の段階から、自分が行き易い場所にある教会に近づくことが、末長く続く上にも大切である。よく、学校のチャペルで導かれた信者が、在学中は活動するが卒業すると、ぱったり来なくなってしまう例は、枚挙に暇がなく、私などもとても惜しいと思うからである。こんな意味で、路線別即ち地域と結びついた教会生活が望ましい、と思っている。是非、その目的を達する上でも、教職員は、自分の属している教会とは別に、児童への奉仕者として、月に一回は別の教会に出席して下さるよう懇願する次第である。学校という機関では、どんなに真面目な信者がいても、その人が伝道者として児童や父母のために働いてくれなければ、その人の信仰は、個人の満足に過ぎないし、そのような人——教会にはよく出席するが排他的で狭量で人間的魅力のない善人——が、信者の中に割合多くて、日頃、私も残念に思っているからである。

第2章 立教小学校

四、週の使い方とフレキシブル

私もよく経験することであるが一日の中で集注して勉強できる時間は、体力的にも精神的にも、限定されている。そこで先^(ママ)月から金曜までは教科課程による勉強を中心とし、土・日曜はその緊張した頭脳と精神を開放して休養をとり、主として人間生活の土台となる「身体の鍛練」と「神への依存という人間的態度」の基礎造りの日、即ちレクリエーション・デイズと呼んでもよかろう。すなわち、静と動とを区別し、頭を切り替えるという生活習慣は、世の中が混乱すればする程、必要欠くべからざる生活的要件となるであろう。知能の鍛練も五日間に十分行なってほしいが、それと同等に、残りの二日を児童がどのように過すか、否、教師側から組の、または路線別の一人一人に、細かい指導を与えて、フレキシブルのねらう目標——（１）身体の意図的訓練、（２）地域の教会に導く事によって親子で神へ接近させる機会を与えてやがてその芽が育つことを期待し（３）強い体と謙遍な心によって自主性と固い意志力を持った児童を育てる——が立派に実を結ぶならば、本校の児童は、今よりずっと体力・意志力に富んだ、従って中学・高校・大学においても十分勉強に耐え得る生徒となり、しかもキリスト教への関心をもった、明朗で人から愛せられる立教生が、立教小学校から育つのでないか否、是非、育てることに最善の工夫と試行と実践を思い切って試みねばならない、と思う。

この稿を終るに当たり、もう一度立教小学校の五目標を掲げて、果してこれでよいか、われわれで反省し、他からもご批判をいただきたいと思う。

- （１）神をおそれ人を信愛する子供を育てたい。
- （２）知・徳・体のバランスのとれた子供を育てたい。
- （３）いわゆる秀才よりも、線の太い弾力性のある社会人を育てたい。
- （４）愛と正義の力に満ちた国際人を育てたい。
- （５）謙遜な態度で小さなことでも感謝をする子供を育てたい。

五、おわりに

四月から実施に移された立教小学校の“Flexible Education”について、その「ねらい」にふれて見た。この端は、私が小学校長として、松下正寿博士から、出向を命ぜられた年、すなわち、十余年前に始まる。殊にここ二か年は、教職員で練りに練られたが、全員が必ずしも賛成した上で出発に踏切った訳ではない。何事でも、新しい改革には少しの反対は付きものである。しかし、日本の小学校教育の憂うべき方向、祖国全体の不安定な実状、立教小学校卒業生の中・高・大学での勉学上の成績などを総合判断した時に、今こそ、実施に移すべき好機と考

第3節 教科、時間配当、学校行事、フレキシブル・エデュケーション

えたため、体育館・プールなどの改築から手をつけて、出発の準備をした上、スタートをきったのであるが、立教小学校としては画期的な試みである。読者諸氏には、何等かの意味でご参加・ご支援を賜りたい。殊に、教会の牧師の方々には、さぞ、ご迷惑な点もあるに違いないと思うが、伝道という立場から、ご協力をお願いしたいと思う。既に多くの牧師から、Flexible の波が教会に大きく押し寄せていることを聞かされていて、私は感謝をし、恐縮もしている。

今、私の知っているキリスト教学校には、「キリスト教々育」という本来の教育目標から離れて、いわゆる一般化・俗化の傾向を辿っているものが多くなっている現状を見て、自分の信仰の貧弱な私は、校長・学長として、「如何にキリスト教的インフルエンスを強く生徒に与えるか」という、現状に反発する姿勢を、立教小学校においてのみならず、立教女学院短大においても、強く示している。何故ならば、このような姿勢の教育が、児童・学生たちにとって、将来、好ましくて望ましい、換言すれば、「幸福」につながっている教育体勢であると、久しく、自信をもって思考し続けて来たからである。

知育を尊重することは勿論であるが、一方、隣人愛に溢れた、決断と実践力のある、太っ腹な、正義感の強い人物を育てたい、と思うこと、切である。私にとっては家にも増して大切な「立教」を、じっと眺めていると、理事者も・長も・教職員も、果して、こんななまぬるい姿勢でいいのか、と頭をかきあげることが、年毎に多くなっているように思える。ここで立教の教育、すなわち、建学の精神をもう一度、よく読み直して、各学校でメスを入れて見る必要があると思うが、如何であろうか。

中でも、最初のステップ、小学校への、諸賢のご批判・ご助言を乞い願う次第である。

(一九七四、六、九)

『CHAPEL NEWS』第230号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1974 (昭和49)年6月25日
6～8頁

〔立教大学チャプレン室事務課所蔵〕

資料9-2 橋本正礼『『今、立教小学校で』』[1977 (昭和52)年]

『今、立教小学校で』

橋本正礼

立教小学校がフレキシブル・エデュケーションと呼ぶ教育プランを始めてから、もうすぐ三年になろうとしています。

第2章 立教小学校

このプランを実行する事にしたのは、次の三つの事が前提となっています。

- ①キリスト教教育の推進
- ②自主性ある個性豊かな児童の育成
- ③体力の増進

そして、この三つの事を進めて行くために、学校の一週間のスケジュールを改めて、普通の学習を月曜から金曜迄の五日間に収め、土曜日は月一度学年別に児童を学校に集めて、午前中三時間体育の特別指導をし、あとの土曜日を、家庭か学校図書館で自主的に学習する自由研究日としたのです。

この計画の第一の目標は、キリスト教教育をもっと強く推進するという事でした。東京には約千五百の公立小学校に囲まれて、僅か四十九の私立小学校があります。その私立の小学校は、それぞれの教育の理想や建学の精神をかかげて独自の教育を実施して来ているわけですが、この四十九校の内の十七校がキリスト教関係の学校です。その一つである立教小学校の第一の特色が、キリスト教教育である事は申すまでもありません。

立教小学校では、この建学の精神を実現するために、毎朝、キリスト教の礼拝形式による朝礼を行い、週一回のチャペル礼拝と聖書の授業を続け、これらの事を通して、神の道を伝え神に祈る事を指導して来ました。そして、日曜日は主日として学校の行事は一切行わず、子どもたちには教会や日曜学校の礼拝に行くようにすすめて来ました。教会の礼拝に参加するという事は、キリスト教教育の中で、大変重要な意味を持っています。それは、学校のプログラムに従って全児童が一斉に献げる学校礼拝とは違って、子どもたちが神に祈るために主体的に行動する事を意味すると共に、これからの一生を、いつまでも神の枝に連なり、神を信ずる人々との交わりの場を持つということにもなるからです。しかし、これ迄は、実際に教会に行っている子どもはごく僅かでした。例えば昭和二十九年の実態調査によれば、日曜学校への児童の出席は、たまに出る子も含めて全体の三〇・四％、昭和三十二年には二〇・四％に過ぎませんでした。ところが、新しい方式の採用によって、従来は日曜日にやっていた事を土曜日にやれるようになったので、日曜日には教会へ行く児童が飛躍的に増加し、昨年三月の調査では、日曜日にどこかの教会へ行っている子どもが九九・六％という結果になりました。これは、フレキシブル・エデュケーションの一つの成果であると言ってよいと思います。

第二の目標である、自主性や個性を伸ばす事については、二つの事を考えて来ました。その一つは、学校の生活の中でできるだけ自分の努力によって自主的に

第3節 教科、時間配当、学校行事、フレキシブル・エデュケーション

進めて行くような学習をふやして行く事でした。例えば国語の漢字自学カードの採用、算数の問題集による自主学習、理科の自学ノート、音楽の笛の自学カード、体育の家でやる自主トレカード、英語のLL自主学習等、さまざまな教科で主として上級生に対して、自分で目標をたててそれぞれの教科に取り組むような、授業やカリキュラムをふやして来ました。

もう一つは、土曜日の学年別自由研究日を設けた事です。その日は、ベルと時間割と家庭学習に追いまくられて毎日を過ごす子どもたちに、自分で考え、自分で目標をたてて行動させる事をねらいとしています。

この両面によって子どもたちの自主性と個性とを伸ばして行こうというわけですが、まだ、これらの具体的方法については、今後さらに工夫して改善して行かなければならないと考えています。

第三の目標は、体力の増進ですが、ちょうど今のシステムの開始をする年の三月、立教小学校には、従来の四倍の利用面積の新体育館と、オールシーズンの室内プールと、校庭を一周する二百五十メートル走路とが完成しました。これらの施設を十分に活用して、体格はよくなったけれども体力が無いと言われる現代子を、たくましく鍛えて行きたいと考えたわけです。その一つの方法として、月一回の土曜日の午前中、グラウンド・体育館・プールの三施設をフルに使う、体育だけに半日を集中する方法をとる事にしました。

オールシーズンプールの採用は一般の学校や過去の立教小学校に比べた場合、相対的に陸上スポーツの時間の減少をもたらしたので、陸上の運動能力についての調査では、従来の記録と比較してあまり有意の差は現われていませんが、水泳能力の面では次表の如く全般的に相当の進歩が認められます。

この他、この春卒業する六年生百二十名は、全員三百メートル以上完泳という結果から見ても、水泳については著しく向上したという事ができるでしょう。

種 目	47年度		50年度	
	名	%	名	%
けのび3m不合格者	73	10	3	0.4
25 m 完泳者	377	53	542	76
300 m 完泳者	79	11	216	32
4級(距離・スピード)合格者	29	4	76	11

また、毎年三学期になると、二百五十メートル走路を使った耐寒マラソンを実

第2章 立教小学校

施しています。今年度の場合、三年生以上の全員が、毎朝コースを五周ずつ約三十四日間、総距離四二・五キロメートルを、寒風をついてひたすら走り続けています。これらの訓練を通して、だんだんと体力をつけて行きたいと思っています。

以上、三つの目標を柱として、立教小学校のフレキシブル・エデュケーションを実施して来たわけですが、この子どもたちがこれから中学、高校、大学と進む間にどのように育って行くか、その成果を見守っていて頂きたいものと思います。

(立教小学校教頭)

『CHAPEL NEWS』第257号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1977(昭和52)年3月25日
15頁

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

第3章 立教中学校

1947（昭和22）年3月の学校教育法の成立、4月からの実施によって、全国各市町村に新制中学校が創設された。新制立教中学校は、これらの公立校に遅れること1年、1948（昭和23）年4月に三年級以下を迎えて発足した。立教学院には、同時に小学校、高等学校が誕生し、1年後の1949（昭和24）年には、新制の大学も開かれて、立教は、ここに「一貫教育の学校」と呼ばれるようになった。小学校から大学まで、無試験推薦でつながったからである。ただし、一貫の「一貫」たる所以は、進学制度の一貫性に止まらず、キリスト教の精神を以て結びついている点にあった。

立教中学校は、同校の建設に尽力した花房正雄主事時代を経て、高橋昊、次いで西村哲郎校長を迎え、教育改革に着手した。この間、大学の学部増設に伴って、生徒に将来への選択の余地をもたらしした。こうして、立教中学校は、一貫教育の一部の役割を担いつつ、多様化する中等教育をより充実したものとすべく、日夜努力を続けている。（伊藤俊太郎）

第1節 新制立教中学校の発足

1948（昭和23）年4月5日、新制立教中学校の始業式ならびに入学式が行われ、翌6日には、授業が開始され、新学制がスタートした。数少ない当時の資料の中から、主事であった花房正雄が記した「教務日誌」の一部を掲載した。合否判定、新任者の着任、まだ残っていた旧大祭日など新学制発足前後の様子を伺うことのできる貴重な記録である（資料2）。10月25日には、PTAが発足、中学校の発展に大きく寄与した。資料3～5には、初期のPTA活動を知る資料を収めた。

また、中学校の校舎は、戦災こそ受けなかったが、小・中・高三校が同居するという形をとり、校舎の増築は焦眉の急の課題であった。1949（昭和24）年3月、小学校が新築校舎に移り、翌1950（昭和25）年3月には、火災により校舎の一部を失った（資料6）が、PTAの尽力により、1951（昭和26）年1月、新たに鉄筋コンクリート三階建ての校舎が落成し、漸く当座を切り抜けることができた（資料7）。

1958（昭和33）年には、専任校長制が実施され、新制中学校の建設に尽力した花房主事が校長に就任した。資料9～11には、この制度変更直前の「教育方針」

第3章 立教中学校

をはじめ、「教務関係」ならびに「特別教育活動」に関する資料を収録した。

この間、1957（昭和32）年9月以降、保健の授業の中で性教育実施に踏み切ったことも他校に見られない特色のひとつである（資料12、13）。（伊藤俊太郎）

資料1 〔新制立教中学校の認可〕〔1948（昭和23）年〕

〔略〕

私 立 中 学 校													
〔略〕													
番号	学校名	所在地	最寄駅	電話番号	学校長名	教員数			生徒数		学級数	設置認可年月日	設置者
						専任	兼任	計	男	女			

〔略〕

(16) 豊島区 (16)

〔略〕

182	東洋学園中学校	龍司ヶ谷四ノ六〇〇	都 鬼子母神		我妻 栄	五	六	一一	一	一三七	一三七	四	昭 二三、 四、一	東洋文化学園
183	城西学園中学校	千早一ノ四三	省 池袋	(95) 3168 3911	横島常三郎	一六	一	一六	三一九	一	三一九	六	〃	財団法人 城西学園
184	立教中学校	池崎三ノ一二二	省 池袋	(86) 0405	佐々木順三	二〇	一	二〇	七七五	一	七七五	一三	〃	立教学院理事長 松崎米三郎

〔略〕

〔注〕「最寄駅」欄の「都」は「都電」、「省」は「省線」を示す。

東京都教育庁内普通教育課 大塚 晃〔編集発行者〕『昭和二十三年度 中学校・小学校・幼稚園名簿』東京都教育庁内学徒援護会 38～51頁

〔財団法人日本私学教育研究所所蔵〕

資料2 〔新学制の出発〕〔1948（昭和23）年〕

▽三月十七日（水）曇・小雨。

一、午前九時、三年級以下、合否判定会。

▽三月十八日（木）雨・寒。

一、午前八時半ヨリ立大予科入学考査監督。（全員登校。）

▽三月十九日（金）晴。

一、主任事務。

▽三月二十日（土）曇小雨。

一、午前九時、三年級以下終了式。後、懇談会。

一、午後一時、立大卒業礼拝及卒業式。

一、明日ヨリ中学ハ来四月四日マデ、高校ハ九日マデ春季休業。

▽三月二十五日（木）

一、花房・佐佐木・高橋（昊）外数氏並大沢氏登校。

▽三月三十一日（水）晴・暖。

一、午後二時ヨリ鈴木理事令息繁氏葬儀アリ、花房・大沢氏参列。一於チャペル—

▽四月二日（金）晴・暖。

一、花房日直・小木・高橋・佐佐木・大沢諸氏登校。

▽四月三日（土）神武天皇祭・雨・冷。

一、午前八時、全員登校・新学年準備協議会。

一、二年以上、特別編転入学志望者考査施行。（中学へ八名・高校へ六名・入学許可。）

一、村井氏、欠勤。（家事）一五日迄—

▽四月五日（月）晴・暖。

一、午前八時、新学年始業。（二・三年級登校）

一、午前十一時、転編入学者入学式。（二・三年級八名）

一、午後一時、新一年入学式及保証人会。（国漢科浮田章一・社会科当麻武志・数学科大美欽市三氏就任。）

▽四月六日（火）晴・暖。

一、本日ヨリ中学授業開始。追記・浮田氏欠勤。（公務）

一、午前九時ヨリ立教小学校入学式。

▽四月七日（水）晴。

一、午後一時ヨリ高校・中学連絡会。

（佐佐木校長・佐佐木主事・番匠谷・縣・小木・高橋昊・秦・大沢諸氏花房出席。）

▽四月八日（木）晴。

一、柴田氏欠勤。（腹痛）

▽四月九日（金）晴・暖甚シ。

一、ルイス・リチャードソン両氏、本日ヨリ勤務。（一年級担当）

一、放課後、中学高校全員顔合せ会。（於実験室）

一、福田・橘田両氏欠勤。（家事）

▽四月十日（土）晴・風。

第3章 立教中学校

一、放課後、週協議会。丸山勲氏、就任。(体育科)

一、午後一時、高校入学式及保証人会。(二・三年)

[花房正雄]「教務日誌 其四」1948(昭和23)年3～4月

[立教中学校所蔵]

資料3 [立教中学校PTAの結成][1949(昭和24)年]

挨拶 会長 林 源一

民主政治が民意に依る政治であるとすれば、民主教育も亦民意に依る教育でなければならぬ。新学制に依って教育委員会が構成せられた。其の目的とするところは、公正な民意によって、其の土地の実状に即した教育行政を行う事である。故に教育行政が、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われることは当然である。この新制度に依って日本の民主的文化国家が建設せられ世界の平和と人類の福祉に貢献するところあれば吾教育界の為誠に慶賀に堪えない。過去に於ては文部省の命令に依って教育行政が行われたのであるが、今日では教育の自主制が認められて、教育の主体即ち決定権が民意にあると云う事で、PTAは非常な権限を持つ事になる。即ち教育の主体はPTAにあると云うても過言ではないと思う。教育委員会が教育機関を援助した教育機関と協力すると云うのが新しい教育行政であるならばPTAは直接先生と協力して教育を共にするのであるから重大なる責任がある。家庭に学校にあらゆる機会に社会と共に教育するのである。其の教育は人格の完成をめざすもので、平和的国家社会の形成者としてその責任を全うする心身共に健全な国民の育成を期して居ること勿論である。ピクドル、ユーゴーが児童愛護を叫ばれたのはフランス革命当時である。『アリスパーニー』、『フィーブ・ハース』両夫人の児童愛護運動を起したのは、米国の産業革命とでも云うか非常な不況時代であった。然しこの運動は大いに発展し、現在の米国ではPTAとして二万八千、会員数は約四百五十万と云われて居る。其の数は必ずしも多大ではないが、その活動とその成果に於ては実に驚くべきものと聞く時、私共はこの非常時に尚一段の熱意と努力とを以て真の文化人を作らなければならぬ。幸い本学院はキリスト教義に依る民主主義教育を以て建学の精神とし、其の自由豁達な校風と穩健な思想は夙に一般社会の認めるところ、敢てこゝに多言を要せざるところである。昨年来訪の米国教育使節団の報告は、当学院七十五年の歴史と相通ずるもの有ると思う時、その建学の精神の偉大なるを痛感せざるを得ない。こゝに於て私共は益々学院の改善充実につとめ以て建設振興をはかり、又自ら省みて本来の目的達成に最善を尽さなければならぬ。

らぬ。然し経済的援助が目的ではないPTAは飽迄子弟の教育を中心として、先生と父母とが相協力して教育に関する問題を解決し、社会と共に完全な人格を教育する方法として組織されたものである。こゝにPTAの重かつ大なる責務があると信ずる。

(昭二四・七・一)

林 源一「挨拶」『PTA会報』第1号 立教中学校PTA 1949(昭和24)年
7月21日 1～2頁

[伊藤俊太郎氏所蔵]

資料4 [PTAの支援][1949(昭和24)年]

学校側から

主事 花房正雄

私立の学校は何と言っても、その後援団体や父母保証人各位の御後援に俟つところが多い。もちろん経営面の大きい基盤は、その学校の伝統や性質から、それぞれ特種のものであろう。立教の場合はミッション・スクールとしてアメリカの聖公会の経営により、小学・中学・高校・大学と一貫教育を行っているが、同時に父母保証人・校友各位の御支援なしには、完全な発展は望まれない。

立教中学の場合は、従来「母の会」によって多大な御援助を得て来たが、昨秋PTAの結成により、教育方面は言うに及ばず、各種の方面から、絶大な御支持を受けていることはまことに、感謝に堪えない。殊に学校に対して、理解と関心の深い方々ばかりであることは、本校の誇りとするところで、積極的にいろいろの企画をされて、寧ろ我々学校側の方が、いつも受身の形で、御期待に副い得ぬことの多いのを恥じている。先日とも佐々木校長が話されたように、「あまりに父母各位の御好意に甘え過ぎていないかと思われるくらいである。」と言われたが、この点われわれも十分反省して、今後とも御協力をお願いする次第である。

花房正雄「学校側から」『PTA会報』第1号 立教中学校PTA 1949(昭和24)年7月21日 2～3頁

[伊藤俊太郎氏所蔵]

資料5 [PTAの諸活動][1949(昭和24)年]

文化部便り

○昨年のバザー終了後、音楽会を開催したいという話が起きまして、今年一月より会長林先生、部長辻先生の御奔走をお願い致しましたが、出演者に人を得ず、遂に開くことが出来ませんでした。残念に思っています。

第3章 立教中学校

○二月十二日、第一回文化部会を開きました。当日は雨が激しく降っていましたが、出席者は少なくありましたが、意義ある部会だったと思います。と申しますのは、この部会で決定を見ました事が、次々に実行にうつされつゝあるからであります。その時の決議事項を左に書いてみましょう。

- 一、事業資金を作ること。
- 一、教材等の印刷用紙購入補助。
- 一、拡声器の設備。
- 一、父母の研究会開催。
- 一、学級新聞への補助。
- 一、生徒の研究会開催。
- 一、教育的、映画、劇、音楽、美術等の鑑賞。
- 一、教育参考図書の実施。

○六月八日、全校法隆寺文化展見学、博物館講堂に集合、約一時間に亘る法隆寺文化に就いて講演を開き、その後で、自由に観賞見学をしました。

○六月三十日、新宿文化劇場に、映画聖処女を観賞しました。一同宗教的な同映画に厳肅なものを感じました。

○今学期から実施されました全校生徒の自由研究に対し、文化部として、出来るだけの援助を致して居ります。

厚生部より

生徒の保健衛生、福利厚生に関する事柄を取扱う厚生部として、実行しなければならぬ仕事は沢山ありますが、本年度はその予算二十万円とも睨み合せて、次の様な四つの事業を計画し、それに要する経費を次の通り計上しました。

即ち、

- 一、昼食時生徒に湯茶を供すること…三万円
- 二、生徒の水呑場、手洗場、足洗場を整備拡充すること……四万円
- 三、冬期、教室に暖房の設備をすること……十万円
- 四、共済会に補助金を出しその育成に努めること……三万円

我々の保健衛生上、最も大切なものの一つは水であります。又我々の身の周りを美しく清潔にし、且つ文化的な生活を営むために必要欠くべからざるのも水であります。我々はこの大切な水に恵まれすぎているために、その重要さを忘れがちであります。厚生部としてこれを問題として取り上げました。

学校の水道の設備は誠に不完全であります。満足な水呑場は一ヶ所もありませんし、足洗場もありません。手洗場も現在の生徒数に比べて甚しく不足でありま

す。三階の水汲場は、故障したまゝでありますので三階の生徒は掃除の度に不便をして居ります。又学校の水道は井戸水を汲み上げて用いて居るのですが水質は悪くそのまゝでは飲用に適しません。これらは一日も放任して置くことの出来ない問題ですので厚生部はその第一の事業としてその設備の応急的修理、拡充を取上げました。

湯茶の供与は五月二十三日より実施し生徒達に喜ばれて居ります。足洗場は本館の両側に二ヶ所新設工事中です。通用門側の水呑場も工事に着手、更に本館と新館との間に外部から水道を引いて水呑場を新設工事中です。三階の水汲場も続いて着工の予定ですので、予定した水道の工事は七月中に完成の見込です。しかし水の問題はこれだけで解決した訳ではありません。出来るだけ早い機会に井戸の浚渫、各階に手洗場、水呑場の増設、故障箇所の根本的修理等をして水の点に於ては、少しの不安も少しの不自由をも感じないまでに施設を完備したいと念願して居ります。

次に暖房の設備ですが、元来本校には完備した蒸気暖房の施設がありましたが、戦時中金属回収でラジエーター其の他を供出してしまいました。この設備を整備復活をすることが望ましいのですが、それには莫大な費用を要しますので、それは将来の問題とし、本年度は厳寒中だけでも教室にストーブを入れる予定です。しかしこれに計上した十萬円の予算では燃料費まで購い得ませんので、その捻出方法を考究して居ります。

次に共済会への補助金ですが、校内に売店が欲しいという要望が各方面から起って居りましたところ、職員の間にも地下の売店を利用して学用品を安く提供するために共済会設立の話し合いが進められて居りました。良い学用品を安く提供することは厚生部の仕事の一つでもありますので、厚生部としてそれに並行した新しい事業を営むより、寧ろ共済会を育成することが望ましいと考えられましたので補助金として三萬円を計上し既に交付済です。共済会はこの補助金によって、その設立が急速に具体化し六月一日に発足の運びとなりました。共済会は以来順調に仕事を続けて居りますが、始めの目的通り良い品を安く提供して居りますので生徒達は恩恵に浴して居ります。

以上本年度の事業内容及び実施状況をお知らせ致しましたが、厚生部としては部員一同心を一つにし、積極的に有意義な仕事をやりたいと意気込んで居りますから、会員各位の一層の御支援、御鞭撻をお願いする次第であります。

環境整備部の報告

去る四月本年度PTAの活動の分担が決められ本年度の整備部の予算は次の様

第3章 立教中学校

である。

黒板の改修、教台の改造、帽子掛設備、図書室整理、その他教具費合計二十万円である。戦災を受けぬ本校は罹災校と較べて設備の優秀を誇ってよいが建築以来二十余年、戦時の供出、修理不能、空襲よけの外観の不体裁、罹災民の収容時の破損、経営難による生徒の増員、新教育法の実施上の改善等考慮するとこれで教育が出来るかと思われる。

三月末学校の施設の改善費を遠慮することなく一寸直しただけ計上して、百五十万円を越したのである。これ全部学校で修理すべきではあるが毎年何にも出来ず来たのである。PTAにて教育活動の環境整備の至急費として上記の予算を戴き、目下帽子掛け、教室設備改造、図書室の整備等着々進行中である事は諸君が気付かれて居る事と思う。夏休中には相当直って九月には面目一新出来ると思う。戦争以来荒れ果てた本校が本年度より覚醒されるのは実に喜ばしい次第である。

さて中学生諸君環境整備とは物の面、即ち勉強し易い場所や教具を提供する事である。勉強の成果は諸君の心掛け一つに懸って居るのである。この大事な勉強にこの施設を活用されたいのがPTAの希望する所である。

次にこの設備は諸君のものであり、次の立教生の為の物である。どうか大事にして下さい。先生、一、二年生は民間情報教育局の映画「あの町この町」を学食で見たでしょう。あの趣旨に沿うて塵一つない清潔な整頓した科学的に処理された学びの園を創り出そうではありませんか。

(福田)

『PTA会報』第1号 立教中学校PTA 1949(昭和24)年7月21日 4～8頁

[伊藤俊太郎氏所蔵]

資料6 〔校舎の焼失〕[1950(昭和25)年]

▽三月二十四日(金)晴。

- 一、午前十時、通信簿交附。
- 一、午後一時、卒業礼拝及第五十三回卒業式。

▽三月二十五日(土)晴午後風・夜雨。

- 一、本日ヨリ四月九日マデ春季休業。
数理科担任・四月五日迄、物理学校ニ於ケル講習会ニ出席。
- 一、午前十一時過、新館木造教室二階西部ヨリ出火・殆ど全焼。
- 一、原因不明、警察署消防署ト協力、真相究明ニツトムルコト、ス。
- 一、見舞客多数来校。

▽三月二十六日(日)雨夕刻ヤム。

第1節 新制立教中学校の発足

一、午前九時ヨリ緊急職員会。(中学・高校トモ)

一、見舞客多数来校。午後、佐伯理事・渡辺・佐野・平井諸氏会合。

—新校舎建築ノ件ニツキ—

▽三月二十七日(月)曇・寒。

一、午前十時ヨリ教務打合せ。

一、同時刻、石田署長・中村捜査主任来校懇談。(佐佐木主事同席)

一、午後二時、当日出火前ニ登校セル者ヲ招致シ、各主任ト懇談報告。

一、同時刻、各火災保険会社ヨリ十名来校、佐伯理事ト協議。

▽三月二十八日(火)、曇夜小雨。

一、午前九時ヨリ高校補欠入学考査第一日。

一、午前十時ヨリ大学補欠入学詮衡会・午後二時ヨリ部長・主事会。(花房出席)

一、午後三時半、花房佐佐木主事、豊島消防署・池袋警察署ニ出火ニツキ挨拶謝礼ノ爲、出頭。(五千元・三千元御菓子料トシテ携行。)

一、猶、此ノ日午後、火災保険会社(三社)ノ損害査定会アリ、佐伯、大沢・林・渡辺諸氏同席。又、秦氏ハ高橋賢一氏ノ件ニツキ藤原氏訪問会談。

▽三月二十九日(水)晴・春暖漸ク兆ス。

一、高校補欠入学考査第二日。(面接)

一、夕刻、高橋賢一氏来校、秦氏ト会談、退職承認ノ由。

一、午後、火災保険三社来校、火災損害九割二分支払決定。

▽三月三十日(木)曇夕刻ヨリ小雨。

一、午前十時半ヨリ千代田・帝銀・富士三銀行支店長ト林・大竹氏会談。

一、夕刻、秦氏、藤原氏ヲ訪問、高橋賢一氏退職ノ件ニツキ最後決定ノ由。

▽三月三十一日(金)晴暖。

一、二十五日以来、事務全員、花房高橋昊・露木氏等連日登校執務。

▽四月一日(土)雨午後風雨強ク春雷。

一、午前十時ヨリ中学・高校建築委員会・午後二時ヨリPTA役員会。

[花房正雄]「教務日誌 卷六」1950(昭和25)年3~4月

[立教中学校所蔵]

資料7 立教中・高校々舎増築工事に就てお願 [1950(昭和25)年]

立教中・高校々舎増築工事に就てお願

立教中・高校々舎増築に就ては父兄各位の多大の御協力と御援助によって五月上

第3章 立教中学校

旬大林組が請負うところとなりまして基礎工事に着手していますが防火の見地から一部の設計変更を命ぜられたこと、例年(マ)にない永雨の為工事が遅れています。今年十二月末までには、完成の予定であります。

御承知の通りこの増築工事は各位の御要望と御援助により計画（焼失校舎の復旧ではない）されたもので総予算一、六〇〇万円（工事費及什器共）であります。現在の御寄附払込済の額は、六〇〇万円で、一、〇〇〇万円は一時銀行より借入しなければならない状態であります。この借入金も来年三月には返済せねばならぬので此際未納又は申込のない向は事情を御了承下されて早急に御援助をお願いする次第であります。

『立中PTA便り』立教中学校PTA 1950（昭和25）年7月10日
〔立教中学校所蔵〕

資料8 〔立教小学校第一回生の思いで〕〔1948～55（昭和23～30）年〕

おもいで

吉羽真治

私と中学校とのかかわりは、四十年前にさかのぼります。立教小学校の第一回生として入学した昭和二十三年、小学校の校舎はまだできていませんでした。そこで、当時の木造二階建の中学校の校舎の一部をお借りして授業を始めたのです。授業中に小学生が教室に入ってきて困るとの苦情が中学よりしばしばもたらされ、果ては授業中の中学の先生に水鉄砲をひっかけた小学生がいるとのことで、中学より厳重な抗議が来ました。この時ばかりは生徒全員がたいへんおこられたことを今でもおぼえています。当時小学校は有賀千代吉先生が主事（現在の校長）で、有賀先生の信念は、すべての子供は神の子であって世の中に悪い子供はいないというものであり、小学校教育の目的は、けがれのない子供のたましいを、けがれなきままに成長せしめ、真に神の子にふさわしい者として新日本の建設に当らしめるところにある、というものでした。幼い私たちにそのような理念がわかるはずありませんでしたが、生徒の眼から見た教育の現場では、小学校の校舎に移って以来何をしても決しておこられなかったし、テストの成績により差別されることはまったくありませんでした。四年生になるまで成績表がありませんでしたが、成績表が作られるようになってからも、成績にはまったく無頓着でした。ですから成績で競争をするという発想の出てくる素地がまったくなかったのです。学校はお祈りで始まり、昼食時、下校時もお祈りをします。良い成績をとってもほめられませんが、勇気をもって正しいことをすると賞讃され、また他人のため

に努力することが奨励されました。

ざっと以上のような教育をうけて六年間がたちました。いざ中学へ、ということで先生方は緊張されたと思いますが、我々生徒は、なにせ中学進学の前例がない小学校ですので、めくら蛇に怖じずといひますか、隣の建物に移るんだくらい気持ちでおりました。それでも、背広から一転してつめえりの学生服になり、ランドセルからカバンに変わったとき、初めてもう小学生ではないのだという実感が湧きました。

小学校の先生から一番いわれたのは、きみ達は上級生なしに六年間育て来たが、中学に進学すれば上級生がいるので、上手にやっていけるか心配だということでした。そのつぎにいわれたのは、きみ達が進学するので中学の募集人員が大幅に減少した結果、他校から非常に優秀な人材が集まるので学力が心配だということでした。しかし生徒の方はそういうことよりも、まるで知らない先生に教えられることに、莫然とした不安感を抱いていました。

私は一年一組で担任は故藤村憲一郎先生でした。広瀬喬先生のクラスになった者もいました。他校からの生徒とごちゃ混ぜになったわけですが、我々の感覚からすると、自分の家に他人が住み込んできたような感じで、最初は立小は立小で固まってしまい、かなりぎくしゃくしていたと思います。心配されていた上級生との問題は、一緒になる機会がそれほど多くないせいあまり気になりませんでした。それでもときどき「お前はなまいきだぞ」と二年生^(ママ)いわれた記憶がありますから、客観的に見ると我々は傍若無人なところがあつたのかもしれませんが。

中学に進学して、もう中学生なのだということを一番感じたのは、科目ごとに専門の先生が入れかわり立ちかわり教室に現われ、しかも一人々々の先生がまるで違う個性の持主だったことでした。中学校にしては概ねかなり高度な授業だったと思います。好きな科目はよいのですが、例えば幾何のように苦手な科目はチンプンカンプンで、こういう時ほど他校からの生徒との差を感じたことはありませんでした。それなら発奮して勉強をするかというのと、それが立小からの生徒は私を含めてほとんど勉強しませんでした。なぜしなかったのだろうと今考えてみますと、勉強をする目的がわからなかったからのように思います。なぜこんなにむずかしい数学を学ばなければならないのか、わからないのです。おそらく今の立小からの生徒の中にも同じように感じている者がいるのではないのでしょうか。

試験に対する態度も他校からの生徒とはまるで違っていました。中学に入って最初の試験は今でも忘れません。伊藤俊太郎先生の社会の試験でした。他校からの生徒は試験前の休み時間も、ノート片手に仲良くなった友だちと問題を出し合

第3章 立教中学校

って勉強していました。立小からの生徒は遊んでいるか、ポケーとしているかでした。前にも述べたように、小学校では良い点をとることにあまり価値をおいていなかったの、試験で良い点をとろうという意欲が湧かないのです。その結果はいわずと知れたことでした。私は世界で初めて義務教育を実施したところはどこかという問題に、他校からの生徒は全員できたのに、自分はできなかったことをはっきりとおぼえています。でも、未だにおぼえているということは、それだけショックが大きかったのかもしれない。

勉強については、一貫教育をするのときかされ、そのつもりで進学したのですが、総じて小学校と中学校の間に連絡があまりなかったらしく、落差の大きさにびっくりしました。特にひどかったのは英語です。小学校では故宮崎申郎先生が英語で読み、書き、考えるという訓練をして中学に送り出しました。ところが中学では中学二年の英語の教科書を使い、英文和訳という、今まで一度もしたことのないことを、やれ動詞だ名詞だ代名詞だと、きいたこともないことばで説明するのです。一年の教科書をまったく習っておらず、そもそも中学の教科書とまったく異なるシステムで英語を習ってきているのに、この教授法は無茶苦茶でした。その結果立小からの生徒は英語を習ってきたのに英語の出来が悪いとされ、我々自身も英語の才能がなくて出来が悪いのだと思い込み、英語がすっかりきらいになってしまいました。現在はおそらく小学校と中学校の連絡を密にとって英語教育をなさっているのだと思いますが、今の生徒に我々一回生以下古い回生が味わった苦い経験を味わわせたくないという思いがしきりにします。

もう一つとまどったのは、お祈りが週一回になり、しかも昼食時のお祈りもなくなったことでした。他校からの生徒に好奇の目で見られると、食事のお祈りもなんとなくしづらくなり、段々とキリスト教の信仰から遠ざかる者が多くなり、私もその例外ではありませんでした。私がキリスト教の信仰に戻ったのは、はるか後年のことでした。小学校で植えつけた信仰の芽を苗木に育てるためには、せめて中学の三年間、毎日お祈りをする学校生活を送らせることができないものだろうか、と思います。

中学に進学していろいろとまどいながらも、一学期の終り頃になると他校からの生徒とも打ちとけるようになり、校庭でよく遊びました。当時はすもうかゴムまりの野球ときまっていました。たいていの人ほどどこかのクラブに入り、友だちの輪を広げました。私は地歴部に属し、上級生から良いことも悪いことも教えられました。先生をあだ名で呼ぶことにも慣れ、「マメタンがよオ」などといって、いっぱしの中学生になったつもりでした。ガマ、モグ、デスナ、ヤッサンなど、

先輩から受けついであな名をなつかしく思い出します。当時の主事の花房先生は漢文の先生で、いつも「きみ達に一を聞いて十を知れなどと無理はいわない。一を聞いたら一を知れ」とおっしゃっていましたが、その飄々とした生きざまは、敬愛の的になっていました。その花房先生も物故されました。多くの先生が物故され、マメタンこと広瀬先生も来年が定年とおききしています。目を閉じるとさまざまな懐しい思い出が浮かんできます。大河の流れの如く、中学の歴史も流れて行くのでしょうか、今年是我が息子がその流れの一員となり、元気に通学している姿を見るにつけ、この子の息子も立教中学に入れたらいいなあ、などと考えている今日この頃です。

(立教小学校第一回生)

『CHAPEL NEWS』第373号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1988(昭和63)年10月25日 6～7頁

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

資料9 教育方針 [1957(昭和32)年]

教育方針

本校の教育方針は学則第一条に謳っているように『本校はキリスト教に^(ママ)基づく人格の陶冶を旨とし学校教育法に準拠して小学校を卒業した男子に平和と正義を愛し自由で責任感に富む公人を育成すると共に高等普通教育の基礎たらしめることを目的とする』ことにある。一言で申しますと、立教高等学校、立教大学、立教大学院への一貫教育を通して、キリスト教精神に^(ママ)基づく全人教育を行う点にある。従って、礼拝或いはキリスト教学科(聖書・聖典・教理等)は最も重要なものである。本校のモットーである「神と国とのため」に人格的にも学問的にも秀れていると共に、学習指導にも、生徒指導にも、健康管理にも万全を期している。

学習指導については、高等学校・大学とその教育を受けるに必要な学科内容の向上に留意し、その実力養成の為の特別の^(ママ)カリキュラムを編成している。

生徒指導については、全教職員が基督教の精神に基づいて生徒の指導に当り、又生徒会制度をもうけ生徒の自治活動を活発ならしめるよう指導目標を立てている。

健康管理の面については、学院内に診療所をもうけ常時医師、保健婦を数名づつ置き、生徒の健康管理を徹底すると共に、教室内の色彩調整を行い、疲労度の減少を行っている。

資料10 教務関係事項 [1957（昭和32）年]

教務関係事項

(a) 年間行事予定

- 四月 入学式・始業式・役員選挙・入校期訓練・実力テスト（一・二年）・学友会紹介・身体検査・学友会評議員会・PTA総会
- 五月 創立記念日・修学旅行・中間考査
- 六月 保証人会・球技大会・PTA文化部講演会
- 七月 定期考査・終業式・夏期講習会・林間学校・臨海学校
- 八月 宗教訓練キャンプ・学友会各部合宿
- 九月 始業式・水泳大会・身体検査・役員選挙
- 十月 体育祭・標準学力検査・中間考査・保証人会
- 十一月 文化祭・学院総合運動会・収穫感謝祭・PTA文化部講演会
- 十二月 社会科都内バス見学・定期考査・Xマス祝会・終業式
- 一月 始業式・聖ポーロ改心日
- 二月 入学試験・定期考査（三年）・実力テスト（三年）・立小推薦者面接
- 三月 定期考査（一・二年）・卒業式・終業式・立高推薦者面接

(b) 学 級 数

	一 年	二 年	三 年	計
学 級 数	五	五	五	一五

(c) 週間教科配当並びに時間配当

教科目	第一学年	第二学年	第三学年	時 限	時 間
国 語	四	四	四	ホームルーム(短)	八・二〇—— 八・三〇
社 会	四	四	五	第一時限	八・三〇—— 九・一五
数 学	五	五	五	第二時限	九・二五——一〇・一〇
理 科	五	五	五	第三時限	一〇・二〇——一一・〇五
音 楽	—	—	—	第四時限	一一・一五——一二・〇〇
図画・工作	二	二	二	第五時限	一二・五〇—— 一・三五
保健体育	三	三	三	第六時限	一・四五—— 二・三〇
職 業	—	—	—	第七時限	二・四〇—— 三・二五
英 語	六	六	六	毎週木曜日	八・〇五始業で全校礼拝
聖 書	—	—	—		
書 道	—	—	〇		
礼 拝	—	—	—		
ホームルーム	—	—	—	補習授業	各 学 年 六 時 間
計	三六	三五	三五	自由研究	二・三学年 二 時 間

(d) 各種検査

1 標準学力検査

各学年別に十月に行っている。一年は教研C式。二年は教研B式。三年は教研A式を行う。

2 知能検査及び性格検査

知能検査は一・三年生のみ五月に行う。

性格検査は一年生のみ適応性診断テスト及び向性検査を行う。

3 実力テスト

標準学力検査のみでは学力面に於いて十分な教育指導には無理な面もあり、それを補充する意味で本校独自の立場からカルキュラムとにらみ合わせて学力検査問〔問〕題を作成し、これを標準化して、定期的に各学年に行っている。

小学校卒業程度……入校期訓練中

一年終了程度……四月中

二年終了程度……四月中

三年終了程度……二月中

(e) 教師研究会

教師一人々々の研究により教育指導法向上のため每学期一回左の集会を行う。

1 研究授業

各学科別に研究公開授業を行い討論をしそれと共に研究発表も別に行う。他の学科の教師が参加することも出来る。

第3章 立教中学校

2 他校見学

各科別にモデルスクール並びにそれに準ずる学校を見学し、本校の教育に資する。また学科のみならず、教務・生徒の各部及び視聴委別の他校見学も行う。

3 研修会

各界の権威者を中心とし教師の教養の向上のための会であって、全教員集会と各学科別集会の二つを行う。

4 学科別打合せ

随時開き、学級別・学年別の連絡研究をする。

(f) 庶務関係

1 入学・転校・退学・休学

第一学年に入学を希望する者は学力検査面接試問及び身体検査による選抜入学考査を行い許可をする。他の中学校より転学しようとする者は欠員のある場合に限り考査の上許可することがある。

退学・休学に関しては職員会で決定する。

2 進学・卒業

教科並びに綜合成績によって判定し、学校長が職員会にはかって決定する。

3 中間考査及び定期考査

中間考査は五・十月の二回、定期考査は七・十二・三月の三回行う。

4 精勤賞

一ヶ年間無欠席で遅刻・早退が二回までの場合……………一ヶ年精勤賞授与
二ヶ年を通して無欠席で遅刻早退が二回までの場合……………二ヶ年精勤賞授与
三ヶ年を通して無欠席で遅刻早退が二回までの場合……………三ヶ年精勤賞授与

5 遅刻・早退の取扱い

交通事故で遅刻した者、学友会関係で公式試合或は公的な立場で早退する者は精勤賞に対する回数に入れない。

6 忌引の取扱い

父母死亡したる場合……………七日間（一親等）

祖父母・兄弟姉妹死亡したる場合……………三日間（二親等）

伯（叔）、甥・姪死亡したる場合……………一日間（三親等）

右の日数を忌引日数とし精勤賞に対する欠席日数とはしない。

『学校要覧』立教中学校 1957（昭和32）年 32～39頁

〔立教中学校所蔵〕

資料11 特別教育活動 [1957 (昭和32) 年]

特別教育活動

(a) 宗教々育活動

「基督教に基づく人格の陶冶を旨とし」と本校の教育方針にしたがって「神と国とのため」に、この特別教育活動は次のものが実施されている。

1 礼拝

毎週一回第一時限目にチャペルで学年別に行う。

毎週木曜日 八時五分より二五分、全校生徒

日曜日 九時より、出席随意

2 聖餐式及び早禱

毎週火曜日七時より

3 聖書の時間……毎週一時間

4 宗教講演会……每学期一回

5 基督教懇話会……教師のため

(b) 自由研究活動

生徒の能力向上のため希望者に対し国語・社会・数学・理科・音楽・図画・工作・英語・書道の学科にわたって毎週各科二時間放課後行っている。指導には教師があたっている。

(c) 補習授業

自由研究と異なり学力の低い生徒に対して国語・数学・英語の三科目にわたって毎週各科二時間放課後教師がその指導に当たっている。

(d) 学友会活動

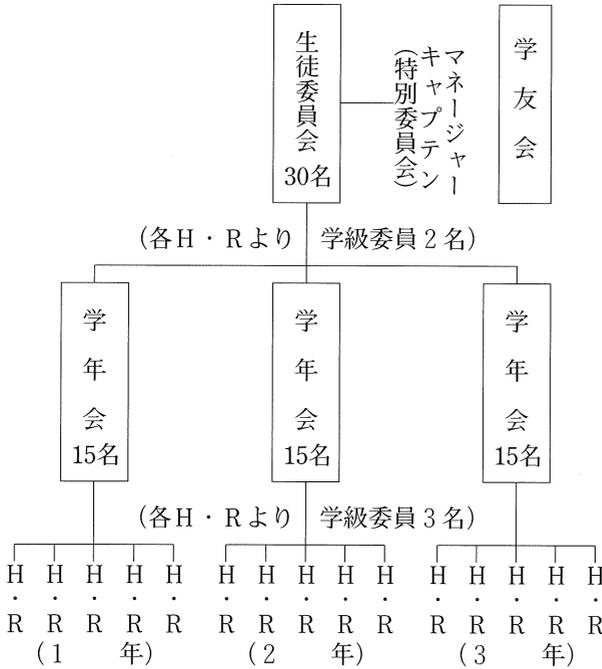
総務部・学芸部・運動部に分かれ、学芸部に一一部、運動部に九部が属し、それぞれの部に部長・副部長を置き教師がそれに当る。この活動は生徒が自治的に放課後毎日行っている。

立教中学校学友会々則

[略]

第3章 立教中学校

(e) 自治制度



- 学年会は各ホームより学級委員三名が必ず出席し計一五名によって運営される。
 - 学年会は各学年に応じた特別な問題を取り入れながら五クラスの横の調整をはかることを第一目標とする。
 - 学年会は原則として毎月一回（第二週木曜日）に行うこととする。従ってこの日の職員会議は昼食時とし、昼食時では解決出来ぬ大きな問題が急に起きたときは、適宜その前後に臨時職員会議を開く。
 - 学年によって大切な問題の生じた際は例会以外に臨時学年会を開く。
 - 学年会にはその学年の主任は全員必ず出席のこと。
 - 学年会は議長一、副議長一、書記一を選出すること。
- 生徒会は各ホーム代表二名、計三〇名によって組織される。
 - 各ホームルーム代表二名は学級委員の中から得票数によって選出する。得票が同数の場合は主任（ホームルーム・ティーチャー）に一任する。
 - 生徒会は学校全体の縦の一貫した自治問題を取りあげ毎月一回（第三週金曜日）に開催する。（臨時生徒会は召集出来る）
 - 生徒会は議長一、副議長一、書記一を選出する。

○生徒会には主事・生徒部教師の他、各学年代表が出席のこと。

○生徒会は運営上、左の委員会に分かれ、それぞれの分野に応じて仕事を
する他、各ホーム、各学年会より提出された議案を討議し採決する。

風紀委員会（六） 報道委員会（三） 美化委員会（五）

会計委員会（三） 文化委員会（五） 設備委員会（五）

○生徒会運営上の諸経費は年間一五〇〇〇円としPTAより補助。

○会場は原則として階段教室とする。

○体育祭などの特別な行事の場合は学友会各部などからキャプテン参加の上、
特別委員会を開くことがある。

(f) 休暇施設

夏期及び冬期の休暇を利用して左の行事を行い、共同生活による社会的習慣を
養成することを目的とする。

1 夏期講習会

夏休み初日より十日間、各学年より六〇名

国語・数学・英語の三科目を対照〔象〕とし、学力の補充をする。

2 林間学校……………約八〇名

3 臨海学校……………約一二〇名

4 宗教キャンプ……………約六〇名

5 スキー訓練……………約六〇名

6 学友会各部合宿……………各部々員

(g) 週番

〔略〕

(h) 生徒心得

一、主旨

本校の教育精神に従い、規律を重んずる上品で明るい人格を養い、自立心と責
任感にみちた社会人としてのよい生活態度と実行力を育成する。

二、登校、下校

(1) 交通規則を守り、大勢並んだり、ふざけ合ったりして歩かない。

(2) 正しい姿勢、服装、態度を保つ。

(3) 途中寄り道をしない（映画館、娯楽場、デパート、飲食店等）。

(4) たん・つばをはいたり紙屑^{〔マワ〕}、をちらしたりしない。

三、服装

(1) 外出の時は、制服を着用し、制服以外で登校する場合には、異装届を提

第3章 立教中学校

出して、主任の許可を受ける。

- (2) 帽章・襟章は正しくつけ、規定以外のバッジはつけない。
- (3) 各自の持物には、必ず名前をつける。
- (4) 洗濯とつくるいは怠らず、常に清潔にする。
- (5) ズボンの折り目はきちんとつけておく。
- (6) 靴はいつも手入れをしておく。

四、礼儀

- (1) 先生や目上の人には、礼儀正しくあいさつをする。
- (2) 朝夕、お互いのあいさつは正しく。
- (3) 言葉づかいは、ていねいに、はっきりと。
- (4) 外来者にも親切ていねいに対応する。

五、集合、集会

- (1) 無言ですみやかに整頓する。
- (2) 時間を厳守する。
- (3) 指揮者や話し手には注目し、その指示にはよく従う。
- (4) 週番の指示にはよく従い、規律を守る。
- (5) 無駄話しをしない。
- (6) チャペル・講堂には、順序正しく、静かに入り、脱帽する。

六、教室内の態度

- (1) 先生の入室前に、その時間の学習支度を整える。
- (2) 先生がみえたら、直ちに起立して迎える。
- (3) 始めと終りの礼は正しく。
- (4) 授業中は、よそ見をしたり、お互いに話しをしたりしない。
- (5) 特別の場合の外は、授業が終っても先生が出る迄は、室を出ない。
- (6) 授業中の出入りは、礼儀正しく。
- (7) 教室内では脱帽し、机に腰をかけたり、さわりだりしない。
- (8) 窓から紙屑・水などを捨てない。
- (9) 放送の時は、お互に静かにしてよく聞く。

七、廊下

- (1) さわりだり、遊び事をしない。
- (2) 右側通行を守り、走らない。
- (3) 奇声や大声を出さない。

八、清掃

- (1) すみずみまでよく掃除する。
- (2) 机・椅子は床の上を引きずらない。
- (3) 用具箱は清潔にし、よく整頓しておく。
- (4) ぞうきんはかたくしぼって、乾かしておく。
- (5) 紙屑などは見付けた人がすすんで拾い、屑箱に入れる。

九、便所の使用

- (1) 急がず、落ち着いて。
- (2) 用便後は水を流しておく。
- (3) 必ず手を洗う。

十、その他

- (1) 宿題・納金・諸届は期日を守る。
- (2) 落書をしない。
- (3) ハンカチ・ちり紙を忘れない。
- (4) 上下靴の区分を必ず守る。
- (5) 校具・器具を大切に使う。
- (6) 授業に必要なもの以外は持参しない。
- (7) 食事前にはよく手を洗う。
- 〔(8) は原文欠〕
- (9) 図書館では先生や係の指図に従い、館内規則を守る。
- (10) 自転車通学者は、必ず許可を受ける（徒歩二十分以上の者）。

『学校要覧』立教中学校 1957（昭和32）年 39～51頁

〔立教中学校所蔵〕

資料12 〔性教育のスタート〕〔1971（昭和46）年〕

本校における性教育の出発点（動機）

そもそもの動機としては、理科の久保貞吉教諭が「性科学研究会」の会員として入会しこの方面の研鑽〔鑽〕を夙に志向され、学校において性教育を取り上げなければならぬという強い信念を持たれていたわけである。

当時、終戦後の世相甚だしく混乱していた時期の真只中にあり、「性」に対する観方、考え方も、平和と占領政策のかもし出す特殊なムードと相俟って大きな転換を余儀なくされていたのであった。かかる世状に在って、学校教育の中で「性教育」は是非実施しなければならぬという空気は、われわれの中に次第に盛り上がり、前述の久保教諭を中心に話し合いが持たれ（昭和28年前後）次第に、

第3章 立教中学校

「性教育」実施への機が熟して行ったのである。

以上の事情から、理科と保健体育科の何れかで性教育を担当しなければならぬだろうという結論を得て、結局、身体的な生理を主とする保健体育科の担当が適当であろうということで、それ以降、われわれ保健体育科の教師が、保健の時間に指導する重責を負うことになった次第である。

しかし、この分野は、当時研究も浅く経験もないところから、未開拓の分野であり甚だ心細い心境だったけれども、兎に角、校内での意思統一が是非必要であるということで、学内に講師を招聘して「全教職員性教育研修会」を開催する計画を立案し、大塚二郎、鈴木清、平井信義など斯界の権威者であり研究家である諸先生を招き、前後3～4回に亘って勉強会をもち（昭和26、7年頃だったと思う。）、これら研修会を通じて、本校の性教育に対する見解は一応、肯定的意思統一がみられ、28年度から保健の授業で実施する運びになったわけである。

次に、実施に踏み切った間接的な因由の一つとして、当時使用した教科書の問題がある。というのは、教科書は、「改訂中学校保健」、東俊郎監修、重田定正著、であって、この単元V「健康なからだのはたらきを利用して、健康な生活をするにはどうしたらよいか」。の内容の2. 年令や男女によるからだの変化、の項の「男女の成熟」のところに、男性と女性の生殖器の略図が掲載されており、例年、このページのところまで進度がきたところで、はたと困惑して何の説明もなく、或いはせいぜい通り一ぺんの説明を加えるだけで通過してしまうということをつづけて参った次第である。そしてそのことは、自分自身も内心穏やかでなく、良心にとがめるものをどうすることも出来ない、後めたい心境であったことを告白する次第である。事実、性教育実施に踏み切って、ホッとしたのが、いつわらざる本音であった。

〔略〕

川上一男「本校における性教育の出発点（動機）」『本校の性教育』立教中学校
1971（昭和46）年7月 7～8頁

〔立教中学校所蔵〕

資料13 〔初期の性教育カリキュラム〕〔作成年不詳〕

性教育カリキュラム要項				
	標準コース	保健体育科指導項目	時間	備考(対父兄)
一 年	○人の成長 (私たちのからだの変化) (1) 出生から幼児期まで (2) 学期から今日まで	○中学生と健康(単Ⅰ) 健康生活への理解と意欲 (1) からだの問題 (2) 心の問題 (3) 環境行動の問題 ○心身の健全な発達(単Ⅱ) 青年期における身体発育、これに伴う 生理的・心理的特色について十分な理解を 与える (1) からだの発育 (2) 心の発育 (3) からだと心の結びつき	2 }3 時間	○性教育の目的についての理解 (1) 性教育のあり方 (2) 本校のカリキュラム説明 (3) 事前・後の実態調査
二 年	○人体の成熟(二次性徴) (1) 青年前期の一般的特徴 (イ) 身体の変化 (ロ) 心の変化 (ハ) 不調和な発達 (2) ホルモン (イ) ホルモンの種類 (ロ) ホルモンの作用 ○性の問題 (1) 生物と無生物 (2) 生物の雌雄 (イ) 無性生殖 (ロ) 単性生殖 (ハ) 有性生殖 (3) 生殖本能と性の働き (4) 性の機能 (イ) 形態的機能 男女生殖器の構造 (ロ) 内部的機能 性細胞と性染色体 精子と卵子 受精、受胎から出産まで	○健全なる生活(単Ⅴ) 成熟期における心身の変化 (1) 男女の身体、能力的考察 (2) ホルモンについて (イ) 内分泌器官とホルモンの作用 (ロ) 性ホルモンと男女の特性 (ハ) 思春期について (3) 性の機能 (イ) 性細胞(精子、卵子) (ロ) 精通現象 (ハ) 受精、受胎、出産 (ニ) 性の決定 (ホ) 男性器の構造 (ヘ) スライドによる教育、完全なる 成長 (4) 性病	5 時間	○青年期の特徴 (講演) 家庭における純潔教育 —スライド— ○授業参観 スライド 「完全なる成長」 1、性と幸福 2、男性の性の目ざめ 3、欲望をどう処理するか 4、人間的な性の目ざめ
三 年	(5) 結婚 (6) 遺伝 (7) 性病 ○我が子の問題 (1) 胎児の性格 (2) 両親の健康状態 (3) 親になる責任の自覚 ○正しい男女の交際 (1) 正しい交際のあり方 (2) 下品な言動の反省 (3) 純潔の価値 (4) 男女交際と自己の責任	○健全なる家庭の成立 (1) 結婚の意味 (2) 遺伝 (3) 良い家系、悪い家系 (絆野家、カリカック家) (4) 明るい交際 (道徳との関連) ○精神の健康 素質と環境 精神障害と社会生活 遺伝 ○国民の健康 優生保護法 人口と国民の健康 家族計画	4 時間	○結果についての反省 (座談会)

『PTA会報』第25号 立教中学校PTA 1961(昭和36)年10月30日 50~51
頁

〔立教中学校所蔵〕

第2節 立教中学校の発展と充実

近い将来に学齢児童が減少することを見越した高橋昊教頭は、1959（昭和34）年、定年を迎えた花房正雄に代わり、校長に就任した。高橋は、中学校を真に学力が高く、設備の充実した学校として育てることにより、永続的な発展を確保しようと考え、「学力レベル・アップ」を図り、「入学試験の厳正化」と「原級制度」の厳格な適用を実施した〔（1）資料1，2〕。

また、前年の1958（昭和33）年には、文部省が教育課程の全面的改訂を実施した。立教中学校としては、独自の対応をおこなった。（2）資料1は、当時の「教務関係」の記録を、資料2には、「道徳」の実践記録を、さらに、資料3～5には、学校行事関係の資料を収めてある。

さらに、高橋校長時代には、校舎の増築と設備の充実が図られ、体育館と第二、第三校舎をつなぐ増築校舎が落成した〔（3）資料1～4〕。（伊藤俊太郎）

（1）高橋 昊校長の現実主義

資料1 高橋 昊「校長として」〔1978（昭和53）年〕

校長として

高橋 昊（昭和53年11月19日）

私が校長になった時、第一に考えたのは「私学の危機」という事でした。終戦直後こそ青空教室を開かなければならなかった公立校とくらべて、私立校の焼け残ったものは設備も良かったけれども、そのうちに公費の補助によって公立校の設備が良くなって来ると、私立はそれまでのように安閑とはしていられなくなったのです。

おまけに、昭和22年、ベビーブーム生まれの子供達が昭和35年に中学に達して、中学生の数が一時急激に増加した数年先には、児童・生徒数が大幅に減少するわけだからね。当時、都立高校の収容力は就学希望者の40パーセントしかなかった。ところが公立中学校は100パーセントの収容力があつたのです。と言う事は、人数から言えば中学生は公立だけで全部収容出来る。私立には一人も回さないでも済んでしまう。だから、余程の特色がない限り私立が生徒を集める事は難しい。すでに都内の私立中学校の中には経営不振のために廃校になったものも出て来ていたのですが、それは、学力の水準が低いことが原因で入学希望者が漸減しているのだと、私は思っていました。そのようなわけで、数年先に必ずやって来る「私学の危機」を乗り切るには、学力のレベルアップをはからなければならない。これを第一目標と私はしたのです。

当時、立教中学校の評価が高かったのは、「キリスト教による人格陶冶」の旗印があったこと、日教組などと全く関係がなかったこと、などが主な理由だと私は思いますが、学力は必ずしも高いとは思えなかったのです。都下で、中学校だけで独立採算制をとっている学校は立教だけだった。これは非常に難しい問題です。幸い、立教大学が上にあったから志願者は募集人員を割ることはなかったようなものの、それでも決して油断のならない現状でした。

学力を高める第一の方策は「入学試験」の厳正化でした。

戦争中から入試は文部省の指示に従って面接で行われていたのが、昭和28年からそれが解除されたので筆記試験を行うようになったのだけれど、30年代の前半までは教育機関が公共的施設なんだという意識が立教では稀薄で、公私混同の気味があったのです。判定会には大学の主だった人達が列席して、個人的な関係を唱えて合格を主張したし、父親が本校を卒業している子供は、何とか入学を考慮してやろうという花房主事の義理人情がありましたから、たとえ試験の成績が合格点に達していなくても、すぐに落とさないで、なるべく残そうとする。だから「保留」が多くなって、いつまでかかっても收拾がつかず、最後の判定は限られた人によってなされていたようなわけです。「父卒」を大切にするのも良いが、母校であるというだけで特権を与えるのはおかしい、と私は思っていました。学校の経営に尽している場合には或程度考慮しても良いと思うけれど、それにしても程度問題で、出身小学校での成績の良い生徒が落ち、下位の生徒が合格するような事が続けば「立教は情実がある」と評判を落すことになってしまうから、それは避けたい。そこで私は入試で実力中心主義をとり、可否の判定会では限られた人による小委員会は作らず、最後まで全教員が参加するガラス張りの態勢をとったのです。

第二の方策は「落第制度」の厳正な適用です。

知っての通り、全教科の平均点が10点満点で6点未満の生徒は合格・進級出来ないという決まりになっていたし、たとえ平均点は足りていても、4点に満たない教科が一科目でもあれば落第させるのが原則でした。私が中学生の頃は、その原則通り実施されていたのだけれど、いつの間にかだんだんゆるくなって、欠点科目があっても平均点が足りていれば合格させてしまう。その平均点も、6点を多少割り込んでも進級を認めるようになってしまったので、生徒・父兄、中には教師でさえ甘い見方をする者が出て来たわけです。ただでさえ「キリスト教の学校だから救ってくれるだろう」と考える父兄が多いのだから、「キリスト教はそんなに甘いものではないんだ」という事を知らせて、学校の中に厳しい雰囲気

第3章 立教中学校

作り出すことが学力を高める道だと私は考えたのです。

それで、それまで平均5.8とか5.5でも「厳及訓」として進級させていたのをやめて、6.0ない者を皆落第させたわけで、落第生は在籍者の一割と数も多くなったけれども、学校全体の気分は引き締って、勉強する雰囲気が出て来、学力は相当高まったと思います。それは単に私の感じや自画自賛ではなくて、過日文部省が実施した学力の悉皆調査も証明してくれているのです。某所に手をまわして調べてもらったところ、立教は慶応普通部よりも良い成績だったと言うことでしたから。

次に、学校を魅力ある物にするためには、何と言っても設備の充実が重要だったわけです。今、12号館と呼んで、中学の生徒ホールや大学の研究室として使っているあの校舎は、震災後大正15年に完成した時には、日本にくらべる物がないくらい立派な中学校校舎だった。1学年2クラス、5学年に相当する10の普通教室の他に、物理と化学の教室と実験室、博物の教室や、ひと学年が共同で使える合併教室—これは音楽教室にもなったわけだけれど—そのほかに当時としては珍らしい水洗便所やスチーム暖房等々、完備した、ゆとりのある施設で、その後間もなくその両翼に武道場や学友会の部室などを追加したものでしたが、私が校長になった昭和34年には高校の校舎となっており—もっとも高校は間もなく新座に移転して、あいた12号館は大部分大学の研究室になったのだが—中学の校舎は現在の第1校舎と第2校舎の西半分しかなかったわけ。そこに1学年5クラス、計15の普通教室と理科や音楽室をつめこんで、生徒数は800名に近く、1組五十数名の有様だったから、何とか教室をふやして1組四十名台にして、より行き届いた教育が出来るようにしたかったし、学校としてまだまだ欲しい施設は多々あったわけです。

第一に、立教中学校には体育館がない。雨の日の体育は12号館の地階でやるだけです。戦前から体育館建造の計画は何回となく立てられながら、その都度流れてしまっていました。私は何としても立教中学校を体育館のある学校にしたかった。

第二に、立教中学校には講堂がない。文化祭などはタッカーホールを使わせてもらっているけれども、これは大学の講堂を借りるのだから、なかなか思い通りには行かない。礼拝にしても、その他の行事にしても全校生徒が集まってすることが出来ない。これは学校としてのまとまりの上で大変な障害でした。体育館と兼用でも良いから、全校が集まって行事や式の出来るスペースがほしかったのです。

第2節 立教中学校の発展と充実

第三に、プールが欲しい。池袋第五小学校の焼跡が立教の物になった時には、あそこに小学校のプールがあったからそれを使って水泳の授業や水泳大会などの行事が出来ただけけれど、そこに法学部の5号館が建てられたのでプールなしになってしまった。

第四に、臨海か林間の施設が欲しかった。育ち盛りの生徒にとって、校外での共同生活は友情を培うためにも極めて大切なものだが、立教中学はその施設を持っていなかったのです。だから毎年夏になると、別所温泉の玉屋を借り切って林間学校をやったり、下田の柿崎や房総の岩井海岸の旅館で臨海学校をやっていたわけですが、借り物だから思う様にならないし、資材をその都度運ばなければならぬ。しかも、何と言っても参加出来る人数に制約があるので、全員が参加するわけに行かない。希望者を、しかも抽籤で選んで連れていくのでは、学校全体としての連帯感は養われません。

まあ幸い、林間施設の方は渡辺教授が学院に寄贈された中軽井沢の土地に、武山の米軍施設を移築するという形で、有賀先生のイニシアチブに中学校が便乗するという形で出来たけれども、あとは皆ゼロから造り上げなければならなかったもので、PTAの皆さんの御協力を仰いで進めることにしたのです。

つまり、戦後、立教中学校に対してしばしば用いられていた「名門校」や「一流校」という評価は、学力と施設の点では、昭和30年度の前半までは「虚名」であったわけで、実質の伴っていない物だったのだから、名実共に「一流校」と呼べる学校に成長させ、本当に魅力のある学校にし、「私学の危機」「四十五年の危機」を乗り越えることに、私は全力を注いだのです。

学校経営者の命題として、経営を背負わされている私には、多くの先生方の生活を保証する義務があると私は感じていました。だから、何としても、「学力のレベル＝アップ」をはかり、名実共に「一流校」としたかった。私立学校の経営は理想主義では成り立ちません。私は理想主義より現実主義をとりました。

高橋 昊「退職後の談話筆記」1978（昭和53）年11月19日

〔伊藤俊太郎氏所蔵〕

資料2 〔原級制度の厳格な適用〕〔1967（昭和42）年〕

〔略〕

本校卒業生についての過去数年間の統計によると、本校入学以来、素直に立教大学を卒業出来たものは約六十五％である。つまり本校入学者のうち約三十五％のものが高校、大学へと十年間のうちに落伍しているのである。それでは本校入

第3章 立教中学校

学者がそれほど能力的に劣っているのかというと、そうではない。ごく僅かな例外者を除いては、その知能指数からみると普通以上のものばかりである。それでは何故に十年間に三十五%もの脱落者が生れるのか。それは心構えの一語につきると思う。生徒、親（家庭）学校三者の心構えにその原因があるとしか考えられない。先に英国の中等学校についてみたように、英国の社会は、人間形成、学校教育というものに対して如何に厳しい態度で臨んでいるかということを考えてみる必要がある。進学ということは、エスカレーターに乗かって上へ進むというようなものではない。厳しい心身の鍛錬、意志の訓練が必要である。米国の有数の知能の一人と言われている、科学者であり、また比較教育学者である、ジェームス・コナント博士は「米国の中等学校教育に対する警告」の三部作の中で、四年制の大学を卒業して将来知的専門の職業につこうとする能力を持った生徒は、一週間に十五時間以上の自宅学習が必要であると強調している。米国の学校は五日制であるから、それを五日に割り当てると、一日三時間以上自宅学習をしなければならない。私は常に、本校生徒は、最低毎日二時間の自宅学習をしなければならないと主張しているけれども、私の担当するクラスに就いて調査してみると、私の主張に背いている生徒が大多数である。果して親はこの私の主張をどのように理解し、どのように協力して下さるであろうか。人間形成とか学校教育に関して、日本ほど甘い考えを持っている国は他の先進国中一国も見当らない。人格教育とか人間形成の教育とは、安易な生活からは生れない。安易な生活から生れるのは、墮落だけである。学校もふくめて日本の家庭は、こどもの躰、教育というものに対して甘すぎる。こどもの躰はもっと厳しくというのが、こどもに対する本当の愛情でなければならない。こどもの教育はもっと厳しくというのが本当の教育愛でなければならない。こどもの持って生れた才能を、それぞれに応じてもっともっと伸ばしてやるというのが、親の学校のこどもに対する愛情である。普通以上の能力を持っていながらあるいは怠業する、あるいは落第するというのは、こどもに対する吾々の心構えの甘さ、愛情の歪み、不足にその原因がある。

かつて「落第」をしたある生徒の親は、「学校はつめたい」と言った。その生徒を落第にまで追いこんだ学校は充分その責任がある。しかし本人は勿論のこと親にも責任がある。責任の問題はともかくとして、落第をさせることがこどもに対して「つめたい」とは私は思わない。卒業というレッテルだけが欲しいのであれば、われ何をか言わんやである。「落第」ということが、彼の人生において大きな心の傷あとになるかも知れないという心配は残る。しかし、「心の傷あと」にするかしないかは「落第」に対する学校や親の考え方にかかわる問題である。

学年相応の学力を身につけなければ進級出来ないのが当然だという考え方に、学校も親も徹すればその問題は解決出来る。「落第」を学校の処罰と受けとるような誤った考え方があるとすれば無理解も甚だしい。落第は、事の善悪に関する道徳上の問題ではない。躰けの一つの手段と考えなければならない。実社会にも、落第＝失敗はあり得ることである。それを心の傷あとにするかしないかは考え方の問題である。

話しがやや横道に入りこんだ観があるが、何度も繰り返すようだが、われわれは、人間形成、人間教育ということに関して考えが甘すぎると思う。能力を高度に伸ばし、個性を十分に伸ばさせる為には、克苦、訓練鍛錬ということが前提にならなければならない。一かどのピアニストになる為には心身を磨り減らすような厳しい訓練が必要であると言われている。こどもを遊ばせておいては人間形成も人間教育もあり得ない。能力も個性も困難を克服するという辛い体験を経なければ伸びない。

〔略〕

高橋 昊「軽井沢研修会報告」『PTA会報』第41号 立教中学校PTA 1967
(昭和42)年10月15日 7～9頁

〔立教中学校所蔵〕

(2) 教科教育と教科外の教育

資料1 教務関係事項 [1962 (昭和37)年]

教務関係事項

(a) 年間行事予定

- 四月 入学礼拝・入学式・始業式・役員選挙・入校期訓練・実力テスト（一年）・標準テスト（二・三年）・学友会紹介・身体検査・学友会評議員会・PTA総会
- 五月 創立記念日・学友会入部感謝礼拝・中間考査・球技大会
- 六月 修学旅行・保証人会・PTA文化部講演会
- 七月 定期考査・終業式・軽井沢訓練キャンプ・臨海学校
- 八月 宗教訓練キャンプ・学友会各部合宿
- 九月 始業式・水泳大会・身体検査・役員選挙
- 十月 学院総合運動会・中間考査・保証人会・結核予防基金募集協力
- 十一月 文化祭・球技大会・収穫感謝祭・PTA文化部講演会・都内バス見学・共同募金協力

第3章 立教中学校

十二月 定期考査・Xマス祝会・歳末助け合い運動協力・終業式・スキー学校

一月 始業式・聖ポーロ改心日

二月 入学試験・定期考査（三年）・立小推薦者面接

三月 定期考査（一・二年）・実力テスト（三年）・学友会送別礼拝・大斉克己献金・卒業礼拝・卒業式・終業式・立高推薦者面接

(b) 学級数

	一 年	二 年	三 年	計
学 級 数	五	五	五	一五

(c) 週間教科配当並びに時間配当

教科目	第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年
国 語	五	五	五
社 会	四	五	五
数 学	五	四	五
理 科	五	五	四
音 楽	二	二	一
美 術	二	一	一
保 健 体 育	三	三	三
技 術 ・ 家 庭	三	三	三
英 語	五	五	五
聖 書	一	一	一
道 徳	一	一	一
礼 拝	一	一	一
特別教育活動	一	一	一
計	三八	三七	三六

補習授業 各学年 二時間

自由研究 二・三学年 二時間

[注] 但し、本校では、実際、技術・家庭の授業は行われなかった。

日課表

	8月	8月	8月	9月	9月	10月	10月	11月	11月	12月	12月	1月	1月	2月	2月	3月	3月	5月	5月
	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	10	20	10	20	10	20	10	30
月	<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 朝の音楽 学級活動 (学級活動) 伝達放送 一年(礼拝) 二年(礼拝) 三年(礼拝) 朝の音楽 学級活動 (学級活動) 伝達放送 委員会 だより 校務放送 (放送研究会自主番組) 運動 準備 運動 クラブ 図書 図書 図書 図書 図書 </div>																		
火																			
水																			
木																			
金																			
土	(下) 校																		

(d) 各種検査

1 標準学力検査

各学年別に四月に行っている。各学年共教研式を採用している。

2 知能検査及び性格検査

知能検査は一・二年生のみ四月に行う。一年生は田中知能診断、二年生は教研式中高知能検査を行う。

性格検査は一年生は牛島式、二年生は教研式、三年生は正木式を四月に行う。

3 実力テスト

標準学力検査の結果のみでは学力面は^{〔ママ〕}於いて十分な教育指導には無理な面もあり、それを補充する意味で本校独自の立場からカリキュラムとにらみ合せて学力検査問題を作成し、これを標準化して、定期的に左の学年に行っている。

小学校卒業程度……………入校期訓練中

三年終了程度……………三月中

4 読書力診断テスト

読書力診断テストは、一、三年生のみ、四月に行う。

(e) 教師研究会

教師一人々々の研究により教育指導法向上のため毎学期一回左の事項を行う。

1 研究授業

各学科別に研究公開授業を行い、討論をし、それと共に研究発表も別に行う。他の学科の教師が参加することも出来る。

2 他校見学

各科別にモデルスクール並びにそれに準ずる学校を見学し、本校の教育に資する。また学科のみならず、教務・生徒・宗教の各部及び視聴委別の他校見学も行う。

3 研修会

(1) 各界の権威者を中心とし教師の教養の向上のための会であって、全教員集会と各学科別集会の二つを行う。

(2) 夏季休暇中の数日間、専任教員宿泊の上、当該学年度の重要問題、生徒指導・学習指導・宗教問題などにつき講師をまねき研究・討論する。

4 学科別打合せ

随時開き、学級別・学年別の連絡研究をする。

(f) 庶務関係

1 入学・転校・退学・休学

第3章 立教中学校

第一学年に入学を希望する者は学力検査面接試問及び身体検査による選抜入学
考查を行い許可をする。他の中学校より転学しようとする者は欠員のある場合に
限り考查の上許可することがある。

退学・休学に関しては職員会で決定する。

2 進学・卒業

教科並びに綜合成績によって判断し、学校長が職員会にはかって決定する。

3 中間考查及び定期考查

中間考查は五・十月の二回、定期考查は七・十二・三月の三回行う。

4 精勤賞

一ヶ年間無欠席で遅刻・早退が二回までの場合……………一ヶ年精勤賞授与
二ヶ年を通して無欠席で遅刻早退が二回までの場合…二ヶ年精勤賞授与
三ヶ年を通して無欠席で遅刻早退が二回までの場合…三ヶ年精勤賞授与

5 遅刻・早退の取扱い

交通事故で遅刻した者、学友会関係で公式試合或は公式的な立場で早退する者
は精勤賞に対する回数に入れない。

6 忌引の取扱い

父母死亡したる場合……………七日間（一親等）
祖父母・兄弟姉妹死亡したる場合……………三日間（二親等）
曾祖父母・伯（叔）父母・甥・姪死亡したる場合…一日間（三親等）
右の日数を忌引日数とし精勤賞に対する欠席日数とはしない。

『学校要覧』立教中学校 1962（昭和37）年 39～46頁

〔立教中学校所蔵〕

資料2 「道徳」指導計画

資料2-1 「昭和」33年度第2学期ホームルーム（道徳）指導計画表〔1958（昭和33）年〕

	9	月	1	1	日
主題	○「私たちと娯楽」（趣味と生活）				
指導目標	○良い趣味を持って生活を豊かにする 良い娯楽を選んで生活を楽しくする 誘惑に負けないで節度ある生活を自律的に営む				
指導内容	○良い映画、悪い映画 良い遊び、悪い遊び 余暇の正しい利用法 趣味の種類と自分に合った趣味の発見				
指導方法	○調査「趣味に関する調査」「近ごろはやっている遊び」 ○話し合い「職業と趣味は両立するか」 （勉強） 「私の最近みた良い映画について」 ○講話「映画を見に行くときの注意」「私の趣味」				

	9	月	1	8	日
主題	○「私と学校生活」				
指導目標	○○ 集団生活において個人の自由や権利を尊重すると共に奉仕や協力の態度をつくる。 ○ 狭い仲間意識にとらわれず、より大きな集団の成員としての自覚をもって行動する。 ○ 生徒会・クラブ活動の学校生活上の意義を考え、進んで参加する。				
指導内容	○ 学校生活の改善 ○ 集団生活に於ける自他の尊重 ○ 学校全体と個人の立場 ○ 生徒会・クラブ活動における個人の責任と権利 ○ 学級と学校（生徒会の運営を通しての学校全体（上級・下級生）の協力態勢）				
指導方法	○ テープ□「ある日の学年生徒会」…>（上級生と下級生の協力のし方について） ○ 話し合い「私のクラブ」「何故クラブに入らないか」「私たちの学校のよい点悪い点」 ○ 調査「生徒会の改善点」				

「33年度第2学期ホームルーム（道徳）指導計画表 一、二年生」〔1958（昭和33）年〕

〔立教中学校所蔵〕

資料2-2 道徳学年別年間指導計画 [1963 (昭和38) 年]

道徳学年別年間指導計画

- 基本方針 ○ キリスト教に基^{〔ママ〕}づく道徳教育
- 生徒の心理的発達段階に應ずる計画
 - 学年差（その学年の学校における位置）を考えた計画
 - 学校全体の縦につながる指導体系
 - 学校行事を織りこんだ計画（季節を考える）

話し合い（全体、グループ）→しるし→わかる→決意→実践

- 注： 1. 取り上げ方と実施方法については学年の自主性にまかせ、授業の展開をする。
2. 放送（自主番組を含む）、アンケートなども随時、随意。

第2節 立教中学校の発展と充実

第 1 学 年			
月	主 題	時数	備 考
4	○ 道徳についての内容説明 ○ 新しい生活のために	1	オリエンテーション マルコ 2:23 本校の歴史
5	○ 自治活動（学級活動） ○ スポーツマンシップ ○ 学習について ○ 自治活動（委員会活動）	1 1 1 1	グループ ^{（マ）} コリ前 9:24 球技大会 中間考査
6	○ 責任感と義務（当番） ○ 責任感と義務（公共物の愛護） ○ 軽井沢キャンプの意義とその生活	1 1 1	
7	○ 夏休みの過ごし方	1	
9	○ 夏休みの反省と新たな決意 ○ ことばづかい ○ 父母と私（子供の立場） ○ 父母と私（親の立場）	1 1 1 1	エペソ 4:29 ヤコブ 3:9~11
10	○ 真実をいう勇氣 ○ 利己主義 ○ 文化祭	1 1 1	
11	○ 読書の秋 ○ 友情（対 個人） ○ よき隣人（対 社会）	1 1 1	ルカ 10:30~37 感謝祭
12	○ きよらかな心でクリスマスを迎えよう ○ 二学期をふりかえって	1 1	
1	○ 三学期を迎えて ○ 自分の体に気をつけよう ○ 規則を守ろう	1 1 1	
2	○ 清潔と美化 ○ 地の塩 ○ わがままな心をおさえよう	1 1 1	マタイ 5:13~16 大育克己 マタイ 4:1~11
3	○ この一年間をふりかえって	1	

第3章 立教中学校

第 2 学 年			
月	主 題	時数	備 考
4	○ 2年生になって	2	昨年度「2年生になって」(1) 「イースターを迎えて」(1)
	○ 公共物の愛護	1	
5	○ 亀の歩み…学習をつみあげる…。	1	互いに関連 マタイ：5.43～48
	○ 生活時間の工夫	1	
	○ 暴力	1	
6	○ 正しい主張	1	互いに関連 ロマ：12.21
	○ 真の勇氣	1	
7	軽井沢キャンプ	1	軽井沢みすず山荘にてキャンプ中に「夏休みの過ごし方」(1)を実施
9	○ 学習への意欲	1	1学期と2学期にこのテーマを1時間 ^(ママ) づつ配分。前時とも関連。
	○ 生活時間の工夫	1	
	○ 私達の悩み	1	
10	○ 劣等感の克服	1	マタイ：14.7～11
	○ 誇りをもとう	1	
11	○ おしゃれと身だしなみ	1	昨年度「感謝と奉仕」
	○ 勤労と生活	1	
	○ 価値ある生き方	1	
12	○ みんなの約束(学校のきまり)	1	
	○ クリスマスについて	1	
1	○ 自己をみつめる…ひとりよがり…	2	
	○ 男女交際	1	
2	○ 礼儀	1	「公共物の愛護」と関連
	○ 相手の立場の理解	1	
	○ この教室に入る後輩のために	1	
3	○ この1年をふり返って		

第2節 立教中学校の発展と充実

第 3 学 年			
月	主 題	時数	備 考
4	○ 三年生になって <ul style="list-style-type: none"> { 自治活動の中心 { 下級生の模範となろう 	2	本部員の作文
	○ 克己心	1	“ガラテヤ人への手紙” 5:16
5	○ 充実した生活（生活設計）	1	生活時間表作成－共同考察
	○ 自由と規律（旅行の準備・心構え）	2	菅教授、矢沢司祭のチャペルでのお話（テープ）
6	○ 旅行の反省	1	
	○ 充実した生活 （祈りと奉仕、友情、責任感、効果的学習）	2	
7	○ 最後の夏休みの生かし方	1	自主録音
9	○ 公共物を大切に	1	自分の家の家系・おいたちの作文 コリント人への第一の手紙 15:3~8
	○ あと半年	2	
	○ 祖先への感謝	1	
10	○ 礼儀	2	矢沢司祭の話し、自主録音 堀江司祭の話し（テープ）
	○ 社会の中の私 （マスコミ・誘惑・事件…）	1	
11	○ 同上	1	自主録音
	○ 我が校の誇り	2	
12	○ クリスマスを祝うに際して （キリスト教における愛）	1	自主録音
1	○ 自己批判と自己主張	2	“信夫の日記” いっても無駄さ
	○ あやまちはすぐ改めよう	1	
2	○ 最後の5分間	1	自主録音
	○ 下級生に望むこと	1	
	○ 高校生活は清新な心で	1	

「昭和38年度『道徳』指導内容一覧」立教中学校 [1963 (昭和38) 年] 10~16頁

[立教中学校所蔵]

資料3 [各学年が行っていた] 修学旅行 [1959 (昭和34) 年]

修学旅行

スリルあふれる風穴 一年 五月七日—八日
七日 浅川駅発(九・三〇)—大月駅—紅葉台(昼食)—風穴(見学)—山中湖
—長尾峠—仙石原、冠峰楼着
八日 冠峰楼発—池ノ平(昼食)—沼津駅着—東京駅着(一九・四五)

七日 浅川駅を九時三十分の汽車で出発。立教中学に入学して初めての旅行なので、皆はしゃいで車内も一段とにぎやかである。わずか一時間で大月駅に到着する。一時間半程バスにゆられて紅葉台に着く。ここで眼下に広がる森林地帯を見おろしながら昼食。それから風穴を見学する。階段を降りてゆくにしがって、次第に寒くなる。中に入ると、巾五十糎、長さ二、三米の大きな氷の柱が立っている。ろうそくをたよりに、足場に気をつけながら奥へ行くのはスリルにあふれて興味がある。外に出ると、自然に体があたたかくなる。再びバスに乗って、山中湖、長尾峠を通して、仙石原冠峰楼に到着。

八日 九時半頃冠峰楼を出て、箱根路をバスにゆられて池ノ平へ。ここに来ると、天気がよいので、白い雪をかぶった富士山や他の連山が一望に眺められる。風が強く、寒さを感じる。皆、草原にねそべったりして遊んでいる。また、バスの人となり、沼津から電車で東京へ無事到着。

日本平の眺望 二年 五月九日—十日
九日 東京駅発(七・三四)—静岡駅着—登呂遺跡(見学)—久能山東照宮(昼食)—日本平(休憩)清水—吉奈温泉着
十日 吉奈温泉発—反射炉・江川邸(見学)—三津浜(昼食)—沼津着—東京駅着(一九・三六)

九日 東京駅八重洲口に、全員六時半に集合して、七時三十四分の電車で静岡へ向う。三時間の電車の旅も、皆と話していると、そんなに長く感じない。静岡駅に十一時十二分に着き、登呂遺跡へ。日本の古代農耕文化が発見された所で、皆興味深かそうに見ている。再びバスに乗って久能山東照宮に着く。ここで昼食。東照宮へのぼった人もいた。それから日本平に向う。ここに登ると、眼下に砂州や清水港、さらに箱根伊豆の山々も一望にパノラマの如くながめられる。また、バスにゆられて、清水市を通して第一日の宿舎吉奈温泉に着く。此のバスのコースが長いので、朝早い我々は大分船をこいだ。

十日 十時頃、吉奈温泉を後に、葦山の反射炉、江川邸に向う。葦山の反射炉

は、今高さ十六米の煙突と長さ五・六米の炉跡が残っているだけだ。バスで三津浜へ。昼食をとってここの水族館を見る。再びバスにゆられて沼津駅着。汽車で一路東京へ。

楽しかった夜行列車

三年 五月六日—十日

六日 上野駅発（二二・〇五）

七日 一ノ関駅着—平泉中尊寺（見学）—松島（昼食）—仙台—秋保温泉着

八日 秋保温泉発—仙台駅発—福島駅着—福島県営牧場（昼食）—土湯峠—五色沼（散歩）—東山温泉着

九日 東山温泉発—飯盛山白虎隊跡（見学）—会津若松—五十里ダム—塩原温泉着

十日 塩原温泉発—木の葉石（見学）—大谷観音—（昼食）—宇都宮駅発—上野駅着（一七・三一）

六日 午後の十時を少し過ぎた頃、我々をのせた汽車は、ゆっくりとホームからすべりだす。町々のあかりが次々に窓に現われ、そして消えていく。十一時を過ぎても、旅の興奮ははずまらない。皆かたまり合って、雑談に花を咲かせ、或はゲームに興じている。しかし、次第に寢息がきこえるようになる。

七日 外がうっすらと明るくなると、皆目をさまして降りる準備にとりかかる。

一ノ関に着き、ここからバスで平泉に向う。平泉といえば、中尊寺と藤原三代栄華の地として余りにも有名である。一行は、中尊寺参道入口前で下車し、老松茂る月見坂をのぼってから、曲折した北上川や衣川古戦場を一望に眺められる高台に出る。さらに歩いて、中尊寺、金色堂、経堂、そして中尊寺に伝わる数多くの国宝、重要文化財を収蔵している讚衡蔵を見学。これらの遺跡は、藤原氏の栄華のあとをしるばせてくれた。

再びバスの人となって松島へ。ここに降りると、日がさしているとはいいいながら、海から来る風がひやりとする。ここで昼食。おみやげ等を買う。日本三景の一つに数えられている松島の景色も、やはり遊覧船に乗って見ないとそう美しくもない。仙台を通り、二時間程バスにゆられて、秋保温泉に無事到着。

八日 秋保温泉を後に仙台駅に向う。ここから汽車で福島へ。すぐバスに乗る。途中、予定を変えて、福島県営牧場で昼食をとる。草の上にしををろして、高くそびえる山々を見ながら食べる弁当の味もまた格別。

また、バスにゆられて、土湯峠で休憩の後、五色沼に着く。沼をぐると散歩する。バスで東山温泉へ。日も沈み、外は真暗。だいぶ予定より遅れ、温泉へついたのが七時過ぎである。

第3章 立教中学校

九日 東山温泉を八時頃出て、白虎隊で知られている飯盛山へ。ここには白虎隊に関する数々の史跡がある。白虎隊引揚げの洞穴、十九士の墓、自刃の場等々。そして、ガイドさんの名調子も手伝って、我々に往時をしのばせる。

また、七時間余りバスにゆられて、会津若松、五十里ダム、川治温泉などを通して塩原温泉につく。予定していた野口記念館の見学を省略したため昨日とは逆に今日は随分早くついた。

十日 まず、木の葉石を見学。それからバスに三時間ゆられて、大谷観音へ。ここで昼食。

宇都宮駅から電車で上野へ着く。

『いしずえ』第8号 立教中学校学友会 1959（昭和34）年3月23日 136～137
頁

[立教中学校所蔵]

資料4 第1回軽井沢キャンプ

資料4-1 [スケジュール] [1960(昭和35)年]

	第 1 日	第 2 日	第 3 日	第 4 日
6		起床 早 禱	起床 早 禱	起床 早 禱
7	校庭集合 出 発	キャンプ旗掲揚・体操	キャンプ旗掲揚・体操	キャンプ旗掲揚・体操
8	(予定) バス	朝食 朝 マスター 市川 食 スピーチ 保田	朝食 朝 マスター 伊東 食 スピーチ 小島	朝食 朝 マスター 望月 食 スピーチ 小川
9		運営委員会	運営委員会 (校長・ファーザー帰京)	運営委員会
10			趣味のつどい	作品展示 整理・清掃 自由行動
11		ハイキング		昼食 マスター 斉藤
12	到着 開校式 入室・整理 昼食		昼食 マスター 堀井 スピーチ 横内	閉校式
1	挨拶・注意 引継式 見送り	みすず山荘 南軽湖(昼食) 飛行場跡 釜ヶ淵	スタンツ 合唱の備	(第3陣到着) 引継式 キャンプ出発
2	地理確認 運営委員会運営			
3				
4	おやつ	おやつ	おやつ	バス
5	入浴 1の4 1の5 2の1	入浴 1の5 2の1 1の4	入浴 2の1 1の4 1の5	(碓氷峠でよ) う者続出)
6	晩 禱 キャンプ旗 降納	晩 禱 キャンプ旗 降納	晩 禱 キャンプ旗 降納	
7	夕食 マスター 飯塚 スピーチ 校長 キャンプソング	夕食 マスター 石井 スピーチ 伊藤 キャンプソング	夕食 マスター 可児 スピーチ 川崎	学校着・解散
8	学級別集会	スライド	キャンプ ファイヤー	
9	コンプリン・消灯	コンプリン・消灯	コンプリン・消灯	

『さざれ石〔1年4組文集〕』『さざれ石』編集委員 1961(昭和36)年3月23日

資料4-2 「生徒の感想」[1961(昭和36)年]

みすゞ山荘

齊藤一正

「おい、軽井沢キャンプが見えるぞ。」と、だれかがさげんだ。みんなの目がキャンプ場に集中する。浅間山を背後に立つ白い建物、「これが、これから四日間共に暮す所か。」と思うと、ひとりでいろいろな考えが浮かんでくる。「何時ごろ起きようか。」「朝はすずしいかな。」と思えば思うほど考えは限りなく浮かぶ。六時前、ねむい目をこすりながら家を飛び出し、バスに乗って四時間半もたってみれば早いものだ。まだ見ぬキャンプ場の中に希望がわいてくる。砂ぼこりを上げながら入ってくる僕達に、遊んでいる第一陣が手をふってくれる。まるでつかれを知らないようだ。広い庭、緑はえる林、新しい建物、東京のきたない空気を忘れさせてくれる景色、どれも僕の欲望を満足させてくれる。「さようなら。」と、かれた声で言いながらさって行く第一陣も残念そうだ。

これから、軽井沢のキャンプ生活が始まる。一部屋には十二個のベッドがつき、一陣がいたとは思えないほどきちんと整とんされていて気持ちがいい。ともすれば、すぐにちらかしてしまう。新鮮な空気に包まれて、これから四日間を暮すとなれば、東京の事、勉強の事が消えてしまうのも不思議ではない。「キャア、キャア」いいながら入るお風呂、いろいろな話に食欲のはずむ夕食、ふざけ半分にやるコンプリンも普段あじわえぬことなので強く印象にのこる。一日、二日、三日とすぎて行く規則正しい生活に、家のこと学校のことを忘れると軽井沢に来たうれしさを深く感じるものだ。しかし、ハイキング、スライド、趣味のつどい、キャンプファイアなどと楽しい事が沢山あっても、何の目的でどういう結果を得なくてはならぬかがわからなくてはならないと思う。楽しくすごしたこの軽井沢キャンプが僕に大きな体験をあたえてくれたと思っている。

『さざれ石〔1年4組文集〕』『さざれ石』編集委員 1961(昭和36)年3月23日
48～50頁

[立教中学校所蔵]

資料5 「はじめて生徒が主体となった」文化祭[1962(昭和37)年]

文化祭

今年の文化祭の特色

今年の文化祭は十一月二・三の両日、盛大に行われた。

例年の文化祭は先生方が中心となって企画立案し生徒はそれに参加協力するといった形式で行われて来た。これは生徒の自主性が十分でなく経験にもとぼしかったためであった。将来生徒が中心となって企画ができるように生徒の積極的な参加が望まれているので、今年度はその第一段階の意味で企画にたずさわる実行委員十一名が学校から委嘱され活動の中心となることになった。文化祭の発表会・展示会には学友会各部が多く参加するが、文化祭は学校行事でもあるので、生徒会も当然関係があり、実行委員はこの両者の代表をもって構成されている。

生徒会側

三年 浅野紀夫
〃 皆川達郎
〃 今西哲郎
〃 平井雄二
〃 荻野文夫

二年 宅間信史

学友会側

三年 市川修二
〃 須藤 悟
〃 柳田 優
二年 小沼和明
〃 野原祥夫

実行委員はよく文化祭の企画運営にあたり、初めての試みは成功であった。

なお、今回は特にPTAを中心としてバザーが開かれ、大変好評であった。その収益金の一部は施設に寄附されて喜ばれた。

展示会内容

○美術部…今年の三月全日本学生油絵展に全部員入選、一名受賞（三名中）の実績に恥かしくないものをと一学期から頑張ってきた。舞鶴風景は五月全員で写生にいった時のもの。

○文芸部…「はじめにことばがあった…」—そのことばは、どのようにして、神の啓発を受けて、今日のような紙と活字の文化を生み出して来たのであろうか。

一 印刷文化の歴史

二 みちのくと文学—芭蕉から啄木まで、そして修学旅行の足跡と風土文学のながめ。

第3章 立教中学校

- 地歴研究部…今夏“中央高地の今昔”というようなテーマで、甲信・飛越・濃尾地方を見学して来た。
平出遺跡・飛騨国分寺・奥飛騨の合掌造り・松本城等は歴史班の手で、穂高わさび田・御母衣ダム・愛知用水・乗鞍火山等は地理班の手で、それぞれまとめた。
- 観測部…実験班—合成繊維・セルロイド・X線・合成ゴム・ペークライ^[ママ]等の実験。
模型班—鉄道・航空機・船舶等の模型製作。
ラジオ班—エレクトロニクスについてワイヤレスマイク等の製作。
写真班—顕微鏡写真・東京の夜など。
観測班—台風・秋の星座・八、九、十月の気象。
- 生物部…
- 一 熱帯魚班 熱帯魚の飼育・繁殖。
 - 二 昆虫班 標本展示・説明。
 - 三 解剖班 簡単な脊椎動物・節足動物の解剖。
 - 四 微生物班 顕微鏡観察
 - 五 植物班 根・茎・葉のはたらき。
 - 六 飼育班 小動物の飼育。
 - 七 生態写真班 動物の生態（動物園）・生物の分布。
 - 八 遺伝班 メンデルの法則。
- 写真部…展示されている写真は部員最近の作でここ一ヶ月位毎日遅くまで暗室に頑張っ、各々自分で引伸したもので、撮影から仕上げまで全部生徒の手になったもの。
- 放送研究同好会…
- 一 立中生の視聴率調査（TV）。
 - 二 放送劇などの効果音の用具展示
 - 三 放送局から家庭に画像が届くまで。
 - 四 放送劇の出来るまで。
 - 五 放送史
- 聖ポーロ会…
- 一 私達が真心こめて奉仕の誠をかたむけて来た火曜日七時の礼拝のここ三年間の出席状況をグラフにしたもの。

- 二 第一、第二、第三校舎の掲示板に月に一回ずつ貼りつづけて来た「つのぶえ」の要点きりぬき。
- 三 従来の人形劇の人形や衣裳。

○山岳スキー部…

- 一 山岳
夏季合宿 木曾御嶽登頂報告
登山用品展示 山の医学 部の歩み
- 二 スキー
スキー用品展示 スキー技術解説
バッチテストの現状

○ボーイ・スカウト六十一団少年隊…

(イ) 展示の部

- ボーイ・スカウト活動の紹介（組織・訓練の内容・制服・用具など）
- アジア・ジャンボリーの報告と紹介。
- キャンプのエチケット、キャンプ諸設備のモデル
その他、

(ロ) 野外の部

- 鼓隊の行進。
- 野営料理の無料試食会。
- モンキー・ブリッジの製作など。

○英語科…その授業内容、放課後の勉強、クラブ活動、夏休みの自由研究など。

○社会科…夏休みの自由課題の労作を、全学年にわたってあつめた。

○図工科…

絵画の部…版画（教会）油絵（自分の家）ポスター（文化祭）等絵画として自由奔放は認めるが、中学生としての技術をも求めている。版画の摺り彫り、ポスターの字等。

木彫の部…昨年度ジュネーブ国際教育局に日本代表として作品を送る等、長い間の伝統と実力がある。一年はペーパーナイフ、二年顔、三年人物。

金工の部…今年から技術科の一部として銅板によるレリーフ。

テーマは昆虫、板金、ハンダ溶接、着色とそれぞれ独自のものを

第3章 立教中学校

作った。

○書道部…恒例により、書道の方は、毛筆大字で、聖句の条幅を展示している。半切形三〇点、小形二〇〇点。

○保健委員会…きれいなようで汚い手！ いったい手にはどのくらい細菌がついているのか培養してみた。

発表会内容

○E・S・S …英語劇「王様がやってくる」内容が面白かったので英語のよくわからない一年生にも好評だった。

○演劇同好会…「青の洞門」じみな作品であるが、その内容の高さには一同感激した。

○音楽部…独唱・合唱・クラシック・軽音楽・と広いレパトリーで聴衆を楽しませた。

○スピーチ …三年生大津由紀雄君が、今秋全国スピーチコンテストで優秀な成績を収めた英語のスピーチを披露した

『いしずえ』第12号 立教中学校 1963（昭和38）年3月22日 201～203頁

〔立教中学校所蔵〕

（3）校舎の増築、設備の充実

資料1 高橋 昊「吾々は安閑としては居られない」[1959（昭和34）年]

吾々は安閑としては居られない

校長 高橋 昊

校長という重責を負わされて未だ日も浅いので、総べてが借り物の感じで戸惑いすることは多い。父兄の方々も亦先生も生徒諸君も心細く思っていることであろうと不安でならない。

「校長先生」と呼ばれる毎に、度肝をぬかれる思いをする。これではならない、と力めて平静を装おい、力めておだやかな表情を作ろうとするが、所註は借り物にすぎない。

こんな心境の私に、校長就任の挨拶と学院債募集とが一緒になってやってきた。容易ならぬ事態に立ち到ったと思った。こんな時、大げさに言えば、PTA、後援会両会長のお姿に後光がさしているように見えた。

高校移転の為の二、〇〇〇万円募金の難題をひっ提げて、両会長の前に膝を正した。意外にも案外気易く引き受けて下さったので、遠慮なく言わせて貰えば胸がすうっとした。それとは反対に両会長は頭が熱くなられたことであろう。

ところが、それに加えて、降って湧いたように、更に一、〇〇〇万円の軽井沢キャンプ建設の為の募金が被いかぶさってきた。夏休み中のことではあり、職員会に語る術もない。ままよと、再び、おそろおそろ、今度は前回よりも一段と神妙に、両会長の前に衿を正して頭をさげた。お二人のどちらかが、これは容易じゃないぞと、ぼつりと言われて一瞬沈黙があった。私は身の置きどころに苦しんだ。

併し、結局これも快諾されて、併せて三、〇〇〇万円の第四次学院債募集が開始された。第一、二、三次のこれまでの学院債は、父兄側の協力と学校の努力ともにかかわらず、募金の満額に達したことはかつて無かった。九月、新学期早々の私の心は重かった。両会長は勿論のこと各クラス実行委員の方々の心中も決して穏やかなものでは無かったと思う。

然るに状勢は日に日に光明を加え好転して行った。ついに、去る十一月二十一日、近藤日出造先生を迎えての、文化部主催講演会当日、会場において、第四次学院債応募募金額三、六〇〇余万円という報告をなし得たとき、私の胸は感謝でいっぱいであった。募金額を上廻ること実に六〇〇余万円という数字を誰が予想し得たことであろうか。而も締切期日まで優に四ヶ月余を残しているのである。鈴木、村山両会長は勿論のこと、各組実行委員の方々も漸く安堵のおもいを抱かれたことであろうと悦にたえない。私は今更の如く、父兄の方々の本校教育に対する関心の高さと、理解の深さとを知らされたのである。反面吾々教職員は愈々責任の重大を痛感せしめられたのである。全く、われわれは安閑としては居られないと思う。

高橋 昊「吾々は安閑としては居られない」『PTA会報』第21号 立教中学校
PTA 1959（昭和34）年12月19日 1～2頁

〔立教中学校所蔵〕

資料2 鈴木稔正「再び学院債についてお願いするの弁」[1959（昭和34）年]
再び学院債についてお願いするの弁

PTA会長 鈴木稔正

先日以来の「高校移転及び軽井沢キャンプ建設に関する学院債募集」につきましては、PTAの皆様の御協力を頂き、私と致しましても厚く御礼を申し上げます。お蔭様で学院債募集の方も、まずまずの順調であり、十一月末日現在にて、参千六百万円程の申込みを頂いております。実行委員会でも、何とか目標三千万円の募集額は是非達成致したく、それぞれ努力致しておりますが、何分にもPT

第3章 立教中学校

Aの皆様の広範囲の御支援がなければ不可能な事でありますので、この上共御協力を頂きたく、敢えて拙文を草する次第であります。

今更申す迄もなく、教育に於ける設備の重要さは論を俟ちません。それは直接教科学習に関係あるものと否とを問わず、一般的に教育の、設備面で左右される問題は多々あり、如何程、教育者が生徒指導に熱意を持っていても、この面での限界は仲々超え難いものがありますのは、例を挙げる迄もない事でありましょう。しかし、一般に直接教科に役立つような設備の充足を以て安心される傾向があるのは甚だ遺憾な事であります。教育設備の充実というものは、単に理科室に顕微鏡が何台かあるとか、或いは学校図書館に大辞典が数十冊を備えてあるというような事だけではない事は、皆様も十分御承知の事と存じます。唯、一般的傾向として、直接教科学習に必要なものが先になります、それだからと云って、広く生徒の精神面で役立つような設備が後廻しになってもどうでもよいという筈はないのであります。この点におきまして、私事ながら、自分の子供への希望を紹介させて頂きます。私は常々我が子に、こう望んでおります「知的な発達は人並みで結構だが、人格面では社会人として、一人の人間として望ましいような性格を持った立派な大人になれ」と。勿論、親として我が子の頭脳の明晰さを願わぬ筈はありませんが、どちらかと申せば、立教学院のキリスト教に基^(ママ)づく一貫教育でしっかりとした人格を培って頂くようにと考えております。これは恐らく私ばかりではないように思いますが、この点で広く精神や情操の陶冶に役立つような設備の充実が今迄多少閑却されているように思えますのは大変残念な事であります。しかし、今回は幸い、好都合に事が運び、夏休み中の心身両面の指導の充実を計るために、キャンプ場の新設が計画されましたのは喜ばしい事と思っております。これが完成の暁には、その教育効果が十分に期待されるのは当然ですが、更にその外にも体育館の新設や、他の設備の改善すべき点を皆様と御相談の上、遂次充実に努めていきたいものと考えております。とにかく、教育の設備の面では、本校は都内の有名校としては、まだまだ改善を要する点が多いのは残念ながら事実なのであります。それにも拘らず現在のよう理想的な中学校として、世の親達の羨望の的といった状態にまで、その名声を誇り得るに至りましたのは、全く創立以来の先生方の御苦勞と御努力の賜物なのであります。つまり、先生方は今迄、設備の不十分さを教育的情熱の注入という形で補って来られたのであります。この事は、私達父兄にとりまして全く有り難い事ではあります、又一面、少なからず気がひける事でもあります。従いまして、我々父兄と致しましても、この機会に改めて先生方の御努力に感謝申し上げると同時に、いささかなりとも、その

御苦勞を軽減致すべく、今回の問題には大いに努力するのが至当と考えるものであります。

先程にもふれましたように、今回の学院債募集の目的である、軽井沢キャンプの建設は、放縱に流れやすい夏休みを有意義に過ごし得るという点で、まことに好適な計画であります。日頃、大都会の喧騒の中であくせくと暮らしている子供達が、夏休みを清澄なる高原の空気に包まれて、素朴な自然の息吹きに接しながら、教室とは又違った楽しい御指導が受けられるのは全く理想的であり、是非共予定通り完成させたいものであります。なお、目的の一つである「高校移転」の点では、直接中学には関係がないというお考えの方も或いはございましょうが、御承知のように、立教学院は小学、中学、高校、大学の一貫した教育を建学の主旨としており、又皆様におかれても、その点での御期待を持たれて、御子弟をお預けになった方が大多数かと存じます。従いまして、「高校移転」の件も矢張り中学に直接繋がる問題であり、まして高校側が、更に教育の充実を目指して移転を計画致したものである以上、広く立教学院の問題として御考慮、御協力頂けるものと実行委員側では確信致しております。

しかし乍ら「学院債募集」の状況は冒頭にも述べましたように、必ずしも樂觀を許さないデータを示しております。締切日の三月末日にはまだ期間はございしますが、工事の方も着々進捗中であり、これが資金面の運用上から申しまして、お早い程有効という訳であります。皆様方にも種々御都合はございましょうが、御子弟の為めの設備の充実化を計る今回の拳に御賛同の上、お手許の許される範囲で成る可く早く御応募頂けますよう、既に御申込済みの方をも含めて繰返しお願い申し上げます。以上長々と駄文を弄しましたが、今回の学院債募集につきまして、今一段の御協力を頂きたく、P T Aの皆様の熱意ある御支援を期待致す次第であります。

鈴木稔正「再び学院債についてお願いするの弁」『P T A会報』第21号 立教中学校P T A 1959（昭和34）年12月19日 4～6頁

[立教中学校所蔵]

資料3 竹内利貞「体育館の落成に当って」[1962（昭和37）年]

体育館の落成に当って

竹内利貞

待望の体育館兼講堂の落成式が去る九月二十五日無事に行なわれた。中学校だけで、このくらい立派な体育館を利用出来るということは、有難いことであるし、

第3章 立教中学校

学校の理解と、ご父兄各位の深いご援助の賜と本当に感謝しています。

考えてみると体育科としては、長い悲願がかなってホッとした気持である。区立の中学校でもほとんど現在は持っているし、立教たるものが何しているのかという言葉を耳にするにつけ、体育科としては断腸の思いがしていた。しかし建てるからにはさすが立教だといわれる良いものを、模範的なものを建てたいと思い、今日まで我慢して来たともいえる。出来上ってみると想像以上によく出来上ったと思う。

第一に今まであったプールが本当に生きて来たこと。勿論われわれとしては将来の体育館の構想を頭に入れながら、プールを作った積りではあるが、一層、引立ったことである。

第二に本当に有難く思うことは、区立の場合などは設計がほとんど区役所等の役人の手に渡り、実際に使用する体育科が直接参加できないのと違って、われわれにまかされたこと、従ってわれわれの構想がそのまま生かされたことである。このことは実際に使う立場に立って作られただけに、非常に使い易いということである。いくら立派な体育館であっても利用しづらいものであれば、その価値は半減してしまう。この点体育科とレーモンド設計事務所とよく関連が保たれたこと、山本技師が初めから一緒に真剣に世話をしてくれた賜物と思っている。

さらに体育館建設に当って当初の予算と違って膨大な経費に上り、一時は第一期工事と第二期工事とに分けなければとも議論され、寂しくなったこともあったこと^(ママ)もあったが、学校当局の理解と熱意によってかなりの無理を押しでも一期^(ママ)に完成に持って行けたこと、そのために校長自ら足を運ばせて、苦勞をかけたり、ご父兄の多大のご後援をあおいだりして、体育科として申訳なく思っている。

第三に本校体育館の特色について、述べてみたい。

先ず(一)に付属施設がよく整っていること。体育館内競技場の広さだけをみれば、今は地方でもこれ以上の広さを持った体育館はかなりある。しかし体育館の機能を十分に生かすためには、いろいろの付帯設備を十分に完備したものでなければならない。その点各部室にしろ、道場、シャワー室、ロッカー、休養室、会議室、集会室と大体のものは皆完備していることはなんとと言っても、学校体育館では未だ例をみないであろう。しかもプールを加えて一ヶ所に有機的に配置されていることが大きな特色といえる。

(二)は競技場の高さの高いこと^(ママ)球技の場合は特に必要であるが、使って開放感があることである。学校体育館として最高であろう。

(三)は換気設備がぜいたくな位にほどこされていること。このため音が大き

すぎて、びっくりするが夏などは涼しいであろう。

(四) はバスケットボールのゴールが横からの開き出し式であること。普通の体育館は大抵上から吊ってある式のだが、美観の点、操作の不便、観覧席から邪魔になる等、極めて不便の点が多かった。この解決のために、大西体育と数度に渡って研究し、漸く横におさめて、開き出す方式を考えて成功したと思っている。事実他校の体育教師が何人も、このバスケットボールのゴールの構造については賞讃をおしなかつた。

以上が他のいろいろの体育館と比較して、本校の持つ大きな特色といえる点であるが、強いて欠点として上げるならば、

(1) 競技場の床板のアピトン材が案外もろく、簧が空いて来ること。

(2) は明るさが少々不足していること。従って雨天及曇天の時は電灯を必要とし、電気料金がかさむこと。現在のところでは、夜間照明が標準照度に達していないこと。

(3) は換気扇の音が大きすぎて、使用中は話しが困難なこと。これは特色として利点でもあるが、今後の研究を俟つ問題でもある。

以上出来上った本校体育館の素直な意見であるが、総じて、規模において、諸設備において構造、美観において、学校体育館を通じて日本一のものであるといつても、決して過言ではない。このような立派な体育館を利用し得る立教中学生はまた大きな誇りを持ち得るであろう。

最後に一番大事なことはこの体育館を如何に何時までも、きれいに使って行くかという管理の面と、如何に教育の内容の面に充実をはかって行くかという指導の面とに最善を尽して行くことである。第一の面においては体育館使用規定、プールおよび学友会部室の使用規定を細かく作って、生徒全体によくオリエンテーションしてあるので、多分よく守ってくれると思うし、また堅く守らせねばならないであろう。第二の面においては、保健体育科の仕事であるが、研究授業、研究発表会、カルキュラム^(マツ)の適正化、その他大いに努力して行かねばならない。

このように管理、指導の充実を図ることこそ、立派な体育館を持つ誇りとともに、ご父兄各位に対して、最もこたえる方法であろうと考えている。今後なお内部施設を整えて行かねばならぬし、経費の面で多大の負担が予想され得るが、学校並びにご父兄の方々のご理解、ご援助をいただき、一層の教育効果をあげられるようご指導、ご鞭撻を願って已みません。 (体育科先生)

竹内利貞「体育館の落成に当って」『PTA会報』第28号 立教中学校PTA
1962(昭和37)年11月10日 18~21頁

資料4 「増築校舎落成」[1968(昭和43)年]

増築校舎落成

昨年秋から着手していた、第二校舎と第三校舎をつなぐ増築工事は、四月はじめ、すべての工事を終了した。一階は、ピロティとその東西に一教室ずつ。二階は職員室と応接室とチャプレン室。三階は普通教室二とL・L一。工事完成により、第二第三校舎がひと続きになった事。三つに分散していた職員室が一つにまとまった事など、大変便利になった。教育効果もきっと大いに上がることだろう。

『いしずえ』第17号 立教中学校 1968(昭和43)年3月22日 116頁

〔立教中学校所蔵〕

第3節 立教中学校の教育改革

1972(昭和47)年4月、校長に就任した西村哲郎は、受験競争の激化とその結果としての学力偏重の動向を嘆き、立教中学校の進むべき道は、神から授かった人間の成長が、それなりにおこなわれるように手助けをして行くことが大切である、として、点数主義に陥らず、生徒一人一人を大切にする、競争のない教育を行うことを提唱した〔(1)資料1〕。

これを受けて、全教員が熟慮と審議を重ねた結果、生徒の希望を生かして、力の弱い部分を補い、得意科目の力を更に伸ばすように、週四時限の「選修教科」を設けた。そして、評価法をこれまでの「平均点制」から、到達度評価にもとづいた「認定制」に改め、生徒が主体的に学校生活に取り組めるように制度を改革したのである。偏差値体制の進行が中学校、高等学校教育に及ぼす弊害は、当時ようやく指摘されていたが、立教中学校のこの動きは、ほぼ10年間も世間に先んじていた、と言うことができよう〔(3)資料1, (4)資料1～4〕。(伊藤俊太郎)

(1) 西村哲郎校長の理想主義

資料1 西村哲郎「教育改革への模索」[1974(昭和49)年]

教育改革への模索

西村哲郎

教育改革という言葉はもう新鮮さのない程ひろくいわれてきた。そして万人がその要を認めているにも拘らず、教育環境は一向に変わっていかない。その中で無

力感すらひろがりつつある今日、再び改革を語ることに對して聊か躊躇しないでもない。

しかし、学校の生命は教育を除いては存在しない。われわれは最も教育らしい教育を求め続けていかなければならない。殊に創立百年を迎え明日の立教を考える時、教育の革新に向って果敢な施策を講ずることこそ建学の意を高揚する道であり、また創立者を始め、一世紀の間立教を担ってきた多くの先人達の志を継ぐことになる信じ、再び改革を叫ぶわけである。

さて、その前に何故改革が望まれるかを知っておかねばならないが、私は次のような点にその理由を認めている。

まず、時代の変遷に伴って、改革への要望が高まり動きだしたことである。殊に日本の場合は歪められた教育を是正したいという強い要求が広まってきた。われわれもこの現実をふまえ、遅まきながら教育全体の転換をはかるべき時がきたと考えているのである。

他方、キリスト教学校としての問題がある。その存在理由が問われるようになってから、もうかなりの年月が経つが、聖公会関係学校の集りや、キリスト教学校教育同盟等もくりかえしキリスト教学校がこれでよいのか、と問題を提起してきた。

その背景に現代社会では、キリスト教に基づく教育といわれることが、あまり意味をなさないのではないかという一種の不安感が、当事者たちの間にあるようである。また、教育活動をみても、礼拝と聖書の時間を除けば、一般の学校とほとんど変りないのではないか、それに大学ともなれば、大部分の者がキリスト教とは無関係だし、時には却って寄附行為条項等の拘束が邪魔とさえ考えられるような傾向がある。このようにしてキリスト教学校の意義が厳しく問い直されてきたということは形式だけでは真のキリスト教学校にならないことをひしひしと身に感じつつあるからではなからうか。このことは立教にとってもその屋台を揺がす重大問題なのである。

さらにまた、一貫教育の観点から教育を考え直すべきであるという声も強くなってきた。憶測するに、一貫した教育態勢の下での良い点よりも、学習成果不振という悪い面が目立ってきたことに、主な原因があると思われる。これには社会的風潮の影響も否定できないが、いわゆる一貫教育制度をもつ学校に共通した悩みのようなものである。

この実状は学院の各校相互間に違和感や不信感をも生み、教育にくさびを打つ重大な問題を投げかけている。入試制度と推薦制度を併立させる立教は、今その

第3章 立教中学校

特殊性並びに欠陥を受けとめ、前向きに一貫教育を生かす方策をとらなければ、点数中心主義や詰め込みの助長となりかねないのみかキリスト教教育はからめ手から崩されかねないのである。

以上のような理由から、私ども中学校にとっても、教育の改革は放置することの出来ない緊要事と考えているわけである。そこで、この数年間教育全体にわたって総点検をつづけてきたのであるが、昨年度からは更に改革の具体策を模索しつつ、よりよき教育を期して努力を続けているところである。

これは新しいことのようにでありながら、教育の本質を探るという点では古く、しかも大変難しい課題である。その上、まだまだ発表する段階に至っていない今日、これについて述べるのは尚早のそしりを免れまい。しかし、その考え方だけでも参考までに記して欲しいという編集部の高い要望であったから、洵に不本意ながら、ここに筆をとった次第である。

さて、私どもが先ず気になる日本の教育状況は、受験戦争を背景に多人数の生徒を画一的に教え、しかも多量の知識を短日月に詰め込んで、その結果をペーパーテストによって評価するという定型である。しかも点数を中心とした評価は至って権威主義的なもので、教育内容とその指導法への反省よりも、生徒の選別のみに使われる傾向がみられる。そのうえ、上級の学校や受験のための準備が中心になるため、教科の偏重や内容の高度化という結果になるわけである。現在みられる塾や家庭教師の一般化は、まさに歪められた教育現象としか言えない。こうした状況の中で親も教師も子供の顔さえみれば「勉強」の一と言ばかりで、人間関係や情操は枯渇するばかりである。

人間教育を表看板にしながら、矛盾する教育の実態を目の当りにして、事の根強さと教育の保守性のため不平不満はあっても、どうにもならないというのが現状のようである。しかし、私どもは立教に教育革新の可能性があることを信じつつ、中学校としてなし得る抜本的改革の模索を開始したわけである。

そのため、現在教育上の諸問題を分析しながら、系統的な改革を研究中であるが、次にその順を追って項目別に略述することにする。

教育基盤

さて、われわれはまず教育の大前提としての目的を十分に把握することから始めねばならないと考えている。教育行政に対する批判はここでは行わないとして憲法、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、検定教科書と一連の教育体制があるのであるから、この線に従えば教育目的などに余り時間を費さずとも、指導要領、並に教科書の吟味を慎重に行い、指導案や教授法を改善することによって、

教育成果を向上させるともいえよう。その方が簡単のようだし、内容を充実して教え方の技術を向上させる方が、現場の教師には大切に思えるのが普通である。ところがこのような他律的教育運営によって教育基本法と教育の実際との歯車が噛み合わなくなっている現状をみる時、われわれにとってまず必要なのは、もっと基本的な教育の目的と実際の教育活動とのつながりを明確にすることであり、一本太い筋の通った教育を樹立することであると思うのである。いわば、観念的な目的はあっても、麗句が並べられたに過ぎず諸活動の場面、殊に教場において、いつの間にやら見失われてしまうようなものでは困るのである。

さて、教育の目的は教育基本法がその方向づけをしているわけであるが、われわれは立教における独自の立場に立ってこれを意義づけ、また生かし、キリスト教に基づく教育の目的を明確にしてゆかねばならない。

教育基本法の第一条は教育の目的を次のようにいう。

「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」

これを人間教育と理解するなら、われわれはさらにその源にさかのぼって人間をみるのである。被造物としての人間が、愛をめざして生きることを許されるのが、その姿であろう。キリスト教に基づく人格の陶冶は、この意味において大きな使命を担っているのである。

因みに教育基本法が教育はまず個人の尊厳を重んじ人格の完成をめざすと言い、人間の尊重と人格の完成を教育目的の基本とするが、われわれはさらに、人間尊重の精神的基盤をキリスト教の人間観に求めるのである。

「人間とは」「生きるとは」という質問を問い続けるのは人間の宿命であって、学校教育では、いろいろの角度からこの質問を鋭く追求していくとすることができる。所詮、われわれはより人間らしく生きるために学び心身を養っているのである。ところが、もしそれだけが教育であるとするなら、教育はむしろ人を悩ますことになるであろう。死に向って生きる人生では考えれば考える程、生きる意味がわからなくなってくるからである。

しかし、何故人間は生きなければならないかということは、単なる理屈ではない。人はそこでハタと困るであろう。神を求め、愛を求める人生がそこから先へと進ませてくれるところに、われわれの人間観がなり立ち、人間教育が存在するのである。その土台なしに確信をもって教育に当ることができようか。

更に、教育は個人の価値を尊び、自主的精神に充ちた人間を育成することであ

第3章 立教中学校

るという。個性が豊かで他からの影響に支配されず、自主的に生きる人間が育つことは、現代教育のめざしているところである。

しかし、問題は個人を尊重し、個人を生かそうとすれば、集団がなり立たなくなってくるであろう。個人の主義主張や、好みをすべて生かそうとすれば、全体は分裂してしまって集団の動きがとれなくなるからである。意見が多様化して仲々物事が進捗しない今日の様相は、よくこの様子を物語っている。ところで、これを避けるためには、逆に全体が個人を抑制し、統一することも起ってくる。この点で個人尊重の教育は矛盾にぶつかるわけである。

キリスト教教育が直ちにその問題に解答を与えるとはいわない。しかし、判断の基準は、いかにしたら神と人とに仕えることができるかということであって、個人と集団のいずれを優先させるかは、それによって決まるのである。従って、個人中心でも、全体中心でもない神中心の道を求めていくところに、われわれの教育の希望があるのである。

また、自主的精神や主体性を重んずることは反面で、人を孤独へと追いやることにもなるのである。なぜなら、個人が独立成長し、他との違いを知り、その上自分の力で生きてゆかねばならないと自覚した時は、孤独にならざるをえないからである。いずれ人間はひとりぼっちであり、自分の人生は他の誰も生きてはくれないし、また誰も自分の代りに死んでくれない。個性を尊重し、主体的に生きる人間の育成にはこの葛藤がつきまとうのである。この矛盾を無視しては、人間教育が中途半端となるであろう。人は心の宿がなくては生きられない。そしてキリスト教教育は常に心の住家を指し示すのである。

以上、二、三の問題点を指摘するに留めたが、「人格の完成をめざす」近代教育の源を、われわれがキリスト教におく意義を常に追求していかねばならない。そしてこそ、われわれの主張する人間教育が個人的教育理念や、時の為政者の恣意によらない不動のものとなるであろう。それはまた、以下の教育活動に力と希望を与え、世論に惑わされず、教育目標を打ち立てる道であると信ずるのである。

次に明確にしなければならないのが、まず学校における諸活動の総合的な教育目標である。これは教育全体を通して生徒に与える学習体験と、その意図をば簡潔に表現することであるが、同時に各教科、及び教科外諸活動の目標とも直結したものでなければ、首尾の繋りが保たれない。

従来、とかく教育目標が宙に浮いてしまって、教育活動そのものが教育技術中心になる嫌いがあったし、また各教科間の連繋が薄く、全体の脈絡が不明確にな

らざるをえなかった。

学校の活動すべてが、最終的には人間の育成に関わることである。そこで教育目標はそのことを明示し、各活動の方向づけをすると共に、学校生活に統一性を与え、さらに教育評価の目安ともなる。つまり、扉のかなめにも相当するわけである。

従って、目標は単なる抽象的な理念に終らず、その内容が具体的な教育の実際を指摘しうるものでなければ、空文となりかねない。

教育の主眼たる人格の陶冶と、日々の教育活動との両面からこれを把えることによって、単なる知識教育とならない配慮が可能になると考えるのである。

その中に含まれる要素として、社会の形成者として必要な基礎知識の理解と問題解決の能力養成、文化的所産の吸収やその生活化、情操教育、創造性の伸長、心身の健康と育成、あるいは知的能力の生活実践等が挙げられるが、要はこれに連なる各教育活動の全体像を把握することなのである。これによって、教育全体の中での各教科、あるいは他の諸活動の役割や位置づけがはっきりしてくるはずである。ややもするとセクショナリズムに陥ったり、時間配分の均衡がうまくゆかなくなったりして、自覚症状のないまま教育が偏向するのはこの辺の共通理解が不足するからである。大局的立場に立って教育を推進するために、教育目標に対して慎重な配慮が必要であると思っている。

このことは、さらに教科、及びその他特別活動と呼ばれる教科外活動の目標を明らかにする場合にもあてはまることである。

この際、文部省の学習指導要領があつて、これに準拠するわけであるが、学校の特殊性と教育目標に照して、その内容を簡潔明瞭に文章化する方が、教育を系統化し、運営を潤滑にしうるように思う。それに、われわれが主体的に教育活動を考えていく上で、各教科が余り連絡なく、長々とした目標項目を並べたのでは、総合的に教育内容を理解することが大変難しくなるわけで、まず一覧して了解できるような目標の設定が便利であらう。

それに続いて、各教科、各分野の細目にわたる目標や計画がたてられて教育内容が選定されていくものと考えるのである。この点に関しこれ以上入ることを避けるが、教育目標の設定に充分の検討を与え、それに沿って教育が行われることを強調したいのである。

教育課程

教育目標を樹立すると同時に教育内容を決めねばならない。目標の場合と同じく、文部省の指導要領に従うわけであるが、具体的な課程の編成は学校の実態に

第3章 立教中学校

則して行われるはずである。

まず、教育目標が内容面との関連を保ちながら、整理され、系統立てられる時、次第にカリキュラムの立て方が変わってくると思われるのである。

そこで、内容整理の一法として、個人的に次のような考え方をしてみた。仮りに教育の内容を理知の面と情意の面に分けてみるのである。ただし、体育の分野は一応別に扱うものとする。

まず、理知的側面においては、第一に、ごく基本的な知識、つまり用語とか記号、基本的作業や動作、あるいは物事の取り扱い方等に属するもの、第二に、それら基本的知識に基づいて説明される事象、状況、法則等に類する知識、及び理解、第三に、以上の知識を土台にした応用、つまり今までに提示されなかった事象等の判断、解釈、解決、或は理解等に発展する領域、そして最後に、以上の知的訓練を生かして、想像性を展ばし、また創造力を育てる場面があるように思う。

この場合、従来の教育内容では余りに第二段階までの知識注入が多過ぎて、生徒には学習が知的消化に至らず、ただ受身の詰め込みに終始する結果、課題への関心や興味は起らないばかりか、授業はもっぱら辛い嫌なものになる率が多かったように思われる。そのような状態では進んで力を養い、それを応用して自主的に学習することなどはおよそ考えられなくなるわけである。学問の面白味は第三、第四の段階でわかることであろう。このことは各発達段階や学習達成度に応じて可能であると考えている。

次に情意的側面を眺めてみよう。今、仮りにこれも段階的にとらえたとすると、まず物事を憶えたり理解したりするためには正しい態度に出発する注意力や集中力が養われなければならない。これは極めて初歩的な資質であろう。さらには、自分のやることに関心がなければ学習の効果は挙がらない。生きんとする力や好奇心を伸ばして、関心度を高めることは教育の鍵である。そしてすでに有る関心が連鎖的に引き出されて新しいものに注意がむけられてゆくわけである。このような過程に連結しない場合は逆に嫌悪感または劣等感ともなるので注意すべきである。関心はさらに興味や意欲につながり積極性を育てることもなろう、遂には、これらの学習体験を通して、情操が養われることにより、各分野が単なる知識ではなく、生活化した知的能力として人間的深みにつながっていくものと思う。

以上のような学習体験が生みだすものは、学問を愛し大切にするという心情であるかもしれないし、また文化的遺産を尊重して生活を築く態度であるかもしれない。ここに学問的素地を有する人格陶冶への道が拓けるのではなからうか。人格の成長は単に理論や知識によるのではない。多くの場合本人には自覚されない

生活態度、関心等が大きく人格形成に影響力をもつに違いない。教科活動と生活指導は切り離せないものと考えるのである。

以上のことは一教科、一分野において取り上げられると同時に、もっと広い教育内容全体の中で考慮できると思う。例えば、教科の特殊性によって、ある教科は知的比重が重く、またその中でも基礎的理解が多く要求されるとか、ある教科は情操教育に重点がおかれるとかいった具合に、そのとる役割が異なるわけである。

以上のように教育目標を勘案しながら、教育内容を類別し、整理することによって、総合的な人間教育の骨子が明らかになってくるように思う。逆に、一つの教育目標に向って全体が協力する姿勢が要求され、また助長されるであろう。このような過程を積み重ねる時、カリキュラムの編成も新しい方向を見出すものと考えている。

現在、教科課程の再編成が方々で論ぜられ、文部省の指導要領も内容の精選を強調している。ところが、教科書をみても、量の点で積極的に減らす傾向が示されず、依然として詰め込まなければ終わらないのが実情である。

そこでは教育の目標と内容との連繋が不明瞭であって、ともすると教師も生徒もカリキュラムに振り回され、結果的には多くの脱落者、成績不振者を出してしまい、のびるべき生徒まで意欲を失わせてしまう場合がしばしばあるように推測するのである。それ故、内容の精選は日本の教育現状を打開するため是非必要なことと考えているのである。

この点について、次の学習指導とも関連する一つの仮説をたてているのであるが、さきに触れた、学習段階において、第一、第二の基礎的知識を教え込まれるばかりでは学問に対する関心や興味は湧かないのであって、それらを本にし、応用して、他の現象、事象、問題等を解明、解決したり、作業に挑戦したり、作品を創作していくところに成長への動機がえられると考えるのである。そうした時に、人から強いられて、いやいやながらやったり、挙句の果には放棄してしまうという悪循環をたち切って、むしろ今よりも前進しうる生徒が育つのではなからうか。

もちろん、生徒には各々個人差があり、また種々の限られた条件が伴うことでもある。従って、直ちに生徒全員に一律の結果を望んでいるわけではない。それは次の指導の問題である。

なお立てられた教科課程が目標達成に適切であるかどうかは絶えず反省されなければならない。それが後に述べる教育評価の一つの目的でもある。

学習指導

第3章 立教中学校

次には学習指導がある。教科課程が出来ただけでは教育目標が達せられない。生徒の活動をいかに指導するかは教師の中心的な役割である。

この点に関しては多言するまでもなく、従来からも多くの学校でいろいろな指導法が試みられてきたし、実際の効果も⁽⁷⁷⁾挙っている。自発学習、課題を与えた個別学習、仮説実験学習、協同学習とか、近年話題になったオープンクラスなどかなり斬新な考え方も、方法も生まれている。あるいは教育工学と呼ばれる機器の導入も注目されているわけである。

現在、実験的に進めている指導法の一つに、個人差に応じて課題を自主的に学習させ、その結果を認定して次に進ませる、いわゆる個別学習がある。当然これは教科の特殊性によって異なるから一律にはゆかないが、今までのところ生徒の関心や意欲の面で相当の効果が表れているようである。

集団教育の中で一人一人の生徒を大切にすることとは口でいう程た易くはない。しかし、個人を尊重する教育であるためには、個人差を充分考慮に入れた指導法がとり入れられなければならないのである。

これによって進んでいる者は遅い者のために退屈してしまうことがなく、遅れている者は脱落せずに要求されるレベルまで到着できるようにするのがその理想である。なお、その差が極端にひらき集団教育の限度を超える場合は、他の解決策が必要になってくるわけで、数学や英語でこの問題が大きいのが、現在研究課題となっている。その一案としては、中教審答申でも触れてあるが、クラスの壁や学年の枠をはずしたり、それに柔軟性をもたせたりして、生徒の能力に応じたグループ編成の可能性をも検討中である。これは原級制度の存廃と共にかなり重大な機構の変更に連なるわけで、そのためには、学校の生活時間帯、殊に時間割構成、教師の数、または教室の利用法、更に高校進学等制度上の問題、あるいは生徒の心理や父兄の理解等にも及ぶ広範な配慮の下に行われなければならない。中でも生徒数とか教室の構造や数等の容易に打開し難い問題が存在するが、なお具体策をたてるべく取り組んでいる。

このように、施設及び教育条件の許す限り、有効と認められる手段を採用することにやぶさかではないが、適切な手段や方策の案出、運用について各教科毎に研究を進めているところである。

ただし、われわれがただ方法論だけを問題にしないのは、はっきりした目標達成の手段として、これを考えるからである。教育目標とそのカリキュラムが確立した上で、それらに関連してより適切な組織、手段が設けられるはずである。教育技術にのみ走って、人間教育の次元を見失うことのないように、絶えず戒めて

いるわけである。

教育評価

さて教育はその目標と課程と指導があつて一応達成されるわけであるが、最後に忘れてはならないのが教育評価である。ところが多くの批判にみられるように、現在の学校教育において評価の偏向が強くみられる。一般に評価というと生徒が勤勉であったか、怠惰であったかを断定したり、生徒の等級づけ、つまり、頭がいいとか悪いとかいうことでしか理解されない。もちろん、生徒の学力を比較するのも評価の一目的ではあるが、しかし他にもっと大切な役割のあることを見逃してはならない。ここでいう評価は単に筆記テストによる点数評価だけではなく、広く質問紙法を応用したり、面接、観察や、自己評価も含めたものであるが、その使用に当たっても目的をはっきりさせる必要がある。

まず第一に評価は教育活動による生徒の進歩状況を測定することに主眼がおかれるが、これによって目標が達成されたかどうか、また教育の内容が妥当であったかどうかを判断するのである。評価によって生徒の努力不足や能力欠如が示されるのは当然としても、それだけでは片手落ちといわねばならない。この評価を本に教育内容の適不適が常に検討されて教育が改善されるのである。

次に評価の果す役割は、教授、指導法の良否、もしくは指導上の仮説が正しいか間違っているかを示してくれることである。例えば英語の単語を何回も書かせることによって、生徒はその単語を永続的に憶えるというのが一つの仮説とすれば、その作業の後、期間をおいてテストすることによって、その考え方の正否がわかる。普通は実験などに使われるこの評価目的も、教育において重要な意味をもつのである。

また一般に認められる評価の大きな目的は生徒指導の資料とすることである。自己評価、あるいは各種テストによる評価等、各々その目的に従い、これを利用することによって、より適切な学習や生活の指導、または失敗の予防にもなるであろう。

これに附随して安定した評価の結果は、教師や生徒だけではなく、父兄に対しても学校教育に対する安心感を与える。このことは、延いては社会的評価にも関連するわけである。

もともと評価の占める教育上の影響力は以外に大きいものがある。良い結果を得るために努力するのは人の常であり、目標に向かって進歩しようとする意欲も評価によってかきたてられることが多い。

ところが、評価だけが最終目的となり、いわゆる、誉められるため、点数獲得

第3章 立教中学校

のための学習に墮してしまうところに大きな問題点が隠されている。選抜試験に慣れてしまったわれわれが、むしろ点数のための学習を当然として、目標達成よりも、その評価の方を中心に考え勝ちではなからうか。もちろん生徒にとっても評価点を上げることは死活の問題であるから、どうしても学校生活の比重が教育のめざす目標よりも、評価の方に傾いてしまうのは無理ないことである。

いいかえれば試験のための学業であり、試験終了と同時に内容も不要となるような一時的勉強ともなりかねない。また点数に関係ないことは課外の二次的活動とも考えられてしまうわけである。受験、選抜体制でしか教育が運営されないところでは、いかに高尚な教育目標を掲げても結局はこの悪循環に陥りやすいことに注意せねばならない。

教育は学習者の成長を目的とした活動であり、そのために教育の目標がある。そして評価はまさに生徒が目標に向かって成長しているかどうかを示すものであり、カリキュラムが適切で指導成果があったかどうかの反省資料となるわけである。かくて、教師も生徒も、学習や諸活動の達成度をより適確にとらえ、次の活動を改善向上させる参考とすることが出来るし、また、評価を通じて教育の実態をつかむことが、将来への準備だけでなく、現在の学校生活に張り合いを与えてくれるであろう。

かようにわれわれは評価の意義を見直し、教師の負担や実用性、または効果などを考慮の上、よりよき方法を検討している。

終りに

さて、教育の改革を考えるに際して、一連の教育体系を取り上げた。われわれの教育はちょうど、建学精神を中心とした教育の目標—課程—指導—評価の輪のようなもので、これらを相互に関連させながら、建学の主旨を追求し、教育活動の実を挙げたい考えである。

そこで改革を進めるに当って、以上のような総合的視野から取り組み始めたわけである。つまり、建学精神の再確認に出発し、教育目標の建て直しと、それを実質化するにふさわしい内容の選定、教授法の抜本的変革、さらに目標達成に適した教育評価という繋がりをもった教育改革なのである。

なお、予想以上に紙面を費し、冗漫で、しかも内容不十分な説明に終わったことをお詫びしたい。

最後にここで述べたことはすべて中学校を主体としたものであって、私どもが自分達のおかれた立場と役割の中で検討を続けているわけである。いうまでもなく立教学院全体を今直ちに考察の対象とするような出過ぎた考えをもっているの

第3節 立教中学校の教育改革

ではない。しかし、立教小学校から百余名の生徒を受け入れ、大部分の生徒を立教高等学校へ送るという特殊事情を脇において、教育の変革を計ることの出来ないことはよく認識している。

また中学校へくる生徒は、全部が将来いずれかの大学へゆくことを望んでいることからして、大学教育と無関係に事を進めては実効性に欠けることも明らかである。

さきに触れたように、カリキュラムの編成一つをとっても、一貫教育なればこそ、より弾力的運用が出来るはずである。例えば、大学教育をうけるために、最小限欠かすことのできない内容を、もっときめ細かく検討することも、高中小と連繋して教育課程の精選をするためには是非必要なことであろう。

従って、私たちは一貫教育の次元で教育の諸問題を検討できるよう強く希っている。そして、「受験準備」のない一貫教育を通して立教の志す人間教育がいよいよその実を挙げることを祈りつつ、さらに改革の作業を推進する決意である。

(立教中学校長)

『CHAPEL NEWS』第232号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1974(昭和49)年10月25日
18~22頁

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

第3章 立教中学校

(2) 修学旅行から校外学習へ

資料1 〔はじめての〕校外学習 [1976 (昭和51) 年]

校外学習

修学旅行を発展的に解消させて、今年度から「校外学習」が発足しました。改革のいきさつ等については三十三頁に大略国見先生が述べられていますので、ここでは、その準備と反省について西宮先生提供の資料により、また、各コースの動きを生徒諸君の作文によって綴ることにしました。

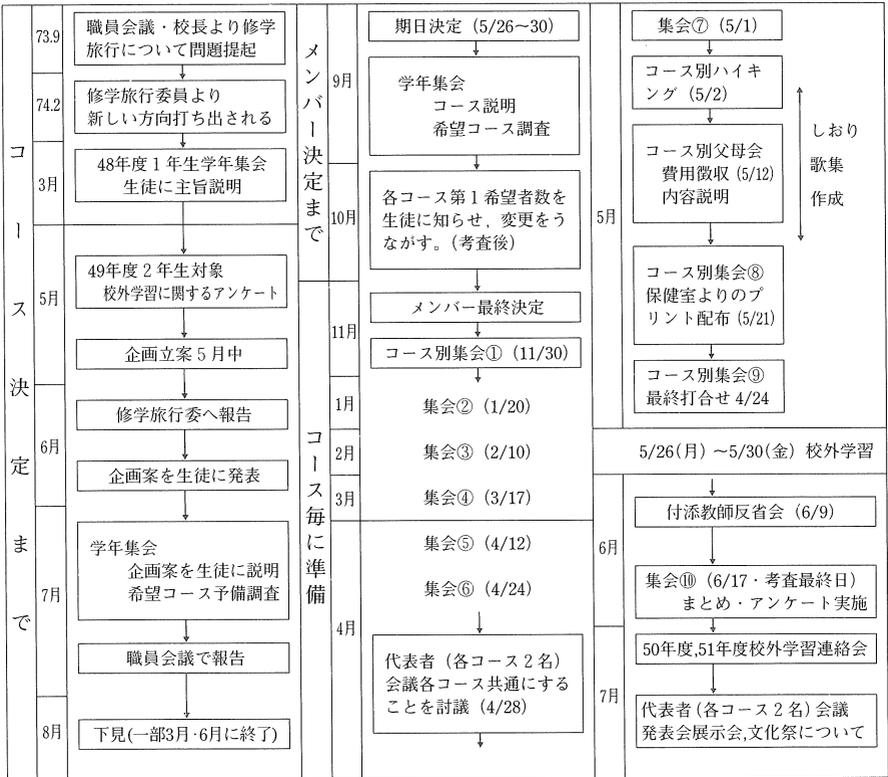
昭和50年度校外学習実施報告 3年主任会
1975.7.10.

1. 各コース概要

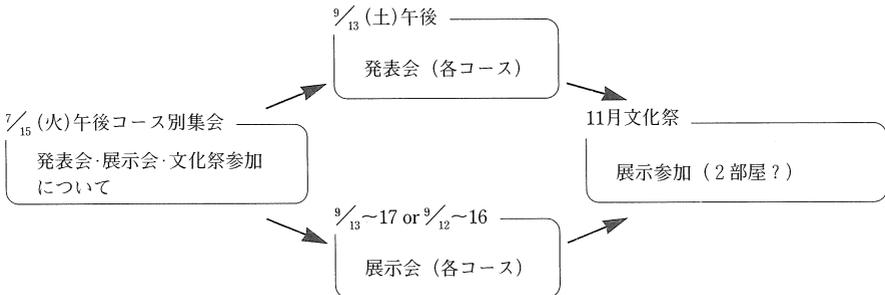
	十和田湖	木曾・高山	会 津	奥の細道	陸 中	四尾連湖
主な目的	○十和田・八幡平の自然と地元の人との接触 ○文学・民俗・方言研究	○木曾高山の民俗歴史の研究 ○中部地方の自然	○会津地方の生活歴史 ○自然・地元の人に接し、体験学習	○文学的・地誌的研究 ○中尊寺の研究	○金華山の自然調査 ○海浜の生物観察	○湖の総合調査 (生物・化学) ○民俗歴史
場 所	○盛岡 (浜民村他) ○八幡平 ○十和田湖	○馬籠 ○高山 ○上高地	○裏磐梯 ○早稲沢	○仙台・松島 ○毛越寺・中尊寺 ○鶴岡・羽黒山・蔵王	○仙台・松島 ○鮎川・金華山 ○雄勝 (三陸)	○四尾連湖 (山梨県)
生徒人数	49	46	48	46	43	41
付 添	中島・石山	横内・坂西	方波見・保田	北林・広瀬	国見・松本	西宮・河西
費 用	約25,000	約25,500	約22,000	約27,500	約24,000	約17,500
第1希望人数	90	66	44	13	34	24

* : 74.9調査 ○下見総額 約30万円

2. 経過



3. 今後の予定



第3章 立教中学校

4. 各コース希望者の変化（第1希望の数のみ）

	十和田湖	木曾高山	会 津	奥の細道	陸 中	四尾連湖	
7月1日(予備)	79	26	48	34	61	17	
9月21日	90	66	44	13	34	24	
10月31日	56	45	49	41	42	40	
11月(最終決定)	52	45	49	45	42	40	原級者による 変化
実施時	49	46	48	46	43	41	

総 括

(1) ねらいの達成

- ・ 目的別、少人数
 - ┌ 目的意識もかなりあり、全般的にはよかった。
 - └ 現地の人と接する機会が多かった。

(2) コース選定の妥当性

- ・ 生徒のアンケートに基づいて設定したが、生徒の意識が低く、自然といっても変化のあるものを期待していた。(会津)

(3) 目的別のグループ編成について

- a 人数の妥当性……バス一台ちょうどよい。集合・連絡が安易。五十一名（十和田）でバス一台はきつい。
- b クラス単位でないことについて……
 - ・ 集団としての意識のもりあがりが出なかった。(事前のハイキングは効果的であった)
 - ・ 集会をもつ機会の設定がむずかしい。(三年、学活道徳なし)
 - ・ 準備期間中の連絡がやりにくい。
- c 編成の時期について
 - ・ 五〇年度……二年時十一月——妥当（但し、二年次一～三月の集会を有効に行なえば春休みが準備学習期間として生きてくるだろう。）
- d 生徒のコース選定の根拠……「目的」より「友人関係」のファクターの方が大。
- e 六コースになった——旅行社との交渉に要する労力はトータルとして激増。
- f 生徒の運営委員の指導に要する労力……トータルとして激増。

(4) 実施時期の妥当性

- ・ 帰京～中間考査が二週間は短い、中間考査後の実施は梅雨で不適當。又あまり早めると、緑が少なく自然観察に不適當。

(5) 実施期間……四泊五日 妥当

(6) しおり、歌集について

*六コースなので種類が六倍に増えた——軽井沢キャンプ関係の印刷と重なり印刷量増大。

*印刷所へ出すことを検討しては、……

(7) 事前指導

*授業期（例年、社会科他）にできない。

*学活、道徳時間が三年にないので、他の時間を使った。

以下は、五〇年度、五十一年度校外学習連絡会（七月一日）より。

(8) 希望コースへ行かれなかった者の様子……ほとんど心配なし。

(9) コース（グループ）内の目的別グループの編成

*目的別→グループ編成
*なかまで班編成→目的設定

）両方あった。

*組織、運営委員、日直などはあまり複雑にしない方がよい。

(10) 自由行動時間の指導（特に生徒の安全管理の面）

*計画書の提出。教師の居所（連絡先）を伝えておく、教師がまわる、事前に父兄会で諒解を得る等を実施した。

*今後は「・父兄に状況説明をして、諒解を得る、・最も危険性の高い場所に教師がついていく」ようにしてはどうか。（教頭）

風紀面全般……少人数の為、規則、規則でやらずにすんだ。

(11) 帰京後の整理にあたっての問題点

*考査間近で、生徒の意識はそちらに向いてしまう→まとめ、レポート提出など不十分。

(12) 生徒の疲労度……問題なし。

総合して

目的別であり、又少人数でもあった為、コース毎の目的が^[ママ]なりよく達成された。又従来の修学旅行に比べると、多人数による問題は解消し、よかった。

しかし、クラス単位でない為、事前、事後の集会の機会についてや生徒の意識盛りあがりには問題が有り、今後の課題となろう。

『いしずえ』第25号 立教中学校 1976（昭和51）年3月15日 103～105頁

〔立教中学校所蔵〕

(3) 「選修教科」の導入

第3章 立教中学校

資料1 「選科」新設の意味 [1977 (昭和52) 年]

「選科」新設の意味

現今、学習で最も大切なのは、「学び方を学ぶ」ことである。^{〔マツ〕}との主張が強くなって来ました。明日を予測できても、三年先を予測できない程、速いテンポで状況が移り変わる時代は、絶えず新しい概念を創り出さねばならず、従って、また、教科書が存在しない未知の世界では、「学び方」を心得ていることが、生きる拠りどころになります。

現実の経済社会は、競争の修羅場です。修羅場では、あくどい影の術策が横行し、競争相手を罠に嵌め込んで、葬ろうとします。このような現実に生きる私たちに、キリストは、「あなたの力の限りを尽して生きなさい」と教えています。「力の限りを尽くして生きる」とは、自分と他の人を比較して一喜一憂することではなく、一人一人が自分の内部にもつ絶対の尺度に照しつつ、自分の力の限界に挑戦することを指し示しています。こうした精一杯の努力が、彼（生徒）の内面の成長を可能にするのです。

「学び方」を「精一杯の努力」で学ぶことが、学習のありようなのです。ですから、生徒が積極的に学ぶもので、詰め込まれるものではありません。学習に対する生徒の積極性と、自主性を強め、一人一人の生徒の個性を伸ばし、理解を徹底する目的で、現在、殆どどの教科が生徒の自主的な個別学習を採用しています。この考え方を更に発展させて、今年的一年生からは一週間に四時間の「選修教科」略して「選科」の時間を設けました。従来の教科学習（以後、普通教科学習という）は分量が多過ぎて、生徒は覚えるのに追われ、自分の考えを育てる余裕がありませんでした。

私たちは、学習の主体を生徒へ戻し、生徒が自分の学習を設計できるようにと考えました。そのためには、生徒に「ゆとり」が必要です。全部の普通教科の内容を総合的に考えて、教科を整理した結果、一週間に四時間を産み出し、「選科」の時間に当てたのです。生徒が自分の学習の現況から割り出して、自分に必要なもの、是非やりたいものを自分で決めて、学習する時間です。学習時間が、多少、少なくなった普通教科は、効率のよい授業を展開することで、学習効果を高めることを目指しています。

「選科」の四時間は、生徒が効果的に使うことを期待しています。普通教科の学習で、疑問の点があって理解が停滞したり、欠席して学習が遅れた生徒は、この時間を活用して、確実に理解できます。普通教科の学習をもとにして、更に発展して研究したい生徒は、希望の主題で、教師の指導を受けつつ、研究すること

ができます。生徒が理解を深めて興味を喚起し、学習に熱中しながら研究を発展することで、個性を伸ばすことができます。生徒は自分の責任で、「技術」を除く八教科の中から学習する教科を選び、自主的に学習できます。「選科」の時間は、学級を解体して、一年生全員が、それぞれ自分が目指す教科毎に集って自分の計画で学習することになります。(上の文は、51年度1年生に対し、入学当初に配布した選科についての説明文の抜粋です。)

『いしずえ』第26号 立教中学校 1977(昭和52)年3月15日 86頁

[立教中学校所蔵]

(4)「認定制」の発足

資料1 立教中学校の認定制について [1980(昭和55)年]

立教中学校の認定制について

認定評価を出発させて二年目、平均点制を捨てて認定制を採用したことに伴う教師側の過渡的な混乱は一段落を告げた。学習の評価を、点数や席次で表わす事に慣れて来た我々にとって、点数をつけない評価というものは何とも頼りなく、心細いものであった。教科の性格の相違による微妙な反応の違いはあったにせよ、初めての試みにつきものの不安は多かれ少なかれ一人一人の胸のうちにあったに違いないのである。初年度を終った時点では、これらの不安の大部分は払色(マ)され、代って自信が湧いて来たのであるが、従来の平均点制を経験していない新一年生は、スタート当初から教師側の混乱をよそに平静に中学校生活を過したようであった。当惑はむしろ父母の側にあった、と言って良い。学生時代に平均点制、ないしは点数を「優・良・可」や「A・B・C」の評語に置きかえる評価法の洗礼を受けて来た人がほとんどであったからである。そこで、今五四年度は、六月九日に新入生の父母を対象に、認定制の説明会を開き、各教科から提出された資料に基いて教科の代表が解説を加えた。ここに、その要点を再録して参考に供することにしたい。

◎認定制の意義と、その具体的な方法論

立教中学生をめぐる 明治五年に学制が施かれてから一〇七年になるが、この一教育の諸問題 世紀の中で現在ほど教育に対する議論のやかましい時はなかったのではないだろうか。それというのも、明治時代以来の教育が国の為のものであり、その当然の帰結として立身出世の道具として利用されたいきさつが、そのまま戦後の学歴社会につながって大きなひずみを生み出しているからに外ならない。その現れが受験地獄であり、詰め込み教育であって、これらは心ある

第3章 立教中学校

人々の間で大いに反省されながらも、なかなか変って行く事が出来ないのが、日本の教育の現状であろう。

立教は私立なので、公立校の様にまともにその影響は受けていないには違いないが、過密な文部省の学習指導要領に左右されたり、入学試験のむずかしい学校の一つに数えられて学童諸君を苦しめて来たという点など、我々が好むと好まざるとにかかわらず日本の教育のひずみが立教の上にも現れていた、と言えるわけである。

その一方では、一貫教育の学校に特有の悩みがまた我々の学校にはある。それは、入試の関門を突破する迄は異常な努力を払って勉強はするけれども、一旦入学してしまうとエスカレーターに乗った様なかっこうでノンビリしてしまう生徒が出て来るという事である。もっともこれは、必ずしも子供の責任とばかりは言いきれないもので、親がどのような考えで、また何と言って子供を一貫教育の学校に受験させているかが問題だと思われる。「中学に入るまではしっかり勉強しなさいよ。入れたら……」などと言って子供の尻をたたいていけば、「じゃあ、入ったらノンビリしても良いんだろ」という気持ちになるのは当然だからである。

エスカレーターと一般に呼ばれるところから、何となく安易な心組みで中学生生活をし、あたら良い素質を持ちながらそれを伸ばしきれない生徒がある、というところが立教のもう一つの悩みだと言えるであろう。

立教中学校が評価 受験地獄にしろ、詰め込みカリキュラムにしろ、エスカレーターの安易さにしろ、いずれも子供達の持っているものを引き出し、育てて行くことの大きなさまたげとなっていることは間違いない。「では、一体どうしたら子供達の持っているものをフルに発揮させる事が出来るのだろうか？」を我々は常日頃から考えていたわけで、特にここ数年間、その問題については真剣に取り組んで来た。何でもかでもギューギュー押し込んで、未消化のままマル覚えをすればそれで良い、という詰め込み式を改めて、教え込む量は減らしながらも、その余裕を生かして、自分で判断し解決して行こうとする積極的な態度を養おうとするカリキュラムの精選。あるいは過程を重視しながら、個人差に応じた対応が出来るような教授法の工夫にも努めて来た。そして、その仕上げとして、毎日を自主的に精いっぱい生きて行こうとする人を育てて行く為の評価法への試みがなされる事になったのである。

我々は、昭和五〇年度からよりより研究し議論を繰り返した結果、ようやく五三年度の新入生から「認定制」と呼ぶ評価の方法をとり入れるはこびになった。すなわち、今年度は認定制履足第二年目にあたり、現在の三年生が従来の「平均

点制」評価のもとでの最後の卒業生、二年生が「認定制」評価による最初の卒業生、ということになる。

立教中学校が原級制度を存続し、また、立教高校への推薦制度がある以上、生徒とその父母の関心は専ら評価法に向けられるのは自然の成り行きであろう。従って、これから逐次、認定評価が他の評価法と異なる点や、認定制運用の具体的な方法について解説を進めて行くことにする。

中学校で普通用い 一般に、中学校で用いられている評価法には「五段階法」とられている評価法 「平均点法」のふたとおりがある。

五段階法——その学校の同一学年の生徒を学業成績の順に配列し、最上位から生徒数の七%までを五、続く二四%を四、最下位から七%までを一、続く二四%を二、とし、四と二の中間に位置する生徒に三という段階評価を与える方法である〔図1—略〕この方法は、全体の中で個人がどの程度の位置にあるかがわかるので、「相対評価」と呼ばれている。相対評価は公立中学校に義務づけられている評価法で、公立高校受験の際の調査書（内申書）には、この方法で成績を記入しなければならない。

平均点法——その生徒が各教科で獲得した成績（多くは一〇〇点満点で示される）の相加平均を総成績として、点数で示すもので、「絶対評価」と呼ばれている。絶対評価は私立中学校でよく用いられる評価法で、本校も昭和五十二年まではこの方法によっていた。〔図2—略〕

五段階法による評価は、生徒や親の競争心をあおるものとなり、平均点法は、すべて点数で割り切る結果をもたらす。

立教中学校では、競争原理と点数主義によらずに、生徒の学習意欲を盛り上げる方法を、ここ数年来工夫と研究を重ねて来た。

従来実施して来た 立教中学校では、多くの私立校がそうであるように、百点満平均60点制の矛盾 点平均60点制をとって来たが、この評価法には次の様な矛盾点が認められる。

- ア 「平均60点さえとれば」という安易な気持ちにおちいりやすい
- イ 不得意な科目があっても、得意な科目によってカバーすることができる
- ウ 教科の性格が異なり、評価基準も異なったものをコミにして、機械的に平均点を出すことに果して意味があるのだろうか

認定制の出発 ・そこで、点数主義におちいらず、しかも、常に生徒が努力を続けて行くことを願って評価法を改めた。これが認定制による評価である。

・認定制の骨子は、各教科ごとに合格・不合格を認定し、「不合格の科目が一つ

第3章 立教中学校

でもあったら進級させない」というところにある。

- ・この考え方は、昭和五十年年度以降あしかけ三年間検討を重ね、五十三年年度の一年生より実施に移したものである。

認定の方法と評価 ・認定制における評価の方法は、各教科がそれぞれに、生合格・不合格を示す 徒に要求する最低限度の目標（到達目標）を設定し、生徒「C」と「D」 がこの目標に到達し得たか否かを、確認テスト・定期（中間・学期）考査などのテストや、ノート整理やレポート・作文などの作業や課題、あるいは音楽や美術や体育などの実技によって判断するものである。

- ・年度末に、各教科ごとに「教科認定会」を持ち、その教科の全教員による検討の結果、「目標に到達しなかった」と判断された生徒は、その教科に関して「不合格」とみなされ、「D」と評価される。到達した生徒は「合格」とみなされ、「C」という評価が与えられる。〔図3一略〕

・一科目でも「D」のある生徒は、上級への進級・高校への推薦は認められない。即ち、

ア、原級に留る

イ、当該学年を終了したという形で他校へ転出する

のどちらかを選ばなければならない。ただし、在学中の「原級」は一回に限る。意欲をかき立てる ・合格か不合格か……だけでは、学力不振の生徒に対する「A」と「B」 動機づけにはなっても、到達目標を軽く越えるだけの力を持った生徒に対する動機づけとはならない。

- ・そこで、合格した者の中でも特に意欲的に教科の学習に取り組み、優秀な成績を上げていると見られる生徒に対しては、Cに代えて「B」の評価を、極めて優秀な生徒には「A」の評価を与えることを、教科認定で決定する場合がある。〔図4一略〕

・上記「優秀」との認定は、「自主研究」や「チャレンジ・テスト」その他において、特に意欲的・積極的かつ実力があると認められた場合に行われる。

- ・生徒は、到達目標に達して「C」をもらう事に満足することなく、自分の持っている力をそそぎ込んで大きな成果をあげ、「B」又は「A」を獲得するよう期待されている。

認定制は従来の ・第一に言える事は、各教科ごとにと合・否を認定するので平均点制とどのよ あるから、「不得意な科目を得意な科目でカバーすることがうに違っているか できなくなった」という事である。これは「厳しくなった」と言えそうだが、高校に進学してからの事を考えると、この方が良いことはす

ぐわかるであろう。

(注) 従来の中学の平均点制では九科目がそれぞれ百点満点で、教科の点数のウエイトは皆同じであった。高校では国・数・理・英の比重が大きく、芸・体の比重が小さくなる。中学時代、英・数の弱さを音・美・体などでカバーしていた生徒は、高校へ行くと苦しくなる。〔図5一略〕

- ・得意な科目でカバーすることが出来なくなったのだから、生徒はどの教科にも意欲を燃やしてぶつかって行く必要がある。ことに、従来より平常の学習の努力が大きく見積もられるので、「普段はサボっていて、定期考査で一夜づけの勉強で点をとって…」というわけにはゆかなくなる。

現に、昨年度の経験からも、普段の学習態度・提出の状態・確認テストの出来ぐあいが極めて大きく影響して来ることがわかる。キチンとまじめに努力していることが大切であり、ルーズな子供はいちぢるしく不利となる。

- ・従来の平常テストは、毎回の点数を合計あるいは平均して「平常点」としていたが、確認テストは毎回の結果が直接に合否につながって来る。できるだけ合格の機会を与えるために、確認テストで不合格となった生徒には再テスト・再々テストを受けることをみとめる。ただし、あくまでも初回で合格することが本筋である。

認定評価は、絶対 認定のA・B・C・Dは、「点数をA・B…と置きかえるの
評価でも相対評価 だろう」という誤解が多い。また、「五段階評定と似たもの
でもない だろう」と考えるむきもあるようだが、これまでに述べて来

たように絶対評価でも相対評価でもない事をよく理解してもらう必要がある。
本人や家庭への評 確認テストの答案・定期考査の答案・レポートや作文や各
価の通知と指導 種の作業などは、評価が済み次第生徒に返して、必要があれば
個人指導を行って定着度を高める。

- ・平常の到達度、進歩の状況および定期考査の成績は、個人カードに記入して、生徒本人が自分の進捗を確認できるようにする。個人カードを家庭に持ち帰らせ、親の認印をもらうよう指導する教科もある。
- ・前・後期末には成績通知表を渡し、前期末には仮認定を、後期末すなわち学年末には最終的な認定を生徒ならびに家庭に知らせる。〔図6一略〕
- ・前期中間考査後・学期考査後・後期中間考査後には、生徒を通じて成績一覧表又は成績通知表を家庭に持ち帰らせる。つまり、親は一年間に三回、自分の子供の総合的な成績をチェックする機会を持つ、という事になる。
- ・上記と同じ回数だけ、親と教師との個人面接の機会が学校の行事予定の中に組

第3章 立教中学校

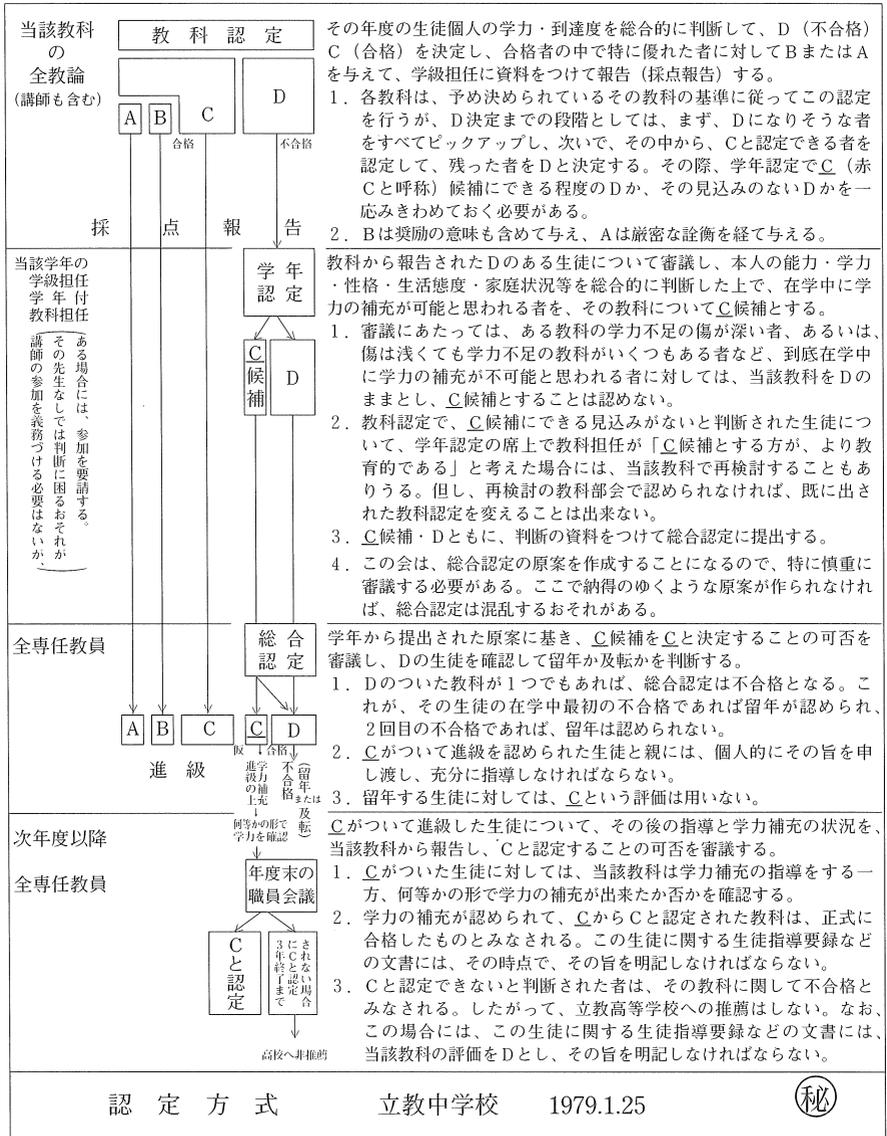
まれている。これは主として、教科担任から指名された者、または教科担任との面接を希望する者に対して行われる。

- ・平均点制当時は、組主任は自分で平均点を算出する関係上、受持学級の生徒一人一人の学力や成績について具体的かつ詳細に把握していた。しかし、認定制のもとでは個々の教科により大きな責任がかかっているため、生徒の成績についての把握はむずかしくなった。
- ・この事は、学科担任は平均点制当時よりも生徒一人一人の学力やその弱点を掌握しやすい、ということになる。従って、選修教科と併せて従来よりもきめの細かい指導が行われている。
- ・上の様な理由で、親は「学業」の事に関しては、教科担任との連絡を密にする必要がある。組主任は主として生徒の生活面の指導にあたるので、「生活」面については組主任と密接な連絡をとることが大切である。

『いしずえ』第29号 立教中学校 1980（昭和55）年3月19日 35～40頁

〔立教中学校所蔵〕

資料2 認定方式図 [1979 (昭和54) 年]



プロジェクトチーム作成「認定方式図」職員会議資料 1979 (昭和54) 年1月25日

[立教中学校所蔵]

第3章 立教中学校

資料3 [教育改革] プロジェクトチームの作業一覧 [1979 (昭和54) 年]

年 回 度 数	プロジェクト チーム 開催日	議 題 の 推 移	話 し 合 い ・ 結 論 の
1	50. 4. 10	プロジェクトチーム発足	1. 立教中学校の教育目標の明確化への志向
2	4. 28	<ul style="list-style-type: none"> 立教中学校の教育目標 (各科の時間配当) カリキュラムの精選 教科内容 専修教科 	2. 教科から報告された学校の教育目標の整理
3	5. 14		3. 前回決めた教育目標4項目に解説文をつけて原案と
4	5. 15		4. 教科の精選について話し合い。ゆとりのある学習
5	6. 5		5. 「立教中学校の教育目標」まとまる
6	6. 19		6. 各教科報告の授業時数は減っていないので夏季研修
7	9. 11		7. 新しい授業時間数まとまる
8	9. 25		8. 新授業時数・新カリキュラムは51年度の1年生より
9	11. 7		9. 選科の意義づけ、来年度1年生の選科総時数を36時
10	11. 17		10. 51年度1年生の正科・選科・礼拝・学活時数の最終
11	51. 1. 16		11. 点数制でない評価にして行きたい、現行評価法に問
12	2. 9		12. 各教科でまとめた評価の具体案について検討、各教
13	2. 27		13. 2月23日の研修会に関する各教科の反応の報告。
14	3. 5		14. 各教科からの評価法を検討、51年度から各教科完全
15	4. 15		1年生より新カリキュラム 選修教科発足
16	5. 7	<ul style="list-style-type: none"> 評価法に関する模索 夏期教員研修会で出た批判に対する反応 認定による評価方法の検討 	16. 中間考査の成績報告の仕方について各教科報告、教
17	6. 8		17. 前回に引き続き話し合い、「各教科毎に個人の状態を
18	7. 1		18. 従来の「全教科平均」「60点制」の功罪について話
19	7. 13		19. 平均点を出さない前提としての認定のためのパスレ
20	9. 14		20. 夏季教員研修会に関連して、反省と今後の問題の話
21	9. 21		21. 今後は方針を変え、「より良い評価法」を独自に検
22	10. 25		22. 認定評価に関する高野私案の検討
23	11. 9		23. 「平均60点制」の功罪を検討し、今後はこれを廃止
24	12. 7		24. 「平均60点制」につき最終的な話し合の末、廃止の
25	52. 1. 12		25. 「進級にあたっては認定によるものとする」(C合格)
26	2. 16		26. 説明会での意見も参考にしてPTの評価法原案を決
27	2. 28		27. PTの評価法に対する各教科の反応を見、53年度よ
28	4. 28		<ul style="list-style-type: none"> (到達目標づくり) 教科認定の基準
29	6. 21	29. 各教科の到達基準設定の作業状況を話し合う	
30	7. 5	30. 学校の教育目標と各科の目標との関連につき、各科	
31	9. 8	31. 10月実施予定の「到達目標と評価」に関する各教科	
32	11. 10	32. 各科発表会で提起された問題を話し合い、用語の整	

第3節 立教中学校の教育改革

内 容	関 連 事 項
<p>する による完全学習へ 会で再検討する 実施する 間としたい 的確定 題あり 科多様 「選修教科」名称決定^[7]討。 学習を目指せ</p>	<p>各教科に、学校の教育目標の素案を考えるよう要請</p> <p>各教科に、左の原案をもとに検討するよう要請</p> <p>各教科に、教科目標と教材精選を考えるよう要請</p> <p>研修会で、各教科に放出させた授業時間で選科を持つこと決定 この時数にあわせて、各教科は教材の精選を求められる</p> <p>7月10日の職員会議で「PTは一般から遊離」との批判出る</p> <p>各教科に、選科を担当できる時数を報告するよう要請</p> <p>「労働強化になる」という声があるが、より良い教育のため了解を…</p> <p>各教科に、より良い評価法の具体案を出すよう要請</p> <p>2月23日の「評価」研修会を開き、各教科の意見を出すよう要請</p> <p>各教科に、次回までに評価プランを考えるよう要請</p> <p>各教科に、従来の評価に関する申し合わせ解消の検討を要請</p>
<p>歩調そろわず 科でまちまち 直接知らせる」と決定 し合う ベルが可能か否か話し合う し合い 討したい</p> <p>する線で話し合う事にする 方針を確認 の評価試案固まる 定 り実施可能と判断</p>	<p>各教科に、中間考査の成績報告の仕方を考えるよう要請</p> <p>各教科に進級を認定するためのパスレベル作成ができるか考えよ パスレベルは、現時点では数・理・体・美・技で可能との事</p> <p>（夏季教員研修会で、「改革」に関する教師間のコンセンサスの不足 と、PTの急進に対する反発が浮き彫りにされた</p> <p>24回PTには、メンバー以外の人も自由に参加した</p> <p>2月7日にPTの評価試案説明会を開く</p> <p>2月17日の職員会議で評価法原案可決</p>
<p>から報告 の発表会の準備 理をした</p>	<p>各教科に、教科の目標に照して認定基準の妥当性の検討を要請</p> <p>各教科に、学校の教育目標と教科の目標の関連を更に検討を要請</p> <p>10月24・25日「到達目標と評価」に関する各教科の発表会</p> <p>11月21日 研修会 「到達度評価」 梶田栄一先生</p>

第3章 立教中学校

33	12.6	↓ ・・ D 推薦との 問題 の 関係	↓ ・ .1年生より認定制発足	33. 「選科・自由研究の優秀な者をA・B認定の資料と
34	53.1.12			34. 教師間でDマークの理解が不一致、Dの意味を再検
35	2.8			35. 進級と推薦の基準を関連させて考えた（特にDにつ
36	2.21			36. 53年度発足の認定制のPT原案をまとめ、職員会議
37	5.1	↓ ・ A B 評価の 基準 を ス タ ー ト し て 方 法 の 問 題 ↓ ・ 認定方式図完成	↓ ・ .1年生より認定制発足	37. A B評価は競争原理を排除する。相対評価であって
38	5.16			38. 各教科提出の個人カードを検討し、関連する原則を
39	6.8			39. 個人カード検討終了。「認定制に関する諸問題」に
40	7.7			40. 認定制発足後3箇月の状況を1年主任から報告（1
41	9.14			41. 各教科から報告の「A B評価のねらい」を検討
42	9.26			42. 各教科報告の「A B評価の基準」一応の決定をみる
53	43 10.12			43. 「53年度の研修会に先立つアンケートのまとめ」に
44	11.30			44. 生徒部でまとめた「生徒の実態調査」をもとにして
45	12.7			45. 認定の手続きのツメをし、認定方式の図式を作成
46	12.21			46. 認定方式の図を最終的に修正し完成した。職員会議
47	54.1.18			47. 各教科報告の「授業時間中の生徒の実態」により、
48	2.21			48. 生活指導面で、教師の共通理解のもと来年度から一

第3節 立教中学校の教育改革

<p>したい」との社会科提案 討の要あり いて) に提出する</p>	<p>12月21日 現1年生を対象として認定制による「模擬判定会」 各教科に53年度1年生の教科目標を提出するよう要請 2月23日の職員会議で認定制に関するPT原案承認</p>
<p>はならない 決めた つき高野提案 年主任参加) より、生徒の生活を考える 話し合う に提出する 問題行動を類別した 育に指導する事柄をまとめる</p>	<p>各教科に、評価を知らせる「個人カード」のサンプルを示すよう要請 PTは更に、中間考査結果の組担任への報告様式を決めた 各教科に、AB評価設定の仕方を検討し報告するよう要請 各教科に、AB評価の基準につき、更に検討するよう要請 各教科は、ABの基準を10月17日までに生徒に伝えること 各学年へ、左記アンケート結果に付加するものあれば報告を… 各教科へ、「授業時間中の生徒の実態」を報告するよう要請 1月25日の職員会議で、認定方式の図を承認 2月22日の職員会議で、指導の原案を承認</p>

プロジェクトチーム作成「プロジェクトチームの作業一覧」職員会議資料 1979
(昭和54)年2月21日

[立教中学校所蔵]

第3章 立教中学校

資料4 「[認定制]への社会的評価」[1981(昭和56)年]

序列より修得度

五段階評価廃止の東京・立教中

個別指導でじっくり

より高い水準へ挑戦も

学校は楽しいところだと生徒たちに思わせ、しかも緊張感をもって学ばせるにはどうしたらいいか——東京都豊島区西池袋、私立立教中学校（西村哲郎校長、男子生徒八百十人）は、すべての生徒を試験の点数で序列化する五段階評価を廃止、習ったことをすべてマスターしなければ先に進ませない「認定制」を導入した。また学習の遅れている生徒には実力をつけさせ、進んでいる生徒にはさらにその力を伸ばすための機会を毎週四時間ずつ与え、学習意欲を刺激するなど、ユニークな試みに取り組んでいる。

立教中学校は四年前から、全教科で評価法を変えた。授業をする。ひと通り教えると、テストをする。「確認テスト」と同校では呼ぶ。成績の良しあしを決めるテストではない。生徒が間違いなく修得しているかを見るのである。

だから、普通の学校のように広い範囲から出題し、六十点取れば合格、といった考え方はしない。教科によって合格点は違うが、八十点以上とか、中には百点取らなければならない場合もある。

できなければ、できるまでテストを受けさせる。こうなると、授業の進度は生徒によって違ってくる。一斉授業はできるだけ減らし、個別指導が多くなる。

生徒が「テストをして…」と頼みに来ると、放課後、空いている教室などを使って試験をする。最初のうちは七回、十回と繰り返す子がいた。弊害も出てきたため、いまは一応、三回まで、となっている。

「確認テスト」で

教科によって違うが、年に十回とか十数回の確認テストがあり、そのすべてをパスし、中間、期末テストをこなすと、年度末に合格の印、Cマークがつく。Dが付くと落第。先生は合格を判断するだけで、点数はつけない。

以前は全教科の平均点で合否を決めていた。だから数学が四十点でも、体育で八十点取れば落第をしなくてすんだ。

いまは一教科でもDマークがあると、それだけで落第する。しかも落第できるのは一度だけ。二度目は、退学になる。それだけに教師は真剣になる。どの教科も、勉強して到達しなければならない目標を生徒にはっきり示し、全員がそこまで行けるよう努力する。学習の遅れた生徒に対する指導は当然、キメ細かくなる。

職員室は昼休みになると質問に来る生徒であふれる。

学力の高い生徒には、さらに学習意欲をかきたてるため、「A」「B」の評価も残している。例えば英語の場合、「挑戦テスト」というレベルの高い試験を学年末に行う。希望者が受験する。そこで、すぐれた成績を取れば「B」、それ以上なら「A」がつく。理科や社会なら、夏休みの自由研究の結果などが評価される。

こうした評価法の改革の結果、生徒の間に点数のために勉強するという習慣はなくなったと、西村校長はいう。

選修教科（選科）と同校が名付けた週四時間の授業が、こうした評価法の改革と表裏一体となり、子どもたちの学習意欲をさらにかきたてている。

それまで週三十四時間あった教科の学習内容を精選、授業時数を四時間削った。文部省が「ゆとりの時間」をいいだす前のことである。この時間に何を勉強するかは、すべて生徒にまかせた。

選科には英語、数学など教科ごとに、AとBのクラスがある。Aでは、その教科の基礎を勉強する。Bでは、その教科の得意な生徒向けの教育をする。

数学が不得意な生徒が、その遅れを取り戻したいと考えれば、選科の時間に数学Aを選べばいい。理科が得意な生徒なら、理科Bを選ぶと、得意な分野の自由研究ができる。

三年の社会科Bクラスでは、いま古代の木製そり「修羅」をつくるのに熱中している。大阪で発見された修羅の八分の一の模型をつくる。それを使って、どれぐらいの重さの石を運べるのか、実験するのだという。

この生徒たちは、去年は土器をつくった。それを使って汁を煮たりした。どんな味のものができるか、どうしたらうまく煮えるか、さまざまに試してみた。つまり実験考古学に取り組んでいるのである。

公立学校にも？

立教中学の教育改革は四十七年、それまで学校付きの牧師だった西村氏が校長に就任したときから始まる。ともかく、いままでやってきた教育を根っ子から反省しよう、と呼びかけたのである。

教育目標から始まり、教育課程、学習指導、教育評価のすべてにわたり、これまでのやり方を洗い直した。

当然、大変な作業だったらしい。教育評価の改革に、最初に取り組んだ久保貞吉教頭は「教師が熱心に説明すればするほど、生徒たちは受け身になって行く。意欲のない生徒には教えようがないといっても、親は子どもたちに意欲を持たせるのが学校の仕事ではないかという。テストも従来の方法ではとてもやる気をか

第3章 立教中学校

きたてるようなことはできず、かといって名案はない。一時は辞表を書くつもりだった」と、苦しかった当時をふり返る。

そんなに苦労したのも、公立小学校などから競争試験で入学してくる生徒に比べ、立教小学校から推薦入学してくる生徒の中に学力の低い生徒が交じっているためだ、という。

「立教に入学したからには、大学までそのまま行けると考えているのだろうが、中学校でも十人から十数人の生徒が、高校に進学できず、毎年退学していく。なんとか、この点を改革できないか、と考えていた」と西村校長はいう。

そのために学習内容を精選し、ゆとりを与えることを考えた立教の試みは、文部省の学習指導要領の改定の考え方に似ている。同校の教育改革が、公立学校でも生かされるようになるかどうか。

『朝日新聞』朝日新聞社 1981（昭和56）年7月12日 14面

〔立教大学図書館所蔵〕

第4節 学友会活動と自治活動

立教中学校では、クラブ活動（部活）の組織を「学友会」と呼んでいる。資料1には、戦後定められた学友会会則を収録してある。

1946（昭和21）年9月、「学校市制」[『立教学院百二十五年史 資料編第1巻』1996（平成8）年刊、を参照]が復活された。しかし、「学校市制」は、新時代の自治活動としては必ずしも満足できるものではなかった。

1957（昭和32）年4月、「学校市制」は発展的に解消され、その上に議決と執行とを兼ね備えた「生徒委員会」を発足させた。資料2には、その発足当時の会則を収めた。その後、生徒委員会は、1960（昭和35）年以降、「生徒会」に改められ、学級委員だけでなく、一般生徒も自治活動に参加するようになった。

（伊藤俊太郎）

資料1 立教中学校学友会々則 [1954（昭和29）年]

立教中学校学友会々則（昭和二九・三改正）

第一条 本会は立教中学校学友会と名づける。

第二条 本会は本校教育の主旨に基づいて身心の陶冶情操の涵養を図り併せて會員相互の情誼を篤くすることが其の目的である。

第三条 本会々員を左の二種に分ける。

一、通常會員 本校生徒 一、特別會員 本校教職員

第四条 本会の目的を達成するために左の各部をおく。

総務部、美術部、文芸部、新聞部、地歴部、観測部、生物部、音楽部、宗教部、図書部、釣同好会、排球部、体操部、籠球部、卓球部、庭球部、山岳スキー部、蹴球部、水泳部、野球部

第五条 本会の役員と其の任務を次のように定める。

- 一、会 長 学校長が会長となり会務を総理する。
- 一、副 会 長 主事が副会長となり会長を補佐して会長事故ある場合はその任務を代行する。
- 一、評 議 員 特別会員中より若干名を会長が委嘱し通常会員中より各学級一名宛十二名を選挙によって定める。評議員は会則・予算の決定その他重要事項を決定する。
- 一、部長及副部长 特別会員中より各々一名を会長が委嘱する。部長は部全般に亘ることを掌理し副部长は部長を補佐する。
- 一、委 員 各部とも若干名を通常会員中より送出して会長の承認を受ける。委員は部長の下で部務を処理する。

第六条 役員の任期は一ヶ年を四月一日より翌年の三月三十一日までの期間とする。

第七条 通常会員は会費月額百五十円を学期毎に一括して納入すること。但し各部々員は必要に応じ部員費若干を納入することがある。

第八条 本会の経費は主として会費から支弁する。

第九条 本会の予算は毎学年度の初めに評議員会を開いて決定する。

第十条 本会の事業と会計報告は適当な時期に公表する。

第十一条 本会各部の細則は各部が協定して会長の承認を経なければならない。

第十二条 本会の会則を改正する場合は評議員会で決定する。評議員会は評議員の三分の二以上の出席者によって成立し、評議員の決議は出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。評議員の議長は会長が之に当る。

附則

第十三条 新たに部を設けようとするときは先ず同好会（仮称）として先ず各部と同様な活動をしていることが明らかであり且つ評議員会の承認を経なければならない。同好会は評議員会が適当と認められた場合若干の補助金を与えられることがある第十四条在学中学友会活動に特に貢献した者を表彰することがある。

第十五条 本会々則は昭和二十二年四月一日より実施する。

第3章 立教中学校

「立教中学校校友会々則（昭和二九・三改正）」『いしずえ』第4号 立教中学校校友会 1955（昭和30）年3月22日 48～49頁

〔立教大学図書館大学史資料室所蔵〕

資料2 立教中学校生徒委員会会則 [1959（昭和34）年]

立教中学校 生徒委員会会則

私たちは学校生活の中で、学習、自治活動、クラブ活動を行っている。学習が学校生活の中心であることは言うまでもないが、自治活動、クラブ活動の二者も、その重要性において決して劣るものではない。

自治活動の重要性は、私たち自らの手で、愛する立教中学校をより一層立派にし、私たちの学校生活を向上発展させるばかりでなく、学校という一つの社会において自主的に問題を解決して行くことによって、将来「神と国との為」献身的につくす人格と実行力とを養って行く点にある。

私たちは、いまこの自治活動の骨子である生徒委員会会則を制定するにあたって、この会則を生かすものが熱意と努力であることを念頭におき、学校自治の精神に徹して、たゆまぬ前進を続けたいと願うものである。

第一章 総則

第 一 条 本会は立教中学校生徒委員会と称する。

第 二 条 本会は立教中学校自治活動の中心として、その企画運営を強力に推進し、学校生活を向上発展させることを目的とする。

第 三 条 本会は各ホームルームより選出された三名ずつの学級委員をもって構成し、これを生徒委員会委員と呼ぶ。

第 四 条 本会の会長には学校長がこれにあたり、生徒部所属の先生方は顧問として協力する。

第 五 条 本会の年間活動期間は、前期（第一学期）後期（第二学期・第三学期）の二期とする。

第二章 委員長・副委員長

第 六 条 委員長・副委員長は、第三学年の生徒委員会委員中から各一名が選出される。

第 七 条 委員長・副委員長の任期は前期または後期中とする。ただし、再選をさまたげない。

第 八 条 選出は、学年度初頭（前期初頭）に、改選は後期初頭に行う。

第 九 条 選出および改選は、生徒委員会委員全員の投票によることを原則と

する。ただし、事情に応じて、その他の合理的な選出方法をとることができる。

第十条 選挙による場合は、単記無記名投票とし、まず委員長を選出した後に副委員長を選出する。

第十一条 委員長は、生徒委員会を統轄して、その活動が活発になるように総会・学年委員会・専門委員会を指導し、必要な示唆・要請を行う。

第十二条 委員長は、総会・定例の学年委員会および専門委員会の召集を行う。ただし、必要に応じて、臨時に学年委員会または専門委員会を召集することができる。

第十三条 委員長は、必要に応じて前記以外の会合を召集することができる。

第十四条 委員長は週番に対し、その活動について必要な要請を行う。

第十五条 委員長は、総会の議長として議事の運営にあたる。

第十六条 副委員長は、委員長を輔佐して生徒委員会の活動を推進するとともに、委員長が事故ある場合は、これを代行する。

第三章 書記

第十七条 書記一名は、委員長・副委員長の選出あるいは改選後ただちに委員長によって第三学年生徒委員会委員中から指名される。

第十八条 書記の任期は、前期または後期中とする。ただし再任をさまたげない。

第十九条 書記は、生徒委員会総会の記録をとり、出席調査を行う。

第二十条 書記は、庶務委員の責任者として庶務委員の活動の中心となる。

第四章 生徒委員会総会

第二十一条 総会は、原則として、学校全体に共通した自治問題をとりあげ、学年委員会・専門委員会・ホームルーム等から提出された議案、あるいは学校行事に関連して、必要な事柄を審議する。

第二十二条 原則として毎月一回、第三週月曜日に定例総会をひらく。また、必要に応じて随時、臨時総会をひらくことができる。

第二十三条 総会は、生徒委員会委員全員をもって構成し、生徒委員会委員長・副委員長・書記は、それぞれ総会の議長・副議長・書記を兼任する。

第二十四条 総会において決定した事柄は、必要に応じて学年委員会・専門委員会・ホームルーム・週番その他関係諸機関によって直ちに実行に移される。

附則一、総会には原則として、会長・顧問・各学年代表の先生方および教務

第3章 立教中学校

部代表の先生が出席する。

- 二、学校行事の準備に必要な場合には、生徒委員会委員長の要請により学友会各部の代表者を総会に出席させ、特別委員会を組織して、行事の打合わせ、準備、実行にあたることができる。
- 三、必要に応じて、生徒委員会委員長の要請により、生徒部美化係その他を出席させ、意見をきくことができる。ただし、議決権についてはそのつど決定する。

第五章 学年委員会

第二十五条 学年委員会は、各学年独自の問題をとりあげながら、ホームルーム間の横の調整をはかると共に、各ホームルームより提出された議題を審議し、必要あれば、これを生徒委員会総会に提出する。また、生徒委員会総会において示唆された事柄を各学年独自の立場から検討する。

第二十六条 原則として毎月一回、第二週木曜日に定例の会合を開く。また、必要に応じて随時、臨時の会合をひらくことができる。

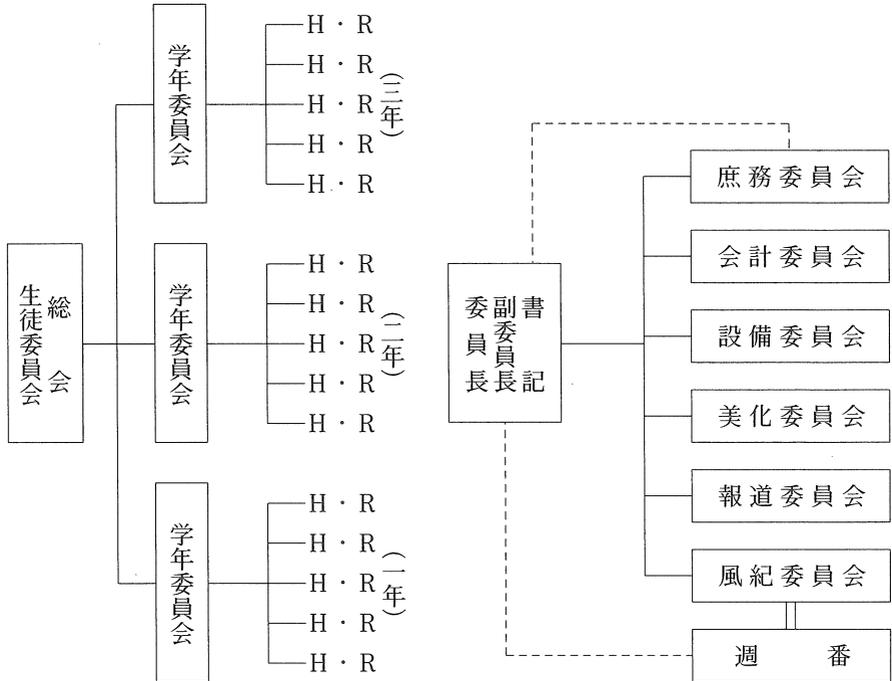
第二十七条 学年委員会は、その学年の生徒委員会委員全員をもって構成され、この中から議長一名・副議長一名・書記一名を選出する。

第二十八条 学年委員会において審議し、または決定した事柄のうちで、その学年だけに関係のあるものは、それぞれホームルームに持ち帰ってただちに実行に移すことができる。

第二十九条 各学年委員会は、会合において決定した事項およびそれを実行した結果を生徒委員会総会に報告しなければならない。

附 則 一、学年委員会の会合には、原則として、その学年のホームルーム担任先生は顧問として全員出席する。

- 二、学年委員会の会合には、その学年の事情に応じて、議長の要請によって、各ホームルームの企画委員を出席させることができる。なお、この場合、必要に応じて委員の議決を経て、企画委員に議決権を持



たせてもよい。

三、学年委員会の正副議長および書記の選出方法は、生徒委員会正副委員長ならびに書記の選出方法に準ずる。

四、学年委員会の活動に関しては、所定の記録簿に活動時数・活動内容・参加者名を記録して、庶務委員に報告する必要がある。

第六章 専門委員会

第三十条 専門委員会は、各専門独自の立場から生徒委員会総会に助言を与え、または生徒委員会の執行機関として活動し、学校自治の実をあげる。

第三十一条 原則として毎月一回、第二週金曜日までに定例の打合わせ会をひらき、委員会としての意見をとりまとめたり活動についての打合わせを行う。また、必要に応じて随時、臨時打合わせ会をひらくことができる。

第三十二条 専門委員会は、生徒委員会正副委員長を除いた生徒委員会委員をもって構成する。

第三十三条 専門委員会は、庶務・会計・設備・美化・風紀・報道の六委員会と

第3章 立教中学校

し、この構成員数は別に定める。

第三十四条 専門委員会所属の配分は、生徒委員会委員個人の希望を尊重して決定する。

第三十五条 各専門委員会は、第三学年委員中より責任者一名ずつを選出してその委員会運営の中心とする。ただし、庶務委員の責任者には生徒委員会書記があたり、必要に応じて輔佐をおくことができる。

第三十六条 各専門委員会は、第六章第三十八条の「職務分担」によって、自主的あるいは生徒委員会委員長の要請、または総会の決定に従って活動する。なお、その際、生徒委員会委員長・各専門委員会顧問あるいは週番と密接に連絡を保つ必要がある。

第三十七条 各専門委員会は、打合わせ会において決定した事項および活動した結果を生徒委員会総会に報告しなければならない。

第三十八条 各専門委員会は、次の職務分担によって活動する。

庶務委員

- 一、庶務委員は、学校行事以外の自治活動の企画にあたる。
- 二、庶務委員は、学校自治の組織と活動を一般に徹底させる活動の中心となる。
- 三、庶務委員は、生徒委員会総会に先立って、あらかじめ、アンケート・各専門委員会の記録・各学年委員会の記録に基いて資料を集め、生徒委員会委員長と協力して生徒委員会総会の準備をする。
- 四、庶務委員は、各専門委員会・総会・各学年委員会の記録を整理保管するとともに各委員の出欠を一覧表に記録し、これを学級主任に報告する。
- 五、庶務委員は、これらの目的ならびに職務を遂行するため、生徒委員会委員長・副委員長と密接な連絡を保つ。

会計委員

- 一、会計委員は、予算処置の事務を行う。
- 二、会計委員は、予算に従って、各専門委員会の経費支出の事務を行う。
- 三、会計委員は、年度末において、決算事務ならびに決算報告を行う。

設備委員

- 一、設備委員は、校舎内外の校具、諸設備が常に正しく整備されているよう努力する。
- 二、設備委員は、この目的を達成するために、定期的に校舎内外を巡視

して破損箇所の調査をし、修理・取替が生徒に可能と思われる場合には、各ホームルームの設備係に依頼してこれを行わせ、生徒に不可能と思われる場合は、顧問の先生を通して担当責任者に整備を要求する。

- 三、設備委員は、校具・諸設備等に関する研究と工夫の会を持つ。この場合、必要に応じて各組の設備係を出席させることができる。

美化委員

- 一、美化委員は、校舎内外を常に美しく保つよう努力する。
- 二、美化委員は、校舎内外の汚れた箇所を早くきれいにしよう指導計画をたてて指導にあたる。
- 三、美化委員は、必要に応じて各ホームルームの美化係を動員し、美化の活動に協力させ、あるいは生徒部美化係を打合わせ会に出席させることができる。

風紀委員

- 一、風紀委員は、立教中学校生徒が正しい規律ある行動を保つよう注意をする。
- 二、風紀委員は、この目的を達成するために、定期的に校舎内外を巡視して、「生徒心得」に従って生徒の服装・態度・言葉づかいについて観察し、対策をたてて指導にあたる。
- 三、風紀委員は、観察の結果、特に指導の必要をみとめた場合、その時の週番にこれを報告して週番の活動に助言を与え、あるいは週番目標に加えて、十分に監督・指導してもらふことができる。
- 四、風紀委員は、風紀上の検査・調査を行う場合には、顧問先生の認可のもとに各ホームルームの風紀係に要請してこれを行い、報告してもらふことができる。

報道委員

- 一、報道委員は、生徒委員会の記録・結果をその都度、全校生徒に報道する。
- 二、報道の手段としては、特別な場合を除いて、校内放送と学校新聞によるものとする。
- 三、報道委員は、生徒委員会後初のホームルームの時間までに、報道すべき事柄の原稿を書いて放送係に渡し、放送係から全校に放送させる。ただし、必要に応じて、報道委員が直接に放送することができる。

第3章 立教中学校

る。

四、報道委員は、生徒委員会後一週間以内に、記録報告を新聞部に渡す。

附 則 一、生徒委員会委員長は、臨時に各専門委員会の責任者を召集し、専門委員会相互の連絡をはかり、自治活動の調整をすることができる。

二、専門委員会の活動に関しては、所定の記録簿に活動時数・活動内容・参加者名を記録して、庶務委員に報告する必要がある。

第七章 補則

第三十九条 生徒委員会運営上の諸経費は年間一万五千元とし、P・T・Aより支出され、その出納事務は会計委員が行う。

第四十条 生徒委員会委員で、在学中自治活動に特に貢献した者を表彰することがある。

第四十一条 本会則は、昭和三十四年一月十二日より発効する。ただし、第二十条、第三十五条は昭和三十四年度より発効し、「庶務委員」の名称も三十三年度中は従来通り「文化委員」のままとする。

第四十二条 本会則の一部、または、全部の改正は、生徒委員会委員全員の三分の二以上の同意を得なければならない。

〔立教中学校生徒委員会会則〕〔1959（昭和34）年〕『いしずえ』第8号 立教中学校学友会 1959（昭和34）年3月23日 90～99頁

〔立教中学校所蔵〕

第5節 原級制度の廃止と推薦に関する申し合わせの締結

永年議論になっていた「原級制度（留年制）」が、1985（昭和60）年度より廃止された。これにより1年ごとの関門がなくなり、3年間で力を付けさせる指導方向へ変更された。また、中高間の推薦に関して検討委員会が設置され、1993（平成5）年に「推薦に関する申し合わせ」が締結された。この作業の過程で、中学校では諸行事を変更しながら学力強化の努力が重ねられた。（原 真也）

資料1 川崎 仁「原級制度の廃止」〔1985（昭和60）年〕

原級制度の廃止

川崎 仁

原級制度廃止のいきさつ

昭和五十九年九月はじめ、山中湖における教員研修会で「昭和六十年度新入生から原級制を廃止する」という結論が得られた。そして、この結論はその後の教職員会議で正式に承認された。

本校での原級制（留年制）廃止の動きは、十数年前から夏の教員研修会のテーマになったり、職員室での話題になっていたが、最近では、昭和五十六年の夏季教員研修会で話し合われた。そのときの結論は「留年制を廃止する時期については意見の相違があるが、廃止を目指して前向きに取り組むこと」であった。引き続きこの問題に取り組むためのプロジェクト・チーム（以下P・T）が組織され、以後数回にわたって討議されたが、「完全廃止」の結論に到達することは出来なかった。なぜなら、当時は学力不振のまま進級した生徒に対して、学習面と生活面で、個別のかつ具体的に、どのような援助が出来るか、また、彼らにとって生き生きできる居心地のよい学校であるにはどうしたらよいかなどの点で、教員室全体として十分な自信が持てなかったし、三年生の高校進学^(進学)の時期には、非推薦者の増加による針路指導^(進学)の困難さも予想されて、時期尚早の感があったからである。

しかし、原級制は「教育環境が旧制時代とは異なってきた現代にふさわしくない制度」「学力不振の生徒を追い出すための制度」「ひとつか、二つの教科の不合格のために、全教科をやり直しする矛盾」「他校に転出した生徒が、すべて幸せになるとは限らない」など、これを否定する声と共に、「一年毎に関門を設けるのではなく、三年間で出来るだけの力をつけるために、その生徒に一番よい方法をとって卒業（高校推薦とは別）させれば、目先の点取りの学習の弊害もなくなるであろう」などの意見をもとに、昭和五十九年一月の教職員会議に再び「廃止」の提案がなされた。協議の結果「廃止に向けて、P・Tで検討する」ことになり、多くの教員の意見を聞くため、メンバーを固定しないP・Tの会合が三回にわたって持たれ、昨年夏の研修会に引き継がれて、冒頭の結論に至ったのである。

〔略〕

川崎 仁「原級制度の廃止」『いしずえ』第34号 立教中学校 1985（昭和60）年
3月18日 29頁

〔立教中学校所蔵〕

資料2 国見 登「高校との推薦協定の締結」[1994（平成6）年]

高校との推薦協定の締結

立教学院は法人格としては学院が持っておりますが、内容は小学校、中学校、高等学校、大学の四つの学校から成り立っています。

立教学院は明治七年にアメリカ聖公会から派遣されたC・Mウイリアムズ主教によって創設され、爾来数多の困難を克服して今日に至りました。その間には火災、地震による校舎の焼失、崩壊、キリスト教に基^[ママ]づく教育への批判、弾圧などがありました。戦後は順調な発展を遂げ、立教小学校の設立、旧制中学校から分離した新制中学校、新制高等学校の発足、大学の新学部新学科の開設、新座校地の開設利用など、創設当時わずか数名でスタートした立教学院が今日では学生、生徒、児童あわせて一万数千名の学校に発展いたしました。

大学の開設も古く、明治の末期にさかのぼりますが、大きく進展したのは戦後になってからであります。伝統ある大学であり、六大学の一つでもありますので、外部からの入学も大変難しい大学の一つに数えられています。従って、多くの受験生の中には浪人組もふくめ、現役組も相当高い学力と周到な受験準備をしなければ合格できない状態になっております。下から推薦される生徒に対しても大学入学後のことを慮って、大学教育を受けるのにふさわしい生徒の推薦を要求されるのもっともなことでもあります。

初等教育、中等教育、高等教育で大きな断絶があるのは中等教育から高等教育への移行する段階であります。現在でも全国的にみますと、中等教育を受けた者の四〇%程度しか高等教育を受けていないのが現状であります。立教学院においても以上の点で大学から高校への要求も酷しく、誰でもが推薦されるというわけにはいかなかったのであります。一方、親、本人の進学希望は強く、高校まで立教で教育を受けたのであるから大学も是非立教で学びたいという切なる希望も当然と言わねばなりません。

高大間では長年推薦に関する話し合いを進め、現在では立教高校三年間の内部成績と大学が要求する英数国の基礎学力及び論述テストに合格した生徒のみ推薦を認めるという制度になっております。

中高間においては、今まで特別なとりきめもないまま今日に至っておりますが、この際しっかりした協定を結んでおいた方がお互いによろしいのではないかと、両校から代表者を選び精力的に話し合いを進めて参りました。高校からは宮本先生を委員長として各教科の代表の先生方、中学校も高野先生を委員長に各教科代表の先生方が参加して、ようやく協定をとりつけることができました。ここに至るまでの御努力に対して、両委員会の先生方に深く感謝を申し上げます。

第5節 原級制度の廃止と推薦に関する申し合わせの締結

げ、この協定の意とする所を体して、益々両校相互の信頼と協調を保っていきたいと考えています。

〔略〕

国見 登「高校との推薦協定の締結」『いしずえ』第43号 立教中学校 1994
(平成6)年3月17日 24頁

〔立教中学校所蔵〕

資料3 立教中学校・立教高等学校の推薦に関する申し合わせ [1993(平成5)年] 立教中学校・立教高等学校の推薦に関する申し合わせ

I. 本文

立教中学校の教育課程修了者の立教高校への推薦及び入学許可については次のように申し合わせる。

1) 立教中学校は当該年度の卒業見込み者のうちで、立教高等学校学則第1条に示す教育を受けるに足ると認められた者を推薦候補者とする。

但し、その人数は立教中学校の学則に定める定員(1学年270名)を越えないものとする。

2) 立教高等学校は推薦候補者に対して面接試験をし、結果を立教中学校に報告する。

3) 立教中学校は面接試験結果の報告を含めて資料とし、総合的に判断して被推薦者を決定する。

4) 立教中学校からの被推薦者は立教高等学校への入学を許可される。

II. 付帯事項

1) この申し合わせは立教中学校学則第20条と立教高等学校学則第10条の運用規定として定めたものであり、両校どちらかが必要とする場合は両校協議の上変更する事ができる。

2) 推薦候補者は立教中学校の全教科について合格し、生活指導上特に問題が無い者とする。

3) 立教中学校は、面接試験の結果のみをもって推薦の可否を判定しない。

4) 推薦候補者が特別な事情で面接試験を受けなかった場合や、被推薦者の推薦取り消しなど、必要なときには中学校と高等学校との間で特別協議を行う。

5) 推薦制度の円滑な運営と教育の質的な向上のために、検討委員会を常置する。

6) この申し合わせは、1994年4月、立教中学校入学の第1学年から実施する。

1993年11月15日(月)

第3章 立教中学校

立教中学校 校長 国見 登 ㊟

立教高等学校 校長 槇 忠志 ㊟

「立教中学校・立教高等学校の推薦に関する申し合わせ」1993（平成5）年11月
15日

〔立教中学校所蔵〕

資料4 〔学校行事の改革〕[1991（平成3）年]

学校行事の大幅な変更

学力強化のための特別の期間を設けよう。そのために、文化祭の期日を早くして…… という昨年度の教職員研修会の決定に従って、今年度（平成二年度）は学校行事が大幅に変更された。

○まず、例年一二月二・三日に催していた「文化祭」を「すずかけ展」と改称して一〇月九・一〇の二日に実施する。

○そうすると、その準備で中期早々に多忙となるから、これ迄九月下旬に実施していた生徒会行事の「体育祭」を四月末の連休に接する時期に移す。

○「すずかけ展」終了後、中期末までの間、特に三年生を勉強に打ち込ませるために一六日間に及ぶ「学力強化期間」を設けて放課後第七時限をこれにあてる。

○そのために、「マラソン大会」は廃止する。

この変更の結果、今年度の前期は物凄くいそがしくなった。四月二七日に体育祭を実施するには、前年度のうちから準備を始めなければならなかったし、五月下旬にキャンプや校外学習。終って十日後に「各科テスト」から格上げされた「中間テスト」その一箇月後に「総合テスト」。そして、夏休み前に「すずかけ展」の事は総て決めて、プログラムの原稿締切り。どうしてこれが切り抜かれたのか？ と振り返って感心する程だった。

『いしずえ』第40号 立教中学校 1991（平成3）年3月17日 167頁

〔立教中学校所蔵〕

第6節 国際化

1970年代に入ると、立教中学校では国際交流の重要性が認識され始め、まだ海外旅行が一般的ではない中、1975（昭和50）年から3年生有志がアメリカ・カナダの少年少女とともに生活する海外キャンプが始まった。そして1980年代に日本の国際化が本格化すると、海外帰国児童の受け入れを行うようになった。またア

ジアへも目を向け、フィリピンの聖公会系学校と交流プログラムを開始した。1993（平成5）年からはアメリカの聖公会系学校とも相互交換短期留学を実施している。（安達宏昭）

（1）海外キャンプから短期留学まで

資料1 アメリカ・カナダキャンプ [1990（平成2）年]

アメリカ・カナダキャンプ

その目的と企画

立教中学校では宗教キャンプ、ボーイスカウトのキャンプと一九五〇年代から先生達は経験を積んできました。また、一九六〇年代には軽井沢のキャンプ場も完成。本格的な充実したキャンプを運営することが出来るようになりました。折しも海外渡航が容易になり、先生達の中にも海外旅行の経験者が増えてきました。この際、キャンプ先進国である北米のキャンプ地へ生徒を連れて行きたい。現地の少年達との合同のキャンプ生活を通して、英語や外国人との接し方を学ばせたいという意識が高まってきたのでした。それと共にキャンプのあり方や指導技術を学びたいという先生達の希望もありました。第一回のキャンプは一九七五年八月、カナダBC州オカナガン湖畔、カナダ聖公会クートネイ教区のキャンプ場で行われました。当時はまだ寝袋を持参してのキャンプにも慣れていず、習慣の違いにも戸惑いを覚えました。が、献身的にキャンプ運営に奉仕してくれる教会のボランティアの人達の姿に感動したものでした。日本紹介のジャパンデーを企画したり、ホームステイを経験したり、時差ボケ克服のためキャンプ前に強行軍の観光旅行を実施したりなどその後のアメリカ・カナダキャンプの原形もこの第一回のキャンプで生み出されたものです。

一九八二年からはバンクーバー、ニューウエストミンスター教区のキャンプアータバノ。シアトル、オリンピア教区のキャンプヒューストン。サンディエゴ教区のキャンプスティーヴンズと三ヶ所のキャンプ場を三年間で交互に訪ねることになりました。それぞれが特色あるキャンプを行っており、先生達も積極的にスタッフに加わってキャンプの運営に参加してきました。また、キャンプも回を重ねるにつれて、立中生達の真面目な生活態度や真剣にキャンプのプログラムに取り組む姿勢が他の参加者達に良い影響を与え、私達の参加がますます期待されるようになってきました。異文化を持った子供達の素晴らしい出会いということで地元新聞やテレビにも大きく取り上げられるようになったこともこのキャンプの大きな成果ではないでしょうか。

第3章 立教中学校

また、私達がこのキャンプから受けた賜物は貴重なものでした。キリスト教の信仰から生まれてくる豊かな隣人愛。遠い異郷の地から訪れた私達を温かく受け止めてくれる心の広さ。私達は多くのことを学んできました。 (北林 康)

アメリカキャンプ日程

(一九八九年度)

夢をのせて、私達のアメリカキャンプへの旅は、選科や七月の事前合宿ですすでに始まっていた。そして、七月末のチャペルでの結団式のあと、

八月一日、豪雨の中、空路ロサンゼルスへ。同日、ロス市内観光。ファーマーズマーケットで各自英語を使って昼食。

八月二日、朝食後、空路ラスベガスへ。着後、炎天下の中、バスにてフーバードダムからフラッグスタッフへ。

八月三日、終日グランドキャニオン観光。あまりにも広大な自然に、全員息をのむ。

八月四日、フラッグスタッフからラスベガスを経て、サンディエゴへ。

八月五日、午前中市内班別行動ののち、三時三〇分、ついにキャンブイン。六日(日)よりアメリカのキャンパーとともにグループ活動が始まる。

八月九日、ジャパNDER。御輿入場から組体操、長唄、剣道、騎馬戦、多数の日本文化紹介コーナーを経て、盆踊りのフィナーレに至る企画。紹介スピーチを生徒が分担して行ったこととあわせて、アメリカ人に強い感動を与えた。

八月十二日、キャンプアウト。市内セントポール教会へ。ホストファミリーに連れられホームステイへ。

八月十四日、朝集合。ロサンゼルスへ。午後ユニバーサルスタジオで楽しむ。

八月十五日、ロサンゼルスより空路サンフランシスコを経て成田へ。

八月十六日、全員無事に帰国。心に大きなおみやげを持って、感謝のうちに成田で解散をした。 (中島 博)

「アメリカ・カナダキャンプ」『いしずえ』第39号 立教中学校 1990(平成2)年3月17日 8~9頁

[立教中学校所蔵]

資料2 [フィリピン・トリニティカレッジとの交流] [1990(平成2)年]

フィリピンキャンプ

その目的と企画

恐らく、日本国内の中学校でフィリピンの学校と交流プログラムを持っている

学校は本校以外には殆どないでしょう。ビジネスや観光でフィリピンを訪れる日本人は多数に上り、また、日本で働くフィリピン人の数も増加しているのに両国の子供達どうしの交流はありませんでした。残念ながら欧米指向の意識が日本人社会にはまだ根強く存在しています。本校でも一九七五年のカナダキャンプがスタートして以来、北米の子供達との交流は深まり、日本での合同キャンプまで実現させたのに、同じアジアの一員である私達の目はなかなか東南アジア、近隣の諸国に向きませんでした。幾多の反対の声や、民主主義を圧迫している国に何故行くのかと言う中傷を押し切って、一九七四年にバスケットボール部が成功させた韓国親善訪問から十五年経過して、ようやく私達の関心がアジア諸国に集まり始めたのでした。

一九八九年八月、マニラ大都市圏ケソン市にあるトリニティカレッジハイスクールを本校の三名の先生と五名の生徒達が、前年の五月に校長先生と二名の生徒が日本を訪ねてくれた答礼として訪問。ここに本格的な両校の交流プログラムがスタートしました。

数年前からフィリピンと日本との関係を教会の側から深い関心を持って研究してこられた横内先生は次の様に発言されています。「トリニティカレッジハイスクールはスラムの人々を援助している。その様子を生徒達と見学した。どんな事情があるにせよ、人間としての最低限の生活保証すら得られないこれらの人達と接した時、政治や経済、国益とかを越えた怒りに似た感情が湧いてくる。生徒達もきっと同じ思いであったろう。」また、一九四一年の日本のフィリピン侵攻に触れて「時は流れても不幸な戦争の歴史を抜きにしては決して友好親善はあり得ないと思う。すでに隣国である韓国へ二回生徒を交流のために送った経験を持つ本校が、アジアの文化、歴史、生活を正しく理解し少しずつでも交流の輪を広げていくことがキリスト教主義学校『立教』の存在価値を高めることにもなるし、人種を越えた人権尊重の心を持つ働き人を育成することにもなると思う。」と述べられています。私達がフィリピンの聖公会の人々や学校と交流を持とうと考えた意図もここにあります。 (北林 康)

フィリピンキャンプ日程

(一九八九年度)

八月二日(水) 前六時半 京成上野駅集合

前十時、JAL七四一便にて成田発。

後一時、マニラ国際空港到着。

第3章 立教中学校

トリニティー高校着後、オリエンテーション、歓迎夕食会

三日（木）前七時、中学校の朝礼に参加。

終日、学校の授業に出席。夜、ホームステイの家庭へ。

四日（金）前九時、ボーイ・ガールスカウト八〇名と共に、マウント、マッキンリー公園に、キャンプに出発

五日（土）終日キャンプ。マッド・スプリングスまで遠足。キャンプファイヤー

六日（日）午前キャンプ。午後マニラへ

七日（月）前七時、小学校の朝礼参加後、中学校の授業に出席。午後就学前児童のクラス、大人の為の夜学の見学

八日（火）前七時、中学校礼拝に参加。スラムを訪問。そこでのトリニティーの働きを見学。昼食後中学の授業に。夜、バスケットボール試合見学

九日（水）聖ルカ病院・大聖堂見学。午前中、大学、午後、中高生主催の比日文化交流の会。歌、踊り、歴史の紹介。

十日（木）終日観光。マラカニアン宮殿、イントラムロス等 夜、お別れ、感謝の夕食会。

十一日（金）学校で、お別れをした後、マニラ国際空港へ。午後三時JAL七四二便にて、成田へ出発、午後八時成田着解散。以上。

（尚、出発に先立ち、七月一〇 - 一二日校内で準備合宿を行いました）

（宮嶋 真）

「フィリピンキャンプ」『いしずえ』第39号 立教中学校 1990（平成2）年3月17日 12～13頁

〔立教中学校所蔵〕

資料3 〔Christ Church Episcopal School との交流〕〔1993（平成5）年〕

CCESとの交流

—短期留学生交換プログラムについて—

北林 康

米国南部サウスカロライナ州グリーンビル市にあるクライスト・チャーチ・エピスコパル・スクール(Christ Church Episcopal School)との短期留学生交換プログラムが、この一九九三年の春休みに、立教中学校側から三名の二年生を派遣することで始められた。同校はCCESと略称され、米国聖公会系の男女共学の私立校である。ダウンタウンに広大な境内地を有しているクライスト・チャーチを母体として、一九五九年に創立された同校は、当初からその地域の有力な大学進

学校として名を馳せ、また、スポーツを通して生徒を鍛えることにも熱心であった。

一九九一年の秋、同じくサウスカロライナ州のクレムソン大学で日本語と日本文学を教えられている岸本俊子先生（旧姓光森、立教大学一九六七年卒業）が、クライスト・チャーチ・エピスコパル・スクール校長ラムリル氏からの、本校との短期留学生交換を通しての交流を求める書簡を携えて、国見校長を訪ねて来られた。岸本先生は同校のアジア系生徒のカウンセラーとしても働いておられる。

ラムリル校長は、中学生どうしの相互の学校訪問や留学体験を通して、日米両国の真の姿を、お互いに理解し合える関係を築き上げたいものと大変意欲的であった。

一方、国見校長も、予てから、トリニティ・カレッジ・ハイスクール（フィリピン・ケソン市）以外にも交流の輪を広げたいと考えておられたので、この申し出を快諾。職員会議の賛同も得られ、一年余の準備期間を経て、この度の両校の交流が実現した。

毎年、春休みには本校から二名の生徒を送り、五月のキャンプ・校外学習期間にかけて、先方からの生徒を受け入れることになっている。航空運賃とキャンプ・校外学習参加費などは双方で負担、ホームステイを原則として、互いに経済的な重荷を負わないことにしている。ラムリル校長は一ヶ月程の長期の滞在を考えておられたが、中学生には二週間位が適切ではないかということになった。

今回は特例として田村和大君、西川毅彦君、市川友章君の三名を本校から派遣。CCESからは、それぞれのホストファミリーでもあったセイヤー・グランパン先生（外国からの生徒に英語を教えている）、マーク・カニングハム君、フランス・ガリバン君の三名が来校した。

両校の訪問・滞在日誌から、今回の交流プログラムの様子を探ってみる。

立中生のCCES滞在日誌

三月二〇日（土）成田空港午前一一時集合。一二時一〇分発日本航空〇一〇便でシカゴへ。デルタ航空に乗り換え、アトランタ経由でグリーンビルへ向う。

三月二〇日（土）グリーンビル空港に午後二時三〇分到着。ウォーター中学部長、グランパン先生、ホストファミリーの熱烈歓迎。

三月二一日（日）クライスト・チャーチの日曜礼拝に出席。夜は歓迎パーティー。

三月二二日（月）毎月曜日の朝に開かれる全校集会で紹介される。七年生（中学一年）から一二年生（高校三年）まで七二〇名。高校生は授業時間に合わせて登

第3章 立教中学校

校するので、本日の出席は四〇〇名位。英語での挨拶を求められずホッとすが、準備をしてきていたので市川君などは残念がる。C C E Sでの学校生活スタート。ホームルームが無いので毎授業時間、各教科の先生の教室へ移動する。

三月二三日（火）午前中、学校生活。八年生のピザランチ（週一回、曜日を決めて、各学年毎に生徒ホールでまとまって昼食をとる。）午後、クレムソン大学に岸本先生を訪ねる。西川君は風邪で休養。

三月二四日（水）終日、学校生活。西川君欠席。

三月二五日（木）登校後、直ちに学級集会へ。玄関ホール、集会室、体育館など適当な場所に学級毎に集合する。終日、学校生活。

三月二六日（金）終日、学校生活。ホストファミリーとの生活も順調。

三月二七日（土）学校の専用ワゴン車でグレート・スモーキー・マウンテン国立公園へ一泊旅行へ。

三月二八日（日）チャタヌーガ河でゴムボートの川下りを楽しむ。

三月二九日（月）終日、学校生活。大学進学率の高い学校なので、高校生は勉強が忙しそうである。また、スポーツも盛んで年間で三〇位のスポーツチームが活躍。田村君は陸上部、西川君、市川君は野球部の練習に参加。

三月三〇日（火）午前中、学校生活。午後、ファーマン大学見学。

三月三一日（水）終日、学校生活。グランパイン先生に英語を習う。

四月一日（木）ダウンタウンの校地にある小学校の五年生と一〇〇マイル程離れたところにある州都コロンビアへ社会科見学旅行。

四月二日（金）終日、学校生活。校長のラムリル先生と会談。

四月三日（土）ホストファミリーと過ごす。

四月四日（日）本日より夏時間になる。ホストファミリーに見送られ、午前一時グリーンビル空港からデルタ航空でアトランタへ。午後一時二十分発日本航空〇一九便で帰国。

四月五日（月）午後四時成田着。翌日から新しい学年が始まる。

C C E S生徒の立教中学校訪問日誌

五月一五日（土）デルタ航空〇五一便、午後三時四〇分成田到着で来日。

五月一六日（日）グランパイン先生、田村氏御夫妻と立教チャペルの礼拝に出席。国見校長と会う。午後、マーク君、フランシス君らと一緒に浅草三社祭を見学。

五月一七日（月）初登校。学校生活。マーク君は三年一組、フランシス君は三年二組に所属。西川、市川、田村の三君が世話をしてくれる。午後、グランパイン

先生は鎌倉、江ノ島観光へ。

五月一八日（火）終日、学校生活。英語の得意な帰国生たちと交流。

五月一九日（水）終日、学校生活。生徒会長招待の昼食会。グランパイン先生は、午後、立教女学院訪問。

五月二〇日（木）朝礼で全校に紹介。午前中、学校生活。マーク君はスポーツ好きで、明るく、誰とでも付き合えるが、フランシス君はあまり皆と仲良くなれない。グランパイン先生、英語の授業で教壇に立つ。午後、横内教頭と都内観光。

大江戸博物館見学。マーク、フランシス両君、気分転換のため横内教頭宅に宿泊。五月二一日（金）教頭宅より登校。終日、学校生活。グランパイン先生、英語の授業を手伝ってくれる。

五月二二日（土）終日、休養。グランパイン先生、第一分団と共に軽井沢キャンプに出発。

五月二三日（日）校外学習の準備。終日、ホストファミリーと過す。

五月二四日（月）マーク君、校外学習「飛鳥・奈良コース」に参加。フランシス君、校外学習「秋吉台・広島コース」に参加。それぞれのコースで帰国生の大橋君と鈴木君、三浦君が世話役となって活躍。

五月二六日（水）グランパイン先生、軽井沢から松本へ。横内教頭の弟さんの家に宿泊。松本から清里キャンプに加わる。

五月二八日（金）マーク君、フランシス君、校外学習から帰京。両君とも日本旅館の宿泊、食事には相当戸惑った様子であった。また、フランシス君は集団生活の中での人間関係がうまく作れなかった。グランパイン先生、清里から岸先生の車で田村氏宅へ帰る。

五月二九日（土）終日、ホストファミリーと過ごす。夜、国見校長主催のお別れパーティー。

五月三〇日（日）横内教頭、ホストファミリーの見送りを受けて、成田発午後四時三〇分のデルタ航空〇七八便で帰国。

（国際理解教育委員会委員長）

北林 康「CCESとの交流—短期留学生交換プログラムについて—」『PTA会報』第93号 立教中学校PTA 1993（平成5）年7月13日 33～35頁

〔立教中学校所蔵〕

資料4 〔国際交流の実績一覧〕[1996（平成8）年]

立教中学校と国際交流の実績一覧

第3章 立教中学校

- 1972年 ・立教英国学院訪問とヨーロッパ研修旅行
- 1974年 ・バスケットボール部 第1回韓国親善訪問
- 1975年 ・カナダキャンプ（キャンプ・オエシー）
- 1976年 ・ペンシルバニア教区訪問と北米研修旅行
- 1978年 ・アメリカキャンプ（キャンプ・ステイーヴンズ）
- 1979年 ・カナダキャンプ（キャンプ・オエシー）
・ボーイスカウト 第1回カナダ訪問（キャンプ・バーナード）
- 1980年 ・アメリカキャンプ（キャンプ・ステイーヴンズ）
- 1981年 ・バスケットボール部 第2回韓国親善訪問
・アメリカキャンプ（キャンプ・ステイーヴンズ）
- 1982年 ・カナダキャンプ（キャンプ・アータババン）
・キャンプステイーブンズ一行来日（軽井沢キャンプ）
- 1983年 ・アメリカキャンプ（キャンプ・ステイーヴンズ）
- 1984年 ・アメリカキャンプ（キャンプ・ヒューストン）
- 1985年 ・カナダキャンプ（キャンプ・アータババン）
- 1986年 ・アメリカキャンプ（キャンプ・ステイーヴンズ）
- 1987年 ・アメリカキャンプ（キャンプ・ヒューストン）
・ボーイスカウト 第2回カナダ訪問（キャンプ・バーナード）
- 1988年 ・フィリピン、トリニティカレッジハイスクール一行来日
・カナダキャンプ（キャンプ・オエシーとキャンプ・アータババン）
- 1989年 ・アメリカキャンプ（キャンプ・ステイーヴンズ）
・フィリピンキャンプ（トリニティカレッジハイスクール訪問）
- 1990年 ・アメリカキャンプ（キャンプ・ヒューストン）
・トリニティカレッジハイスクール一行来日
・キャンプ・ステイーヴンズ一行来日（清里キャンプ）
- 1991年 ・カナダキャンプ（キャンプ・アータババン）
・教員4名、トリニティカレッジハイスクール訪問
- 1992年 ・アメリカキャンプ（キャンプ・ステイーヴンズ）
・トリニティカレッジハイスクール一行来日
- 1993年 ・アメリカ、サウスカロライナ州クライストチャーチエписコパルスク
ール（CCES）との相互交換短期留学プログラム開始（CCES短
期留学、CCES一行来日）
・アメリカキャンプ（キャンプ・ヒューストン）

- ・ボーイスカウト フィリピン親善訪問（トリニティカレッジハイスクール訪問）
- 1994年 ・ C C E S短期留学、C C E S教員2名来日。
・カナダキャンプ（キャンプ・アータバン）
・トリニティカレッジハイスクール一行来日
- 1995年 ・ C C E S短期留学、C C E S一行来日
・アメリカキャンプ（キャンプ・スティーヴンズ）
・バスケットボール部 フィリピン親善訪問（トリニティカレッジハイスクール訪問）
- 1996年 ・ C C E S短期留学、C C E S一行来日
・トリニティカレッジハイスクール一行来日
・アメリカキャンプ（キャンプ・ヒューストン）

（国際理解教育委員会資料 1996.10.25）

「立教中学校と国際交流の実績一覧」国際理解教育委員会資料 1996（平成8）年10月25日

〔立教中学校所蔵〕

（2）帰国児童の受け入れ

資料1 〔帰国児童受け入れの開始〕[1987（昭和62）年]

帰国児童の入学に踏み切る

帰国子女教育の必要が叫ばれ出したのは昭和四〇年初頭というから、かなりの歳月が経過している。なにも今更という感もしないではないが、私はかねがね、より視野の広いものの見方や考え方を身につけた彼らの国際的感覚をどう生かし、かつユニークな個性をどう伸ばしていくかが、本校の教育の方向にかなり大きく作用するのではないかと考えていた。

場合によっては、われわれ教師自身の教育観そのものを再検討する破目に追い込まれかねない程に。

つまり、海外での教育は海外でのもの。日本に帰った以上日本の教育をという、いわば「郷に入れば……」式の考え方で割り切ることもある面では必要であろうが、これに固執しては教育本来の成果が期待できないように思う。

「受け入れ態制^(マ)を充実させてからにしては」という時期尚早の声も一部では聞かれたが、キリスト教に基づく教育方針の上からも、あまり片意地張らず既定の立教高校への推薦条件を前提にして公募に踏み切ることにした。

第3章 立教中学校

一言に帰国児童とはいうものの、大別して既に帰国している者、未だに現地に在学している者に二分され、更にこれも日本人学校と現地校に分けられる。大規模な日本人学校ともなれば、日本から送付される教材、資料で、かなり本国に近い過熱気味の受験態勢の渦中にあると聞く。単なる学力考査では現地校不利は明白である。

私たちは海外子女教育財団の意向を尊重し、将来の可能性という点からより国際性を身につけた現地校児童に目を向けるべきだと結論に達した。

十二月一日、二日の願書受付には三十六名の応募があった。その大半はアメリカだったが、ヨーロッパ諸国、中国、台湾、韓国そしてサウジアラビアなど多士済済だった。

五日、六日の知能検査を含めた学力調査、面接、そして判定会で個々のおかれた状況を考慮し、十二名の合格を発表した。

かくして、本校の帰国児童受け入れは今、緒についたに過ぎない。問題はすべてこれからである。

多様性、独自性が尊重される異郷の地に育てば、強く自己を主張する習慣も身につくであろうし、それが学級づくりには影響する筈である。日本の文化や社会の特質を、彼の地と対比しながら複眼的にとらえる事も可能だろう。その意味で「彼らに日本を教える」のではなくて、むしろ「彼らから日本を学ぶ」という姿勢こそ、今後の本校の教育の方向性として強く推進されるべきだと思う。

帰国児童もただ単に外国語が堪能であるというメリットに寄りかかっているべきではない。日本と外国との言語や文化の違いを身をもって味わい、かつ、そのギャップに悩みながらも深く考え、日本人が日本人であることを止めず、外国文化・日本文化を共にきちんと理解しようとするバランス感覚のとれた人間に育ててほしいと願っている。

(保田 孝)

保田 孝「帰国児童の入学に踏み切る」『いしづえ』第36号 立教中学校 1987
(昭和62)年3月18日 156頁

[立教中学校所蔵]

資料2 帰国児童入試 国(地域)別受験者数一覧(1987~96年度)[1996(平成8)年]

帰国児童入試 国(地域)別受験者数一覧(1987~96年度)

国(地域)名	人数	国(地域)名	人数
--------	----	--------	----

第6節 国際化

1. アメリカ合衆国	320	31. アイルランド	1
2. イギリス	70	32. アラブ首長国連邦	1
3. タイ	28	33. アルゼンチン	1
4. オーストラリア	27	34. イラン	1
5. 香港	26	35. オーストリア	1
6. ドイツ	23	36. オマーン	1
7. 中華民国	22	37. ギリシア	1
8. インドネシア	17	38. クェート	1
9. カナダ	17	39. ケニア	1
10. 中華人民共和国	15	40. コロンビア	1
11. フランス	15	41. スウェーデン	1
12. 大韓民国	13	42. タンザニア	1
13. シンガポール	12	43. チリ	1
14. スイス	11	44. トルコ	1
15. マレーシア	10	45. ニュージーランド	1
16. エジプト	7	46. ノルウェー	1
17. オランダ	6	47. パナマ	1
18. ブラジル	6	48. パラグアイ	1
19. メキシコ	6	49. ハンガリー	1
20. スペイン	5	50. プエルトリコ	1
21. 南アフリカ	5	51. ペルー	1
22. ベネズエラ	4	52. ポルトガル	1
23. ベルギー	4	53. ミャンマー	1
24. ロシア	3	54. ルーマニア	1
25. アルジェリア	2		
26. イタリア	2		
27. サウジアラビア	2		
28. バーレーン	2		
29. フィリピン	2		
30. ルクセンブルク	2		

「帰国児童入試 国（地域）別受験者数一覧（1987～96年度）」国際理解教育委員会資料 1996（平成8）年10月25日

〔立教中学校所蔵〕

資料3〔帰国生徒の卒業後の感想〕〔1992（平成4）年〕

個性を伸ばす

現 立教高等学校三年

加藤高広

私は、カナダでの三年半の生活の後、立教中学が初めての試みで受け入れた十二人の帰国生徒の内の一入として入学した。

立教中学校の授業で一番良いと思った事は、他校とは違い英語の時間が非常に多いという事だった。又、アメリカやカナダから来られた数人の先生に英会話の授業をしていただき、大変楽しい雰囲気の中で英語を学べた事を覚えている。このような環境により、帰国生徒も普通の生徒も、教科書を勉強するような英語力のみならず、会話などをとり混ぜた総合的な英語力が養われたと思う。

中学二年の時、フィリピンのトリニティ・カレッジから、二人の交換留学生が来ることになった。その時先生はまず私に声をかけてくれ、彼らは私の家に何日か滞在することになった。初め私は戸惑いを感じた。しかし彼らの国際的視野に基づく物の考え方に直接触れると、戸惑いも吹き飛んでしまった。

中学で行われているアメリカキャンプは参加者希望が多く、毎年決まって抽選となる。しかし私を含む四人の帰国生徒は、先生方の推薦で参加できる事になった。これは先生方が、いかに帰国生徒に期待を寄せているかの現れではないだろうか。私は、この期待に応えるべく、キャンプの時には班長となり、通訳となり奮闘した。その結果、アメリカの中高生との交流も深まり、自分にとっても大変充実したキャンプとなった。

中学では、このような国際性を養う経験をさせてもらった。又、私はカナダで生活して、一部ではあるがあの国の良い面や悪い面を見ることができた。カナダと日本を比較することにより、日本を再認識もした。この事や立教中学での経験は、私にとって非常に貴重であった。しかし国際性を理解する上でまだまだ色々な事を学びたいと思う。これからは、北米だけでなく、その他の国々の事も見て、深く理解していきたい。

帰国生徒は、全体的に個性的な生徒が多く、やる気にあふれている者ばかりである。私の友人の何人かは、卒業して単独でアメリカなどに留学し、力を試している。あるいは日本に留まり、勉強にスポーツに秀でて頑張っている者もいる。帰国子女の受け入れという制度は、可能性の有る生徒を限りなく伸ばすものだと思う。立教中学にはこの制度を是非、続けていただきたいと思う。

『CHAPEL NEWS』第410号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1992（平成4）年10月25

日 14頁

〔立教大学チャプレン室事務課所蔵〕

第4章 立教高等学校

1945（昭和20）年8月、第二次大戦の終結とともに、戦後の教育改革が推し進められた。新制立教高等学校は、キリスト教の信仰を根幹とする立教学院の建学の精神に基づき、1948（昭和23）年4月、豊島区池袋の旧制立教中学校より分離し、同一校舎内に開校された。そのため、中学と高校が同居した関係上、開校当初はかなり混乱が生じた。

池袋における12年の歳月の後、教育環境のより優れた埼玉県新座（通称志木）に移転したのが1960（昭和35）年4月であった。広大な敷地に、全国各地より青少年を集め、建学の精神に基づき、それぞれに学問を授け、人格を陶冶し“神と国とのために”献身する有為な社会の形成者を育成する学校として、現在に至っている。（鈴木武次・清水靖夫）

第1節 池袋時代

池袋時代の立教高等学校は、学校長佐々木順三、主事佐々木喜市、教頭縣康、チャブレン竹田鉄三、事務長大沢竜を中心に、専任教員、中学からの兼任、大学からの講師、そして米人教師2名、在籍生徒550名をもって発足した。

旧立教中学校の伝統が継承され、活発な学友会活動が展開され、学業と学友会活動の両立が図られた。優秀な学生が多く、優れた研究業績や優秀なスポーツ選手が各種大会で好成績をあげた。（鈴木武次・清水靖夫）

（1）新制立教高等学校の創設

資料1 〔新制高等学校の承認〕〔1947（昭和22）年〕

一．議事

〔略〕

次に佐々木総長より

〔略〕

六．新学制に伴ひ、来年四月より新制高等学校を新設する事を提案、満場異議なくこれを承認決定する。

〔略〕

第4章 立教高等学校

〔財団法人立教学院第百参回理事会記録〕1947（昭和22）年11月27日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 新制高等学校基礎調査表〔1948（昭和23）年〕

新制高等学校基礎調査表 東京私立中等学校協会

第九支部	学校名	新 旧	立教中学校 立教中学校	所在地	東京都豊島区池袋三ノ一二七二 電話大塚（86）〇四〇五番
------	-----	--------	----------------	-----	---------------------------------

（1）学級数及生徒数（一月十日現在）括弧内には委託生徒数を記入のこと

学年	一年	二年	三年	四年	五年	専攻科	合 計			
組数	四	五	四	三	三		男	女	計	総計
生徒数	男 250 ()	321	270	220	164		1 2 2 5 ()	()	()	1 2 2 5 名
	女 ()									
計	250 ()	321	270	220	164		()	()	()	

（2）教職員数（一月十日現在）

	教員(校長を含む)			事 務 員			備 人			合 計
	専	兼	計	専	兼	計	専	兼	計	
男	27	5	32	5		5	4		4	41
女		1	1	3		3	1		1	5
計	27	6	33	8		8	5		5	46

（3）新制高等学校種別（設置予定の科は下を書いてある数字を○で包むこと）

全日制○昼間 ① 夜間 2 定時制 3

普通科 ④

実業科 農業科 5 商業科 6 水産科 7 工業科 8 家庭科 9

(4) 新制高等学校生徒数

	昭和二十三年度進学予定数						将来の収容数					
	高等学校			専攻(別)科			高等学校			専攻(別)科		
学年	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
学級数	4	3	2	/	/	/	4	4	4	/	/	/
生徒数	250	200	100	/	/	/	160	160	160	/	/	/
計	学級数9 生徒数550						学級12生徒数480					

(5) 設備(遠隔地とは日帰りで往復し得ない場所)

		現在設備		将来の設備	
校地	所有地	二六五八坪	(内遠隔地)坪	坪	(内遠隔地)坪
	借用地	坪	(")坪	坪	(")坪
運動場(実際に運動場や作業の出来る場所)		二〇五七坪	(")坪	坪	(")坪
校舎(床面積)		六一六坪(延坪一三九〇坪)		上記の運動場及特別教室等は中学校と併用す	

〔新制高等学校基礎調査表〕1948(昭和23)年1月

〔立教高等学校所蔵〕

資料3 〔高等学校設置認可〕[1948(昭和23)年]

教高収第二五〇号

立教中学校設置者

財団法人 立教大学^{〔ママ〕}

昭和二十三年二月二十日附申請立教高等学校設置の件はこれを認可する。

昭和二十三年三月十日

東京都知事 安井誠一郎 印

《別紙》

教高収第二五〇号

昭和二十三年三月十日

東京都教育局長 宇佐美 毅 印

立教高等学校設置者殿

高等学校設置認可について

標記の件については本日別途指令されたところであるが、右は昭和二十三年一月文部省令第一号高等学校設置基準第三十二条の規定により五年以内に同第三十一条の規定する施設を備へることを条件として、特に詮議されたものである。

については今後内容の改善充実につき万全の努力をなし、差当りこの際施設改善の計画書を提出し毎学年度の終りにこれが実現の程度を報告されたい。

〔立教高等学校設置認可書〕1948（昭和23）年3月10日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料4 佐々木喜市「新制高校の発足に際して」〔1948（昭和23）年〕

新制高校の発足に際して

佐々木喜市

来る四月を期して新制高校が一斉にスタートをきらんとしている。六三の義務制にも今尚困難な問題が幾多残つているようであるから、新制高校の発足にも多少の無理が免れないであろう。といつていつになつたら無理なしに出来るかの見当がつかない限り、やるべきものなら無理の中からでも始めねばなるまい。「飛びこんだ力で飛び蛙かな」であつて、凡べては飛び込む力にかこうわけである。

過渡期の行き方として、旧制中学の三年修了者が新制高校の一年に四年修了者が二年に五年卒業者が三年に入学せしめられるのであるが、苟も新制高校という以上そこには新しい使命がなければならぬ。設置基準の中にも、

高等学校は義務教育に続く教育段階として高等普通教育及び専門教育を施すを目的として国家及び社会の有為な形成者を養成する重要な使命を持つものであるからその教育目的が遺憾なく達成せられるよう

にと示されてある。従つてその任にあたるものは十分に考慮して創意工夫、その趣旨にそい、教育の実をあげて教養を昂揚させ、一日も早くこの醜い社会を潔い美しいものにせねばならないのである。

今年は高専最後の生徒募集というので、どの高校も真に空前絶後の応募者で入学の門は極めて狭いようである。これから観ても高校が今尚いかに青年学徒のあこがれの的であるかわかり、高校の存在意義がいかに深いものであるかわかる。由来高校生は人格の完成を期し、読まざるを得ざるが為に読み耽り、語らざるを得ざるが為に語りあかし、思はざるを得ざるが為に思いつくしてはキ

リストにはしり、釈尊にひざまづいた。かゝるところから或は大儒の如き生活に或は修道者の如き生活に入つたのであつて、かの亜流の奇を好み新を銜うが如きものと共に論ぜられるべきでないことは、恰かも今は頭髪を前に後に右に左に撫で分けて居る学生が学生の真相でないのと同じい。このひたむきに真理を探り道を求めんとする生活の間にいかに深きものが、いかに高きものが、そしていかに聖きものが生れて来たことであろう。私は曾て一高在任中幾度かこれらのことを如実に体験した。勿論一高は全寮制によるからでもであろうが、寮総代会に於て寮又は学校に関する重要な議案が審議せられる際の如き、日常いかに親しい友達であつても寮の為め学校の為めにはその非をあげて憚るところなく而かもそれによつて益々心の親しみを増すのである。一かどの理智に目覚めたものがその理智をたのむことなく謙虚に友と語り合い師を敬い慕うて教をうける専ら捨我精進帰依随順の生活をなすのである。これこそ自ら治めて自ら治まる自治の真髓であつて、高潔な風格が養われ、輝しい伝統が興る所以である。そしてこれはこれ正にいつの時代に於ても変ることのない又忘れられてならないものと信ずる。私は古い伝統のある高校が新制高校として残存し広くその範を垂れんことを堅むと共に、新しく出来る高校も少くともこの一面をとり入れられんことをこいねがうものである。

新制立教高等学校は立教学院の建学の精神であるキリスト教の信仰に基づき学校教育法に拠るものであつて、これまで長い間世話して来られた中学の先生方の外に立教大学並に立教理科専門の教授方が参加せられるのであるから、何かそこ〔に〕新しい特質があるはずである。狭い門に押し寄せて行くのも青年心理の一面でもあろうが、静にこの新しい門に入つて力強く伸びて行かんことも亦決して意義なしとはしないであらう。教育は断じて時勢に支配せられてはならぬ。教育は絶対に時代より出で、時代を抜き、時勢を興し、時代を作るべきものでなければならぬ。

『立教新聞』第2号 立教中学校内立教新聞編集室 1948（昭和23）年3月15日
4面 〔立教高等学校所蔵〕

資料5 「新教育体形施行さる」[1948（昭和23）年]

高校主事 佐々木喜市 就任
中学主事 花房 正雄
新教育体形施行さる

今年四月から立教学院にも新学制が行われる事になり、小学校から大学に至る一

第4章 立教高等学校

貫した基督教に基づいた教育がほどあ^(ママ)される事となつた。敷地も拡張され、立教小学校も学院の西端に新築され、文字通り基督教学園が遠からず完成する訳である。小学校校舎落成迄は中学校校友会館がその目的に使用される校舎の関係から、多数の募集は望めず、本年度は八十名の児童達が学園内に可愛い姿を見せる事となる。行く行くはこの立教小学校に入学した者はずつと中学、高校を通じて大学へ進学出来ると云ふ。新教育体形^(ママ)に依る立教高等学校主事には、現大学教授本校講師の佐々木喜市先生が就任され、新制立教中学校主事には現当校主事花房正雄先生が、高校・中学・小学校の校長には、学園総長佐々木順三先生がその任にあたられ、夫々の連絡を密にして堂々たる基督教に基づく学園が完成される。

『立教新聞』第2号 立教中学校内立教新聞編集室 1948(昭和23)年3月15日
1面 [立教高等学校所蔵]

資料6 [1948年度各学年別履修科目及び単位数] [1948(昭和23)年]

教科目	第一学年	第二学年	第三学年
国語漢文	四	四	四
社会	四	一	二
体育	二	二	二
歴史	／	三	三
地理	／	三	二
教養	一	一	二
数学	五	五	五
理科	八	四	三
図画	一	／	／
工作	一	／	／
第一外国語	六	六	六
第二外国語	／	三	三
計	三二	三二	三二

「立教高等学校学則」1948(昭和23)年
[立教高等学校所蔵]

(2) 新制立教高等学校の発足

資料1 〔入学式・始業式〕〔1948（昭和23）年〕

四月七日（水）

〔略〕

一、入学式に関する役員式次第を決定す

式・次第

一、聖歌 三六〇番

一、聖書朗読 縣 先生

一、校長式辞

一、宣誓 生徒代表 久保田正光

一、祈禱 竹田神父

一、聖歌 一五三番

役員

式場係

斎藤達夫、浅越敏彦、柴田甚太郎、当麻成志

接待係

村井達三、深沢富夫、高杉信雄、高橋広

則武明之

生徒係

藤野篤

一、始業式次第を次の通りとする

1、礼拝

2、主事訓辞

3、教頭生徒部長挨拶

4、教務部長 挨拶

5、賞状並賞品授与（中学校側）

〔注〕入学式・始業式の準備打合わせは4月7日、入学式は4月10日（土）、始業式は4月12日（月）である。

〔教務日誌〕

〔立教高等学校所蔵〕

資料2 〔職員会規程〕〔1950（昭和25）年〕

職員会規定

立教高等学校

第一条 職員会は専任教員及事務長を以て構成する。

第4章 立教高等学校

但第五条第一項（一）及（二）に関する場合は一般教員も参加する。

第二条 校長は職員会を召集し、其の議長となる。

但校長は主事をして之を代行させることがある。

第三条 本会議は専任教職員たる構成員の三分の二以上の出席を以て成立する。

第四条 議事は出席者の過半数を以て決する。可否同数の時は議長の決する処による。

但第六条 第七条に関し、決議を必要とする場合は出席者の三分の二以上の多数決による。

第五条 左の事項は職員会の議決を経る事を要する。

（一）生徒の卒業、進級及考査に関する件

（二）生徒の賞罰に関する件

（三）生徒の入学、退学及休学に関する件

（四）学科課程に関する件

（五）学友会に関する件

（六）学院理事長の諮問に関する件

（七）学院^{〔ママ〕}就業規定に関し必要となる件

第六条 専任教職員を免職しやうとする時は校長は職員会の意見を聞くものとする。

第七条 職員会は主事の任命に際し理事長に対し具申すべき事項を決議する。

第八条 議長は構成員の三分の一以上の要求ある時は本会議を招集するものとする。

第九条 本会議の議事は之を記録し保存する。

第十条 本規定の改廃は、本会議の議決を経ることを要する。

第十一条 本会議の決議は校長の承認を経て実施される。

附則 本規定は昭和二十五年四月一日より実施する。

諒解事項（一）新に教員を任命しようとする時は、校長は職員会又は当該学科主任と相談の上決するものとする。

（二）第六条に所謂専任教職員とは第一条第一項の構成員を意味する。

「職員会規定」1950（昭和25）年4月

〔立教高等学校所蔵〕

資料3 校長人事

資料3-1 「高校人事決定す 高校主事縣先生が就任 教頭に小木先生」

[1953 (昭和28) 年]

高校人事決定す

高校主事縣先生が就任

教頭に小木先生

[略]

昨年三月停年に達せられたため、高校主事佐々木喜市先生は学校側の熱心な引留を辞退されて本校を退職され、当時新設された京都池の坊短期大学学長に就任された。昨年一ヵ年間主事をなさつておられ、主事代理として教頭の縣先生がその職を担当されていたが、今学年から佐々木主事は正式に本校を退かれた為、縣先生が二代主事の任に着かれた。縣先生の主事就任にともない、空席となつた教頭には教務主任小木先生が兼ねられることに決定した。

なお佐々木先生は池ノ坊短大学長を本年三月をもつてその職を退かれ、立教大学教授として本学院に帰えられた。

『立教新聞』第36号 立教高等学校立教新聞編集室 1953 (昭和28) 年4月30日
1面 [立教高等学校所蔵]

資料3-2 [専任校長制について] [1958 (昭和33) 年]

議事

[略]

三. 専任校長制について

松下理事より

さきに院長に選任せられました際、前任者通り高・中・小学校の校長を兼務して来たが兼務でない方が良いと考えるようになり、寄附行為準備委員会の意向も聞いたが同意を得られたので寄附行為改正を待たず、現行制度の下に専任制をとつて欲しい。現在検討中の寄附行為改正の際でもよいのではないかという意見もあつたが、現在大学総長として又院長としての仕事が多くいくらかでも精神的負担から解放していただきたく各学校長の兼任を解いて下さることを申出ます、と高等学校長、中学校長及び小学校長兼務の解任を求め、後任については現各校主事が最も適任者であり、就任の内意を得ているので、現主事を夫々校長に推せんすとの発言あり。

種々協議の結果

(イ) 任期は現行寄附行為の施行中とすること

(ロ) 教頭、教務部長、教務主任、事務長等の重要人事については院長と緊密

第4章 立教高等学校

な連絡をとつて行うこと。

(ハ) 各校の入学判定会には院長の出席を求めること。

以上の点を諒解の上で、現高等学校主事縣 康氏の高等学校長就任現中学校主事花房正雄氏の中学校々長就任及び現小学校主事有賀千代吉氏の小学校々長就任を夫々可決決定した。

[略]

〔立教学院第四十九回理事会記録〕1958（昭和33）年3月26日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料3-3 「所感 新校長 縣 康」[1958（昭和33）年]

所感 新校長 縣 康

私は毎日学生に囲まれて居る事に無限の喜びと此上なく大きな使命を感じて居る。凡そ人は此の世にある限り何らかの生産に従事し何らかの価値を作り出す事に於てその存在の理由があると考えられる。直接実業に従事し農産物を培い石炭を発掘し、鉄を鍛え等々の目に見える生活ばかりでなく直接目には見えず或はその結果が短い時間の中ではあらわれて来ないような仕事でも社会に何らかのより良い物を附加して行くならば新しい価値は即ち作り出されつつあると言えるのである。教育も亦其の一つである。然しながら私たちの一切の働らきは其の勝手気ままな或は自分の力で行つて居るものではない。人間の力は限りがあり、又人間そのものは不完全なもの謂わば罪の子である。例えば政治家など「乃公出でずんば蒼生を如何せん」など気負い出つて仕事をするのであるが数年を出でないでそれが国家社会の為に福となるようなことが少なくないのである。私たちの凡ての仕事は神の聖旨に従つて成されなければならない。エホバ立て給うに非ずは働く者の勤労は空しいのである。バラロがコリント前書に「我は植えアポロは水灌げり、されど育て給うは神なり」と記して居る通りである。パウロに此の謙遜な気持が有つたればこそ彼は弱い肉体の中に無類の強さを持つて居たのであり、彼の短い生涯の働らきが今に列つて尚私たちに無限の力を以て迫つてくるのである。

私はあらゆる面に於て無力であるが唯一つ「聖旨のある所に従つて、その言のままに振舞わう」と思うのである。新しい学年に当つて一言私の感懐を申述べる次第である。

『立教新聞』第69号 立教高等学校 1958（昭和33）年4月10日 1面

〔立教高等学校所蔵〕

資料4 立教高等学校父母と先生の会々則 [1952 (昭和27) 年]

立教高等学校父母と先生の会々則

第一章 総則

第一条 本会は立教高等学校父母と先生の会（立高P・T・A）と称する

第二条 本会は立教高等学校の生徒の父母及び教職員にして本会の主旨に賛同する者を以て会員とする

第三条 本会の事務所を立教高等学校内におく

第二章 目的及び事業

第四条 本会は立教高等学校の建学の精神に則り父母と教職員とが協力して家庭と学校との連絡を密にし会員の教養を高め職能を通じて学校教育の充実振興に寄与すると共に社会文化の向上を図ることを目的とする

第五条 本会は前条の目的を達成するために左の事業を行う

- 一、講演会講習会懇話会研究会等の開催
- 二、生徒の学習環境等の整備充実
- 三、生徒の体育及び文化活動の助長促進
- 四、生徒及び会員の厚生福利の増進
- 五、その他本会の目的達成に必要な事業

第三章 機関

第六条 本会に左の機関を置く

総会、評議員会、学年委員会

尚部会をおくことがある。その細則は別に設ける

第七条 総会は毎年五月会長が召集する。但し会長が必要と認めた場合又は評議員の三分の一以上の要求があつた場合に之を召集する

第八条 総会は左の事項を定める

- 一、本会の事業の大綱
- 二、本会々則の変更
- 三、会長、副会長、会計監査員の承認
- 四、予算の議決、決算の承認
- 五、その他本会の目的達成に必要な事項

第九条 評議員会は随時之を開き左の事項を司る

- 一、総会に提出する議案の作成
- 二、総会の議決事項の運営
- 三、その他臨時緊急を要する事項の議決並に処理

第十条 学年委員会は随時之を開き左の事項を司る

- 一、評議員会に提出する議案の作成
- 二、評議員会の議決事項の運営
- 三、当該学年に於ける諸問題の研究並に処理、但し処理事項は評議員会に報告して承

第4章 立教高等学校

認を得ることを要する

第十一条 評議員会の議長は会長又は会長の指令を受けた者が之に当り学年委員会の議長は学年委員長が之に当る

第四章 役 職 員

第十二条 本会に左の役職員を置く

一、名誉会長一名 二、会長一名 三、副会長二名（父母一名、教職員一名） 四、評議員若干名（父母若干名、教職員若干名）

五、学年委員長各一名

六、学年副委員長各四名（父母三名、教職員一名）

七、学年委員若干名（父母若干名、教職員若干名）

八、会計監査員若干名（父母若干名、教職員若干名）

九、事務員若干名

役員の任期は一ヶ年とする。但重任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする

第十三条 会長は本会を代表し会務を総理する

副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその事務を代行する

評議員は会長の諮問に応じて会務を評議し且つその運営に当る

学年委員長は学年委員会を代表しその会務を掌理する。学年副委員長は学年委員長を補佐し学年委員長事故ある時はその事務を代行する。学年委員は当該学年の諸問題の研究並に処理及び本会の事業の運営に当る。会計監査員は本会の会計を監査する。事務員は本会の事務に従事する

第十四条 名誉会長は学校長之に当り主事之を代行する。教職員の役員は教職員中より選出する。会長副会長は評議員中より互選する。評議員は学級毎に学年委員中より選出する。尚評議員会の議決を経て会長が推薦することもある。学年委員長、学年副委員長は学年毎に学年委員中より選出する。学年委員は学級毎に会員中より選出する。会計監査員は学年毎に会員中より選出する

第五章 会 計

第十五条 会員は会費として生徒一名につき月額金一〇〇円を納付する

第十六条 本会の経費は会費及び諸事業による収益等を以て支弁する

第十七条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

附 則

第十八条 この会則は昭和二十三年十月十六日より実施する

『PTA・後援会 会員名簿 一昭和27年度一』立教高等学校 1952（昭和27）

資料5 立教高等学校後援会規約 [1952 (昭和27) 年]

立教高等学校後援会規約

第一章 総 則

第一条 本会は立教高等学校後援会と称し事務所を立教高等学校内に置く

第二条 本会は父母が協力して立教高等学校の設備の充実を図り教職員及生徒の厚生福祉を増進することを目的とする

第二章 役職員

第三条 本会に左の役員を置く

- 一、理 事 若干名 この中から会長一名、副会長一名を互選する
- 一、評議員 若干名
- 一、会計監査員 二名
- 一、事務員 若干名

第四条 役員の任期は各一ヶ年とする但し重任を妨げない

第五条 会長は本会を代表し会務を総理する

副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその事務を代行する

会計監査員は会計を監査する

理事は本会の事業を推進する

評議員は会長の諮問に応じ本会の事業を促進する

第六条 事務員は会長の命を承けて本会の事務に従事する

第三章 機 関

第七条 本会に次の機関を置く

- 一、総会
- 一、理事会
- 一、評議員会

第八条 総会は次の事項を定める

- 一、本会の事業の大綱
- 一、本会々則の変更
- 一、役員を選任
- 一、予算の議決決算の承認
- 一、その他本会の目的達成に必要な事項

第九条 理事会は次の事項をつかさどる

第4章 立教高等学校

- 一、総会に提出する議案の作成
- 一、総会の議決事項の運営
- 一、その他臨時の緊急を要する事項の決議並に処理

第十条 評議員会は次の事項をつかさどる

- 一、本会の事業の促進

第十一条 総会、理事会及び評議員会は会長之を召集する

第四章 会計

第十二条 本会の経費は会費、有志の寄附金及諸事業による収益等を以て支弁する

第十三条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

附 則

第十四条 本会則は昭和二十三年五月より之を実施す

『PTA・後援会 会員名簿 一昭和27年度一』立教高等学校 1952 (昭和27)
年 4～5頁 [立教高等学校所蔵]

(3) 新校舎の建設と図書館

資料1 「近代的設備の新校舎完成さる」[1956 (昭和31) 年]

近代的設備の新校舎完成さる

理想的教育目指す／学校当局

期待される今後の成果

既報の高校新校舎建設工事は、無事終了、去る五月二十五日落成記念並びに感謝式を行つた。新教室は五月二十八日より、新図書室は六月二十日より使用を始めた。

校舎増築^{〔マ〕}の問題はかねてより、生徒数の増加にともない計画されていたものであつたが、昨年十一月私学振興資金の貸付けが本校に許可されたのを機に、具体化の運びとなり、着工以来七ヶ月目に完成されたものである。新校舎は建坪一一二坪、総延数二八〇、二四五坪の三階鉄筋コンクリート造りの近代的なもので、一、二階に各教室計四教室及び三階図書室、それに職員室、チャプレニー室、応接室を設え、各教室は西、北の二面に黒板をもち、特に湾曲させて黒板の全面が光らないように工夫されている。また、教室後方にはロッカーが整備されるなど、設備の点で最新の技術がかけられていることが注目される。尚、建築一切は清水建設によつてなされた。

新校舎の増築によって、去る四月の新学期より六学級に分けられていた各級が

夫々の教室に落ち着き、かねてよりの理想に近い教育がここに具体化された訳である。

尚、新しい四教室には本年は三年三、四、五、六組が入つた。

また、この高校校舎の増築と平行して、中学校の校舎も増築をされ、それにと
もない従来中学校と共同に使用していた物現化学のための四教室を去る六日より
高校側が専用することになつた。

前記の如く、四月以来休館されていた図書館は去る六月二十日から開館された。
採光、設備の点などで他校に比をみない程の極めて近代的な図書室となり、収容
人数も大幅に増え、多数の生徒諸君の利用に供されることになつた。

『立教新聞』第59号 立教高等学校 1956（昭和31）年7月19日 1面

[立教高等学校所蔵]

資料2 立教中／高等学校図書館概要 [1957（昭和32）年]

立教中／高等学校図書館概要

一、沿 革

本校図書館が産声をあげたのは、昭和二十四年秋であつた。旧制時代の立教中
学校には、現在のP・T・Aにあたる『母の会』があつて、その活動の一部とし
て図書を購入していた。これは教職員用のもので、生徒には開放しなかつた。こ
の外学友会の『図書部』が、読書会などを中心に活躍していたが、戦争に入って
からは名前だけの存在になつてしまった。昭和二十四年漸く学校図書館設置の運
びとなり、『母の会』及び学校の蔵書を一括し、戦後復活した『図書部』の書物
をも加えて、生徒に公開した。

以下、年次を追つて本校図書館の歩みを顧みることにする。

昭和二十四年十一月 独立洋館二階全面（四十坪）を改装、閲覧室一、書庫
一、事務室一を設け、蔵書二千余冊を分類整備し、準接架式により閲覧に供
した。運営は主任一、教諭五、事務員一により、中高共有の図書室として運
用。

昭和二十五年 始めて図書購入予算三十万円をP・T・A会費から支出され、
参考図書を主に購入。館外貸出しを実施。目録はN・C・Rにより、分類・著
者・書名目録を整備。教職員用雑誌回覧の制度を設ける。

昭和二十六年 専任事務員一名を増員。図書部員を解散し、独立図書館とし
て発足。

昭和二十七年 予算を四十万円に増額、新たに学友会から受ける。件名目

第4章 立教高等学校

録を整備、活用する。館外貸出しにブックカード・システムを採用。生徒の図書委員を復活、各組より二名宛選出、弘報活動に協力させる。試験期の開館時間延長を実施。

昭和二十八年 東京都学校図書館協議会・キリスト教教育同盟学校図書館協議会に加盟。

昭和二十九年 分類を日本十進分類表（N・D・C）に準じて再編成する。館名を正式に『立教中・高等学校図書館』と命名する。運営組織を変更し、図書館運営委員会を最高の機関とする。蔵書数約八千冊に達し、収容能力も限界に近づいたので、将来の設備及び備品の拡充を協議。

昭和三十年 予算五十万円に増額。雑音防止のため靴カバーを備える。

昭和三十一年 新校舎増築に伴い、新館三階全面（八十坪）に図書館を建設、六月落成。同月二十二日開館。出納式を基本に、辞書・洋書・雑誌などを接架式とする折衷案をとる。視聴覚教育を実施する。専任事務職員一名を増員（計三名）。第七回全国学校図書館研究大会及び各種研究会に参加、本格的活動を始める。分類再編成を完了する。

昭和三十二年 中学新生生に対し、スライドによる図書館教育を実施。『図書館利用案内』を全校に配布。『ライブラリー・ニュース』（タブロイド四頁）を創刊。

二、運営組織

（1）図書館運営委員会

予算を決定し、全体的運営を図るための最高機関である。中・高校の主事、教頭、館長、関係教諭及び事務長、P・T・A事務担当者によって構成され、一年一回学年度末に開催を定例とし、必要に応じて随時召集する。

（2）図書館員

館長以下、中学教諭四、高校教諭二、司書一、事務員二より成り、直接の運営・業務に携わる。

（3）選書委員

館員の中から選ばれ、毎週一回図書館において選書を行う。蔵書構成の配分を適正にするため、教諭は各教科担当者より選出される。文・理科のいずれにも属さない図書の購入は、図書館側より要請する。

（4）生徒図書委員

中学校の各クラスより二名宛、計三十名で構成し、各種の連絡及び広報活動を受け持つ。

三、施設及び備品

(1) 施設

閲覧室一室（四一．二五坪）	書庫一室（一八坪）
事務室一室（三．七五坪）	資料室一室（二．五坪）
教職員研究室一室（二．二坪）	

(2) 備品

書架

スチール製	七七	木製	七
特殊架	一	雑誌架	一
ファイリング・キャビネット	一	カード・ケース	二
スライド・ケース	一	レコード・ケース	一

机

閲覧室	二五	事務室	三
資料室	三	研究室	一

椅子

閲覧室	七二	事務室	三
資料室（木製）	二	〔資料室〕（スチール製）	一〇
カウンター（スチール製）	二	ソファ	四
黒板兼掲示板	一	衝立	二
傘立	二	額	八
時計	二	電蓄	一式
電話	一	ロッカー	一二
書類整理棚	一	カウンター	一
石炭ストーヴ	二	瓦斯ストーヴ	一
湿度計	二	暗幕	九張
ブラインド	二	幻燈機	一
デイライト・スクリーン	一		

四、図書館活動

(1) 開館時間

午前八時三〇分より午後四時三〇分まで。土曜日は午後一時まで。

定期考査前十日間は午後八時まで延長する。

日曜・祝祭日は休館。夏季休暇中は週一日開館する。

第4章 立教高等学校

(2) 選書

選書委員会は毎週一回行う。選書の対象は、生徒希望、教職員希望、書店よりの見本、図書館員選定、寄贈本などである。

(3) 分類と目録

分類は日本十進分類表(N・D・C)に準じて三位までをとる(四・五・六位をとるものもある)。

図書記号は受入順。

目録は日本目録規則(N・C・R)による。

目録は、著者・書名・件名・分類・書架の各目録を作成。

見出しはローマ字(ヘボン式)を採用。

配列は逐字式ABC順。

書名と件名目録は一緒に組込まれている。

(4) 閲覧方法

閲覧は準接架式システムによる。

一般図書は出納式による。

参考図書は接架式とし自由閲覧に供する。

ブラウジング・コーナーを設けている。

宗教・洋書部門は接架式による。

新刊書は新刊棚に十五日間を限り展示する。

『今日の推薦図書』棚を設置。

館外貸出しは毎日行い、一人一冊として一週間の期限をもって貸出す。

貸出しにはブックカード・システムを採用している。

辞書類・貴重図書は原則として貸出さない。

長期休暇には二乃至三冊宛長期貸出しを行う。

予約貸出し制度を設けている。

(5) 図書館教育

入学時にパンフレット、スライドを利用して図書館教育を行っている。

(6) 読書指導

イ、特定の時間による指導……図書館教育と並行して、入学時に一学級単位としてパンフレット、スライドを用いて行う。

ロ、教科学習における指導……良書を学年別に各教科から選定し、印刷して年一回配布。また各教科においても図書館或は各々の教室で指導している。

ハ、クラブ活動における指導……現在ではクラブの自由意志によっている。

ニ、貸出しにおける指導……読書相談係を置き、またブックカード・システムによる読書の評価も行う。

ホ、読書会による指導……現在方策を協議中である。

ヘ、放送による指導……毎週一回授業開始前新刊書・推薦図書を各教室に流す。

ト、新聞による指導……新刊紹介・書評・感想等を学校新聞に掲載。

チ、読書ノートによる指導……閲覧室に常時用意し、読書記録の習慣をつけさせる。

(7) 視聴覚資料の管理と利用

視聴覚室には閲覧室を共用。現在幻燈機一、再生装置一式、その他レコード・スライド等の資料を保有している。視聴覚資料は随時各教科において利用し、レコード・コンサートは月一回昼休みを利用して開催。また語学の学習としてリングフォンにも使用されている。

(8) 教職員回覧雑誌の管理と運営

教職員のために専用の雑誌を備えて回覧している。種類は希望雑誌をアンケートで取り、適当に配分して決める。

(9) 諸記録の保存

校内の印刷物・新聞・雑誌・アルバムなどを保管している。

(10) 生徒図書委員の指導及び活動

現在は中学生のみにより、図書館と学級との連絡、利用統計作成への協力、調査、推薦図書の案内などを主として活動している。

(11) 弘報活動

イ、新刊案内及び推薦……新刊図書は新刊棚に十五日間展示し、学校新聞、ライブラリー・ニュースなどにも掲載し、弘報に努めている。優良図書の推薦もこれに準じて行う。また歴史的記録・伝記・行事などに関する図書も別置してある。

ロ、放送……スピーカーを通じて毎週一回、新刊案内、行事予定を放送する。

ハ、ライブラリー・ニュース……弘報・宣伝の一役として、隔月（事情により三ヶ月に一回）発行。

ニ、統計・調査……読書・環境・利用の状態を調査し、統計にとって図示し、啓蒙に努める。

五、資料

本図書館の蔵書構成は、学校図書館基準案に必ずしも準拠せず、独自の構成にな

第4章 立教高等学校

っている。

(イ) 図書

分類別	総記	哲学・宗教	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計
和書	1738	518	1199	740	1356	151	75	499	502	2904	9582
洋書	131	12	33	3	170	14	1	2	452	287	1105
配分比	17.3	5.0	11.4	7.0	14.0	1.5	0.7	4.6	9.0	29.5	

総冊数 一〇七八七冊 (生徒一人当り六・二冊)

(ロ) 雑誌……二十六種

(ハ) 視聴覚資料……スライド 九本

レコード 二十六枚

(ニ) その他……新聞・掛図・絵葉書・パンフレット・切抜・絵画などを保有、管理する。

六、経費

経費は中・高両校のP・T・Aよりの支出を主として、更に中学校学友会及び通常会計よりその一部を負担している。

本校においては、生徒より図書費は徴集していない。また年間予算には人件費・設備費は含まれない。

(イ) 年間予算……五十万円

高校 P・T・A…二十五万円

中学 { P・T・A…十五万円
 学友会…五万円
 通常会計…五万円

(ロ) 予算配分率 (三十二年度)

資料費 (八九%)			需要費 (一一%)			
図書費	雑誌費	視聴覚費	製本費	備品費	消耗費	雑費
70%	14%	5%	2%	3%	5%	1%

七、利用状況 (三十二年十月現在)

利用者延人数 (一日平均) 一二四名

館外貸出利用者数 (〃) 三一名

分類別閲覧図書統計

総記	哲学・宗教	歴史	社会科学	自然科学	工業	産業	芸術	語学	文学
8 (%)	1	17	3	11	3	1	8	3	45

〔略〕

立教中／高等学校図書館「図書館概要」1957（昭和32）年

〔立教高等学校所蔵〕

(4) 学友会と学校行事

資料1 学友会

資料1-1 生徒心得〔1957（昭和32）年〕

生徒心得

第一条 本校の生徒は常に学則第一条の趣旨に則り次の各項を体するものとする。

- 一、智徳を磨いて社会の有為な形成者たる基を築くこと。
- 二、信義を重んじ志操を固くして言行の一致を期すること。
- 三、礼儀を正しくして師長を敬い友人相互も亦尊敬し合うこと。
- 四、衣食起居を慎しみ身心の健全を心がけること。
- 五、生徒としての自覚を深め品位を保つよう心がけること。

第二条 本校の生徒は次の各項を遵守するものとする。

- 一、校内に於ては、静粛を旨とし、学校の指示に従い秩序を保って行動すること。
- 二、本校の^{〔マ〕}達示事項は校内放送又は掲示を以てする。毎日之に注意すること。
- 三、(イ) 始業十分前迄、即ち八時二十分迄に登校すること、但し木曜日は全校礼拝があるので八時十分迄に登校すること。
(ロ) 下校時刻は午後二時三十分である。学友会各部の活動は冬季午後五時迄夏季午後五時三十分迄とする。
特別に遅くなる時は当該部長の承認を得ること。
(ハ) 登校時刻より下校時刻迄の間は許可なく外出しないこと。
- 四、欠席・遅刻・早退をした時は速やかに（登校後三日以内に）、学校長宛に所定の届書に記入の上学級主任へ提出すること。
尚病気欠席七日以上に及ぶ時は医師の診断書及び所定の書式による

第4章 立教高等学校

届書を要す。

五、校内生活に於ては次のことに注意すること。

- (イ) チャペルに於て毎朝八時より始業礼拝があるから、なるべく出席すること。
- (ロ) 通学の際は制服制帽を着用のこと。但し特に学校から指示のあった場合はこの限りではない。
異装を必要とする場合は所定の異装届書に記入の上学級主任の承認を得ること。
- (ハ) 制服の色は黒又は紺とする。色物の替ズボンを使用しないこと、但し夏季は主任の許可を得て白ズボンを使用してもよい。
ジャンパーや派手なマフラーは使用しないこと。
- (ニ) 特に許可を得た者以外はボストンバッグを使用しないこと。
- (ホ) 持物にはすべて記名をすること。体操用白ズック靴にもはっきりと記名すること。
- (ヘ) 登校には靴をはくこと。下駄ばきは禁止する。
- (ト) 昼食は^{〔ママ〕}なりべく自宅より携行すること。
- (チ) 生徒相互の金銭の貸借は厳禁する。
- (リ) 生徒が掲示をする時、印刷物を配布する時、又は金品を募集する時は生徒部長の承認を必要とする。
- (ヌ) 施設はすべて大切にし、其の清潔整頓に注意すること。

六、校外生活に於ても次のことに特に留意すること。

- (イ) 不健全な飲食店や娯楽場に入出入しないこと。
- (ロ) 飲酒・喫煙は一切禁止する。
- (ハ) 父母又は保証人の許可なくして外泊しないこと。
遅くなくても帰宅すること。
- (ニ) 学校の内外を問わず生徒が集会を開催する時は、学級主任又は学友会部長を経て生徒部長に届出ること。
- (ホ) 学友会各部及び同好会以外のことで外部の会合に参加する時は生徒部長の許可を得ること。
- (ヘ) 事故のあった時は速かに事故届を生徒部長に提出すること。

七、(イ) 生徒手帳は常にこれを所持すること。之を紛失した時は生徒部長に届出で再交付を申請すること。

- (ロ) 生徒手帳は他人に貸与し又は譲渡してはならない。

八、授業料その他学費は学校から指示された期限内に必ず納入すること。
止むを得ない理由のある場合は保証人から所定の書式により学校長宛に延納願を学級主任を経て提出すること。

九、願書届書は次の型式による

諸願（転校・休学・退学）は左記の通りとする。

文例

1. 右の者 の為退学いたさせ度く右御願い申し上げます。

2. 右の者 の為 高等学校に転校いたし度く右御願い申し上げます。

[注] この資料は、「生徒手帳」の昭和32年5月付通学定期用在学証明書交付のメモ書きから資料年代を推定した。

〔生徒手帳〕〔1957（昭和32）年〕 69～72頁

〔立教高等学校所蔵〕

資料1－2 立教高等学校学友会規則〔1957（昭和32）年〕

立教高等学校学友会規則

第一章 総 則

第 一 条 学校の正規の授業行事以外の生徒としての行動は主として此規則に依て律せられる。

第 二 条 本規則は如何なる場合にも学校長が其の職責として行う所を妨げることは出来ない。

第 三 条 本校生徒は凡て本会会員である。

第二章 役 員

第 四 条 本校主事は本会会長となり本会を掌理し教頭は副会長として会長を補佐し会長事故あるときは之に代る。

第三章 委 員 会

第 五 条 次年度に関する各部の通常予算は学年末までに委員会に付議決定して置くものとする。各部の決算書は次学年始め委員会に提出するものとする。

第 六 条 会員の凡ゆる意見、希望等は本委員会の決議を経て実施される。議長及び生徒は何時でも議案を提出することが出来る。但し生徒の提案は成るべく各部又はクラス会の議を経て提出するものとする。

第 七 条 委員会は左の者に依て構成される。

一、各組より其組員の選挙した者三名。

第4章 立教高等学校

二、各部を代表する者各一名。

三、会長が特に指名した者若干名。但し其の総数は十名以内とする。

四、委員事故ある時は会長の許可を得て代理人を出すことが出来る。

第 八 条 委員会は委員中より議長一名副議長二名を選挙する。議長副議長の任期は其学期間とする。

第 九 条 委員会の議事は出席委員の過半数を以て決する。可否同数の時は議長の決する所に依る。

第 十 条 委員は每学期初めに改選される。但し重任を妨げない。

第 十 一 条 会長が委員会の決議を適当ならずと考える時は其採否を教職員会に付議して決することとする。

第四章 各 部

第 十 二 条 本会に左の各部を置く。本部に関する細則は施行細則に文化部、体育部に関しては夫々の部の部則に規定する。

一、本部 (1) 総務部 (2) 企画部 (3) 会計部
(4) 応援団

二、文化部 (1) 文芸部 (2) 宗教部 (3) 観測部
(4) 美術部 (5) 音楽部 (6) 演劇部
(7) 新聞部 (8) 地歴部 (9) 英語部
(10) 生物部

三、体育部 (1) 野球部 (2) バスケット部 (3) 庭球部
(4) バレーボール部 (5) 卓球部 (6) サッカー部
(7) 水泳部 (8) サイクル部 (9) ボート部
(10) フェンシング部 (11) 山岳部 (12) ラグビー部
(13) 柔道部 (14) レスリング部 (15) 陸上競技部
(16) 体操部 (17) 剣道同好会 (18) スケート同好会
(19) 釣同始会 (20) 空手同好会

第 十 三 条 各部長は教職員の中より会長之を委嘱する。

第 十 四 条 部長又は学級主任たる教職員は委員会に出席し其意見を陳べる事が出来る。

第 十 五 条 各部の細則は各部に於て之を定め委員会に報告しなければならない。

第 十 六 条 委員会は各部の細則の変更を求めることが出来る。

第五章 会 計

第 十 七 条 本会の経費は主として会費及び寄付金に依る。

第十八条 会計は之を公表する。

第六章 付 則

第十九条 本規則を改正しようとする時は委員会の決議を経なければならない。
但し第十一条の規定は此場合にもまた適用される。

第二十条 本規則に必要な細則は別に之を定める。

第二十一条 本規則は昭和二十三年四月十日より実施する。

[注] 本資料は、現在残されている最も古い生徒手帳から採った。生徒手帳に発行年月日はないが、校長名が松下正寿〔校長任期1955（昭和30）年9月14日～1958（昭和33）年3月31日〕となっており、手帳中の学割交付メモ「32.5.2」の記載から、昭和32（1957）年度のものと考えられる。なお、学友会各部名の最初のものは、『立教新聞』第3号〔1948（昭和23）年6月1日〕の記事に

運動部：野球部 ^{バスケット} 籠球部 ^{テニス} 庭球部 ^{バレー} 排球部 卓球部 体操部 ^{サッカー} 蹴球部 水泳部
文化部：文芸部 新聞部 宗教部 観測部 美術部 音楽部 図書部

とある（振りがなは編者）。

〔生徒手帳〕〔1957（昭和32）年〕 73～76頁

〔立教高等学校所蔵〕

資料1-3 〔1948年度学友会予算〕〔1948（昭和23）年〕

昭和二十三年度立教余等学校学友会歳入歳出予算表					
歳 入			歳 出		
科 目	予 算	高	予 算	高	合 計
生徒一ヶ年分 前年度繰越金 合 計	会費	345600	未 定		
部 名	予算高(經常)	予算高(特別)	合 計		
総務部	雑費	3000		3000	
	人件費	17000	57600	予備費	17000
合 計	20000	57600		77600	
運動部	野球部	36500			36500
	籠球部	13000	8000		21000
	庭球部	23000	4000		27000
	排球部	10000			10000
	卓球部	10000	8000	ピンポン台(1)	18000
	体操部	10000			10000
	蹴球部	13000			13000
	水泳部	8500			8500
合 計	124000	20000	修理工費	144000	
文化部	文芸部	24000			24000
	新聞部	20000			20000
	宗教部	15000			15000
	観測部	28000			28000
	美術部	10000			10000
	音楽部	11000			11000
図書部	16000			16000	
合 計	124000			124000	
合 計	268000	77600		345600	

第4章 立教高等学校

『立教新聞』第3号 立教高等学校立教新聞編集室 1948（昭和23）年6月1日
1面 [立教高等学校所蔵]

資料2 学校行事

資料2-1 「山中キャンプ 今年も開催」[1950（昭和25）年]

山中キャンプ 今年も開催

毎年夏に行なはれる宗教部主催夏委^{〔ママ〕}キヤムプは今年も新築、整備なつた、山中湖畔Y・M・C・Aキヤムプにおいて八月十六日より十九日まで中学、次いで十九日より二十二日まで高校各々四日間行われる事となつた。中学高校ともすでに定員に満ちた

今回は往復ともディーゼルバスを使用、快適なバス旅行が計画されている、計画は宅間先生の手により行なわれ、スケジュールもすでに決定、朝六時起床より午後十時消燈まで多彩なプランが組まれている、今回は特に高校学友会各部より一、二名を招待することになつている、宅間先生はキャンプについて次のごとく語つた

宅間先生談 この梅雨期が明けたら、さぞかし暑苦しい夏が来るだろう、然し、炎熱肌をこがすその夏こそ若人にとつて又とない心身れん磨の時である。少年のように指折り数えて心躍る楽しい計画の数々、その中に宗教部が諸君のために贈る「山中キャンプ」を是非共今夏も数えていただきたい

所は山梨県南都留郡山中村、雄峰富士の麓、美しさ^{〔ママ〕}山中湖を眼前にうつ蒼たる林に囲まれたわれらの道場、なだらかな丘の緑に空の碧、燃ゆる陽光としかもあの沈黙は一体何ものを啓示していることか

三泊四日の短かい期間ではあるが真剣な学びと胸襟を開いての語り合ひまた周到的なチーム・ワークと健康なあらゆるスポーツ遊戯は必ずや諸君のために終世忘れない新しさ^{〔ママ〕}世界観確立の日となるであろう、今夏はキャビンも二棟増築され収容人員九十六名、部員のみならず、学友会各部からぜひとも多くの参加あるを期待している

なお往復とも快的なディーゼルの大型バス二台が更にこのトリップを楽しませる、経費千二百円。期して待たれよ、来る八月十九日（土）

『立教新聞』第17号 立教高等学校立教新聞編集室 1950（昭和25）年6月30日
1面 [立教高等学校所蔵]

資料2-2 「三津浜に臨海学校」[1951（昭和26）年]

三津浜に臨海学校

高校企画部では、夏休みの行事として来る七月二十二日より一週間静岡県三津浜海岸に於て夏期臨海学校を間設する事になった、参加人員は五十名で、海岸に位置した松濤旅館の別館に滞在し、指導には体育科の藤野、鋏守先生があたられる、なお費用は交通費一切を含めて二千五百円

『立教新聞』第23号 立教高等学校立教新聞編集室 1951（昭和26）年7月19日
1面 [立教高等学校所蔵]

資料2-3 「今年の修学旅行」[1951（昭和26）年]

今年の修学旅行

一年間の内大きな行事の一つである修学旅行、今年はどうな修学旅行だつただろう、各学生の紀行文、そして世論調査等色々探つて見た、なお世論調査は都合で高校のみだつたのは残念だつた

印象的な嵐山の朝

高校三年

今度の修学旅行で一番に印象的だつたのは朝六時前、山陰線で嵯峨に着いて渡月橋のほとりでだんだんに明けて行く山々を見渡たしている時一刻一刻変つて行く山々の美しい色彩であつた。

所々紅葉しかけた山の木立、それが朝の太陽に照らされている。山の色は落ち着いたものを我々に感ぜせしめる、夜行でくたびれた身体を京都で二分間しか時間の無い接続で乗るのは無謀とさえ思われるがこれは非常な成功だと思った。

とにかく日中の嵐山程下らない所はないのだから、かえすがえすも残念なのは叡山の頂上へ登らなかつたこと、叡山は片や琵琶湖を、片や京都を眼下に見、はるか大阪附近まで望見出来ようという寸法なのに——それに京都は十五分毎奈良は三十分毎の停電は気分をそぐことおびたしい。

本紙の世論調査にも記されていたが一合五勺の米が小さなドンブリにチョンポリでは「千松」ならざるを得ないのには弱つた連中も多かつたとか、それに刺身が毎々出され、何一つ関西名物にお目に掛からなかつた。

とにかく大した事故もなく帰京出来たのは先生方には並々ならぬ御苦勞があつたと思うがわれわれの勤めた点も少なくないと思う（千代萩）

奥州路紀行

高校二年

十月八日二十一時三十分待望の東北旅行の一步が踏み出された。興奮し紅潮し

第4章 立教高等学校

た顔々は夜中だとはいえ眠る者もない。郡山に近づくころ、ようよう東の空が白んで来た。朝の冷い風がさつと車内に流れこんでねむいまなこを開かせた。猪苗代よりバスで裏磐梯の美観を、大医学博士野口英世の生家、関東の電力を支配する猪苗代湖、十五才の少年を最年長として会津滝沢に散った白虎隊の墓とその飯盛山を見物し川のせせらぎを聞いて東山温泉に一日の旅の疲れを休めた。翌朝若松、仙台を経て塩釜に着き塩釜神社参拝の後、船で日本三景の一つ松島湾の島々の美観を觀賞し松島に至る。夕やみにかられた松島港の先端に五大堂が浮んでいる。それぞれ宿をとる。たまたま月夜であつて海上は月光を浴びてさながら黄金水のようであった。町は十四五軒の店を有した小さな町だつた。その店も種々の学校の生徒で一杯。十日朝瑞巖寺を見学して平泉に至る。藤原三代の遺骸を納めた中尊寺や栄華の後を示す毛越寺を見学して、十八時四十八分無事故なく東北旅行のスケジュールを終えて全員元気で帰途についた。(H生)

日本平に行く

高校一年

やがて埃つぼい道路があわい緑の一線と曲りくねつた道に変わり日本平へとバスはくねりくねり進んで行く。ぐつとバスが方向を変えるたびに外の景色がパノラマのごとく現われては消え、現われては消える、高くなるにしたがい目にうつる物は一面の茶畑、遠く駿河湾が一望に見渡せ実にすばらしきながめである。なるほど方々を観ている私にもこの地が観光百選に入選するのも無理もなからうかと思われた。とにかく物ごとは(け色)は実際に観てその美はつくづくと感じられるのである。周囲の茶畑で茶をつんでいる乙女達の姿が柔かい日ざしに照し出されて極めて印象的である。ここに一時間あまりもいたろうか、またわれわれはバスに乗つて日本平に別れをつける。

日も静かに沈め始めるころバスは山腹(ママ)を降り美保の松原に向う。夕日があわく駿河湾に照りはえてなんとなく望想的な感じに打たれた。今まで前に走つていた数台ものバスが、うしろ二台を残して見あたらぬ(ママ)どうやらわれわれ四組だけが別の旅館に宿泊するらしい、やがてバスが静かに降り、はるかに松並木が黒々と連なり彼方に消えていた。(F)

[略]

『立教新聞』第25号 立教高等学校立教新聞編集室 1951(昭和26)年11月8日
2面 [立教高等学校所蔵]

資料2-4 [第一回文化祭][1951(昭和26)年]

高校文化祭／中学運動会／三日に行わる

快晴にめぐまれた十一月三日「文化の日」に中学では運動会、高校では第一回文化祭をそれぞれ行なつた

〔略〕

第一回文化祭

高校の文化祭は第一会場の小講堂では午前中第一部が九時半より足立施行委員長の開会の辞に始まつた佐々木主事の挨拶に続いて立大理学部長中川重雄教授の「科学する心」読売新聞副主筆松尾邦之助氏の「講和を伺つた学生に寄す」と題する講演が行なわれ、この際松尾氏の講演はたくみな話術で聴衆を魅了し好評を博した、午後の第二部は学生食堂で関根副委員長の挨拶に始まり、ハワイアンバンド、ハーモニカバンド演奏、宗教部聖歌隊の合唱、演劇部のコンクール参加作品「池の蛙の物語」英語部のコンクール参加作品「ロビンフット」が行なはれ野尻副委員長の閉会の辞で午後五時第一回文化祭の幕を閉じた
校舎内では地歴、観測、美術、ペンクラブの展示会が行なわれた

『立教新聞』第25号 立教高等学校立教新聞編集室 1951（昭和26）年11月8日
1面 [立教高等学校所蔵]

資料2－5 「甲子園初出場の栄冠」[1955（昭和30）年]

甲子園初出場の栄冠

第廿七回全国選抜野球大会に

去る二月四日、毎日新聞大阪本社において行われた、第二十七回全国高校選抜野球大会の選考委員会の席上、わが立教高校野球部は選抜され、晴れの東京代表として甲子園初出場の栄冠を得た。全国高等学校野球連盟・毎日新聞社主催による本大会は、今年で二十七回の伝統ある大会であるが、その選考に当つては“校風”“品位”“実力”と各面からの精細なる検討の結果決定されるものである。本校野球部は“校風”“品位”の点に於ては勿論の事“実力”でも昨年行われた東京都秋季大会で名門早実を下しての優勝、又川崎、岡田両サウスポーの投手力等を買われて決定したものである。

大正十五年発足して以来、三十年という学友会で最も古い歴史をもつ野球部の成績は今迄芳しいものではなかつた。即ち目立つた成績と云えば戦後昭和二十四年の都秋季大会での準優勝、翌二十五年春の学生野球連盟結成記念大会での優勝、又昭和二十七年夏の大会の都予選での第二位、と数えるほどである。しかし、今回遂に高校球界で最も名誉ある、甲子園出場という大ホームランをはなつたわけ

第4章 立教高等学校

である。この感想を昭和九年以来二十年間野球部の部長を務められている浅越先生は「本当に皆よくやつてくれました。学生野球では名投手が一人おれば優勝出来るものなのですがうちの野球部にはそのような高校球界に名のおつている名選手は一人もいません。ただ主将の高林以下の者が皆力を合わせて一生懸命やつてくれたからです」と柔和な笑顔で語られた。

〔略〕

『立教新聞』第50号 立教高校 1955（昭和30）年3月4日 1面

〔立教高等学校所蔵〕

第2節 新座への移転と諸施設の充実

1960（昭和35）年4月、狭隘な池袋校地を離れ、有為な青少年を育むためにふさわしい、広大な自然の残る武蔵野の一角に新たな希望に満ちた学校教育が縣康校長によって展開された。校地の選定には大変な苦勞と資金を必要としたが、東武鉄道株式会社の多大な支援により、実現の運びとなったのである。全国各地より優れた学生を募集し、彼らは宗教活動に、文化活動に、スポーツに青春を謳歌し、伝統ある校風を形成していった。なお新座校地に関しては、当該項目（第1章第7節）も参照されたい。（鈴木武次・清水靖夫）

（1）高等学校の移転

資料1 志木（新座）移転計画

資料1-1 〔高等学校用地について〕〔1958（昭和33）年〕

五. 報告事項

〔略〕

3. 高等学校用地について

縣校長から高等学校だけでも先づ移転してはというので埼玉県志木の土地を見て来たが好適な場所だと思ふ。先般根津東武鉄道社長と会談したところ、学校側で計画をたて、見て欲しいとの事で後援をうけられる可能性があるように思う。

〔略〕

六. 綜合拡張整備計画の立案について

縣高等学校長からの高等学校の移転を含む綜合計画を速やかに立案して欲しいという建議書（別紙）を松下理事朗読、これを受理し、種々協議の結果常

務理事会に一任することとした。

〔略〕

〔立教学院第五十一回理事会記録〕1958（昭和33）年5月29日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料1-2 〔拡張整備計画について〕〔1958（昭和33）年〕

議事

一、報告事項

〔略〕

5. 拡張整備計画について

高校移転用地については縣高等学校長が熱心に奔走中で、目下東武鉄道東上線の志木駅附近に二ヶ所の候補地があり検討していたが、その一つの新座町所在六万五千坪の分がかねてから土地開発の為住宅公団と折衝していたが、緑地帯の故をもって主都圏整備委員会から不許可になった為町から東武鉄道を通じて買収方の話が来た。

これについて東武鉄道から協力の意志があるので、重役会に諮るから計画を示して欲しいとの申入れがあつたので、三ヶ年乃至五ヶ年の計画を考えて全額寄附して貰う積りで東武鉄道幹部と交渉することになっている。

〔略〕

〔立教学院第五十二回理事会記録〕1958（昭和33）年6月25日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 〔志木移転問題解決へ〕〔1959（昭和34）年〕

志木移転問題解決へ

三月九日農林省より許可下る

設計図、五月中に完成

既報の如く本校創立以来長年の宿願であつた本校移転問題は昨年埼玉県の志木に東武鉄道から好意的な土地の寄附を受けてより急速に具体化されて来た。昨年十二月には八十余名の地元地主との認可も終り、本年三月九日に農林省から許可（農地転用許可）がおりてここに名実共に移転問題が解決した。それにともない本校の設計図は五月中に完成の見通しがつき、六月に入つて工事を着工し、高校移転は三学期からにほぼ確定的となつた。

昨年の十月下旬に本校移転問題の正式発表があつて以来、移転準備が着々と進

第4章 立教高等学校

み、十二月には地元新座町の全地主が土地譲渡を承諾したが、その後、色々な諸問題（農林省との折衝等）にぶつかり志木移転の本格的な決定がのびのびとなっていた。しかしついに本年三月九日に農林省から許可がおりてここに名実ともに志木移転が決定的になったのである。本校移転は前主事佐々木喜市先生の頃からの長い間の懸案であり、立教大学がこの池袋の地へ設置された当時、学生総数は千名程度であったが、大正十二年に中学校が焼けて築地よりこの土地へ割り込んできた形になった。現在大学は六千名を越える状態であるが、これに小、中、高の生徒数を加えれば相当数に達する。これだけの大世帯になった立教がこの狭い土地では教育効果も上らず今後の発展のためには移転がどうしても必要と思われてきた。しかし土地や施設資金を得ることは非常に困難であるけれども、その困難を突破して所期の目的を完遂しなければならない。学校当局は非常な努力を傾けて来たが、最近に東武^(東武)録道から好意的な土地の寄附をうけ、年来の懸案は次第に具体化されてきたのである。

本校の設計図は、まだ見通しがはっきりしていないが五月中には完成する見込みで、工事着工は六月の中旬ということにほぼ決定した。東武鉄道より寄附される土地は全面積が六万五千坪で、この内の三万坪が高校敷地となる予定。他は大学の教養^(教養)学部が使う予定になっている。

本校校舎は鉄筋コンクリートの三階建てがほぼ確実に体育館、プール、更衣室、部室完備、又遠方からくる人のために寄宿舎がそれぞれ作られる模様である。現在に至るまでの経過の大要は次の如くである。正式発表の前七日に東武鉄道の社長根塚一郎〔根津嘉一郎〕氏から学校移転に関し土地を寄附したい旨の申出があった。それから学校側は新座町の全地主と土地買収の件についていろいろ折衝し始めた。該当地内には七〇人以上の地主があり、学校側は全力を上げて説得した。地主達は農地を快く手放すことを承諾せず最初は交渉が屢々暗礁に乗上げたのだが、学校側は根気よく説得を続け、約半年を費して遂に全地主の承諾を得たのである。これが工事着工^(工事)を延ばす原因の一つになったともいえる。

こうして土地問題が一段格着いたのは昨年十二月のことである。次の問題は農林省が許可を渋った事である。それより前に埼玉県知事の同意を必要としたが、この方はスムーズに行った。農林省からは『農地の規模が小さくなる』という理由で許可が簡単に下りなかった。

しかし立教の熱意が通じてか、ついに本年三月九日に正式に農地転用許可が下りた。現在都内およそ十校が立教と同じように校地拡張の認可申請を行なっているが許可のおりたのは立教が一番早かった。立教と並行して東上線沿線に認可申

第2節 新座への移転と諸施設の充実

請を行なっているのが東洋大学の九万坪である。以上がだいたいの経過である。

土地が決まると次の段階は建物の建設になる。現在志願者が定員の十四倍もある状態であり、一人でも多く入ってもらうために現在の生徒数の定員である九百名を千五百名程度までふやせ^{〔ママ〕}。現在の本校の床面積は約千百坪であり、どうしても現在より一千坪増加の二千五百坪が必要になってきた。

しかし、ここで資金が問題になってくる。全部鉄筋とした場合には二億円以上かかるし、一部木造としても一億五千万円はかかる。それに在校生にはなるべく負担をかけないという学校側の方針で、努めて長い将来にわたって建設していく。早くやろうと思えば一～二年で建設できるものであるが、三十～五十年にわたって堅実にモデルスクールの実現を目指していく方針である。

都塵を離れた郊外の緑化^{〔ママ〕}に、澄み渡った青空を仰ぎながらのびやかに、心豊かに勉学にいそしみ、体位向上に励むわれら立教高校の新しい希望、そして十年來の宿望の実現する日も間近である。

『立教新聞』第75号 立教高校 1959（昭和34）年4月13日 1面
〔立教高等学校所蔵〕

資料3 埼玉県への届出

資料3-1 位置変更届〔1960（昭和35）年〕

学院発第34の57号
昭和35年2月1日

埼玉県知事
栗原 浩殿

立教高等学校設置者
東京都豊島区池袋3の1,272
学校法人立教学院
理事長 八代 斌助

位置変更届

このたび本法人が設置する立教高等学校の位置を変更いたしたく、学校教育法施行規則第2条の規定によつて次のとおりお届け致します。

記

1. 位置を変更しようとする事由
略
2. 位 置

第4章 立教高等学校

イ 旧位置

東京都豊島区池袋3の1,272

ロ 新位置

埼玉県北足立郡新座町大字野火止字上東214

3. 変更年月日 昭和35年4月1日

4. 以下省略

〔位置変更届〕(写) 1960(昭和35)年2月1日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料3-2 位置変更届出の受理について [1960(昭和35)年]

三五報文収第一三九号

昭和三十五年二月十八日

埼玉県総務部報道文化課長 関

学校法人立教学院

理事長殿

位置変更届出の受理について

昭和三十五年二月一日付、貴院より提出された、届書については、受理したことを通知します。

この写は正本と相違ないことを認証します

昭和卅五年六月拾日

東京都豊島区池袋参丁目千式百七拾式番地

学校法人立教学院

理事長 八代 斌助

〔位置変更届の受理について〕(写) 1960(昭和35)年2月18日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

(2) 諸施設の建設

資料1 「ユニークな建築／チャペルの全貌」 [1963(昭和38)年]

ユニークな建築／チャペルの全貌

一年間の期日を要したチャペルの工事も、めでたく四月二十五日、一応の完成をみた。他に類のないユニークな形態をもつチャペルであり、かつまた非常に大規模なものである。ここにチャペルの全貌を紹介して、これからこのチャペルを利用する我々の参考になりたい

【経過】

昭和三十七年四月十四日、地割式に端を発したチャペル建設は、六月一日から本格的な実際工事へ移った。当初は、三十七年のクリスマス迄には間に合うだろう、とも言われていたが、他に類のない特殊な形態の為に、再度に渡る設計変更が行なわれ、竣工延期のやむなきに至った。着工当初の基礎工事は、我々の目に見えない所で行なわれていた為か、余り進んでいる様には見えなかったが、十月に入ると、日増しの進展がはっきりと解る様になり、十一月始めには、祭壇の床、腰かべのコンクリート打ち完了と、とんとん拍子に運ぶ様になった。そして、三十八年早々（一月四日、三十八年度工事開始）から、屋根の仕上げにかかり、一月二十五日の定礎式の時には、八分通り出来あがる迄に至った。この頃から、内部の工事が開始され、屋根から床まで突らぬ^{ママ}いている大十字架や、その背後の格子模様が作られ、チャペルらしい雰囲気をかもし出す様になった。そして四月二十五日、聖別式が行なわれた後、新しい西寮と共に、落成式が行なわれ、一年間の工事の幕を閉じたのである。尚このチャペルは、これで全部が完成したのではなく、回廊、ベルタワー（鐘楼）の製作、チャプレン会館の倍增、中庭の整備等が残されている。またステンドグラスは全部が入っていないが、これは我々が製作して入れる様にとの考慮からである。尚、十字架の裏には、サランネットが張られており、この後にパイプ・オルガンが置かれる事になっている（本年中には入る予定）。

前号でしらせた様に、このチャペルの名称は、定礎式の際に「立教学院聖パウロ礼拝堂」と、定められた。

【概要】

- ▶ 間口 十三メートル
- ▶ 奥行 四四・三メートル
- ▶ 正面入口の高さ 十二・四メートル
- ▶ 会衆席屋根の高さ 十三メートル
- ▶ 祭壇の屋根の高さ 十七メートル（これは五階建の建物の大きさである）
- ▶ 床面積 約八七八平方メートル（二六六坪）
- ▶ 収容可能会衆 約五百名
- ▶ ベルタワーの高さ 約三十米

建物の構造は、鉄筋コンクリート（一部鉄骨鉄筋コンクリート）で、形態は、放物線が交叉した形で（クロス・パラボラ）交叉部分には、補強梁が用いられ、コンクリートの平均の厚さは十八センチメートルもあるがんじょうなものである。

第4章 立教高等学校

また両側、正面等六カ所にステンド・グラスがはめこまれゴシック風な建築となつて、おごそかな雰囲気を高めている。

内部は、放物面が高くのび、音が響いて厳肅な世界をかもし出している。床は色模様のついたカラークリートという固い材料が用いられ、床下には暖房用のパイプがはりめぐらされている。また各所に、象徴模様が置かれているのが目につく。入口右手の、洗礼室（影が出来ない様に作られている）の鉄製の戸には、パンを中心とする幾つかの模様が、入口上部には青空に高く飛び立つハトの象徴、また十字架の後には、人間社会を意味する複雑な格子等がある。

各種の調度品には自然材の木が使用され、簡素を本質として設計されているので、無駄な装飾品は一切用いられず、必要欠くべからざるもの以外のものは無い。従つて、本質は中世の教会と少しもかわっていないので、超モダンな外観にもかかわらず、渋く落ち着いた内部となつて効果をあげている。

中庭は、現在、未完であるが、周囲を、回廊で囲まれた、五角形となる予定で、その一辺にあるチャプレン会館は現在の約三倍（百坪程）に増築される予定である。

とにかく、心の中心であり、長年待ち望んで来たチャペルが完成したのであるから、我々も、より一層の宗教活動を行いたいものである。現在、立派なクワイヤーを作ろうとの話しが、着々と進行中であるが、一人でも多くの諸君がこれに協力して、我々のチャペルを、より有意義なものにしようではないか。

『立教新聞』第98号 立教高校 1963（昭和38）年5月17日 3面
〔立教高等学校所蔵〕

資料2 「新体育館の建設成る」[1974（昭和49）年]

新体育館の建設成る

昨年三月起工した新体育館はこの程工事を完了、学校側に引渡されることとなつた。

志木移転以来、体育科授業、運動部活動、入学式、卒業式はじめ年間学校行事の会場として親しまれた仮設体育館から、それらの教育活動が待望の新体育館に移つて更に充実発展することは大きな喜びである。

メインフロア、舞台、トレーニングルーム、柔道場、階段教室、ミーティングルーム、体力検査室、シャワー室など、全く今日的な諸設備を持った新体育館の建設は立教学院創立百年記念事業の一環として、教育課程の改訂に伴う正課単位の増加、新設に備えて、促進、完成されたもので、在校生父兄、卒業生、教職員

有志その他関係者の物心にわたる後援と協力によることを特筆しなければならない。

今後、仮設体育館時代の苦難を忘れないで、恵まれた施設に甘えることなく、感謝をもって、体育館を十二分に活用し、体育活動を振興して生徒の体位・体力の更に一層の向上をはからなければならない。

◎体育館設備の概要

体育施設

- ①バスケットコート（三面）（メインフロア） 一、四六一、〇㎡
- ②トレーニングルーム（サブフロア） 六四八、三㎡
- ③柔道場 三四〇、五㎡

小体育室（ギャラリー） 一八四、七㎡

鉄棒、吊輪、登はんロープ、肋木

付属施設

ステージ

体育教官室

延面積 四五一三、九㎡

管理室

一階 一、八九五、二㎡

ミーティングルーム

二階 一、八八三、八㎡

階段教室

三階 五一六、一㎡

体力検査室

渡り廊下 二〇七、七㎡

器具庫（四）

屋外階段 一〇、九㎡

小会議室

放送室

部室（七）

三階及び屋根構造

鉄骨造りダイヤモンドシェル

特徴としては三階を鉄骨造りとし、ダイヤモンド構造を取り入れたことである。

ダイヤモンドトラスは巴組鉄工所のパテントで、その構造の説明は次のようなものである。

ダイヤモンドトラスはダイヤモンド構造の中核をなし、網目状立体骨組を理論、実験の両面から確立した工法である。

構成単位が三角形なので一般トラスの場合のように、筋違、繫梁などの二次部材が不必要となり、遊休部材のない合理的な構造である。

また、これを組立てる際、三角形を構成しながら足場を全く必要としないで骨

第4章 立教高等学校

組が組立てられるのが特徴で、このため一般トラスのように膨大な資材を必要とせず、工期を短縮し、大張間構造を組立てる際も危険を伴わない。

この構造は経済性、合理性に優れている上、幾何学的構成美の骨組は重圧感がなく、軽快、優美であるとされている。

『新座だより』第23号 立教高等学校 1974（昭和49）年3月5日 22頁
〔立教高等学校所蔵〕

資料3 小林正人「新図書館の建設に寄せて」〔1982（昭和57）年〕

新図書館の建設に寄せて

小林正人

高等学校の新図書館がこの三月に落成し、四月に開館を迎えることとなった。独立棟二階建の立派な図書館である。本校舎を挟んで西にチャペル、東に図書館というバランスが保たれ、精神的・文化的なシンボルとして立教の教育の進展に寄与してゆくものと思う。

高校が新座に移転したのが昭和三十五年である。それから二十二年の歳月を経た現在、学校を取り巻く諸情勢も大きく変化してきた。図書館もその例外ではなく、そのあり方が問われ、さまざまな試行錯誤を繰り返しながら、ようやく現在に到っている。読書室から資料センターへ、更に学習センター、メディア・センター化への変貌を迎えつつあるとあっていい。

学校図書館は常に学習とのつながりの上になくしてはならないし、また、生徒の自主的主体的な学習を援助出来る態勢を整え、更新して行かなければならない。それだけに全体の流れに対しては敏感に対応する姿勢と活力が必要であり、今回の新図書館の誕生も、その一つの現れであるとみている。

新図書館の誕生は、現実が増え続ける蔵書の収容に困難をきたしたのが直接の動機ではあったが、利用の活発化に伴う施設面の不備、或は、教育活動の変化、特にカリキュラムの改定を控えて図書館との関連を重視する施策の変化、更には、読書指導の在り方の変化など、図書館を必要とする教育活動に、現状の図書館が機能を果たし得なかったことが大きな要因としてあげられると思う。ともあれ、各種の機能を備え、十分な諸活動を成し得る新しい施設が、学校当局の英断と全勤務員の協力のもとに、生徒教職員全員の上に与えられたことは喜ばしいことである。

新図書館建設へのアピールは、新座移転後十数年を経た^{〔マア〕}当りから委員会などで取り上げられている。具体的な^{〔マア〕}型として検討されてきたのは五十二年に入ってか

らである。建設委員会の設立、各教科からの意見吸収など、学内の総力を上げての作業であった。建設委員会のまとめた図書館建設の理念・期待される図書館設備の答申も、本校教育の独自性を推進してゆくためには、読書指導を中心とした図書館活動が不可欠である。また、課外活動をより推進させるための総合的文化センターとしての図書館施設の必要性。自主学习による知力の育成を計るためにも機能的な図書館設備の重要性を指摘している。

施設の具体面では、生徒が気軽に立ち寄ることが出来ること。ゆとりを持つこと。各種の活動が可能となる諸室を持つこと。総ての図書館資料が関連して使えるような便を計ること。視聴覚資料の充実。約三十年位の蔵書の収容に耐えられること。冷暖房を設置し、快適な利用が出来ること。などが骨子となっていた。

最初の設計図が引かれたのが昭和五十四年十月である。その後、建設場所の変更、設計者の交替があり、更に、大学の保存書庫の話が具体化して、同時着工という運びとなり、設計者に鬼頭氏を迎えることとなった。図書館建設の第一人者をお迎え出来たことは、高校としても大変、幸運なことであったと思う。

生徒が入りたくするような図書館を作る。という鬼頭氏の発想は、現在の学校図書館建築のあり方、考え方を示唆していると思う。ややもすると、五階建校舎の最上段、しかも一番端の遠い場所に図書館を作るとか、権威を誇るかのような、近寄り難い、いかめしい姿の図書館などを見ることがあるが、そこには利用者不在の姿勢を感じざるを得ない。何のために作るか、何を必要としているかを考えたとき、仕方なしに作る。恰好をつける。または自分の記念品として作る。或は、金がかかり過ぎる。などといった考え方は、問題の根本を捉えていないのではないかと思う。学校図書館は管理のためのものではなく、利用のためのものである。いかに快適に利用させる事が出来るか、が基本となるべきであろう。

今回建てられた新図書館は、通用門の近くにあり、生徒の動線、流れに面した壁面は総ガラス張りである。外と内との隔たりを無くす工夫をそこに見ることが出来る。生徒の流れは自然に館内へと導かれ吸収される計算である。

家具も最上のものを用意している。家具の善し悪しは、内部空間を決定する大事な要素を持つだけに、その選択や配置は重要である。家具は、職人が丹精を込めて作ったものである。その心は使う側にも無言のうちに伝わる筈である。いいもの、本当のものを与えれば、生徒はそれを大事にしてゆくものであると私は信じている。

新図書館の主な設備・特徴を紹介すると、床面積は二、三五四㎡、カーペットを敷き詰め、冷暖房を施している。一階の閲覧室は、定員一八〇名、オープン図

第4章 立教高等学校

書四万冊の収容が可能なスペースを持ち、ワンフロワーで総ての図書館資料が同時に使える構造である。生徒の自主的・主体的な学習活動が、多様に展開できることを目指している。また、閲覧室にAV資料を開放したのも、活字メディアと視聴覚メディアの結合を計り、学習効果をあげる、メディア・センター化への一つの歩みである。書庫も閲覧室に続いての利用が可能であり、集密書架によってスペースの節約がなされている。収容冊数は九万冊、約三十年は持ちこたえられる計算である。

もう一つ大きな特徴としてあげられるものに、ブック・ディティクションシ^[ママ]ステムの採用がある。カバンなどの館内持込みを認めて、利用者の便を考慮することが主眼であるが、同時に紛失防止という側面も持っている。ロッカーを置かないことでスペースの活用が出来るし、図書^[ママ]の紛失が無くなることで、所在不明という事態がなくなり、利用者が図書館を信頼して使用出来るという効果は大きい。

二階のミーティング・ルームは読書会など共同研究に使われる。また、二階に四部屋ある特別教室は、新カリキュラムの発足を控えて、それ^[ママ]への対応から生じたものであり、選択授業に使われる予定であるが、図書館資料との関連をより密接につなげてゆく一つの足掛かりとなることが期待される。

新築の新図書館は、外観、内装ともに高等学校としては、第一級のものである。生徒の利用も急上昇することが予想される。今後に残されたものは、器に負けない内容の充実を期することである。

(立教高等学校司書)

『CHAPEL NEWS』第307号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1982(昭和57)年3月25日 9頁

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

資料4 森田利光「高校の寮生活を語る」[1961(昭和36)年]

「高校の寮生活を語る」

森田利光

武蔵野の一角、静かな環境の中にあるこの寮には、九十六名の生徒が生活を送っている。昨年の四月、学校が池袋からこの志木の地に移った時に寮が建てられた。以来一年半、キリスト教主義に基く高校生らしい明るい寮づくりを続けている。

朝七時、スピーカーから静かな音楽が各室に流れると、寮内に俄かに活気づく^[ママ]。朝の点呼に続いて室内の清掃が行われる。ねむけまなこをこすりつつ箒を持つ姿は見ていてほほえましい。七時半になると、全員校庭に出て体操と朝の礼拝を行う。全く騒音のないすがすがしい朝敬虔な気持^[ママ]で聖歌を歌い、礼りを捧げる。聖

書は毎日交代で生徒が朗読する。朝の礼拝が終る頃、食堂には朝食の仕度ができている。食事はセルフ・サービス、なるべく家庭的にという校長の意向で、御飯は普通の小さいお茶碗(マワ)におひつからよそって食べる。あつみみそ汁を吸りながらも愉快的な会話がたえない。学校は八時四十分に始まり、三時十分に終る。放課後は学友会活動が活潑に行われる。寮生の半数以上は運動部に所属している。文化部活動をしている者の数も少ない。高校としては恵まれすぎる程の体育施設が毎日フルに活用されている。夕方六時頃ともなると、汗によごれた練習着姿の運動部員が帰寮してくる。しばられて疲れきった足をひきずって帰ってくる者、夕食に遅れては大変と駆け足で帰ってくる者、沈みゆく夕日を背に静かに語らいながら帰ってくる者、いろいろである。汗と疲れを風呂で流し、六時半になると元気な姿で食堂に集まる。食事前に晩禱が行われる。こうして朝夕ささげられる祈りの中に遠く離れた家族の健康を祈り、自分自身の生活を眼を閉じて静かにかえりみる。夕方の礼拝が終ると賑やかなだんらんのひとときが過ぎられる。夕食後は簡単なリクリエーション活動が行われる。皆でキャンプ・ソングを歌ったり、時には笑いを禁じ得ないような余興がとびだしたりする。七時半から消灯の十時半までは静粛時間と呼んでいる。この時間にはできるだけ寮内を静かにし、勉強が思うようにできる雰囲気をつくるよう努力している。特に九時から十時までの一時間は特別静粛時間として絶対に自分の部屋から出てはいけない規則になっている。従って、テレビも九時までである。この時間だけは寮内に百人もの生徒がいるのかと疑がわしくなる程静かになる。授業中の教室よりも静かに机に向っている。十時半、放送により消灯が告げられると、各室一斉に電気が消える。消灯以後も勉強をする者は自習室に集ってくる。自習室だけは十二時の全館消灯まで活用される。こうして夜遅くまで勉強する生徒もかなりいる。私は全館消灯をすませると自分の部屋に戻り、日誌をつけながら一日をふり返り、又翌日のプランをたてたりする。寮の一日はこうして終っていく。

学校のキャンパスにはチャプレンをはじめ外人の方々も住んでおられる。寮では毎週、チャプレンを囲んでバイブル・クラス、外人の先生を招いて会話の勉強、そして私の担当で英語の課外勉強とリングフォンを聞く会などを行い、興味のある生徒が各々参加している。又、寮生自治会が四月の新入寮生歓迎会に始まり、ソフトボール大会、将棋大会、海水浴、寮パーティ、バス旅行、クリスマス祝会、卒業生送別会に至る年間行事を殆ど生徒の自治によって行っている。昨年特に印象に残ったのはクリスマスのキャンドル・サービスであった。ローソク片手に全員心が全く一つになって立派な祈りが捧げられた。

第4章 立教高等学校

以下断片的になるが残された紙面で私が寮生と共に生活を送ってきて感じたことを述べてみたいと思う。寮では、教場ではみられない生徒の良い面（勿論その逆もあるが）がみられる。感心する程よく下級生の面倒をみる三年生、にこにこ笑いながら皆にお茶をついでいる一年生、私の部屋に遊びに来ては家族の話をして聞かせる二年生、実に心慰められることが多い。私自身生徒と身近に接する機会が与えられたことを幸福に感じている。同じ屋根の下に生活していると日に日に愛着が増してくる。それだけに、良くないことをされると裏切られたような、とても残念な気持ちにもなる。だが必ず反省してくれることを信じて席に指導^{〔ママ〕}に当たっている。学生時代私達は、一対一で話す先生は皆よい人だな、とよく言ったものだ。今立場は逆になったが、生徒に対しても全く同じことが言える。皆いい子だ。世間でよく言う「親馬鹿」の気持ちが分るような気がする。話は別だが、この間ある生徒の母からこんなことを言われてとてもうれしく思ったことがあった。「あの子は今までは一緒に夕食をしても自分が終ればさっさとテレビを見に行ってしまうのに、この間久しぶりに帰って来た時は寮や学校の話をしてくれて、私の食事が済むとお茶をついでくれたのです。こんなうれしかったことはありません。」言葉少ないこの母の話には、初めて子供にお茶をついでもらった喜びがあふれていた。こういうことは具体的に表われた例にすぎないが、私は常に、立教精神を身につけた健全で判断力に富んだ人間をこの寮生活を通してつくり上げていきたいと思っている。理想は高いけれども、少くとも学生時代の一番大きな思い出となる寮生活が、将来彼らに何らかの形でプラスになることを信じ、これからも私自身神のみ旨にそむくことのない立教マンとして、職務を全うしていきたいと思っている。（昭和三十四年英米文学科卒・立教高校教諭兼副寮長）

『セントポール』第126号 セントポール発行所 1961（昭和36）年10月25日 8面

〔立教大学広報渉外部校友課所蔵〕

第3節 教育環境の整備

高校創設以来の念願であった新座移転を機に、諸規程が整備され、時に応じて改訂され、またカリキュラムの見直しなど、発展へ向けての歩みが始まった。

カリキュラムでは、資料にあるように幾つかの変遷がみられる。創立期のカリキュラムには旧制高校の色彩が残り、3年次には心理学（社会）や科学史（理科）、各学年には教養（内容は哲学）、2・3年次に第二外国語として独語・仏語の必修選択がおかれていた。大部分の生徒の立大進学を前提とした、比較的程度の高

い内容の授業が展開されていた。やがて多くの高校が辿ったのと同じ様に、文部省の指導要領に準拠したカリキュラムに変化させられていく。強いて特徴をといえば、聖書が各学年一時間宛て行なわれていたに過ぎなくなる。特に1982（昭和57）年以降、選択制の大幅な導入によって、私学の特徴を出すべく努力が行われてきたが、一貫教育という理念をいかにとらえ、具現化していくか、また推薦入学制度との関わりとの関連の中で、より良いカリキュラムの模索は現在も進行中である。（鈴木武次・清水靖夫）

（1）諸規程の整備

資料1 〔立教高等学校会議規程〕〔1960（昭和35）年〕

立教高等学校会議規定^{〔77〕}

昭和三十五年三月一日制定、実施

第一章 総 則

第 一 条 立教高等学校に左の会議を置く

- 一、教職員会
- 二、教員会
- 三、職員会
- 四、主任会

第 二 条 会議は其の構成員の三分の二以上の出席によつて成立する

第 三 条 議事は出席者の半数以上の同意により決する

可否同数の時は議長の決する所に依る

但し、第九条第一項第一・二・三号に就ては出席者の三分の二以上の同意を要する

第 四 条 校長は各会議を召集し其の同意を得て議長を定める

但し、議事が校長の身上に関するものなる時、校長事故ある時、又は校長が特に之を適當と考える時は教頭又は他の教職員が前項の職務を執ることがある

第 五 条 校長は構成員の三分の一以上の要求ある時は会議を召集しなければならない

第 六 条 会議の内容は校長の承認がない限り之を公表してはならない

第 七 条 会議の決議は校長の承認を経て実施される

第 八 条 議長は書記をして議事を録し、之を保存せしめるものとする

第二章 教職員会

第4章 立教高等学校

第 九 条 教職員会は学校の最高決議機関であつて、専任の教諭、助教諭、職員（書記補以上）を以つて組織する

第 十 条 教職員会は左の事項を協議、決定する

一、教職員の任免に関する件

二、学校長の任免につき理事長の諮問に関する件

三、会議規定^(マ)の改廃、運用に関する件

四、学校に関する重大な事柄について特に校長、理事長、院長等に建議する必要がある場合の決議事項

五、学院寄附行為、就業規定、其^(マ)の他学院関係の規定^(マ)に基き必要となる事項

六、教職員組織校務分掌等に関する事項

七、学校経営に関する事項

八、特別委員会に関する事項

九、其の他特に校長が協議決定を要請する事項

第三章 教職員〔教員会〕

第 十 一 条 教員会は教諭、助教諭を以つて組織する

但し、校長が指名する教職員は出席することが出来る

第 十 二 条 教員会は左の事項を協議決定する

一、生徒の訓育に関する件

二、生徒の成績判定、褒賞、退学に関する件

三、学科課程に関する件

四、学友会に関し特に協議を要する件

五、其の他特に校長が協議決定を要請する事項

第四章 職員会

第 十 三 条 職員会は事務長、教務部長、指導部長、図書部長、学友会本部長係長以上の専任職員及校長が特に指名する者を以つて組織する

第 十 四 条 職員会は左の事項を協議決定する

一、会計、庶務、営繕、管理に関する事項

二、其の他校長が特に協議決定を要請する事項

第五章 主任会

第 十 五 条 主任会は各組主任、教頭、チャブレン、教務部長、指導部長を以つて組織する

但し、校長が指名する教職員は出席することが出来る

第 十 六 条 各学年毎に学年主任、副主任を一名互選する

第十七条 主任会は左の事項を協議決定する

- 一、生徒の日常の学科指導及訓育に関する件
- 二、生徒の褒賞、懲戒に関する件
- 三、父兄会に関する件

第十八条 主任会の決定事項は教員会に報告するものとする

第六章 雑 則

第十九条 校務運営上必要ある時は特別委員会を設ける

第二十条 特別委員会の委員は教員会又は職員会の意見を聞いた上、校長が指名し、其の目的達成と同時に解散する

附則

職員会規定^(マ)は之を廃止する

〔立教高等学校会議規定〕1960（昭和35）年3月1日

〔立教高等学校所蔵〕

資料2 〔校内人事異動のルールに関する規程〕〔1977（昭和52）年〕

校内人事移動のルールに関する規定^(マ)

制定 昭和47年3月9日

改訂 昭和52年12月20日

1. 校 長
2. チャプレン
3. 教 頭

校長の任命による。

4. 事 務 長

校長の任命による。

5. 教務部長・生徒部長・図書部長

校長の諮問に応ずるために教員が投票によって推薦し、校長がこれを任命する。

6. 各クラス主任

任期1年

校長が人選し、教職員会議に報告してその承認を得る。（付帯事項参照）

7. 寮 主 任

任期1年 但し重任を妨げない。

校長が人選し、教職員会議に報告してその承認を得る。（付帯事項参照）

第4章 立教高等学校

8. 各学年主任・副主任・各教科主任及び寮長

任期1年

おのおのにおいて互選された者を校長が教職員会議に報告してその承認を得る。(付帯事項参照)

9. 教務部・生徒部の部員

任期1年 但し重任を妨げない。

校長が人選し、教職員会議に報告してその承認を得る。(付帯事項参照)

10. 学友会各部長及び各部付

任期1年 但し重任を妨げない。

校長が人選し、教職員会に報告してその承認を得る。

11. 1) 学友会本部長・同文化部長・同体育部長

任期3年 但し重任を妨げない。

学友会各部長・各部付がおのおの選出した者を校長が教職員会議に報告してその承認を得る。

2) 学友会各委員会顧問及び学友会本部付

任期1年 但し重任を妨げない。

校長が人選し、教職員会議に報告してその承認を得る。

12. 事務職員・校務職員の人事については、校長が人選し教職員会議に報告してその承認を得る。(付帯事項参照)

<付帯事項>

A. 3. 4. 5項に関して

1) 選出方法 予備選挙によって上位3名より選出し(但し同点者は繰り入れる)第2次選挙によってそのうちから1名を選出する。

○教頭の場合

第2次選挙で過半数を得た最高得点者

過半数なき場合は上位2者より決選投票を行う。

○教務部長・生徒部長・図書部長の場合

第2次選挙での最高得点者

重複した場合は得票数の多い方とし次点者を繰り上げる。第3位者は繰り上げず確定者を除いて再投票し最多得点者を当選とする。

選出順序は ①教頭を選出した後、②教務部長・生徒部長・図書部長を同時に選出する。

投票方法は、いずれも単記無記名とする。

2) 選挙資格 全ての専任教職員は選挙権をもつ。

教頭の被選挙権者は教諭の有資格者とし、教務部長・生徒部長・図書部長の被選挙権者はすべての専任教職員とする。

3) 兼任事項 3.4.5項の各役職者は原則として他の役職を兼務しない。

B. クラス主任に関して

47年度については現行の慣例を尊重しつつこれを行う。

学年編成・ローテーション交代のルールなどについては今後の研究課題とする。

C. 教務部・生徒部の要員に関して

47年度については現行の慣例を尊重しつつこれを行う。

ローテーション交代のルールなどについては今後の研究課題とする。

D. 寮長・寮主任に関して

寮長・寮主任のあり方については、寮全体のあり方との関連で寮検討委員会が今後の研究課題とする。

E. 事務各課長・係長・主任に関して

47年度の人事については46年度の人事を原型にして引続きこれを留保する。なお、そのルールについては今後の研究課題とする。

F. 事務職員の配置に関して

47年度の人事については46年度の人事を原型にして引続きこれを留保する。なお、そのルールについては今後の研究課題とする。

G. 校務職員の配置に関して

47年度の人事については46年度の人事を原型にして引続きこれを留保する。なお、そのルールについては今後の研究課題とする。

「校内人事移動のルールに関する規定」[1977(昭和52)年12月20日] 立教高等学校庶務課編『立教高等学校諸規程集』1991(平成3)年4月

[立教高等学校所蔵]

(2) 教育活動の充実

資料1 若原英明「カリキュラムの変遷」[1977(昭和52)年]

カリキュラムの変遷

若原 英明

立教高校(以下、立高とする)は、いまカリキュラムの改造事業に取りかゝつ

第4章 立教高等学校

ている。それは、学校としてきわめて根本的な問題にかゝっており、内外ともに差迫った状況の中で、従来の教育姿勢全般を原点から再点検する機会であるともいえよう。そこには、創立以来やがて三十年を迎える立高が、その位置と諸条件に応じた独自の教育体制を構築しつゝ今日に至ったか否かという問いかけがあり、またそれが、これまでのカリキュラムの上にどのように反映されてきたかという問題がある。ここでは、そのような教育課程の再検討という課題の一助として、まずその従来の変遷過程を後づけ、そこにあるいくつかの特徴と問題点を拾い上げてみたいと思う。

立高におけるカリキュラムの変遷は、大きく四つの段階に分けられる。まず発足時のものをみると、国語、社会、数学、理科、保健体育、芸術、外国語など履修科目および単位数のおき方は、ほゞ文部省の指導要綱にもとづいており、学校側で一、二、三各学年に予め三三単位ずつ割りあてたものを、学校選択として実施していた。この文部省要綱に準拠し、これと大幅に異なる独自の教科単位構成は考案されなかったという点と、また学校選択、すなわち生徒自身による単位選択制を基本的に採用しなかった点とは、その後の立高カリキュラムを貫流する基調となるのである。しかし同時に、この時点ですでに、建学の精神や立大への進学体制を最重視する学校の姿勢がうかがわれることも事実である。すなわち聖書と教養の時間のほかに、科学史、心理学など特殊な講座をおき、また第二外国語(独、仏)を二次より必修選択科目として設置したあたりは、かなり独自の配慮であったということができよう。とくに独、仏語は、いずれか一方を二、三年次にわたって週三時間学習させるという、当時としてはきわめて充実したものであった。

文部省による一九六三年の指導要綱改訂は、高校発足以来はじめて大幅なものであった。立高では六十年に新座移転がおこなわれたが、それによる生徒数、クラス編成、教員構成の変動に伴い、カリキュラム編成の上でも、この時点でやはりいくつかの修正が試みられている。それによると、各教科目の設定はほゞ従来どおりで、履修単位数は一年三四、二年三二、三年三一、計九七単位となっている。相変わらず学校選択と学年制の併用であり、生徒による単位選択制はとられていない。大きな変動といえば、創設時におかれた教養、科学史、心理学など特徴ある講座が姿を消し、また第二外国語は縮小されて、三年のみの週二時間となったことである。これは、カリキュラムの特徴という点では明らかな後退というべきであろう。

立高では一九七〇年四月から、三年生に対してのみ、はじめて部分的な選択制

度を実施した。すなわち週三四時間のうち十時間を選択科目にあて、生徒には各教科の選択講座（国語一二、社会一四、数学九、理科八、英語一三、芸術三）から、二教科にわたって三講座以上を選択させることにしたものである。担当者と講座数に制約があり、すべての生徒が希望する講座を選択できないという問題、また成績評価の上で不均衡が生ずるため、偏差値方式に依らざるをえない事情があったとはいえ、これは、立高におけるカリキュラム史上、画期的な試みであったといえよう。当時の選択講座の中には、たとえば「日本近代小説論考」「昭和史研究」「アジア地誌」「線形数学」「科学英書講読」「熟語と構文の研究」などの題目がみられ、学校をあげての意欲のほどがうかがわれるのである。しかしその反面、この時点で独、仏語は必修および選択科目の双方から姿を消し、外国語は英語のみに縮小された点も指摘しておかねばならないであろう。

文部省によるつぎの指導要綱改訂は、一九七三年である。立高では七一年から委員会が新カリキュラムの準備作成にあたったが、結局、基本線で文部省案に準拠し、いくつかの点で特徴を付加したものが編成された。これが現行のカリキュラムである。教科目のおき方はほとんど文部省要綱どおりであり、必修単位数は一年三四、二年三二、三年二六、選択科目は二年二、三年八単位となっている。三年次の選択方式は、七十年以降のものがほゞそのまま踏襲された。選択講座の内容は担当者によって毎年異なり、なかなか多彩で興味深い。しかし現在では、生徒に四講座八単位以上の履修義務を課していることもあり、選択の幅は一層狭められたものとなっている。選択とはいうものの、申告させたものを学校側で大幅に調整しなければならず、そのため生徒からすれば、選択の希望が十分に貫徹されないのが実情である。これは選択制度の本旨にかゝわる問題であり、前述の偏差値評価方法の問題点とともに、一度は根本から再考されねばならないであろう。

以上、粗略ながら立高におけるカリキュラムの変遷過程を概観したのであるが、こゝでその中から、今後の改訂に向っていくつかの問題点を提示しておきたい。

一、これまで、ミッション・スクールとしての特徴は、教科の面では意外なほど希薄であった。聖書科の講座として聖書が週一時間のみ設置されてきたが、学校の特徴を考えると、教科としてのキリスト教関係の諸講座をさらに増設し、その充実を図るべきではなかろうか。キリスト教史、英国教会史、近代日本のキリスト教などに対する生徒の潜在的関心はかなり強く、むしろ学校側がこれまで、十分これに対応してこなかったように思われる。

二、いわゆる一貫教育の理念は、教育課程の上ではいかなる形態をとりうるで

第4章 立教高等学校

あろうか。一貫教育とは、これまでしばしば当然のように使用され、ときには重大な役割を負わされながら、必ずしも厳密な規定性をもたない言葉であった。教育課程における一貫性の問題もまた、従来は検討の外におかれてきたといえよう。カリキュラムを中学および大学との連絡体勢(マ)の下で位置づけるという配慮は、これまでほとんどなされてこなかった。とくに大学との関係でいえば、卒業生の大半を毎年送り込む立場にありながら、大学の学部編成および一般教育課程との関連で一貫教育のあり方を問い、そこからカリキュラムの具体的編成に迫るといふ視点と意欲は、高校側には欠如していたといふべきであろう。今後、この点はどこまで配慮され、検討されるであろうか。

三、これまでのカリキュラムは、大筋において、つねに文部省の学習指導要綱(マ)に準拠したものであった。これは換言すれば、立高の私学としての独自性は、教育課程の上にさして反映されなかったことを意味するであろう。しかし、その文部省の高校教育に対する指導体制自体が、いまや一つの曲り角にきたといわれている。立高はこのあたりで、私学としての特徴ある教育課程案を、一度は主体的に構築すべきではなかろうか。これは、一貫教育の理念とも深く絡み合う問題であり、また、いわゆる受験校でない立高がその特質を十分生かすためにも、是が非でも取組まねばならない課題である。お仕着せでない、ゆとりある、個性豊かな教育はいかにして可能であろうか。生徒の中に自主的な勉強意欲と高い知的関心を育むためには、まず学校と教師の側に、いかなる姿勢と努力が求められるであろうか。そのような問題のすべてが、この課題の中に凝集されているように思われる。

若原英明「カリキュラムの変遷」『立教学院史資料室たより』No.2 1977（昭和52）年5月 9～12頁

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 [1973年度カリキュラム改訂] [1973 (昭和48)年]

「教科課程および単位数表」〔旧カリキュラム〕

教科目	単位数	履修単位数			計	
		第1学年	第2学年	第3学年		
国語科	現代国語	8	6	6	3	8
	古典乙	7				
社会科	倫理・社会	2	4	6	5	2
	政治・経済	2				
	日本史	3				
	世界史	4				
数学科	数学	4	5	5	3	5
	数学Ⅰ	5				
	数学Ⅱ	3				
理科	物理学	3	6	4	3	3
	化学	4				
	生物学	4				
	地学	2				
体育科	体育	9	3	3	3	9
	保健	2	1	1	1	2
芸術科	音楽	(2)	2			2
	美術	(2)				
	工芸	(2)				
外国語科	英語	18	6	7	5	18
	聖書	3	1	1	1	3
ホーム・ルーム	3	1	1	1	3	
計	93	34	34	25	93	

「教科課程及び単位数表」〔新カリキュラム〕

(本表は昭和48年度第1学年生から適用する)

教科目	履修単位数	計			
		1年	2年	3年	
国語科	現代国語	3	2	3	8
	古典乙(古文)	2	2 ⁽²⁾	2	4
社会科	倫理・社会	2	2	2	2
	政治・経済	3	3	3	3
数学科	数学Ⅰ	6	5 ⁽²⁾	2 ⁽²⁾	6
	数学Ⅱ				5 ⁽²⁾
	数学Ⅲ				2 ⁽²⁾
理科	物理学	6	3		9
	化学				
	生物学				
	地学				
体育科	体育	4	4	3	11
	保健	1	1	1	2
芸術科	音楽	2	(2)	1 ⁽²⁾	3
	美術				
外国語科	英語	5	5	5	15
	聖書	1	1	1	3
ホーム・ルーム	1	1	1	3	
必修クラブ活動	1	1	1	3	
計	34	32 ⁽²⁾	26 ⁽⁸⁾	92 ⁽¹⁰⁾	

- 注1. ほかに選択必修(三年次)4～8単位を履修
 2. 教科課程および単位数は変更することがある
 3. 本表は昭和47年度第1学年生から適用し、該当者が卒業する昭和50年3月31日にこれを廃止する

() は自由選択を示す

〔立教高等学校学則〕1974 (昭和49)年4月1日

〔立教高等学校所蔵〕

資料3 1982年度カリキュラム改訂

資料3-1 [カリキュラム改革の流れ] [1983 (昭和58)年]

〔略〕

*カリキュラム改革の流れ (森田利光のまとめによる)

- 51・8 夏期研修会 (天元台) 「本校の教育の在り方を考える」
 一、学力向上問題 (教師の自己研修・各教科指導目標の設定)
 二、単位制と選択制の導入
- 51・10 前記研修会の提案により「教育課程等研究委員会」発足
- 52・8 夏期研修会 (山中湖)
 「理念・教育目標」を中心に「学内の問題点の総点検」
- 53・4 「教育課程検討委員会」発足

第4章 立教高等学校

- 教職員会議規定に基づき「等」を除外した委員会
- 53・8 夏期研修会（山中湖）
これまでの復習及び「カリキュラム改革の具体像と制度上の諸問題」
- 53・9 校長から教職員会議にP T〔プロジェクト・チーム〕結成の提案
委員会に於て「学校としての方向性」を示してほしいとの要望
- 54・4 新メンバーによる委員会によりP T結成を前向きに検討
- 54・9 P T発足 二期制、英語グレード別授業、検討開始
- 54・11 前記二点55年度より実施することを決定
- 55・3 春期研修会「カリキュラム改革のアウトライン」発表
- 55・5 前記「アウトライン」につき、教科別、及びグループに別れ二度にわたり討議
- 55・9 秋季研修会
（1）校長の基本構想（2）これまでの流れに沿ってP Tが春に示した「アウトライン」提案の背景を、主に大学との関係を中心にP Tメンバーが分担説明
- 56・3 春季研修会
カリキュラム改定の原案提出
各教科の課目配置及び選択A B C D（性格の異なる選択科目）を立てることが骨子。
- 56・6 この時期を中心として、各教科が内容の詰めを行う。夏季休暇中、P Tが、時間割編成上の技術面の研究、模擬時間割を組む。
- 56・9 夏季研修会
カリキュラム改革についての資料説明ののち、（イ）時間割編成上のこと、（ロ）制度上の諸問題について、グループ討議及び全体討議において、およその方向決定。
- 57・3 新カリキュラム案、学校より提案される。これ以後各部署において詰めが行われた結果、本案が成立。
- 57・12 新二年にむけて、本案を説明。
（推薦関係、学部選考制度については現在検討中）
- 12・8 新二年生に（後に掲載する）「選択科目受講の手引」を配布
- 12・9 校長、教頭、教務部長より単位制、選択制の主旨、選択方法等の説明があり引き続いて各教科の代表によるガイダンスが行なわれた。（終日）
- 12・13 予備調査実施、直ちに集計

現在 予備調査の集計結果を参考に、各教科が開講数等を実際の授業時間割を想定しながら検討中

冒頭に記したカリキュラム改革の必要性つまり

- ① 私学としての独自性を存分に発揮し、キリスト教的理念に基づく一貫教育の実をあげ、活気ある、個性豊かな教育内容を創造するため
- ② いわゆる受験校ではない本校が、その諸条件を生かし、立大の要請を的確に受け止め、大学で学ぶに相応しい学力・素養を身につけた生徒を育成するため
- ③ 今回の文部省学習指導要領案が提示する諸問題を正当に摂取した上で、新時代にのぞむ高校教育の課題に本校として主体的に取り組んでいくため、

以上の①②③の三本の柱から成っている本校新カリキュラムの全容（カリキュラム一覧表単位制、選択制の主旨、選択方法、各科目、各講座内容）を次に掲載する。

〔略〕

湯川宣雄・梅津英世「カリキュラム改革の必然性」『新座だより』第34号 立教高等学校 1983（昭和58）年3月1日 13～20頁

〔立教高等学校所蔵〕

資料3-2 カリキュラム一覧表 [1982（昭和57）年]

カリキュラム一覧表

科目名のあとの数字は単位数を示す

教科	1年		2年		3年		(2.3年)
	必修	選択A	必修	選択A	必修	選択A	
国語	現代文3 古典2		現代文3 古典3		現代文3		古文 漢文 講
社会	現代社会4			日本史 地理 4	政経・倫理 世界史	日本史 地理 4	政経・倫理 世界史 座名
数学	数学I 基礎解析 5		基礎解析2	代数幾何 確率統計 3	確率統計 数学演習		微積分 演習 確率統計 省略
理科	物理2 化学2		生物2	物理 化学 生物 2	物理学	物理 化学 生物 2	物理学 略 臨海実習1
保健 体育	体育3 柔道1		柔道1	体育4 (含保健1) 種目省略		体育4 (含保健1) 種目省略	なし
英語	英語5 (グレード別)			英語5 (グレード別)	英文法 英会話	英語5 (グレード別)	英文法 資料 参照
芸術		美術A 美術B 音楽 3					
聖書	聖書2				聖書		
備考	H. R. 1 10科目 33単位		H. R. 1 10科目 33単位		H. R. 1 6科目22単位+選択C 6単位 (以上)		

〔注〕本資料は1982（昭和57）年度のカリキュラム一覧表である。この表を収める「昭和58年度第2学年用 選択科目受講の手引」は、学校側が2年生に進級する1982年度入学の生徒に説明資料として配布したものである（配布日は1982年12月8日）。1982年

第4章 立教高等学校

4月1日改正の「立教高等学校学則」中の「教育課程及び単位数表」の記載とは科目名などに若干の相違が認められる。

立教高等学校「昭和58年度第2学年用 選択科目受講の手引き」1982（昭和57）年
12月8日

〔立教高等学校所蔵〕

資料4 渋谷 寿「新推薦制度について」〔1989（平成元）年〕

新推薦制度について

渋谷 寿

I、推薦制度の変遷（表－1参照）

立教高校から立教大学への推薦制度（以下、単に推薦制度）を考えると、現在の推薦制度は大変複雑で難解なものになっています。現在の制度に到るまでにどのような制度があったのかを振り返ってみます。なお、文中の年号は年度としています。

1 三年次成績 平均六十点以上

一九五五～六七年度（昭和三十～四十二年度）卒業

本校では成績は長いこと百点法で行われていました。単位制に変わったのは一九八四年度卒業の三年生からです。その百点法で三年次の平均点が六十点以上であれば、推薦されるという推薦制度です。

ただし、各科目赤点（四十点未満）でないこと、生活面が良好なこと等いくつかの付帯条件はついていました。

一、二年次の成績は一切関係ないわけですから、三年になって頑張ればかなりの割合で推薦になっていたようですが、一方で、一年から二年、二年から三年へ進級する際に二十～三十名の留年（落第）がありましたので、一、二年次全く手抜きという訳にもいかなかったようです。

この間に、高校は池袋から新座に移転し、学年定員もほぼ倍の五百名となりました。結果的に立教大学内に於ける立教高校出身の学生の割合が高くなりました。

〔表―1〕 推薦制度の変遷

高校卒業年度		大学入 学年度	推薦率	推 薦 制 度
昭和	西暦			
30	1955	1956	82.5	3年次平均60点以上
40	65	66	87.5	実力試験（国数英）3年3学期成績算入
41	66	67	84.9	
42	67	68	83.3	
43	68	69	79.0	持点制度（実力1割）＋3年次61点
44	69	70	75.7	
45	70	71	85.1	3年次62点
46	71	72	80.0	3年次63点、学部学科配分方式（雪月花）
47	72	73	75.6	3年次64点
48	73	74	76.2	併願受験が認められる、経済作文開始
49	74	75	82.0	
50	75	76	83.2	
51	76	77	77.5	
52	77	78	86.5	
53	78	79	78.3	法学部総合理解力調査
54	79	80	77.5	
55	80	81	85.1	
56	81	82	77.9	
57	82	83	80.1	面接廃止、学部別試験実施
58	83	84	87.4	
59	84	85	79.6	単位制での新方式、基礎学力・論述試験
60	85	86	83.0	
61	86	87	74.4	併願制度廃止
62	87	88	73.2	
63	88	89	72.4	
64	89	90		推薦率決定方式（新推薦制度）

※推薦率＝ $\frac{\text{実入学者}}{\text{在籍者数}} \times 100$

持ち点制度 1年次成績×0.1
2年次成績×0.2

第4章 立教高等学校

3 年次成績×0.6

実力試験 ×0.1の合計が60点以上ならば推薦

単位制での推薦

- 方式1 全科目C評価以上、ただし、各学年D9単位まで認める。
学内成績、基礎学力・論述試験の結果を総合的に判断する。
- 方式2 方式1の学内基準は基礎学力・論述試験の受験資格とし、
基礎学力・論述試験の結果は推薦率の決定に用いる。

2 持ち点制度

一九六八～八三年度（昭和四十三～五十八年度）卒業

この方式も十六年間の長期にわたって行われた方式です。

前項の方式が、三年次成績のみを推薦の決定に使用していたため、一、二年次成績が反映しないとのことで、一、二年次成績も推薦の決定に使うよう修正した方式です。

ただし、前項の制度に引き続いた制度なので、三年次の割合が高いものとなりました。

具体的には、一年次成績の一割、二年次成績の二割、三年次成績の六割、それと三年次に行われる実力試験（英、数、国）の平均の一割の合計を持ち点とし、それらが六十点以上あれば推薦される方式です。

この方式と並行して、各学年での留年は次第に少なくなりました。一、二年次の成績が極端に低いと三年で多少くらい頑張っても、推薦の基準に達しないことが多かったからです。

一方ではこの制度の時期、希望留年制という奇妙な形態の留年制度がありました。これは、三年次の最後、あと一步で推薦基準に達しない生徒が希望すれば、三年次をもう1回行ない、推薦に挑戦出来る制度です。ただし、誰でも残れた訳ではなく、そのための試験（残留試験）もあり、毎年十名未満の人数でした。

この持ち点制度に於いても、三年次のウエイトが高いため、三年次を頑張れば何とかかなるという風潮が学内的にはあり、ために一、二年次を軽視する傾向がありました。

一方、立教大学からはことある毎に、学力の低いことが指摘され（ことに英語）、一九六〔七〕一年（昭和四十六年）三月には法学部より、追跡調査に基づいて、「立教高校からの推薦率は現在の学力からみて七十五％が妥当である。」との、いわゆる七十五％論が出た時期でもあります。また、それに引き続いて一九六〔七〕

三年（昭和四十八年）十二月には経済学部が、作文（小論文的なもの）を実施し、卒業時の総合的な実力のチェックが行われるようになり、一九七八年（昭和五十三年）十一月からは、法学部の総合理解力調査が行われるようになりました。

このどちらも、その成績が推薦の可否に直接影響するものではありませんでしたが、基本的な学力、総合的な実力がないと思われる生徒が無視できない割合で存在することが、より明瞭になったと言えます。

経済学部の行った作文、法学部の基礎学力調査が、現在の基礎学力試験、論述試験の原型となりました。

3 単位制における推薦制度

一九八四年度（昭和五十九年度）～現行

一九八二年度（昭和五十七年度）の新入生より単位制度を実施しました。これは、カリキュラムの改訂の時期にあわせて選択科目を大幅に導入するとともに、長い間行ってきた百点法に基づく平均点制度を単位制に改めました。現在行われている評価方法です。

推薦を意識した評価法であったため、A B C D E Fの六段階評価となりました。百点法と五段階評価（評定）の対応は表-2のとおりです。

単位制に変更した理由は、第一に、選択科目が増加し、その成績も推薦に関わる成績となる以上、1点、2点を争う平均点制度よりは、A B Cといった粗い評価の方が科目選択の際、選択の主旨が生かされること。第二に平均点制の弊害（即ち、ある科目の点数が低くても他の科目で補い、結果としてその科目の学力が定着していなくても推薦になってしまう。）を防止し、どの科目も一定以上の学力が定着することをねらったものです。

また、単位制の実施に伴って、希望留年を含む留年制を廃止しました。

一方、単位制における推薦制度の検討が高校一大学で進められ、基礎学力・論述試験が試行期間を経て、推薦制度の枠組みのなかに入ってきました。

基礎学力・論述試験は前述の経済学部の作文、法学部の基礎学力調査が原型となっており、大学が出題し、採点を行い、結果を高校に伝えます。

今までは、高校の学内成績のみが推薦の基準となっていましたが、ここで、大学が実施する試験の結果も推薦の基準に入ってきたわけです。

基礎学力試験は英語、国語、数学の三科目の基礎的な力をみるための試験で、難易度も高校一、二年の教科書程度になっており、いわゆる入試問題のようなものではありません。また、論述試験は与えられたテーマに関して、単なる感想文ではなく、自分の考えを一千字前後にまとめて述べる試験で、この試験は大学教

第4章 立教高等学校

育に対する総合的な適性をみるためのものです。

高校では、この試験の取り扱いを以下のように定めました。一・二年の最終追試後、一・二年科目が学内成績基準を満たしている者を基礎学力・論述試験の受験対象者とし、試験の結果と学内成績を総合して推薦の可否を決定することにしました。

〔表一2〕 評点、評価、評定の関係

評点	評価	評定
80～100	A	5
70～79	B	4
60～69	C	3
50～59	D	
40～49	E	2
0～39	F	1

4 新推薦制度

前項の推薦制度が動き始めて二年目。推薦制度に関連した混乱が起きました。一九八五年十二月～八六年三月のことです。

結果的に、特別留年という形で、三十名の留年生を出すことになりました。これは、すでに留年制度を廃止した高校としては、ルールにないことを行ったことになり、大学でもこのことが問題となりました。また、このことは報道機関にもとりあげられ、混乱に一層拍車がかかりました。

一九八六年度、大学、高校の双方に推薦問題に関する特別委員会が設けられました。推薦制度を混乱なく運用していくこと、新しい推薦協定を作ることが目標でした。

二年間におよぶ検討の末、新しい推薦制度が作られました。現在の一年生（一九八八年度新入生）から適用されることになりました。

Ⅱ、新推薦制度

以下は、一九八八年五月二日の父母の会総会の後、新入生保護者に対して、配布した新推薦制度に関する資料です。

推薦基準

- 1 一・二・三年次成績が全科目（一・二年次それぞれ三十二単位、三年次二十七～三十一単位）評価C以上であること。ただし、各学年次九単位まで評価Dを認める。
- 2 基礎学力試験を受験し、各学年での学内実力試験成績を加味した高校内

成績序列が基礎学力試験の結果によって定まる推薦枠内にあること。

- 3 論述試験の結果、大学における勉学に関する総合的な適性があると認められること。
- 4 高校での生活状況が良好であること。

1 基礎学力・論述試験について

- ① 受験資格は、最終追試後の一・二年度科目成績が全科目（各学年次三十二単位）評価C以上であること。ただし、各学年次九単位まで評価Dを認める。
- ② 基礎学力試験は英語・国語・数学の三教科について大学がこれを実施する。
- ③ 論述試験は大学がこれを実施する。
- ④ 基礎学力試験の結果定まる推薦枠は以下の方法に従って算出される。

※ 推薦率（对在籍者）の上限および推薦枠の決定方法

基礎学力試験の受験者全体の成績分布によって、各年度毎の在籍者に対する推薦率の上限を決定する。算出方法は以下の通りである。

- 1 各科目毎の素点の平均 m 、標準偏差 σ を求める。
- 2 $A = m - 1.5 \times \sigma$ を各科目毎に計算する。
- 3 換算表に従って、AからBを各科目毎に求める。
- 4 三科目のBの平均をその年度の推薦率の上限とする。
- 5 推薦率の上限に在籍者数を乗じたものを推薦枠とする。

換 算 表

A	B%
10	70
11	70
12	71
13	71
14	71
15	72
16	72
17	72
18	73
19	73
20	73
21	74
22	74
23	74
24	75
25	75
26	75
27	75
28	75
29	75

A	B%
30	75
31	75
32	75
33	75
34	75
35	76
36	76
37	77
38	77
39	78
40	78
41	79
42	80
43	80
44	81
45	82
46	82
47	83
48	84
49	84

A	B%
50	85
51	86
52	87
53	88
54	90
55	92
56	94
57	96
58	98
59	99
60	100
60以上	100

第4章 立教高等学校

2 序列について

B選択、C選択、D選択、ホームルームを除く三年間の取得科目のそれぞれの評価にA=6、B=5、C=4、C'=3、D=2、E=1、F=0のポイントを与え、その科目の単位数をかけ、合計したものを科目序列ポイントとする。

さらに、各学年一回実施される学内実力テストの結果を、各科目の素点（百点満点）を十点法に換算したものを実力試験ポイントとする。

科目序列ポイントと実力試験ポイントを加算し、この合計ポイントを高点順に並べたものを序列とする。同ポイントは同序列とする。

なおC'とは、追試験後C評価の場合を意味する。

3 生活状況について

高校生活における状況が良好の者でなければ、成績上の基準を満たしている者であっても推薦されるとは限らない。従って、謹慎以上の教育指導を受けた者は推薦資格を失う。ただし、その後の本人の生活状況によっては推薦会議を経て推薦される場合もある。

4 推薦の最終決定について

上記の基準をすべて満たした者は、推薦会議を経たのち、校長によって立教大学への推薦が決定される。以上

Ⅲ、新推薦制度に関する解説

新しい推薦制度の特徴は、第一に基礎学力試験の結果の取り扱いを明確に定めたことです。

即ち、基礎学力試験は、個々の結果を問題にするのではなく、全体的な分布が対象となります。このため、各科目の平均だけではなく標準偏差も推薦率決定の基礎数値となります。

従って、個々の評価は個人個人の推薦の可否を直接決定するものではありません。その学年全体の学力水準を測定し、平均、標準偏差といった全体的な統計量からその年度の推薦率を一定の手順によって（やや複雑な印象を与えますが）決定出来るように定めたことです。

一方、論述試験は大学教育に対する総合的な適性を判断する試験ですので、この結果は直接、個人個人の推薦に関係してきます。

第二は、推薦の判断に序列を導入したことです。これは、成績面における競争原理に基づく学習意欲の喚起も狙いの一つですが、それ以上に、三箇年の高校生活における学習努力の結果を推薦の判断に加えることにより、結果的には、基礎学力試験の個々の結果よりも学内成績を重視していることとなります。

従って、序列的に上位の者は、あまり推薦のことを意識することなく、自分の関心のある分野の勉強を行ったり、課外活動に専念することが可能になります。その結果、受験勉強では得られない何かを掴み取った生徒が多くなることが期待できます。

序列的に中位あるいはそれ以下の者は、より一層の学習努力が必要となります。結果的に全体的な学力向上があれば、その学年の推薦率は向上し、より多くの者が推薦による進学を達成することが出来ます。

Ⅳ、あとがき

ここからは、個人的な感想です。

新推薦制度は内容的に大変複雑で分かりにくいものになっています。しかしながら、推薦制度の変遷をざっと読んでいただければ、過去にあった推薦の方式のいろいろな部分が少しずつ入り混じったものになっています。また、推薦に対する考え方も大学、高校のそれぞれの考え方が盛り込まれています。

いわば、推薦制度の寄せ鍋の様なものです。材料もいろいろな過去の制度の部分を用い、味付けも高校味を基本にし、隠し味に大学味を用いています。まあ、これが甘過ぎるのか、辛過ぎるかは分かりませんが。

従って、ある部分だけをとっても何のことも分かりにくい所もありますが、全体的にみていけば、なかなかよく出来た推薦のシステムと言えます。

さて、一九八八年度の三年生の推薦者は三百五十七名でした。この内、立教小学校出身者はわずか三十三名です。

『一貫教育』について改めて考えさせられてしまう数字ではないでしょうか。『一貫教育』については、様々な議論があるようですが、私自身は、その『教育』を受ける者がこのように減少してしまうのでは、一貫教育でも何でもないと考えます。いまや『一貫』しているのは、学校名だけではないでしょうか。

だからと言って、力量不足の者を何が何でも上級の学校へ進学させると言うことではありません。

現在、『一貫教育』を阻んでいるものは、学力不足の一語に尽きます。ここで言う学力とは、受験勉強のような勉強で身に着ける⁽⁵⁷⁾学力ではありません。上級学校へ進学しても普通について行くだけの基本的、基礎的な学力のことであり、多少、学力的に低くても学んで行くための意欲のことを意味します。

今は、あまりにもそれが低いために、学んで行く意欲すら蝕まれています。これでは、推薦入学で進学するメリットはなかなか見つけられないのではないのでしょうか。

第4章 立教高等学校

これには、生徒、保護者の推薦制度があることによる甘え、努力不足もあるでしょう。

また、一方では小・中・高・大の教員の取り組み方にも責任の一端はあると思います。推薦制度がある以上、学習に対する動機付けはどうしても甘くなってしまいます。これはある意味では、与えられた教育環境ともいうべき状況です。制度を手直しでは何の解決にもなりません。生徒に学習の動機付けが与えられるのは、教員と生徒が直接向き合っている教室にしか解決の糸口はありません。

子供が楽をして進むのではなく、子供に進むための能力を持たせたいと思うのが子を持つ親の願いではないでしょうか。

親は、子供や教師、学校に求めるのではなく、自分の責任を果たし、生徒は、親や、教師、学校に甘えることなく、自分の置かれた状況を正確に把握し、努力を積み重ねなければなりません。

そして、教員は生徒や親に教育責任を転嫁することなく、実効ある教育のための努力、工夫、研究を続けなければならないと考えます。

(立教高等学校教務部長)

渋谷 寿「新推薦制度について」『新座だより』第40号 立教高等学校 1989
(平成元)年4月1日 39～46頁

[立教高等学校所蔵]

資料5 「教育課程及び単位数表」[1994(平成6)年]

「教育課程及び単位数表」

(本表は1994年度第1学年生から適用する)

教科	科目	1年	2年	3年	計	備考
国語	国語Ⅰ	5			5	注1 ★印の国語科目は、★印の 数 学2科目との間から1科目選択
	国語Ⅱ		6		6	
	現代文			4	4	
	国語演習			★(3)	(3)	
地理歴史	世界史A		2		2	注2 ◆印の地理歴史の2科目は、 ◆印の公民2科目との間から1科 目選択
	世界史B		◆(4)	※(4)	(4)	
	日本史A		2		2	注3 ※印の地理歴史3科目は、※ 印の公民2科目及び理科2科目と の間から1科目選択
	日本史B		◆(4)	※(4)	(4)	
	地理B			※(4)	(4)	

第3節 教育環境の整備

公民	現代社会 政治・経済 倫理	4	◆(2) (4) ◆(2)	※(2) (4) ※(2)	4 (2) (4) (2)	◆印は注2と同じ ※印は注3と同じ
数学	数学Ⅰ 数学Ⅱ 数学Ⅲ 数学B 数学C	4			4 3 (3) 3 (3)	★印は注1と同じ
理科	物理ⅠB 化学ⅠA 化学ⅠB 生物ⅠB 物理Ⅱ 化学Ⅱ		4		4 4 4 (4) (4)	1科目選択 ※印は注3と同じ
保健 体育	体育 保健	4	3 1	4 1	11 2	
芸術	音楽Ⅰ 美術Ⅰ	3			3	1科目選択
家庭	生活一般			2	2	
外国語	英語Ⅰ 英語Ⅱ ホーラルコミュニケーションA ホーラルコミュニケーションB リーディング ライティング	4 1 1 1 1 1	5 2		4 5 1 2 3 2	
宗教	聖書	2			2	
自由 選択群	国語 地理歴史 公民 数学科 理科 芸術 英語 宗教			(6) 5 (10)	(6) 5 (10)	3科目以上5科目まで選択 (各2単位)

第4章 立教高等学校

特 活	ホーム・ルーム	1	1	1	3	
	必修クラブ活動	1	1	1	3	
合計		33	33	31～35	97～101	

1単位は35週

「立教高等学校学則」1994（平成6）年4月1日
〔立教高等学校所蔵〕

第4節 新座移転後の学友会と学校行事

新座移転後、広大な校地に恵まれ、学友会活動は、体育部・文化部共に大きく実績を伸ばした。文化祭はセントポール・フェスティバルと改称（資料1）され、学友会会長も、生徒自身による直接選挙により選出されるようになり（資料4）、生徒の自治活動にも変化が見られるようになる（資料8）。学校規模が大きくなり、社会生活の多様化に伴い、教育活動にも、池袋時代とは異なったものが要求されることになった。従来からのスキー学校などの他に、フレッシュマンキャンプが行われ（資料6）、修学旅行にも自主研修はじめ、新しい試みによる変化が見られるようになった（資料7）。
（鈴木武次・清水靖夫）

資料1 「セントポールフェスティバルと命名」[1960（昭和35）年]

セントポールフェスティバルと命名

九月十六日第一回文化祭準備委員会が開かれ、十一月、二、三日に例年行っていた文化祭の名称を「セントポール・フェスティバル」と改名した。改名を提案した本部では

志木に移転して第一回の文化祭に画期的な発展を目的とし、内容も今までの文化的なものだけにとどめず、文化、運動と広範囲にわたるものになりたい。又、固い殻を破ったやわらかいお祭的気分のものにして、生徒全員が楽しく過すためである。

といっている。他に「立教祭」^{〔ママ〕}「志木祭」「野火止祭」等十数種の名称が、候補にあげられたが、二年二組が出したこの名称に決定した。昨年の第九回文化祭にひきつづき、第十回セントポールフェスティバルとなる。

『立教新聞』第82号 立教高校 1960（昭和35）年10月16日 1面
〔立教高等学校所蔵〕

資料2 「S・P・Fを探る」[1960（昭和35）年]

S・P・Fを探る

五月の本部会で文化祭の日取りが十一月二、三日に決定。同月十日の学友会委員会席上で文化祭準備委員会が発足。具体的な事柄は二学期に入り本部を中心として着々と進められた。第一回文化祭準備委員会で画期的な発展を期して「セント・ポール・フェスティバル」と改名、その意味からいって今年のS・P・F(新名称の略)は、昨年を増す充実した成果が期待されている。

展示から目を通して行くと、宗教関係の学校独特の存在である宗教部は「キリスト教と日本古来」を主題とし、宗教の相違を迷^(マ)べ、宗教の認識を高めてもらうと張切っている。文化祭のみならず各方面で毎年素晴らしい研究成果を挙げている地歴部では今年も、夏期休暇中に地質班が高知県へ日本地質学の最初である「佐川造山運動」を研究課題に実地研究、民族班は五島列島へ「隠れたキリスト教徒」と題して研究、その意欲的な研究成果は大いに期待が持てる。充実した内容で定評のある生物部は植物界に深く手を伸ばすと同時に動物の成長に関する各種の研究また個人研究としても「真菌類の垂直分布」があり三年越しの研究の結果が楽しみ。これまで期待に答えなかった放送研究会は「音の世界」から日頃の作品を発表、相当に活躍しそうだ。観測部は化学班が殺虫剤、花火の製造課程^(マ)を実験ラジオ班が「ハム」を発表するがこれが見もの。新聞部では「四年後の東京」と題して変り行く東京の現状を鋭く探究する。美術部は例年通り「立展」を行なう。その他変った所では三年一組が株を通じて「日本経済の現状」を扱う、また二年二組の「第三次世界大戦」、二年七組の「弓」等もあり文化部とは違った意味で新風を巻き起し、昨年までのマンネリズムから脱皮した優れたものになりそうだ。

演芸に目を移すと、演劇部と英語部の純劇を除くと皆、時代を追った若さ溢れるものばかりだ。演劇部は柴田先生力作の「雪林幻想」に連日の猛練習。動、植物が人間の感情を表わすという主観的な劇。今までに見られない劇風だけに期待は大きい。一方英語部は同じ柴田先生作の「なまはげ」を英語劇にして上演。東北地方の年中行事「なまはげ」をバックに五十分の大活劇。演芸の中心となるものは音楽部を中心とする演奏。音楽部はギター演奏に日頃の力をふり絞り「ドナウ河の漣」他四曲を奏でる。また有志による「ラテン、カクテル」「ハワイアンパラダイス」等盛沢山のプログラムはS・P・Fを一段と華かなものにしてくれるだろう。昨年評判のよかったイチゴ会は劇「或る教室の出来事」を上演。高校生気質を憎いまでに描いている。

スポーツではクラス代表選手によるトラック競技をはじめとして柔道、剣道、ラグビー、バレー、サッカーが対抗試合。空手が演武会。体操が公開練習をする。

第4章 立教高等学校

志木でのスポーツはいうまでもなく今までになく傑出しており、展示、演芸、スポーツ各方面において今年のS・P・Fは期待されている。

『立教新聞』第82号 立教高校 1960(昭和35)年10月16日 1面

[立教高等学校所蔵]

資料3 J. グライスディル「立派な体育祭」[1961(昭和36)年]

立派な体育祭

J. グライスディル

イギリスおよびスポーツを愛好する日本をふくめて、世界中の国々でおそらく学園における体育祭というものは、その年間行事中の白眉であろうと思います。スポーツデーは、古代ギリシャのあの輝やくべき活躍と目標を一つにした身体陶冶の領域での年に一度の公開行事ですから、それには学業と同じくらいの重要性がかゝります。

イギリスのスポーツデーは、必ずといってよいほど学校当局や先生方に計画してもらっていますが、私にとってこゝ日本 - 特に立教で一番印象深かったことは、体育祭のあのこまごまとした準備が、生徒自身^[ママ]によって選ばれた学友会企画委員の手によってねられ、実行されたということです。

体育祭がチャプレンの礼拝によって開始されるということも私には珍しい経験でした。なかでも最も賞賛されるべきは、競技プログラムに入る前に、全員で身体をもみほぐすための徒手体操をしたということです。グラウンドのいたるところで繰りひろげられた、生気に満ち満ちたフェアなスポーツマンシップを見て、私は心がおどるようでした。

イギリスではこのような日には多数の父兄が観戦をしに参りますが、立教では一人の父兄もみかけなかったことには少しおどろきました。

この日主催者側からわざわざ用意されたクズ箱をもう少し利用してくれれば、申し分のない日となったでしょう。しかしながら統一のとれた徒手体操(一部分不ぞろいなどころがありましたが)整然とした進行(特に売店での買い方がきちんと行なわれていた)は、立教の体育祭が第一級の体育技術と学友会の働きを披瀝したものであると思います。

とにかく、イギリスより来たばかりの私から、この体育祭に心からオメデトウと申しましょう。(訳者は楨先生)

[注] J.G.Grisdale (イギリス人)は、当時の英会話講師。校宅に居住。

『立教新聞』第87号 立教高校 1961(昭和36)年6月15日 3面

〔立教高等学校所蔵〕

資料4 〔初めての会長直接選挙〕〔1964（昭和39）年〕

規約改正（昭三十六年／以来二度目）により初の会長直接選挙

去る四月二十三日、第一回会長直接選挙が実施された。その結果、九十三票の差で会長には安川達雄君三年、副会長には浦山均君三年が当選した。学友会発足後二回目の規約（学友会規則）改正を経て行なわれた今回の会長直接選挙は本校学友会史の貴重な一頁を築くものである。それではこの画期的な試みが実行に移されるにはいかに多難な道を歩まねばならなかったか、規約改正前後から順を追って振り返ってみよう。

三十八年度第三学期に入った直後、従来通り議員総会において会長、副会長が選出された。そしてこの行動派新役員諸君を中心^{（ママ）}に学友会会長、副会長を生徒一人一人の手で直接選挙しようという意見が急激に沸騰しはじめた。

その理由というのは前号の同紙上で当時の会長安川君が答えてくれた通り、本校生徒があまりにも学友会活動に対し無関心であるからであった。その現状を少しでも改善するためには果して何をどうしたら良いのかと本部では毎日遅くまで討議した結果、従来の間接選挙を廃止し全校生徒の手による直接選挙を行なうのが妥当であるという意見に一致した。これは他校の自治活動と本校自治活動とを比較してみればすぐわかることであって、他校の大部分はその役員を直接選挙によって決定することを根本としている。そして本部は新聞部と協力し他校の直接選挙に伴う自治会規則を調べ参考にしたうえ、本校のものを改正していった。

〔略〕

	2 年	3 年	計
安川達雄	190	237	427
浦山 均	228	106	334
河口和範	68	104	172
無 効	12	4	16
白 票	7	10	17
	505	461	966
会 長 安川 達雄. 副会長 浦山 均			

〔略〕

四月二十八日（火）選挙後第一回の議員総会が開かれ各役員が次のように決定した。

第4章 立教高等学校

副会長（会長指名）岡部君③、議長長沢君③、副議長中島君①、書記和田君③
北沢君②、会計岡部君③中村君②

岡部君が副会長と会計を兼任し副議長に一年の中島君がなった事は今までの役員改選にはみられなかった異例のことである。

〔略〕

体育部委員長 嶋津君（陸上）

文化部委員長 立岩君（新聞）

今度の規約改正により今までなかった体育部及び文化部の委員会が発足した。そして四月十七日の議員総会で各部代表議員が互選して体育部、文化部の委員長を決定した。前者の委員長には陸上競技部キャプテンの嶋津君、後者委員長には新聞部キャプテンの立岩君が選ばれ新設の委員会を一年間指揮することになった。

又、中央委員会も同じく新たに設置された委員会である。

これは、各学年委員会、風紀、広報、厚生委員会、体育部及び文化部委員会の委員長八名と本会役員本部員によって構成される。議員総会にかわる中間議決機関として置かれたもので、①各委員会の企画運営を審議決定、②予備費の審議決定、③その他必要事項の審議決定、を主な仕事としている。

これによって議員総会は今まで以上に承認機関としての傾向が強くなるわけである。

『立教新聞』第103号 立教高校 1964（昭和39）年5月19日 1面

〔立教高等学校所蔵〕

資料5 「立教・シー・ハイル！」[1974（昭和49）年]

立教・シー・ハイル！

立教高校のスキー学校も今年で22回を迎えます。第1回（昭和23〔27〕年）から5回までは長野県を中心に（池の平・熊の湯・万座）第6回から14回までは山形県の蔵王で、そして15回以後は同じく山形県米沢市のここ天元台で行われて居ります。天元台はスキー場としてはそんなに広いところではありませんがスキー学校を開くべき環境としてはこれに勝るものがなく、このスキー学校開催中は、立教中校と立教高校とで天元台ホテルは貸切りになります。諸君は中学生の兄貴分なので、君達のいたるところでマナーが中学生達の手本になります。高校生としての規律正しい行動をとることは云うに及ばず、弟分の中学生の面倒もよくみてあげるようにして下さい。スキーの楽しみは滑ることばかりでなく、練習が終ったあとの各グループごとの団らんが又かくべつです。若い日に身体を錬えると同時に、強い友愛の精神を養いましょう。白銀の山々が諸君の来るのを待

っています。

スキー学校校長 槇 忠志

スキー学校実施要項

- 1 目的 規則正しい団体生活の体験と生徒及び教師との親睦を深め併せてスキー技術を修練する。
- 2 期 日 昭和49年12月22日（日）～12月29日（日）
〔7泊8日 車中一泊含む〕
- 3 会 場 山形県 天元台スキー場
- 4 宿 舎 山形県米沢市大字李山大笠12118～6
天元台ホテル（TEL 023855-2230-2231）
- 5 指導組織

団 長	槇
実習担当	上野 渡 辺
生 活	森田 鈴木 西村
庶務、記録	三 浦 新 藤
医 務	後 藤 洪 谷
会計、渉外	山 岸 大 野

〔スキー学校実施要項〕1974（昭和49）年

〔立教高等学校所蔵〕

資料6 森田利光「フレッシュマン・キャンプ報告」〔1976（昭和51）年〕

フレッシュマン・キャンプ報告

森田利光

〈初めての試み〉

昭和五十年夏の教員研修会に生活指導委員会から提出された次の議案が「フレッシュマンキャンプ」誕生のきっかけとなった。

指導の原点にもどり、教師と生徒の「教育的関わりの中」を設定するため教師と生徒の合宿の場を企画する。

立高キャンプ、ホームルームキャンプ、フレッシュマンキャンプ、リーダーズキャンプ、学友会キャンプ、等。

九月四日に行なわれた会議の結果主旨に賛同、更に具体的企画立案をすべく委員会結成の運びとなった。翌週、校長よりキャンプ検討委員会委員十数名が指名され、具体案検討に入った。委員会は約二ヶ月間精力的に活動をした結果、現時点

第4章 立教高等学校

では一年生全員を対象とするフレッシュマンキャンプが最も必要であるとの結論に達し、その具体案をまとめあげた。そして、十一月二十日の教員会議に提案、賛成多数を経て、昭和五十一年度実行の段どりになった。これでキャンプ検討委員会はその任を果して解散し、校長は新たにフレッシュマンキャンプ実行委員五名を指名した。実行委員は「交わりを深めよう」というキャンプ主題に合うように、細かいプログラム検討から実務面の準備へと入っていった。そして三月初めには清里清泉寮の下見を行ない、新年度を待つばかりとなった。

〈問題点〉

さて、ここまでの準備段階において幾つかの問題点があった。主なものを挙げてみると、第一は当然のことながら時期と場所。フレッシュマンキャンプとしてタイムリーな時期、交通コストの可能性のない時期、環境が良く、キャンプの主旨の生かせる施設のある場所等の条件があった。第二に、何クラス単位で何回に分けてキャンプを行なうかの点。結局、初めての試みであるし、キャンプ運営とその成功を重視し、二クラス単位で行なうことになった。第三は、付添教師の人数と残留クラスや他学年の授業への影響。生徒と教師の接触密度を濃くする為には付添者は多数であることが理想であるが、授業と並行してキャンプを行なう為はその両者の接点の求めどころが難しかった。それでも、主に一年の授業を持っている先生は一回は参加、一年主任は二回、キャンプ実行委員は三回、そして、校長教頭、教務部長も参加することになり、付添教師二十四名、延べ四十三名、生徒百名に対し教師八～十名の割となった。残留クラスに多少のマイナスがあっても、キャンプを成功させることが大切であるとの関係者の英断によるものであった。問題点の最後は、プログラム内容。特にメインプログラムであるセッションの内容及びその運営の点であった。教師自身も未経験のことであるし、運営に当っては大いに研究、勉強をしなければならなかった。その為には大学から専門家を招いて実行委員の勉強会をしたりして、準備は周到を極めた。

尚、キャンプ期間中の残留クラスの特別時間割編成には苦労があったが、教務が中心となって作業が進められ、多くの先生方の協力を得て、比較的休講の少ない時間割編成がなされたことは大変うれしいことであった。

〔略〕

〈ふりかえり〉

感想文などを通して判断すると生徒の九割以上はこのキャンプは良かったと感じている。参加の先生たちもやって良かったという声が圧倒的に強い。まず大成功と言ってよいと思う。しかし、考えなければならぬ点も見逃がせない。そこ

で、感じたままに良かった点と、考えるべき点とを挙げてみる。まず前者は、(1) 準備がよかったこと、(2) 小人数制(二クラス単位)のキャンプができたこと、(3) 付添教師の数が多かったこと、(4) プログラム内容が当を得ていたこと、特にセッションが充実した内容であったこと、(5) 大自然に恵まれた環境が良かったこと、(6) 先生たちがすすんで生徒の中に入っていったこと、等である。次に後者は、(1) 授業にかなり影響があったこと(2) 準備段階で実行委員と一年主任との連絡打合せが充分でなかったこと、(3) 生徒の意見ではもう一泊ほしかったこと、(4) その後の学校生活とどう結びつくか、等であるが、(1)の授業への影響が最大の問題点である。

おわりに、今後フレッシュマンキャンプが更に発展し、学校生活に良い影響をもたらし、誕生の意義を全うしていくことを祈ってやまない。

〔略〕

森田利光「フレッシュマン・キャンプ報告」『新座だより』第28号 立教高等学校
1976(昭和51)年10月23日 6～9頁

〔立教高等学校所蔵〕

資料7 「修学旅行」[1976(昭和51)年]

修学旅行 一第二学年一

〈修学旅行概観〉

二年学年主任 山崎 広

本年度の修学旅行は、例年の九州一周とは大きく変わった形で行われた。九州旅行にも捨てがたいものは多くあったわけであるが、現地五泊で一周するにはバスに乗り放しの移動時間が必ずあるとか、何より自主的な見学に制限がついて、すべて学校側お仕着せの感が深かった。経費の節減も課題としてあった。

それで本年度は最低何泊したら修学旅行の意義が達成されるか、その際に自主見学を安全かつ満足いく形で行わせるにはどうしたらよいか、費用をどこまで切り詰められるか等々で研究を重ねた。

昨年夏休み中の下見段階までに目的地を中国地方とし、三コースを設定、そこには必ず連泊地を考える。近代都市としての機能と、歴史的な価値とを同時に盛りこむなどの基本線を決めた。また生徒が班単位で行動した時の安全を考え、土地での目標ともなる一流ホテルを利用することも決断した。しかし費用は五万円内にとめる等で切り詰められるものは限度まで切り詰める形をとった。

一年生の二学期での生徒への啓蒙、費用の積立てでの御父兄の御理解、二年生になってからの各組主任の生徒の自主見学地に対する適切な指導等で、無事故で、

第4章 立教高等学校

多大の満足感を土産に四泊五日の旅行を終った。

なお本年の文化祭に成果や反省を踏まえた展示を行う予定である。

(本校国語科教諭)

〈Aコース〉

前田忠昭

旅行後、生徒の書いた感想文・アンケートをもとに、生徒側の新しい修学旅行に対する反応、特に自主研修について簡単に書いてみたいと思います。

Aコースは、萩・津和野、秋芳洞、宮島、広島と歴史と風景にめぐまれた、実に盛り沢山の旅程であった。少々消化不良気味ではあったが、全生徒が、その全般的印象について「とてもよかった」「よかった」と答えており、「つまらなかった」と答えたものは皆無であった。又、自主研究が多かったことを、特によかった点として、ほとんどの生徒があげている。自主研修は、今回の修学旅行のいわば「売物」であり、生徒がどのように取り組むかが、大きな課題であった。が、彼等は予想以上に積極的に作業を始めた。彼等は自分達のコースの決定には、何らかの形で全員が参加する方法をとった。そして九割の生徒が本を購入し、見学場所の地理・名産は言うまでもなく、その歴史的背景までも予め調べ自主研修に臨んだ。これは担当教科の先生の熱心な指導の賜であると同時に、「自分達の手で修学旅行を」という生徒の気持の表われでもあった。コースがすべて決められていたかつての九州旅行ではまずみられなかったことだと思う。生徒は自分達の足で、自分達の選んだ土地を歩くことに喜びを感じた。「長門峡でお店のおばさんにハイヤーを欲しいというのですぐ電話して頼んでくれ、最後まで僕達を見送ってくれた」「夏みかんが五、六個入って一〇〇円、それも誰もいなくて、ただ置いてあるだけ、東京ではとてもできない」と、その人情の豊かさに、心をうたれている。又、広島の自主研修では、全生徒が平和記念館を訪^{マツ}づれ、戦争を知らない彼等(僕達というべきなのだが)が、「……原爆のものすごさを語ると同時に、胸がしめつけられる思いがした。折鶴が沢山つるされているところなど本当にさみしい気持がした。市内見学をし、列車に乗りこむまで、その事を考えていた」とか「この記念館をどうして狭い日本の広島だけにとじこめておくのだろうか…中略…東京に住む僕でさえ、初めて見たというのに、まして外国の人間にどうしてわかり得ようか。この深い怒りは、あの記念館の入口をくぐった者にしかわからない。」と戦争の残酷さを知り、怒りをこめて、二度と戦争の起こらないことを願ったりした。

こうして、生徒達は、自分達に与えられた自由な時間をできるだけ有意義にすごそうと努力した。自分達の計画に対し、一抹の不安を抱きながら行動し、それ

が見事思い通りのものであったことを知ると「その計画の完璧さ」に自画自賛し、又、自分達の計画が、実際の場に来て無理だと知ると、学校では考えられない程、臨機応変に行動したのである。未知のものへの不安と期待が、彼等の自主研修への積極的参加を呼び起こした。そして「自主研修の時間が足りなかった」「連泊をもっと増やして欲しい」という声が聞かれ、「自主研修がなければ、こんなつまらない修学旅行はない」とまで彼等は言うようになった。以上のように、今回の自主研修は生徒にとって非常に魅力あるものであった。「修学旅行は自分達が主役なのだ」と言う実感を抱き、ある種の満足感を彼等は持ったに違いない。こうした意味で今回の修学旅行が、非常に意義のあったものであったと言えよう。そしてまたこれからの旅行が、この自主研修を主体にして、より充実したものになる可能性を持っていることを、我々に暗示した修学旅行でもあった。

(本校英語科教諭)

<Bコース>

湯川宣雄

修学旅行のあり方を再検討しようという動きが起きて、もう久しくなります。私達、修学旅行委員会も数年前から模索し続けてきましたが、やっと実現の運びとなったのが、今回実施された旅行です。

その基本にあたるものは

- 一、A（萩・津和野・秋吉）コース、B（岡山・吉備路・北四国）コース、C（山陰）コースと、三コース設け、クラス単位にコースを選択させ、できるだけ少人数で旅行をする。
 - 二、自然景観、歴史的遺産を三コース共に、均等に、しかも豊富に盛り込み、コース内でも更に見学地を選択できるようにする。
 - 三、日数を縮少し、どのコースも必ず連泊地を設け、旅をゆとりあるものにする。
 - 四、自主見学の時間を大幅に取り入れる。
 - 五、宿舎、費用の均等
- などで、今まで、本校が実施してきた旅行とは大幅に異なります。

結論めいたことを先に述べますと、帰校してからの生徒諸君のレポートでも、実に詳細に見学地を描き出しています。旅行前の準備段階で、地図、スライド、案内書郷土誌などを材料に、十分下調べをし、自主見学地については、グループ毎に計画を練り、予定表を予め作っておいたことが、成功した大きな原因となっています。何よりも、各コース共、約二〇時間という大幅な自主見学時間を設けたことが、彼らに、自主的に参加する姿勢を植え付け、結果として生きた修学旅

第4章 立教高等学校

行となったものと思います。

それでは私はBコースに参加しましたので、Bコースについて紹介致します。

五月一二日、東京を出発した一行一四〇余名は、岡山に、まず、その第一歩を印しました。本来、岡山の町は山陽道特有の明るさを持つ町ですが、あいにく、この日は小雨模様でした。私達一行を乗せたバスは、市街を走り抜け、一五分程で市の東郊、東山にある岡山国際ホテルに到着しました。第一日目は、到着後、約四時間、市内の自主見学となっています。幸い、雨もあがり、疲れを見せない彼らは、さっそく、グループ毎に市内各地に散っていきました。後樂園・鳥城（岡山城）・博物館・美術館、そして、天満屋付近の中心街などを見学して、六時半の夕食までに帰って来ました。

第二日目は、朝八時半から夕方六時まで、全日自主見学という生徒諸君にとっては期待の一日です。予め、モデルコースとして示しておいた「ホテル-岡山駅-倉敷-総社-吉備路-備前一宮-岡山駅-ホテル」を見学してきた諸君が最も多かったのですが、このコースを逆にしたり、倉敷だけを終日のんびり見学したり、鷺羽山方面へ行ったり、吉備路十数キロを歩いたり、レンタ・サイクルで行ったり、様々な形で二日目を楽しんできました。

さて、第三日目、岡山をバスで出発した私達は、児島湾の干拓地を通り抜け、約一時間で宇野湾に到着、そして、宇高航路で高松港に渡り、待っていたバスで、宿舎栄荘別館に直行しました。部屋割休息をして、一二時少し前に解散し、夕方七時まで自主見学に当てられています。ここでも、彼らは精力的に各見学地を訪ねて来たようです。予め提出した計画以上に脚を伸ばしたグループが大半で、高松市街・屋島(マ)・栗林公園・玉藻城跡・五色台・金比羅等様々でした。中でも、小さな連路船(マ)で鬼ヶ島に渡り、洞窟探険をしてきたという変わったグループもあったようです。

第四日目、高松を離れた私達は一路、国道十一号線を鳴門に向かいました。鳴門公園から観潮船に乗り、渦潮を見学しながら淡路島の福良港に渡りました。港のすぐ側の芝居小屋で、淡路伝統の人形浄瑠璃を見学し、大見山・慶野松原経由で、島内最大の町、洲本市に入りました。洲本では、特別、見学するところもないし、また、疲れも出たのか、彼らは、旅行の最終日を、釣、海岸の散歩と、のんびり過したようです。

五日一六日、小雨の中、洲本港を後にし、神戸港に向った私達は約二時間、視界は悪かったが、波静かな大阪湾上をのんびりとした船の旅を味わいました。神戸は折しも、港まつりの最終日で大変な賑わいでした。パレードなどで賑わう街

中を走り抜け、阪神高速を約一時間、大阪に着いた私達は、新大阪駅発一五時三四分の「ひかり九〇号」の座席に着いた。

(本校社会科教諭)

〈Cコース〉

富永邦雄

広島、原爆資料館を見学。第一日目にして、強烈なショックを受けた。あの痛ましく、生々しい多くの写真や資料を前に、我々はこの言葉を持たない。「水を下さい」という慰霊碑の言葉が胸を突く。

翌日、中国山脈を越えて出雲路へ。藁葺きの屋根が、ふんわりと気持のよい曲線でピンと左右に張りつめたかたちで、立ちならんでいる。その家々を防風林が囲っている。出雲大社の巨大な鳥居や社殿に目を見張る。しかし、巨大でありながら少しも威圧感がなく、なんとも親しみやすい包容力がある。日御崎は、日本海の荒波が豪快に打ち寄せる。ウミネコの生息する経島。宍道湖を左に見て、松江に入る。

第三日目、松江での一日自主研修。午前中は多くの班が、二つのコース（安来市内、風土記の丘・美保の関）を利用。中には、朝から貸自転車で四十数キロを走るグループや山陰線で米子に出かけた班もあった。

小泉八雲は、松江に心のふるさつを見出した。彼は、松江を通じて日本を見た。彼の作品が持つ、おだやかな日本のイメージ — それは彼の心が松江に住みつづけていたからだろうか。彼が聞いた松江大橋を渡る下駄の音は聞えないが都会の喧噪の中にある我々の忘れた日本がこゝにはある。橋の上に立つと、宍道湖はるかにかすみ大橋川がゆったりと動いている。この松江のもっているなんとなくのびやかな気分は、水によるところが大きい。

松江城のつゞましやかな姿、月照寺の静寂。多くの生徒がこの松江に強く惹き付けられたようだ。翌日は、松江から大山へ。さわやかな五月の風が窓から吹き込んで心配した雨も降らず、快適な旅が続く。大山寺、『暗夜行路』の謙作の苦悩を大自然の魅力が浄化していったという。荒々しく切り立った大山北壁は、大山のもう一つの顔を見せる。柘水高原、予定にはなかった蒜山高原まで足を伸ばす。馬がのどかに遊ぶ高原は、生徒にとって退屈なのか、それとも前日の自主研修ではりきりすぎたのか、やゝ元気がない。三朝の宿ロイヤルホテルは、田圃の中にポツンと立っている。

天候に恵まれていた旅も、最後に降られてしまった。三朝から鳥取砂丘までノンストップで走る。白兔海岸も車上見学。砂丘の風紋黒々とした足跡。雨にかすんで見える松林や、そのむこうに広がる日本海は、しばし雨を忘れさせる。砂丘

第4章 立教高等学校

から姫路まで山中を三時間半（途中戸倉峠で昼食）。天下の白鷺城は雨について駆け足見学。姫路発三時五三分、八時東京。

Cコースの魅力は、松江を中心とした出雲地方のおゝらかな風土と大山の雄大な自然とである。我々はそれを満喫することが出来た。

修学旅行のあり方が問われて、今回まったく新しい形で実施された旅行は、生徒に好評であった。三つのコースから選択が出来たという点と同じ地に二泊して、丸一日の自主研修が与えられた点が、今回の修学旅行のポイントであった。おそらく生徒の多くは、自分達の旅行を自分達で作ってゆくという自覚を持ったのではないかと思う。旅程表の空白の部分、自分達で埋めてゆく楽しさを、全員が味わったのではなかろうか。それと同時に、自らのとり組み方如何によって、旅行が有意義なものにも、つまらないものにもなるということを学んだと思う。この旅行によって、彼等が積極的な姿勢や主体性を持ち得たことは、何よりの収穫であった。今後、彼等がこの体験を生かして、芽を育て、欲しい。

（本校国語科教諭）

『新座だより』第28号 立教高等学校 1976（昭和51）年10月23日 10～11頁

〔立教高等学校所蔵〕

資料8 安達宏昭「『学友会規則』改正—生徒自治を目指して—」[1984（昭和59）年]

「学友会規則」改正—生徒自治を目指して—

学友会本部規約改正
プロジェクトチーム
安達宏昭

〔略〕

二、改正の理念・方針 —学友会活動の意味と規則の位置—

さて、本年度本部の作業は、「規則」の学友会活動における意味を問う前に、〈学友会〉そのものの意味を考えた。〈学友会〉の意義付けがなされぬうちは、「規則」の位置付けができぬからだ。

学校は、僕等生徒にとって教育を受ける場としてだけではなく、それを含めた生活の場である、はずだ。生活というのは、個々人がするものであって、誰か他に替ってもらうわけにはいかない。生活する者が自分で考え自分で行動しなければならない。生活する者が、自らの意志に基づき自らの存在を表現、主張する行為が生活である。我々、生徒は、一日の大部分の主要な時間を学校で暮らしてい

る。従って、僕等、生徒は、学校に存在の場を求めるのは当然であり、生徒が学校を自己の存在の場とすべく努力しなければならないのは、言うまでもない。そして、もし、自己の主張を貫き通すなら、その行為に責任を負わねばならない。この様に考えると、我々は、学校では、生徒が集団として存在していることを知る者として、生徒同志が各人の意志の表現の調和を正に自らの意志によって図らなければならない、〈場〉としての〈学校〉を組織し、且つ管理運営している〈学校組織〉との関係を考慮しなければならない。

則ち、学校は、僕等生徒集団の生活の場であり、生徒各人が自己の存在をそこに求め、意志を表現し、その各個の意志の調和を図るため〈生徒のことは生徒で〉管理する、学校組織と対峙する〈生徒自治〉を行なわなければならない。〈学友会〉は、この様な〈生徒自治〉を行なうために組織され、生徒各人の活動を助力、調整する機関、全校生徒の要求に基づき全校的な諸行事を企画、運営する機関でなければならない。そして、その〈学友会〉は、自己管理と各人の意見を調整するのだから、〈連帯〉した全校生徒のものである。これが、我々、生徒から見た〈学友会〉のあり方であり、全校生徒によって、〈学友会〉が活発に運用されるとき、それを〈自治〉と呼ぶのだ。

その中で「規則」は、〈学友会〉活動のおおもとから制度及びその運用を規定する。即ち、〈学友会〉の方向づけであり、行動マニュアルでもあるという二義性を持っている。再述すれば、前述した問題を克服し、本来〈学友会〉のあるべき姿に進める理念と、定着しつつある不文の既成事実や予測可能な事態への対応策を成文化し、これに依れば、誰でも活動が^{〔ママ〕}で出来るというマニュアルの二つを兼ね備えることが必要だ、ということだ。

この様な〈学友会〉の意義、〈学友会〉活動の中の「規則」の意味と、旧「規則」下における諸問題を、制度面及びその運用面から一気に解決し得るものとして、新「規約」は企画された。

改正、新「規約」の作成にあたっての理念・方針は次のごとくである。

一、全校生徒の自治活動への参加の原則を確立する—全員参加の学友会を組織する。

二、生徒間の活動を助力、調整し、全校生徒の要求に基づき、全校的な諸行事を企画・運営する自主的かつ自律的な組織を確立する。

三、自己管理された対外交渉機関である〈学友会〉を確立する。

四、「規約」を、行動マニュアルとして、諸制度の整備、不明瞭な慣習を明確にして、生徒各人の活動を活発化する。

第4章 立教高等学校

五、改正を端緒として、生徒の自主活動の意識を高める。

これらの理念、方針に基づいて次のごとく具体的改正項目をたてた。

1. 全会員の最高の意志表示・議決機関として生徒総会を設ける。
2. 議決権と執行権を明確に分離する。
3. 議決機関としての評議会の構成単位をクラスとし、会員全てに情報がゆきとどくようにする。
4. 執行機関である中央執行委員^(マ)員会の委員として各委員会委員長、各学年の二名をメンバーとして加えて、委員会活動の連帯性を高め活性化を図る。
5. 委員会を整備し、又、図書委員会を新設する。
6. 会計及び選挙（リコール権の設定も含む）の規定を整備明確化し、運用の公正化を期する。
7. クラブの新設及び廃止の基準を明確化する。
8. その他、明文化されていない慣習を成文化する。

いずれにしても、分り易い活動マニュアルを定め、全生徒が参加し、全生徒の意志を反影^(マ)し、全生徒の為に活動する、生徒の生徒による生徒の為の自治を確立する道を拓こうとする改正を目指したのである。

〔略〕

安達宏昭 「『学友会規則』改正—生徒自治を目指して—」『新座だより』第35号
立教高等学校 1984（昭和59）年3月1日 78～81頁

〔立教高等学校所蔵〕

第5章 立教大学

新制大学制度の基本は、1947（昭和22）年7月大学基準協会で「大学基準」が制定され、次いで1949（昭和24）年4月同協会によって「大学院基準」が制定されたことによって定まった。大学基準によって、新制大学には専門教育課程と並んで一般教育課程を設けること、その一般教育課程には旧制大学にはなかった保健体育の科目を開設し必修とすること等が決定し、大学院基準によって、大学院は修士・博士の両課程を設けることが決まったのである。この間、1947年12月には大学設置委員会（後の大学設置審議会）が発足し、1948（昭和23）年4月には東京女子大学、神戸女学院大学など11校の私立大学および公立神戸商科大学の計12校が、一足早く新制大学として発足した。立教学院は、戦後、混乱と窮乏の中で、大学の再建を含めた「大立教」建設構想を模索していた時期もあり、またキリスト教大学との連携を考えた時期もあった〔『立教学院百二十五年史 資料編第1巻』1996（平成8）年刊、第14章参照〕が、次第に新制大学設置の方向へ動きだした。本章には、このような時期に出発した新制立教大学および大学院の各学部・機関のその後にわたる基本資料が収められる。戦時下の閉鎖を経て復興した文学部。戦前・戦中の苦難を経た経済学部。立教理科専門学校として出発し敗戦直前に工業理科専門学校と改称されていた学校を再編した理学部。この3学部が新制転換当時の構成であった。しかしその後、ナショナル・レベルにおける高等教育の拡大のなかで、社会学部・法学部が設置され、一般教育部、前後して各学部を基礎に大学院研究科がつくられる。学校・社会教育講座が発足し、一方、アメリカ研究所、原子力研究所、キリスト教教育研究所その他の個性ある研究所の展開や発足がみられる。それらにわたる本章の資料は、1947（昭和22）年段階から1990年代の半ばまでの立教大学の歴史と発展を語る文書であるとともに、戦後立教学院の基幹部分の歩みを語る資料である。（寺崎昌男）

第1節 新制大学の設置

ここに収めた資料1～10は、主に立教学院設置による新制立教大学および大学院の発足までを語る。新制大学構想が学院・大学内部で審議された1947（昭和22）年7月から1949（昭和24）年6月末までの記録（資料2～4）が大部分を成して

第5章 立教大学

いる。ただし資料7は池袋キャンパスの全図で、1954（昭和29）年12月段階のものだからやや後の時期になるが、高等学校・中学校・小学校を含め学院全体の当時の配置を語る貴重な参考になろう。1947年7月といえば学校教育法（同年3月制定）成立の4か月後であり、新制大学の設置基準たる「大学基準」が大学基準協会（同年7月結成）の手で制定された直後のことであった。学制改革委員会、新制大学設置準備委員会（当時ほとんどの大学・専門学校が設けていた）、大学の部長会、学院・大学幹部懇談会などは、ためらうことなく新制大学設置に向けて議事を進めている。聖路加病院を基礎とする医学部設置問題、立教工業理科専門学校（通称「理専」）の処遇と包攝に絡む組織・人事問題、キリスト教大学設置と立教の関係に関する問題などが次々に浮かんでいたのを知ることができる。文・経二学部からなる新制大学設置認可は1949年2月21日、英米文学・経済学両研究科からなる新制大学院の設置認可は1951（昭和26）年4月5日であった（資料5、6）。
(寺崎昌男)

資料1 〔第1回学制改革委員会〕〔1947（昭和22）年〕

学制改革委員会 第一回

日時 〔1947年〕七月二十二日（火） 出席者 略

開 会 十四時二十分

司 会 秦氏

一、理事長挨拶

- 1、新学制対策委員会を組織し諸氏の協力を求める。
- 2、個々の件に関しては小委員会を設け検討を願ふ。
- 3、一般では立教に大きな期待をかけて居るし、立教大発展の良い機会である。
- 4、先般決定した大聯合大会の計画は着々実行に移って居る。

一、総長

今回の改革に関しての当局並に他の学校に於ける計画等に関し左記の通り説明並紹介したい。

- 1、先づ小学校を創設し来年度から概ね二組募集漸進してゆく事に理事会で決定して居る。
- 2、小学校の次の三年制は中学校で発足して居る。
- 3、高等学校を如何にするかに関し検討したい。此の制度は来年度より実現されるだらう。多分中学校に於て実施される事とならう。
- 4、大学は四年制として其の上に大学院を設ける事が一般の常識となって居る。

(本学も其の線に添わん)

- 5、大学院の収容(学生)は相当数と考へられる。
- 6、総合大学として目下計画して居る事は経、文、医、理(又は文理学部)及法政学部である。
- 7、改革さるべき大学に関しては「大学基準協会」を設けられて検討して居る。
- 8、医学部設置に関しては橋本氏よりお伺ひしたい。

一、橋本氏挨拶

- 1、医学部新設に関しては先づ設備其他で仲々容易な事ではない。
- 2、卒業後の研究に関しての設備は充分にある。
- 3、医学部新設に関しては非常にトラブルはあるが有望である。
- 4、要するに目下進駐軍が使用して居る設備が戻らねば不可である。

一、右に就き総長より「一般と同様四年制でゆけるか」橋本氏「然り」。

一、小学校設置に関しての問答

- 1、「来年度より募集する事にして中学校で二組収容の余地ありや」
「今の所一組しか収容出来ぬ」
- 2、「来年度から実施する事にしての準備如何」
「九月頃から準備せねば間に合わぬ」
- 3、来年度より実施する事に決定。
イ 一組五十名。(但男児のみ)
ロ 右に関し至急小委員会を設ける。

一、高等学校(立教中)より大学への進学に関する問答

- 1、立教高等学校(中学)を増員して大学の収容を満たす様にしては如何。
- 2、約半数の大学収容量を立教高等学校より採用する方が可。
此の際は立教高等学校卒業の全員(希望により)を無試験採用する。
- 3、大学全員を立教高等学校だけから採用するとなれば質が低下する。従って少なくとも半数は一般から採っては(?)
以上を中心^(???)を問答ありたるも何れとも決定に至らない。

一、総長並根岸委員より

- 1、米国の或る大学(宗教関係)と直結して学生を自由に先方へ送り勉強させたいものだ。特に或る科を専攻する場合直然り…
右は可能ならん。

一、総長

- 1、小学校は実現(来年度より)する事にして早速実行に移す、諒承されたい。

第5章 立教大学

- 2、全体会議を今一度開催して更に検討されては如何、賛成。
- 3、期日は八月八日（金）午後二時より経教授室を決定。

〔[大学] 部長会記録〔メモ〕〕

〔立教大学図書館大学史資料室所蔵〕

資料2 〔立教大学新制大学設立準備委員会記録〕〔1948（昭和23）年〕

新制大学設立準備委員会

〔1948年〕5月3日（月） 三時開会

出席者 総長、菅、小川、杉浦、下坂、佐々木、秦、松本、岸本、^{〔マ〕}

- 1、総長 新制大学設立に関する基本的問題の提起を求めらる。
- 2、秦 設置要項につき説明

問 題

- 1、上学年を旧制度によらしめるか。
或は新制による大学院に入れるか。
来年度以降旧制高等学校も残るから、旧制大学を存置の必要あらん。
- 2、新旧両大学の学課目〔マ〕の共通を計ること。
- 3、理専の来年三月の卒業生中新制大学入学希望者を如何に取扱うか。
- 4、予科一年及理専一年の原級者の取扱方の件。
- 5、新制大学の幅を如何にするか。（高等学校、予科及理専より収容の為）
- 6、一般教養学科と専門学科との期間の関係を如何にするか。
- 7、新設の学部若くは学科を如何にするか。
神学部、史学科、或は哲学科…。
- 8、文理学部は文学部と理学部との寄合世帯の如きものとする。
- 9、理専は理論科学を主とし、応用科学を加味する。
- 10、教室の図面教職員、予算、等調査の事。
- 11、新制大学に任用の教員の範囲如何。
教養学科と現職教員の取扱如何。

以上。

決 議

- 1、一週二回委員会を開くこと。（火曜4時、土曜1. 30）
 - 2、次回は5月8日（土）1. 30開会のこと。
- 5月8日（土） 2時。

出席者、総長、河西、番匠谷、淡路、杉浦、下坂、小川、佐々木、石谷、松本、

佐藤、岸本、

協 議

- 1、他の新制大学の資料を集めること。(上智 - 河西、東京女大 番匠谷、国学院 岸本)
- 2、学課の配当を早く定めること。(新制の基準に従って)
- 3、新しく設置する学部又は学科の学科目の研究。
- 4、旧制度を残すか、どうか。

予科1年—新制大1年	}	確定
2年— 2年		
3年— 3年		

学部1年	}	— 4年?
2年		
2年		

※或は学1、2年は旧制によるか。学1、2年旧制のこと。⑥

- 5、1年の原級者は高等学校3年に収容するか。
再試験の上新制へ入学の機会を与えるか。 ※高校三年へ、と決定。
- 6、学部の構成如何。

法政学部	}	一応考慮する事	理専は文学部と合せて文理学部とする。
神学部			
医学部			
教育学部			

- 7、一般教養学科と専門学科との関係

一年は一般教養
二年 " 及専門
三年 専門 及一般教養を加える。
四年 "

- 8、教職志望者のため適当なコースを設けること。
- 9、教養学科は各学部到大別すること。
- 10、前期、後期と分け、単位の関係上、
前期は1年半、後期2年半。
- 11、理専は大学となる場合、
数学科、物理科、化学科、生物科の4学科を設ける方針。
- 12、実験室、研究室等は医学部の設置と関聯して考慮の事。

第5章 立教大学

- 13、主として、実験より、理論に重点をおくこと。
- 14、実験室の設備は高等学校と連絡をとること。
- 15、設備に難点あるも教授陣自信あり。
- 16、スタートは文理学部とし、立教の特色を生かすこと。

[略]

5-18 (火)

出席者、総長、河西、番匠谷、杉浦、淡路、佐々木、下坂、秦、石谷、松本、佐藤、岸本、鈴木

- 1、前回の報告。
- 2、他の新制大学の申請模様報告。
 - a) 国学院、教員、学科、定員の合理的一致、設備等具体的計画を立て、おくこと。
 - b) 上智大学、単位の問題、一般教養と専門科目表。
 - c) 東京女大、政治性少し、学科課程不備。
- 3、新制への移行如何、大体既定方針通り

参考、慶応大学

予1、2、3、一新1、2、3、
学1、旧制でよい、半年繰上げ(新3と半年の差)
学2、旧制、あと1年
大学院 修士の課程 1、2年
博士 3年、

理専 予科と同様。

但 従来理専より学部へ入学の場合と同じく、
経営科及文学部への入学無試験、
経済学科へは試験を課すること。

新制3年と旧制2年と同時卒業

慶応の如く旧制を半年繰上げ卒業せしめるか否か。

その決定を留保のこと。

志望先と定員との関係考慮のこと。

- 4、学部及学科の構成如何。

神学部を設置するか否か 文学部哲学科との連絡如何。

文学部に Teachers course 及心理学科の設置如何。

心理教育科につき淡路先生立案のこと。

社会科将来単独の学部へ。

- 5、学科目、単位、学則等記入用紙を用意すること。
- 6、次回 学則の検討、理専設備計画。

5-22 (土)

出席者、総長、河西、番匠谷、杉浦、佐々木、淡路、下坂、秦、佐藤、松本、岸本、鈴木理事

1、学則の審議

- (医学部24年度より設置不可能か。
新制2年を修了したものの医学部へ、但新2年を医学部予科とはいえぬ。
(聖ルカの本病院還付されねば実現困難。

総長の権限。

チャプレン ”

学部長 ”

教授会 ”

学科課程

履修方法

学年制と単位制の関係

} 確定すること。

アメ研の規則、制定のこと。

宗教面につき挿入のこと。

5-25 (火) 学科課程の審議

1、一般教養科目につき、番匠谷案の審議

専門部門からの諸希望発表

各学部、各学科の専門課程の原案をまとめて印刷の上委員へ配布の事。

2、教育心理学科の新設の方針にて原案作成のこと。

- (出席者、総長、菅、河西、番匠谷、杉浦、佐々木、淡路、下坂、秦、松本
佐藤、岸本

[略]

6-15 (火) 総長、菅、河西、番匠谷、杉浦、佐々木、下坂、小川、淡路、松本、佐藤、岸本

- 1、学科課程(社会科、教育心理科を除き)全般決定。
- 2、学部定員決定。
- 3、試験は学期制。
- 4、単位制を原則とし、学年制併用。
- 5、合格点60点。

第5章 立教大学

6、追再試験制を設ける。

6-22 出席者、総長、菅、河西、番匠谷、杉浦、淡路、下坂、佐々木、小川、
秦、松本、佐藤、岸本、鈴木理事

議事

1、学課程最終審議。

2、教員銓衡の件懇談

3、学則に関する件、懇談

6-24 出席者 総長、菅、河西、番匠谷、杉浦、下坂、佐々木、鈴木理事、秦、
松本、佐藤、岸本、

議事

1、学則に関する件懇談

(a) 賞罰の事項

(b) 奨学制度に関する事項

(c) 教授会 “

(d) 職員組織に “

(e) 将来の計画に “

(f) 財務に関する事項

〔新制大学設立準備委員会記録〕

〔立教大学図書館大学史資料室所蔵〕

資料3 〔学制改革に関する部長会の審議〕〔1947～49（昭和22～24）年〕

昭和22年

7月1日

出席者 総長、菅、河西部長、番匠谷予科長、小川学生部長、秦事務長及岸本
庶務係長

決議若くは協議事業

1) 新学制委員会設置の件

学院、大学、理事、中学、同窓会、校友会、維持会、神学院、聖ルカ病院、
聖公会等より委員を選定のこと。

七月中に一度委員総会を開くこと。

学校直接関係者にて小委員会を組織して計画を推進すること。

総会前に大綱を定めおくこと。

〔略〕

昭和23年1月6日

出席者 総長、河西、番匠谷、菅、小川、下坂、秦、岸本

協議事項

- 1、新学制に関し協議会を開き、
必要なものから着手する事。
小学校委員を定めること。
森脇氏を主事に、
高等学校開設により、中学に一年加わる。
委員は定めていないが、
中学と予科長と連絡の上、主として中学側で手続を進めている。
全体委員に報告し、更に小委員を定めて具体的に進める事。
理専の問題につき懇談—四年制大学を目標とする。
何れも現場で策を樹てねばならぬ。
- 2、新制大学につき
 - a) 個性を生かすこと、
 - b) 学部、新設、分合自由。
 - c) 講座制でなくてもよい。
 - d) 教授の任免は教授会の議を経て、
 - e) 教授の資格
 - f) 学科目と単位
 - g) 単位の算定方法 } 報告説明
- 3、専門学校は三年の猶予期間あり。
- 4、新制への移行方針
 - 予1—新1
 - 〃 2—〃 2 学部は？
 - 〃 3—〃 3
- 5、理専の経営科は如何にするか。
経営科を理学部におくは妥当ならず、
経済学部に於て処理すること。
- 6、医学部の新設を出来るだけ早く実現するよう努力する事、
医学部の新設につけても、理科系学部の存置が必要。
理科専の学者で、有名の士を兼任者として新任を要す。
- 7、拡張の問題

第5章 立教大学

米国側にはラッシュ氏に頼る。

米教会側あまり積極的ならず。

日本聖公会より米国聖公会へ宣伝を求める事可ならん。

宣伝文を学校とラッシュ氏と打合せ作成の事。

八代主教とバイアル神父に署名を求めて送ること。

(米国聖公会総裁主教宛)

[略]

昭和24年

2-1

総長、菅、河西、番匠谷、杉浦、秦、小川、花房、佐々木喜市、書記

1、理科系学科審査模様について報告

2月3日三度視察ある予定

2、24年度の補欠収容数の検討

1、第一学年

(イ) 経済学部 六五名八組 五二〇 現在予想数五五〇 定員二五〇

欠員なし

(ロ) 文理学部 文系六五名四組 (英二、社一、其他一) 二六〇 定員二三五

理系五〇名二組 (適宜編成) 一〇〇 定員一〇〇

文系英一三〇、基二五、社八〇、史三〇、数二五、計二六〇

として

同欠員英九六、〃二一、〃七^七、〃二九、〃二四、計二九七

理系 物四〇、化四〇、数二〇 計一〇〇

同欠員〃三二、〃二〇、〃一九 計 七一

欠員合計二八八

三六八

2、第二学年

(イ) 経済学部 六五名七組、四五五 現在予想数四九〇 定員二五〇

欠員なし

(ロ) 文理学部 文系六五名四組 (英二、社一、其他一) 二六〇、定員二三五

理系五〇名二組 (適宜編成) 一〇〇、定員一〇〇

文系英一〇〇、基二五、社八〇、史三〇、教二五 計二六〇

として

同欠員〃四三、〃二四、〃七一、〃二七、〃二一、 計一八六

	理系 物四〇、化四〇、数二〇	計一〇〇
	として	
	同欠員〃四〇、〃二三、〃二〇	計 八三
		補欠合計二七〇
3、第三学年		
(イ) 経済学部	現在予想数 四七〇	定員二五〇
	欠員なし	
(ロ) 文理学部	文系 英八〇、基二五、社八〇、史二五、教二五、二三五、 定員二三五	
	同欠員〃六五、〃二三、〃七〇、〃二二、〃二四、計一八〇	
	理系 物四〇、化四〇、数二〇、計一〇〇	定員一〇〇
	同欠員〃二七、〃一三、〃二〇、計	六〇
		欠員合計二四〇

備考

- 一、以上の結果から経済学部の補欠採用の余地なしと一応考へた。
 - 二、文理学部の定員だけを満たせば以上の結果となる。
 - 三、此の案は収容力には一応無関係な案であり、従って最悪の場合二部制をも考慮した場合の案である。
 - 四、結局、文理学部を定員にまで持って来ると一学年定員五八五に対して第一学年約九〇〇、第二学年八五〇、第三学年八〇〇、合計二五五〇となる。
 - 五、尚、何れにしても机の不足は確定的であり対策が急務と考へられる。
- 3、新制大学に於ける学課担任者を発表の事。
 予定として発表し、実施の際は多少の変更あるべきと附記の事。
- 4、予科よりの進学手続は認可と同時にを行う事。

〔略〕

6、24年度入学試験に関する件

- | | |
|-----------|----------------|
| a) 期日、一学年 | 3月26日 |
| 二、三学年 | 〃月28日 |
| b) 試験順序 | 7時30 集合 |
| | 8-9. 30 進学適性検査 |
| | 10-12 筆記試験 |
| | 1-3 〃 |

第5章 立教大学

c) 試験課目

- 1年 英語、国語、数学、社会、物象
文、理、経共通
- 2年 文、経 英語、西洋近世史、作文、独又は仏語
理 英語、数学、理学、独又は仏語
- 3年 文 英語、哲学か文学か心理学の概論、作文、西洋史
経 英語、作文、近世経済史、経済概論
理 英語、数学、理学、独又は仏語

- d) 試験事務担当者 一年 佐藤
二、三年文理 松本
" 経済 石谷

e) 試験委員長 菅部長

f) 理専よりの詮衡方法
適性検査及面接

7、考査料及入学金の件

考査料1000円（予科なし、理専500円、立教高等、立教女、外部並）
入学金3000円（ " 1000、 1500、 " " ）

8、授業料に関する懇談

9、教員名簿作成に関する懇談

内容につき尚研究の事（品位を保ち宣誓の意味）

10、新制大学発足と共に教員に対し改めて辞令を出す事。

[略]

12、新聞広告の件

2月15日頃の予定

以上を以て6時閉会

昭和24年

3-29 総長、河西、番匠谷、杉浦、小川、秦、岸本

[略]

4、新制大学の発足と人事に関する懇談

教員については銓衡委員会。

事務機構課長級の人事その他全般的に部長会に於て考慮（個々の□決で人事がうまくゆくか）

旧制と新制と何時切換えるか。

教授会、部長会で考慮する事必要。

事務機構については部長会で委任された者が立案して課長会で実施を研究するか。

課長会で立案して（全体的に）部長会の承認を求めるか。

清新の気注入の要あり

新制大学の運営の最高機関として部長会続く

執行面に欠けている所はないか。

5、予科長の予科廃止に関する挨拶と報告。

6、理学部の部長の選任方法

最初は学校側の選任として、杉浦主事に願う方針

その後は教授会の意向及状勢を参酌して改めて考慮の事。

〔略〕

8、新制大学への移行の問題

経営面に困難、合理化の要あり

1、積極性をもつこと。

2、現在の人数は多くない。勿論能率増進の要あり。

3、文学部の史学と心理教育学科の学生数と教員数の関係如何、慎重に運営致すべきである。

〔略〕

〔〔大学〕 部長会記録〔メモ〕〕

〔立教大学図書館大学史資料室所蔵〕

資料4 〔学制改革をめぐる〕立教学院理事及び学校側幹部懇談会記録〔抜粋〕

〔1948～49（昭和23～24）年〕

〔1948年〕十一月十一日（木）二時半 総長室ニ於テ

出席者 佐々木、鈴木、菅、須藤 各理事

〔略〕

佐々木総長ヨリ

一、新制大学ニツイテ発言シ文理学部ノ内理科関係ノ学科ガ多少問題トナツテ居ル事

二、私立学校法案ノ中ニ理事ノ選挙母体ハ評議員ト教授トナツテ居ルガキリスト教関係学校トシテハ「信者デナケレバナラナイ」トノ条件ヲ加ヘタシトノ事ニ教育同盟会ニテ意見一致シタル事

第5章 立教大学

以上ノ報告アリ諒承サル。

〔略〕

十二月廿三日 午後二時十分 学院会議室に於て

出席者 佐々木、須藤、鈴木 各常務

〔略〕

佐々木理事より

- 一、米国聖公会代表 ベントレー主教 去る十二月十六日本院視察の際、立教の実情を詳細に報告し又今後の抱負を述べ十分に諒解を得られた事、
- 二、国際キリスト教大学との関係に就いては、米国側としては医学部を提携して行かれる事を希望してある事の説明あり、之に対し立教としては賛成出来ない事を報告し、現在の施設を利用すれば莫大な経費は要しない上にキリスト教大学の配下に入ることは好まない、又その場合校友も諒承しない事が予想される、従って小規模でも単独にて発足する考へであると述べた所、ベントレー主教はこの方針を諒解され、米国側にその点十分に伝える事を約束された事、

〔略〕

〔1949年〕二月十日（木） 午後二時 学院会議室に於て

出席者 菅、鈴木、須藤 特別出席 河西、番匠谷、

〔略〕

佐々木総長より

本日の新聞紙上に掲載されたる理専教授杉本鑄彦氏其他の解職に関し詳細に説明、都労委に提訴され、大学クラス委員会にて署名運動を行ひつゝある模様なるも重大視して居ない事、又理専自治会でも公聴会を開催する旨願出ありたるも許可せぬ事、その理由として行政に関与する事になる上、政治的運動の如き傾向をたどる恐れある事を指摘したる事を報告諒承さる。

尚今後の学校当局の態度としては、あく迄正しい判断の下に決定した事を強調し、杉浦主事の発言せる事が問題視されて居るも、それは個人的問題である事、ポールラッシュ氏も心配されて居るも報告する程度に止め、学校の責任に於いて既定方針通りの態度を持続して行く事をも報告承認さる。

〔略〕

二月十七日（木） 午後二時三十分

出席者 鈴木、佐々木、菅、須藤 四理事

- 一、佐々木、杉浦、鈴木三氏にて理学部新設に関し委員に陳情したる事の報告。
- 二、昨日教育会館にて新制大学不当かく首反対大会が開催され、理専自治会も主

催者として加盟せるため目下調査中である事。

三、杉本氏外数名の専任者退職の件は佐々木、杉浦、岸本、小川、秦、松本、下阪氏協議の結果、理専の名に於て三月末を以て退職願ふ事の文書を作成、正式に手交する事とせる旨の報告

以上三件承認さる。

〔略〕

三月三日（木）午後二時三〇分（学院会議室にて。）

出席者 須藤、佐々木、鈴木、番外出席 小川、河西両部長

〔略〕

佐々木総長より

- 一、理学部は今年度は一学年よりやる事に委員会としては内定した事、
- 二、定員は四〇名とする事に内定せる事、及びその場合現在の化学科二年にして一年に在籍を希望する者はなるべく親切に取扱ひ度き事、
- 三、数学科教授の就任同意書を至急取揃へる必要のある事、
- 四、都労委に提訴されたる杉本教授外数名の解職の件は昨日第一回の委員会が開催された事及びその提訴内容を報告、学校としては反ばく書を至急に作成したき事、

以上報告し、一同諒承す。

閉会 午後四時三〇分

〔略〕

四月七日（木） 午後二時半

出席者 佐々木、鈴木、菅、須藤、佐伯各常務

〔略〕

- 一、杉本教授外数名が提訴せる事件につき報告、学校側が有利になりつゝある事及び末弘委員長の判定文案を朗読せる後、関係諸氏の努力に対し感謝の意を表す。

〔略〕

五月四日（水） 午後二時半（学院会議室にて）

出席者 須藤、佐々木、鈴木、三理事

〔略〕

- 三、教職員組合代表と杉本教授外数名の退職者に対する就職あっせんの事、及び退職金、それ以外に出来るだけ考慮されたき事等につき懇談の内容を報告、一同諒承、午後三時十分 須藤理事の閉会祈禱を以て散会す。

五月十二日（木） 午後三時 学院会議室に於て

第5章 立教大学

出席者 鈴木、佐々木、須藤、各常務

〔略〕

四、退職教授に対し組合としては退職金以外に多少とも支給されたいとの申出ありたるも、部長会としては規定以外に支給する必要を認めないとの意見に一致した事を報告

四の件は協議の結果一ヶ月分を出す事に決定す。

〔略〕

五月十九日（木） 午後二時三〇分 学院会議室にて

出席者 菅、佐々木、須藤、鈴木、佐伯、五常務理事

番外出席 河西部長

〔略〕

佐々木総長より

キリスト教大学との関係につき、米国聖公会側の希望は連絡を保持しつつ進んで欲しいとの事を報告、又外部の事情によりキリスト教大学はその後大きな変化を来しつつあること及び立教としては現在のミッションスクールが連合し、その上にキリスト教大学が大学院を作ればよいと信じてゐたが、最近迄はキリスト教大学は独自の大学を作りその傘下に他の大学を入れたいと希望してゐた事、及びその後ドイツフェンドルファー、トロイヤー両博士が来朝され五月三日附の書面にては立教にも来られる事、その際二五万 - 三〇万ドル程度の補助金が約束され、密接な関係に入れるであらうとの事がファウラー氏より報告されてゐる事、又オーバートン氏はキリスト教大学の性格は主として大学院にある事、理事会幹部に立教の代表を加へるべきである事、

以上の報告に対し一同諒承せる後

四財団連合理事会にて協議せる結果、

一、四財団連合理事会としては日本聖公会の方針に従ふ事。

二、キリスト教大学の価値に対しては尊敬の意を表する。

三、大学院程度で作られ維持されたき事。

四、セネートは連合の形式をとり各学校より代表を送る事。

五、財務理事会にも代表を出す事。

六、財団の独自性を持つ権利を保証される事、又独自の財産は自由^(マ)に処理しうる事。

七、日本聖公会の傘下にあることも承認すること。

八、大学の標準を高めるため立教大学として三十万ドル必要であること。

九、医科大学のため現在の施設を必要とするも、諸設備として五十万ドルを必要とすること。

以上の事を要求することに決定せる旨報告あり、来る廿四日十時より学院二階にてディフェンドルファー・トロイアー両博士と協議するに付、常務理事は出席する事を申合はす。

次に総長より

提訴中の退職教授の問題は一応解決したが、就職あつせん事は可然努力してほしいとの事を委員より要望された旨報告一同諒承す。

以上。

五月廿六日（木） 午後二時 学院会議室に於て。

出席者 菅、佐々木、鈴木、須藤 四理事

〔略〕

佐々木総長より

松崎理事長に面会し種々学院の実情を報告した事、及び対キリスト教大学の問題に関する理事会の考へを説明し賛成せられたることを報告す。

尚廿四日ディフェンドルファー博士が来学され、種々懇談し医科大学を設置する際は聖ルカと提携してゆき、大規模に又内容も充実したものでやりたい事、及び六月九日午前十時再度来学の上更に協議する事を約し、第一回の懇談は一応意見の一致を見た旨報告一同諒承す。

〔略〕

理学部新設に要する費用として協和銀行より三百万円借入れたる分は、その後設備資金として切替へ四ヶ月の期間で借入れたる事を報告、承認さる。

〔略〕

六月九日（木） 午後二時四十五分 於学院会議室

出席者 佐々木、須藤、鈴木 三常務

〔略〕

佐々木総長より

キリスト教大学の理事及び評議員に聖公会の代表も入れる事、又医科大学の件に関しては橋本院長より提出せる案を中心に協議し、⁽¹⁾キリスト教大学は将来立教の協力を得て聖ルカと共に医学校を設置する事。②立教に四年の Premedical を設けて一般的教育を行う ③聖ルカが戻された時必要な設備をする。④クリスチャンドクターを作る事が第一目的であるが、クリスチャン以外のものも教育する。⑤そのため八百万ドル程度の費用を計上したい。

第5章 立教大学

以上の事に意見の一致を見た事を報告し、以上の事は同窓会理事会にも説明し諒解された事をも報告、一同諒承す。

〔略〕

又十三日より開会される御殿場の理事会には、医科大学の問題が上程される日に出席する予定である事をも報告後、四時三〇分 須藤理事の祈禱を以て閉会する。

六月十六日（木） 午後二時半

出席者 佐々木、須藤、鈴木、佐伯 各理事

〔略〕

佐々木総長より

十四、十五の両日 キリスト教大学理事会、評議員会合同の御殿場東山荘の会議に出席したる結果を報告

〔略〕

医科大学の件は、聖ルカ病院を主として立教大学の援助を俟って実現する事。設立に対する予算面の検討

〔略〕

六月三〇日（木） 午後二時半

出席者 佐々木、菅、須藤、鈴木 各常務

番外出席 佐々木（喜市）

〔略〕

秦部長より

一、学校財政の窮状を打開するため、夜間英語学校又は夜間学部の問題を研究されたしと提案 研究する事となる

〔略〕

〔立教学院理事及び学校側幹部懇談会記録〕

〔立教大学図書館大学史資料室所蔵〕

資料5 〔大学設立認可通知〕〔1949（昭和24）年〕

校学一五二号

立教大学設立者

財団法人 立教学院

昭和二十三年七月三十一日付をもつて申請の学校教育法による立教大学設置のことは、大学設置委員会の答申に基き、次のように認可する。

昭和二十四年二月二十一日

文部大臣 高瀬 荘太郎 印

一、位 置 東京都豊島区池袋

二、学部学科 文学部（基督教学科、英米文学科、社会科、史学科、心理教育学科）

経済学部（経済学科、経営学科）

三、開設学年 三学年まで

四、開設時期 昭和二十四年四月

五、設置条件

（一）一般教養の社会科学の教授陣を増強すること。

（二）自然科学関係の図書に至急増強すること。

（三）以上の事項については、その実施につき報告を徴し、又必要ある場合は委員会として実地視察を行うこと。尚教員組織についてはその充実に至るまでは大学設置委員会に協議すること。

〔立教大学設置認可書〕1949（昭和24）年2月21日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料6 〔大学院設置認可通知〕〔1951（昭和26）年〕

校管第355号

立教大学大学院設置者

学校法人 立教学院

昭和25年11月30日付で申請のあつた立教大学大学院設置のことは、大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第4条により、下記のように認可します。

昭和26年4月5日

文部大臣 天野貞祐 印

記

- 1、名 称 立教大学大学院
- 2、位 置 東京都豊島区池袋3丁目1,272番地
- 3、研 究 科 英米文学研究科 英米文学専攻
経済学研究科 経済学専攻
- 4、開設する
課 程 修士課程
- 5、修業年限 2年
- 6、開設時期 昭和26年度

第5章 立教大学

7、設置認可条件

(1) 経済学関係の図書及びバック・ナンバーを増強すること。

大学院の設置につき、審査した事項については、必要に応じその実施につき報告を求め又は大学設置審議会において調査することがある。

なお、

(1) 博士課程を設ける場合においては、文部大臣に申請の上大学設置審議会において、更めて審査を受けなければならない。

(2) 研究科または専門課程を増設もしくは変更する場合は、大学設置審議会の審査を受けなければならない。

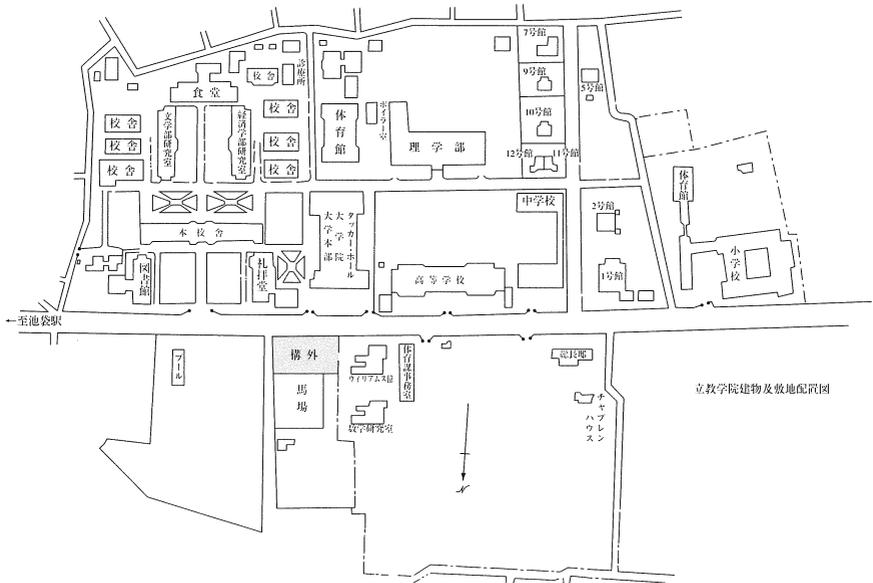
備考

(1) 修士の種別については、おつて決定する。

[立教大学大学院設置認可書] 1951 (昭和26) 年4月5日

[学校法人立教学院本部事務局所蔵]

資料7 立教学院建物及敷地配置図 [1954 (昭和29) 年]



『立教大学一覽』1954 (昭和29) 年12月 付図

[立教大学図書館大学史資料室所蔵]

資料8 [立教大学事務分掌規程] [1953 (昭和28) 年]

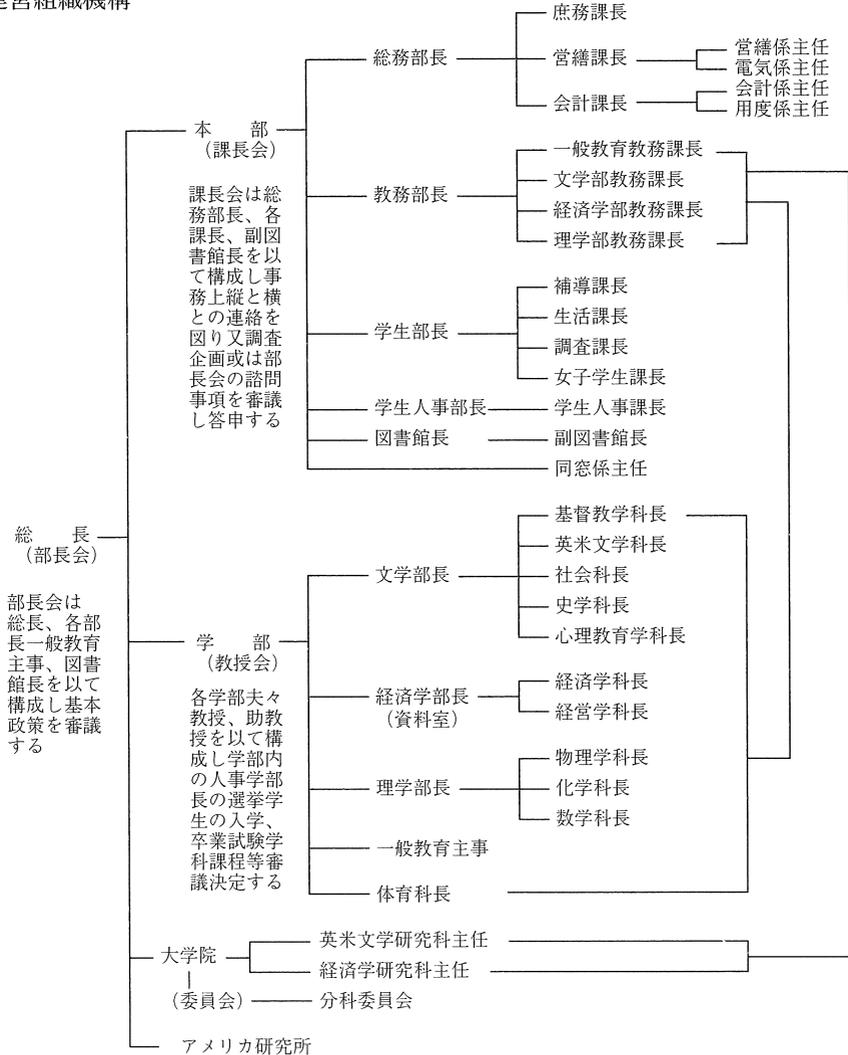
《表紙》

昭和二十八年六月一日

立教大学事務分掌規定

別表 (一)

運営組織機構



第5章 立教大学

事務分掌規定^(参考)

庶務課

- 一、大学印及総長印の管守
- 二、職制学則及内規に関する事項
- 三、学事報告及大学一覧の作成
- 四、職員の勤務に関する事項
- 五、教職員の人事に関する事項
- 六、卒業生に関する事項但し人事課所管の事を除く
- 七、諸儀式に関する事項
- 八、対外文書の接受及発送
- 九、庶務課に関する文書の起案及整理
- 十、其他、他課に属せざる事項

会計課

- 一、会計課に関する文書の起案及整理
- 二、収支予算編成に関する諸事項
- 三、収支決算整理に関する諸事項
- 四、給与支払に関する事項
- 五、金銭の出納及保管
- 六、会計帳簿の記帳整理及保管に関する事項
- 七、領収書並びに伝票の整理保管に関する事項
- 八、構内取締整備に関する事項
- 九、物品の購入配布保管に関する事項（用度係）

営繕課

- 一、建物及敷地の整備清掃に関する事項（営繕係）
- 二、電気工作物及暖房に関する事項（電気係）
- 三、其他建物の附帯設備及技術に関する事項

教務課

- 一、学籍簿の調製、整理、保管に関する事項
- 二、入学（学生募集）休学、退学、卒業に関する事項
- 三、授業に関する事項
 - (イ) 学級編成 (ロ) 教室配当 (ハ) 日課表作成 (ニ) 教室の管理
- 四、試験及成績に関する事項
 - (イ) 試験施行 (ロ) 学業成績の整理及保管

五、所管事項に関する文書の収発

(イ) 在学、卒業、修了、退学、学業成績等の証明書発行

(ロ) 教務に関する文書の収発

六、所管事項に関する統計、調査に関する事項

七、教務に関する学年行事及時間割の作成の立案並びに建議

八、教授会に関する事項

九、其他教務に関する一切の事項

学 生 部

生 活 課

一、学生の訓育、監督、賞罰に関する事項

二、学生の学内集会の許可を与える事項

三、学生団体の学外に於ける活動の指導に関する事項

四、学生の印刷物発行、配布掲示に関する事項

五、学生会に関する事項

六、下宿紹介に関する事項

七、学生の新聞閲覧室に関する事項

調 査 課

一、学生の身分に関する調査及生活相談

二、学生の欠席届及統計に関する事項

三、学生の定期及学割の発行郵便物の取扱に関する事項

補 導 課

一、学生に関する文書の起案及整理

二、学生生活相談（育英資金、アルバイト、宿舎）

学生人事部

一、学生及卒業生の就職斡旋に関する事項

二、学生人事に関する文書の起案及整理

図 書 館

一、図書館事務に関する事項

(イ) 図書館渉外 (ロ) 図書購入 (ハ) 図書寄贈及び交換

(ニ) 図書館会計及び庶務 (ホ) 図書の製本及び修理の事務

(ヘ) 増加図書目録の発刊

二、図書及び聴視覚資料整理に関する事項

(イ) 図書受入及び記帳

第5章 立教大学

- (ロ) 図書及びレコードの整理 (事務用カード作製分類各種目録作製)
(カード記入及びタイプライティング)

三、閲覧室事務に関する事項

- (イ) 受付及び出納事務 (ロ) 館外資料 (ハ) 図書照会及び配列
- (ニ) 図書運用に関する統計調査 (蔵書、入館者、閲覧図書、読書)
- (ホ) 新聞、雑誌閲覧及び保管 (ヘ) 図書資料の曬書及び消毒

四、参考事務に関する事項

- (イ) 参考図書資料の整備 (ロ) 読書相談
- (ハ) 学術文献総合目録及び索引の作製

同窓係

一、同窓会員名簿の整理並びにカードの保管

- (イ) 新入会員に対する名簿作成並びにカードの整備
- (ロ) 会員名簿の異動、補備、加除、訂正
- (ハ) 物故会員の記録整備

二、所管事項に関する文書の接受及発送

三、同窓会年度事業計画に基づく事務処理

- (イ) 各役員会議に関する事項
- (ロ) 文書の起案、発送
- (ハ) 諸書類の整理保管
- (ニ) 役員名簿の整備保管
- (ホ) 地方支部及び職域支部に関する諸事項
- (ヘ) 業事計画^{〔ママ〕}に基づく諸事項
- (ト) 記念事業に関する諸事項
- (チ) 会報発送に関する諸事項

四、会計

- (イ) 同窓会会計に関する諸帳簿の整理保管
- (ロ) 会費徴収事務並びに徴集
- (ハ) 学生予納会費に関する事務
- (ニ) 予算決算書に関する事務

五、諸統計の作成

〔立教大学事務分掌規定〕(写) 1953(昭和28)年6月1日

〔立教大学図書館大学史資料室所蔵〕

資料9 学校法人立教学院職位職制規程〔における大学関係事項〕[1989(平成元)年]

学校法人立教学院職位職制規程

施行 1989年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人立教学院(以下「学院」という。)並びにその設置する立教大学、立教高等学校、立教中学校、立教小学校及び立教大学の設置する研究所、センター等(以下「設置する学校等」という。)の組織の明確化、運営の円滑化を図ることを目的とする。

(組織・事務分掌)

第2条 学院の組織及び事務分掌については、別表第1及び第2のとおりとする。

[略]

第6章 立教大学

(総長)

第17条 立教大学(以下「大学」という。)に総長を置く。

- 2 総長は、大学教職員の選挙に基づいて選出され、理事会で任命される。
- 3 総長は、大学を代表し、校務全般を統括する。
- 4 総長は、部長会等を招集し、その会議を主宰する。
- 5 総長は、理事会の委任を受け、その委任された権限の範囲内で、大学において理事会を代表する。
- 6 総長は、長期の海外出張又は病気等のためその職務を行うことができない場合には、その間臨時に事務取扱を置くことができる。

(役職)

第18条 大学各学部(一般教育部を含む。以下同じ。)大学院各研究科、各センター、各研究所に、次の役職を置く。

学部 学部長(一般教育部長を含む。以下同じ。)

学科長

学科主任

学校・社会教育講座 学校・社会教育講座委員長

座

課程主任

大学院 研究科委員長

第5章 立教大学

研究科専攻主任（前期課程・後期課程）

センター センター長

研究所 所長及び副所長

2 各役職位については、別表第1（3）のとおりとする。

（学部長）

第19条 学部長は、当該学部教授会の選挙等の推薦に基づいて、総長が任命する。

2 学部長は、学部を代表し、その学部の運営を掌る。

3 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

4 学部長は、部長会に出席し、大学全般の校務に参与する。

5 学部長は、長期の海外出張又は病気等のためその職務を行うことができない場合には、その間臨時に学部長代理を置くことができる。

6 学部長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

〔略〕

（研究科委員長）

第24条 研究科委員長は、その研究科が置かれている学部の学部長を総長が任命する。

2 研究科委員長は、研究科を代表し、その研究科の運営を掌る。

3 研究科委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

〔略〕

（研究所長、同副所長）

第26条 各研究所に研究所長及び同副所長を置く。

2 各研究所長及び同副所長は、各研究所の教授会又は所員会議等の議を経て、総長が任命する。

3 各研究所長は、その研究所を代表し、その管理運営を掌る。

4 各研究所副所長は、研究所長を補佐し、研究所長に事故のあるときは、その職務を代行する。

5 各研究所長及び同副所長の任期は、原則として2年とする。ただし再任を妨げない。

〔略〕

（事務部長）

第29条 大学に事務部（室・館）長（以下「事務部長」という。）として、総長室長、総務部長、教務部長、学生部長、就職部長及び図書館長を置く。

2 事務部長は、総長が任命する。

3 事務部長は、部長会、事務部長会に出席し、大学全般の校務に参与する。

4 各事務部長は、総長を補佐し、次の業務を統括する。

- (1) 総長室長 大学の財政、秘書、広報、校友及び企画等に関する業務
- (2) 総務部長 大学の庶務、人事、会計、用度、施設及び整備等に関する業務
- (3) 教務部長 各学部（一般教育部を含む。）、大学院各研究科、学校・社会教育講座の学務、学事及び入学試験等に関する業務
- (4) 学生部長 学生の課外活動、福利厚生等の助育に関する業務
- (5) 就職部長 学生の就職に関する業務
- (6) 図書館長 大学図書館（各学部図書室を含む。）の管理運営に関する業務

[略]

附則

この規程は、1989年4月1日から施行する。

「学校法人立教学院職位職制規程」[1989（平成元）年4月1日] 学校法人立教学院本部事務局総務課編『学校法人立教学院諸規程集 追録第19号』1989（平成元）年4月20日 301～309頁

[学校法人立教学院本部事務局所蔵]

資料10 〔新制大学発足当時の陣容〕[1951（昭和26）年]

現 在 教 員 調			立 教 大 学 (昭和二六・八・一現在)					
区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏 名	生年月日	備考
文学部 基督教学科	教授	専任	神学概論 (一) 〃 (二) 宗教哲学・キリスト教倫理学	八	有	菅 円吉	明治 二八・一二・二〇	
〃	〃	〃	キリスト教史	八	〃	後藤 真	〃 四二・七・二七	
〃	〃	〃	キリスト教文学	二	〃	佐々木順三	〃 二三・三・二	
〃	〃	〃	宗教々育	二	〃	R・A・メリット	大正 六・八・一一	
〃	助教授	〃	神学特殊講義	二	〃	D・T・オークス	〃 一二・九・二〇	
〃	講師	兼任	ヘブル語 (上)	二	〃	赤司道雄	大正 九・一二・七	
〃	〃	〃	現代哲学概説	二	〃	池上鎌三	明治 三三・一一・一二	

第5章 立教大学

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	〃	世界宗教史	二	〃	池上広正 〃 四二・一・七	
〃	〃	〃	哲学史	二	未	亀井 裕 大正 一〇・七・一〇	
〃	〃	〃	ラテン語 ギリシヤ語（上）（下）	六	有	神田盾夫 明治 三〇・六・三〇	
〃	〃	〃	印度宗教哲学史	二	〃	増谷文雄 明治 三五・二・一六	
文学部 基督教学科	講師	兼任	宗教学	二	有	野村暢清 大正 一一・一・一	
〃	〃	〃	ヘブル語（下） 旧約概論・旧約釈義	六	有	大島 清 明治 三七・九・二五	
〃	〃	〃	新約概論・新約釈義	四	未	竹森満佐一 明治 四〇・一一・一三	
計						一四名	
文学部 英米文学科	教授	専任	キリスト教史	二	有	佐々木順三 明治 二三・三・二	
〃	〃	〃	米文学史 米文学講読	六	〃	杉木 喬 〃 三二・一・五	
〃	〃	〃	英文学史（前）（後） 米文学・米国社会思想史	一〇	〃	細入藤太郎 〃 四四・二・一六	
〃	〃	〃	英語学概説 英語学特殊講義	四	〃	中川一郎 大正 二・七・四	
〃	〃	〃	英文学講読	八	〃	富田 彬 明治 三〇・一・二五	
〃	講師	〃	時事英語	二	〃	筧 光顕 〃 一九・一・一四	
〃	教授	〃	日本文学	二	〃	金子武雄 〃 三八・一・二六	
〃	〃	〃	ドイツ文学・ドイツ語	六	〃	番匠谷英一 〃 二八・八・一四	
〃	〃	〃	英文学講読	二	〃	K・E・ブランスタッド	

第1節 新制大学の設置

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
文学部 英米文学科	教授	専任	英文学特殊講義（一）	二	無	エリザベス・フォーク	
〃	〃	〃	英文学講読	四	有	J・H・ポット 明治 二四・二・九	
〃	助教授	〃	英文学講読	四	〃	飯島淳秀 大正 二・九・三	
〃	〃	〃	米国史	二	〃	D・T・オークス 大正 一二・九・二〇	
〃	講師	〃	日本文学英訳	二	〃	根岸由太郎 明治 六・二・一〇	
〃	〃	兼任	フランス語 中級 上級	四	〃	後藤末雄 〃 一九・一〇・二五	
〃	〃	〃	英文学特殊講義（二）	二	無	山宮 允 〃 二三・四・一九	
〃	〃	〃	英文学特殊研究	二	有	島田謹二 〃 三四・三・三〇	
〃	〃	〃	フランス文学	二	〃	杉 捷夫 〃 三七・二・二七	
〃	〃	〃	言語学	二	〃	矢崎源九郎 大正 一〇・三・二六	
計						一九名	
文学部 社会科	教授	専任	労務総論・職業指導 演習・特殊講義	六	有	淡路円治郎 明治 二八・二・一三	
〃	〃	〃	労務管理特殊講義 労働問題・労務管理演習	八	〃	大内経雄 明治 三一・八・一	
文学部 社会科	教授	専任	臨床心理学 社会事業演習	六	有	森脇 要 明治 四三・六・一	
〃	〃	〃	職業学・婦人少年労働 職業指導演習・労務管理演習	一〇	〃	藤本喜八 〃 四三・四・二〇	
〃	〃	〃	労働科学 労務管理演習	六	〃	岸戸 護 〃 四三・三・二八	
〃	〃	〃	音楽論	二	〃	辻 莊一 〃 二八・一二・二〇	

第5章 立教大学

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	〃	個性調査	二	〃	豊原恒男 〃 三四・一〇・一一	
〃	〃	〃	社会教育	二	〃	内田安久 〃 三二・一・三〇	
〃	助教授	〃	文化事業概論・社会政策 社会調査・文化事業及労務管理演習	一二	〃	中嶋竜太郎 大正 六・三・二三	
〃	〃	〃	社会事業史及概論 社会事業特講・社会事業演習	六	〃	横山定雄 〃 七・四・四	
〃	〃	〃	文化社会学 文化事業演習	六	〃	田中正吾 〃 七・六・四	
〃	講師	〃	医学知識及精神衛生	二	〃	渡辺清綱 〃 五・二・二三	
〃	〃	兼任	職業指導	二	〃	安藤克雄 明治 三七・二・一一	
〃	〃	〃	新聞出版史	二	〃	法貴次郎 〃 三九・二・八	
〃	〃	〃	職業相談	二	〃	伊藤祐時 〃 四四・三・一九	
文学部 社会科	講師	兼任	産業政策	二	有	井沢 馨 大正 一・一一・三	
〃	〃	〃	産業史及技術史	二	〃	楫西光速 明治 三九・一・九	
〃	〃	〃	新聞学総論	二	〃	金子義男 〃 三二・・・・	
〃	〃	〃	社会事業行政及法政	二	未	黒木利克 大正 二・九・二八	
〃	〃	〃	芸能文化論	二	有	桑原経重 大正 七・六・二七	
〃	〃	〃	世論・宣伝・広告	二	〃	小山栄三 明治 三二・三・一二	
〃	〃	〃	産業社会学	二	〃	松島静雄 大正 一〇・一〇・一	
〃	〃	〃	物価・賃金	二	〃	美濃口時次郎 明治 三八・三・八	

第1節 新制大学の設置

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	〃	グループ・ワーク	二	〃	三隅達郎 明治 三二・四・一〇	
〃	〃	〃	労働法規 社会法規	二	〃	村上茂利 大正 七・一一・九	
〃	〃	〃	労働組合 協同組合	二	〃	村山重忠 明治 三一・一二・二七	
〃	〃	〃	放送概論	二	〃	長浜道夫 〃 四三・一〇・三一	
〃	〃	〃	演劇	二	〃	坪内士行 〃 二〇・八・一六	
〃	〃	〃	都市及農村社会学	二	〃	中野 卓 大正 九・一二・一三	
〃	〃	〃	職業分析及情報	二	〃	佐柳 武 〃 七・一一・一三	
〃	〃	〃	ケース・ワーク コミュニティ・オーガニゼーション	二	〃	谷川貞夫 明治 三三・四・二〇	
〃	〃	〃	人口問題・失業問題	二	〃	上田正夫 〃 四二・三・二六	
〃	〃	〃	産業経営・職業問題	二	〃	山口貫一 〃 三二・一一・三	
〃	〃	〃	新聞各論（報道論）	二	未	高松棟一郎 〃 四四・一・八	
〃	〃	〃	職業補導 ^{〔一〕} 及斡施	二	〃	行田忠男 〃 四三・九・四	
〃	〃	〃	統計学	二	有	豊田 尚 大正一〇・九・五	
文学部 史学科	教授	専任	西洋史演習	二	有	野々村戒三 明治 一〇・九・七	
〃	〃	〃	日本史特殊講義（一） 民族学・日本史演習	六	〃	宮本馨太郎 〃 四四・七・三〇	
〃	〃	〃	西洋史特殊講義（二） 西洋史演習	四	〃	清水 博 〃 四〇・九・二三	

第5章 立教大学

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	〃	東洋史特殊講義(一) 東洋史演習	四	〃	手塚隆義 〃 三八・一・二九	
〃	〃	〃	東洋史特殊講義(二) 東洋史演習	四	〃	小林通雄 〃 四三・一〇・二	
〃	〃	〃	西洋史特殊講義(五)	二	〃	細入藤太郎 〃 四四・二・一六	
〃	助教授	〃	人文地理学概説 歴史地理学・地理学演習	六	〃	中田栄一 大正六・一〇・一一	
〃	講師	兼任	日本史特殊講義(二) 日本史演習	四	〃	海老沢有道 明治 四三・一一・二〇	
〃	〃	〃	西洋史特殊講義(一)	二	〃	藤原守胤 〃 三四・一〇・一一	
〃	〃	〃	経済地理学	二	〃	飯塚浩二 〃 三九・四・三	
文学部 心理教育学科	教授	専任	応用心理学 心理学特殊講義	四	有	淡路円治郎 明治 二八・二・一三	
〃	〃	〃	心理学研究法・個性調査 心理学特殊研究・心理学実験・教育実習	一三	〃	豊原恒男 〃 三四・一〇・一一	
〃	〃	〃	児童心理学・青年心理学	四	〃	森脇 要 〃 四三・六・一	
〃	〃	〃	教育原理・教育学特殊研究・社会教育・教科教育法総論・教育実習	一二	〃	内田安久 〃 三二・一・三〇	
〃	〃	〃	アメリカ教育学・心理学特講(二) 教育学特殊講義(一)教科教育法各論(英語)	八	〃	J・H・ポット 〃 二四・二・九	
〃	〃	〃	社会教材研究 教科教育法各論(社会)	四	〃	野々村戒三 〃 一〇・九・七	
〃	〃	〃	音楽教材研究	二	〃	辻 莊一 〃 二八・一二・二〇	
〃	〃	〃	英語教育法	二	〃	杉木 喬 〃 三二・一・五	
〃	〃	〃	自然地理学 地理学演習	四	〃	石島 渉 〃 三九・一二・一二	

第1節 新制大学の設置

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	〃	理科教材研究	二	〃	中川重雄 〃 三九・八・二四	
〃	〃	〃	算数教材研究	二	〃	黒須康之助 〃 二六・二・一	
〃	〃	〃	国語教材研究	二	〃	金子武雄 〃 三八・一二・六	
〃	助教授	〃	国語教材研究	二	〃	長野嘗一 大正 四・一二・三	
文学部 心理教育学科	助教授	専任	教育心理学・教育社会学 教育評価・教育学特殊講義演習	一二	有	田中正吾 大正 七・六・四	
〃	講師	〃	体育教材研究	二	〃	渡辺清綱 〃 五・二・二三	
〃	〃	〃	経営経済学 原価計算	四	〃	品田誠平 明治 四五・三・二一	
〃	〃	〃	心理学実験 教育実習	五	未	石川英夫 大正 一一・七・一三	
〃	〃	兼任	教科教育法各論 (職業指導科)(職業科)	四	有	野口 彰 明治 二七・一二・四	
〃	〃	〃	学校管理・職業指導	四	〃	安藤克雄 〃 三七・二・一一	
〃	〃	〃	教育課程・教育行政	四	〃	飯田晃三 〃 三四・八・四	
〃	〃	〃	教育指導	二	〃	高師広吉 〃 三七・六・二五	
〃	〃	〃	教科教育法各論 (商業科)	二	〃	縣 康 〃 三九・二・四	
〃	〃	〃	芸能文化論	二	〃	桑原経重 大正 七・六・二七	
経済学部 経済学科	教授	専任	農業経済・経済政策 独語経済	六	有	河西太一郎 明治 二八・三・一八	
〃	〃	〃	社会思想史・演習	四	〃	松田智雄 〃 四四・五・二二	

第5章 立教大学

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	〃	商法	二	〃	須之内品吉 〃 一六・一一・二四	
〃	〃	〃	経済学史・経済原論	四	〃	宮川 実 〃 二九・二・一九	
〃	〃	〃	統制経済・財政学 演習	六	〃	藤田武夫 〃 三八・二・二七	
〃	〃	〃	景気論・仏語経済・演習	六	〃	山本二三九 大正 二・三・一〇	
〃	〃	〃	英語経済・世界経済・演習	六	〃	神野璋一郎 明治 四四・一一・二二	
〃	〃	〃	経営学	二	〃	鍋島 達 〃 四〇・四・四	
〃	助教授	〃	英語経済・日本経済史 演習	六	〃	立入広太郎 大正 五・三・三一	
〃	講師	〃	金融論・独語経済 演習	六	〃	三宅義夫 〃 五・一二・一四	
〃	助教授	〃	英語経済・米経済史 演習	六	〃	宇治田富造 〃 四・一・五	
〃	講師	〃	工業経済・演習	四	〃	加藤誠一 〃 五・五・一七	
〃	助教授	〃	民法	二	〃	宮川 澄 〃 六・一〇・八	
〃	教授	〃	演習・英語経済	二	有	小川徳治 明治 三八・八・二	
〃	〃	〃	英語貿易通信	四	〃	須藤吉之祐 〃 九・一二・一九	
〃	講師	兼任	近代経済	二	〃	水田 博 大正 二・一二・一三	
〃	〃	〃	憲法・政治学	四	〃	中村 哲 明治 四五・二・四	
〃	〃	〃	演習	二	〃	友岡久雄 〃 三二・一一・一四	
〃	〃	〃	統計学	二	〃	森田優三 〃 三四・八・二九	

第1節 新制大学の設置

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	〃	労働法	二	〃	熊倉 武 〃 四三・三・一	
〃	〃	〃	交通論	二	〃	大森一二 〃 三四・一・二	
〃	〃	〃	協同組合	二	〃	井上晴丸 〃 四一・一〇・七	
〃	〃	〃	社会政策・演習	六	〃	氏原正治郎	
〃	助教授	専任	英語経済	二	〃	米田清貴 大正 二・二・三	
経済学部 経営学科	教授	専任	経済政策	二	有	河西太郎 明治 二八・三・一八	
〃	〃	〃	英語貿易通信 英語商業	四	〃	須藤吉之祐 〃 九・一二・一九	
〃	〃	〃	商法	二	〃	須之内品吉 〃 一六・一一・二四	
〃	〃	〃	経済原論	二	〃	宮川 実 〃 二九・二・一九	
〃	〃	〃	統制経済・財政学	二	〃	藤田武夫 〃 三八・二・二七	
〃	〃	〃	景気論・演習	四	〃	山本二三丸 大正 二・三・一〇	
〃	〃	〃	世界経済・演習	四	〃	神野璋一郎 明治 四四・一一・二二	
〃	〃	〃	社会思想史・演習	四	〃	松田智雄 〃 四四・五・二二	
〃	〃	〃	保険論	二	〃	下坂源太郎 〃 三七・一〇・三一	
〃	〃	〃	英語商業	四	〃	小川徳治 〃 三八・八・二	
〃	助教授	〃	日本経済史・演習	四	〃	立入広太郎 大正 五・三・三一	

第5章 立教大学

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	講師	〃	金融論・独語経済・演習	六	有	三宅義夫 〃 五・一二・一四	
〃	助教授	〃	演習	二	有	宇治田富造 〃 四・一・五	
〃	〃	〃	民法	二	有	宮川 澄 大正 六・一〇・八	
〃	講師	〃	工業経済・演習	四	〃	加藤誠一 〃 五・五・一七	
〃	〃	〃	会計学・原価計算	四	〃	品田誠平 明治 四五・三・二一	
〃	〃	兼任	経済地理	二	〃	飯塚浩二 〃 三九・四・三	
〃	〃	〃	貿易論	二	〃	上坂西三 〃 二一・一二・一五	
〃	〃	〃	配給論	二	〃	向井鹿松 明治二一・三・六	
〃	助教授	専任	簿記	二	〃	中村 清 大正 六・二・一四	
理学部 物理学科	教授	専任	実験	六	有	中川重雄 明治 三九・八・二四	
〃	〃	〃	生物々理学 〃 実験	二	〃	村地孝一 〃 四二・三・四	
〃	〃	〃	物理実験学	二	〃	杉浦義勝 〃 二八・五・一五	
〃	〃	〃	量子化学・場の理論 統計力学		〃	渡辺 慧 〃 四三・五・二六	
〃	助教授	〃	生物々理学 〃 実験	二	〃	仲尾善雄 大正 四・八・五	
〃	〃	〃	光学 特殊相対論	四	〃	豊田利幸 〃 九・五・一二	
〃	〃	〃	弾性流体力学	四	〃	会津 晃 〃 一一・五・二九	

第 1 節 新制大学の設置

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	〃	物理学演習 近代物理学入門	四	〃	細江正尚 〃 七・八・二八	
〃	講師		応用電機学	二	〃	佃 正晃 〃 七・八・三一	
〃	〃	〃	物理数学 物理学演習	四	〃	織田暢夫 〃 一三・五・二五	
〃	〃	〃	統計学力学 熱力学	二	〃	藤田文章 〃 一三・三・三〇	
〃	〃	〃			〃	玉井英次 〃 一二・一一・二二	
理学部 化学科	教授	専任	無機化学 放射能化学	四	有	奥野久輝 明治 四〇・一・三〇	
〃	〃	〃	工業化学	二	〃	笠井康一 〃 三五・一二・一二	
〃	〃	〃	生物化学	二	〃	糟谷伊佐久 〃 三七・一・一六	
〃	〃	〃	有機化学	二	〃	萩谷 彬 〃 四四・一・一七	
〃	助教授	〃	分析化学	二	〃	本田雅健 大正 九・八・二八	
〃	〃	〃	生物化学	二	〃	笹川泰治 〃 一〇・一一・六	
〃	講師	〃	生物学概論	二	〃	山本 泉 明治 四三・六・二九	
〃	〃	兼任	有機化学		〃	中本義雄 〃 三五・三・二一	
〃	〃	〃	物理化学Ⅱ	二	未	三矢 篤 大正 四・七・二〇	
〃	〃	〃	物理化学Ⅰ	二	有	鮫島実三郎 明治 二三・七・三	
理学部 数学科	教授	専任	幾何学 〃 演習	四	有	黒須康之助 ^岡 明治 二六・二・一	

第5章 立教大学

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	〃	解析学 〃 演習	六	〃	吉田洋一 〃 三一・七・一一	
〃	〃	〃	解析学演習	四	〃	古屋 茂	
〃	助教授	〃	数学		〃	祐乘坊瑞満 大正一四・三・一一	
〃	講師	〃	実用数学 解析演習	六	〃	中村芳彦 〃 九・七・二	
〃	〃	〃	整数論・代数学 代数学演習	六	〃	本田欣哉 〃 一三・三・三一	
〃	〃	〃	力学 代数学演習	五	〃	赤 撰也 〃 一五・五・七	
〃	〃	〃	幾何学演習	二	〃	入江昭二 昭和 二・一・二八	
〃	〃	〃	数学		〃	奈倉実郎 〃 三四・一一・二七	
〃	〃	兼任	数学		〃	大橋〔橋〕三郎 大正 五・九・九	
〃	〃	〃	確率論	二	〃	松下嘉米男 大正 六・六・三	
一般教育	教授	専任	基督教倫理	九	有	後藤 真 明治 四二、七、二七	
〃	〃	〃	〃	六	〃	リチャード、メリット 大正 六、八、一一	
〃	〃	〃	哲学	八	〃	沢井正治 明治 四一、四、一	
〃	〃	〃	〃	四	〃	佐々木喜市 明治 一九、一二、八	
〃	〃	〃	心理学	六	〃	岸戸 護 明治 四三、三、二八	
〃	〃	〃	〃	四	〃	森脇 要 〃 四三、六、一	

第1節 新制大学の設置

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	〃	〃、音楽	一二	〃	辻 莊一 明治 二八、一二、二〇	
〃	〃	〃	心理学	四	〃	内田安久 明治 三二、一、三〇	
〃	〃	〃	〃	四	〃	豊原恒男 明治 三四、一〇、一一	
〃	〃	〃	文学	一四	〃	金子武雄 明治 三八、一二、六	
〃	〃	〃	経済学	八	〃	下坂源太郎 明治 三七、一〇、三一	
〃	〃	〃	歴史学	八	〃	小林通雄 明治 四三、一〇、二	
〃	〃	〃	〃	一二	〃	宮本馨太郎 明治 四四、七、三〇	
一般教育	教授	専任	歴史学	一〇	有	清水 博 明治 四〇、九、二三	
〃	〃	〃	〃	一〇	〃	手塚隆義 明治 三八、一、二九	
〃	〃	〃	数学	二	〃	黒須康之介 明治 二六、二、一	
〃	〃	〃	科学	二	〃	笠井康一 明治 三五、一二、一二	
〃	〃	〃	科学	八	〃	石島 渉 明治 三九、一二、一二	
〃	〃	〃	生物学	四	〃	村地孝一 明治 四二、三、四	
〃	〃	〃	〃	二	〃	糟谷伊佐久 明治 三七、一、一六	
〃	〃	〃	一般物理学	三	〃	杉浦義勝 明治 二八、五、一五	
〃	〃	〃	〃	三	〃	中川重雄 明治 三九、八、二四	
〃	〃	〃	一般化学	二	〃	奥野久輝 明治 四〇、一、三〇	

第5章 立教大学

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	〃	〃	四	〃	萩谷 彬 明治 四四、一、一七	
〃	〃	〃	法律学	四	〃	須之内品吉 明治 一六、一一、二四	
〃	〃	〃	社会学	四	〃	藤本喜八 明治 四三、六、二〇	
〃	助教授	専任	基督教倫理 哲学	一五	有	大須賀 潔 大正 三、五、一	
〃	〃	〃	社会学	四	〃	中島竜太郎 大正 六、三、二三	
〃	〃	〃	〃	六	〃	横山定雄 大正 七、四、四	
〃	〃	〃	経済学	八	〃	米田清貴 大正 二、二、三	
〃	〃	〃	法律学	一二	〃	宮川 澄 大正 六、一〇、一八	
〃	〃	〃	文学	一四	〃	長野嘗一 大正 四、一二、三	
〃	〃	〃	米国史	六	〃	ドナルド、T、オークス 大正 一二、九、二〇	
〃	〃	〃	人文地理	六	〃	中田栄一 大正 六、一〇、一一	
〃	〃	〃	数学	一二	〃	畑井 豊 大正 二、五、四	
〃	〃	〃	一般化学	四	〃	本田雅健 大正 九、八、二八	
〃	〃	〃	〃	二	〃	笹川泰治 大正 一〇、一一、六	
〃	〃	〃	生物学	四	〃	仲尾善雄 大正 四、八、五	
〃	講師	〃	文学	六	〃	野口定男 大正 六、三、二一	
一般教育	講師	専任	数学	一四	有	奈倉実郎 明治 三四、一一、二七	

第1節 新制大学の設置

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	〃	〃	六	〃	入江昭二 昭和 二、一、二八	
〃	〃	〃	〃	三	〃	赤 摂也 大正 一五、五、七	
〃	〃	〃	科学	四	〃	佃 正昊 大正 七、八、三一	
〃	〃	〃	生物学	一〇	〃	山本 泉 明治 四三、六、二九	
〃	〃	〃	一般物理	二	〃	藤田文章 大正 一三、三、三〇	
〃	〃	兼 任	基督教倫理	四	〃	宅間信基 大正 二、七、二	
〃	〃	〃	哲学	八	〃	亀井 裕 大正 一〇、七、一〇	
〃	〃	〃	政治学	四	〃	藤原守胤 明治 三四、一〇、一一	
〃	〃	〃	聖書概論	二	〃	佐々木厚 大正 七、九、一八	
〃	〃	〃	数学	六	〃	大橋三郎 大正 三、九、九	
〃	〃	〃	科学	六	〃	野垣寛之 明治 二八、一〇、一〇	
〃	〃	〃	科学	六	〃	中本義雄 明治 三五、三、二一	
一般教育	教 授	専 任	英語	四	有	杉木 喬 明治 三二、一、五	
〃	〃	〃	〃	二	〃	細入藤太郎 明治 四四、二、一六	
〃	〃	〃	〃	四	未	エリザベス、フォーグ	
〃	〃	〃	〃	四	有	根岸由太郎 明治 六、二、一〇	
〃	〃	〃	〃	二	〃	富田 彬 明治 三〇、一、二五	

第5章 立教大学

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	〃	〃	一四	〃	武藤安雄 明治 二二、二、一九	
〃	〃	〃	〃	一六	〃	小川徳治 明治 三八、八、二	
〃	〃	〃	独語	八	〃	番匠谷英一 明治 二八、八、一四	
〃	〃	〃	〃	六	〃	沢井正治 明治 四一、四、一	
〃	助教授	〃	英語	一〇	〃	飯島淳秀 大正 二、九、三	
〃	〃	〃	〃	八	〃	米田清貴 大正 二、二、三	
〃	〃	〃	〃	一二	〃	秋山徹夫 明治 四三、七、二九	
〃	講師	〃	〃	一二	〃	筧 光顕 明治 一九、一二、一四	
一般教育	講師	専任	英語	八	〃	師岡 尚 大正 一三、四、二〇	
〃	〃	〃	〃	一六	〃	村岡玄一 明治 四四、三、一四	
〃	〃	〃	〃	一〇	〃	宮城俊彦 明治 三七、三、三〇	
〃	〃	〃	〃	一二	〃	中山時雄 明治 二一、四、一三	
〃	〃	兼任	〃	一〇	〃	宮崎申郎 明治 二九、一、一八	
〃	〃	〃	〃	四	〃	八木林太郎 明治 四二、八、一一	
〃	〃	〃	〃	八	〃	刈田元司 明治 四五、一、三	
〃	〃	〃	〃	六	未	高橋 広 明治 三九、一、七	
〃	〃	専任	独語	一六	有	秋山春水 明治 四四、五、四	

第1節 新制大学の設置

区分	職名	専任・兼任の別	担当科目	毎週授業時数	大学設置審議会の判定有無	氏名生年月日	備考
〃	〃	兼任	〃	三	有	関 泰祐 明治 二三、一〇、二五	
〃	〃	〃	〃	四	〃	大和邦太郎 明治 三三、一、三一	
〃	〃	〃	〃	七	〃	白旗 信 明治 三八、五、五	
〃	〃	〃	〃	七	〃	常木 実 大正 二、七、三一	
〃	〃	〃	〃	六	未	小川 超 大正 七、九、二二	
〃	〃	専任	仏語	一八	有	川村克巳 大正 一一、三、一三	
〃	〃	兼任		五	未	武田康雄 明治 四〇、一二、四	
〃	〃	〃	〃	四	有	亀井 裕 大正 一〇、七、一〇	
体育科	講師	専任	体育学科	八	有	渡辺清綱 大正 五、二、二三	
〃	〃	〃	〃 実技	一〇	〃	渡辺信一郎 明治 三五、三、三一	

〔新制大学設置後の状況調査について〕1951（昭和26）年8月31日

〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

第2節 新制学部の出発

敗戦の年の9月15日、大学は授業を再開した。しかし文学部の復活は翌1946（昭和21）年5月まで待たなければならなかった。1946年10月に文部省に対して行われた報告は当時の本学の状況を簡潔に伝えている（資料1）。

1949（昭和24）年4月、立教大学は新制度下の大学として再出発した。この時点での学部構成は、文学部、経済学部、理学部の3学部である。新製の3学部のうち、文学部、経済学部は戦前からその前身の学部が設置されていたが、理学部

第5章 立教大学

は、前年の1948（昭和23）年に発足した理学部を継承する形で出発している。なお、新制大学出発の時点で、戦前からの懸案であった医学部新設計画が再び検討されたが、1949年7月の段階で不調に終わっている。（松平信久）

資料1 〔新制大学発足以前の立教大学の趨勢〕[1946（昭和21）年]

大庶発第六十八号

昭和二十一年十月三十日

立教大学総長 佐々木順三

文部省学校教育局長

日高第四郎殿

学科課程等調査の件

対発学四六五号

標題の件につき左の通り御報告いたします

1 学科課程及教授時間数調				
(一) 文学部 (戦時中の学制変更により現在第一学年のみ在学)				
イ. キリスト教学科 (一学年)				
必修学科		選択科目		備考
科目名	一年総授業時	科目名	一年総授業時	
旧約学	六〇	独 語	六〇	
新約学	六〇	英 語	六〇	
神学概論	六〇	文学概論	六〇	
キリスト教史	六〇	キリスト教文学	六〇	
宗教史	三〇	心理学	六〇	
哲学概論	六〇	教育学	六〇	
哲学史	六〇			
宗教学	三〇			
ヘブル語	六〇			
ギリシャ語	六〇			
ロ. 英米文学科				
必修科目		選択科目		備考
科目名	一年総授業時	科目名	一年総授業時	
英文学史	六〇	哲学概論	六〇	
英文学	六〇	哲学史	六〇	

英 語 学	六〇	心 理 学	六〇		
米 文 学	一二〇	教 育 学	六〇		
文 学 概 論	六〇	独 語	六〇		
言 語 学	六〇	仏 語	六〇		
キリスト教文学	六〇				
英 作 文	六〇				
英 会 語	六〇				
ラ テ ン 語	六〇				
(二) 経済学部					
イ、経済学科					
必 修 選 択 ノ 別	科 目 名	一 年 総 授 業 時 数			備 考
		一 年	二 年	三 年	
必修	経 済 原 論	一二〇			
〃	アメリカ経済史	六〇			
〃	英 語 経 済	六〇	六〇	六〇	
〃	欧 州 経 済 史	六〇	六〇		
〃	統 計 学	六〇			
〃	法 律 概 論	六〇			
〃	憲 法	六〇			
選択	社 会 学	六〇			
〃	経 営 学	一二〇	一二〇		
〃	経 済 地 理	六〇			
〃	英 語 商 業	六〇	六〇	六〇	
〃	英 貿 易 通 信	六〇			
〃	独 語 経 済	六〇	六〇	六〇	
必修	日 本 経 済 史		六〇		
〃	アメリカ経済構造		六〇		
〃	協 同 組 合 論		六〇		
〃	景 気 論		六〇		
〃	金 融 論		六〇	六〇	
〃	計 画 経 済		六〇		
〃	農 業 経 済		六〇		
〃	工 業 経 済 学		六〇		

第5章 立教大学

〃	民 法		六〇		
選択	会 計 学		六〇		
選択	仏 語 経 済		六〇		
必修	財 政			六〇	
〃	政 治 学			六〇	
〃	アメリカ文化論			六〇	
〃	世 界 経 済 論			六〇	
〃	経 済 学 史			六〇	
〃	社 会 政 策			六〇	
〃	商 法			六〇	
選択	商 業 経 済			六〇	
〃	保 険 論			六〇	
〃	現 代 経 済 学			六〇	

ロ. 経営科

必修 選択ノ別	科目名	一年総授業時数			備 考
		一年	二年	三年	
必修	経 済 原 論	一二〇			
〃	経 営 学	一二〇	一二〇		
〃	欧 州 経 済 史	六〇	六〇		
〃	統 計 学	六〇			
〃	英 語 商 業	六〇	六〇	六〇	
〃	工 業 経 済 学		六〇		
〃	日 本 経 済 史		六〇		
〃	協 同 組 合 論		六〇		
〃	景 気 論		六〇		
〃	金 融 論		六〇	六〇	
〃	計 画 経 済		六〇		
必修	会 計 学		六〇		
〃	財 政			六〇	
〃	政 治 学			六〇	
〃	商 業 経 済			六〇	
〃	世 界 経 済 論			六〇	
〃	保 険 論			六〇	

〃	社 会 政 策			六〇	
〃	法 律 概 論	六〇			
〃	憲 法	六〇			
〃	民 法		六〇		
〃	商 法			六〇	
選択	アメリカ経済史	六〇			
〃	英 貿 易 通 信	六〇			
選択	英 語 経 済	六〇	六〇	六〇	
〃	仏 語 経 済	六〇			
〃	独 語 経 済	六〇	六〇	六〇	
〃	経 済 地 理	六〇			
〃	社 会 学	六〇			
〃	アメリカ経済構造		六〇		
〃	農 業 経 済		六〇		
〃	アメリカ文化論			六〇	
〃	経 済 学 史			六〇	
〃	現 代 経 済 学			六〇	

(三) 予科

学科名	必修科目名	一年総授業時数			備 考
		一年	二年	三年	
倫理科	倫 理 学	二五	三〇	三〇	
古典科	国 語	五〇	六〇	六〇	
	漢 文	五〇	六〇	六〇	
哲学科	心 理 学				
	論 理 学		六〇		
	哲 学 史			六〇	
歴史科	西 洋 史	五〇			
	東 洋 史		六〇		
	国 史			六〇	
社会科	地 理	五〇			
	法 学 通 論		六〇		
	経 済 通 論			六〇	
自然科	数 学	五〇	六〇		

第5章 立教大学

	化 学	五〇			
	物 理 学		六〇	六〇	
第一外国語	英 語	二〇〇	二三〇	二〇〇	
第二 "	独 語	一〇〇	一一二	一一二	
	仏 語	一〇〇	一一二	一一二	
	華 語		一一二	一一二	
体練科		二五	三〇	三〇	
計理課	簿 記			三〇	
計		六五〇	八二二	七六二	

※第二外国語は各其一を選択して必修するものとする

2 卒業生調

学部名	学科名	一ヶ年平均卒業生数	備 考
文学部	英文学科	七	
	哲 学 科	三	
	史 学 科	四	
	宗教学科	一二	
経済学部	経済学科	一七七	
	経営学科	一七八	
予 科	文 科	四八	
	商 科	二二五	

3 現在各学年別学生々徒数

学部名	学科名	学生々徒数			計	備考
		一年	二年	三年		
文学部	キリスト教学科	△ 四			△ 四	△印女子
	英米文学科	△ 四三			△ 四三	
経済学部	経 済 学 科	△ 一二三	三〇四	三四八	八一二	
	経 営 学 科	三七				
予 科		四二六	○ 三六〇	一九八	○ 九八四	○印外人

4 現在教職員数調

職種	性別	学位ヲ有スル者	学 士	専門校卒業者	中等校卒業者	国民校卒業者	検 定 其の他	備 考
教授	男		一八					
助教授	〃		三					

助手	〃		二				
講師	〃	二	一六				
書記	〃		五	五	二	一	一
事務員	男 女			二	一四		
傭人	男 女				二	八五	
5 図書館及蔵書調							
イ. 図書館数 一 延坪二七二坪							
ロ. 蔵書数 六七、二三六							
6. 実験室調							
イ. 教授研究室数 一六室 延約一〇〇坪 目的、学術研究並に学生指導のため							
ロ. 学生々徒研究室 三室 延約一五坪 目的 学術研究のため							
7. 寄宿舎調 ナシ							
8. 学生々徒の経費年額調							
種 類	金 額	備 考					
授 業 料	二七五円	予科と学部、又夫々の学年により差別があり、 上記金額は、平均額を示す					
実 験 費							
室代(寄宿舎)							
(下宿)	五四〇						
食費(寄宿舎)							
(下宿)	二、四〇〇						
計	三、二一五						
9. 経済的基礎調							
イ. 基本金 六〇〇、〇〇〇円							
ロ. 寄附金 五四、九八五 (最近五ヶ年の平均)							
ハ. 国庫補助金 三八、七三七 (同上)							
10. 男子教員の平均給料調							
区分	教授	助教授	助手	講師	平均	備 考	
本俸	二、五二〇円	一、九〇〇円	一、八〇〇円	一、〇二六円	一、八一二円		
手当	七〇三	五九〇	六〇〇	九〇	四九六		
家族手当	五〇三	六〇	二四〇	六〇	二一六		

第5章 立教大学

計	三、七二六	二、五五〇	二、六四〇	一、一七六	二、五二四	
---	-------	-------	-------	-------	-------	--

11 女子教員なし

〔学科課程等調査の件〕1946（昭和21）年10月30日

〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

（1）文学部

戦時下にあつて、文学部は、1943（昭和18）年12月に閉鎖された。敗戦後、同学部が再開されたのは、1946（昭和21）年5月のことである。再開に先だつて、1945（昭和20）年11月7日の財団法人立教学院第88回理事会は、文学部の復活のために必要な処置を講ずる事を決定している。また、1946年4月4日の第91回理事会において、須藤吉之祐総長事務取扱から、学生生徒の定員改正、並びに文学部復活の件を文部省に申請中であり、新学年より実施の予定である旨が報告されている。文学部再開時の学科構成は、キリスト教学科、英米文学科の2学科であったが、翌1947（昭和22）年には社会科が開設された。

1949（昭和24）年、新制大学としての発足の時点で戦前から設置されていた史学科が復活し、同時に心理教育学科が新設された。1955（昭和30）年に、社会科は社会学科と名称変更され、1958（昭和33）年、社会学部の新設に伴つて文学部社会学科は廃止された。1956（昭和31）年の日本文学科の開設に続いて、1962（昭和37）年に心理教育学科は分離して心理学科および教育学科となり、さらに翌1963（昭和38）年、ドイツ文学科とフランス文学科が開設されて、文学部は8学科体制となった。なおこの間、1955年度には心理教育学科の中に心理教育学専攻および初等教育専攻の2専攻の設置が認可され、溯つて1954（昭和29）年4月から初等教育（小学校）の教員免許状の授与課程が認可されていた。この専攻課程が、教育学科の独立（1962年4月）以来現在まで続く同学科内「初等教育専攻課程」の前身であり、私立大学には稀少な小学校教員養成課程として本学資格教育コースの一環をなしている。

1969（昭和44）年、いわゆるフランス文学科問題に端を発した学生からの問題提起を受け、文学部教授会はカリキュラムの白紙撤回とその後の学部改革を実施した。本項には、この問題の経緯に関する資料も収められている。なお、「第5章第8節（1）「大学紛争」とその前後」にも関連資料が掲載されているので、併せて参照されたい。

（松平信久・寺崎昌男）

資料1 新制大学発足前後の文学部の在籍学生の状況

資料1-1 女子学生調査について [1947 (昭和22) 年]

一女子学生数調

学部	学科	女子学生数				在籍学生総数				備考
		一年	二年	三年	計	一年	二年	三年	計	
経済学部	経済学部科		一		一	一七七	四四七	三二四	九四八	社会科女子学生は選科生
〃	経営学科					一六六	七四	四五	二八五	
文学部	英米文学科	二	三		五	六三	三九		一〇二	
〃	基督教学科		一		一	一〇	四		一四	
〃	社会科	一			一	七七			七七	
	計	三	五		八	四九三	五六四	三六九	一四二六	

二女子学生出身学校別調

在籍学部	入学年度	出身学校名	学生数	備考
経済学部	昭和二十一年	東京女学館	一	
文学部	昭和二十一年	日本女子大学	二	
〃	同	実践女子専門学校	一	
〃	同	北京大学	一	中華国人
〃	昭和二十二年	相愛女子専門学校	一	
〃		光華塾	一	中華国人
〃		YWCA女子専門学校	一	

「女子学生調査について」1947 (昭和22) 年7月9日

〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

資料1-2 〔立教大学文学部への入学志願者と入学者〕 [1952 (昭和27) 年]

学校名	立教大学	入学志願者受付期間			入学許可年月日	三月二十一日	
		自一月二十一日 至三月五日					
		入学志願者			入学者		
文学部	入学定員	男	女	計	男	女	計
英米文学科	80	377	162	539	87	45	132
基督教学科	25	15	0	15	6	0	6
社会科	80	962	21	983	143	5	148
史学科	25	70	7	77	15	3	18
心理教育学科	25	43	13	56	11	5	16
計	235	1,467	203	1,670	262	58	320

〔「昭和27年度大学等入学志願者入学者数調について」に対する回答〕 [1952 (昭和27) 年4月25日]

〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

資料2 文学部教授会への公開抗議書 [1969 (昭和44) 年]

文学部教授会への公開抗議書

昭和四四年四月五日の仏文科専門課程カリキュラムに関するガイダンスに於いて示された昭和四四年度仏文科専門課程カリキュラムに関し、学生から以下の疑問点が提出された。

昭和四三年度専門課程に出講していた一般教育部（仏語科）の教官六名の今年度仏文科専門課程への出講のない理由。

前記に関して問われた一〇日の説明会に於いて、仏文科三教官によってなされた説明による事実経過は以下の点であった。

文学部仏文科の渡辺一夫、杉捷夫両教授の退職後、仏文科教授に二名の空席ができる為、仏文科研究室会議に於いて、仏語科の高橋、新倉両教官の文学部移籍が決定された。そこで仏語科主任（手塚教授）が提案者となり、慣例により先ず一般教育部教授会に両教官の移籍が議題として提出され一月の同教授会で承認された。次の段階として一ヶ月後、二月の文学部教授会に当時の杉仏文科長の提案で、両教官の文学部移籍が議題として提出された。文学部の慣例として、提案から採決まで一ヶ月の審査期間が説置（待つ）されており今回もそれに従って三月に入り文学部教授会が開かれた。当会議で採決の結果、両教官の文学部移籍は否決された。

仏文科における教育理念の違いもあり両教官は文学部出講を拒否した。また当時の手塚仏語科主任も責任上主任を辞し文学部出講を拒否すると同時に両教官の一般教育部復籍を一般教育部教授会に要請しそれは受諾された。更にこの人事問題に関しての見解、仏文科内の方針の相違も相まって朝比奈、岡田、蓮実、三教官が相次いで文学部出講拒否の意を表明した。そこで三月三十一日に臨時教授会が開かれた際前記六名を除いたカリキュラムが承認された。

以上一〇日の説明会では文学部教授会で推薦された二教官（高橋、新倉両助教授）をいかなる理由をもって拒否したか明確にされていない。我々に最も身近であり、かつ重要であるカリキュラム・人事の問題が我々に通知されることなく決定されたことに対し我々は抗議する。

この問題に関し我々仏文科学生は〈学生不在〉の感を強くするものである。よって我々は以下の点に対し、明確な回答を要望するものである。

- 一、仏文科研究室推薦以降、決議に至る文学部教授会に於ける、高橋、新倉両教官の人事決定に関した一切の審議及び評決方法・内容を明らかにせよ。
- 一、教授会の構造及び運営方法を明らかにせよ。

以上、我々の提出した質問について、我々の納得のいく回答を早急に示された

い。その回答の得られるまで、我々は履修届提出を断固拒否することにより、抗議の意志を表明する。

(四月一七日) 仏文科生一同

立教大学文学部『文学部資料集第一・二部 (1969～78年度)』立教大学文学部研究センター 1979 (昭和54) 年 5～6頁

[立教大学文学部所蔵]

資料3 文学部教授会「文学部学生諸君へ—教授会の反省と決意と要望—」 [1969 (昭和44) 年]

文学部学生諸君へ—教授会の反省と決意と要望—

さきに六月十九日付の『文学部学生諸君へ』と題する文書において、我々は大学における「自律性確保の論理」の一次的試案を提示した。それは大衆団交をつうじて、学生諸君の挑戦（「拒否の論理」）に対応する我々教員の間に自覚されはじめた一定の目的方向性を、文学部長代理の名において暫定的に体系化したものである。すでにそこでも示唆されているように、我々は深刻な反省の中から解体に瀕した旧来の教授会自治を原理的に否定し、大学を構成する多元的自律集団の一つとして再発足しなければならない、との決意を固めるに至った。

ただこの際、以下の点について、念のため断っておかねばならない。

一部の文学部学生諸君、あるいは他学部の方々から指摘されたように、たしかに、これまで大衆団交を主催してきた文学部共闘会議は、本学における既成制度上の正規な学生組織ではない。また大衆団交の会場に結集される学生の人数も、第一回団交（五月二十日）から第六回団交（六月二十八日—二十九日）まで、そして毎回開始時から終了時まで、遺憾ながら少なからず減少の一途をたどった。

それにもかかわらず、我々がこれに終始真剣に対応してきたのは、我々に対する問題提起が、学生諸君個人々の自発的結集と、直接民主制的意思表明をつうじて、本学でこれまで経験したことのない程の迫力をもって我々にせまってきたからである。我々はこの鋭い問いかけへの応答を回避することは、教師としての我々に課せられた義務に反すると考えたのである。

しかし強調しておきたいのは、我々が直接応じたのは大衆団交に出席した学生諸君の問いかけに対してではあるが、答えている対象はつねに文学部の全学生諸君だということである。ここに我々文学部教授会は、全学生諸君に、再発足にあたっての我々の反省と決意と要望を表明しよう。

[I] 我々はこれまでの文学部教授会に内在した、およそ次の如き体質的欠陥を、率直に認めなければならない。

第5章 立教大学

- (1)教授会自治における多数決無記名投票制民主主義の空洞化現象
 - (2)それを助長した文学部八学科の学科セクションナリズム
 - (3)形式的合法性によっておおいかくされてきた、教授会規律の弛緩（自己保身体制への傾斜）
 - (4)教授会自治能力の低下が招いた、上からの管理・支配への無批判的従属
 - (5)学生との接触の密度が相対的に高いことが、教員個人には学生への「深い配慮」という主観的充足感を与えながら、事実上人事・カリキュラムなどの決定において見過された「学生疎外」
 - (6)他学部、とりわけ一般教育部との連繋の不備
- 〔Ⅱ〕以上の文学部教授会の体質的欠陥といわば相互規定的な関係にある、教授会構成員の主体的姿勢の欠陥として、およそ次の諸点が反省されねばならない。
- (1)教師の責任が研究者・教育者・管理者の総体において問われるべきことの自覚の不足
 - (2)とりわけ管理者としては、こんにち、資本・国家権力が大学を従属的に再編成しようとしている状況下において、教授会が客観的に加担する体制的管理・支配に対する反省の不足
 - (3)研究者としては、専門的学問へ埋没する傾向
 - (4)教育者としては、教師の知的優越への自己満足的姿勢、そして伝統的学科系列・講義方式への安住の傾向
- 〔Ⅲ〕文学部教授会は以上の反省にもとづいて、フランス文学科の移籍人事およびカリキュラムを白紙撤回することが、四月以降の事態を解決するために必要不可欠な第一歩であると決断した。それにとどまらず、「仏文科問題」の禍根の深さにかんがみて、全学科の現行カリキュラムを原理的に撤回し、抜本的再発足をめざして、学生諸君とともに総点検する必要を確認した。この重大な決定は、冒頭に述べた旧来の教授会自治の原理上の否定、そして自律的教員集団としての再発足、という決意に支えられてのみ、はじめて可能であった。すなわち、この撤回という否定的行為を今後の積極的な建設の道程へつなげるために、我々は「責任倫理」と「寛容」（註）の二つの原則に立脚した自律的教員集団として我々自身を再構成しつつある。前記〔Ⅰ〕と〔Ⅱ〕の反省も、六回の大衆団交に引続き、前後延べ数十時間にわたる教授会構成員個人間の相互批判による、きびしい自己審査の帰結として、摘出され、総括されたものである。それらの欠陥の克服を目ざす責任体制＝自律体制の確立こそが我々の責務であり、欠陥の率直な確認は、新たな教授会への個人個人のコミットメント

(アンガージュマン)の表明に他ならないのである。

[Ⅳ]我々は以上の反省と決意を各自の内面へ深化させつつ、文学部の革新に自発的に着手しつつある。それが一時逃れや姑息な改良におちいらぬためには、我々教員と学生諸君の双方の自立集団の対決、すなわち新たな対話の中での並々ならぬ努力を必要とするであろう。こんにち、直接民主主義と代表制民主主義との相互補完方式における自律的結集という点において、我々教員集団は画期的な第一歩をふみ出したと信じている。さらに一層多くの学生諸君が我々の反省と決意にこたえることを要望したい。そうしてこそ、双方の批判と反批判をつうじて、文学部革新の運動は、主体的にも制度的にも内実化され、『大学の運営に関する臨時措置法案』に端的に認められるが如き国家権力の露骨な介入による官僚的管理に対して、文学部ひいては立教大学全体の不退転の姿勢も固められてゆくであろう。万難を排して、そうあらしめねばならない。

[注]我々の目ざしている「寛容」とは、「非寛容」とも「相対主義的寛容」とも区別される、「戦闘的寛容」とも呼ばれるべきものである。すなわち、日常性をこえる一定の目標を目ざして「責任倫理」を分かちあう集団の内部において、過誤や逸脱、不明や怠慢は、だれにとっても避けがたい、各人に内在的な欠陥のあらわれとして、寛容の心を以て許されはするが、相互点検と自己審査をつうじて、その克服がうながされなければならないのである。

昭和四十四年七月十四日

文学部教授会

立教大学文学部『文学部資料集第一・二部(1969～78年度)』立教大学文学部研究センター 1979(昭和54)年 23～26頁

[立教大学文学部所蔵]

資料4 教務特別委員会答申書 [1978(昭和53)年]

教務特別委員会答申書

本委員会は、一九七七年十二月二十二日、「現行カリキュラムの再検討とそれにとまなうカリキュラム改訂の必要の是非の答申、および改訂の必要ある場合の改訂案の作成」を文学部教授会より依頼され、爾來十四回にわたり委員会を開催するとともに、ひろく文学部教員の意見を徴し、ここに委員会としての一応の成案を得るにいたった。したがって、これを教務特別委員会答申書として文学部教授会に提出する。

一、現行カリキュラムの諸問題

一九七〇年度より発足した文学部カリキュラムは、一九六九年九月二十四日文

第5章 立教大学

学部教授会の発表した文書「文学部学生諸君へーカリキュラムの再発足をめざして」に記されている次の三原則を基礎としているものと言えるであろう。すなわち、(一) 学生の自主的学習の尊重、(二) 閉ざされた専門教育の否定、(三) 「現代社会における人間学の再創造」という文学部の仮設的課題のもとでの学問への問題意識の喚起がそれである。

このような原則の集中的に表現されるものが、一九七〇年度に新設された科目、学科の枠をこえた共通基礎科目にはかならなかった。とりわけ共通基礎科目は、現実上のさまざまな制約、とくに予算措置もほとんどないという悪条件のもとで、以後年を追ってその充実がはかられ、一九七三年度には名実ともに共通基礎といえる講義・講読が実現されたばかりか、あらたに三、四年次生を対象とする共通自由選択科目が併設され、その処置は七五年度の微調整によりさらに整備されたと言することができる。他方、類別基礎科目については、前述の趣旨にくわえて、当時文学部の学科別入試廃止が真剣に検討され、その実現を念頭において設定されたという事情がある。ところがその後もひきつづき学科別入試が継続され、当初の構想とその後の現実とのあいだに齟齬をきたす結果となり、そのため七五年度に調整のおこなわれたものの、かなりの部分において事実上学科別基礎科目となっていく趨勢を免れえなかったといわなければならない。類別基礎科目のあり方については、教務委員会、センター委員会においていくたびも問題点の指摘がおこなわれたにもかかわらず、一部を除きその形骸化が顕著となったのも、創設当初の構想の諸条件が全面的に実現するにいたらなかったことに起因すると考えられるであろう。

それにしても、一九七〇年以後の現行カリキュラム最大の弱点は、一般教育科目が六九年度の学内事情から一般教育部教授会の手で大幅に改訂され、しかもそれに対する文学部側の対応処置がまったくとられなかったことにある。とりわけ外国語科目コマ数の減少と学年制の廃止は、文学部外国語関係学科に深刻な影響をあたえずにはおこななかった(別紙参照)。しかも七〇年以降も両者間の関係は円滑を欠き、専門科目と一般教育科目との調整をめぐる話し合いがはじめてもたれたのはじつに一九七二年にはいつてからであり、さらに一九七三年から七四年にかけて、この問題が全学カリキュラム委員会で審議されたものの、総長交代による委員会の凍結の結果、今日まで実効ある処置は何ひとつおこなわれていない。

専門科目についていえば、一九七〇年度の改訂により必修単位数は大幅に引き上げられ、文学部全学科について一律七二単位と定められた。しかしそれぞれの専攻分野ごとに一定の達成度にいたるための道程はけっして同一のものではあり

えず、にもかかわらず必修単位数を画一化した結果、一般教育部の外国語科目コマ数減少の処置とあいまって、外国語関係学科、専攻コースでは学生のいちじるしい語学力低下を招来するとともに、ともすれば学生の学力増進をはかる諸学科・諸専攻コースの意向により文学部カリキュラムの基礎的枠組が歪曲されるがごとき弊害も生じた。類別基礎科目形骸化の一因はこの点にも求められなければならないまい。と同時に、六九年九月十四日文書は、新しいカリキュラムが「従来の専門領域の枠をこえ、ひろく人間学一般の学習を可能ならしめる」ものであるばかりか「段階を追った専門深化の課程」でもありうべきことを謳っているが、後者の充実がその後かならずしも充分にはたされてきたとは認めがたい。

むろん、一九七〇年より今日まで、立教大学は慢性的財政難という状態に低迷し、そのため文学部においては文部省の勧告する専任教員の補充はおろか、非常勤コマ増さえ過去九年間に大学当局によりわずかに九コマしか認められなかったという、まさに最悪の条件のもとにあった。したがって一九七〇年以降のカリキュラムの改革も、すべてコマ数の相対的に余裕のある学科からコマの提供をうける一方、教員一人一人の超過勤務によってまかなわれてきたのである。そのように考えるならば、現行カリキュラムの問題も、そのすくなからぬものはこうした事情に由来するものと見なさなければなるまい。

とはいえ、大学における学習活動をささえるものはたんにカリキュラムばかりではない。そのカリキュラムにしたがって学習する学生と学生を教導する教員の存在をも忘れるわけにはいかない。

現行カリキュラムの再検討という作業をすすめていく過程で、われわれは過去九年間の学生の変貌という事実についても認識せざるをえなかった。そのような新しい現実にたいして、現行カリキュラムの基本原則を生かしつつ対応しようような柔軟性がともすればカリキュラムの設定、運営にあたってきたわれわれの姿勢に欠けていたように思われるのである。

他方、学生の自主性を重んずるという建前のもとに指導・助言にたいする消極的態度が教員の側に生じているおそれなしとしない。しかしそもそも学習活動とは、いかなる状況のもとにあっても、教員と学生とのきびしい切磋琢磨なくしては実効のあがるはずのものではない。そのような意味において、カリキュラム改訂が論議される今日、教員の教育姿勢についても反省されねばならぬ点はすくなくない。

二、カリキュラム改訂の是非

以上のように一九七〇年度の改訂を基礎とする現行カリキュラムの問題点をあ

第5章 立教大学

きらかにした結果、本委員会は、文学部における教育の一層の充実をはかるため、一九七〇年度改訂の理念を尊重しつつ、現実により適合した新しいカリキュラム改訂案作成の必要を認めた。しかもそれは現実のさまざまな制約を十分に考慮にいれ、ただちに実施可能なものでなければならぬという点に、全委員の見解は一致したのである。

三、カリキュラム改訂案

本改訂案は、一方における専門深化、他方における普遍的問題意識による統合という、一九六九年九月二十四日文書にあきらかにされた文学部の教育理念にもとづき、一方において専門教育の充実をはかるとともに、他方において共通部分の強化をめざす、いわば遠心と求心という二つの方向において構想された。そして本委員会は、この案の来年度からの施行を期待するものである。

(一) 共通部分

従来共通部分は共通基礎科目の講義・講読・類別基礎科目・共通自由科目の三つから成立していたが、類別基礎科目はこれを廃止し、共通基礎科目についてはあらたなる位置づけをおこなったうえで、講読は共通A、講義は共通B、共通自由科目は共通Cとし、共通Aおよび共通Bはそれぞれそのうちの一科目が文学部全学生の選択必修科目となる。なお、三系列よりなる共通部分の編成と運営はセンター委員会に依嘱される。

(イ) 共通A

一年次生を対象として、人文諸学への問題意識の喚起を目的とし、主としてテキストを用い、読解力、思考力、表現力の涵養をおこなう。一講座あたり学生数二五名以内を原則とし、専任者（含兼任者）がこれを担当する。

なおこの科目は、現実の諸制約を考慮した結果、さしあたり半期二単位、開講数通年十五前後、最悪の場合にはクラスを指定する場合もありうるが、できるだけ近い将来において、通年四単位でひろく選択可能なものとなることが望ましい。発足に際しては現行の共通基礎科目の枠すべてをこれにあてる。

(ロ) 共通B

二年次の学生を対象とし、通年四単位の選択必修科目。これは、諸専門学の基礎となる共通領域についての学習を助成するもの、もしくは個別専門学の立場からひろく学問一般への関心を喚起する啓蒙的なものであって、同時に学生の副専攻領域選択の契機となることも期待される科目であるが、従来の共通基礎科目の講義とおおくの点でかさなりあうものだけと言えよう。

この科目は各学科、各専攻コースから最低一講座提供することによって成立し、

その他現在共通自由科目とされている言語学など学科を越えたものも含め、十二講座前後設置される。ただし担当者はかならずしも専任者である必要はない。

(ハ) 共通C

三、四年次生を対象とする自由選択科目であって、現行の共通自由科目のほか、ラテン語、ギリシャ語など現在類別基礎科目に算えられている共通外国語科目が含まれる。

(二) 専門科目

必修単位数は各専攻領域それぞれの特殊性を尊重し文学部全体として画一化する必要はない。ただしそれはあくまでも卒業に必要な最小限の単位であり、したがってその算定については共通の理解の上に立った一定の規準に従うべきであろう。ちなみに、文学関係諸学科の必修単位数は、日本文学科をAとすれば、外国文学科のうち英米文学科はAプラス α 、初習外国語を専攻語学とするドイツ文学科、フランス文学科はAプラス α プラス β というがごときものである。

従来の類別基礎科目は原則として各学科の指定科目に編入されるとともに、学習の実効をあげるため指定科目相互に段階制を設けることが認められる。

このようにして学習の専門深化の方向が助成される一方、学生の多様な学習意欲に対応するため、各学科、各専攻コース指定の必修単位数のうちには、原則として二〇単位以上の自由選択科目が含まれなければならない。

なお、多様化する今日の学問の現状にこたえとともに専門の枠組をこえた総合的学習を可能にする、相関科目、共通科目、あるいは特定の主題のもとにおける複数の専門領域にまたがる履習方法が、今後新しいカリキュラムのなかに大幅に取り入れられることは、文学部の教育理念から見ても望ましいことであろう。

(三) 外国語科目

外国語科目については、とりわけ外国語関係学科・専攻コースにおいて、その充実が緊急の課題となっていると理解される。しかし一般教育課程における外国語科目が「専門図書を読みこなす基礎能力を養う」(『一般教育課程履習要項』)ことをその設置目標のひとつに掲げている以上、それが一般教育課程内に設けられることこそ本来のあり方であろう。もとよりわれわれの考える外国語教育がそれで充分にはたされるとわれわれは認定するものではないが、今日の時点における現実の諸制約を考慮するとき、われわれは外国語関係諸学科・専攻コースにおける一般教育課程での第一外国語のコマ数が最小限左記のごときものであることが、専門教育の充実を期待するうえで必要不可欠であると考ええる。

英米文学科、一年次三ないし四コマ、二年次三ないし二コマ。

第5章 立教大学

ドイツ文学科、フランス文学科、一年次四コマ、二年次四コマ。

史学科のうちドイツ語・フランス語を第一外国語とするもの、ドイツ文学科、フランス文学科にならう。

キリスト教学科、第二外国語であるドイツ語に関し、一年次二コマ、二年次二コマ。

したがって本委員会は、右記のコマ数の外国語科目が一般教育課程に設置されることを要望したい（現行の外国語コマ数については別紙参照）。

ただし、この要望実現には一般教育部との充分なる話し合いが必要であり、そのため来年度よりの実現困難な場合には、外国語にかかわる学力低下が近年とみにいちじるしいものがあるだけに、緊急処置として外国語科目を暫定的に文学部カリキュラム内に設置することも考慮されなければならない。

四、懸案事項

直接カリキュラムにかかわる以上の諸事項のほか、本委員会はカリキュラムに関連する左記の諸問題について検討をおこなった。

- (イ) 文学部により施行される学科別でない統一入学試験。
- (ロ) 二年次生における学部内転科の自由化。
- (ハ) 三年次生の学部内転科、および学部卒業生の三年編入試験のあり方。
- (ニ) 成人教育としての自由専攻科の設置。
- (ホ) 三年編入試験を恒常化している現在の初年度入学者定員の問題。
- (ヘ) 大学院入学推薦制度。

これらの諸問題については本委員会の当面の任務から逸脱するものとして本答申ではとくに触れないが、今後それぞれ所管の機関で検討されることが、新しいカリキュラム改訂案の趣旨を生かすうえでも必要なことと思われる。

一九七八年六月八日

文学部教務特別委員会

井上宗雄	高橋秀
川崎淳之助	上田薫
菊池武弘	宇野義方
木村靖二	渡辺一民
関正勝	
	正田亘

[注] 本資料の別紙資料は省略した。

立教大学文学部『文学部資料集第一・二部（1969～78年度）』立教大学文学部研

究センター 1979 (昭和54) 年 107~113頁

[立教大学文学部所蔵]

(2) 経済学部

新制経済学部は、1949 (昭和24) 年2月に文部省の認可を受け、以来経済・経営の2学科体制で、経済学及び経営学の教育と研究に大きな成果をあげてきた。新制経済学部発足当初の状況は資料2によって知ることができるが、カリキュラム上の特徴は「学生諸君の自発的研究の余裕を増加する」ために、選択科目を大幅に増やしたことにあった (資料1)。経済学部では、いわゆる仏文科問題に関連して大学における学問研究と教育に関する見解を表明した (資料4)。また資料3, 5, 6などにみられるように、経済学部ではカリキュラム改革、入試改革、そして経済学部教育の充実のためにたゆまぬ努力を傾けてきた。 (老川慶喜)

資料1 経済学部専門課程履修単位の変更について [1952 (昭和27) 年]

経済学部専門課程履修単位の変更について

旧制度においては経済並に、経営両学科を通じて大部分の科目を必修科目とし、必修単位それぞれ一二四単位、他に選択として、三科目以上を履修すべき事として居たが今回必修科目を大幅に減らして選択科目に移し、以て選択制度を活用することとし、且つ履修すべき総単位の最少限度を著しく引下げることとし学生諸君の自発的研究の余裕を増加することを計つた。

新制度においては必修課目として履修すべき単位は経済学科で五二単位、経営学科で六四単位とした。選択科目は、経済学科では三六単位以上、経営学科では二八単位以上を履修しなければならない。なほ選択科目の選択については別項A、B、C、Dの各類の中各自の研究したい分野の関連科目を集中的に選択すると同時にまた各類に互つてそれぞれ一科目以上を選択することが望ましい。この新制度は二十七年度から実施する。但し、現在第四学年に在る者は、三年において履修した選択科目をも含めて選択科目を二四単位以上履修しなければならない。

(備考) 一週二時間の講義で一年間に互るものが、四単位となる。左表のうち科目上の数字は履修すべき学年を示す (但し近代経済学は今年度に限り、第四学年でも履修できる) 科目の下の括弧内の数字は、単位数を示す。

一、必修科目

◎経済学科

2 経済原論 (四)、2 経済史概論 (四)、2 簿記 (四)、2 英語経済学 (四)、

第5章 立教大学

- 2 民法 (四)、3 経済原論 (四)、3 経済政策 (四)、3 金融論 (四)、
3 英語経済学 (四)、3 民法 (四)、
4 経済学史 (四)、4 財政学 (四)、4 商法 (四)、

計 五二単位

◎経営学科

- 2 経済原論 (四)、2 経済史概論 (四)、2 簿記 (四)、2 英語経済学 (四)、
2 民法 (四)、
3 経済原論 (四)、3 経済政策 (四)、3 金融論 (四)、3 経営学 (八)、
3 会計学 (四)、3 英語商業学 (四)、3 民法 (四)、
4 財政学 (四)、4 原価計算 (四)、4 商法 (四)、

計 六四単位

二、選択科目 (経済学科、経営学科共通)

A類

- 3 景気論 (四)、3 近代経済学 (四)、3 日本経済史 (四)、3 米国経済史 (四)、
4 社会思想史 (四)、4 統制経済論 (四)、4 世界経済論 (四)、4 経済学史 (四)、
(経済必修)

B類

- 3 統計学 (四)、2、3 経済地理 (四)、3 工業経済学 (四)、4 農業経済学 (四)、
4 協同組合論 (四)、4 貿易論 (四)、4 交通論 (四)、4 社会政策 (四)、

C類

- 3 会計学 (四)、(経営必修) 3 経営学 (八)、(経営必修) 3 経営分析 (四)、
4 会計監査 (四)、4 税務会計 (四)、4 配給論 (四)、
4 原価計算 (四)、(経営必修) 4 保険論 (四)、

D類

- 3 憲法 (四)、3 独仏語経済学 (四)、3 英語経済学 (四)、(経済必修)
3 英語商業学 (四)、(経営必修) 3 英語貿易通信 (四)、4 政治学 (四)、
4 労働法 (四)、4 独仏語経済学 (四)、4 英語経済学 (四)、
4 英語商業学 (四)、4 英語貿易通信 (四)、3、4 演習 (八)、

(注意) 現在第四学年に在る者で、新制度では選択科目となつたものであつても
二十六年度においては、第三学年で必修科目であつた科目を未修の者は
再追試験で合格しなければならない。

第三学年編入者のうち、以前の学部または学校で本学において第二学年
で履修すべき必修科目となつている科目のうち、経済原論、経済史概論、

第2節 新制学部の出発

簿記（経営学科のみ必修）を未修の者は、第三学年、第四学年中に試験を受け合格しなければならない。

選択科目履修の届出は、六月三十日までにしなければならない。届け出た選択科目については試験を受け、合格しなければならない。（届け出ない選択科目については試験を受けることができない）。

但し、右の届出について、修正の必要を生じた者は十月廿日乃至卅一日の間に修正の届出をすることができる。

昭和廿七年四月

立教大学経済学部長

〔注〕当時の経済学部長は河西太一郎（農業経済学）である。

立教大学経済学部長「経済学部専門課程履修単位の変更について」1952（昭和27）年4月

〔立教大学経済学部所蔵〕

資料2 〔新制経済学部の誕生〕〔1954（昭和29）年〕

創立八十周年記念特集号刊行に当って

経済学部長 河西太一郎

〔略〕

昭和二十四年二月二十一日、文部省より新制立教大学が認可された。

当時（昭和二十四年度）の教授陣容は次の如くであった（一般教育関係の教授氏名を除く。以下同様）。

教授 河西太一郎、宮川実、藤田武夫、松田智雄、山本二三丸、神野璋一郎、鍋島達、須藤吉之祐、須之内品吉、小川徳治、下坂源太郎

助教授 立入広太郎、三宅義夫、宇治田富造、中村清、宮川澄

講師 森田優三、上坂西三、友岡久雄、飯塚浩二、中村哲、井上晴丸、大森一二、隅谷三喜男、向井鹿松、水田博、縣康、熊倉武

昭和二十五年四月、松田智雄氏が経営学科長に就任した。尚昭和二十七年四月、宮川実氏に代って藤田武夫氏が経済学科長に就任した。

昭和二十五年十一月、立教大学経済学研究会が組織せられ、会長には河西学部長が就任し、本誌「立教経済学研究」（第四巻第一号）が復刊されるに至った。

尚大学院関係では昭和二十六年四月、経済学研究科修士課程（経済学専攻）が認可せられ、更に昭和二十九年三月経済学研究科博士課程（経済政策専攻）が認可された。

第5章 立教大学

茲に現在（昭和二十九年度）の経済学部及び経済学研究科の教授陣容を掲げて置く。

経済学部担当

- 教授 河西太一郎、宮川実、藤田武夫、松田智雄、須藤吉之祐、須之内品吉、山本二三丸、神野璋一郎、下坂源太郎、小川徳治、品田誠平、向井梅次
 助教授 宇治田富造、中村清、三宅義夫、立入広太郎、宮川澄、米田清貴、加藤誠一
 講師 中村哲、上坂西三、井上晴丸、大森一二、氏原正治郎、縣康、熊倉武、水田博、佐々木吉郎、森田優三、隅谷三喜男、飯塚浩二、岡野昇一、広田純

経済学研究科修士課程担当

- 教授 河西太一郎、宮川実、藤田武夫、松田智雄、山本二三丸、神野璋一郎、品田誠平、向井梅次
 講師 森田優三、友岡久雄、上坂西三、飯塚浩二、大森一二、隅谷三喜男、黒沢清、喜多村浩、児玉幸多、楫西光速、高谷道男

経済学研究科博士課程担当

- 教授 河西太一郎、宮川実、藤田武夫、松田智雄、山本二三丸、向井梅次、小林昇
 講師 森田優三、友岡久雄、上坂西三、大森一二、黒沢清、稲葉秀三

尚、経済学部となった昭和六年度以降の本学部の卒業生数を表示すれば上の如くである。

昭 和	経済学科	商=経営学科	合 計	昭 和	経済学科	商=経営学科	合 計
6 年	69名	48名	117名	18	203名	97名	300名
7	56	68	124	19	166	99	265
8	61	82	143	20	25	15	40
9	57	132	189	21	138	83	221
10	50	124	174	22	174	77	251
11	39	110	149	23	223	42	265
12	54	108	162	24	113	29	142
13	48	148	196	25 (3月)	168	155	323
14	63	122	185	〃 (12月)	258	175	433
15	86	113	199	26 (新制)	274	166	440
16 (3月)	92	143	235	27	253	123	376
〃 (12月)	116	143	259	28	279	283	562
17	135	145	280	29	301	265	566

以上のクロノロジカルな記述は、主として立入助教授の協力に負うところであり、茲に謝意を表する次第である。ところで右のわが経済学部発展史上では二つの時期が注目に値するようと思われる。その一は田辺忠男氏によって実行された改革であり、その二は終戦後の再建が挙げられるであろう。その夫々の意義について茲に述べることは差控えるが、その点は、夫々の時期における「立教経済学研究」の内容が、ある程度までこれを物語っていると見て差支ない。特に再刊以来の本誌が学界の注目を受けていることは本誌存在の意義を実証するものと云っても必ずしも自画自讃ではないであろう。本記念号を機として本誌が更に充実発展を期さねばならぬ所以である。

本大学全体としても、戦時下の受難期を切りぬけた後、戦後の再建、拡充が大体順調に進捗し、茲にめでたく創立八十周年を迎え得るに至ったことは誠に御同慶の至りである。しかし「進まぬ者は退く」。況んや容易ならぬ現下の転換期においておやである。^(ママ)「真理と正義」の顕揚のために、本学も、わが経済学部も、本誌も亦、更に健実なる前進を続けねばならぬし、又続けるであろう。

附記 本記念号は左記編輯委員諸君の努力によって出来上ったことを茲に記して感謝の意を表する。

藤田武夫、松田智雄、神野璋一郎、品田誠平、立入広太郎、三宅義夫、宮川澄

一九五四年十二月

河西太一郎「創立八十周年記念特集号刊行に当って」『立教経済学研究』第8巻
第2号 立教大学経済学研究会 1954（昭和29）年12月18日 1～9頁

〔立教大学経済学部所蔵〕

資料3 37年度経済学部入試に関する要望 [1962（昭和37）年]

37年度経済学部入試に関する要望

総長 松下正寿 殿

昭和37年2月2日

経済学部教授会

経済学部教授会は入試問題について審議した結果、不明朗な特殊入学を漸減するという、すでに数年来大学当局によつて実施せられている方針にそつて、当面、37年度の入試判定会には以下の要領でのぞむこと、なお、38年度以降もこの方針を推進して、近い将来に入試の完全な明朗化を期することを決定しました。以上の点につき宜しく御諒承下さるようお願いいたします。

第5章 立教大学

- (1) 実力入学者の増加を目標として、成績順位により約900名を第一次合格者として発表すること。それにともない補欠の発表は、可能なかぎり少数の範囲にとどめること。
- (2) 寄附関係および体育会関係の特殊入学者については、総数を165名以内とし、成績順位3,500番以上のものに限ること。

なお、次の事項をつけ加えて要望いたします。

- (1) 詮衡結果の報告は、成績表にもとづいて詳細におこなうこと。
- (2) 38年度以降関係高校からの入学志望者が増加するさいにはあらためてその受入方式を再検討すること。

以上

〔昭和三十六年度 経済学部教授会記録要約〕

〔立教大学経済学部所蔵〕

資料4 「『大学における学問研究と教育』に関する経済学部教授団の見解」

〔1969（昭和44）年〕

大学の自治・教授会の自治・学生の自治について

(1) 大学の本質と自治の在り方

大学は、その成立と発展の歴史が示しているように、人類の生みだした一切の文化的遺産の批判的継承とその創造的展開をつうじて人間個性の自由なる開花が社会全体の自由なる発展と結びつくような社会の実現に寄与するべく、学問の研究ならびにそれに支えられて営まれる教育関係を媒介に形成される、教師と学生ならびに職員の自覚的結社である。「学問の自由」は、こうした大学の使命を達成するために不可欠な基礎要件である。それは、一方では大学が外部勢力とくに国家権力に対し自らの人事および研究・教育の在り方に関して自律性を保持することであり、他方では多数者の心理的ないし、物理的暴力によって他者を圧迫する事態を許さぬことである。しかしながら、大学における学問研究ならびに教育は、現在の社会体制下では基本的に「資本」の要請に応じてその内容が不断に歪められる現実的可能性を有している。もしわれわれがこれに敏感な反応を示して抵抗しなければ、教育の御用化と学問研究の歪曲は避けられないであろう。もとより学問研究および教育は、このような現実の世界に生きる人間の営みの一であり、したがって研究活動は研究者の価値観ないし世界観から切り離し得ないことは、改めて述べるまでもない。だが、たとえそうであるにせよ、(一) 大学における研究の方法と成果は厳密な学問的基準に照らして批判されるべきものであり、

(二) また、人間・文化・社会を対象とする学問の領域においては「価値の多元性」という事実そのものの由来を究め、個々人の価値観ないし価値基準の構造と根拠とその達成手段の有効性とを問い直す認識作業は、われわれ学問研究に従う者に課せられた基礎的な問題である。したがって大学に対して特定の価値観ないし価値基準が押しつけられるならば（戦時中の日本およびドイツの場合を想起せよ）、学問研究に対する厳正な相互批判の可能性は閉ざされることになる。大学において真に創造的な研究が営まれるためには、外部勢力なかならず国家権力の手によって特定の価値の押しつけがなされるような事態は極力排除されなければならない。いうところの「大学の自治」は、まさしくこうした大学における「学問の自由」という基礎要件の貫徹する上で現われた歴史的形態であり、したがって学問探究への主体的な目的指向性を有する人々の自由意志にもとづく結合によってのみ始めて維持され得るものである。いわゆる「教授会の自治」もこの文脈のうちに位置づけて理解されるべきものであり、さまざまな価値観ないし世界観を有する研究者の結社である教授会は、学問の主体的な探究を目指して自由な討究ならびに批判でもって不断に自己を鍛えることをつうじて、大学人として課せられた教育活動上のもろもろの課題に応える使命と役割とを担っている。教授会が真に自由な研究者の結社として機能することが妨げられる度合に応じて（たとえば学部利益集団としての性格をおびるに応じて）「教授会の自治」も色あせたものとなっていかなざるを得ない。それ故にこれまでに達成された人類文化の知的生産力を次代へと継承する使命を有する学生集団が「大学の自治」を有効に維持していく上に果す役割は極めて大きいものがある。学生集団は大学生活を営むなかで自らの知的認識能力を鍛えあげる作業をつうじて自らに固有な権利とその保障の諸要件を発展させていくべきであり、それには学生の大多数の意思を集約し問題提起する不断の日常的な自治活動と、それを支える自発的な集団形成への訓練が望まれるとともに、「大学の自治」、「教授会の自治」に内在する腐朽化・頹廢化傾向に対しては、これをきびしく批判していく自治能力の陶冶が自主的になさなければならないであろう。大学のあるべき姿に対するこのような要請は、いうまでもなく一大学内で実現できるものではなく、日本のすべての大学がその本来の使命を深く反省・確認し、相互に連帯することによってのみよく達成し得るものであると考える。そしてこうした主張の根底にある理念は、まさしく有史以来数千年の人類の歩みが示すごとくに人間のすべてが有している「学問研究の自由」、「教育の自由」実現ということにあり、われわれの大学改革への努力はこのような歴史の指し示す方向を志向するときに、その真の意味が明らかとなるで

あろう。

(2) 立教大学における自治の現況

以上に述べた大学の理念に照らして立教大学における自治の現況について、次に若干の展望を試みることにする。

(一) 立教大学における現行管理運営体制の特質は、第一に教学上、経営上のすべての権限が事実上総長に集中し、それを有効にチェックする制度的保証を（四年に一度の総長選挙をのぞけば）まったく持っていない点にある。これは現実に独裁を可能にする体制であるとともに、また適切に運営しないならば無責任体制を必然的に生み出す体制である。第二にかかる強大な権限を独占する総長の選出資格が「聖公会の聖職または信徒」に限定されていることによってキリスト教大学としてのいわゆる建学の精神維持の制度的保証が確立されていることである。これは学問の研究・教育に当って多元的な価値観を含みつつ真理探究を第一義とする大学の本質との関連で再検討さるべきであろう。また本来人間の自由な内面的欲求の営みであり、その自発的な主体的決断によって獲得さるべき宗教的信仰にとっても、それが一定の制度的保証によって支えられた優越性をつねに与えられていることは、それ自体問題であろう。「キリスト教にもとづく教育」を本学において制度によりかかることなく実現していく道は、たとえ困難ではあってもあくまで制度的保証に頼ることなく独自に追求されねばならないのではなかろうか。こうした立教大学の根幹にふれる点への反省をふまえぬ限り、およそ立教大学の「再生」はあり得ないというべきである。

(二) 教学（研究・教育）についての大学の意思決定権は総長個人にのみ属し、現在の「部長会」は各学部長、事務部長、総長室長らによって構成されてはいるものの、たんなる慣行上の存在で何ら制度的に規定されぬ総長の諮問機関にすぎない。したがって、そこでの意見がとり入れられるかどうかは全く総長個人の判断にかかっている。だから各学部教授会は各学部限りの意思決定に一応の自主性はもっているが、大学の意思決定には殆ど参加しえないのである。本学における「大学自治」の実態は、その自律的な意思決定に当って学生は勿論のこと、各教授会をも事実上排除して行なうという可能性をそこに温存している。㊦文書の問題はその端的なあらわれであり、総長室の強化による総長独裁体制の一定の進行は、かかる可能性を拡大したものである。「大学の自治」＝「教授会の自治」とするということができぬ非民主的状況が残っていることに留意されたい。われわれとしては、したがって擬制的な教授会自治の克服を意図するとともに、現行体制の機構としての非民主制をも改革する積極的な制度を確立しなければならない。

(三) 財政上の決定権については形式的には学院理事会がこれを掌握している。しかし実際には大学のことは学院理事である総長および部長会選出理事の二人に全くまかされている。しかも現在では部長会選出理事はその任務を教学上の事項にのみ自己限定しているので、事実上総長にのみ大学経営の決定権は帰属しているといつてよい。しかも財政の実態において大学は殆ど独立採算制を堅持しているために、大学経営の実際の運営は総長室長、総務部長などの総長スタッフの補佐をうけつつ総長が行なっているといつてよい。なお教学・経営の実際の事務的執行に当る諸事務部長はすべて総長が他のいかなる機関にもはかることなく直接に任命しており、この点でも職員はもとより各学部教授会は何らの発言権ももっていない。大学の自己改革にとって当然にその裏打ちとしての財政的措置が必要であり、とくに私学ではそのもつ意義が極めて大きいといわねばならないが、本学において各学部教授会をはじめ大学全構成員を事実上排除して財政経営上の運営が依然として続けられるならば、各教授会などの積極的な改革案の提示は絵にかいた餅になりかねない。大学改革を志向するに当って看過することを得ぬ基礎的な問題がここにもあるのである。

(四) ともあれ以上のような現行管理運営体制の問題点をふまえぬままに、抽象的な改革論議をおこなうことは決して責任ある態度とはいえない。すなわち現行体制の本質的な非民主性にならふれることなく「大学の自治」すら十分に確立できぬところで自から「大学自治の形骸化・空洞化」を強調したり、研究・教育機能と管理運営機能を分離せしめ、その合理化＝機能化をはかることを考えたり、また財政上の裏づけを持たぬ壮大空疎な改革理想案を提示することは、それ自身一定の意義はあるにしても、そのことによって結局現在の体制の存続を容認することになるのである。大学改革の現実的な出発点は現行体制の「非民主性」を克服することからまず開始さるべきであり、その努力の上に現実に可能な変革の問題が提起されることになろう。こうした現況を何ら理解せず一挙にその「粉碎」を主張しても、それは現実に立脚しない以上不毛であるばかりではない。改革への意欲と情熱に燃える学生諸君に対して、われわれとしてはその改革への志向を結実させ、真に全構成員によって支えられた「大学自治」を実現させるためにも、以上の問題点について真剣に検討することを切望してやまない。

立教大学経済学部教授団「立教大学の現状に対するわれわれの見解—全学的討議の資料として—」『立教経済学研究』第24巻第1号 立教大学経済学研究会
1970（昭和45）年5月15日 240～243頁

〔立教大学経済学部所蔵〕

資料5 経済学部長「経済学部の充実計画について」[1987（昭和62）年]

1987年1月7日

経済学部の充実計画について

経済学部長

1. 経済学部の教育目標と経済社会の変化

経済学部では、正しい経済学の理解に基づき、鋭い批判的精神に導かれつつ、一切の偏見と既成の権威にとらわれずに問題を考える自立的な思考能力をもった人材の育成をめざしてきた。

ところが近年、大学に対する社会的な要請および学生の思考様式・問題意識が大きく変わってきた。現代の経済社会は、経済のサービス化、ソフト化、情報化、自由化、国際化などの言葉がマスコミを賑わしていることからもうかがえるように、より複雑でより高度になってきている。これにともない、大学に対する社会の側からの要請も、より厳しくより高度になってきた。他方、今日の学生は、自主的に学習する訓練を十分に受けることなく大学に入学してきており、素直ではあるが自律的に問題に取り組む姿勢に欠ける傾向がある。そこで大学教育も、入学してくる学生のこうした変化に対応して、よりきめ細かく行うことが必要となってきた。

2. カリキュラム改訂と少人数教育の重視

経済学部では、経済社会の変化および入学してくる学生の質的变化とをふまえて、その教育目標を実現すべく、教育の充実に全力を挙げて取り組んできた。

一方では、基礎的知識から高度な分析能力までも修得させるため、より体系的でより合理的に、しかも幅広く自由に学習できるよう、カリキュラムの改訂と充実を行ってきた。例えば、(1) 1年次を対象とした基礎演習の設置、(2) 今日的課題に焦点をあてた特別講義の開設、(3) 経営学科の履修の基礎をなす簿記(1年次)の必修化、(4) 4年次における8単位修得の義務化、(5) 卒業必要単位数の拡大、(6) 各学科の履修によりきめ細かく対応した選択必修科目制の導入とその学年次別配当、(7) 経済原論(必修科目)授業の学科別分割などである。

他方では、少人数教育を重視して大教室授業も可能な限り解消し、よりきめの細かい授業の実現に向けて努力してきた。例えば、(1) 必修科目授業の学科別分割(ただし一方の学科の必修科目と他方の学科の選択必修科目とを同一授業として行わざるを得ない科目がまだ若干残っている)、(2) クラス別授業の充実(必修科目としての簿記・外書講読などの充実)、(3) 基礎演習の重視(選択科

目ではあるが、授業内容の工夫等により約9割の履修率となっている)、(4)ゼミナール(2～4年次)の充実などである。

3. 経済学部のマスプロ状況

上記のような経済学部の教育努力も、1学年1000名を越える学生数および教室の不足のため、いまだ十分な成果を挙げる事ができていない。経済学部のマスプロ教育に対する学生の不満は、「経済学部教育充実のための調査」に明確に現れている。この「調査」によれば、学生は基礎演習を高く評価し、ゼミナール採用者数が限定されていることに不満を表明するとともに、大教室授業の悪影響を厳しく指摘している。ゼミナールに関していえば、経済学部ではこれを重視してその充実と採用者数の拡大に最大限の努力をはらってきた。ゼミナール参加希望者全員を採用することができれば、経済学部の教育の実を大幅に上げることが可能であるにもかかわらず、現状はすでに限界に達しており、希望者の半数近くを参加させることができない状況にある。

経済学部のマスプロ状況は、専任教員1人当りの学生数ひとつをとってみても明白である。経済学部の教育こそ、本学のマスプロ教育を象徴するものにほかならない。従来、他の私立大学においても、経済・経営・商学部などは多かれ少なかれマスプロ教育を余儀なくされてきたが、近年、学生実定員の削減、教員の増員、教室の確保などを行って教育を充実してきている。

4. 学生実定員の削減と教員の増員

学生実定員の削減と教員の増員とは、経済学部の教育充実にとって緊急の課題であり、速やかに実現されなければならない。もし、これが速やかに実現されないとすれば、本学経済学部はますます他大学に遅れをとり、来たるべき18歳人口の激減期を乗り切ることが困難となり、地位低落への道を一直線に歩むこととなる危険性がきわめて大となる。

経済学部のこれまでの教育充実の努力とマスプロによるその限界とを十分に理解し、経済学部の学生実定員の削減と教員の増員とを早急に承認されることを切望してやまない。

[注] 当時の経済学部長は大橋英五教授(経営分析論)である。

「1986年度 経済学部教授会記録要約」

〔立教大学経済学部所蔵〕

資料6 経済学部長「経済学部の入試制度の改革」[1990(平成2)年]
経済学部の入試制度の改革

I 入試改革の主旨

大学入試は、高等教育機関としての大学が、その教育の対象となる学生を大学に受け入れる最も重要な制度であるが、その場合、どのような学生を受け入れるかは大学の教育目標と深く関連する問題であることはいままでもない。

われわれがもとめる学生は、単に与えられた知識を理解できる能力を有するのみでなく、自ら主体的に学問研究に取り組み、この成果を発展させることができる知的能力と同時に、創造的能力の可能性をも有している人間である。

このような優れた資質を備えた人材を入学させるためには、現行の入試制度を見直し、それを多様化することが必要である。入試の多様化によって、これまでの入試制度ではかならずしも十分に評価できなかった受験生の力量や資質などを多面的に評価し、そのことを通じて大学が期待する学生を受け入れることができるように積極的に努めなくてはならない。経済学部はそうした試みとして、これまでも調査書加算制度の導入、社会との選択科目として数学を試験科目とする改革などを行ってきたが、さらに今回、次のような入試制度の改革をすすめたいと考えている。

- (1) 学業成績に基づく推薦入学
- (2) 課外活動の業績に基づく推薦入学
- (3) 社会人の3年編入学
- (4) 調査書加算制度の改訂

以下で、それぞれの改革のめざす目的とその意義について、簡単にふれておきたい。

(1) 学業成績に基づく推薦入学

現行の入試制度のもとでは、受験競争の激化にともない、偏差値中心の受験指導、受験技術を修得した浪人生の割合が増加したり、受験科目である特定の教科への集中によって総合的な基礎学力の修得にアンバランスが生じたり、人間形成がゆがめられたりすることも少なくないなどの弊害があらわれてきている。こうしたなかで、高校生活の総合的な学習成果を評価し、大学教育に対する社会の付託に応えなければならないと同時に、大学にとっても、一般入試以外の選抜方法によって、学生構成の多様化をはかることは必要なことである。また、経済学部の高校成績の調査書加算方式による結果でも、高校成績と大学成績の間に相関性があることが確認されている。この確認の上で、大学教育の成果をいっそう高め

る目的からもこの制度の導入をはかりたい。さらに立教大学が首都圏出身の学生に偏重しているが、われわれとしては、全国から有為な人材を目的意識的に、この推薦制を通じて受け入れたい。全国から集まった若者によって大学が構成されれば、これが大学教育の活性化にも貢献することはあきらみかである。

(2) 課外活動の業績に基づく推薦入学

現行の大学入試制度が現実の高校教育を疎外し、偏差値中心の受験指導や受験技術偏重の教育体制など種々の問題をひきおこしていることはすでにふれた通りである。大学生の画一化、同質化の傾向が指摘されるのも、この高校教育および入試制度と無関係ではないであろう。こうした傾向を是正するためにも、高校生活の全体を評価し、学業成績のみならず、課外活動の成績をも組み込んだ基準で大学への受け入れを考えることを検討する必要がある。今日の異常ともいえる受験競争のなかで、課外活動や学外活動などに積極的に参加して、優れた実績をあげ、しかも、一定水準の学力を保持しているというのは高校教育のなかでも望ましい姿であろう。このように一定の基礎学力を有し、しかも、多様な能力と豊かな個性を持つ人材を受け入れることは、大学教育の活性化にも役立つことである。ただし、この制度の導入は、一学部においてのみでは、その成果は期待できない。大学全体で検討した上での導入が望ましい。

(3) 社会人の3年編入学

高齢化社会の到来、国民の高学歴化、生涯にわたる多様な学習要求といった社会状況を反映し、社会人入学あるいは社会人教育への関心は大きな広がりを見せている。このような社会的要請に大学はこたえると同時に、大学にとっても実社会の経験を経た人々を積極的に受け入れることは、在学生に対してもインパクトを与え、教育上意義のあることである。社会人で豊富な社会経験とそれにもとづく明確な問題意識をもっているものを、一般の入試とは別な基準と試験によって、大学に迎えることが必要である。

(4) 調査書加算制度の改訂

調査書加算制度は実施以来すでに7年が経過したが、この制度は所期の目的の達成が追跡調査でも確認されている。すなわち、この制度の導入によって入学した学生の多くは、大学における学業成績でも成果をあげている。したがって、この制度は継続するが、さらに高校の正課教育全体を尊重するとともに事務処理上の合理化をはかる目的で、全教科の評定平均値の平均を「加算方式」の基準数値とすることに改めたい。

[注] 当時の経済学部長は、丸山恵也教授（経営学）である。

〔経済学部教授会記録要約〕1990（平成2）年11月9日

〔立教大学経済学部所蔵〕

（3）理学部

新制理学部は、1944（昭和19）年の立教理科専門学校（後に立教工業理科専門学校と改称）の設置を経て、1949（昭和24）年3月に文学部、経済学部に次いで認可を受けた。数学科、物理学科および化学科の3学科で開設されたが、当時は私立大学に理学部が極めて少なく、ユニークな存在として社会的にも高い評価を得た。

特に創設時から、生物・生命を理学の立場から理解することが重要であるという認識を持ち、物理学科に生物物理学研究室を、また化学科にも生物化学研究室を開設した。

しかしながら最近の生命関連学・技術の目覚ましい発展に伴う時代の要請に応えるため、1994（平成6）年、化学科に「生命理学コース」を新設した。そのため、物理学科と化学科の間で定員の調整がはかられた。ここでは生命科学関連の教育・研究を一本化し、化学を基礎とした生命現象に関する総合的な教育を行う。

また「カリキュラムの改革」や「理学部30周年を記念する奨学金」等により理学部教育の発展と充実も行ってきた。1982（昭和57）年度から入試多様化の一環として理学部推薦入試、帰国生や外国人留学生入試を行ってきた。また1994年度からは大学で学ぶ能力は、偏差値に代表される学力のみでは計り得ないという考えに基づいて、学業のみならず諸活動の分野でも秀でた能力や個性を発揮した実績を持ち、かつ本学の教育目的を理解しそこで学びたい熱意のある学生を受け入れることを目的とした自由選抜入試を導入してきた。募集人員が5名と少数であったが、1998（平成10）年度入試から35名の枠に増加した〔第5章第8節（3）入試改革を参照されたい〕。
(堀内 昭)

資料1 〔理学部の設置認可〕〔1949（昭和24）年〕

校学二一九号

立教大学設立者

財団法人 立教学院

昭和二十三年七月三十一日付をもつて申請の学校教育法による立教大学設置のことは、大学設置委員会の答申に基き次のように認可する。

昭和二十四年三月二十五日

文部大臣 高瀬荘太郎 印

一、位置 東京都豊島区池袋

二、学部学科 理学部（数学科、物理学科、化学科）

三、開設学年 第一学年

四、開設時期 昭和二十四年四月

五、設置条件

- 1、化学科の分析化学実験室、化学特別実験室及物理学科の物理特別実験室を一年以内に拡充整備すること。
- 2、専門図書及バックナンバーを可及的速かに増強すること。
- 3、理論化学の担任者を至急補充すること。
- 4、以上の事項については、その実施につき報告を徴し、又必要ある場合は委員会として実地視察する。

尚教員組織については、その充実に至るまでは本委員会に協議しなければならない。

校学二一九号

昭和二十四年四月二十日

文部省学校教育局長 日高第四郎 印

財団法人立教学院理事長殿

大学設置認可について

昭和二十三年七月三十一日付をもつて申請のことについては、別紙指令の通り認可になったから右御了承の上指令に示された条件の実施について万遺漏のないよう御取計い願いたい。

〔大学設置認可について〕1949（昭和24）4月20日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 〔立教工業理科専門学校の廃止認可〕〔1950（昭和25）年〕

校大第388号

立教工業理科専門学校設立者

財団法人 立教学院

昭和25年4月12日申請のあつた立教工業理科専門学校の廃止を認可します。

昭和25年4月28日

文部大臣 高瀬荘太郎 印

第5章 立教大学

〔立教工業理科専門学校の廃止認可書〕1950（昭和25）年4月28日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料3 〔数学科の学科課程〕〔1957（昭和32）年〕

学科課程・講義内容及び履修方法（内規）

（1）数学科

学科課程

	必修科目	時間	単位	担当		選択科目	時間	単位	担当
二年	数 学 I	3	3	山本 村田	三年	数 学 史	2	4	村田
	数 学 II	3	3	山本 村田		確 率 統 計	3	6	赤
三年	解 析 学	4	8	吉田	四年	解析学諸論	2	4	黒須
	解析学演習	4	4	村田		数 学 諸 論	2	4	古屋
	代 数 学	2	4	三瓶	解析学統論	2	4	三瓶	
	代数学演習	4	4	山中	代数学統論	2	4	本田	
	幾 何 学	3	6	本田					
	幾何学演習	4	4	本田					
四年	数 学 概 論	4	8	山本					
	数学概論演習	4	4	山本					
	函 数 論	2	4	祐乗坊					
	函数論演習	4	4	笠島					
	特別講義	2	4	吉田 他					
	*数学講究	6	12	三瓶 木村					
*応用数学実習	6	12	古屋						

註※印の必修科目は何れか一方を選択、履修のこと。

〔略〕

〔注〕「特別講義」については、「3年生は聴講する事が出来るが単位を取得する事が出来ない。」との書込みがある。

立教大学理学部『昭和32年度（1957-1958） 理学部専門課程 履修要項』1957（昭和32）年

〔立教大学教務部理学部教務課所蔵〕

資料4 理学部創立30周年記念奨学金

資料4-1 立教大学「理学部創立30周年記念奨学基金」規程〔1980（昭和55）

年]

立教大学「理学部創立30周年記念奨学基金」規程

施行 昭和55年4月1日

第1条 本規程は、立教大学理学部創立30周年を記念して立教大学理学部、同大学院理学研究科の卒業生、在籍者および父兄、立教工業理科専門学校卒業生、立教学院教職員、およびその他の有志によって立教大学に寄贈された「理学部創立30周年記念奨学基金」（以下、「本奨学基金」という。）に関する事項を定める。

第2条 本学は、本奨学基金を確実かつ有利に運用し、その収益金を「理学部創立30周年記念奨学金」（以下、「本奨学金」という。）に充当する。

第3条 本奨学金は寄贈者の意志を尊重し、本学理学部および本学大学院理学研究科に在籍する者を対象とする。

第4条 本奨学金の奨学生は毎年選考するものとし、その選考にあたっては、応募者の独創力を重視する。

第5条 本奨学金を受ける奨学生は、本規程の定める「本奨学金」奨学生選考委員会（以下、「本選考委員会」という。）が選考し決定する。

2 選考に関する細則は別に定める。

第6条 本選考委員会は、理学部長と数学科、物理学科、化学科より推薦された理学部教員6名をもって組織し、理学部長がその委員長となる。なお、委員長は必要に応じて本学教員の若干名を選考委員に加えることができる。

第7条 本奨学金は給与するものとし、給与金額及び給与人員、その他運営に関する事項は、本規程の定める奨学金運営委員会（以下、「本運営委員会」という。）が決定する。

第8条 本運営委員会は、理学部長、理学部教員6名および学生部長をもって組織し、理学部長がその委員長となる。

第9条 本奨学金に関する事項は、運営委員長を通じて総長に報告するものとする。

第10条 本奨学金に関する事務は、学生部学生厚生課および総務部会計課が行う。

第11条 この規程の変更は、本運営委員会の議を経て総長が行う。

「立教大学「理学部創立30周年記念奨学基金」規程」〔1980（昭和55）年4月1日〕立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第18号〕1981（昭和56）年2月20日

〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

第5章 立教大学

資料4-2 立教大学理学部創立30周年記念奨学金奨学生選考に関する細則 [1980(昭和55)年]

立教大学理学部創立30周年記念奨学金奨学生選考に関する細則

施行 昭和55年4月1日

1. 本細則は、立教大学理学部創立30周年記念奨学金奨学生選考委員会（以下、「本選考委員会」という。）による奨学生の選考に関する事項を定める。
2. 奨学生の選考は、応募者の提出した論文の審査により行う。
3. 本選考委員会は、毎年募集論文の主題及び書式等を決定し公表する。
4. 本選考委員会は、理学部教員の他、本学教員および校友より必要な人数の論文審査委員を委嘱する。なお、必要ある場合、論文審査委員に学外の学識経験者を含めることができる。
5. 本選考委員会は、提出された論文のうちから、各論文審査委員の評価に基づき、本規程の趣旨にかなう優れた論文数編を選び、その論文提出者を奨学生として採用する。
6. 本選考委員会は、採用された奨学生の提出論文の内容を公表し、表彰するものとする。
7. 本細則の変更は、本奨学金運営委員会の議を経て総長が行う。

「立教大学理学部創立30周年記念奨学金奨学生選考に関する細則」[1980(昭和55)年4月1日]立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第18号』1981(昭和56)年2月20日

[立教大学総務部庶務課所蔵]

資料5 [理学部化学科のカリキュラムと特徴] [1993(平成5)年]

[略]

3 理学部化学科のカリキュラムと特徴

本学理学部化学科は、従来より基礎化学分野を重視したカリキュラムを展開してきた。今回、これを時代の趨勢に応じて更に発展させ、生命化学の色彩を深めた特長ある化学科に展開してゆくために、以下のように化学科カリキュラムを構築した。まず、1、2年次では基礎的必修科目として『物理学』、『化学のための数学』、『物理化学序論』、『化学結合論』、『有機化学Ⅰ』、『無機化学Ⅰ』、『分析化学Ⅰ』、『生物学Ⅰ』、『生物化学Ⅰ』、『生物物理学Ⅰ』などを履修させ、化学の基礎を十分に身につけさせる。また、1年次には選択科目として『基礎科学ゼミナールⅠ、Ⅱ』を置き、現代における科学のもつ意味を学生みずから考える姿勢を

養うように配慮した。これらをふまえたうえで、高学年次にはより高度な専門科目群を配置し、化学の基礎を十分に理解して生命現象を含むさまざまな分野で活躍できる人材の養成を目指す。これらのより高度な専門科目群は以下に示す二つの履修パターン〔資料：7〕を考慮して各学年に配置されている。

化学コース履修パターンでは多様な有機物質、無機物質の合成や反応を学ぶとともに、物質を分析し計測する手法についても体系的に学べるように配慮した。さらに、単に実験的に物質の構造と性質を学ぶにとどまらず、理論的に物質をとりあつかう理論化学分野も学習できるようにした。具体的には有機化学や無機化学に属する各専門科目において物質の合成や反応の基礎的な理解をすすめ、さらに『配位化合物の化学』や『生体関連物質の化学』等で個別の物質について深く学ぶ。また、分析化学や物理化学の各専門科目においては物質を分析し、計測する手法について学ぶ。さらに『量子化学Ⅰ』、『量子化学Ⅱ』、『化学熱力学』、『反応速度論』等では物質を支配する法則性を理論的に学ぶ。

生命理学コース履修パターンでは、化学的知識を基礎として、生命現象を分子レベルで総合的に学べるように配慮した。具体的には生体内での化学反応や生体物質の構造を理解しようとする生物化学、物理的手法によって生命現象を理解しようとする生物物理学、さらに生命現象を遺伝子レベルで解明する分子生物学を総合的に学習できるように科目を配置した。この結果、これまであまり例のない新しい生命理学の教育が行えるものと期待している。3、4年次には生命現象を分子のレベルで解明しようとする、より高度な専門科目群を配置している。すなわち、分子生物学分野として『分子遺伝学』、『遺伝子工学』、『分子発生物学』、『分子進化学』などの科目が設けられている。生物化学分野では『酵素タンパク質化学』、『生体情報伝達』、『生体制御』等の科目があり、また『光生物学』、『放射線生物物理学』など生物物理学の科目も充実している。一方、『理論生物学』では生物集団をモデル化して解析したり、あるいは生物現象について非平衡熱力学やカオス・フラクタル理論などをもちいながら、その理論的側面を学ぶ。さらに、特に本学の建学の精神とも関連して『生命倫理』を4年次に配置し、それまでに学んだ生命に関する科学的知識をも組み入れて、いかに生きるべきかを思考させることを目的とした。

4年次の必修である卒業研究では各教員の指導のもとに特定のテーマについて研究を遂行させ、卒業論文としてまとめさせる。これによって研究の実際的方法や研究成果の発表の方法などを学習し、より現実的に社会に貢献できる人材を育成する。このプロセスは従来きわめて高い教育効果を上げており、今後も本学科

第5章 立教大学

の最重要科目として発展させる。

現在の一般教育課程については、設置基準の改定を契機に新しい教育体系の樹立を目指し、全学カリキュラム委員会を組織し検討を行った。この結果、国際化の進む中で我が国の発展をになう社会人を養成するための大学教育には、一般教養科目が重要な役割をもつことを認識した。これを念頭におきつつ、各学部の教育理念と教育プログラムを根底におき、全学的な共通の理念と体制の下で展開する科目群が必要であるとの結論に達し、平成7年4月実施を目途に具体案を審議中である。

この全学共通カリキュラム案では、一般教育科目3分野の科目群に加え基礎的な情報処理知識およびコンピューターの基礎的操作能力の向上を目指す情報処理科目群と、自立した人格として健全な社会生活を営んでいくために必要な身体と精神を鍛え、かつそのメカニズムについて学ぶ点で重要な役割を果たす保健体育科目群と、さらに現代の課題について学際的な視野と知識を養う総合的科目群を設置する。また外国語科目については、学問研究の手段としての外国語、学問の研究対象に関連する外国語、コミュニケーションとしての外国語、教養としての外国語等さまざまな視点から位置づけがなされうが、今後国際的に開かれた大学であろうとすれば、外国語教育の必要性が益々高まって来ることを考え原則的に2ヶ国語を必修とし、さらに達成度別、半期制、集中講義制、授業時間の多様化等の併用を提言している。

これらによって、学生は専門教育との関連性を考えながら、周辺科目や総合的判断力を養うための科目を的確に選択することが可能となり、また専門分野を横断する複合的科目を設置することによって人権や環境をはじめとする現代の重要課題について、学際的な視野と知識を養うことができる。[資料：4]

[略]

[注] 本資料中の添付資料は省略した。

「学則変更の趣旨及び特に学則変更を必要とする理由を記載した書類」学校法人立教学院『立教大学理学部化学科収容定員関係学則変更認可申請書』1993（平成5）年6月

[学校法人立教学院本部事務局所蔵]

資料6 [理学部物理学科の収容定員の減少の趣旨] [1993（平成5）年]

(1) 学則変更の趣旨及び特に学則変更を必要とする理由

1 理学部物理学科の収容定員の減少の趣旨

立教大学理学部は昭和24年に数学科、物理学科、および化学科の3学科で開設された。当時は理系学部、特に理学部を設置した私立大学は極めて例が少なく、ユニークな存在として社会的にも高い評価をうることができた。またその内容においても、基本の充実が広い方面への展開に欠かすことができないという考え方に基づいて、教育・研究が行われてきた。特筆すべきことは、生物、生命を理学の立場から理解することが重要であるという認識が、創設時から明確になされていたことで、物理学科には生物物理学研究室を日本で最初に開設し（昭和24年）、また化学科においてもいち早く生物化学研究室を開設した（昭和26年）。

しかし、最近の生命関連科学・技術の発展は極めて著しいものがあり、従来の2学科に分散して行う教育・研究では時代の要請に的確に応えることが困難になってきた。この観点から、本学部が長年培ってきた特徴を生かしつつ時代の要請に応える新展開の方向を鋭意検討してきた。その結果、生命科学の新展開の方向へ、物理学科・化学科にある既存の流れを大きく発展・強化していくことが、時代の要請に最も適合する具体策であると判断した。生命現象の科学教育をより効果的に行うには、DNAやタンパク質などの生体物質とこれらが関わる化学反応などの分子現象を基盤とし、これに生物物理学的手法を取り入れることが非常に効果的であるので、この観点から化学科を強化充実することが本学部の発展に最も有効であると判断した。すなわち、化学科に生命科学関連の教育・研究を一本化し、化学を基礎とした生命現象に関する総合的な教育を行い、広い視野と専門知識をもった、時代の要請に応える人材の養成を目指す。具体的には、物理学科に所属する生物物理学研究室の教員を化学科に移し、従来物理学科で生物物理学の学習を希望してきた学生数に相当する収容定員を化学科に移し、同数の収容定員を物理学科から減少させることにした。化学科の収容定員増に関する申請は、6月末日、文部省大学課および私学行政課に提出してある。

〔略〕

「学則変更の趣旨及び特に学則変更を必要とする理由を記載した書類」学校法人立教学院『立教大学収容定員関係学則変更認可申請書』1993（平成5）年9月

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

（4）一般教育部

立教大学では、一般教育課程は1949（昭和24）年度から開始され、一般教育部は1955（昭和30）年度に発足した。一般教育課程開始以後は、大体次のような3つの時期に区分することができる。第1期〔1949～67（昭和24～42）年〕は、1

第5章 立教大学

～2年次のみ^①の教育を担当し、「学年制」、授業出席率にもとづく定期試験受験資格の失格制、仮進級や原級の制度などにもとづいて、上からの管理・指導的な教育を行っていた時期である（資料1）。第2期〔1968～74（昭和43～49）年〕は、そのような一般教育の在り方に対して、学生からの厳しい異議申し立てがあり、それに応じて従来の教育の諸原則を改定しなければならなかった時期である（資料2，3）。第3期〔1975（昭和50）年～〕は、第2期の諸改革にもとづいて全学の学生を対象にし、自由化された一般教育を行った時期である。しかしこの時期は、カリキュラム改革や、一般教育を母体とした新学部設立の様々な提案が繰り返さ^②されていたにもかかわらず、それらの多くは実現にまで至らず、改めて一般教育部の存在の意義が各所から問われていった時期であった。一般教育と専門教育の有機的関連を緊密にした一貫教育を実現するために、一般教育部は1994（平成6）年度をもって解散し、その所属職員は、大学教育研究部もしくは既存の専門学部に移籍した。同時に一般教育課程は全学共通カリキュラム運営センターに移管され、1997（平成9）年度の新入生から全学共通カリキュラムに切り換えられた（資料4～9）。
(小井高志)

資料1 〔第一、二学年学業成績^③考査規程〕〔1967（昭和42）年〕

第一、二学年学業成績考査規定

第一条（課程）課程は単位制と学年制とを併用する。

第二条（単位取得）試験成績は各科目につき合格（単位取得）不合格（単位未了）を定める。（試験欠席により学年末成績のない場合も単位未了となる）

2. 各科目の試験成績は百点を満点とし、六十点を合格、六十点未満を不合格とする。

第三条（試験期）定期試験は前期末と後期末とに行う。

但、各科目とも原則として随時中間試験を行う。

第四条（失格）欠席時数が学期全授業時数の2/5を超えた者は受験を停止し、その学期の全科目を零点とする。

但、授業時間数は出欠点検を行わない時間を除く。

第五条（試験欠席届）試験に欠席した場合は試験欠席届を提出しなければならない。

2. 試験欠席届の理由が正当と認められなかった場合、又は無届で試験欠席した場合はその科目を零点とする。

第六条（不正行為）試験中不正行為を行った者は、その学期の全科目を零点とす

る。

第七条（進級）次に該当する者は進級を認める。

- 一、第一学年にあっては所定の一般教育課程全科目中、未了科目数が1／3を超えない者。
- 二、第二学年にあっては第一、第二学年所定の一般教育課程全科目に合格した者。

第八条（仮進級）第二学年で第一、第二学年一般教育課程単位未了科目数合計三以内で全科目平均点六十点以上ある者は仮進級を認める。

2. 次の何れかに該当する者は他の成績を考慮して仮進級を認めることがある。

- 一、試験欠席の理由が正当と認められた者。
- 二、第四条および第六条該当者。
- 三、試験期に停学処分を受けていた者。

第九条（仮進級者／再試験）仮進級者の再試験はその学年度末（三月）に実施する。

第十条（仮進級から／の進級）前条再試験の結果、第七条に該当した者は進級を認める。

第十一条（原級）第七条および第十条の何れにも該当しない者の進級はこれを認めない。

第十二条（再試験）第二学年進級者の第一学年未了科目の再試験は五月と二月に実施する。

第十三条（再履修）進級を認められなかった者は次学年度において全科目につき再履修しなければならない。

附則

1. 語学に限り定期試験に正当な理由で欠席した場合は六十点以内の認定点を与えることがある。

但、前後期とも試験欠席した場合は合格点を与えない。

2. 試験に出席して答案を提出しない場合はその科目を零点とする。

3. 再試験の成績は最高八十点とする。

4. 再試験の受験料は一科目につき二百円とする。

本規定は昭和四十二年度第一、第二学年に適用する。

〔第一、二学年学業成績考査規定〕〔1967（昭和42）年4月〕

〔立教大学大学教育研究部所蔵〕

資料2 一般教育部教授会「学生諸君へ」[1969（昭和44）年]

学生諸君へ

一般教育部教授会は、さきに発表したように、夏休み中もカリキュラム改訂に関して検討を加えてきたが、その結果は次の通りである。

1. 大学教育においては、専攻分野を修めるとともに、学問の広い領域を総合的に把握することが必要である。これに対応するのが専門教育と一般教育とであり、この両者の融合によって、学生自らが高度の知的判断力と創造力を養う場が確立されなければならない。

そのためには、専門教育科目、一般教育科目という区別や、各学部、一般教育部という区別をこえた大学教育全体としての有機的な統一が不可欠である。

われわれが、一般教育カリキュラムの改訂にあたって目標としている大学教育のあるべき姿とは、まさしくこのようなものである。

しかるに、一般教育は、今日まで大学教育のなかで十分に定着しなかった。これは種々の理由に帰せられるであろうが、大学がややもすれば専門教育の場としてのみとらえられ、一般教育が十分に機能しえなかったことにもよると考えられる。この認識に立ってわれわれは、昭和39年以来、カリキュラム改訂の努力を重ねてきたが、学内外の制約により、今日まで実現のはこびに至らなかった。

2. 上述の考え方を具体化するための一般教育カリキュラム改訂の方針は次の通りである。これまで種々の機会に寄せられた学生諸君の意見も、できるだけこの方針にとり入れたつもりである。

(1) 全学部共通のカリキュラムを設ける。

一般教育においては、学生が自ら定めた勉学の方針に基づいて、自主的に科目を選択するのが建前である。この意味においては、学部ごとに異なったカリキュラムを用意する必要はないであろう。

ただし、専門教育のカリキュラムとの関係を考慮し、たとえば、直接関係のある科目については、当該学部に関し必修とするなどの修正を加えることはあってもよい。学部の特殊性に基づくこのような修正は最少限度に止めたい。

(2) 必修を少なくし、選択の範囲を広げる。

前項の趣旨から、共通のカリキュラムにおいては、保健体育科目を除く全科目を、それぞれの枠内における選択科目とする。

必修の指定にかわるものとして、学生の専攻、資質などに応じた適切な

選択がなされるためのオリエンテーションを行なう。

(3) 科目の充実をはかる。

必修および選択科目は、各学部における現行の一般教育課程の科目を全部合わせたものをもとにし、科目を増設するとともに内容の充実に努める。

自由科目は、選択科目を補うものとして、許される限りさまざまな形式、内容の科目を数多く設置する。たとえば、小人数を対象としたゼミナール、複数の講師による共同講義、一つの面を深く掘り下げる特殊講義、境界領域、広域問題などに対して多角的で総合的なアプローチをめざす総合講座などを新しく計画する。

自由科目は、本来卒業の条件ではないが、選択科目の一部を自由科目とふりかえられるようにする。また、科目は必ずしも固定せず、年度ごとに計画する。

(4) 一般教育課程の科目を、3・4年次にも配当する。

これまでのように、一般教育を1・2年次に限定せず、専門教育と一般教育のカリキュラムを総合して、全学年次にわたる適切な科目の配置ができるように関係各学部と話し合っただけではない。

なお、その実施は、年を追って段階的に進められることになるであろう。さしあたって高学年次においては、自由科目の活用が特に望まれる。

なお、このカリキュラム改訂に関連して、現行の一般教育課程における失格制、学年制も改訂される。

この方針に沿って、カリキュラムの大綱を改訂案として作製し、末尾に示した。

3. このカリキュラム改訂は、現行制度の制約の下に実施されるものである。その限りにおいて、ここに提示した改訂案は、あるいは過渡的なものかもしれない。しかしそれは、決して一時の間にあわせのものではなく、大学教育をそのあるべき姿に近づけるための必然的な第一歩であると確信している。

そして、この改訂の方向をおし進めていったとき、これに対して制度、機構上の障害が見出されれば、当然その除去に向かったの努力がなされなければならない。かくして、カリキュラム改訂を契機として、大学の改革が促進されるであろう。

4. 一般教育のカリキュラムは、学部によって条件が異なるので、この案について、各学部との話し合いをすでに始めている。なお、学生諸君に対しては、改訂の趣旨および内容を説明し意見をきく機会を設ける。

一般教育部教授会は、この案に基き、十分な検討と修正を経て、カリキュラ

第5章 立教大学

ムを決定する。われわれは、この案の全面的な実施が不可能な場合には、たとえその一部でも昭和45年度よりの実施にふみきり、前進の実を示したい。

昭和44年9月17日

一般教育部教授会

《別紙》

一般教育カリキュラム改訂案

1. 必修科目および選択科目

I. 一般教育科目

(1) 人文科学系列

キリスト教倫理、哲学、文学、芸術、心理学、歴史、論理学*

(2) 社会科学系列

政治学、法学、経済学、心理学、社会学、歴史、地理学、文化人類学*

(3) 自然科学系列

数学、物理学、化学、生物学、自然人類学、地学

II. 外国語科目

英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語*

III. 保健体育科目

実技、理論

[*印の科目は、昭和45年度においては自由科目とする。]

2. 自由科目

#は、総合講座の場合も含めて、共同講義をあらわす。

I (1) 人文科学系列

キリスト教と文化 (キリスト教ヒューマニズム)*、

現代の哲学#、キリスト教倫理特講 (1. 聖書特講、2. 文献講読、3. 特殊問題)

哲学特講 (1. 文献講読、2. 東洋思想、3. 特殊問題)

論理学、倫理学、宗教学、思想と言語#、コミュニケーション、作家と作品・日本 (1. 日本の詩歌、2. 小説と演劇の間、3. ユーモアの系譜)、作家と作品・英米 (現代英米文学)#、作家と作品・フランス#、

比較文学 (1. 日本とドイツ、2.)、芸術特論 (1. 比較美術、2. 中世ヨーロッパ音楽の成立、3. 映画表現論 (グリフィスからゴダールまで))、ヨーロッパの文化 (1. 中世の光と影)

I (1)、(2) 人文・社会科学系列 (共通)

ヨーロッパの文化 (2. ドイツ文化史、3. デイドロの大学教育論)

I (2) 社会科学系列

アメリカの歴史、戦後日本教育史、文化人類学、社会科学概論、行動科学概論

I (1)、(3) 人文・自然科学系列 (共通)

科学史と科学哲学、生命と進化[#]、数理論理学

I (3) 自然科学系列

数学における定義の背景、現代の数学[#]、社会科学のための数学 (1.、2.、3.)、電子計算機、資源論[#]、宇宙科学[#]、生物実習

II. 外国語科目

英語訳読演習、英作文演習、英会話、英語学演習 (英語学史)、ドイツ語 (初級、中級、上級)、フランス語 (初級、中級、上級)、スペイン語 (初級、中級、上級)、ロシア語 (初級、中級)、中国語 (初級、中級)、ポルトガル語 (初級、中級)、ラテン語、ギリシャ語

III. 保健体育科目 (45年度は一部開講の予定)

保健体育講座1 (実技、軟式テニス、スキー、スケート、体重調整)

保健体育講座2 (理論)

保健体育講座3 (実技と理論、登山、体力づくりとスキー・スケート・ゴルフ、体育スポーツ施設の機能、社会体育、健康・安全教育、生活とリクリエーション)

3. 履修の方法

(1) 卒業に必要な単位数は58単位であって、これを必修・選択科目から、次のように修得する。

I. 一般教育科目は、各科目とも4単位とし、人文・社会・自然各系列からそれぞれ3科目、計9科目36単位。

II. 外国語科目は、一つの科目は10単位、他の一つは8単位とし、計2科目18単位。

III. 保健体育科目は、各科目とも2単位とし、計2科目4単位。〔必修〕

(2) 必修・選択科目は学部、学年次ごとに配当する。また、前項に指定された単位以外の選択科目を自由科目として履修することができる。

(3) 自由科目は学部、学年次によらない自由選択とし、これについても単位を認める。

第5章 立教大学

(4) 一般教育科目各系列および外国語科目は、それぞれ4単位まで自由科目とふりかえることができる。ただし、一般教育科目にあっては、同じ系列に属する科目でなければならない。

(5) 芸術には、美術、音楽の2科目があり、芸術を履修する場合は、このうち1科目を選択するものとする。

歴史には、日本史、東洋史、西洋史の3科目があり、歴史を履修する場合は、このうち1科目を選択するものとする。

心理学と歴史は、人文、社会両系列に共通とする。どちらの系列の単位とするかは選択者が決定する。

4. 失格制・学年制

現行考査規定第四条にもとづく総出席時間数不足による失格制は廃止する。

学年制については、撤廃の可能性について各学部とともに検討する。

5. 移行措置

(1) 昭和45年度第2学年生について、次のように新カリキュラムを適用する。現行カリキュラムにおいて、第2学年に配当されている一般教育科目（外国語科目、保健体育科目を除く）については、必修の指定を解除し、同系列内の科目からの選択とするとともに、自由科目によるふりかえを認める。

(2) 第3学年以上については、自由科目の履修を認め、単位を与える。ただし、卒業の要件の単位数には含めない。

一般教育部教授会「学生諸君へ」1969（昭和44）年9月17日

[立教大学大学教育研究所蔵]

資料3 一般教育部大場問題懇談会「大場問題に対する見解」[1974（昭和49）年]

大場問題に対する見解

本学大場啓仁助教授による今回の事件は、被害者の本学大学院文学研究科学生、関京子さんの遺体の発見により殺害の事実が確認されるに至った。同助教授が所属していた一般教育部の教員として亡き関京子さんのご冥福を祈るとともにご遺族に対し哀悼の意を表わす次第である。われわれはここに本事件と事後処置について一般教育部専任教員が関係している限りにおいて見解を明らかにしたい。

われわれは今回の事件は基本的には私的な犯罪であり、組織体として大学には直接の責任はないものとする。大場助教授の犯罪行為は公的な教育機関におけ

る教師の倫理観からは想像もつかないものであって、いかに厳しく糾弾しても糾弾し尽せるものではない。かかる犯罪者が本学に存在したことにわれわれは深刻な衝撃とともに、ただ限らない憤りと悲しみとを覚えるのみである。

先に一般教育部教授会は大場助教授所属機関の代表者として伊藤健三部長の辞任を認め、本事件に対する社会的責任を明らかにした。それは、われわれとしては今回の事件が個人的問題とはいえ、公的教育機関の中で起った教師と学生とのあいだの事件であると受けとめざるを得ないからである。その意味で本事件は本学の教育姿勢そのものが問われる性質のものであるとも考えられよう。しかし、ここではわれわれに直接関係する問題点をあげておきたい。

- (1) 本事件の事後処置に関して様々な意見が提出されている。(一)、大場助教授の周囲にあって、いち早く事件の発生を知り得た同僚が、個人としてそれぞれ事件の解決に努力したことは認められるとしても、本件が公的教育関係の中から発生している以上、直ちに大学に通告すべきではなかったか。(二)、しかし、この種の問題の処置には教師としての責任に個人としての責任とが重なっているため、そのように批判することは控えたい。(三)、ただ、結果的には最悪の事態を招いてしまったため、事後処置が適切でなかったという批判を免れ得ないであろう。(四)、事件の性質上、大学への通告とは別に、直接警察に知らせるべきであった。(五)、事後処置に関し、事柄の性質上、またみずからの限界を考え合わすと、判断を下すことができない。
- (2) 本事件の当事者および事後処置に個人的に関わった者たちが、偶然であるにせよ、同一学科のごく少数に限られていた。このことが同僚の事後処置において私的配慮を優先させたのではないとも考えられる。
- (3) 事件発覚当時様々な難問に直面していたとはいえ、教授会として事件の責任の所在を明らかにすることが敏速に果せなかったという批判もまた教授会の中から提出されている。自由と寛容を尊重することが、仮にその一面として問題を客観的に捉え、公私にわたる責任を明確にすることを回避させる傾向を生むとするならば、この点に関してわれわれもみずから反省すべきである。

われわれは今回の事件と事後処置に対して大学に問われている社会的責任にかんがみ、以上のことをふまえて、新しい組織のあり方を検討し、改めるべき点は卒直に改め、教育と研究をいっそう充実させ、社会的信頼を回復して行くよう努める所存である。

昭和49年 4月18日

資料4 一般教育部教授会「学部のを越えたカリキュラムについて（提案）」
[1979（昭和54）年]

1979. 11

学部ののを越えたカリキュラムについて（提案）

一般教育部教授会

1. 問題提起

現在の学部学科の枠は、おおむね旧制度の大学において作られたままのものであり、教育・研究体制の多様化・総合化の必要に応じるために、再編成されなければならないことは早くから指摘されている。（例えば「私大の相互協力と自己点検」昭和52年10月私大連大学問題検討委員会第六分科会）

これは、教学審議会に委ねるべき問題であろうが、ここで考えるのは、学部の再編成にかわるものとして、学部ののを越えたカリキュラムをつくることである。

このことは、一般教育部の立場からすると、1969年のカリキュラム改訂以来の目標となっている一般・専門教育の有機的統一という理念に沿うものであり、一般教育をさらに充実させるものと考えられる。

これをすすめるためには、全学的な協力に加えて、各学部教授会が、その学部の学生だけでなく、全学の学生に対して教育責任を負うという立場に立つことが必要である。

この前提のもとにつぎの1)～4)が考えられる。

1) 学部の専門教育科目のうちに、全学学生を対象としたものを置く。

これは、他学部の学生にとって、所属学部の専門教育科目とするか、あるいは一般教育科目とするか、どちらかが可能であるようにしたい。

2) 卒業要件のうちに、他学部聴講科目を更に積極的にとりいれられるようにする。

この点については、学部ののを越えるカリキュラムという見地から学生の履修目的に応じた柔軟な扱いが必要とおもわれる。

3) 専門・一般教育の科目の相互読み替えをすすめる。

この読み替えは、立教大学では例外的にしかなされていないが、いくつかの大学ではかなり計画的に行なっている。

4) 総合科目に関する全学的委員会を設置する。

現在は一般教育科目として、一般教育部が企画・実施しているが、本来の趣旨からしても、専門を異にするいろいろな学部の協力によることが望ましい。

これらは考え方としても容易には受入れられないであろうし、実施の面においても困難な問題が多いことが予想される。

しかし、これらを計画的にすすめれば、ある程度まで学部再編成の実質をつくることになり得るであろう。その具体化の一つとして、いくつかの全学共通のコースをつくり、それに属する科目を学部で分担して設置することが考えられる。

2. 全学共通の「コース」

前節の考え方に基ついて、学部学科制を維持しつつ、「コース」を設置することを提案する。

「コース」は全学学生に向けて開かれるものであり、全学的規模において「コース」制度が確立された場合には、その運営のために全学的協議機関が必要となるであろうが、とりあえず、「コース」を企画した教授会がこれを扱うこととすればよいであろう。(一般教育課程の科目を中心に行っている「コース」の運営の責任は一般教育部が負うことになる。)

一般教育科目のうちに総合講義を設けている大学が多い。これには、専門を異にする複数の教員が共同で一科目を担当するものと、独立した数科目の講義をまとめて総合コースと呼ぶものがある。ここで言う「コース」は、後者を発展させて専門教育科目も対象としたものといってよい。

「コース」の科目構成については、つぎのように考えられる。

- 1) 或る学問分野に属する全学の設置科目のうちから、いくつかを指定したものをコースと呼ぶ。
- 2) コースは一般教育課程の科目と専門教育科目とから成り、その構成比率はコースにより異なる。
- 3) コースの科目は可能な限り、既設の科目を使うが、最少限度必要なものは新設する。

一般教育課程については、コースのために自由科目を見直し、充実をはかる。

- 4) 履修科目数はコースによってそれぞれ定める。コースの科目の単位は卒業に必要な単位として認められることが望ましい。

「コース」の規模についてはさし当りつぎの二つが考えられる。

第5章 立教大学

- A. 関連した3～5科目をまとめて履修させる。
- B. 或る学門分野に関する体系をつくるように、科目を網羅する。ゼミ・演習などは当然必要である。

Aの段階は、履修の指導という形になるが、これは数多くつくることは意識があり、そのいくつかはB段階にまで拡充しうるのであろう。

また、Bの整備が進めば、学生の主たる専攻となしうる内容にまで到達することも考えられる。

一般教育部は、以上のような方針のもとに、一般教育部開設科目を中心とする種々のコースの設置を検討している。

こうした学部の枠を越えたコースは、最初へのべたように、一般教育部の努力のみで実現できるものではなく、各学部の協力に多くをまたなければならない。

コースの設置の提案に当り、立教大学における教育を多様化・総合化し、充実させるために、全学的な理解と協力を切望するとともに、各学部において、ここに提案したような全学を対象とするコースの検討を開始されることを期待する。

3. 註記

専門教育科目の一般教育科目への読み替えについて

この読み替えが安易に流れると、一般教育の荒廃をもたらすような結果になりかねない、一般教育を学部従割りにしている大学あるいは単科大学などで、一般教育を専門教育の準備教育(マア)としか考えていない場合に見られ易い傾向があり、最も注意すべき点である。

専門教育科目、一般教育科目の区別は、受講学生の専攻との関係で学生毎にきめられるべきもので、本来は流動的であると考えられる。しかし、個々の学生においては、専門教育科目とは異なるものとして一般教育科目が履修されるべきことは、いうまでもない。

したがって、一般教育科目への読み替えが認められる専門教育科目は、他学部開講科目のうちから選ばれるべきであろう。

全学を対象とする科目の設置について

学部におけるこのような科目の設置は、他学部聴講制度の極限の形といってもよい。その意味では、他学部聴講をすすめていくことから考えるべきかもしれないが、あえて最初からこのような形をとることはできないであろうか。

他学部聴講について考えられるように、この場合でも、当該学部の学生に優先権があり、したがって他学部学生に対しては人数制限などの条件がつくというような扱いもやむを得ないであろう。

やや具体的な例としていうと、A学部で開設している専門教育科目のうち、B学部所属教授の兼担によって開講しているような関連科目があるとす。この科目の受講希望者がA学部の学生とは限らないようなときは、全学を対象とする科目としてB学部で開設したらどうかということである。

コースを置く意義について

「コース」を置く意義を一般教育との関連から考えれば、つぎの二点があげられる。

- 1) 一般教育の目的の一つとする総合化を助成し、学生の学問の範囲拡大と深化に役立つ。
- 2) 一般教育が本来持っている「リベラルアーツ」的性格を受継ぎ、限られた専門領域に閉じこもらない学習意欲を促す。

これらはさらにひろく大学教育全体の方向付けとしても考えられるべきであろう。

一般教育部教授会「学部の枠を越えたカリキュラムについて（提案）」1979（昭和54）年11月

〔立教大学大学教育研究部所蔵〕

資料5 一般教育部教授会「「一般教育」カリキュラム改訂について」〔1991（平成3）年〕

〔「一般教育」カリキュラム改訂について〕 一般教育部教授会、1991年2月7日〔I〕はじめに

このカリキュラム改訂案は、新座校地本格利用については、新座1年次全日利用を前提とし、また、現在大学審議会大学教育部会において審議されている、一般教育科目と専門教育科目の区分撤廃については、区分の名称のいかんによらず一般教育（広義）の理念・目標を継承する学科目は大学教育のなかで重要な位置を占めるとの認識に基づいている。

〔II〕一般教育の理念の確認

一般教育（広義）の問題の所在は、理念・目標にあるというよりも、それを教育の場で実現するカリキュラム、学年制、履修登録方法、教授法などの制度や方法論にあると考える。

〔III〕指摘される問題

1970年の一般教育カリキュラム改訂においては、ほぼ同一の方向を目指し、くさび型履修の導入、学年制の撤廃や選択履修制の拡大を行った。その結果、

第5章 立教大学

学生がマジョリティとして易きにつく傾向が生じ、とくに一般教育科目はくさび型履修の本旨に反して、1年または2年の間にまとまって、かつ、主として多人数による講義を中心として行われている状況が多くみられ、くさび型履修や単位制度は形骸化している。また、一般教育（広義）科目は、その授業内容について、高等学校教育の繰り返しにすぎないものがあるとの指摘がある。このように、授業の実際とその理念・目標との間には大きな乖離がある。

一般教育と専門教育との関係においても、1970年の一般教育カリキュラム改訂が大学紛争を背景として、専門教育カリキュラムとの十分な調整がなされないうちに実施されたため、全体としてみれば、両者が有機的な関連性のないまま、それぞれ独立して行われている傾向がある。

過去20年間の社会の変容、たとえば国際化、情報化などへの対応等の諸課題の実現を図っていくことも必要である。

要約すれば、一般教育（広義）の問題とは、カリキュラムの空洞化、単位制度の空洞化、および専門教育との関連において大学教育としての一貫性の欠如であり、これらの問題を是正することが今回のカリキュラム改訂の目標となる。

[IV] カリキュラム改訂の基本的な方向

①大学4年一貫教育の確立

②一般教育カリキュラムおよび単位制度の空洞化の是正

[V] 新座1年次全日利用の位置づけ

新座校地は、大学設置基準の充足、池袋校地の過密解消および再開発を目的として開校した。そして校地の分離によってもたらされる教育への負の影響を補償し、教学の改善を図るために、保健体育の充実、外国語教育の充実、少人数教育の充実などが謳われた。

新座1年次全日利用を中心に構想するという将来計画委員会の答甲を尊重し、新座1年次全日利用を基本方針とすることを決定した。

大学4年一貫教育と整合する新座校地本格利用の目的としては、高等学校教育と大学教育の関連・接続（articulation）が最大の課題であるとする。

[VI] 一般教育カリキュラム改訂案

[一般教育（広義）科目]

高学年次への展開

教育理念・目標～カリキュラムの構造化（体系的・段階性の導入、教育目標別科目区分・主題別科目の展開、総合科目の充実など）

二分野主義の採用

各年次履修登録単位数の上限の設定

学期制の導入

学年制（1学年次）の導入

副専攻制あるいはコース制の開設

（英語）

英語は、多くの学生にとって、6年間の中等教育で学習した既修外国語である。現在大学で求められているのは、教養的価値に裏打ちされ、かつ実用的価値をもつ、両者の均衡のとれた英語教育である。

（初修外国語）

大学において初修外国語を学ぶことは、われわれの住む世界の文化の多様性を認識することに直接結びつき、そこから広い視野をもった新しい世界観を育んでいくことに本来の目的がある。

そのためには、異なった文化的背景に根ざした多種の言語を学習する機会を学生に与えることが望ましいと考えられるので、当面は朝鮮語を選択必修としての初修外国語の枠に組み入れ、さらに他の外国語を本学において開講する方向で検討してゆくことが必要である。

（立教大学ゼミナール）〈1年次配当〉

まず第1に、高等学校における受験準備教育による不均一な履修を是正し、大学教育（高等教育）と高等学校教育（中等教育）の接続を図る。第2に、入学当初のガイダンスや約2週間にわたって行われるオリエンテーションでは、立教大学における大学教育の理念・目標について十分に理解させることは困難である。このゼミナールを通じて、このような不足が補われ、意味ある大学生活の設計がなされることが期待される。第3に、そもそも教育とは「学生と教師の人間的な交わりを通じて行われる営み」といえるが、現在の立教大学に見られるいわゆる「多人数講義」では、このような前提条件は成立し得ない。この少人数のゼミナールによって、多人数講義の欠陥を補償すること、および大学生活一般についての1年次生に対する助言の場として、現在のクラス担任制に代わる機能が望まれる。

そして、これらすべてを通じて、昨今の学生の特徴として指摘される学習意欲の減退、専攻分野における学習目的の喪失などを克服し、学生の自主的思考力（批判力、判断力、構想力、表現力）の涵養を目指す。いわば、全学に共通して開講され、学部を超え全学的協力のもとに実施される大学教育の基礎になる1年次必修の学科目である。

第5章 立教大学

このような趣旨にそって開講される科目であるから、その実施方法や内容は各担当教員の個性にその多くは委ねられるが、共通した基本的な部分として、**㉑**立教大学における大学教育の理念・目標についての十分な理解を図ること、**㉒**図書館の利用をはじめ、自発的な学習のための実際的なガイダンスを行うこと、**㉓**読み・書き・話す能力の強化を図ることなどが挙げられる。

(共通基礎科目) <1年次配当>

「キリスト教と諸思想」～本学は、キリスト教精神に基づいて建学され、この建学の精神を顕現する“自由の学府”が、本学の伝統であり個性である。

「総合人間学講座」～現在の、わが国をはじめ、国際社会は、「国際化」、「情報化」と冠される社会であり、将来より一層その傾向を深めて行くと予想される。同時に、学問の細分化もさらに進み、大学教育もより一層高度な内容が求められるであろう。

この共通科目は、立教大学ゼミナールとともに、1年次教育の最大の課題、高等学校教育と大学教育の関連・接続 (articulation) の役割を担うものと期待される。

(一般教育科目)

広い意味での「非専門教育」(当該授業科目の属する学問領域を、自己の専攻領域としない学生に対する専門教育)として特徴づけることができる。

専門分野別科目区分から教育目標別科目区分への移行と個別科目の「主題中心的」な在り方の推進、総合科目の充実(分野内、分野間、三分野総合)などを検討する。

一般教育科目の履修制度上の改善点としては、単位制度の空洞化をもたらす多人数講義を防ぎ、かつくさび型(逆くさび型、平行型)履修の実質化を図り、大学教育の充実を図るために、各授業時間履修登録者数の上限の設定、各年次の履修単位数の上限の設定、二分野主義の採用、などを検討する。

(保健体育科目)

成人期に入った年代の大学生にとって、健康の生理的・心理的ならびに社会的な理解を深めることは、学生生活はもとより、急速に高齢化する社会におけるその後の生涯に大きな意義をもつ。

この視点から、「健康を創る」健康科学教育を一層重視し、かつスポーツ・レクリエーションの生涯学習へ向けて、**①**開設種目を多様化してカリキュラム選択の自由度を拡大し、**②**全学生(とくに3・4年次生)を対象とした自由科目を充実する。

また、既設の「種目別コース」に加えて、「トレーニング」、「コンディショニング」、「運動処方」などの「目的別コース」を拡充することも検討する。

[Ⅶ] おわりに

一般教育カリキュラム改訂案の内容は、決して目新しいものではなく、一連の国立大学協会の報告書等に指摘された一般教育の問題とその改善の方策についての提言等を、立教大学の個性や社会の変容を考慮しながら整理したものである。

しかるに、大学4年一貫教育の確立、といった基本的な方向は、ひとり一般教育担当教員の意思と努力のみによって達成できるものではない。したがって、本カリキュラム改訂案はあくまで基本的な方向を示したにとどまり、大学4年一貫教育のためのカリキュラムは、新座本格利用の開始までに各学部と協力して策定されるべき性質のものであると考える。

一般教育部教授会は、すべての立教大学構成員が、大学4年一貫教育のために、今後本改訂案の内容をさらに一層深化されるよう強く要望する次第である。

以上

一般教育部教授会「[一般教育]カリキュラム改訂について」1991(平成3)年2月7日

[立教大学大学教育研究部所蔵]

資料6 第31回 部長会議事録 [1995(平成7)年]

[略]

Ⅲ 協議事項

[略]

(5) 一般教育部に関する件(総長)

前回の部長会での学部長懇談会の報告とそれを受けた議論を踏まえて、総長から全学共通カリキュラム実施に向けての提案がなされた。提案の骨子は、①全学共通カリキュラムの実施、②一般教育部の解散と教員の所属について、③一般教育部解散に伴う当面の措置について、④大学教育研究部について、⑤全学共通カリキュラム実施に関連する専任教員の人事について、であった。

[略]

[第31回[大学]部長会議事録]1995(平成7)年1月25日

[立教大学総長室秘書課所蔵]

資料7 第33回 部長会議事録 [1995(平成7)年]

〔略〕

Ⅱ 議 事

(1) 一般教育部に関する件（総長）

総長から、1月25日付総長提案に対する各学部の検討結果を報告いただき、その意見を踏まえて本日決定したいとの要請があり、概ね以下の通りの報告と意見交換がなされた。

〔略〕

これらの報告を受け、総長から「基本的には賛成の意思表示をいただいたと理解する、その他質問や意見を伺いたい。」との発言があり、議論の結果、次のように決まった。

2科3分野の移籍について、2学部間の話し合いだけではまとまらないこともあるので、そのときは総長が調整をしたうえで部長会で決定する手順をとることが合意され、また、この移籍が各学部の教育研究の体制を崩すものではないことが確認された。なお、予算については、予算会議で審議するが、移籍された教員にも不利益にならないよう配慮する意向が総長から示された。

また、一般教育部長の要請にもとづき、総長提案で使用されていた名称などについて、「Ⅳ（1）および（2）の『教員会議』を『大学教育研究部教授会』に訂正、Ⅳ（2）の『オブザーバーとして』を削除、Ⅴ（1）の『参与する』を『参加協力する』に訂正」の3点について提案文書の修正が行われ、これをもって部長会の合意とした。一般教育部長は、これを明日の教授会に持ちかえることになった。また、本日の合意に沿って「大学教育研究部の規則」を作成し、改めて総長から提案することになった。

〔略〕

〔第33回〔大学〕部長会議事録〕1995（平成7）年2月8日

〔立教大学総長室秘書課所蔵〕

資料8 第34回 部長会議事録 [1995（平成7）年]

〔略〕

Ⅲ 協議事項

〔略〕

(2) 一般教育部に関する件（総長）

2月8日第33回部長会での標記に関する部長会合意について、総長から一般教育部教授会の意見を伺いたいとの発言があり、一般教育部長から以下の報告

があった。

第33回部長会合意を一般教育部教授会は主体的に受け止め同意する。

〔略〕

〔第34回〔大学〕部長会議事録〕1995（平成7）年2月15日

〔立教大学総長室秘書課所蔵〕

資料9〔一般教育部の解散〕〔1995（平成7）年〕

1994年度

第23回 一般教育部教授会議事録

期日：1995年3月16日（木）

時間：14時10分～16時20分

〔略〕

1995年3月31日をもって一般教育部は解散する^{〔ママ〕}ことに決定している。一般教育部教授会は本日の教授会が最終となり、40年の幕を閉じる。

〔略〕

〔1994年度 第23回 一般教育部教授会議事録〕1995（平成7）年3月16日

〔立教大学大学教育研究部所蔵〕

（5）学校・社会教育講座

立教大学における中・高等学校教員・学芸員・司書・社会教育主事の養成課程は1997（平成9）年現在「学校・社会教育講座」と呼ばれており、教職課程、学芸員課程、司書課程、社会教育主事課程の4課程から成っている。その教員は文学部に所属しているが、講座そのものの運営は全学を基盤とする学校・社会教育講座委員会によって独立に行われている。この組織が成立したのは1967（昭和42）年であった（資料4）が、4課程の成立はそれぞれ異なる。

教職教育は、他のいくつかの私立大学と同じように1949（昭和24）年新制大学設置と同時に開始された。当時、教職課程は、大学設置委員会（後の大学設置審議会）において新制大学設置審査と併せて審査された。しかし1950（昭和25）年、課程設置に関する審査基準が成文化され、その後はこれに拠って審査が行われることになった（海後宗臣編『教員養成』東京大学出版会、1971年刊、参照）。本学の教職課程の設置申請が大学設置審議会において認可されたのは1951（昭和26）年3月31日であった。本学に残されている教職課程の設置申請書で最も古いのは1954（昭和29）年付のもの（資料1）であるが、これは以上のような制度変化に

第5章 立教大学

基づいて作成されたものであろう。同様に設置の早かった学芸員課程は、最初博物館講座と称した。戦後制定された博物館法 [1951 (昭和26) 年] がそのきっかけであり、全国の大学に先駆けて立教大学に学芸員の養成課程が開設されたのである。本学に残る最も古い履修要項 (資料2) および中川成夫教授の回想 (資料3) は、この課程にかける宮本馨太郎文学部教授・棚橋源太郎講師 (非常勤) らの情熱を語っている。学則変更認可書によると博物館学芸員課程に司書・社会教育主事課程を加え、社会教育講座として1967年に申請、認可され学則にも記載されたが、学内的には「学校・社会教育講座」として編成され、今日に至っている。
(寺崎昌男)

資料1 【教職課程設置申請書】 [1954 (昭和29) 年]

《表紙》

教員養成課程認定申請書

立教大学

[略]

立教大学教員養成課程認定申請書

一、学部学科組織及び学生定員

学 部	学 科	学生定員		昭和三十年度より 実施予定の総定員
		入学定員	総定員	
文 学 部	キリスト教学科	二五	一〇〇	一〇〇
	英米文学科	八〇	三二〇	四〇〇
	社 会 科	八〇	三二〇	四〇〇
	史 学 科	二五	一〇〇	一〇〇
	心理教育学科	二五	一〇〇	一〇〇
経済学部	経 済 学 科	一五〇	六〇〇	一, 二〇〇
	経 営 学 科	一〇〇	四〇〇	一, 〇〇〇
理 学 部	数 学 科	二〇	八〇	八〇
	物 理 学 科	四〇	一六〇	一六〇
	化 学 科	四〇	一六〇	一六〇
計		五八五	二三四〇	三七〇〇

二、授与を受けさせようとする免許状の種類

学部	学科	免許教科
文学部	キリスト教学科	宗教 社会 (中学校、高等学校)
	英米文学科	外国語 (英語) (同)
	社会科	社会職業指導 (同)
	史学科	社会 (同)
	心理教育学科	社会 職業指導 (同) 小学校教諭 (申請中)
経済学部	経済学科	社会 (中学校、高等学校)
	経営学科	職業 (中学校) 商業 (高等学校)
理学部	数学科	数学、理科 (中学校、高等学校)
	物理学科	理科、数学 (中学校、高等学校)
	化学科	理科 (同)

〔略〕

五、教科及び教職に関する専門科目並びに履修方法

〔略〕

履修方法

- 一、本学においては主として三年及び四年に於て教職課程を履修させる様に指導し教職員免許法に準拠し左記の如く必修科目及選択科目を置き、必修十一単位選択三単位以上計十四単位以上の修得を要求している。
- 二、講座の指導に際しては講義と見学を適宜併用し実際に適した指導を期している。
- 三、教育実習は公立学校六校、学院内の附属機関三校を協力校として依頼し授業演習、校務分掌等を行はせている。

記

必修科目

教育原理	三
教育心理学	三
教科教育法	三
教育実習	二

選択科目として

他に三単位

第5章 立教大学

六、学部又は学科、専攻別教員組織

学部学科名	職名	専兼	本務の職名	担当学科目	氏名 生年月日	備考
〔略〕						
中学校高等学校 教職課程	助教授	〔専任〕		教育原理	鈴木敦省 大一一. 一. 一	
	教授	〃		教育心理学	森脇 要 明四三. 六. 一	
	〃	〃		教育実習	豊原恒男 明四二. 九. 二八	
	助教授	〃		〃	鈴木敦省 大一一. 一. 一	
	教授	兼任	お茶の水女子大 教授	〃	内田安久 明三二. 一. 三〇	
				教科教育法		
	助教授	専任		職業科教育法	鈴木敦省 大一一. 一. 一	
	講師	兼任	区立愛宕中 学校 長	職業指導教育法	野口 彰 明二七. 一二. 四	
	〃	〃	文部教官	社会科教育法(社)	大野連太郎 大八. 八. 一六	
	助教授	専任		〃 (地)	中田栄一 大六. 一〇. 一一	
	教授	専任		〃 (世界史)	野々村戒三 明一〇. 九. 七	
	講師	兼任		〃 (日本史)	林 英夫 大八. 一二. 一〇	
	〃	〃	教育大 助教授	英語科教育法	桜庭信之 大四. 二. 一五	
	〃	〃	滋恵高校 教 諭	理科 〃	関 末比古 明三一. 一二. 一五	
	〃	〃	埼玉大 助教授	数学 〃	藤原英一 明四二. 六. 五	
	〃	〃	立教高校 教 諭	商業科 〃	縣 康 明三九. 二. 四	
〃	〃	東京教育大 助 教 授	宗教 〃	矢崎源九郎 大一一. 三. 二六		
選択科目	講師	〃	東京経済大	児童心理学	石川英夫 大一一. 七. 一三	
	教授	専任		臨床心理学	森脇 要 明四三. 六. 一	

第2節 新制学部の出発

講師	兼任	日本女子大学	教育学特論	肥田野 直 大九. 七. 九	
”	”	横浜国立大 講師	教育評価	杉溪一言 大一一. 三. 二九	
助教授	専任		視聴覚教育	鈴木敦省 大一一. 一. 一	
講師	兼任		教育社会	高師広吉 明三七. 六. 二五	
教授	兼任	お茶の水女子大 教授	社会教育概論	内田安久 明三二. 一. 三〇	
助教授	専任		職業教育	鈴木敦省 大一一. 一. 一	
”	”		教育史	鈴木敦省 大一一. 一. 一	
講師	兼任	東京女子大 助教授	心理検査統計法	肥田野 直 大九. 七. 九	
教授	専任		心理学実験	豊原恒男 明四二. 九. 二八	
講師	兼任	東京教育大 教授	学校行政	安藤克雄 明三七. 二. 一一	
”	兼任	”	学校管理	安藤克雄 明三七. 二. 一一	
”	兼任	文部事務官	教育指導	飯田晁三 明三四. 八. 四	
”	”	文部事務官	教育課程	飯田晁三 明三四. 八. 四	
”	”	山越心理検査所 所長	個性調査	鈴木 信 明三四. 一〇. 三一	
”	”	東京教育大附属 小学校長	教育方法論	佐藤保太郎 明二六. 三. 五	
”	”		宗教心理学	野村暢清 大一一. 一. 一	

〔略〕

立教大学「教員養成課程認定申請書」〔1954（昭和29）年〕 1～60頁

〔立教大学教務部学校・社会教育講座課所蔵〕

資料2 〔昭和三十年度博物館講座履修指導要項〕〔1955（昭和30）年〕

昭和三十年度 博物館講座 履修指導要綱

立教大学

〔略〕

第5章 立教大学

II 博物館学芸員の任務・種別・資格

〔略〕

この〔博物館法の〕規定によりますと、博物館学芸員は誰でも勝手になれるといった性質のものではなく、大学を卒業して学士の称号を有する者で大学において博物館に関する所定の科目の単位を修得した者であることが原則とされています。それですから学芸員の資格を得ることは一般には仲々困難なもので、博物館法施行後、大学においてその資格を取得したものは、昨29年5月現在の文部省調査によると、全国で僅か34名しかありません。このため文部省では現職の博物館職員の中よりこれに相当する者を選んで学芸員の暫定資格を与えて一時的に学芸員の職務に従事せしめておりますが、これとても全国の博物館職員の総数2,271名の中で約10%余の337名しか居りません。今や全国各地に於いて公私の博物館が陸続として建設せられる機運にある時、若い有能な大学出の博物館学芸員が要望せられる所以もここにあります。わが立教大学は□うした斯界の要請に応じて、若い有能な大学出の学芸員を養成するために、わが国最初の博物館講座を開講したのであります。

III 博物館講座の科目・単位・講師

さて博物館学芸員の資格を得るに必要な博物館に関する科目と単位とはどんなものでありま^{〔ママ〕}しょうか。これに関しては博物館法施行規則の第1条に詳細な規定がありますが、ここではこの規定にも^{〔ママ〕}とずいて実施されている本学の博物館講座の内容を紹介いたしま^{〔ママ〕}しょう。

1) 博物館講座の科目と単位

A) 必修科目 計17単位

博物館学 4単位

〔 博物館概論
博物館資料収集保管法
博物館資料分類目録法
博物館資料展示法

教育原理 4単位

社会教育 4単位

視聴覚教育 2単位

博物館実習 3単位

B) 選択科目 計8単位

(イ) 人文科学

文化史	4 単位
美術史	4 単位
考古学	4 単位
民俗学	4 単位

以上4科目の内より2科目8単位選択のこと。

(ロ) 自然科学

科学史	4 単位
理化学	4 単位
生物学	4 単位
地 学	4 単位

以上の4科目の内より2科目8単位選択のこと。

2) 博物館講座の科目と講師

A) 必修科目

博物館学	講 師	棚橋源太郎
教育原理	教 授	内田安久
”	助教授	鈴木敦省
社会教育	教 授	内田安久
視聴覚教育	講 師	佐々木 豪
博物館実習	教 授	宮本馨太郎
”	”	石島 涉
”	講 師	棚橋源太郎
”	講 師	中川成夫

B) 選択科目

(イ) 人文科学

文化史 (日本史概説)	講 師	海老沢有道
美術史	講 師	川口正秋
考古学	講 師	中川成夫
民俗学	教 授	宮本馨太郎

(ロ) 自然科学

科学史 (数学史)	教 授	吉田洋一
” (化学史)	”	奥野久輝
理化学	”	杉浦義勝
生物学	”	村地孝一

第5章 立教大学

” 助教授 仲尾善雄
地学 教授 石島 渉

3) 博物館実習場所

史学科資料室 (本学文学部研究室内)
民族学博物館 (北多摩郡保谷町)
東大文学部陳列室 (文京区本富士町)
国立科学博物館 (台東区上野公園)

本学博物館講座は上述のようにわが国最初の開講という歴史をもって講義科目は整備し教授陣も充実し豊富な見学と実習を以って既に斯界に定評のあるところがあります。

[略]

立教大学「昭和三十年度 教職課程並ニ博物館講座 履修指導要項」1955 (昭和30)年 28~33頁

[立教大学教務部学校・社会教育講座課所蔵]

資料3 [学芸員課程の成立に関する中川成夫教授の回想] [1973 (昭和48)年] 学芸員課程20年の歩み

—私の回想—

中川成夫

I はじめに

私が立教大学にお世話になったのは昭和29年の4月で、それまで本学文学部史学科で「先史学」を講じておられた、恩師故駒井和愛博士が、東京大学のお仕事が多忙になられたための交替としてであった。当時、私はまだ東京大学の助手で、考古学研究室に勤務していたので、勿論、本学では非常勤講師であった。昭和30年、東大助手任期満了で辞めたあと2年間、本学のほか、多いときは四校ほど非常勤講師づとめの浪人生活をおくった。

私が今日の学芸員課程に関係するようになったのはこの時期であった。

昭和32年4月、当時の菅文学部長や史学科の諸先生の御好意で、文学部史学科での考古学、および博物館講座の科目をもつということで専任講師に採用していただいた。それから十数年、博物館講座—博物館学講座—学芸員課程という推移の中で、ずっと関係し、時には主任としてその運営の責をおって来た¹⁾。

[略]

II 草創期 博物館講座のころ 昭和27年~31年度

昭和24年1月26日未明、法隆寺金堂火災が起ったことを契機に、それまでの文化財に関する諸法令を統合し、「文化財保護法」が制定されたのは、翌25年5月30日であった。ところが、文化財を多く収集・保存・展示する博物館については、図書館が明治時代に「図書館令」が公布されていたのに対し、全く法的には放置されていた。これに対して、日本博物館協会を中心として「博物館法」制定運動が起り、それが効を奏し、昭和26年12月1日「博物館法」が制定され、翌27年10月4日に「施行規則」が公布された。同法制定について最も精力的に活動されたのは、日本における「博物館学」の父故棚橋源太郎先生であった²⁾。

本法では博物館の要件として次の4点を第12条にあげている。

①資料 ②学芸員 ③土地・建物 ④年間150日以上の開館

さらに、学芸員は第5条の一に、「学士の称号を有する者で、大学において文部省令に定める博物館に関する科目を修得したもの」と記されており、「施行規則」の第一章には、「大学において修得すべき博物館に関する科目の単位」として①博物館学 4単位 ②教育原理 1単位 ③社会教育概論 1単位 ④視聴覚教育 1単位 ⑤博物館実習 3単位 と定めている。

ところが法制定の時点において、科目を開講している大学は一校もなかったのである。困った文部省では、当時、日本博物館協会理事、民族学博物館長として法制定を積極的に推進された宮本馨太郎教授に、是非本学で開講してくれるように³⁾に⁴⁾従⁵⁾憑したという。宮本教授は、文学部教授会の承認をうるとともに、菅文学部長、秦総務部長、松本教務課長と協議をし、同27年10月に開講した。その担当者は次のようであった。

博物館学	宮本馨太郎教授
教育原理	内田安久教授 鈴木敦省助教授
社会教育概論	内田安久教授
視聴覚教育	田中省吾講師
博物館実習	未開講（民族学博物館で実習）
考古学	駒井和愛講師
民俗学	宮本馨太郎教授
地学概論	石島涉教授

受講生は7名、教務担当は樋口えみさんと、翌28年3月の最初の卒業生は1名であった。

翌28年4月、宮本教授は故棚橋源太郎先生を講師として招聘し、当時、日本で

第5章 立教大学

唯一の法による学芸員養成の講座の充実・強化を行われた。

そのころ東京大学にいた私は助手として文学部列品室の管理にたづさわっていたが、相当施設指定についての文部省よりの照会があったことなどから、27年7月～9月に亘って、東京芸術大学での第1回学芸員講習会に出席せしめられ、さらに唯一人の再履修生として翌年に再び第2回講習をうけた。

この講習によって北は北海道から南は九州の多くの現職の博物館長、博物館行政担当者に面識をうけることができたと同時に、人文・自然両科学に亘る諸講師の講義は、狭い考古学の世界しか知らず、東大オンチであった私には、いわば応用考古学的視野への関心をよびおこさせ、その後の研究や現在の物の考え方にも、それらの方々の学恩ははかりしれないでもがある⁽³⁾。

しかし、当時はまさか今日のように「博物館学」で身すぎ世すぎをするようになるうとは夢にも思わなかったのである。

棚橋先生が本学に出講されたのは87才の御老齢ではあったが、非常にお元気で講義や、また毎週土曜日の見学にも壮者をしのご御様子であった。その頃は学生も少なかったのも、先生はお宅に学生を招かれ、自ら庭で作られた果物などを御馳走されたという。一方私は非常勤ではあったが、昭和30年暮から行われた、旧セントポール・グリーンハイツ内の遺跡調査を契機として31年に再開された、当時文学部研究室であった2号館一階奥の史学科標本室内に机を与えられ、それまでの標本類や、出土品などを、31年5月に嘱託となった川村喜一君（現早稲田大学助教授）と共に整理、報告書出版の仕事にあたり、史学研究会の諸君と小発掘をしたり、実習の指導にあたりしていた。思えば牧歌的時代であった。

〔略〕

〔注〕資料本文中の註は省略した。

中川成夫「学芸員課程20年の歩み—私の回想—」『MOUSEION 立教大学博物館研究』第19号 学芸員課程・中川成夫 1973（昭和48）年6月30日

〔立教大学学校・社会教育講座所蔵〕

資料4 学校・社会教育講座（仮称）設置にかんする資料〔1966（昭和41）年〕

一、学校・社会教育講座とはなにか

現在、本学には学校教員を志望するもののために、教職課程（文学部所属）がおかれており、所定の単位を履修したのものには、中学校一級、高等学校一・二級、および小学校二級の各教員免許状が与えられることになっている。一方、博物館の館員（学芸員）を養成する博物館学講座（文学部所属）も設置されており、従

来両者はその性質上、密接なつながりを保ってきた。

今回、両者を統合し、さらにこれに新しく図書館司書および社会教育主事を養成する課程を付設し、総称して「学校・社会教育講座」（仮称）とする。

学校・社会教育講座は、つぎのような部門と課程からなる。

一、学校教育部門

1、中・高校教職課程 2、初等教職課程

二、社会教育部門

1、学芸員課程 2、司書課程 3、社会教育主事課程

二、講座設置の理由

本講座は、学校教育ならびに社会教育関係の専門職員を養成するものであり、したがって各課程は相互に関連しあい、また学科目なども重複する場合が多い。本講座の実現はこうしたためにも必要であるばかりでなく、事務機構の煩雑をはぶき、また学生に各種の資格を取得させる機会を与える結果ともなろう。

三、新設課程の必要性

近時、博物館学講座の修了者の就職先をみると、博物館以外に諸会社の資料室・図書室・編集室などに勤務するものが少なくない。このため、司書的あるいは社会教育主事的な能力と資格をあわせそなえていることが有利である。

また、女子の場合、図書館司書は好ましい適性な職種であり、現在それを望む本学の学生は、他大学の講座を聴講し、資格をとっている状態である。さらに、社会学部の厚生福祉課程・職業指導課程などの卒業生は、今後公民館などの社会教育的施設で活躍することが多いと思われるが、そのさい社会教育主事の資格を有していることが必要であることは、いうまでもない。

また、教員志望者が司書（あるいは司書教諭）の資格をもっていることは、就職のさいに有利であるとされている。

四、講師・財政の問題

本講座の設置にあたっては、開講科目の大部分を本学の現任教員、図書館関係者で担当することが可能であり、学外から非常勤講師五名を補充すれば十分である。また、多数の受講希望者が予想されるので、大学当局の財政的負担はほとんどありえないと思われる。

五、開講予定

本講座の開講は、昭和四十二年四月の予定である。

六、受講料

受講料については、教職課程、博物館学講座に準ずる。詳細は追って定める。

第5章 立教大学

学校・社会教育講座（仮称）規定（案）

- 一、本講座は、学校教育部門（初等教職課程、中・高校教職課程）と社会教育部門（学芸員課程、司書課程、社会教育主事課程）からなり、学校・社会教育講座とよぶ。
 - 二、本講座は文学部に所属し、文学部長が管理する。
 - 三、本講座は文学部長を委員長とする学校・社会教育講座委員会（以下、委員会とよぶ）によって運営される。
 - 四、委員会は、本講座の必修科目の授業を担当する本学専任教員、および各学部長（一般教育部長を含む）、教務部長、図書館長、もしくはその代理者より構成される。また、委員会には委員長の指名による運営委員若干名をおく。
 - 五、学校教育部門ならびに社会教育部門の両部門には、委員長の指名による主任各一名をおく。主任は委員長を補佐し、業務運営の責任を負う。任期は委員長の在任中とし、重任は妨げない。
 - 六、委員会は必要と認めるとき随時これを開催し、つぎの事項についての審議をおこなう。
 - 1、学科課程の編成
 - 2、各種資格の判定
 - 3、聴講資格の認定
 - 4、人事
 - 5、予算
 - 6、その他
 - 七、委員会の審議事項のうち、人事ならびにその他の重大事項については、文学部教授会の承認をうるものとする。
 - 八、本講座には、専任教員、助手、副手、および技術職員各若干名と、各課程研究室・実習室・付属博物館・その他必要な諸施設をおくものとする。
- 学校・社会教育講座（仮称）の設置にともなう本学学則一部改正（案）

〔略〕

〔学校・社会教育講座（仮称）設置にかんする資料〕〔1966（昭和41）年〕

〔立教大学教務部学校・社会教育講座課所蔵〕

第3節 大学院の設置と研究活動

新制大学の発足に伴って、1951（昭和26）年には英米文学専攻（修士）、経済学専攻（修士）が、ついで1953（昭和28）年には英米文学専攻（博士）、原子物理学専攻（修士）が次々に誕生し、現在では文学研究科に9専攻（博士前期・後期）、経済学研究科に2専攻（博士前期・後期）、および理学研究科に4専攻（博士前期・後期、生命理学専攻のみ修士）を開設している。

大学院の研究教育設備は学部へ継ぎ足した設置方式であるため、現在においても不十分である。

修士課程は学部教育の補完と、より高度な専門教育を目指すためのものであり、博士課程は研究後継者の養成と学術的研究の深化・創造に関わる機能を持つべきものであると1971（昭和46）年に、中央教育審議会の提案がなされ、本大学院においても弾力的に運用してきた。1976（昭和51）年度からは本学修士・博士の2課程は、それぞれ博士課程前期課程・博士課程後期課程となった。

その後1989（平成元）年、大学院設置基準等の改正に伴い、大学院はそれぞれの目的によって多様化された教育・研究を推進し、高度化及び活性化をはかり生涯学習体系への移行に伴い、社会に開かれたものとして機能する必要があるとの提言に従い、本大学院でも社会人に門戸を開いた。しかし、社会人向けのカリキュラム、昼夜開講、社会で活躍した経験に基づく単位の評価等が十分整備されていないため、入学者は少数である。

また東南アジア圏ことに韓国、中国を中心とした国々からの留学生も増加の傾向にあり、彼らに対する経済的支援は徐々に改善されてはいるが未だ十分とはいえない。（堀内 昭）

（1）文学研究科

文学部で研究科が最初に設置されたのは、本学が大学令に基づく大学として認可された1922（大正11）年の9月のことである。

新制大学のもとで大学院がスタートしたのは、1951（昭和26）年である。この年4月に、立教大学大学院のもとに、英米文学研究科修士課程が経済学研究科修士課程と並んで開設されている。続いて同研究科に博士課程が設置されたのは2年後の1953（昭和28）年4月である。1954（昭和29）年4月には、文学研究科に組織神学、応用社会学、西洋史、応用心理学の4専攻の修士課程が設置され、大学院における研究と教育の充実が一段と促進された。なお同時に、英米文学研究科は文学研究科に名称変更となった。

1969（昭和44）年度に展開されたいわゆる文学部紛争では大学院生の多くも中心メンバーとなってその運動に加わった。

1976（昭和51）年度の史学専攻博士課程（後期課程）の設置（従来からの西洋史専攻、日本史専攻に東洋史を加えて改組のうえ新たに発足した）をもって、その後1997（平成9）年度まで継続されている9専攻（組織神学、日本文学、英米文学、ドイツ文学、フランス文学、史学、地理学、心理学、教育学）の体制が整

第5章 立教大学

った。

(松平信久)

資料1 〔大学院英米文学研究科・経済学研究科設置認可〕〔1951（昭和26）年〕

校管第355号

立教大学大学院設置者

学校法人 立教学院

昭和25年11月30日付で申請のあつた立教大学大学院設置のことは、大学設置審議会の答申に基いて、学校教育法第4条により、下記のように認可します。

昭和26年4月5日

文部大臣 天野貞祐 ㊟

記

1. 名 称 立教大学大学院
2. 位 置 東京都豊島区池袋3丁目1.272番地
3. 研 究 科 英米文学研究科 英米文学専攻
経済学研究科 経済学専攻
4. 開設する／課程 修士課程
5. 修業年限 2年
6. 開設時期 昭和26年度
7. 設置認可条件

(1) 経済学関係の図書及びバック・ナンバーを増強すること。

大学院の設置につき、審査した事項については、必要に応じその実施につき報告を求め又は大学設置審議会において調査することがある。

なお、

- (1) 博士課程を設ける場合においては、文部大臣に申請の上大学設置審議会において、更めて審査を受けなければならない。
- (2) 研究科または専門課程を増設もしくは変更する場合は、大学設置審議会の審査を受けなければならない。

備考

- (1) 修士の種別については、おつて決定する。

〔大学院設置認可書〕1951（昭和26）年4月5日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 立教大学大学院入学者数調 [1951 (昭和26)年]

立教大学大学院入学者数調

区分 研究科 種別等	昭和26年度			昭和25年度	現在学生 総 数
	入学定員	入学志願者数	入学者数	入学者数	
英米文学研究科	20	10 (2)	10 (2)	-----	10
経済学研究科	60	55 ()	52 ()	-----	52

合 計	80	65	62		62

〔昭和二六年度学生数調について〕1951 (昭和26)年6月20日

〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

資料3 大学院専攻増設及び研究科の名称変更について [1954 (昭和29)年]

校大第133号

昭和29年3月20日

学校法人

立教学院理事長 殿

文部事務次官

田中 義男 印

大学院専攻増設及び研究科の名称変更について

昭和28年10月31日付で申請のあつた立教大学大学院専攻増設及び研究科の名称変更のことは、大学設置審議会に協議しましたところ、下記のように増設及び変更してさしつかえないことになりましたので、その運営および増設条件の履行については、遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1. 増設の研究科専攻	入学定員
文学研究科中 組組 ^(マ) 神学専攻 (修士課程)	5名
応用社会学専攻 (修士課程)	20名
西洋史専攻 (")	5名
応用心理学専攻 (")	10名
経済学研究科 経済政策専攻 (博士課程)	5名
理学研究科中 化学専攻 (修士課程)	8名

第5章 立教大学

2. 名称変更の研究科

文学研究科 (旧英米文学研究科)

3. 修業年限 修士課程 2年以上

博士課程 3年以上

4. 開設年次 修士課程 第1年次

博士課程 第1年次

5. 開設時期 昭和29年度

6. 増設条件

- (1) 校舎を予定通り増築すること。
- (2) 各部門にわたり専門図書及びバツクナンバーを増強すること。
- (3) 新たに研究科、専攻を増設し、または既設の研究科、専攻等を変更しようとする場合は、文部大臣に協議すること。

なお、大学院の設置につき、審査した事項については、必要に応じその実施につき報告を求め、または文部大臣において調査することがある。

備考

1. 応用心理学専攻の実験施設の増強が望ましい。
2. 応用社会学専攻の社会調査室の設備を充実することが望ましい。
3. 応用社会学専攻の必修科目に「社会学基礎理論特講」(又は演習)を設けることが望ましい。
4. 経済政策専攻については、統計学、貿易論及び工業政策の科目を担当する専任教員を置くことが望ましい。又下部組織を補強することが望ましい。
5. 化学実験用の水道の加圧装置を設けることが望ましい。

「大学院専攻増設及び研究科の名称変更について」1954(昭和29)年3月20日

[立教大学経済学部所蔵]

資料4 大学院文学研究科ストライキ宣言 [1969(昭和44)年]

大学院文学研究科ストライキ宣言

仏文科学生によって火蓋が切られた文学部^(マ)斗争は、多くの主体的学生の結束のもとに既に二ヶ月以上を経過し、今なお大衆団交に集約されて存続している。

文学部斗争^(マ)に決起した我われ院生・学生は、仏文科事件及びその後における文学部教授会構成員の研究者・教育者・管理者としての姿勢・体質を問うことから出発した。これまでの四回に亘る大衆団交での追求によって明らかになったように、教授会構成員は、仏文科事件を発端とする過程での教育者管理者としての自

己の無責任性・無自覚性を言葉の上では反省しつつも、実践の契機を内包した自己批判を意識的・主体的に行なおうとはしていない。このような教授会構成員の没主体性・無責任性は「教授会の自治」の名の下での制度的保障（さまざまな法律、規則、慣行）によって培養され拡大再生産されてきている。教育者・管理者としての自己批判を行なうということは、現在の我国の教育行政の下では、学部（マツ）の管理・運営権を全て否認し、従来の教授会制度に固執する者と闘うことを意味するものである。学生に対する武器を保持したまま、学生と連帯することも、大学を変革することも不可能である。

更に悲劇的なことは、教授会構成員が己の学問研究そのものが問われていることを認識していないことである。各教授のなかにおける研究者・教育者・管理者としての側面は、三位一体として分かち難く結びついている。従来、教育者・研究者としての没主体性・無責任性を許してきた教授の学問研究は、一体如何なる主体性・知的誠実性を有すると主張しうるのであるか。今や、各教授は、歴史的・社会的現実のなかにおける己の「研究」の社会的位置・役割、現存の学問体系のなかでの己の個別科学の位置・役割、己の＜専門経営＞と主体性の関係等々を自ら根底的に「告発」することなしに、研究者・教育者たりえない。教授会構成員は、一人の人間として、一人の研究者として知的誠実性・責任性の本質を探求することなく、厳然とした重みもない言葉のみの「自己批判」と制度的改良をもって、松浦「超近代」化路線の下に済し崩し的に「正常な授業」＜没意味的専門経営＞のなかに復帰しようとしている。我われは、今問われている問題の本質を隠蔽する役割を果すこの無責任な復帰（意識的であれ、無意識的であれ）を、重大な「知的」犯罪であると看做すものである。我われは、あらゆる専門的権威、「学問」的権威、知識、＜没意味的専門経営＞に対する憧憬も、尊敬も拒否している。我われは、現存の「学問研究」及びこれを支えこれと相関関係をなす立教大学の管理・運営制度の根底的批判 — 解体の過程からのみ新たな学問研究を追究できると考えている。

我われの運動は、全国学園斗争（マツ）と連帯して現在の大学の位置・機能・役割を根底的に問う性格を内在している。この我われの歴史的運動に対し、政府・文部省当局は、收拾・弾圧を一貫して行使してきている。また「大学人」たる立教大学当局は、政府の「大学立法」に応じる内容の「(秘)文書」をさえ、自ら作成している。「大学立法」に対する加藤一郎や大須賀潔、あるいは、法・経両教授会の抗議、反対は、我われを含めた全国の学園斗争（マツ）が提起している大学の本質的問題を捨象したところでの「大学自治」「教授会自治」の幻想的観念に立脚するも

第5章 立教大学

のにすぎない。

学生の内部においても、日共＝民青は、首尾一貫して我われの運動に対し敵対・妨害策動を続けている。彼らは、仏文科事件の本質を認識することさえできず、仏文科斗争^(マ)に決起するどころか大衆追随主義に拠って我われの運動の中傷・誹謗に努め、我われの運動の成果を教授会民主化・学園民主化の要求に歪曲・墮落させようとしている。我われの根底的問題を理解することもできず、教授会構成員の管理者としての存在を否定することもなく、研究者・教育者としての責を問うこともなく「民主的」「進歩的」「良心的」教授とアベック斗争^(マ)をめざすことは、従来の「大学自治」「教授会自治」及びそれらの「継承と断絶」の上に立つ近代化路線の補強・強化運動にすぎないであろう。

我われ主体的学問研究を志す学徒は、以上のような立場に立って当面、文学部の全ての機能を停止させ、従来の自らの姿勢を徹底的に糾弾しつつ、研究者・教育者・管理者としての教授会構成員の体質を根底的に告発し、彼らの徹底的自己批判を促すことが急務であると考える。

我われは、各教授が、学問研究者としてのこの本質的過程を経ることなしに日常的専門経営に復帰することも、また、我われ自身が自ら問題提起を实践することなしに旧来の「研究」に従事することを峻拒し、ここに一ヶ月のストライキを宣言する。

一九六九年六月十三日

立教大学大学院文学研究科院生
ストライキ実行委員会

スローガン

- 一、文学部斗争勝利・団交貫徹！
- 一、現行立教大学制度粉碎！
- 一、一切の取捨・弾圧策動（(秘)文書、日共＝民青路線）粉碎！
- 一、大学立法粉碎！

立教大学文学部『文学部資料集第一・二部（1969～78年度）』立教大学文学部研究センター 1979（昭和54）年 17～19頁

[立教大学文学部所蔵]

資料5 文学研究科説明会 塚田文学研究科委員長の提言〔1975（昭和50）年〕
文学研究科説明会
塚田文学研究科委員長の提言

文学研究科はご存じの通り、文学部の上に、といたしますか、それを基礎にして

成立しているわけでありますから、どういう風に文学部と文学研究科を我々が位置づけてきているかというようなことから、少しお話をさせて頂きたいと思いません。

一九六九年に大学紛争が起きて、文学部はそれを契機にカリキュラムをかなり大きく変え、またその時から大学院をどう風に位置づけるかを検討し、それを通して文学研究科のいろいろなカリキュラムの改訂を行ってきたのであります。

従来、文学部では、狭い範囲での専攻領域というようなところでとどまってそれを研究していくということに非常に強調点が置かれ、そういうことの中から一種のセクショナリズムであるとか、タコツボ的研究の傾向が見られ、それがまたアカデミズムであると考えられてきましたが、それを克服しようということが主として六九年の改訂の中に大きく出てきた課題であったろうと思います。これが一つには文学部のカリキュラムの中でのいろいろな共通科目や類別科目の設定となり、こうして広い視野に立って自分の専攻を研究していくことが一方で強調され、同時にそういう広い視野に立つ専攻分野における研究ということは、これまで狭い専攻分野に閉ざされてきた領域を広げて学際的な課題をも発見していく、そういう土台をつくり上げて行くのが文学部カリキュラムの骨子になってきているかと思えます。文学研究科における研究あるいは教育は、このような文学部の考え方の上に立っていると申し上げてよいと思えます。

さて、文学研究科では、一人の人間の中にも必ずしも一つの方向ということだけでなく、色々な面が絡み合っているかと思えますが、敢えて分けてみれば、文学研究科で行なわれている研究・教育目標、そしてまたその実情を見ますと、それは三つに分けて考えられると思えます。

第一に、それは学部レベルにおける学習を更に大学院の専攻領域において研究を深めていこうとするもの、語弊があるかもしれませんが、高度の教養とか、自分が志しているといいますか関心のある専攻領域をもう少し深めていこうとするものであります。これは学部からあがってこられる学生諸君のみならず、既に社会人になっている方が自分の教養を高め、あるいは自分の仕事に直接的に結びつかないにしても、多少それに関連してもう少し専攻領域での学習・研究を深めたいという形で大学院に入ってこられる方が最近増えて来ております。これが一つのタイプと言えましょう。

第二にあげられるものは専門職業教育、とでも言いますか、特定の専門的知識、それを将来の自分の仕事に生かしていきたい。こういうふうを考えて来られている方々がおられるんじゃないか、例えば修士課程を終えてから高等学校の教師に

なりたいというふうにお考えの人達もその一つの例ではないかと思えます。このように、自分の将来の職業と結びつけながら専門的な知識の修得、あるいは研究を行ないたいという人達を我々が受け入れてきたわけです。

第三に、文学研究科の役割ということで私達がうけとめてきたことは、将来大学であるとかその他の研究機関での研究者として立っていきたいと願っている人達を受け入れてきました。文学研究科は今まで申し上げました三つの役割を私達の研究科の責任、教員の責任として受け止めて参りました。

このことは今度の学則改訂にあたって私達は変えていない、そして今後もその点において私達の役割として受け止めていこう、こういう風に考えているわけです。文学研究科はそういう意図のもとで、過去色々な学部の改革と同時に研究科におけるさまざまな改革をして参りました。

その一つは読書室あるいは資料室というふうなものを空間的に広げて、要するに学生の研究室空間というふうなものを出来るだけ広げる努力をしてきました。皆さんは当然とお思っているかもしれませんが、これは他の学部をご覧になればおわかりになると思うんですが、文学部はそのために従来の教員個人研究室であったものを縮小したわけです。現在個人研究室は一つもありません。全部教員は同居といいますか、場合によっては四人あるいは六人の共同使用という形にして、そしてその浮いた部分を学生諸君との協同的営為の場としての空間というふうにしてきたわけです。確かにそれにもかかわらず大学院生の研究の場というものが決して充分であるというふうには考えておりませんが、色々な議論を踏まえて私達の持っているもの、またその中で出きるものをさいて、研究空間を広げてきたわけです。このことで教員自身の研究空間が残念ながら非常に狭められたわけですが、こういった努力を私達はしてきました。

また第二にあげたいことは、入学試験制度ですが、文学研究科では他の所では見られない共通試験というものを行なってきました。皆さんもそれを受けておいでになったわけですが、共通論文とか共通外国語というものが設けられました。これも従来は、特定の専門領域についてのテストを行なって、それで能力があれば入れてきたわけですが、先程申し上げた文学部の考え方、広い視野に立つ専攻、あるいは学際的な課題の発見というものをめざす、そういった基礎教育、またそういった学際的な課題を発見していく能力の開発、こういうことを考えていく時に必ずしも専攻領域だけに限られた知識とか能力だけではなくて、もう少し広い視点から能力を試し、また将来の研究科において貢献して頂きたいというふうなことから、入学試験に共通論文・共通外国語というふうなものを採用するようにな

ってきたのであります。このことによって研究科全体のある一定程度の学力を保つと同時に、潜在的な能力と言いますか、必ずしも特定の領域に秀でているようにその段階では思えなくても、将来潜在的な能力があるというようなものを発見していきたい、あるいはバランスのとれた広い視野にたつ能力を見つけ出そう、こういう試みを入試制度の中で反映させてきたわけです。

それから第三に指摘できることは、博士課程に予備論文制度というものを設けてきました。これもまた、恐らく日本の大学ではあまり見られない制度だと思うわけですが、従来博士課程というのは、ことに文学部ではこの課程の在籍中に論文を書いて博士号を取って出ていくという方がなかなか出てこない。これは文学研究科の特殊性と言いますか、かなり長期間の訓練というものが必要とされている、その学問的性質とか、色々なことがあろうと思いますが、実際には論文を完成していくことがなかなか難しい。私共はただ単に単位取得で満足するようなことではなくて、やはり真にこの博士課程を終了する^(卒)というか、完結するという意味での博士論文を書いて出すということを積極的に勧め、また指導していきたいと考え、そういった論文を実際に書いていくための訓練と指導を行ない、これを通して学生諸君も論文を書くように励まされて行くということを期待して、予備論文制度というものを設けてきたわけです。

それから第四に、文学研究科では現在他の学部では残っているわけですが、大学院学生のいわゆる院生副手、あるいは助手と呼ばれているものを廃止してきました。我々は高度の専門領域の研究あるいは教育、あるいは後継者養成を、従来いわば徒弟的に行なわれてきたそういう副手あるいは助手制度というようなものではなくて、新たに新制大学によって位置づけられてきた大学院というものにもっと力を注ぐべきであると考えております。またこの制度には、たとえば学生身分と教員身分とが兼ねられるというような不合理な点もいろいろあったわけですが、そういったものを廃止し、そして大学院こそ先程申し上げてきた役割を果たす場所である、あるいは後継者養成の場所でもある、こういう位置づけに基づいて、文学研究科では副手・助手が学生身分を兼ねるということをやめてきたわけです。

以上に申し上げてきたことを、私共は今回大学院の設置基準の改訂ということの中で、どのように受け止めているかと申し上げますと、基本的な線において私達は変わることがない、と考えているわけです。具体的にはどのように制度が変わってきたかということについては、私のあとで平井先生に説明をして頂きたいと思いますが、一つの大きい改訂は、博士課程の前期・後期を置くというふうに新

しい制度上の位置づけをおこなう点だろうと思います。特に、この博士課程の後期の方では、単位制というものがなくなって、論文一本にしばられるようになってきています。これについて、この改訂は理工系の大学院を何か主眼にしたものではないか、という考え方もあります。しかし、私達は先程申し上げたように論文を書くということは、やはりこの博士課程後期、従来の博士課程において私達が強調したことであり、そしてそのことは予備論文制度ということで実現しようと努力し、あるいはそれを強調してきたわけで、基本的には変わっていないと言えましょう。おそらく予備論文制度というのは文学研究科において、今後内規という形で残していくような方向を私達は考えておりますが、そういう仕方、そしてまた、その他論文指導ということの中で、できるだけ従来に劣らぬより優れたこの博士課程といえますか、研究科の研究教育活動を充実させていきたいという風に考えております。

文学研究科の今後の課題は、この新しい改訂基準にそってカリキュラムを新しく作りなおすことであります。ある程度ものは既に考えてきているわけですが、特に博士課程後期の課程をどのように運営していくのか、という点は私達にとってもかなり大きな問題になっております。この点については、おそらく皆さんの中からも質問・意見があるのではないかと考えております。ただ、ここで一つ申し上げておきたいのは、今回の学則改訂にあたって文学研究科の中で史学専攻を新しく改組することを考えている点であります。従来修士課程は史学専攻、博士課程は西洋史と日本史というように二つの課程に分れるという形になってきているわけですが、今回学則の改訂にあたって次のような制度改革を考えております。すなわち、実際には東洋史を専攻される先生もおられるし、また修士課程の学生の中でもそれを専攻されてきた方もおられるわけですから、このさい東洋史研究の博士課程レベルの設置を考えていきたいという発想と同時に、歴史学というものの課題を考えますと、必ずしも西洋史、日本史、東洋史というふうに分離させることよりも、先程申し上げました、特に学際的な課題といえますか、歴史学全体の展望の中で日本史、西洋史、東洋史、というものを位置づけていくことが今後一層強く期待されているんじゃないか、そういうことでこの博士課程を形としては従来の修士と同じ様に史学専攻というふうにとまとめ、この史学専攻の中で三つのコース、東洋史、西洋史、日本史の三つのコースが史学専攻の中で展開されていく、という形で学則の改訂をしていこうと考え、現在そのための手続をしている段階であります。まだ具体的な実現については現段階でははっきり申し上げることはできません。また、今後文学部の研究教育の諸条件といえますか、研究

第3節 大学院の設置と研究活動

教育の環境上の整備ということ私達もこれからの課題として充実させていきたいというふうに考えていますけれども、これは文学研究科だけでできるものではなくて、大学全体の中での位置づけ、あるいはまた予算的な措置というふうなことも必要とされます。それについては今後この必要性ということは私達も痛感しているわけで、今後も努力を重ねていこうと考えております。以上、私は、文学研究科の役割、あるいはこれまでとってきた改革といえますか、措置、そしてこれからの考え方としては基本的に従来に線にそってやっていきたいという姿勢について申し上げて来た次第です。あと設置基準に則して平井先生から更に詳しい説明をして頂きたいと思っております。

立教大学文学部『文学部資料集第一・二部（1969～78年度）』立教大学文学部研究センター 1979（昭和54）年 102～107頁

〔立教大学文学部所蔵〕

資料6 立教大学大学院文学研究科の課程の増設について（通知）〔1976（昭和51）年〕

校大第1の29号
昭和51年3月25日

学校法人

立教学院理事長 殿

文部省大学局長
佐野文一郎 閣

立教大学大学院文学研究科の課程の増設について（通知）

昭和50年11月29日付けで協議の立教大学大学院文学研究科の課程の増設は、別紙のとおり承認されましたが、下記の事項に留意の上、その実施に遺漏のないよう願います。

記

- 1 池袋校地狭隘を是正するための計画を早急に立て実施すること。
- 2 文学研究科博士課程西洋史専攻及び日本史専攻は昭和50年度限りで学生募集を停止し、在学生の修了をまつて廃止すること。

《別紙》

校大第1の29号
学校法人 立教学院

昭和50年11月29日付けで協議の立教大学大学院文学研究科の課程の増設を下記

第5章 立教大学

のように承認します。

昭和51年3月25日

文部大臣 永井道雄 印

記

1 研究科、専攻及び課程並びに学生定員

入学定員 収容定員

文学研究科 史学専攻 博士課程（後期） 6人 18人

2 修業年限 博士課程 5年（前期2年、後期3年）

3 授与する学位の種類

文学博士

4 開設時期及び開設年次

博士課程 昭和51年4月1日 後期第1年次

「立教大学大学院文学研究科の課程の増設について（通知）」1976（昭和51）年
3月25日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

（2）経済学研究科

立教大学大学院経済学研究科は、1951（昭和26）年度から修士課程（経済学専攻）、1954（昭和29）年度から博士課程（経済政策専攻）が開設され、今日に至るまで多くの優れた研究者を養成してきた。1994（平成6）年度には、高度職業人の育成という新たな社会的要請にも応えて、これまでの経済学専攻に加えて経営学専攻修士課程〔1996（平成8）年度には博士課程〕を設置した。研究諸条件の向上を求める大学院生の自治会活動も活発で、オーバードクター問題の解決のために、研究生制度の導入なども行われた。（老川慶喜）

資料1 経済学研究科学科目編成 [1952 (昭和27) 年]

経済学研究科学科目編成

第一学年 昭和二十七年度

学 科 目	単 位 数		担 当 者
	講 義	演 習	
経済学理論	四		宮川教授
価 値 論	四		山本教授
近代経済学		四	水田講師
経済史理論	四		松田教授
経済史方法論	四	四	児玉講師
日本経済史	四		楫西講師
アメリカ経済史		四	神野教授
財政学理論	四		藤田教授
地方財政論	四		藤田教授
金融理論	二		友岡講師
貨 幣 論	二		友岡講師
経済政策論	四		河西教授
交 通 論		四	大森講師
経 営 学	四		鍋島教授
会 計 学	四		品田講師
貿 易 論	二	二	上坂講師
統 計 学	二	二	森田講師
キリスト教社会思想史	二	二	高谷講師
地域研究 (アジア)	二		飯塚講師
地域研究 (ヨーロッパ)	二		喜多村講師

第5章 立教大学

経済学研究科学科目編成

第二学年 昭和二十七年年度

学 科 目	単 位 数		担 当 者
	講 義	演 習	
経済学史		四	宮川教授
恐慌論	二		山本教授
財政学理論	弐		藤田教授
地方財政論	弐		藤田教授
銀行論	二		友岡講師
経済政策論		二	河西教授
農業政策		二	河西教授
社会政策		四	隅谷講師
計画経済論	二		藤田教授
経営学		四	鍋島教授
配給論	二		向井講師
原価計算	二	二	品田講師
国際経済論	二		神野教授
統計学	二	二	森田講師
地域研究（アジア）	二		飯塚講師

〔大学院経済学研究科経済学専攻ガイダンス〕1952（昭和27）年6月6日

〔立教大学経済学部所蔵〕

資料2 大学院経済学研究科自治会「経済学部教授会への申し入れ—当面する院生の要求の実現のために—」[1969（昭和44）年]

経済学部教授会への申し入れ

—当面する院生の要求の実現のために—

一九六九年六月十三日

大学院経済学研究科自治会

一、自治会との話し合いについて

- ①、後に記す当面する院生の要求について検討され、それに対する教授会の見解ならびに教授会としての解決の方策を明らかにされたい。
- ②、①の内容については、早急に自治会との話し合い（教員・院生が全員参加するもの）を行い、その場において明らかにし、合意の事項は早急に

実施すること。

- ③、右の「話し合い」の運営に関しては、あらかじめ、双方の代表者間で打ち合せを行うこと。

二、当面する院生の要求

①、研究・生活条件

〈奨学金〉

育英会奨学金、学内奨学金は両者とも、現在の内容は院生の研究・生活条件の確立という点からみればきわめて不十分であり、抜本的な改善が必要である。

当面、両者とも（イ）、給与に一本化すること、（ロ）、一人当りの額を一万五千元以上に増額すること、（ハ）、希望者全員に行きわたるだけの予算を組むこと、が必要である。特に学内奨学金については、即時実現されるべきである。※

〈授業料〉

本来的には撤廃されるべきものである。

当面、オーバー・マスター、オーバー・ドクターの授業料（半額）は即時撤廃すべきである。

〈施設〉

自治会室、研究室（個人専用の机・ロッカーなども含む）は、研究・生活条件の中でも中心的なものでありながら、いまだに“無い”ことはきわめて重大である。早期に保障されるべきである。

〈施設・備品の利用〉

・図書館書庫・研究室資料室・図書室の利用に関して院生に伴う諸制限を撤廃し、自由な利用を保障すべきである。

・印刷室の利用についても曜日、時間の制限、手続きの制限（指導教授の印鑑が必要）を撤廃し、自由な利用を保障すべきである。

また、院生に対するコピー・サービスを実施すべきである。

・大学院読書室については、研究室が保障されていないこととも関連して、利用時間の延長—午後九時まで—が必要である。それに伴う体制を確立すること。また夏休み中の利用を保障すること。

購入図書は、現状では、利用できるまでに一ヶ月以上かかっているが、これを早期利用が可能な体制を確立すること。

※奨学金の選考の際には、担当教員、自治会執行部、出願者の間の話し合

第5章 立教大学

いを行うこと。

②、教育内容、カリキュラム

〈単位制〉

現行の内容では、個々の専門分野の講座数が少ないことから、“単位のために”ということで、要求に合わない講座をとらなければならないという事態があらわれている。

当面の（イ）講座を充実させること—具体的には履習科目の空白を埋めること、（ロ）今年度日課表を完全実施すること、は最低限実現することが必要である。

また、単位制については形式的処理が必要である。つまり必要単位の履習については、履習届の提出をもって処理し、実際には、専門分野の講義にのみ出ればよいという形を慣行化すること。

〈カリキュラム〉

検討中

③、指導教授制、助手・副手問題

検討中

検討中の項については、「話し合い」の場で、自由に意見を交換したいと思えます。

以上

〔昭和四十四年度 経済学部教授会記録要約〕

〔立教大学経済学部所蔵〕

資料3 大学院研究生制度についての考え方 [1988 (昭和63) 年]

大学院研究生制度についての考え方

88. 2. 11

1. 趣旨；

オーバー・ドクター問題の対策として考える。

2. 目的；

①研究活動の継続。

②研究生の身分を付与し、経歴の一つとする。

3. 指導教授；

指導教授を定め、その指導教授のもとで研究を行う。

4. 資格及び対象範囲；

①本学大学院の博士課程後期課程において所定の研究指導を受け、課程博

士の学位又は論文博士の学位を取得した者で研究を希望する者。

②本学大学院の博士課程後期課程において所定の研究指導を受け終え、在籍6年経過後に退学した者で研究を希望する者。

但し、上記①及び②とも専任の職務を持つ者は、除く。

5. 身分の取扱い；

正規の学生の枠外とし、聴講生、委託生に準じて扱う。

6. 在籍期間；

当該年度末までとする。

但し、更新を認める。

7. 選考；

研究生としての入学を希望する者があるときは、正規の学生の研究に支障のない範囲において、当該研究科委員会において選考の上、研究を許可する。

8. 研究施設の便宜供与；

研究に必要な図書・資料及び施設・設備の利用。

9. 納入金；

登録料 円（更新の際は改めて納入）。

10. 入学時期；

各学期の初めとする。

11. 取り扱い部署；

「大学院研究生制度についての考え方」1988（昭和63）年2月11日

〔立教大学経済学部所蔵〕

資料4 〔大学院経済学研究科経営学専攻修士課程設置の趣旨〕〔1993（平成5）年〕

〔略〕

（3）教育・研究上の特色

経済学研究科に増設する経営学専攻には次のような研究・教育上の特色をもたせたい。

1. 大学院が基礎研究を中心として学術研究を推進すると同時に、研究者の養成と高度の専門的能力を有する人材の養成の役割を担うものであることはいうまでもない。したがって本専攻では、これまでのアカデミズムの伝統と成果を継承し、経営学、会計学に関する優れた専門的研究者の養成を目指すと同時に、近年の急

第5章 立教大学

速な社会経済の変化と多様化のなかで社会的に要請されてきている高度な専門的知識・能力を有する職業人の養成をはかりたい。

2. 経営学専攻では、そのために次のような人材育成の目標からカリキュラムを展開したい。

- ①広い視野に対する基本及び専門的知識を有し、それを応用できる人材。
- ②積極的に問題を見出し、解決できる創造性豊かな人材。
- ③新しい研究分野に積極的に取り組み、その意欲と柔軟性をもった人材。
- ④国際化時代に対応できる国際的視野からの判断ができる人材。

以上の教育目標に従い、多数の経営学・会計学の専任担当者がマン・ツー・マン的にきめ細かな教育を実施したい。

〔略〕

「立教大学大学院経済学研究科経営学専攻修士課程設置協議書」1993（平成5）年11月30日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

（3）理学研究科

大学院理学研究科は、修士課程を1952（昭和27）年に申請し、原子物理学専攻〔1953（昭和28）年〕、化学専攻〔1954（昭和29）年〕、数学専攻〔1955（昭和30）年〕がそれぞれ新制大学発足後、早い時期に設置された。さらに博士課程は、原子物理学専攻〔1955年〕、化学および数学専攻〔1962（昭和37）年〕が順次開設された。理学研究科は一体となり、基礎研究を中心とした学術研究の推進と研究者や高度な専門的知識・能力を持った人材の育成を長期に渡り担ってきた。また1996（平成8）年4月には生命理学専攻修士課程を設置した。

大学院創設以来43年間に社会に送り出した修了生は、前期課程550人、後期課程は課程博士学位取得者123人、論文博士学位取得者150人である。修了生は企業、教育・研究機関、公務員等の各分野において目覚ましい活躍をし、社会に多大な貢献をしている。

近年、学術研究の著しい進展、技術革新の加速化、急激な社会経済の変化等を背景に、研究者や高度な専門知識や能力を持つ人材を育成する場として高等教育機関への期待が高まっている。このような状況を反映して、本大学院も前期課程への進学を希望する学生が増加しているため、1997（平成9）年から原子物理学専攻と化学専攻は定員を2倍に変更した。（堀内 昭）

資料1 大学院研究科（修士課程）および博士課程増設について [1953（昭和28）年]

校大第194号

昭和28年3月31日

学校法人

立教大学^{〔ママ〕}理事長殿

文部事務次官

西崎 恵 印

大学院研究科（修士課程）および博士課程増設について

昭和27年11月30日付で申請のあつた立教大学大学院研究科（修士課程）および博士課程増設のことは、大学設置審議会に協議しましたところ、下記のように増設してさしつかえないことになりました。よつて、その運営および増設条件の履行については、遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1. 研究科及び専攻

入学定員

英米文学研究科	英米文学専攻	（博士課程）	4
理学研究科	原子物理学専攻	（修士課程）	8

2. 修学年限 博士課程 修士学位取得後3年以上

修士課程 2年以上

3. 開設年次 第1年次

4. 開設時期 昭和28年度

5. 増設条件

- (1) 各研究科とも専門図書および学術雑誌を早急に増強すること。
- (2) 原子物理学関係の施設を至急整備すること。
- (3) 新たに博士課程、研究科、専攻を増設し、または既設の研究科、専攻等を変更しようとする場合は、文部大臣（大学設置審議会）に協議すること。

なお、大学院の設置につき、審査した事項については、必要に応じその実施に関する報告を求め、または文部大臣（大学設置審議会）において調査することがある。

備考

1. 経済学研究科の博士課程は成立しない。

「大学院研究科（修士課程）および博士課程増設について」1953（昭和28）年3

月31日

〔学校法人立教大学院本部事務局所蔵〕

資料2 大学院理学研究科委員会記録要約 [1957 (昭和32) 年]

大学院理学研究科委員会

記録要約

10月14日 (月)

協議事項

杉浦原子物理学専攻博士課程主任より連絡事項

2・3の官・公立大学大学院博士課程について調査した結果は次の通りであった。
東京大学

論文程度：物理学専攻

従来の博士論文の程度より低いということは決して謳はないが低くなると思う。大体の基準としては日本物理学会誌に出せるようなものを1つ出せばよい。論文としてはオリジナリティのあるもの或は学会に寄与する力作でもよい。

化学専攻

物理学専攻と同程度であるが、大学院在学中の学業成績も参考にする。

年限：大体3年〔化学〕～5年〔物理〕位が適当であろう。それ以上の年限にすると大学院の研究の続きと見做し難くなり、従来の論文博士と同じようなものになるう。

東京大学では程度も年限も未だ最終的決定の段階に至らないが、各官立大学大学院が集まって協議し、歩調を揃えようという話があり、上記はその協議のための案らしい。また、博士課程所定の単位を終了した者には就職を認め、就職してから論文を提出出来るとしている。

他に東京教育大学、都立大学〔生物〕について調査したが、教育大では他の官・公立大学との関係もあるので協議中であって論文程度も年限も未定であるとのこと。都立大学〔生物〕では博士論文を提出することを許可する試験を10月末に行い、その結果、論文提出資格を認められた者の提出期限は12月一杯で、論文審査結果発表は3月末日にしてはとの話もあるが、確定はしていないとの回答であった。

委員会では論文程度に関して、東京大学の日本物理学会誌に出せるようなもの1つという話は1つの考えの基準を示したようだが、これが出た経緯を知れば論文程度に関しての大体の様子が理解出来るという話があった。

協議の順序として先ず年限をきめ、次に論文程度について協議することにして、程度のきめ方に依って後から年限が動くこともありうるということにした。そして協議の結果、年限を5年以内と決定した。

杉浦主任は論文程度について立教大学大学院の他研究科を調査されたが、文学研究科、経済学研究科とも未決定の由であった。

河西経済学研究科委員長の話では東京大学大学院の経済学研究科では修士課程2年、博士課程3年、計5年以内で書ける程度の論文で良いということであった。これに依っても東京大学の博士論文に対する考え方が或る程度わかると思う。河西委員長はこれに関して立教大学大学院でも近々に各研究科の博士課程関係者で協議したいと述べられた。委員会ではこの論文程度について種々協議したが、結局本来の論文評価の基準であるもの、例えば

〔1〕オリジナリティがある。

〔2〕学会に寄与する処が大きい。

等で程度を評価することを原則とし、〔1〕、〔2〕のように幅のあるものを決定しておいて、細かい処は指導教授の判断（例えば物理学会誌に出せる程度）に委ねることが良い。また、提出期限は指導教授と論文提出者とが話し合っけてきめることに決定した。

以上

「大学院理学研究科委員会記録要約」

〔立教大学理学部所蔵〕

資料3 〔生命理学専攻修士課程設置認可〕〔1995（平成7）年〕

校高第8号

学校法人 立教学院

平成7年6月30日付けで協議のあった立教大学大学院理学研究科の専攻及び経済学研究科の課程の設置を、下記のように承認します。

平成7年12月22日

文部大臣 島村宜伸 印

記

1 研究科、専攻及び課程並びに学生定員

第5章 立教大学

		入学定員	収容定員
	理学研究科	人	人
	生命理学専攻 修士課程	15	30
	経済学研究科		
	経営学専攻 博士課程（後期）	5	15
2	修業年限		
	理学研究科		
	生命理学専攻 修士課程	2年	
	経済学研究科		
	経営学専攻 博士課程	5年	
3	授与する学位の種類		
	理学研究科		
	生命理学専攻 修士課程		修士（理学）
	経済学研究科		
	経営学専攻 博士課程（後期）		博士（経営学）又は博士（会計学）
4	開設時期及び開設年次		
	平成8年4月1日		
	理学研究科		
	生命理学専攻 修士課程		第1年次
	経済学研究科		
	経営学専攻 博士課程（後期）		第1年次
			[生命理学専攻修士課程設置認可書] 1995（平成7）年12月22日
			[学校法人立教学院本部事務局所蔵]

資料4 [収容定員増加に係わる学則変更に関する件] [1996（平成8）年]

学校法人立教学院第624回理事会議事録

[略]

10 議事

[略]

(2) 大学院理学研究科収容定員増加に係わる学則変更に関する件〔塚田理事提案〕

標記の件に関して塚田理事から「近年の学術研究の著しい進展、技術革新の加速化、急激な社会経済の変化等を背景として、学術研究の推進と研究者、高

度な専門知識と能力を有する人材養成の役割としての高等教育機関への期待が高まっている。特に、理工系大学院については、その重要性が一層増大している。このような大学院への期待の高まりに対して、理学部及び理学研究科では、教員研究組織、研究指導のあり方を中心に検討を行ってきた。その結果、本研究科が学術研究上の要請、人材養成に対する社会的要請等に応じていくため、質的な面と量的な面で充実を図る必要があり、理学研究科原子物理学専攻及び化学専攻の博士前期課程の収容定員の変更を行うこととした。変更の概要は、

	〔現行学則〕		〔変更後の学則〕	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
原子物理学専攻博士前期課程	8名	16名	20名	40名
化学専攻 博士前期課程	8名	16名	20名	40名

であり、変更後の学則の施行日は、1997年4月1日を予定している。その他詳細は議案添付資料第2のとおりである。審議願いたい旨の提案があり、審議の結果、これを承認した。

〔略〕

〔学校法人立教学院第624回理事会議事録〕1996（平成8）年9月12日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

第4節 高等教育の拡大と立教大学

高等学校に直接に続く一般教育と専門教育の機関としての新制大学。これが戦後日本が選び取った新制大学の特質であった。しかし戦後20年間ほどは、旧制時代とさほど変わらない数の学生たちが新制大学の門をたたいた。だが1965（昭和40）年度から高校卒業者数は急増し、並行して短大・四年制大学進学率も上昇の一途をたどる。高度経済成長を背景にした高等教育の爆発が始まったのである。本節ではこのような趨勢に一步先がけて立教大学に設置された、社会学部〔1958（昭和33）年設置〕、法学部〔1959（昭和34）年設置〕および大学院研究科の資料を収める。これら2学部は立教大学がいわゆる総合大学としてますます形を整えるきっかけをなしたとともに、その後の量的拡充を支える有力な基盤となるものであった。

（寺崎昌男）

（1）社会学部・社会学研究科の設置

1947（昭和22）年4月に文学部に「社会科」が開設されたが、1952（昭和27）

第5章 立教大学

年頃から社会科を「社会学科」へ、さらには「社会学部」を作ってはどうかという動きがあらわれ、1955（昭和30）年4月に「社会学科」に改称された。社会学科は1958（昭和33）年3月をもって廃止され、同年4月に社会学部社会学科が新設された（資料1～3）。初代社会学部長淡路円治郎教授は、新学部設置に際して、「社会科」の発足とその理念、社会学部設置の理由等について述べている（資料4）。

また、1954（昭和29）年4月に大学院文学研究科に「応用社会学専攻修士課程」が、1956（昭和31）年4月には同研究科内にわが国最初の「応用社会学専攻博士課程」が設置された。同専攻は、1960（昭和35）年3月をもって廃止され、同年4月より大学院社会学研究科「応用社会学専攻修士・博士課程」として発足した。

社会学部には、1964（昭和39）年に産業関係学科（資料6，7）、1967（昭和42）年に観光学科（資料8，9）と、ともにわが国初の学科が増設され、3学科体制がスタートする。そして、学部開設40周年にあたる1998（平成10）年、観光学科はわが国初の「観光学部」として、社会学部より巣立つこととなった。

（橋本俊哉）

資料1 〔社会学部社会学科増設認可通知〕〔1958（昭和33）年〕

校大第20号

学校法人 立教学院

昭和32年9月30日付で申請のあつた立教大学学部増設のことは、下記のとおり認可します。

昭和33年1月10日

文部大臣 松永 東

記

入学定員 総定員

1. 増設学部 社会学部社会学科 150名 600名
2. 位 置 東京都豊島区池袋3丁目1.272番地
3. 修業年限 4年
4. 開設年次 第1年次、第2年次、第3年次、第4年次
5. 開設時期 昭和33年度
6. 共通条件

（1）新たに学科（専攻を含む）を増設し、または既設の学部学科（専攻を含む）、学生定員を変更しようとする場合は、当分の間文部大臣に協議すること。

(2) 教員組織については、これが充実にいたるまで、当分の間文部大臣に協議すること。

以上大学の目的使命を達成するため必要な整備拡充を行うこと。

なお、教員組織、学科履修方法、施設、設備その他について報告を求め、必要がある場合には、文部大臣として審査し、変更を求めることがある。

備考

文学部社会学科は、昭和32年度限り廃止すること。

〔社会学部社会学科増設認可通知書〕(写) 1958(昭和33)年1月10日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 〔社会学部開設時の専任教員と専攻分野〕〔1958(昭和33)年〕

〔略〕

学部長	教授	淡路円治郎(産業関係)
学科長	教授	小山 栄三(新聞・広報)
	教授	森脇 要(厚生福祉)
	〃	大内 経雄(産業関係)
	〃	藤本 喜八(職業指導)
	〃	大島 多称(厚生福祉)
	助教授	平井隆太郎(新聞・広報)
	〃	武沢 信一(産業関係)
	〃	杉 政孝(自由)
	〃	牛窪 浩(厚生福祉)
	〃	野田 一夫(産業関係)
	専任講師	土方文一郎(産業関係)
	助手	清水 忠義
	副手	三和 治
	〃	内山 五郎

牛窪 浩「社会学部のあゆみ」『応用社会学研究』第1集 立教大学社会学部研究室 1958(昭和33)年6月20日 191頁

〔立教大学社会学部所蔵〕

資料3 〔社会学部開設時の履修科目〕〔1958(昭和33)年〕

第4節 高等教育の拡大と立教大学

学年	共通必修科目	選択必修科目	選 択 科 目
4	卒業論文 8	産業心理学 (安藤) 4	欧米社会学講読 (大島 平井 武沢 土方 野田) 4
	8	労務管理各論 (I) (賀来) 4	
		産業社会学 (野田) 4	
		雇用方法論 (本年度休講) 4	演 習 (杉 大内 武沢 平井 野田 小山 森脇 藤本) 2
		精神測定法特講 (佐柳) 4	
		カウンセリング (伊藤) 4	
		職業指導管理論 (水谷) 4	
		産業教育・訓練論 (日高) 4	
		新聞経営論 (近藤) 4	
		新聞編集論 (堀川) 4	
		新聞史 (平井) 4	
		通信社論 (殿木) 4	映画演劇論 (桑原) 4
		広告論 (本年度休講) 4	社会思想史 4 (本年度休講)
		新聞法制又は倫理 (法貴) 4	
		ケースワーク (大島) 4	
		グループダイ	
		ナミツクス (早坂) 4	
		社会病理学 (牛窪) 4	
		精神衛生 (加藤) 4	
		社会福祉実習 (森脇 大島 牛窪) 2	
		社会調査法 (野田) 4	
		又は 精神測定法 (佐柳) 4	
		社会学特殊講義 (大内) 4	
		労務管理各論 (II) (武沢) 4	
		労働経済学 (増田) 4	

立教大学社会学部『昭和33年度 (1958—1959) 社会学部専門課程 履修要項』

1958 (昭和33) 年 1～2頁

[立教大学教務部社会学部教務課所蔵]

資料4 淡路円治郎「社会学部設置に際して」[1957（昭和32）年]
社会学部設置に際して

淡路円治郎

〔略〕

文学部社会科の発足とその理念

昭和二十一年、社会科新設の議のあった際、我われはこの種課程の開設が真に社会の要請に應ずるものたることを確信し、進んで参画したのであるが、その時我われの採った方針は新設さるべき社会科は、立教大学建学の趣旨に副い、真にキリスト教精神にふさわしきものでなければならぬこと、及び国立大学の模倣を避け、私学独自の個性を発揮するものでなければならぬことの二点であって、要すれば、立教大学にして初めて能くし得る態のものたらしめるにあった。

すなわち、第一の点については、まずキリスト教精神を体し、社会改造の意欲に燃える社会奉仕者を育成すること、第二の点に関しては、他大学の着手していない応用領域の開拓を目指し、各種の社会科学を基盤とした総合的な学術研究の素養を授けることと定め、いわば Social Sciences & Service を旗印に、翌二十二年から、各学部の一科として、社会科の発足を見たのである。

社会科の名称とその構想

もともと、社会科の名称は便宜的のもので、正しくは社会科学科と呼ぶべきであつたが、いわゆる社会科学には特殊の色彩があつて、一般の誤解を招くおそれのあつたために、これを避けて一時社会科と称したが、二十八年、新制学部卒業生に対し、新に社会学士の称号を授けることとした機会に、中心学科たるべき社会学の名称をもって、三十年以降科名とすることに改めた。しかし、これも代表学科名であつて、近く設置さるべき社会学部も、本質は社会科学部たることに、何等の変更はないのである。

ところで、社会科或は社会学科課程の構想としては、大学財政の制限もあり、学生の就職志望の方向も考慮せねばならず、さらに担任教授陣の専門分野をも尊重すべき関係上、社会奉仕のあらゆる面にわたることを許されず、さしあたり、社会的要請が強く、しかも相互に關聯深い領域を選び、ここに労使関係の調整に当る労務管理担当者、雇用問題の解決に任ずる職業指導担当者、社会福祉の向上に力める厚生福利担当者、並びにパブリック・リレーションズの開発に尽くす文化活動担当者の育成を目的し、特に就職可能性を勘案して、これらをなるべくは産業中心に集約するように按画した。すなわち、社会科或は社会学科においては、これら四種の課程をそれぞれに独立せしめず、社会科或は社会学科一本に統合し、

社会学・心理学・経済学・法学は共通の基礎科目として一般に必修せしめ、特殊科目の選択と卒業論文題目の選定の結果を通じて、学生が四班の専攻に分れるように設計した。また、応用科学の履修たるからには、実際研究の指導を重んずべきであり、従って、演習・実習に多分の時間を割き、担任教授の個人的指導を容易ならしめる措置に出た。さらに、学生の知識経験を拓めるため、実地見学の機会を設け、また随時学外の実験家を聘して講話せしめるために、自由講義の制度をも定めたのである。但し、これらの計画は、旧制三年課程においてはほぼ成功を収めたが、新制に移り専門課程は事実上二ヶ年に短縮せられ、かつ担任教授陣の交迭を見たために、創立当初の趣旨が薄れ、特に学生実数の倍加に伴い、多量教育を余儀なくされた関係もあって、その後の運営は多少の逸脱を示している。今次の社会学部設置に際し、これらの諸点に必ずや検討修正せらるべきものと信ずる。

社会科の充実と発展

このような社会科或は社会学科の計画は、大学幹部の了解と各学部との協力、特に文学部各科の支援の下に、着々実施せられ、既に卒業生の数は、旧制二回、新制七回、計一千二百名に達し、社会各方面において活躍して重きを成しつつあり、学生定員も当初の八十名が百名、百二十名と増員され、今後社会学部では毎年百五十名に定員増加される予定となつている。図書文献の整備、実験研究の施設も漸く充実、活潑な研究が行われ、若干の委託調査さえも引受けている。さらに、二十九年には、大学院修士課程が設けられ、労務管理専修・職業指導専修・社会福祉専修・文化事業専修の四専門コースが開講され、次いで三十一年からは、労務管理学並びに新聞報道学に関する博士課程が認可せられ、わが国最初の応用社会学博士課程として、世間の注目の的となっている。事実、立教大学に倣って他大学でもその後類似の課程を設けるものが続出しているのを見るのは、まことに欣快の至りである。このような事態が深い神の御摂理と立教大学発展の余慶に由ることは勿論であるが、担当教職員諸君、十年の努力の功績にも没すべからざるものもあろうし、特に大学当局の理解ある支持と、各学部関係各位の好意ある援助と、さらに父兄の熱心な激励に対しては、我われはただただ感謝の外はない。

社会学部設置の理由

このような情勢下において、社会学部の設置はまことに機宜を得たる措置と云わねばならない。学科の組織も、研究施設も、教授の陣容も学生の規模も、優に一学部たるに値する実態を備えるに到って居り、近く大学設置審議会の審査通過の見込みも十分である。将来若干の改善を加えらるるとしても、現情のままでも学部

第5章 立教大学

たらしめて、何等の遜色は無いつもりである。事実、申請中の設置計画では、一学部・一学科の構成で、ほぼ現情のままと見てもよい。そこで、現情のままだとすれば、なぜわざわざ学部にしなければならないのか、一応の説明が必要になる。先進諸国の大学で、社会学部の特設を見、相当の存在理由を示していることや、本学の社会学科が現在一千名に近い学生実数を擁して、優に一学部を成すに足る実力を有し、経営的にも独立採算性を備えるに到ったことも一部の動機であるが、主たる理由としては、元来、社会学科の性格が実験学科^(マ)であって、各学部諸学科とは性質を異にするばかりでなく、特に本学社会学科においては応用研究を標榜する関係上、学科内容に異色があり、これを文学部内に包容することは、自他ともに不都合を感ずること、従って、これを文学部の一科たらしめたのは、社会科発足当時の特殊事情による便宜の措置に過ぎず、さればこそ、卒業生にはことさら社会学士の称号を与えることとしたのであって、学部の独立は最初からの予定計画であったことを挙げねばならない。

さらに、第二の理由としては、幸に卒業生の就職状況は例年良好で、立教社会学科の名声は漸次社会の認識を深めつつあるが、学生の大半が産業界への進出を志望する関係上、文学部に所属するのでは採用の場合ハンデキャップを免がれず、むしろ社会学部卒業生として公正な詮衡を仰ぐのが、就職率を高める所以と信ぜられること、特にこの点については、在學生はもとより、OB諸君からの強い要望と父兄側からの熱心な要請があつて、ひたすら時機の熟するのを待っていたことも見落されてはならない。いわば、関係者十年來の念願であつたのである。

〔略〕

淡路円治郎「社会学部設置に際して」『立教』第7号 立教大学 1957（昭和32）年12月20日 2～4頁

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料5 〔大学院社会学研究科開設時の科目名称と担当教員〕〔1960（昭和35）年〕

応用社会学専攻（修士課程）

学科課程

必修選択の別	学 科 目	単 位	担 当 者	備 考	
必	応用社会学特殊講義(一)	4	淡路円治郎教授	労務管理専修者 必修	
	応用社会学特殊講義(二)	4	藤本 喜八教授	職業指導専修者 必修	
	応用社会学特殊講義(三)	4	横山 定雄講師	社会福祉専修者 必修	
	応用社会学特殊講義(四)	4	小山 栄三教授	文化事業専修者 必修	
修	応用社会学演習 (一)	2	大内 経雄教授	労務管理専修者 必修	
	応用社会学演習 (二)	2	藤本 喜八教授	職業指導専修者 必修	
	応用社会学演習 (三)	2	森脇 要教授	社会福祉専修者 必修	
	応用社会学演習 (四)	2	平井隆太郎助教授	文化事業専修者 必修	
	応用社会学原理	4	小山 栄三教授	共通必修	
	応用心理学特殊講義	4	淡路円治郎教授		
	社会政策特殊講義	4	美濃口時次郎講師		
	選	新聞学特殊講義	4		
		労働法特殊講義	4	賀来才二郎教授	
択	経営経済学特殊講義	4	磯部 喜一講師		
	精神技術学特殊講義	4	森脇 要教授		
	応用社会学特殊演習	2			

〔略〕

第5章 立教大学

応用社会学専攻（博士課程）

学科課程

必修選択の別	学 科 目	単位	担 当 者	備 考
第一必修	応用社会学基礎理論	4	小山 栄三教授	
	産業関係論特殊研究	4	大内 経雄教授	
	人間関係論特殊研究	4	淡路円治郎教授	
	新聞業務論特殊研究	4		
	世論構造特殊研究	4	小山 栄三教授	
第二必修	産業関係論研究演習	4		
	労務管理学方法論演習	4	淡路円治郎教授	
	労使関係事例研究演習	4	賀来才二郎教授	
	パブリック・リレーション研究演習	4	小山 栄三教授	
	広告学研究演習	4		
選択	人事管理特殊研究	4	安藤 瑞夫教授	
	職業心理学特殊研究	4	藤本 喜八教授	
	新聞史特殊研究	4	小野 秀雄講師	
	新聞政策論特殊研究	4	千葉雄次郎講師	

〔略〕

立教大学社会学部『昭和35年度（1960—1961）社会学部専門課程 大学院応用社会学専攻 履修要項』1960（昭和35）年 55～60頁

〔立教大学教務部社会学部教務課所蔵〕

資料6 昭和39年度学科増設および学生定員変更に関する協議について（回答）
〔1964（昭和39）年〕

校大第49号

昭和39年1月17日

学校法人

立教学院理事長 殿

文部省大学学術局長

小林行雄 印

昭和39年度学科増設および学生定員変更に関する協議について（回答）
昭和39年9月30日付大庶発第215号で協議および届け出のあつた立教大学

下記学科増設および学生定員変更についてはさしつかえありません。

ついては、次の事項に留意され、改善または充実のうえ実施されるようお願いいたします。

記

社会学部	産業関係学科	90名	(増設)
〃	社会学科	150→60名	} (定員変更)
文学部	史学科	25→60名	

開設および実施の年次は第1年次とする。

(改善または充実すべき事項)

- (1) 年次計画による教員採用は確実に実施するとともに、社会学科の教員が2名不足であるので充実すること。
- (2) 学生定員を守ること。

〔昭和39年度学科増設および学生定員変更に関する協議について(回答)〕1964
(昭和39)年1月17日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料7 〔産業関係学科開設時の専任教員および担当科目〕[1966(昭和41)年]
昭和41年度
担当学科目一覧表
(社会学部)

〔略〕

産業関係学科	
安藤 瑞夫	産業関係シンポジウム
原 勉	ホテル・観光事業論、産業関係演習(3年)
土方 文一郎	産業関係基礎演習(2年)、産業関係演習(3年)、演習(4年)、卒業論文特別指導演習
池田 央	統計法、産業関係基礎演習(2年)、社会調査法、計量心理学、産業関係演習(3年)、演習(4年)、卒業論文特別指導演習
賀来 才二郎	産業関係基礎演習(2年)、労働法、産業関係演習(3年)、演習(4年)、卒業論文特別指導演習
前田 勇	産業関係基礎演習(2年)、労務管理特殊講義、欧米書講読、産業関係演習(3年)

第5章 立教大学

松井 賚 夫	産業関係基礎演習（2年）、産業心理学、欧米書講読、産業関係演習（3年）、演習（4年）、卒業論文特別指導演習
西山 千 明	国民所得分析、産業関係演習（3年）、演習（4年）、卒業論文特別指導演習
野田 一 夫	産業関係基礎演習（2年）、経営学概論、産業関係演習（3年）、演習（4年）、卒業論文特別指導演習
野々口 格 三	産業関係基礎演習（2年）、財務会計論、事務管理論、産業関係演習（3年）、演習（4年）、卒業論文特別指導演習
大橋 泰 二	産業関係基礎演習（2年）、労務管理各論、欧米書講読、産業関係演習（3年）
杉 政 孝	産業関係基礎演習（2年）、産業社会学、産業関係演習（3年）、演習（4年）、卒業論文特別指導演習
武 沢 信 一	労務管理ケース・スタディ、産業関係演習（3年）、演習（4年）、卒業論文特別指導演習
牛 窪 浩	産業関係基礎演習（2年）、社会保障概論、産業関係論、カウンセリング、産業関係演習（3年）、演習（4年）、卒業論文特別指導演習

〔略〕

立教大学社会学部『昭和41年度（1966—1967）社会学部専門課程 大学院社会学研究科 履修要項』1966（昭和41）年 65～66頁

〔立教大学教務部社会学部教務課所蔵〕

資料8 昭和42年度学科増設に関する協議について（回答）〔1966（昭和41）年〕

校大第100の126号

昭和41年12月26日

学校法人

立教学院理事長 殿

文部省大学学術局長

天城 勲 印

昭和42年度学科増設に関する協議について（回答）

昭和41年9月30日付け学院発第41034号で協議のあつた立教大学の下記の学科増設については、さしつかえありません。

ついでには、下記の留意事項にじゅうぶん留意のうえ、実施されるようお願いいたします。

記

社会学部 観光学科 100人（増設）

増設学科の開設年次は、第1年次および第2年次とする。

なお、増設学科の第2年次に入学させる学生は、現在、貴大学社会学部に在学している者に限ること。

(留意事項)

1. 観光学科の専門教育科目の専任教員を年次計画どおり充足すること。
 なお、観光資源論、景観地理学、観光市場論、観光事業論等の主要学科目に、可及的すみやかに専任教員を置くことが望ましい。
2. 入学定員を守ること。

「昭和42年度学科増設に関する協議について(回答)」1966(昭和41)年12月26日

[学校法人立教学院本部事務局所蔵]

資料9 [観光学科開設時の専任教員および担当科目] [1967(昭和42)年]

昭和42年度

担当学科目一覧表

(社会学部)

[略]

観光学科	
原 勉	観光学概論、ホテル・観光事業論、基礎演習(観光)、演習(4年)、卒業論文指導演習
賀 来 才二郎	労働法、基礎演習(産業)、基礎演習(観光)、演習(3年)、演習(4年)、卒業論文指導演習
前 田 勇	産業心理学特殊講義、欧米書講読、基礎演習(産業)、基礎演習(観光)、演習(3年)、演習(4年)、卒業論文指導演習
野 田 一 夫	経営学概論、基礎演習(産業)、基礎演習(観光)、演習(3年)、演習(4年)、卒業論文指導演習
大 橋 泰 二	産業関係特殊講義、基礎演習(産業)、基礎演習(観光)、欧米書講読、演習(3年)、演習(4年)卒業論文指導演習

[略]

立教大学社会学部『昭和42年度(1967—1968) 社会学部専門課程 大学院社会学研究科 履修要項』1967(昭和42)年 134頁

[立教大学教務部社会学部教務課所蔵]

(2) 法学部・法学研究科の開設

1959(昭和34)年4月に実現した法学部設立への動きは、1957(昭和32)年春

第5章 立教大学

に行われた、松下正寿総長から東京大学図書館長である末延三次教授への、申し入れに始まる（資料1, 2）。宮沢俊義・菊井維大・末延・江川英文・石崎政一郎教授による基本構想をもとに、同年7月、設立計画の具体案作りを、北海道大学を退職して療養中であった尾形典男教授に依頼した。設立準備の過程で、八代理事長らの懇請により、尾形教授も教員として加わることとなった（資料3）。法学部設立準備室は、ライフスナイダー館2階に置かれた。教室棟である5号館、研究棟である6号館の4・5階が法学部専用とされた（資料4）。1959年1月20日、文部大臣は法学部設置を認可した（資料5）。開設祝賀式および祝賀会は、同年4月8日に行われた。祝賀式では、最高裁判所長官田中耕太郎氏他による記念講演会が行われた（資料6）。

法学部設立の目的は、〈平和と秩序の叡知〉を備えた卒業生の育成であった（資料7）。初代法学部長である宮沢教授によればこの目的の達成は、教授団の学問的精神と学生の自主的な研究とのアカデミックな協力を通じてのみ可能である（資料8）。私法中心の第1類と、公法・政治中心の第2類との2コースが設けられたものの、その目的は共通であった（資料9）。

第一回教授会は1959年4月3日に、ライフスナイダー館で開かれた（資料10）。超一流の教員を集めるという松下総長の構想は、専任教員についてはもちろん非常勤講師についても徹底して実現された。これらの教員により展開された科目には、いわゆる目玉である外国法科目と並び、社会学・統計学など、法学・政治学における調査研究の基礎の充実に必要な科目も、設立当初から含まれていた（資料11, 12）。

3年次へ編入した学生の卒業にあわせて、1961（昭和36）年に大学院法学研究科が開設された（資料13）。

なお、収めた資料は紙幅の都合上、法学部開設当時に限定した。法学部は1980年代末以降、新たに2つの学科（国際・比較法学科および政治学科）を増設、3学科体制に移行して今日に至っている。（荒木伸怡・高島通敏）

資料1 「新しい法学部への抱負―座談会―」[1958（昭和33）年]

〔略〕

松下

〔略〕

立教大学に法学部を設けたいという考えの出発点はこのへんにあるんですが、さてそこでこれを実行に移す場合に絶対に必要なことが二つほどあると私は思う

んです。その第一は——私は決して各私立大学の法学部の素質を非常に低いと考えているわけではありませんが——少くとも立教大学が新たに法学部をつくる以上は第一級の教授陣をつくらねばならないということです。しかしこれは本人だけが非常に高い水準に立っていると思っていても、他がそれを認めなければ何にもならないんで、自他ともに、世評・名声・あらゆる点において申し分のない先生方をお願いしなければならないということが、まずその条件だったわけです。第二には立教大学はご承知のように富裕な学校ではむろんないわけで、財政的にも困難なこともある。だからといってちっぽけな水準の低いところから始めておいて徐々によくなったらやろうという考えでは、初めからよくなるまいだろう、最初に若干の無理をしても、あまり大きなことは言いませんが、少くとも一流、もしくはそれ以上の力をもったものからスタートする。そうでなければ、私の考えておったような日本の在野法曹——在野とは限りませんが低いとされているのは在野ですからそういう言葉をつかったんですが——リーガル・プロフェッションというものの地位を高めて、法律文化といいますか、日本の法に表わされた正義というものを実現するには、それ以外の方法はないと考えるのです。

そこで具体的な問題として、どういう先生方をお願いするかということになったわけです。そのいきさつについては今ご列席の先生方にもまだ全部白状してなかったんですが、この機会に白状申し上げて差支えないと思います。いずれそういう機会があるだろうと思って待っていたんだから…。実は今までに方々からいろいろな、よく云えば御助言、悪くいえば売込みがうんとあったわけです。その売りこみの中には適当だと思われなような方もありましたが、また中にはこういう方ならばその名声、人格ともにけっこうじゃないかと思う方も二、三ないわけじゃなかった。ただ私がそういう方々に特に御助力をお願いしなかつたという理由は、すでにここに法学部というものがあって、そこに新たにえらい先生方をお迎えするというのであれば問題はないのですが、新らしく法学部をつくる場合には、どうしても一つの協同精神というかエスプリ・ド・コアが初めからあって、一つのを創り上げるという目的とそれに対する共通の感情が通い合うようであれば、えらい人がたくさんいてもバラバラではほんとうにいいものができるだろうと思ったからです。そこでかねがね私の専門を通じて東大の末延先生と御昵懇に願っていた関係もあったので、先生を通じて、全く極秘裡に話を進めたわけです。そのかわりに御助力をお願いした先生方には万事あけっぱなしで学校の状態も全部理解していただくという方法をとったわけです。

〔略〕

第5章 立教大学

「新しい法学部への抱負—座談会—」〔出席者：松下正寿・宮沢俊義・菊井維大・末延三次・尾形典男・秦 二郎〕『立教』第11号 立教大学 1958（昭和33）年12月10日 18～19頁

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料2 菊井維大「法学部創設前後」〔1957（昭和32）年〕

法学部創設前後

菊井維大

〔略〕

末延君の誘い

東京大学の定年は六十歳の誕生日を含む年度の三月末で、従って私のそれは昭和三十四年三月三十一日であった。たしかその二年ほど前のある日、同僚の末延三次君から、「立教に法学部を新設するのだけが行かないか、立教の松下（正寿）総長から僕への話で、ほぼ同時に定年退職する諸君と揃って行こうと思うが、君はどうか」と耳打された。諸君とは、宮沢俊義君、江川英文君、それに東北大学の石崎政一郎君のことである。もっとも末延君自身は、私と卒業年度は同じであるが、誕生日の関係で定年が一年おそく、法学部創設の一年後に加わるとのことであった。

〔略〕

図書館会談

末延君は当時東京大学図書館の館長であったから、立教大学法学部の件についてのわれわれの話合いも、おのずからその館長室で行われたものである。松下総長の申出の内諾もそこで決まり、末延君を通じ先方にその旨回答されたように記憶している。

ここで松下正寿総長がどういう経緯で法学部創設の話をもち込んだかについて触れておきたい。立教大学ではかつて医学部設置計画がかなり熟しながら、戦前戦後の再度に亘って挫折し遂に実現をみなかったあとをうけて、昭和三〇年就任した松下正寿総長は、医学部設置を期待する人々には、自分は法律政治を学んだもの、自分にできることは法学部をつくることだし、またつくりたいと確言し、さらに法学部をつくるといっても、あちらこちらの大学から引抜いた人で手軽につくる二流の法学部であろうという蔭口に対しては、必ず一流の法学部をつくってみせるとの決意を固めたということである。松下総長は終戦後極東国際軍事裁判の弁護人である傍ら、都下の諸大学において講義をしていたころ、そ

のうちのさる大学での聴講生であったという関係で親しくなったある人らと、総長就任後極秘裡に法学部創設について話し合い、次第にその構想を固めたが、遂にその人達の仲介で末延君と接触するようになり、種々の曲折を経て、前述のような提案を末延君にしたものようである。そしてその後の話を進めていく過程でおのずから東京大学を中心に学部造りをするような工合になったが、これは当初松下総長の相談にあずかったさる大学の人々が「学部のスタッフが混成部隊では少くとも学部創設の初期にあってはスッキリした学部の構成運営ができにくくトラブルも起り勝ちである。その例は戦後にも乏しくない」ということで、奇麗に手をひいたといういきさつによるもので、その結果、松下総長の末延君への申入れの際には、前に述べたような形になっていたのである。このような松下総長の決断と行動によって新学部誕生の契機が生じたのであるが、末延君への申入れの時期が昭和三二年の春で、未だこの大学からも宮沢君をはじめ他の諸君らに対する招聘の働きかけがなかったことも幸いしたようである。

〔略〕

菊井維大「法学部創設前後」『法学周辺』第14号 立教法学会 1979（昭和54）年11月 3～5頁

〔立教大学法学部所蔵〕

資料3 尾形典男「創設のころ」[1957（昭和32）年]

創設のころ

尾形典男

私のはじめて立教大学法学部設立について相談を受けたのは、昭和三二年七月のことである。時の松下総長から委嘱を受けた宮沢、菊井、末延、江川、石崎の五先生によって進められていた相談がある程度煮つまった段階で、尾形に設立計画の具体案を作らせようということになって、宮沢、菊井の両先生が拙宅に見えられた。すでに夏で、椅子を置いた和室に私が白がすりの着物でお迎えすると、宮沢先生が「ほう、明治時代のようなだね」と例の調子でからかわれたことを覚えている。

当時、私は北大法学部を辞し、暖かい東京で持病の神経痛を癒している身であった。しかし、北大にいる間、私は法文学部から法経学部を分離させ、そこからやがて法学部を独立させるという仕事にかかわっていた。そのことを両先生はご存知で、浪人中なら手伝えといわれるのである。とにかくご依頼に応じて、必要な人員や設備、手順や手続きなどについての試案をひと月ほどで作り上げた。と

第5章 立教大学

ころが今度は、それをもって立教学院の理事会や大学の部長会のメンバーなどに説明に来てほしいといわれる。そこで立教大学に足を運び、いっしょに食事をしたりしているうちに、立教の諸先生とも次第に親しくなっていた。そのなかで八代理事長は、「立教に來い」と繰り返し私に迫られた。単に青写真作りだけをお手伝いするつもりだったのが、いつしか立教大学の新しい法学部に賭けてみるかという気になってしまったのは、設立にあたられた諸先生への尊敬もさることながら、八代理事長の熱意あふれることばの背後に感じられた大きな人格と、そして理事長が説かれた立教の精神というものに、私がいつか魅せられたからだという他ない。その年の暮頃、私は決心を固めた。大学から正式に嘱託の辞令をもらい、やがて設立されるべき学部のスタッフの一員となったのは、翌三三年の二月のことである。

〔略〕

尾形典男「創設のころ」『法学周辺』第14号 立教法学会 1979（昭和54）年11月 10頁

〔立教大学法学部所蔵〕

資料4 神島二郎「法学部とともに歩んで」[1958（昭和33）年]

法学部とともに歩んで

神島二郎

〔略〕

法学部設立準備室はライフシュナイダー館の二階にあった。そこには、尾形さんのほかに事務員として風巻（亮子）君と木田（安田つたゑ）君がいた。私の机もそこに用意してあった。木田君は紀伊国屋書店から引き抜かれてここに来た。風巻君は北大の風巻景次郎の娘であった。

すでに交渉のときに聞かされていたことだが、法学部は、法律関係は比較法を中心に、政治関係は日本および東洋を中心にするところに、特徴を持たせたいということで、人事が進められていたが、設立準備室の上の三階に図書が集められ始めており、その収集を私も担当するようになった。

〔略〕

法学部設立のために、五号館と六号館が建てられたのだが、五号館は教室棟で六号館は研究棟である。法学部の新設のためにつくられたが、もちろん専用ではない。専用なのは六号館の四・五階で、これには、学部書庫ならびに図書管理室を含めて、独自の設計をした。判例室・資料室・会議室を五階に設け、判例室に

第4節 高等教育の拡大と立教大学

キャレルをつくったのは、尾形さんの工夫である。学部長室と受付、研究室は大小三種類となったが、二種類の予定だったのが柱の都合で均一にならなかったためである。各研究室に手洗いをつけたのも新機軸であった。そのほかには、湯わかし所とかトイレなどだが、女子専用のトイレをつけたのは、江川先生の意見である。正面の出入口を総ガラスにしたのは、当時の大学の建物としては先端をゆくものであった。そのため、学部が発足して間もなく、学生が走ってきて総ガラスの壁にぶつかり等身大の穴をあけた。通り抜けようとしたのである。

〔略〕

神島二郎「法学部とともに歩んで」『法学周辺』第14号 立教法学会 1979（昭和54）年11月 12～13頁

〔立教大学法学部所蔵〕

資料5 〔法学部法学科設置認可〕〔1959（昭和34）年〕

校大第28号

学校法人 立教学院

昭和33年9月30日付で申請のあつた立教大学学部増設のことは、下記のとおり認可します。

昭和34年1月20日

文部大臣 橋本竜伍 ㊤

記

入学定員 総定員

1. 増設学部 法学部法学科 200名 800名
2. 位置 東京都豊島区池袋3丁目1272番地
3. 修業年限 4年
4. 開設年次 第1年次、第2年次、第3年次
5. 開設時期 昭和34年度
6. 留意事項
 - (1) 建築中の校舎は計画どおり完成すること。
 - (2) 専門図書は質的に充実すること。
 - (3) 商法の専任教員を補強すること。
7. 共通条件
 - (1) 新たに学科（専攻を含む。）を増設し、または既設の学部学科（専攻を含む。）、学生定員を変更しようとする場合は、当分の間文部大臣に協議すること。

第5章 立教大学

(2) 教員組織については、これが充実にいたるまで、当分の間文部大臣に協議すること。

以上大学の目的使命を達成するため、必要な整備拡充を行うこと。

なお、教員組織、学科履修方法、施設、設備その他について報告を求め、必要がある場合には、文部大臣として審査し、変更を求めることがある。

〔法学部法学科設置認可書〕1959（昭和34）年1月20日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料6 〔法学部開設祝賀式・祝賀会の招待状〕〔1959（昭和34）年〕

拝啓 かねて申請中の本学法学部は愈々四月から発足する運びに到りましたので新校舎ならびに研究室棟の竣工披露をかねて開設祝賀式を左記の通り行います何卒御来臨の栄を賜わりたく御案内申し上げます

なお式後別室において祝賀会を開きますから併せて御出席頂きたく御願い申し上げます
敬具

記

法学部開設祝賀式 四月八日（水）午前十一時

同 祝賀会 午後〇時半

昭和三十四年三月二十八日

立教学院理事長 八代弼助

立教大学総長 松下正寿

殿

追伸 祝賀式には最高裁判所長官田中耕太郎氏及び米国上院前議員・国務省顧問アレキサンダー・スミス氏の記念講演があります

折返し御出欠を同封葉書でお知らせ下さい

御来校の節は本状を受付にお示し下さい

〔法学部開設祝賀式・祝賀会の招待状〕1959（昭和34）年3月28日

〔立教大学法学部所蔵〕

資料7 「わが法学部のねらい」〔1959（昭和34）年〕

わが法学部のねらい

法の目的は、平和と秩序である。しかし、人間社会の平和と秩序は、カントが指摘したように、《墓場の静寂》ではない。人間の社会は、個性と個性、意見と意見との対立の場であり、それらの対立を調整し、発展的に統合することによつ

て進歩する。そうした調整ないし統合をするのが政治であり、その調整と統合のルールが法である。

法学は、したがって、本質的に《平和と秩序の学》である。わが法学部では、現在の法律・政治の専門技術的な知識を教授することに力を注ぐことはもちろんである。しかし、われわれは、単に法律・政治の《技師》を作るだけでなく、さらに法律・政治の技術的知識をこえた《平和と秩序の叡知》をそなえた《人間》を育てたいとおもう。

法は国によってさまざまであるが、人間の法であることにおいては、同じでなくてはならない。せまい国家主義は、世界平和を害するだけでなく、その国家じしんを破滅させる。わが法学部は、日本の現在の法律・政治を研究し、教授するとともに、かつてモンテスキューが教えたように、比較的見地から海外諸国の法律・政治を、そしてまた、歴史的見地から過去の法律・政治をたえず研究し、教授して行く方針である。

〔略〕

立教大学『法学部のしおり』〔1959（昭和34）年〕

〔立教大学法学部所蔵〕

資料8 宮沢俊義「創立一周年を迎えて」〔1960（昭和35）年〕

創立一周年を迎えて

宮沢俊義

〔略〕

この際、すぐれた研究者をそろえた法学部を新たに設け、多数の優秀な学生を教育することは、今日の日本の法学教育の不十分な点を補うとともに、その全体の水準を引き上げることに貢献することができるにちがいない。

私はかように考えて、新たに法学部を設けることの意義について自信をもつに至りました。しかし、この自信を単なるうぬぼれに終らせないためには、欠くことのできない条件があります。第一の条件は、法学部の教授団を構成する諸君が、法学部新設の意義をじゅうぶんに理解し、それぞれの研究分野において、学界の水準を高めるような業績をうみ出すことです。大学学部は、何よりも学問研究の場です。その教授団の学問的精進なくしては、大学学部はそもそも成り立ちません。第二の条件は、学生諸君が同じように法学部新設の意義を正しく理解し、教授団に協力することです。この協力は、何よりも講義を聞き、それにもとづいて各自それぞれの科目について自主的な研究にいそしむことにおいて行われます

第5章 立教大学

が、決してそれだけではありません。憲法の精神をわきまえた民主主義的な大学生となり、市民となることも、そうした協力にほかなりません。

教授団と学生諸君とのかような協力によってのみ、われわれの新しい法学部は、その独自の存在理由を誇ることができるのです。ここに法学部創立一周年を迎えるにあたり、教授団の諸君に対しまして、学生諸君に対しまして、かような意味の協力——これこそまさしくアカデミックな協力です——を期待してやみません。

宮沢俊義「創立一周年を迎えて」『法学周辺』第1号 立教法学会 1960（昭和35）年5月 3頁

〔立教大学法学部所蔵〕

資料9 「専門課程のねらい」〔1959（昭和34）年〕

専門課程のねらい

専門学科目は、その一部が2学年次から、大部分は3、4学年次に展開されるのであるが、専攻のコースは2つあって、諸君の選択に委ねられている。

第一類は、私法中心のコースである。ここでは、私人としての社会生活の場において展開される法律関係が研究され教授される。だから、とくに法曹界や経済界が要求している法律専門知識の専攻の舞台は、ここであるといえる。しかし、広い視野をもつ《平和と秩序の叡知》を育てようとするわが法学部は、とくにここで、外国法の教授に力をそそいでいる。

第二類は、公法と政治が中心のコースである。

国家生活、政治生活のなかで働いている調整・統合の作用、その研究教授の舞台はここである。したがって、とくに、官界、政界、言論界などが特に要求している専門知識を追求しようとするものにとっては、ここがその研鑽の舞台となるであろう。しかし、ここでも、わが法学部は一つのねらいをもっている。現実への眼識をもつ《平和と秩序の叡知》の育成のためには、とくに公法・政治の研究教授において、その焦点が日本および東洋に求められることが必要と考えている。

〔略〕

立教大学『法学部のしおり』〔1959（昭和34）年〕

〔立教大学法学部所蔵〕

資料10 教授会御通知〔1959（昭和34）年〕

〔教授会御通知〕

立教大学法学部教授会を左記の通り開催致しますから御多用中恐縮ながら御繰合せ出席下さるようお願い致します

日時 四月三日（金） 一時より

所 立教学院ライフスナイダー館（一号館）

昭和参拾四年参月式拾六日 東京都豊島区池袋三丁目

立教大学法学部設立準備室

立教大学法学部設立準備室「教授会御通知」1959（昭和34）年3月26日

[立教大学法学部所蔵]

資料11 「教授陣容と講義科目」〔1959（昭和34）年〕

教授陣容と講義科目

教 授	宮 沢 俊 義	憲法、フランス公法。
〃	菊 井 維 大	民事訴訟法、ドイツ私法、破産法。
〃	江 川 英 文	国際私法、フランス私法。
〃	石 崎 政 一 郎	労働法、フランス私法。
〃	松 下 正 寿	国際法。
〃	四 宮 和 夫	民法。
〃	尾 形 典 男	政治原論、欧州政治思想史。
〃	神 島 二 郎	日本政治思想史、日本政治史。
助 教 授	高 橋 康 之	民法。
〃	久 保 田 キ ヌ	比較憲法。
〃	大 木 雅 夫	比較法原論。
〃	山 口 俊 夫	労働法。
〃	野 村 浩 一	東洋政治思想史。
〃	池 田 政 章	行政法、ドイツ公法。
〃	沢 木 敬 郎	国際私法、フランス私法。
専 任 講 師	竹 下 守 夫	民事訴訟法。
〃	所 一 彦	刑法。
兼 担 教 授	河 西 太 一 郎	経済政策。
〃	藤 田 武 夫	財政学。
〃	田 中 正 義	経済史。
〃	三 宅 義 夫	金融論。

第5章 立教大学

〃	神野璋一郎	世界經濟論。
〃	小山 栄三	社会学。
兼担講師	内藤則邦	社会政策。
講師	末延三次	英米法。
〃	我妻 栄	法学原理。
〃	鈴木竹雄	商法。
〃	田中二郎	行政法。
〃	山田 晟	ドイツ法。
〃	久保正幡	法律史。
講師	団藤重光	刑法。
〃	金沢良雄	産業法。
〃	高野雄一	国際法。
〃	平野竜一	刑事訴訟法。
〃	矢沢 惇	商法。
〃	雄川一郎	行政法。
〃	加藤一郎	民法。
〃	神川信彦	欧州政治史。
〃	碧海純一	法哲学。
〃	片岡輝夫	ローマ法。
〃	坂本義和	国際政治。
〃	森田優三	統計学。
〃	岸本誠二郎	經濟原論。

立教大学『法学部のしおり』〔1959（昭和34）年〕

〔立教大学法学部所蔵〕

第5章 立教大学

	入学定員	総定員
修士課程	20名	40名
博士課程	5名	15名

2. 修業年限 修士課程 2年
博士課程 3年

3. 開設年次 修士課程 第1年次

4. 開設時期 昭和36年度

5. 留意事項

(1) 図書、学術雑誌は更に充実すること。

6. 共通条件

新たに博士課程、研究科、専攻を増設し、または既設の研究科、専攻を変更しようとする場合は、文部大臣に協議すること。

〔大学院研究科専攻増設について（通知）〕1961（昭和36）年3月31日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

第5節 チャペル

大学のキリスト教活動は、チャペル（立教学院諸聖徒礼拝堂）を中心に行われた。戦後チャプレンの主管するところであったが、松下正寿総長はキリスト教活動委員会を設置し、1966（昭和41）年に、松下正寿総長がチャプレン室を設置した。1960年代末に、有志による「キリスト者大学問題懇談会」の活動があり、後に「立教大学キリスト者懇談会」に継承された。チャペルでは教会暦に従って礼拝が守られるとともに様々な機会に特別の感謝礼拝が捧げられている。チャプレン室を中心に、学生の宗教団体の様々な活動が展開された。

（村田恵次郎・鶴川 馨）

(1) 組織

資料1 立教大学キリスト教活動委員会 [1964（昭和39）年]

立教大学キリスト教活動委員会

昭三九，一〇，二〇

一、本学に関係あるキリスト教諸団体（例キリスト教文化学会、キリスト教学校教育同盟等）、或いはキリスト教関係会議等との連絡・受入れを取扱う機関の設置を要望する声があつたが、九月八日大須賀学生部長は矢沢・速水両チャプレンと懇談し、この問題を具体化するよう計つた

二、第一回設立準備委員会

九月十日午後五時より十二号館チャプレン室にて開催し、大須賀潔、竹内寛、矢崎健一、矢沢信夫、速水敏彦各氏出席、委員会の目的と名称及び主な任務、委員の人選と任命の方法などに就いて討議検討し、矢沢チャプレンがこれをまとめ、文書とし、総長に提出することとした

三、九月二十八日矢沢・速水両チャプレンは松下総長に面会し、左記文書を手交し委員会の設置を要請した

記

立教大学キリスト教活動委員会（案）

一、目的 本学に関係あるキリスト教諸活動を推進し、その連絡・調整に当る

二、委員 本学チャプレンとキリスト教信徒である本学専任教師の中より若干名とを総長が委嘱する

（候補者）矢沢信夫、速水敏彦、大須賀潔、竹内寛（文基）
矢崎健一（一般・倫）、海老沢有道（文・史）
鶴川馨（経）、西山千明（社）、牛窪浩（社）
吉田新一（一般・英）、佐藤泰夫（理・化）

三、主な任務などについては委員会発足後に検討決定されるが、

（イ）キリスト教学校教育同盟、キリスト教文化学会等に送る本学代表者の人選

（ロ）本学教職員のための聖書研究会、静想会等の立案と推進

（ハ）キリスト教懇話会等の連絡・推進

（ニ）要請あれば本学チャプレン、チャペル、学生キリスト教諸団体、その他学内諸団体の活動に協力、援助する

四、事務の取扱い 当分の間、庶務課職員的一名がこれに当る

四、九月三十日、総長は部長会に諮り右委員会の設置を認めたが、委員の選任については更に検討するように大須賀学生部長に委任した

〔立教大学キリスト教活動委員会〕1964（昭和39）年10月20日

〔立教大学チャプレン室事務課所蔵〕

資料2 〔キリスト教活動委員会第1回記録〕[1964（昭和39）年]

キリスト教活動委員会（第1回）

昭和39年10月20日 12：00 於5号館小会議室

第5章 立教大学

出席者 矢沢チャプレン 大須賀学生部長 竹内キリスト教学科長
海老沢教授（文） 鷗川助教授（経） 佐藤講師（一）
牛窪助教授（社） 吉田助教授（一）

欠席者 速水チャプレン 矢崎哲・倫主任

記録 鈴木庶務課長

報告

1. 委員会設立に至るまでの経過について報告があつた。
2. Council of Protestant Colleges and Universities からの参加勧誘について報告があり、送られて来た趣旨をコピーして配ることになった。

議事

1. 定例委員会を毎月1回火曜日16時半から開くことになり、とりあえず次回は11月10日（火）16時半12号館チャプレン室で開くことになった。
2. チェアマンにチャプレンが推薦され、矢沢・速水両チャプレンで相談次回に報告されることになった。
3. 基督教々育同盟、キリスト教文化学会について懇談が行われた。

以上

〔キリスト教活動委員会（第1回）〕1964（昭和39）年10月20日

〔立教大学チャプレン室事務課所蔵〕

資料3 立教大学に於けるチャプレン（チャプレン室）の職位と機能〔1966（昭和41）年〕

立教大学に於けるチャプレン（チャプレン室）の職位と機能

I 学則との関連

（イ）現行第五十八条に補足すること。

第五十八条 本学に総長、チャプレン長、学部長、……係長、チャプレン、アシスタント・チャプレン、教授、……をおく。

（ロ）現行第六十条を次の如く改定する。

第六十条 チャプレン長はチャプレン室を主管する。
チャプレン室に関する規則は別にこれを定める。

（ハ）現行第七十一条を第七十八条以下にくり下げ、第七十一条、第七十二条を次の如く定める。

第七十一条 チャプレンは本大学の礼拝を掌り、宗教々育、キリスト

教活動及び行事を担当する。

第七十二条 アシスタント・チャプレンはチャプレンを補佐する。

〔略〕

〔立教大学に於けるチャプレン（チャプレン室）の職位と機能〕〔1966（昭和41）年10月〕

〔立教大学チャプレン室事務課所蔵〕

資料4 立教大学チャプレン室規則〔1968（昭和43）年〕

△4 / 17部長会にて『運営要項』として認められた。△ △43. 4. 16△
立教大学チャプレン室規則

第一条 この規則は学則第六十条に基きチャプレン室の組織、職務分担等を定めることを目的とする。

第二条 チャプレン室に左の室員を置く。

一、チャプレン (イ) 専任のチャプレン (聖公会の聖職にして、もつばら学則第六十条の職務を担当するもの) 若干名

(ロ) 兼任のチャプレン (本学の教員である聖職にして、チャプレンの職務を分担するもの) 若干名

二、チャプレン室委員 (本学の教員である信徒にして、チャプレンの職務に参与するもの) 若干名

三、客員のチャプレン (聖公会の聖職で、期間を限り、本学においてチャプレンの職務を執ることを委嘱したもの) 若干名

四、職員 若干名

第三条 チャプレン長はチャプレン室を代表し、またチャプレン室会議を召集して、その議長となる。

第四条 チャプレン室会議はチャプレン及びチャプレン室委員より成り、毎月一回定例会を開催する。

第五条 チャプレン室会議は左の事項を審議する。

一、チャプレン長、室員の推薦、その他の人事

二、予算及び決算に関する事項

三、学則第六十条の職務を達成するための事業計画

第5章 立教大学

四、本規則改正の発議

五、その他

第六条 チャプレン室は必要に応じて顧問を委嘱し、また各種委員会を設けることができる。

〔立教大学チャプレン室規則〕1968（昭和43）年4月16日

〔立教大学チャプレン室事務課所蔵〕

資料5 チャプレン室「立教大学ボランティア・コーナー（仮称）開設について」 [1993（平成5）年]

立教大学ボランティア・コーナー（仮称）開設について

チャプレン室

1. 設立趣旨

立教大学チャプレン室では、この度チャプレン室活動の一環として「立教大学ボランティア・コーナー」を開設することにした。

これまでチャプレン室では、毎年夏休みや春休みを利用してフィリピン、沖縄のハンセン病療養所、岩手県奥中山の精神薄弱者施設などでのキャンプ、またキャンパス内においてもパイプオルガンのコンサートやRUM講演会などさまざまなプログラムを行ってきている。こうしたプログラムは、立教大学の建学の精神である「キリスト教の精神」を具体的に伝えていく機会として位置づけ、行ってきたものである。

ところで、日本の大学は今大きく変わろうとしている。18才人口の減少に伴う大学の生き残り、偏差値による大学選びの是正に向け、各大学が個性ある教育を展開できるようここ数年環境整備が進められてきた。各大学は、自分の大学の個性を打ち出すために、建学の精神に立ち戻り、教育のありかたの問い直し作業に着手している。本学においても、現在教育改革の議論が進められているが、全学カリキュラム検討委員会の答申の中で、キリスト教教育の必要性について触れられている。

一方、大学に入学してくる学生たちは、受験にむけた知育偏重教育の中で家庭・学校・塾以外の世界に出会う機会に乏しく、具体的体験の不足と、社会性の欠如が指摘されている。しかし、大学入学後、それまでの生活で体験することができなかった場を求め、キャンプや点訳講習会、対面朗読などへの参加を希望する学生は年々増加している。自分自身を成長させ、他人の役に立てる体験の場を求めている学生は、潜在的にかなりいるのではないだろうか。

そこで今回チャプレン室では、建学の精神を具体的に伝える機会を拓げていくために、「立教大学ボランティア・コーナー」を開設することにした。学内外の情報の収集と発信、連絡・調整、フォローアップ、人的交流、研修・訓練など幅広い活動を目指し、ボランティア活動に関心のある学生への援助と関心の発掘を図っていききたい。

ボランティア・コーナーの場所としては、チャペル会館が手狭で専用の部屋を設けることができないので、当面はチャプレン室事務課内に置かざるを得ないが、将来的には学生同士が互いの体験を共有し、学習し合うことができるような専用の部屋を確保していききたい。

今回の働きが、学生にとって、建学の精神に触れ、自己啓発の機会になることを期待している。

2. 活動内容

(1) ボランティア登録

ボランティア情報を欲している学生に、登録してもらう。

(2) ボランティア情報の提供

豊島ボランティア・センター（豊島区社会福祉協議会）から情報を送ってもらい掲示する。

東京ボランティア・センターやその他公共機関からの情報も提供していく予定である。

(3) 紹介業務

やってみたい情報をみつけた学生に紹介状を持たせ、豊島ボランティア・センターに詳細を聞きに行かせる。

また、登録している学生が希望している情報が寄せられたら、連絡をする。

(4) ボランティア保険の仲介

ボランティア保険は活動中の事故に対し、対物、対人保険として利用されている。

加入を希望する学生に対して、大学内の保険登録窓口となり、豊島ボランティア・センターへの登録業務を行う。

加入費用は、豊島ボランティア・センターが全額負担。

(5) 学内ボランティア

本学学生で何らかの障害があり、援助を必要としている学生へ、援助できる学生を紹介する。

現在は、視覚障害のある学生とパソコン点訳のできる学生との仲介の業務を

第5章 立教大学

果たしている。

(6) 各種講習会、講演会の主催、および紹介

近い将来、ボランティア・スキルに関する講習会や講演会を実施したい。

当面、学内外で行っているプログラムを紹介してゆく。

(7) 共同学習

ボランティアを体験した学生、またこれからやってみたいと考えている学生
同士が体験を共有し、互いに学び合う機会を提供する。

〔略〕

「立教大学ボランティア・コーナー（仮称）開設について」1993（平成5）年6
月2日

〔立教大学総長室秘書課所蔵〕

資料6 〔キリスト者大学問題懇談会〕〔1969（昭和44）年〕

拝啓

東京大学の入試中止、あるいはキリスト教主義大学の紛争にみられますように、
今日大学は危機的状況にあるものと考えられます。この困難な時に、主にあつて
信仰を同じうするキリスト者が、所属学部の違い、専門の研究領域の違いを越え
て、一堂に集い、大学の問題について語り、反省する機会を得たいものと思いた
ち、左記の要領で懇談致したいと存じます。

つきましては、御多忙の処恐縮でございますが、同じ思いの方々を御奨めの上御
参加下さるよう御案内申し上げます。

記

一、二月一日（土）午後一時～四時

一、五号館 第一会議室

一、立教大学が直面する諸問題

一キリスト教にもとづく教育とは一^(ママ)

一月二十二日

キリスト者大学問題懇談会（仮称）

発起人 大橋 泰二
塚田 理
佃 正 昊
鶴川 馨
吉田 新一

〔キリスト者大学問題懇談会〕〔1969（昭和44）年1月22日〕

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料7 〔立教大学キリスト者懇談会〕〔1976（昭和51）年〕

降臨節を迎え、夫々の持場で御精励のことと拝察致しております。

扱、過年キリスト者大学問題懇談会が、所謂大学紛争を前にして果して来た先駆者的役割は高く評価されましたが、現今大学が置かれている危機的状况の中で、学内のキリスト者が参集し、意見を交換し、主より託された使命を再確認することが再び必要となつて来たように思われます。

つきましては、左記により懇談と交歓の一時を持ちたいと存じますので御参集下さいませよう御案内申し上げます。

主の恵みと平安豊かならんことを祈り上げます。

記

一、日 時 十二月二十一日（火）午後四時三〇分—八時

一、場 所 校宅十二号館

一、懇親会費 二、〇〇〇円

一九七六年一月九日

（呼びかけ人） 塚 田 理
鵜 川 馨
佐 藤 泰 夫
牛 窪 浩
船 戸 英 夫
笠 井 剛
渡 辺 隆 司
大久保 直 彦
矢 沢 信 夫
飯 田 徳 昭
八 代 崇

なお懇親会の準備の都合上、同封葉書で御返事いただければ幸いです。

〔立教大学キリスト者懇談会〕1976（昭和51）年12月9日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

第5章 立教大学

(2) 礼拝

資料1 立教大学野球部優勝感謝礼拝式 [1953 (昭和28) 年]

△六月二日午後七時△

立教大学野球部優勝感謝礼拝式

聖歌	156番		
聖書	ピリピ書2章1節～11節		
祝辞	東京教区主教	蒔田	誠
〃	立教大学総長	佐々木	順三
〃	立教大学チャプレン	竹田	鉄三
挨拶	野球部部长	野口	定男
〃	〃 監督	砂押	邦信
〃	〃 主将	鈴木	幸治
祈禱			
祝禱			
聖歌	356番		

[略]

[立教大学野球部優勝感謝礼拝式式文] [1953 (昭和28) 年6月2日]

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

資料2 [立教大学総長就任宣誓文] [1975 (昭和50) 年]

宣誓

此度 私は立教大学総長に任命されその職に就くにあたり、キリスト教に基づく教育を行なうことを目的とする本大学の総長として、教職員各位の協力のもと、本大学が真摯なる学問研究の場として働き、またキリスト教に基づく教育がその本来の姿に於いて行なわれる場として働くように誠意をもって努めることを、この諸聖徒礼拝堂に於いて、謹んで宣誓致します。

一九七五年七月九日

立教大学総長 尾形典男

[注] 立教大学総長の資格制限規定〔聖職・信徒条項〕の廃止後総長に選挙された最初のノン・クリスチャン総長尾形典男の宣誓文である。

尾形典男「宣誓」1975 (昭和50) 年7月9日

[立教大学総長室秘書課所蔵]

資料3 名誉学位贈呈の辞 [1977 (昭和52) 年]

名誉学位贈呈の辞

昭和52年7月16日

シカゴ大学神学部長

ヨセフ北川三夫殿

貴師は、1937年に立教大学および聖公会神学院を卒業され、さらに研究を深めるために1941年に米国にわたり、太平洋聖公会神学校、シーベリ・ウエスタン神学院、シカゴ大学に相ついで学ばれました。戦中、戦後の悪条件の中にも研究の成果をあげられ、シカゴ大学からは宗教史の Ph. D. の学位を受け、またヴァージニア神学院、シーベリ・ウエスタン神学院からは D. D.、ミードヴィル神学院からは L. H. D. の名誉学位を贈られました。

1951年以来貴師は恩師ヨアヒム・ヴァッハ博士の後継者として、シカゴ大学の神学部および、そのかたわら東洋言語文明学科にも教鞭をとられることになりましたが、1970年には同大学神学部長に推され、1975年には再選せられて現在その要職にあり、日夜その重責を果されています。

学外にあって、貴師の学殖、人柄は高く評価され、現在アメリカ学術研究協議会の宗教史学委員長、国際宗教史学会の要職にあり、米国内および欧州の大学にも客員教授にまねかれるなど、国際的な学問の世界にも活躍しておられ、数多い著書・論文は高く評価せられ、かつ又、その幾つかは邦訳せられて本邦学界に大きな貢献を及ぼしております。

貴師は同時に聖公会の聖職として、牧者としての立派な働きをもしてられました。このことは、現在ニューヨーク教区聖ヨハネ大聖堂の名誉参事会員となられておられることによくあらわれております。また、戦時中は日系米人と運命を共にして同胞への献身的な奉仕をされ、戦後は日本からの学生や訪問者のため骨身を惜まず尽力をされて、実に多くの人々から深く敬愛されております。貴師の教え子たちの中から立派な研究者が数多く輩出して第一線に活躍しておられることも、貴師のゆたかな学識とともに大いなる人徳を示すものであります。

このように、私どもは貴師の多面にわたる優れた業績と教導に対し、衷心からの敬意を表しますことを、私どもの名誉と心得ます。

ここに、立教大学は貴師に対し、ドクター・オブ・ヒューマンティーズの名誉学位を贈ります。

立教大学総長

尾形典男

尾形典男「名誉学位贈呈の辞」1977（昭和52）年7月16日

〔立教大学総長室所蔵〕

（3）諸活動

資料1 〔1962年立教大学メサイア〕〔1962（昭和37）年〕

《表紙》

1962

12月22日

立教大学メサイヤ

主催 立教大学

〔略〕

クリスマスおめでとう

立教大学学生部長 岩井祐彦

クリスマスはなぜおめでたいのでしょうか。救主イエス・キリストがお生れになったからでしょう。全くその通り。ではイエス・キリストの御生誕はなぜおめでたいのでしょうか。罪ある私共が、主イエスを通して神の子とされるからでしょう。その通り。

然しこうも考えられるでしょう。イエス・キリストの生誕は、神の宇宙創造の過程に全く新しい次元を開いた、神の驚異的な生産的出来事であるということです。無機的・有機的・人間的生命の創造にまず進められて来た宇宙の歩みに、神にして人・人にして神なる人格を創り出すことを通して、飛躍的な世界が開かれたのです。そして、現在世人は宇宙時代と驚いているのですが、宇宙時代も単に人間的次元でしかないでしょう。確かに宇宙時代・原子力時代は、人間の偉大な創造活動を示します。しかし愚かなる人よ、宇宙の創造的進化の段階は、イエス・キリストの出現と共に、神人的世界の歴史が既に始まっており、私共、イエス・キリストをうけ入れる者は、その創造的現実をハッキリと知っているのです。今頃宇宙時代に驚くことのいかに極限された小宇宙の出来ごとであることよ。人間は既に、神の宇宙的創造の歴史において、神人的歴史に参加しているのです。

では、どの様にクリスマスは祝われたらよいでしょう。一言一神の創造的生産に参加することを通してです。今日、ここに立教大学の音楽関係者を総動員し、多くの協力者の御参加をえて、メサイアの公演をするにいたりました。これを産み出すために、学生を中心として、多くの人々が、長い時間をかけ、祈りつつ

努力して参りました。今日の公演そのものと共に、このような生産的活動こそ、神の創造の業に参加することであり、私共人間に許された創造的活動なのであります。今日こそ、私共は、身をもって神人的歴史に参加しつつ、救主イエス・キリストの御降誕の意味を知り、神の創造の業に、新たなる感激と感謝讚美の歌を捧げられるものでしょう。神人的歴史の現実において、平和の歌を高らかにうたいましょう。

〔略〕

出演者紹介

金子 登 (指揮者)

〔略〕

山田 貢 (チェンバロ奏者)

〔略〕

芦沢 順 (オーガニスト)

〔略〕

三宅 春 恵 (ソプラノ)

〔略〕

戸田 敏 子 (アルト)

〔略〕

中村 健 (テノール)

〔略〕

平野 忠 彦 (バリトン)

〔略〕

〔オーケストラ〕

メサイヤを演奏するに当たって

杉田一郎

立教の音楽団体が力を合わせメサイヤを演奏する運びになった事を大変喜んでいます。私達は常にこのような全学的催しを望んでおりましたが、各団体の都合等で出来ませんでした。メサイヤの良さは勿論、何か意欲を持ちたい気持ちがこれを推進する人々の間に非常に強かった故、ここに形が整ったのでしょう。

この長い音楽に接する時、私達は他の音楽とは異なった感じを受けます。宗教が題材だからでしょう。この中には時には劇的な、また叙情的要素がある。これが私達を^(マ)壮厳な気分にするのです。今迄、古典派、浪漫派の多かったわれわれが、このように本格的にヘンデルの作品に取り組んだ点でもメサイヤを演奏する意義がありましょう。

第5章 立教大学

立教大学グリークラブ

大正12年創立。本年40周年を迎えました。部員は170余名（内女性60名）を数える学内でも伝統のある、また最も大きな部の一つです。創立来の辻莊一、皆川達夫、中村健、小島静子、細川哲郎、山田実、若杉弘等の諸先生の恵まれた指導のもと活動している。学内外の広範囲な場所で多数の演奏会等を休む事なく催している。レパートリーも中世宗教曲より現代もの迄に渡っている。

今回、かねてからの念願であったメサイヤを立教の仲間と共に演奏する機会が持てた事をグリー部員、OB一同非常に喜んでおります。

立教学院諸聖徒礼拝堂 聖歌隊

一つのを生み出す力、それは実に貴い。われわれは、1920年来の伝統を持ち、学院礼拝堂に奉仕して来た。小さく、弱いかもしれないが、聖歌隊の持つ力は偉大な尊さを持っているといえよう。それは、私達は互に進みゆく若き心の結合が常に美しく保たれて行くを願いつつ、聖なる歌を神に献げてきたのだから、朝夕に40名の隊員の魂はハーモニーの中に肉と化し、飛翔していった。

グレゴリア聖歌や、パレストリーナから現在までの数々のモテット、アンセム等をこなした。毎諸魂日はレクエムを、今年から受苦週間^[ママ]にマタイ受難曲を公演することになっている。指導者たるカール・ブランスタット^[ママ]先生は1924年来祖国を離れ生涯の情熱を傾けられている。

[略]

“クリスマスと共に” 役員

会 長	松 下 正 寿			
チャプレン	竹 田 鉄 三	矢 沢 信 夫	速 水 敏 彦	
参 与	杉 木 喬	小 林 昇	奥 野 久 輝	
	小 山 栄 三	江 川 英 文	細 入 藤 太 郎	
	末 延 三 次	岩 井 祐 彦	秦 二 郎	
	小 川 徳 治	森 脇 要		
委 員	矢 作 大 助	鈴 木 義 之 亮	奈 良 信 雄	
	古 野 恭 助	吉 田 久 郎	大 西 隆 夫	
	甲 藤 善 彦	渡 辺 隆 司		

“クリスマスと共に” 実行委員

委 員 長	村 守 直 芳			
総 務	池 田 浩	服 部 健	金 井 芳 太 郎	谷 市 三
会 計	竹 内 信 義			

渉 外 鈴木武次、飯島隆輔
 会場 平野春夫、B.S.A Y.M.C.A カトリック研究会、G.F.S
 接待 辻小枝子、武井由利
 記録 竹之内 薫
 礼拝 細井 徹
 編集 細井 徹、小泉 秀三郎
 準備団体 B.S.A Y.M.C.A カトリック研究会、G.F.S

「立教大学メサイヤ」1962（昭和37）年12月22日

〔立教大学学生部所蔵〕

資料2 〔立教キャンプC 大夕張キャンプ〕〔1977（昭和52）年〕

人生を祝う

飯田徳昭

大学の立教祭が今年もできそうにない。例年殆んど模擬店ばかりで、大して盛り上っているとも思えないが、やはり全然何もないとなると淋しい限りである。教室での、またクラブでの一年の活動の区切りとして、何とか立教祭が行なえるようになって欲しい。

しかし、立教に限らず、どこの学園祭も盛り上らないと聞く。何故だろうか。所謂シラケの世代と関係があるのだろうか。

今夏のチャプレン室主催の立教キャンプCは、例年の小グループでの三つのセミナーキャンプから一転して、教職員学生総勢六十三名の大世界帯で北海道は夕張市の夕張地区でセミナー・ワークキャンプを実施した。四年半前に炭坑閉山によって過疎化してしまった地域の開発に協力しようということであった。遺棄された元カトリック教会の幼稚園を宿舍とし、滞在中は自炊である。朝六時半の起床に始まって洗面、掃除、礼拝、体操を一時間で済ませ、一時間半のセミナー後の朝食中は全員沈黙のうちに霊的読書を聞く。午前中二時間、午後三時間の重労働。銭湯で汗を流して、夕食後は地元民と接触する講演会・映画会といった諸プログラムを消化し、一時間半の反省会の後、終禱で午後十一時頃に一日が終る。このハードスケジュールに従って、スタッフの教職員も男女学生も共に、隊・班組織の中で生活したのである。中日の日曜日には、午後から地元の小中学生徒とサッカーやバスケットの交歓試合と子供会。夜は自分達の手で完成したばかりの市民広場で、地元民も加わっての四百人以上の盆踊り大会。

北海道最終日の打ち上げ宴会でもそうであったが、この盆踊り大会は地元民が

第5章 立教大学

叩く太鼓に合わせて夜空を焦がす大ファイヤーの周りで、北海盆唄のみを二時間に亘って乗りに乗って踊ったのである。シラケなど微塵も感じられなかった。

盛り上がる祭と言えば、真っ先に思い出されるのが、南米のカーニバルであろう。彼等は毎日の昼休みシエスタを除いては、来る日も来る日も何の楽しみもない苦しい労働に耐えた後、一年の貯えをカーニバルの一週間のために全部はたいて、祭衣装とごちそうのために使い果すという。そこまで極端ではなくても、一昔前の日本の農村での秋祭りも、一年の労苦を一挙に吹き飛ばすエネルギーの噴出が見られた。そして労苦と祭りの共同体験がその共同体の凝集性を高めて来た。

学園祭の盛り上がりなさとキャンプCでの祭りの盛り上がりとの差は何が原因だろうか。学問的な祭り論を展開する心算はないが、夏の体験から後者について一つ言えることは、共同で肩を並べて何かを成し遂げるために労した共通体験の後の祭りであったからではなからうか。共同体の凝集性はその成員が内向きに面と向き合っている形で達成されるのではなく、肩を並べて外向きに共通課題を果している時に高まるのではないだろうか。その共通課題とは具体的には皿を洗い、事務を執り、来年はまた生えて来る草を刈り、毎年同じことを学生と共同で学習するという、報われること少く、骨を折り、心身を消耗することである。そのあるがままの人生を祝うことを忘れた時、残された道は人生への反逆者となるか、顰め面をした道学者となるかしかない。教会で守られている聖餐式はこのような意味で、人生を祝うことである。そして祭りがなくなった共同体は確実に減んでしまう。

(立教大学チャプレン)

『CHAPEL NEWS』第262号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1977(昭和52)年10月25日 1頁

[立教大学チャプレン室事務課所蔵]

資料3 1980年度 Human Relation's Camp in the Philippines 報告 [1980(昭和55)年]

《表紙》

1980年度

Human Relation's Camp in the Philippines 報告

[略]

はじめに

80年度立教大学 Human Relation's Camp

ディレクター 大郷 博

〔略〕

・ 人と人とが理解しあうということはどのようなことなのだろうか。

民族や生活、文化の違いを越えて人と人とが理解しあうということは、また、過去の大きな現実“戦争”という出来事を直視しつつ、人と人とが理解しあうということはどのような事なのかを考え求めてみたかった。

・ フィリピンの人々の生活を通して、我々が生をうけている国、日本の在り方を考える。

特に、この物質的豊かさの中で我々が得たもの、そして失ったものは何なのか、彼らとの生活を鏡として、我々の日常的在り方をじっくりと見つめてみたかった。

これらの“ねらい”がどこまで表現され、達成できたのか、私には自信がない。しかし、フィリピンの人々と私たちの心の中に、何かがおこりはじめたような感じがしてならない。その何かを互いに暖ためてゆきたい。

キャンプ地サガダの人々は、私たちとの新たな関係を築きあげてゆく第一歩、彼らの言葉イゴロット語で“ADITAKO BOKODAN DI GAWIS”（良きものを分かちあおう）という言葉を贈ってくれた。多くの人々の犠牲の果てに私たちの生があることを知るならば、私たちが今享受している豊かさを私たちのみが所有するのではなく、それを必要としている他の人々と分かちあうことであり、また私たち個々人に与えられているところのタレント（賜物としての能力）を他者と分かちあってゆくところに、互いの豊かな成長が実現されることをこの言葉は語り示しているように思う。そして私たちは、“分かちあう”ことによってうまれてくる喜びと共感、そして人間的成長をこのキャンプを通して実感したのではないだろうか。

最後になりましたが、このキャンプ実現のために多大の労を惜しみなくおとりくださった人々、ことにキャンプ地 Mountain Province のAbellon 主教はじめ村の多くの人々、マニラのプログラムに協力をいただいた Longid 司祭はじめ聖アンデレ神学校生、また2年続けて参加下さった植物学者の竹下先生、そして立教関係者の皆様、また、見えないところでご協力いただいた多くの人々に心より感謝申し上げます。

〔略〕

立教大学チャブレン室「1980年度 Human Relation's Camp in the Philippines 報告」1981（昭和56）年8月15日

〔立教大学チャブレン室事務課所蔵〕

資料4 〔立教学院創立110周年記念日本縦断100kmリレー〕〔1984（昭和59）年〕

一〇〇キロマラソン立教らしく終わる

伊藤高清

今度立教がやった日本縦断一〇〇キロマラソンのことを、色々な新聞がとりあげ、どれもが立教が立教らしからぬことをしたと報じていた。

私は、一一〇周年の催しのことが話されている時、日本の南は沖縄から、北は北海道から、一人一〇〇キロずつ走って、日を決めて大学にゴールするようにしてはどうだろうというのを聞いて、実にすばらしいと思い、ぜひ実現してもらいたいと願った。

私は、立教中学で学び、それから小学校に奉職し、五十年間このキャンパスに通いつづけているが、この間に立教が、日本中の人達をあっと驚かせたことで思い出されることが二つある。一つは、立教の水泳陣が、嘗てオリンピックで大活躍をして、たくさんの金メダルを獲得したこと。もう一つは、長嶋茂雄選手が野球部にいて優勝し、立教の強さを全国に示したことである。私はもう一度あの時のようなことがあればと、いつも望んでいた。

今年度に入り、実行委員の努力で、マラソンの計画が具体化された。これには、小、中、高も参加。小学生は立教の発祥の地、築地から東武までを走る。護国寺からは、希望する小学生は誰でも加われる。それまではよかったのだが、最後のコース東武から立教までは、各校の校長にも走ってもらいたいというのである。これには困った。小学生の時から走るのを最もにが手としていたから。しかし、院長も総長も皆走られますのでと言われて断わるわけにはいかなかった。

九月八日、北からそして南からのランナーがスタートしたとの報を受けて、私は、朝礼の時、子ども達に話した。「今、立教の学生は、マラソンをして日本全国縦断というものすごく大きな、そしてむずかしいことに挑戦している。このマラソンの最後の方では、君達小学生も参加するが、皆でこの計画が大成功するようがんばろう」と。PTAの集まりでは、親の応援も頼んだ。

九月二十四日、いよいよ南北からの最後の走者が東武前で出会うのである。四時少し過ぎ、北からは実行委員長の牛窪浩先生と高校の鈴木武次先生、そして中学生の団が数千の歓迎の人の間に姿を現した。そしてすぐその後に、南組の西村正和君を先頭に、女子学生を含む大学生、そして小学生の集団が到着した。両者の代表が、大歓声の中なかたく握手をし、日本全国を舞台にして十七日間繰りひろげられた大ドラマの興奮は、その時最高潮に達したのである。

そこでの式を終えて、あとは立教まで、この計画に参加した者全員が、院長、総長、各校の校長を先頭にしての、凱旋マラソンへとうつったのである。

こうして、立教らしくないとみられた^(ママ)この日本縦断一〇〇キロマラソンは、大学生が中心になり、小、中、高、そして教職員が一つになって誠に立教らしく家族的な姿で見事に達成されたのである。

そして、大学についてのマラソンランナーは、すぐにチャペルに誘導されて感謝の礼拝を捧げ、また立教らしく、静かに幕を閉じたのである。

(立教小学校長)

『CHAPEL NEWS』第332号 立教学院諸聖徒礼拝堂 1984(昭和59)年10月25日 5頁

[立教大学チャペレン室事務課所蔵]

第6節 図書館

戦後大学図書館は実業家森伝次郎の復興援助を受けて再出発した。1945(昭和20)年から60年代にかけて、学部学科の新增設や大学院教育の展開を契機に図書備付制度が開始され、学部図書室制度に発展する。一方、施設の拡充では1960(昭和35)年待望の新館が建設されたが、停まることない蔵書の収容対策として新座校地の保存書庫の建設を生んだ。利用を支える資料整理の面では、手作業・独自性から機械化・標準化へと改善を加えながらトータルシステムの時を迎える。

(小関昌男)

資料1 「200万円を費し大学図書館改装なる」[1947(昭和22)年]

200万円を費し

大学図書館改装なる

名誉図書館長D. オーバートン氏の懇請により三洋商会社長森伝次郎氏が図書館の改装費を寄附することになり工費200万円を投じて立教大学拡張案のトップを切つて行はれた。去る六月二十一日ポールラッシュ中佐、ヴィアル神父、松崎理事長、佐々木総長及改装に画^(ママ)かした諸教授の諸氏が森氏を招待して盛大な感謝会を催した。

尚二階入口に小タフレットを掲げて森氏の壮拳を記念することになつてゐる即ちその文面は

The renovation of this library has been made possible through the gifts of mr.

第5章 立教大学

D,Mori [.]

A. D [.] 1947

[注] 実際に掲げられているタブレットの文面はThe renovation of this Library has been made possible through the gift of Mr. Denjiro Mori. A. D. 1947 である。

『立教大学新聞』第41号 立教大学新聞部 1947(昭和22)年10月30日 1面
〔立教大学図書館所蔵〕

資料2 武藤重勝「立教大学図書館」[1961(昭和36)年]

立教大学図書館

図書館は大学の心臓とはよく言われている言葉だが、私たちは何とかして図書館をその言葉にふさわしい、位置も大学構内の中央に占め、外観内容ともに生々とした図書館にしたいことを願った。

大学の機構も年々大きくなるし、学生数もずっとふえてきたし、現状のままでは図書館の用をなさなくなった。第一、利用者を収容するには閲覧室はせますぎるし、書庫もきわめて狭隘を示してきた。

そんな訳で私たちはどうしても新しい図書館が欲しいと思った。それも昔のままの立教の持つ古典的な味を生かし、その上に新鮮なアイデアを持った、新時代にふさわしい大学図書館をつくりたいことを願った。幸い、東大の岸田日出刀氏を顧問に迎え、番匠谷館長の希望もあって、新進気鋭の丹下健三氏に設計を依頼することになった。

設計者の意図は、赤煉瓦を使った従来の図書館や学園全体の落ち着いた雰囲気を生かし、新図書館の赤煉瓦はくすんだ渋い色彩のものを使い、構内の中庭から大きい階段をのぼって、二階の閲覧室へ向うといった雄大な構想である。これは十分成功したのではないかと思う。閲覧室の正面は広々とした屋上庭園で、利用者の休憩の場所であり、集まりの場所であり、閲覧室の前庭ともなっている。そして、そこから自然に閲覧室へ誘いこまれるような仕組みになっている。ここには美しいデザインの陶器製の椅子を数個おくことになっている。設計者は、中庭から大きな階段が見えはじめた時から、すでに閲覧室の空間がはじまっていると言っている。

ここで、第一にあげなければならないことは、設計者側と図書館側との協力の問題である。私たちは設計者の建築上のアイデアを生かし、また図書館側の使用上の希望もいれるため幾度も会合の機会を持った。30回近くも会談したであろうか。そのたびに、設計図が書きかえられたこともある。もちろん、大学の営繕、

経理の責任者も加わったことは何かにつけて便利であった。この会合は建築だけでなく、調度委員会というものを設けて、本棚、机、椅子、雑誌棚、カード箱、新聞閲覧台、傘立に至るまで、研究し、討議した。この調度設計も丹下研究室で行い、製作は一流の業者に責任をもって依頼した。お蔭で、堅牢で、この建築に似合った立派なものが出来たと思う。

第二に、期間を長くかけて十分研究し、構想をねって行われたことである。これは室内の、特に書庫内の湿気を乾燥させるのに役立ち、備品や図書を納めてからの湿気などに依る被害はなかった。建築を急ぎすぎ、完成後、図書を早く納めると湿気で痛むことは、前から聞かされていて、特にこれには意を用いた。

次に本館の特色として、新しく考えた施設は、参考閲覧室、開架式書棚（2万冊収容）を備付けた自由閲覧室、新聞雑誌閲覧室、目録室などで、正面入口から入った第1閲覧室の真中に、書庫につながるカウンターをつくり、そのぐるりに本棚や飾り棚などで仕切って、以上述べた各部室が設けられている。これはカウンターから見通しが出来、管理の上からいっても便利なばかりでなく、明るく、広々として気持が好い。また書庫内に、キャレルを備えて、利用者の便に供しているし、地下には、視聴覚施設を設け、ここには主としてマイクロフィルムの施設、フィルム水洗、乾燥、暗室、複写、録音、また40人収容の映写室がある。旧館の跡は、第3閲覧室の他に、学術雑誌を中心とした逐次刊行物整理室、保管室などに使用されているが、将来はそこにテープレコードやレコードなどで利用する語学や音楽を学び、また楽しむ視聴覚施設をつくる計画である。

建築は1959年6月に地割式を行い、1960年6月に竣工した鉄筋コンクリート造3階建てで、建築面積は937.7㎡、総床面積は3060.2㎡、閲覧座席は旧館を含め、全体で約500となっている。落成式は12月、開館は今年の1月になって行われ、その期間に十分な準備態勢をととのえて、図書館利用のスタートをきった訳である。建築の全体の感じは、重厚で、古典的な趣きのなかに、ガラスを多く用いているため、明るく、広々として近代的感覚が溢れている。3階の第2閲覧室からは、遠く東京都内が見渡され、眺望が豊かであるため、読書に疲れた利用者に喜ばれている。この外側は、ロビーとなっており、喫煙も出来る休息の場所である。

その他細部の点を簡単に言うと次の通りである。

カード箱は、内容を示す抽出正面の文字板を見易いように垂直でなく、斜につけ、また従横の枠を正面から見えないように金物を裏側に付けた。

玄関手前左に、閉館後でも外部から本が返せるような受入口をつくった。

書庫内の本を運搬するため、2馬力、120kg積載のダムウェータを取り付けた。

第5章 立教大学

書庫は1階積層式の吹き抜けで、実質的に2階とし、約30万冊の図書収容力を持ち、湿気には留意して床と壁は二重にした。そして特に設計した19席のキャレルを備えた。

受付台はすべての机の高さ、カウンターの高さに統一した。

調度品の木製品は同色を採用、閲覧机及び椅子の足は銀色、安楽椅子の背の部分はミカン色にした。

出納台前のホールは、書庫内の本を受取るまでの待合所の役割を果たさせる。ここには円卓をかこんで、ゆったりとした椅子を数個おいた。

出納台後方には、自由接架の書棚を並べ、ここから利用者は自由に選択して本を取出し、自由閲覧室の座席でゆっくり読むようにした。

出納台左に飾り棚と書棚を兼ねたものがあり、参考室の区切りをなしている。この飾り棚は、正面は新刊書、稀覯書などの展示、簡単な掲示などに用い、裏側は参考図書の書棚になるようにした。

また第1閲覧室の南側には雑誌閲覧室があり、119種の雑誌を並べた書棚、この書棚には1年分位のバックナンバーが併せ備えられている。

採光には特に注意し、間接照明の柔かな光のもとに読書するようになっているが、閲覧室が四方ガラス張りのため、昼間は明るすぎて、読書には少し落着かないという声もある。

最後に事務室について述べたい。今までの例で言うと、事務室は他室に比べて、いつも犠牲にされがちなので、なるだけ広く、明るく、気持よく設計して貰うことに努めた。初めの計画から考えると、色々な支障のため、理想的にはいかなかったが、旧館の事務室に比べると非常に能率が上がるようになった。室内は事務室入口から、先ず受入→庶務→整理→配架、そして書庫へと流れ作業に適するように仕事場が配置され、その各場を書棚で区切っている。その書棚は見通しのきくように低くつくられ、両面から使用出来、それが壁面に接して置かれないうえ、室全体がすっきりと、快適である。事務室は、いつも清潔に、静粛に、仕事の能率が上がるように、生々とした外観内容を保ちたいと思う。

私たちが次に計画していることは、利用奉仕中心の図書館にしたいことである。それには、整理の簡素化、参考奉仕の充実、特に文献資料利用のための索引及び手引の作成、視聴覚施設の拡充、立教関係の文献資料の収集などに心掛けたい。昨年は「閲覧案内」の他に、「図書館利用のしおり」「人文科学文献目録案内」を出版したが、今年は「英米文学索引」「新劇舞台写真索引（1954年～）」を作成中である。

以上、報告は終るが、開館は試験期にかかったせいもあるが、2000人以上の1日入館者を数える日もあるほど、満員状態の日が多かった。新館落成は学園のなかに、活気と光彩を一段と加えることになった。

(副館長 武藤重勝)

武藤重勝「立教大学図書館」『図書館雑誌』第55巻第6号 日本図書館協会
1961(昭和36)年6月20日 22～23頁

[立教大学図書館所蔵]

資料3 〔研究室図書備付規程〕〔1955(昭和30)年〕

研究室図書備付規定

- 1 大学院各研究科並びに各学部研究室で本学の図書(雑誌、パンフレット等をふくむ)を備付ける場合は当該委員長並びに学部長を通じて図書館長の承認を受けねばならない。
- 2 大学院各研究科並びに各学部研究室は備付図書受け入れに先だつて下記の諸条件をみたさねばならない。
 - (1) 常置係員をおくこと
 - (2) 図書館の指示による図書目録カード、書架、卓、椅子を備付けること
 - (3) 図書貸出規定^(マ)を設けること
- 3 大学院各研究科並びに各学部研究室は年1回図書館長の申出に基づいて備付図書の点検を受けねばならない。

〔研究室図書備付規定〕〔1955(昭和30)年〕立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集』1969(昭和44)年7月1日 422頁

[立教大学総務部庶務課所蔵]

資料4 法学部学生閲覧室使用規則〔1968(昭和43)年〕

法学部学生閲覧室使用規則

昭43.11.19

第1条(学生閲覧室の目的)

学生閲覧室は、この規則によって入室資格を認められた者が、法学部研究室書庫に収納してある図書を閲覧するために使用するものとする。

第2条(入室資格者)

学生閲覧室への入室資格は、次の者に限り、これを認める。

1. 本学大学院法学研究科に在籍する学生

第5章 立教大学

2. 本学部に在籍する学生で研究室主任の許可をえた者
3. 本学部非常勤講師、あるいは本学他学部もしくは研究所に所属する教員
4. 他大学又は大学に準ずる研究所に所属する教員で、本学部教授、助教授、専任講師（以下においては本学部専任教員という。）の承認をえた者
5. その他、研究室主任の許可をえた者

第3条（入室許可）

前条第2号、第5号の研究室主任の許可をえようとする者は、特定の研究テーマを定めて、本学部専任教員の推薦をうけた上、入室許可の申請をしなければならない。

研究室主任は、前項の申請をした者に対して、適当と認められる場合に入室を許可することができる。

前項の入室の許可は、一か月以内の期間を限って与えるものとする。ただし、許可を更新することを妨げない。

第4条（入室許可証）

学生閲覧室への入室の許可をえた者に対しては、入室許可証を発行する。

本学部大学院に在籍する学生に対してもまた、入室許可証を発行する。その有効期間は、発行の日から1か年とする。

第5条（開室時間）

学生閲覧室の開室時間は、午前9時から、午後5時までとする。ただし、土曜日は正午までとする。

休暇中の開室時間は別に定める。

第6条（図書の出借）

学生閲覧室への入室資格者は、借出票に所定事項を記入した上、係員に入室許可証を提出して、法学部研究室書庫に収納してある図書を借り出すことができる。ただし、第2条第3号、第4号に該当する者は、入室許可証の提出を要しない。

借出冊数は、5冊を限度とする。

第7条（帯出禁止）

借り出した図書の利用は、学生閲覧室内に限るものとする。

第8条（借出図書の返却）

借り出した図書は、遅くとも借り出した日の学生閲覧室の開室時間の終了までに、係員に返却しなければならない。

閲覧者は、開室時間内においても、係員の請求があったときは、直ちに借出図

書を返却しなければならない。

第9条（入室資格の停止）

入室資格を有する者が、この規則の定めるところに違反した場合には、研究室主任は、その資格を停止することができる。

〔注〕本「使用規則」はその後、「法学部図書閲覧室使用規則」[1972（昭和47）年1月18日施行、全文は立教大学法学部『昭和47年度 履修要項 法学部専門課程 法学研究科』1972（昭和47）年4月、104～105頁に所収]に改定された。

〔法学部学生閲覧室使用規則〕立教大学法学部『昭和44年度 履修要項 法学部専門課程 法学研究科』1969（昭和44）年4月 99～100頁

〔立教大学教務部法学部教務課所蔵〕

資料5 多田二郎「立教大学図書館新座保存書庫—その経緯と今後の歩み—」
[1982（昭和57）年]

立教大学図書館新座保存書庫
—その経緯と今後の歩み—

多 田 二 郎
(立教大学図書館副館長)

経緯

人間一人の年輪の流れの中でも大小さまざまな変容がみられるように、本学の組織でも一つの目標を立て、長い間そのテーマを検討している過程で時には熱心に採りあげられるかと思えばやがて急速に沈滞する、この繰り返しの中からこのたびの「新座保存書庫」が誕生した。

本学図書館は1918年（大正7年）に建てられたメーザ記念館の2階（約455㎡）と1階の一部分で長い間図書館活動を行ってきた。

1960年12月 丹下健三氏設計による増築部分（総床面積 3,060.2㎡）が完成し、旧図書館とつなぎ新館と呼称し現在に至っている。

「新座保存書庫」の経緯を何時を起点とするかは必ずしも定かではないのでこの機会に図書館建築に関し年代風に列挙し、少しくどいかと思えるが記録に従って若干の解説をしてみよう。

1973年2月 大学内、館内の要望で、図書館内に「建築小委員会」が発足し、同じ年の12月まで11回の会合がもたれた記録がある。

当時かなり精力的に動いており、他大学図書館の建築に関する資料を収集し、分析をし、増築図書館の施設内容と名付けた中間報告書を作成している。このな

第5章 立教大学

かに「保存書庫」の見出しの下に……Depositの線を強く出し書庫面積の1/2にし……との記事を読み、興味を引かれたものだった。この報告書ではあくまで池袋構内を想定した増築計画であった。

1974年12月 埼玉県新座市⁽¹⁾（立教高等学校の隣接地）を想定した100万冊収納可能な保存する機能だけを目的とした書庫の図面を、某業者の協力により作成した。この書庫は10万冊単位でレンタル可能な自動・手動の両面で使用できるものであったが、この案は学内の会議で二、三度話題になったのみであった。

1975年6月 全学部代表で構成されている図書館の委員会で「図書資料保存スペースの狭隘に関する件」との要望書が総長に提出され、翌月の同会議で「書庫増築試案」が提案されたが具体化をみなかった。

1976年 学部資料が設置場所の関係で過重となり、人命にかかわる程重要性をおび、学部教授会でも協議し、図書館側もその対応に苦慮したが結局緊急避難として受けとめざるを得ず、一部資料は本館に書棚を増設して横置きにした状態で受け入れることにし、他に臨時的に重複雑誌その他の資料をダンボール詰め約500箱と外国新聞、約1,600冊を別の施設に移し、いわば塩づけの状態にせざるを得なかった。

このことは研究者にとってはもちろんのこと、図書館、大学にとっても不本意で誠に遺憾の極みであった。

大学当局も財政緊迫化の最中であるにもかかわらず書庫建築の検討に取り組みはじめ、1976年の夏期休暇中5日も書庫問題を協議したが結論には至らなかった。館長の諮問機関である図書館運営協議会でも1976年11月、1977年11月と二度にわたり書庫問題に関する要望書を総長宛提出した。一方この間、館内でも新しく委員会を設け、具体的な設置場所の候補を挙げ、必要面積を算定し、階層を決め図書館運営協議会に提案し大学当局に申し入れを行った回数も5、6度に及んでいる。このように当時としてはできるだけの手段を尽くしたが気運未だ熟せずというべきか実現をみるに至らなかった。この間にも本館書庫の床積みは加速度を増し、利用者が必要とする資料がベテラン館員でも探し切れないこともしばしば起きる程になり、館員からの不満の声も一層高まってきた。

1979年11月頃、立教高等学校で図書館を建てる計画が大学にも伝わると俄然書庫問題が再燃し、爾來数次の討議を経て1979年12月19日書庫建設を本学の長期計画と切りはなし、緊急計画として推進することが大学として了承された。また図書館でも11月、建築のためのプロジェクト・チームが編成され12月15日付で「新座書庫に関する具体的な問題点」を作成し、A 設計上の問題——設計者と図書

館との関係、書庫の容量、形態、事務スペース・閲覧スペースなど—— B 別置する資料の問題——基準、本館と学部図書室との関係など—— C 管理・運営の問題などあらゆる角度から洗い出しや見直しを行い、1980年1月新しく設置された「図書館将来計画委員会」に引き継ぎ、プロジェクト・チームは解散した。この委員会は当面新座書庫建設に焦点を絞って活動することになった。当然なことであるが館員との話し合いも行われた。

一方、大学当局は1979年12月19日 高等学校と協力して新座校地に大学の書庫と高校図書館を一緒に建てることを決め、直ちに学院建設委員会が設けられた。なお、この委員会は立教学院の構成員である小、中、高、大学の関係者で組織されるもので図書館からは館長、副館長が委員に加わった。

1980年3月14日 上記建設委員会および理事会は大学、高校とも設計者として鬼頭 梓氏に委嘱することを決定した。以来9月26日 最終設計案が承認されるまで、鬼頭氏をめぐり、総長をはじめ、大学の窓口である施設課、図書館の将来計画委員会、館長、副館長のメンバーが互に交錯しながら数多くの会合をもち、スケッチの段階から基本設計へ、そして実施設計に至る間、意見が交わされ問題点が昇華され、よりよい構想が生まれた。そのプロセスが館長から図書館運営委員会²⁾、将来計画委員会、また館員の集会で報告され、意見交換が行われるという館長にとっては厳しいつみ重ね作業の連続であった。

書庫建築の動向をみつめながら将来計画委員会は移送案に関する具体的な検討もつづけた。

まず狭い本館の書庫内壁面に無理を承知で約8,000冊収納分の書棚を取り付け、なお従来視聴覚教室、録音室その他、授業や学生サークルに貸与していた地下室のスペースを関係者の了解を得て臨時の書庫とし約1万5,000冊収納のスペースを確保し、移送資料の仕分けの一部分にあてることにした。いろいろな調査、分析のための難点は、基礎データの不足、戦前のカードの記述の不備など伝統のある大学ではよく聞く話であるが本学でも免れ得なかった。

この論議の中で移送資料をコンピュータに入力したらどうかという意見が初めて出されたが開陳に止まっただけであった。

この間移送資料の単行本の数量、リスト化し配布されたものとしては文庫、大型セット物、和・洋雑誌など作成し、図書館運営委員会にも諮り何度かの協議と修正作業が行われた³⁾。

1980年4月28日 鬼頭氏から第1次設計図が提示され同氏と将来計画委員会のメンバーとの初会合が行われた。

第5章 立教大学

5月14日 鬼頭氏と同事務所安達氏を加え第2次設計図の検討を行う。A案の収納冊数概算33万、B案では36万のものであった。その時には内部構造の問題やら地下書庫利用の事など話し合いをしたが、いずれにせよ将来10年もたないであろうという意見では一致をみたが、新座に建てる時の前提条件として池袋キャンパス内での図書館の再開発を大学として了解していたこともあり、館側から多くを望めないムードでもあった。

5月30日 第3次案検討、6月2日 全館員に館長より経過説明があり、この時、地下利用も考慮している旨示唆された。6月4日 鬼頭氏より A案 地下1階、地上2階 3,000.5㎡ 地下は集密書架。B案 地上2階 2,274㎡、1階を集密書架にする案が出され図書館としてはA案を推進することになったが学院建設委員会の審議では3階建てに難色があり合意を得られなかった。

6月9日 鬼頭・安達両氏と共に5次案を検討する。この日は主として地下利用の可否についてその可能性とメリット、デメリットが焦点となった。将来計画委員会では学院建設委員会の意見を尊重しながら実質的な収納量の増加をはかるためと良質な地層の利用を配慮し、地上1階（但し書庫部分積層）、地下1階を考えることになった。

6月26日 第7次案の説明を受ける。これは地下1階、地上1階（書庫部分は積層）で地下は集密書架 約50万冊収納、地上書庫部分は2層で固定書架にし、約17万冊、他に大型新聞収納棚 約5,000冊分、作業室にも一部固定書架を入れる。エレベーターと階段との関係、空調の区切りは2系統、キャレル、ロビー、会議室、事務室、荷解室、玄関、職員通用口など具体的なイメージが理解できてきた。

7月2日 7次案をもとに家具、備品の設備、コンセント、インタホン、放送設備、火災報知器の位置および数のチェック、リストアップなどを行う。

この7次案を図書館運営委員会、館員、大学当局に提示し、館長が説明を行った。

7月22日 第8次案は第7次案と殆んど変りがなかったがスパンの間隔など、構造に変更があった。

8月6日 基本設計終了。

9月26日 学院建設委員会および理事会は基本設計とともに下記の件を承認した。

1. 名称は「立教大学図書館新座保存書庫」とする。
2. 建設規模 建築面積は1,200.75㎡とし床延面積は2,757.91㎡とする。

10月11日 将来計画委員会としては上記の決定を受け、学内関係部局との意見調整は館長、副館長にゆだね本腰を入れて引越のための何を移すかを具体化する作業に精力をそそいだ。委員会としてはまず「保存書庫への別置資料」案の検討から始めた。

11月27日 大学保存書庫および高校図書館の起工式が行われた。

11月29日 第8回将来計画委員会開催、館長より保存書庫の竣工予定は1981年12月20日である旨披露される。委員会としては82年3月を目途として移送計画を詰めることとし、原則として新座保存書庫での体制を下記のように決めた。
① 利用を優先する。② 整理業務は最小限にとどめ、未整理図書の外注も検討する。③ 学部別配架はしないことにした。ついでアルバイトの申請のこと、本館資料と凍結資料および本館の単行書、雑誌の移送については拡大プロジェクトチームを編成すること、また、コンピュータ化との関連を考えるなど話し合い、特に新座の利用体制については図書館運営委員会と緊密に協議をすることになった。

将来計画委員会はその後、数次に亙り本学図書館が移送する資料群の中には将来抜本的に解決しなければならないが過渡的方策として修正すべき点の手段と方法の問題、また、学部図書室との調整のこと、引越の方法の問題、新座へ常駐する職員をどうするかなどについて討議した。

1981年1月8日 館員の集会で館長より、移送に関する基本的な考え方の説明があり、館員の協力を要請、あわせて作業委員会を発足させる旨発表された。

1月17日 第20回将来計画委員会
移送する資料として

A 単行書

- 1) 受入台帳番号 10万番以前の資料
- 2) 重複本、異版本、セットもの、文庫、貴重書

B 雑誌・新聞 1970年以前のもの

C 凍結してある資料

この三つのグループの作業の事前業務と予算申請の措置を考えることにした。

作業委員会の分担として(A1)10万番以前の和・洋単行書、(A2)セットものその他、(B)和・洋雑誌とし3グループ共5～6名の委員で構成された。

1月24日 将来計画委員会と作業委員会との合同会議がもたれ、3グループの詳細な詰めと打合せをし、特に雑誌に関してはある基準で選別し1970年までの分を移送の対象とする館長提案があり、また10万番以前の単行書はコンピュータに

第5章 立教大学

入力すべきだとの意見もあり、手作業と平行して入力作業の予算を申請することとした。

2月23日 10万番までの和・洋の単行書のコンピュータ化^{〔マツ〕}にする予算が承認され、洋書については学内で入力、和書は漢字処理をするために外注することが決まった。

4月26日 将来計画委員会（第26回）

和書外注業者と折衝する一方、大学のコンピュータ・センターへ端末利用の申請を行った旨の報告があり、アルバイトも含め館員の動員体制を協議した。

5月15日 総長をはじめ学院、大学関係者と図書館側が合同して現地視察を行った。現地には外装のレンガ見本が積まれ展示されていた。

6月13日 将来計画委員会。まずA1グループの報告があり、入力状況について検討し、今回のリストは仮のリストとして使用することにし、入力済みの資料の引抜き作業を直ちに始めることにした。A2グループの文庫、セットもののカード引抜き、現物との照合、資料の地下室への搬入作業はこの時点で完了した。Bグループの雑誌関係はかなり難航した。

古いカードは記述が不備なこともあり、当初の予定より移送準備が進まない状況が報告された。当日の配布資料は、①入力作業、②引抜き作業、③移送作業、④未決定の分に関する一覧表でそれぞれの開始と終了予定を月毎にまとめたものである。

委員会は引続き夏期休暇に入る前3回の会合をもち、コンピュータ入力状況報告、現地見学、移送資料の配架位置の検討をし、休暇中、現地での会議ももった。

10月9日 第33回将来計画委員会を開催し、和書の古いシェリフ・リストの堀りおこし作業のため館員延80名を動員することを決めた。

10月28日 館員の現地見学会を行った。

11月21日 将来計画委員会は引越関連作業の計画を点検し、移送の経費、コンピュータの外注部分の経費などの予算申請の資料を検討、次年度移送資料を約10万冊と推定、また和書のコンピュータによる入力冊数は約3万5,000冊とし予算を申請することにした。

1982年1月9日、28日の会議では保存書庫が1月14日に引渡式が行われることを受け、学内関係部局と図書館側で2月3日打合せをすることが報告された。引越計画では搬出、搬入の館員担当係を決め、別置資料は2月23～26日の間専門業者により燻蒸を実施し、3月第1週にA2資料群と共に移送、3月11日の落成式に間に合わせて配架を完了する計画が決まった。また3月15日の週に2回目の資

料を移送することにした。

この間、作業委員会はそれぞれの分担業務について分析、企画立案、作業行程表の作成など詳細な資料を作成し、本委員会に提出され実行にうつされた。また一方、保存書庫の配架を指示する荷札書き、ラベル貼り作業などやまた業者に移送に関する説明を行うことなどを決めた。

2月14日 入学試験の動員に応じながら、引越関連作業を進めるという極めてハードな計画に館員の協力を依頼し、2月16日～3月16日までの各業者の日程表を作り、書架の調節、燻蒸作業、資料の結束、移送実施、配架点検、落成式、そしてまた移送作業の実施を決めたが実際には業者による移送業務が終わったのは3月19日であった。

1月14日 保存書庫の引渡しが行われたことは前にも書いたが、その後も鬼頭建築設計事務所に管理を委託していたが3月12日～25日の9日間、館員が交替で保存書庫に勤務することを決めた。

図書館長は2月に入って間もなく新座保存書庫の位置づけおよびその運用について大学の合意を得、全図書館員への説明会をもち、新しく運用課も新設した。

以上が新座保存書庫の建設計画から現在に至る経緯概略である。

保存図書館

1959年、1962年とJLAの全国図書館大会で保存図書館の建設が決議されてから既に20年以上も経てきた。保存図書館あるいは共同保存書庫に対する論議は数多く、出し尽くした感もある。私自身も10年以上まえから「地域別」、「主題別」あるいは館種の壁を取り払った共同の保存図書館の設立を機会ある毎に主張してきた一人である。その私の所で独立した保存書庫を建てることになったのは、運命が私をからかったものかも知れない。私の念願としては一組織体の名称を付けた保存書庫はこれを最後として欲しいと思うもので、今後は何らかの形で共同保存書庫の気運が高まることを期待したいものである。

新座保存書庫

1966年文部省管理局教育施設部あてに大学図書館施設研究会議答申が出され、その中で「保存書庫」についての定義が述べられているが、20年近くも過ぎた現在では別な要素も加えるべきだと考え、また私学として独自の「保存書庫」の理由付けをした。新座保存書庫は池袋校地と離れた所にあり、大学構成員が恒常的に定住していない事や建物自体も凶面で判る通り大半が書庫スペースで占められている。

さて今回の建築であるが私自身1968年、東京経済大学図書館建設の際、鬼頭氏

第5章 立教大学

との関わり合いを持った。その後も氏の建築した図書館を数館見学し、論文記事を読み図書館に対して立派な見識をお持ちの方であると日頃敬服していた私にとって、再び関わりを持つ幸運を得た感激は大きなものであった。二回目の今度の関わり合いに、私には安堵と不安の気持ちがあった。前者は設計者の決定であり、後者は敷地が離れているため毎日作業現場に行けないということであったが結果としては不安は徐々に消えていた。特に銘記しておきたいことは二か所の大学で副館長として建造物に関わりをもち、二度とも関係者として良い上司に恵まれたということである。

今後の方針

この保存書庫は単なる収蔵庫とせず特色あるコレクションとして利用者に魅力あるものとすべく配慮をしている。

まだ利用体制も運営をどうするかも正式な取り決めはないが、この4月から組織上は立教大学図書館の一つの課として位置づけ、運用課として発足した。現在2名の職員と常勤アルバイト2名を配し、移送された資料の整備と秋に実施予定の3回目の引越し準備作業を行っており、利用者第一の方針をつらぬく姿勢を堅持する原則を前提として、利用者の窓口を本館の閲覧課に一本化し、貸出、複写およびキャレルの利用予約などを行っており、5月から複写機が設置され、既に利用者の要求に応じたケースも数件ある。保存書庫運営は本年一ヵ年の利用者の状況にケース・バイ・ケースで応じ、試行錯誤をくりかえしながらよりよい利用の体制と運営を考えることにしている。現在、利用者が新座にある資料を要求した場合、週二回の館員が運ぶことにしているが、資料の量によっては新座に行って現場で利用する時もあり、新座にある雑誌のコピーサービスも行っている。将来の夢としては、グーテンベルク・エクスプレス⁽⁴⁾のような定期便を池袋と新座の間に走らせたいと思っている。またこの保存書庫は来たるべき図書館間の相互協力の体制に、その一端を担える施設になり得ることを願っている。この建造物は21世紀にその施設の機能が最大限に発揮できるとの夢もみている。

注

- (1) 大学の敷地 池袋キャンパスより現地まで電車でも自動車でも所要時間約50分の距離にある。
- (2) 本学では館長の諮問機関として、全学部選出教員で構成される「図書館委員会」と「図書館運営協議会」があったが建築審議の期間中に機構改革があり「図書館運営委員会」と名付け一本化された。
- (3) 終局的には3月第1週と第3週の資料の移送数量概算で下記のとおりであ

る。

登録番号10万番以前の単行書（洋書）	30,000冊
文庫、シリーズ物（和・洋）	15,000冊
洋雑誌	13,000冊
和雑誌	5,300冊
凍結資料（外国新聞1,600冊を含む）	45,000冊相当分
	合計 108,300冊

（4）カリフォルニア大学のバークレイ校とスタンフォード大学の図書館の間で協力体制がとられ、80km離れた両校の間を結ぶバス便の名称と聞く。

多田二郎「立教大学図書館新座保存書庫—その経緯と今後の歩み—」『びぶろず』第33巻第6号 国立国会図書館連絡部 1982（昭和57）年6月20日 1～9頁

〔立教大学図書館所蔵〕

資料6 「文庫」[1996（平成8）年]

文庫

1. 高松文庫（高松孝治 元本学教授）倫理、宗教関係
和：73、洋：401
2. 岡田文庫（岡田太郎 元本学教授）民族学関係
洋：182
3. 須藤文庫（須藤吉之祐 元本学教授）経済学など
洋：90
4. 水谷文庫（水谷 臣 元日本冶金工業監査役）経済学など
洋：107
5. 佐々木文庫（佐々木喜市 元本学講師）哲学、倫理学、英・独文学
和：622、洋：501
6. 三瓶文庫（三瓶与右衛門 元本学教授）主にロシア語の数学・語学・文学
洋：2489
7. 大久保文庫（大久保利謙 元本学教授）明治維新より大正に至る近代日本史関係
和：9154、洋：841
8. 小田切文庫（小田切信男 医師、無教会派のクリスチャン）
キリスト教 内村鑑三関係、仏教、文学
和：7238、洋：729

第5章 立教大学

9. 岸田・宮崎文庫（岸田国士 劇作家）仏演劇関係、共同研究者宮崎嶺雄氏より寄贈されたもの
洋：547（他に未整理 和：237、洋：350）
10. 前田文庫（前田護郎 元東大教授）新約聖書学、西洋古典学、宗教学、言語学
和：1299、洋：4468
11. 下坂文庫（下坂源太郎 元本学教授）経済学、財政史、保険、銀行史
和：955、洋：653（未整理）
12. 江川文庫（江川英文 元本学教授）国際法など
和：2790、洋：1186（未整理）
13. ドプシュ・パッツェルト文庫（元ウィーン大教授 Alphonse Dopsch及びDopschの弟子にあたるE.Patzelt女史の蔵書）中世ヨーロッパ経済史、法制史関係
洋：2354、他にパンフレット約1万点
14. マシュケ文庫（Erick Maschke 元ハイデルベルグ大学教授）中世ヨーロッパ経済史、前掲の文庫を継続するもの
洋：855、他にパンフレット多数（未整理）
15. 辻文庫（辻 莊一 元本学教授）キリスト教音楽を中心に、キリスト教芸術関係（未整理）
16. 菅文庫（菅 円吉 元本学教授）キリスト教哲学を中心に、哲学関係（未整理）
17. 石崎文庫（石崎政一郎 元本学教授）労働法を中心に、法律関係
和：1252、洋：731、洋雑誌：4（他に未整理 和：1472）
18. 金子文庫（金子 登 元東京芸大教授）ドイツ古典音楽を中心に、
和・洋書・楽譜約1600
19. サヴィーニ文庫（Friedrich Karl von Savigny 元ベルリン大学教授）19世紀ドイツ法学、法思想、観念論哲学、他
洋：569
20. ルメルル文庫（Paul Emile Lemerle 元パリ大学教授）ビザンティン学・美術史・歴史関係
洋：2247（一部未整理、他に洋雑：1319）
21. 菊井文庫（菊井維大 元本学教授）民事訴訟法を中心に法学関係
和：1420、洋：819、和雑誌：387
22. ウルマン文庫（Walter Ullmann 元ケンブリッジ大学教授）中世ヨーロッパ

政治史、経済史、法制史、文化史、教会史 ドプシュ・パッツェルト、マシュケ文庫を継続する

洋：1627

23. 細谷文庫（細谷俊夫 元本学教授）教育方法と職業教育を中心に教育学関係
和：534、洋：183、和雑：213、洋雑：54（未整理）
24. スヴァリン文庫（Boris Souvarine ロシア・キエフ出身の社会活動家）ロシア革命、ヨーロッパ社会主義運動関係
洋：585
25. 中沢文庫（中沢洽樹 元本学教授）旧約聖書研究
和：3 洋：502（未整理）
26. 平井文庫（平井啓次 元本学教授）フランス近・現代文学
洋：1969
27. 海老沢文庫（海老沢有道 元本学教授）日本キリスト教史、キリシタン史
和：5509、洋：674

『立教大学図書館新座保存書庫 利用案内』立教大学図書館 1996（平成8）年4月 3～5頁

[立教大学図書館所蔵]

資料7 松平信久「立教大学の情報設備・システムの整備に関する答申」[1993（平成5）年]

1993年10月27日

立教大学総長
浜田陽太郎殿

情報企画委員会
委員長 松平信久

立教大学の情報設備・システムの整備に関する答申

目次

I はじめに	2
II 検討にあたっての基本方針	2
III 検討の経過	3
IV 各施設・設備に関する導入又は更新の考え方と見積もり	4
V 金額一覧	7
VI 付記	10

第5章 立教大学

I. はじめに

本報告書は1993年4月22日付けで総長より本委員会宛てに諮問のあった標記の課題に対して答申を行なおうとするものである。学内の教育・研究・事務各分野にわたる情報環境の整備拡充が焦眉の急を要する今日、本答申の趣旨をご理解いただき、本学の明日の発展のためのキャンパスづくりにさらに邁進されることを期待する次第である。なお、予め次の点についてお断わりしておきたい。

1. 一部のシステムについては敢えて候補の順位をつけず、社名とそれに対応した機能を示すのみに留めた。予算の大枠が提示されていないため委員会としての判断を留保したためである。本答申にもとづいて予算の枠が示されれば、改めて候補中のメーカー等より見積もりを取り、その時点での最良のものを導入したいと考えている。
2. 諮問のあった新座キャンパスの機種については本報告書では答申を行っていない。その理由は
 - ①近い将来の新座キャンパスの利用形態について現時点ではなお不明な点が多い。
 - ②新座の実習用コンピュータについては池袋キャンパス、特に7号館における教育内容・設備との関連性が重視されなければならない。そのためには7号館に関する上記の検討と並行して審議を進めることが望ましい。
 - ③新座の設備の賃貸借期間は1994年度末であり、次期設備検討の為の猶予がなお若干は残されている。などの諸点によるものである。

II. 検討にあたっての基本方針

1. 学内の情報環境に関して、諸システムの相互関連性を維持しながらより一層の整備拡充を図る。
2. そのために学内LANの整備を進め、学内外ネットワークの利用拡大を図る。
3. 教育研究用と事務用のホストの分離を進める方向で検討を行なう。
4. 学術情報システムの早期導入を推進する。
5. 情報教育環境のあり方については、授業および実習、自習等の内容や進め方とも関連させながら斬新なアイデアを生かすように努力する。
6. 研究面では利用者の多様な使用目的、形態に対応できるシステムの導入を図る。
7. 検討を進めるにあたっては本委員会が基本方針を提示しながら各部局、利用者の意見要望を幅広く聴取するための努力を払う。

Ⅲ. 検討の経過

1. 本委員会の内部に以下の検討グループを設けて検討を進めた。

- ①計算機システム
- ②学術情報システム
- ③事務システム
- ④ネットワークシステム

2. 各部局の連絡、調整を図るために、本委員会に属する小委員会として各部局代表をまじえた次期システム導入検討小委員会を設置し、情報意見交換を行なった。

なお、7号館の情報設備に関しては新7号館情報教育設備検討小委員会が1992年12月に発足し、検討を進めてきた。

3. 各システムごとにユーザーの意見、要望を知るためのアンケート調査を行なった。

4. 各システムごとに必要な見学を行なった。これまでに各システムごとの見学は、のべ9日13機関に及んでいる。

5. 8月2日の各社に対する要求提示を行なった。参加は19社であった。9月1日の締切日までに15社からの回答があった。9月14日に各社による回答内容に関する説明会を行ない、参加14社からの説明を受けた。なおこの他に各小グループごとの説明会を数回にわたって行なった。

6. 各検討グループの主査による主査会議を数回にわたって行なったうえで、大学全体としてのシステムの関連性を考慮しつつ本委員会として多数意見に基づき結論を出した。

Ⅳ. 各施設・設備に関する導入又は更新の考え方と見積もり

(注、見積り額はまだ交渉の余地があり、最終的な詰めが必要である。)

(1) 【図書館新システム】

学術情報システム

導入目的：図書館を近代化された学術情報センターとして機能できるようにし、さらに、予想される新座図書館の準備・運営を効率化し、そして「立教大学学術情報センター」への移行の基礎とする。

運営管理：図書館学術情報システム単体としては館員数名で管理・運営を行なう予定であるが、学内ネットワークとの関わりにおいてはコンピュータ・センターとの連携のもとに行なう。

選定基準：パッケージの性能、運用のしやすさ、価格

第5章 立教大学

初年度費用 次年度以降 (単位千円)

①NEC	110,000	88,960	
②日立	117,600	84,400	
③丸善	60,180*)	83,320	*) 主たる差額は設置費用不要の為

注) ①②は再見積りにより価格が下がる余地がある。

③は機能運用面で導入後に不安が大きい。

上記以外に共通して必要な経費は 初年度 ￥28,575,000
次年度以降 ￥12,160,000

(2) 【学内ネットワーク】

目的：学内外の情報資源の利用、研究の国際的結合・交流の推進、大学内部の情報基盤の整備

運用管理：研究教育WSサーバシステムの管理者が兼任する。

基幹系： 2、3号館、図書館……………￥35,360,000

支線系： 新座体育館及びタッカー3、4、5階…別途お知らせ致します。

付記・学内のLAN整備は研究教育の基礎条件として重要であるが、現段階では専任教員の研究室等のLAN整備を重視したい。
・研究所等のLAN設備も重要な課題であるが、次の段階での検討に委ねたい。

(3) 【大型コンピュータ更新】

(a) 研究教育汎用機サーバ

更新目的：現システムの更新問題に伴い事務システムとの分離という基本方針を推進する。論理面だけでなく価格面での分離も実現を図る。また、研究教育システムの必要機能見直しと今後の動向（一部機能のWSへの移行）への対応をする。

運営管理：コンピュータ・センター

選定基準：汎用機サーバの利用も残す方向、価格

初年度費用 次年度以降 (単位千円)

①富士通	6,000	12,000
------	-------	--------

(b) 実習室システム

更新目的：現システムの更新に伴う教育研究システムの質的機能の向上（処理能力の向上、X-WINDOWS）への対応。

運営管理：コンピュータ・センター（21時まで開室：委託1名）

選定基準：汎用機サーバ・研究教育WSとの整合性、単体としての処理能力

	初年度費用	次年度以降	(単位千円)
①日立	4,427	8,854	
②S R A	6,111	5,957	
③富士通	3,000	6,000	

注) 再見積りにより順位に変動があり得る。

(c) 研究室端末システム

更新目的：エンドユーザーニーズへの対応。具体的機種の設定は数候補の中からユーザーの選択により数種を決定する。

運営管理：各学部及びコンピュータ・センター

選定基準：マルチベンダーへの対応。

概要：50万円相当(1システム購入価格、上限)×150台

(d) 研究室教育WSサーバシステム

更新目的：現システムの更新問題に伴う研究システムの質的機能の見直しと今後の動向(汎用機サーバー部機能のWSへの移行)への対応。

運営管理：各学部及びコンピュータ・センター(委託1名)

選定基準：システム構築への協力度、WSの能力、価格

	初年度費用	次年度以降	(単位千円)
①日立	16,200	32,400	
②S R A	30,551	34,491	
③I B M	13,962	27,924	

注) 再見積りにより順位に変動があり得る。

(e) 事務汎用機システム

更新目的：現状維持

運営体制：コンピュータ・センター及び教務センター

選定基準：再開発の費用及び期間、価格

	初年度費用	次年度以降	(単位千円)
①富士通	31,200	62,400	

(4) 【新7号館情報教育設備】

コンピュータ教室(60台×2室)

導入目的：新座キャンパスにおける情報基礎教育に対応する情報応用教育を池袋キャンパスで展開する必須設備である(21時まで開室)

運営管理：専任1名、業務委託2名

選定基準：授業担当予定者の希望条件への充足率、価格

提 案 会 社	機 能	
C S K	PC-9821ASを提案	WINDOWS
富士通	TOWNSを提案	FACES
日立	実習室提案と同機種を提案	WINDOWS
I B M (アルプシステム)	DOS/V機種を提案	WINDOWS
N E C	PC-9821ASを提案	WINDOWS
S H A R P	PC-9821を提案	WINDOWS
S R A	DEC/MACを提案	WINDOWS/MAC OS

(ABC順)

〔略〕

VI. 付記

本答申に向けての検討を進める中で、解決を要する様々な懸案が指摘され、議論されてきたが、次の諸点は特に重要な課題であると思われる。これらの課題には、本委員会で取り上げるべきものの他、大学全体としてあるいは関連他部局で検討すべきものも含まれていると考えられる。ここに記して関係者の方々のご検討をお願いする次第である。

1. コンピュータ・センター等のあり方

コンピュータ・センター規定^(付)の改定は、学内の情報環境の急激な変化を見定める必要から中断したままになっている。学術情報センターの設置、7号館の完成など近い将来に予想される事態に対応してそれらの機関とコンピュータ・センターとの関係のあり方は早急に検討されなければならない。

学術情報システムの運用にあたっては、次のような組織上・人事上の手当てが必要であろう。

1. 図書館内に運営組織を設ける。
2. 全図書館員および学部・学科図書資料施設の要員のシステム活用能力・利用指導能力を形成する。

また、国立学術情報センターは、UNIX・WSによる分散処理システムの開発を進めている。数年の間には、これを導入する大学も始始めるであろう。本学も、早晩、これへの対応を迫られることになる。前記運営組織は、本委員会およびコンピュータ・センターとの連係の下に、その準備に当たることも必要である。

2. 事務体制再検討の必要性

第7節 諸研究所・施設の設置と活動

事務管理におけるコンピュータ利用が一段と促進されつつある現状の中でより合理的、効率的な事務処理のために、事務体制のあり方を抜本的に検討することが必要であろう。と同時に、事務電算化委員会と本委員会との関係のあり方についても再検討の要がある。

3. 情報企画委員会の構成について

本委員会には、事務部長会からの一名の参加を除いては、事務部局を代表する委員は加わっていない。大学全体としての情報環境を検討する本委員会としての性格を考えるならば、事務部局からの委員の増員を念頭においた委員会としての再構成は不可欠である。

4. 次期システム導入にあたって文部省からの助成金申請の対象をどの範囲までとするかの検討が研究助成課や学務課との協議の上で進められなければならない。

松平信久「立教大学の情報設備・システムの整備に関する答申」1993（平成5）年10月27日

[立教大学図書館所蔵]

第7節 諸研究所・施設の設置と活動

本節では現存する9つの研究所および施設に関する資料を収めた。そのうち、戦前から存在する研究所はアメリカ研究所のみである。戦後に設置されたものは、心理教育相談所を除けば、すべて1950年代後半から60年代後半に集中しており、その後、設置の事例はない。この時期の特徴は次の2点に要約できる。第1に、松下正寿総長時代〔1955～67（昭和30～42）年〕であること、第2に、学部の増設と学生数の増加による、いわば大学の「高度成長期」に当たっていることである。このことが示唆するところは多いと思われる。

なお、資料の調査・編集については各担当委員の判断に従った。（荒野泰典）

（1）立教大学アメリカ研究所〔1939（昭和14）年設立〕

資料1 〔ダグラス・W・オーヴァトン「まえがき」〕〔1950（昭和25）年〕

まえがき

著者は、本書の作成について立教大学アメリカ研究所佐々木順三所長より常に激励をよせられたことを感謝しなければならぬ。また細入藤太郎、清水博両教授、飯島淳秀、米田清貴両助教授の研究員の方々にも心から感謝の意を表したい。こ

第5章 立教大学

の諸君は、本書の原典の選択に関し助言をよせ、さらに翻訳の労をとられた。また、英文原稿の準備には、イネス・マッケジ、キャサリン・デニック両嬢、日本文原稿の整理には研究所の吉橋かめ代嬢の一方ならぬ助力を得たことをお礼と共に記しておく。

最後に、立教大学図書館、国際連合、G・H・Q・民間情報教育部、米国国務省の好意により、貴重な写真の数々を掲載できたことを、感謝と共に欣びたい。
一九五〇年三月

ダグラス・W・オーヴァトン

ダグラス・W・オーヴァトン著（立教大学アメリカ研究所訳）『アメリカ政治思想の系譜』潮書房 1950（昭和25）年 1頁

〔立教大学図書館新座保存書庫所蔵〕

資料2 〔立教大学アメリカ研究所の現況〕〔1952（昭和27）年〕

秘

27年10月現在

名称と略称（ふりがな）	立教大学アメリカ研究所
経営形体（法人、会社その他 ^{〔ママ〕} 学校法人立教大学附属	
所在地と電話番号	東京都豊島区池袋三ノ一二七二立教大学構内 電話大塚（86）3121（代表）
関係ある官庁、団体名 ^{〔ママ〕}	ナシ
現代表者（会長、理事その他の主要役員と任期）	所長 立教大学、総長 佐々木順三 理事 立教大学、教授 細入藤太郎 在米理事 D. W. オーヴァトン 任期 4年 教授 ドーナルド・オークス
主なる一般会員名（総人数5名）	研究員 細入 藤太郎 " 杉木 喬 " 清水 博 " 飯島 淳秀 " 米田 清貴

編集発行する会報機関誌等 ナシ
総会その他主催する定例行事年間総事業経費等 定例行事 ナシ 年間総事業経費 50万円
<p>活動の状況 本研究所の使命の一つたるアメリカ関係図書及び資料の蒐集に目下鋭意努力を集中し、その完璧を期している傍ら、戦後アメリカにて出版された文化関係書の分類とその索引の作製及び本邦にて刊行されたアメリカ文学の翻訳書のリストの作製に当たっている。また最近はアメリカ側の要望にこたえわが国の主要大学におけるアメリカ関係講座の設置状況につき調査を行い、その統計を作製した。</p> <p>研究員は個々の自由な研究活動を成し、各方面にその業績の発表を行っている。</p>
<p>今後の方針 上記のアメリカ関係図書及び資料の蒐集、アメリカ文学及び歴史関係書の分類とその索引の作製は今後も継続して行う。また古典的名著及び基礎的アメリカ文献の翻訳出版、研究所紀要の刊行等が予定されている。</p>
設立年月日 昭和14年3月
設立者・発起人 C. S. ライフスナイダー 遠山郁三 D. W. オーヴァトン その他
設立の趣旨 日米親善と日米文化及び学問の交流
名称のいわれ 特になし
<p>沿革 「本研究所は日米両国民の理解と協力の実現達成のため日米双方の識者の間にアメリカ文明に関する研究機関を本邦に設置し以てわが国民にアメリカの認識と理解を促進する必要が痛感されるに致り、アメリカ側からは当時の駐日米大使ジョセフ・グルー氏を始めとし、日本側からは学界、教育界、財界、官界多数の士の賛助、後援を得て昭和14年早々「立教大学アメリカ研究所」の設立を見るに致った。爾後本学のアメリカ研究所の権威たる数教授を以て研究陣の充実を計る一方、アメリカ関係の図書、資料の集大成に努め、本邦のアメリカ</p>

カ研究者及び一般人に公開し利用の便を計った。その後一時名称を「アメリカ研究所」と改め戦時中も活動を維持し、戦後はアメリカ認識の要求の増大に応じ、月刊誌の出版、講演等の啓蒙活動を行ったが、昭和22年2月^(ママ)根本的改組を行うため一旦閉鎖し、同年11月再び「立教大学アメリカ研究所」の名称の下に新たな組織を以て復活再開し今日にいたっている。」

特色 立教大学図書館所蔵になる本研究所のアメリカ関係図書及び資料はその数量に於て本邦最高を誇り、その範囲も政治、外交、経済、教育、文学、歴史、宗教の多岐にわたり、就中、文学、歴史、宗教関係の文献は他の追隨を許さない。また戦前よりカーネギー平和財団の寄託図書館に指定されて図書の寄贈を受けており、その寄贈図書中 Economic and Social History of the World War の膨大な叢書等の如きは貴重なものとされている。またアメリカ合衆国議会議事録を始め国務省、農務省の報告書、定期刊行物、その他同国政府各部門より発行される文書は常時送付を受け、わが国の各分野のアメリカ研究者に多大の便益を供している。

N. H. Kの放送に対する意見希望その他

日本放送協会 (n. h. k) 放送文化研究所
立教大学アメリカ研究所 [昭和27年10月現況] [1952 (昭和27) 年10月]
[立教大学アメリカ研究所所蔵]

第7節 諸研究所・施設の設置と活動

資料3 文部省大学学術局「人文科学研究機関調査票」[1953(昭和28)年]

人文科学研究機関

調査票

文部省大学学術局

(No. 1)

昭和28年1月現在

1. 研究機関の 名称及代表者	名 称	立教大学アメリカ研究所			代 表 者	職 名	立教大学総長 立教大学アメリカ研究所長
					氏 名	佐々木 順三	
2. 研究機関の 所在地	東京都豊島区池袋三丁目 (電話大塚局(86)3121-3129番)				3. 設 立 年 月 日	昭和14年3月	
					4. 設 立 者 氏 名	個人公益法人(その他の法人) 法人でない団体 立教大学	
5. 敷地坪数	73.3坪		6. 建 物 坪 数	36.73坪	7. 昭 和 27 年 度 予 算	50万円	
8. 附 属 施 設	図書館				9. 蔵 書 数	洋 15000 和 5000	計20,000
10. 研究機関 従事者数	研究者	研究補助者	技術関係者	事務関係者	その他の関係者	計	
	専任・兼任	専任・兼任	専任・兼任		ナシ		
11. 研 究 分 野	主な研究 及び 研究者名	細 入 藤太郎 (英米文学、英米比較文化) 杉 木 喬 (アメリカ文学、アメリカ演劇) 清 水 博 (アメリカ史) 飯 島 淳 秀 (英米文学) 米 田 清 貴 (アメリカ経済・労働)					
	その他の 受託研究	ナシ					
12. 研究のため外部 からの収入	民間よりの 受託研究費	政府よりの 交附金及び補助金	寄 附 金	そ の 他	計		
	(昭和27年会計年度)	/ 千円	/ 千円	/ 千円	/ 千円	/ 千円	

昭和28年1月23日発
文部省大学々術局行

(No. 2)

13.刊行物							
定期刊行物	邦文誌	誌名		欧文タイトル	欧文抄録の有無	発行回数	発行部数
		ナシ	ナシ	ナシ	有 ○ 無	年刊 季刊 月刊 その他	ナシ
定期刊行物以外の出版物	欧文誌	誌名		ナシ		発行回数	発行部数
						年刊 季刊 月刊 その他	ナシ
D. W. オーヴァトン著「アメリカ政治思想の系譜」							
備考							
代表者氏名印		佐々木 順三		記入担当者氏名印		飯島 淳秀	

注意 4については民間の研究機関は必要な箇所を○で囲み、設立者名を記入すること。

11については研究者は大学卒業後五年以上、専門学校卒業後八年以上研究に従事しているもの、それ以外のもので直接研究の補助に従事しているものは研究補助者とする。技術関係者としては例えば翻訳者、統計取扱者等はこれに入れること。

13については現在刊行の機関誌名及び従来刊行した単行本の主なるものを記入すること。尚欧文抄録の有無及び発行回数は該当事項を○で囲むこと。

[注] 本資料は、文部省からの調査依頼[「人文科学関係研究機関の調査について」1952(昭和27)年12月24日]に対する、本研究所からの回答と思われる。

文部省大学学術局「人文科学研究機関調査票」1953(昭和28)年1月

[立教大学アメリカ研究所所蔵]

資料4 立教大学アメリカ研究所規則

資料4-1 立教大学アメリカ研究所規則 [1971 (昭和46) 年]

立教大学アメリカ研究所規則

施行 昭和46年4月1日

第1章 総則

第1条 本学に立教大学アメリカ研究所 (The Institute for American Studies) をおく。

第2条 本研究所はアメリカ研究を行なうことを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) アメリカ研究に必要な図書・資料の蒐集、整備
- (2) 本学内におけるアメリカ研究の推進
- (3) 本研究所と目的を同じくする学外研究機関及び研究者との協力
- (4) 学術講演会の開催、その他所員会議で必要と認めた事項

第2章 所員及び所員会議

第4条 本研究所の所長は立教大学総長がその職を兼ねる。

第5条 本研究所に所員若干名をおく。所員は第3条にかかげた事業の遂行に協力する。

第6条 所員は所員会議の推薦にもとづき総長がこれを任命する。

第7条 所員は所員会議を構成し、本研究所に必要な事項の決定に当たる。

第8条 所員会議は毎年度初めの所員会議において当年度の議長をえらぶ。

第9条 所員会議は所員の3分の1以上の要求により随時これを開くことができる。

第10条 本規則の改正は所員会議の3分の2以上の多数決により、所長の同意をえてこれを行なう。

附 則

本規則は昭和46年4月1日より施行し、従来の規定⁽⁷⁷⁾は廃止する。

[注] 1971 (昭和46) 年以前の規程については、『立教学院百二十五年史 資料編第1巻』[1996 (平成8) 年刊] 699~700頁を参照のこと。

〔立教大学アメリカ研究所規則〕[1971 (昭和46) 年4月1日] 立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第3号』1971 (昭和46) 年9月15日 115頁

〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

第5章 立教大学

資料4-2 立教大学アメリカ研究所規則〔改正箇所抜粋〕〔1981（昭和56）年〕

第2章 所員及び所員会議

第4条

- 1 本研究所に所長をおく。
- 2 所長は、所員会議の推薦に基づき総長がこれを任命する。
- 3 所長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 所長は、所務を統括し研究所を代表する。

第6条 所員は所員会議の推薦に基づき当該学部の同意を得て総長がこれを任命する。

第8条

- 1 所長は所員会議を招集する。
- 2 所長は所員会議の議事を司る。

附 則

本規則は1981年4月1日より施行する。

〔立教大学アメリカ研究所規則〕〔1981（昭和56）年4月1日〕立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第20号〕1982（昭和57）年1月25日 114～115頁

〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

資料4-3 立教大学アメリカ研究所規則〔改正箇所抜粋〕〔1984（昭和59）年〕

第6条 所員は所員会議の推薦に基づき当該学部の同意を得て総長がこれを任命する。

- 2 前項の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

本規則は1984年4月1日から施行する。

〔立教大学アメリカ研究所規則〕〔1984（昭和59）年4月1日〕立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第26号〕1985（昭和60）年1月10日 114～115頁

〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

資料5 刊行物

資料5-1 〔「アメリカ研究所業績報告」にみる刊行物〕〔1954～62（昭和29～37）年〕

アメリカ研究所業績報告

〔略〕

Ⅱ 研究のための基本的調査

〔特色および公刊目録〕

1. アメリカ文学・アメリカ史学関係英語論文リストの調査・作製と公刊

∴ “A Checklist of Articles on Literature Appearing in
American Periodicals, 1957 Available in Rikkiyo University”

” 1958 ”

” 1959 ”

” 1960 ”

∴ “Articles on American History, Appearing in Periodicals
(1954~55) Available in Rikkiyo University”

” (1956) ”

” (1957) ”

” (1958~59) ”

” (1960) ”

” (1961) ”

本リストは当研究所をはじめ文学部・経済学部所在の雑誌より作製したものであるから、本学においてこれを随時利用できることに価値がある。本リストの作製には英米文学研究室、および史学研究室の協力と経済学部資料室の便宜供与をうけた。

〔略〕

〔注〕アメリカ研究所では、この他に ‘Extension of American Studies in Japanese College and Universities’, [1950]、‘Catalogue of the Institute for American Studies Library’, 1959、『アメリカ史研究者名簿』1962（昭和37）年及び1968（昭和43）年、等を作成している。

〔アメリカ研究所業績報告〕[1962~63（昭和37~38）年]

〔立教大学アメリカ研究所所蔵〕

資料5-2 〔『立教大学白書』にみる刊行物〕[1950~96（昭和25~平成8）年]

アメリカ研究所

〔略〕

4. アメリカ研究所の出版活動

第5章 立教大学

アメリカ研究所は定期刊行物として『アメリカ研究シリーズ』（年一回発行）を刊行しているほか、折にふれてその研究成果を世に問うてきた。以下はその活動の記録である。

（1）定期刊行物『アメリカ研究シリーズ』について

- 第1号 富田虎男「アメリカ独立革命研究の最近の動向」(1976),pp.116.
- 第2号 後藤昭次「トランセンデンタリズム研究の近年の動向について」(1976),pp.39.
- 第3号 金井公平・長瀬弘・後藤昭次「日本に於けるアメリカ文学研究の先駆者たち—高垣松雄を中心に—」(1978),pp.84.
- 第4号 「立教大学アメリカ研究所蔵書目録 1（洋書）」(1983),pp.84.
- 第5号 「立教大学アメリカ研究所蔵書目録 2（洋書）」(1984),pp.64.
- 第6号 富田虎男・鶴月裕典「教科書にあらわれたアメリカ史像」(1984),pp.22.
- 第7号 「立教大学アメリカ研究所蔵書目録 3（和書）」(1985),pp.40.
- 第8号 富田虎男「日本人のインディアン像—その1. 徳川時代のインディアン像」
- 第9号 富田虎男ほか「アメリカにおける新しい労働史研究—Paul Buhle and Alan Dawley,ed [s] ., Working for Democracy(1985) 紹介」(1987),pp.96.
- 第10号 「アメリカ・インディアン研究邦語文献目録、1945～1987」(1988),pp.20.
- 第11号 富田虎男・川島正樹・小島茂雄・佐藤円・木野淳子「アメリカ黒人史研究の現段階—マーティン・ルーサー・キング、Jr.師逝去20周年に因んで」(1989),pp.74.
- 第12号 富田虎男「アメリカ合衆国の歴史」(1990),pp.42.
- 第13号 富田虎男ほか「アメリカ・インディアン史料集」(1991),pp.52.
- 第14号 富田虎男ほか「欧米諸国のアメリカ・インディアン政策—W. E. ウォッシュバーン編『インディアン・白人関係史』より」(1992),pp.62.
- 第15号 水田寿一「ハーレムの黒人教会、1991～1992—教会名録と地図」(1993),pp.64.
- 第16号 清水博・富田虎男「創設期の立教大学アメリカ研究所—資料集—」(1994),pp.78.

第17号 高浦忠彦「1830年代のアメリカ鉄道業をめぐって」、連続講演会「現代の日米関係を考える」(要旨)、富田虎男「創設期の立教大学アメリカ研究所—資料集—補遺」(1995),pp.73.

第18号 連続公開講演会「世界とアメリカを考える」(要旨)、小西一雄「国際通貨ドルについての覚書」、高原明生「九〇年代の米中関係」、佐々木卓也「クリントン政権と日米関係」、佐藤円「ロナルド・タカキ氏のプロフィールと著作」小谷一明「序章とエピローグ：二つの章から成るアメリカ史」(1996),pp.76.

(2) 不定期刊行物について

- イ. ダグラス・W・オーウアトン^(ママ)著、立教大学アメリカ研究所訳『アメリカ政治思想の系譜』(潮書房、1950年)
- ロ. 立教大学アメリカ研究所編『アメリカ研究邦語文献目録 II』(東京大学出版会、1976年)
- ハ. アメリカ研究邦語文献目録編集委員会(立教大学アメリカ研究所内)編『アメリカ研究邦語文献目録 III』(東京大学出版会、1982年)

[略]

立教大学自己点検・評価運営委員会編『立教大学白書 1997年』立教大学 1997(平成9)年6月1日 111~115頁

[立教大学総長室所蔵]

資料6 公開講演・連続講義の開催

資料6-1 [特別公開講演][1958~62(昭和33~37)年]

アメリカ研究所業績報告

[略]

V 特別公開講演開催

- ∴ Dr. Arthur Thompson による Intellectual History の連続講義の開催(半年間史学科と共催、昭和33年)
- ∴ Dr. Merle Curti: “American Images and Realities”(昭和34年12月8日)
- ∴ Dr. Robert Taylor: “Welfare State and American Civilization”(昭和36年6月16日)
- ∴ Mrs G. M. Morris: The Lindens—18世紀中葉のマサチューセッツの邸宅(昭和37年9月25日)

[略]

〔アメリカ研究所業績報告〕〔1962～63（昭和37～38）年〕

〔立教大学アメリカ研究所所蔵〕

資料6-2 〔研究会・公開講演会・公開シンポジウム〕〔1980～96（昭和55～平成8）年〕

アメリカ研究所

〔略〕

3 アメリカ研究所の啓蒙活動

アメリカ研究所はその活動の一環として研究会・講座・公開講演会・公開シンポジウムを共催ないしは主催してきている。以下はその近年の実績である。

1980年4月19日～6月21日（10回開講）アメリカ研究所として豊島区成人大学講座に協力する（講師：福田、木下、奥田、富田）

1984年7月4日 公開ビデオ上演の会「目でみるアメリカ」

内容：a. 文学 S. アンダーソンの短編 “I'm a Fool”

b. 歴史 A. クック “Home from Home”（ピューリタンのアメリカ移住）

場所：4号館4470番教室

1986年5月27日 公開講演会「ハワイ日系移民の歴史」

講師：Ronald T. Takaki（UCバークレイ校教授）

場所：セント・ポールズ会館

1987年3月4日 研究会「北岡伸一著『清沢列』^(マ)（中公新書）をめぐって」

場所：アメリカ研究所

1987年10月27日 公開講演会「日米文化の可能性と限界」

講師：Ivan P. Hall（慶應義塾大学客員教授）

場所：セント・ポールズ会館

1990年5月23日 公開講演会「1960年代のアメリカと私の歴史研究」

講師：Howard Zinn（ボストン大学教授）

場所：セント・ポールズ会館

1992年10月10日 公開講演会「日系アメリカ人一世研究をめぐって」

講師：Yuji Ichioka（UCLA教授）

場所：12号館2階第二会議室

1993年度連続公開講演会（共通テーマ「米国先住民」）

第一回 10月18日「米国先住民の歴史」

第7節 諸研究所・施設の設置と活動

- 講師：富田虎男（立教大学名誉教授）
場所：5号館5324番教室
- 第二回 11月24日「コロンブスを迎えた人々—文化人類学から見た
アメリカ先住民」
講師：スチュアート・ヘンリー（目白学園短大教授）
場所：5号館5321番教室
- 第三回 12月13日「ネイティブ・アメリカンの口承文学」
講師：金関寿夫（都立大学名誉教授）
場所：5号館5321番教室
- 1994年6月24日 公開講演会「1830年代のアメリカ鉄道業をめぐって」
講師：高浦忠彦（立教大学教授）・Scott H. Slovic
（テキサス州立大学準教授）
場所：9号館9140番教室
- 1994年度連続公開講演会（統一テーマ「現代の日米関係を考える」）
- 第一回 11月17日「アメリカ社会の変容」
講師：本間長世（東京女子大学教授）
- 第二回 11月24日「現代の日米関係—政治・安全保障問題を中心に」
講師：松永信雄（元駐米大使）
- 第三回 12月1日「日米経済摩擦」
講師：Glenn S. Fukushima（在日米国商工会議所副会頭）
- 第四回 12月8日「世界の中の日米関係」
講師：市岡揚一郎（日本経済新聞論説主幹）
- *場所は各回とも5号館5122番教室
- 1995年度連続公開講演会（統一テーマ「世界とアメリカを考える」）
- 第一回 11月14日「国際金融・経済から見た日米関係」
講師：斎藤精一郎（立教大学教授）・小西一雄（立教大学
教授）
場所：5号館5324番教室
- 第二回 11月20日「アメリカにおける多文化主義の現況」
講師：Ronald T. Takaki（UCバークレイ校教授）
場所：5号館5324番教室
- 第三回 11月30日「日米・米中関係の構図」
講師：高原明生（立教大学助教授）・松田宏一郎（立教大

第5章 立教大学

学助教授)・佐々木卓也(アメリカ研究所所員)

場所:5号館5223番教室

1996年12月14日 公開シンポジウム「アメリカの光と影—多文化主義をめぐ
って」

講師:越智道雄(明治大学教授)

荒このみ(東京外国語大学教授)

野村達朗(愛知学院大学教授)

司会:小林憲二(アメリカ研究所所長)

場所:本館1202番教室

[略]

立教大学自己点検・評価運営委員会編『立教大学白書 1997年』立教大学 1997
(平成9)年6月1日 111~115頁

[立教大学総長室所蔵]

資料6-3 [自由選択科目・総合講座「アメリカ研究」][1981~96(昭和56
~平成8)年]

アメリカ研究所

[略]

(2) アメリカ研究所の教育活動

アメリカ研究所はその活動の一環として、1981年度より一般教育の自由選択科目・総合講座「アメリカ研究」を開講している。以下はその開講状況である。なお、受講者数は平均して200名前後である。

1981年度 開講(担当者:富田、福田、丸山、奥田、木下、師岡)

1982年度 開講(担当者:富田、福田、丸山、奥田、木下、師岡)

1983年度 開講(担当者:富田、福田、師岡)

1984年度 休講(研究所所長が海外研究のため)

1985年度 開講(担当者:富田、水田、師岡)

1986年度 開講(担当者:富田、北岡、高橋、木下、本間、水田、師岡)

1987年度 開講(担当者:富田、木下、水田、師岡)

1988年度 開講(担当者:富田、荒木、門奈、高橋、水田、師岡)

1989年度 開講(担当者:富田、荒木、門奈、高橋、水田、師岡)

1990年度 開講(担当者:富田、北岡、高橋、水田、門奈、北山)

1991年度 休講(研究所所長が海外研究のため)

第7節 諸研究所・施設の設置と活動

- 1992年度 開講（テーマと担当者——歴史：富田、政治：北岡、経済：高橋、社会：庄司、文化：水田、文学：北山）
- 1993年度 休講（研究所所長ならびに所員の交代のため）
- 1994年度 開講（テーマと担当者——政治：北岡、経済：高浦、社会：庄司、文化：北山・渡辺、文学：原川）
- 1995年度 休講（研究所所長ならびに所員の交代のため）
- 1996年度 開講（テーマと担当者——政治：佐々木、経済：林、社会：安田、歴史：鶴月、文学：原川、演劇：一ノ瀬）

〔略〕

立教大学自己点検・評価運営委員会編『立教大学白書 1997年』立教大学 1997
（平成9）年6月1日 111～113頁

〔立教大学総長室所蔵〕
（富田虎男）

（2）心理教育相談所〔1953（昭和28）年設立〕

資料1 立教大学心理教育相談所案内〔1953～61（昭和28～36）年〕

《表紙》

立教大学心理教育相談所案内

事業

本相談所は、幼児・学童・青少年の教育問題・職業問題その他生活上の諸問題、及び産業経営上の諸問題について相談・指導などを行います。

即ち

- （1）しつけ・性へき改善・学力増進・進学などに関する相談・指導
- （2）知能・性格・職業適性などに関する心理学的検査の実施と診断
- （3）青少年の就職・転退職に関する相談・指導
- （4）特別の指導保護を要する青少年についての相談・指導
- （5）幼稚園・学校等における心理学的諸検査の実施・作製・指導
- （6）会社・工場等における選抜・配置のための検査の実施・作製・指導
- （7）会社・工場における能率・養成・人事に関する相談・指導
- （8）相談指導に関する内外資料の蒐集・発行・頒布

特色

- （1）学識・経験に富む現職の本学教授・助教授・講師が所員となつて自ら相

第5章 立教大学

談・指導に当たります。

(2) 所員はそれぞれ心理学・教育学・社会学などの専門家ですが、問題に応じ協力して総合的に相談・指導に当たります。

(3) 一人一人の問題に応じて最も適切な相談指導を行います。

相談日時及び場所

相談は日曜・祭日その他の休日を除き、毎日午前十時から午後四時までの間に行います。但し七月八月は毎週水曜日に行います。

相談は年末・年始は休務しますが、特に緊急の相談の場合はこの期間中でも行うことがあります。

相談は本相談所で行うことを原則としますが、事情によつて出張相談を行うことがあります。

相談申込手続き

突然来所されますとお断りしなければならないことがありますから、予め電話又は葉書で相談所庶務あて氏名・住所・連絡先・来所目的を申出て、当方から指定申上げた日時に御来所下さい。

申込先 豊島区池袋三丁目立教大学文学部心理教育学科研究室内心理教育相談所庶務係

電話 池袋(97)代表三一二一 — (一〇)内線三一番

御来所の節は先ず本相談所受付へおいで下さい。

相談料

相談料は一人一件につき金参百円です。但し出張相談その他特殊な相談に際しては別に料金を頂きます。又集団申込その他特別な場合には減額することがあります。

本相談所職員の陣容

所長 文学博士 教授 菅 円吉

以下教授六名 助教授三名 講師三名 助手副手 五名

〔立教大学心理教育相談所案内〕〔発行年不詳〕

〔立教大学心理教育相談所所蔵〕

資料2 〔職業指導幹部教員養成講座〕〔1953(昭和28)年〕

〔略〕

(別紙3.)

産業教育指導者養成講座(中学校・高等学校職業指導講座)実施要領

1. 目的

中学校・高等学校における職業指導の技術及びカウンセラーと職業指導の在り方並びに現行職業指導の再検討等について、講習を行い、指導者としての資質の向上を図ることを目的とする。

2. 主催

文部省
立教大学

3. 会場

東京都豊島区池袋3の1.272

立教大学 電話 (94) 3121~9

(国電山手線池袋駅下車、または都電池袋終点下車。)
池袋駅西口より徒歩10分

4. 期間

昭和28年7月27日(月)より8月8日(土)まで13日間

5. 講座内容

別紙4.日程表及び別紙5.講師名参照

6. 受講者および人員

職業指導担当指導主事ならびに校長および当該担当教員
各都道府県 3名程度

7. 実施方法その他

- (1) 単位修得の認定ならびに授与は、免許法施行規則第41条の規定によるものとする。(2単位の予定)
- (2) 受講料は徴収しない。ただし補助教材などに要する実費については受講者に支弁させることがある。
- (3) 見学に要する交通費は受講者の負担とする。

第5章 立教大学

(別紙4.) 職業指導幹部教員養成講座日程表 昭和28年度

月 日	曜	8時30分 ~ 10時10分	10時30分 ~ 12時10分	12時40分 ~ 14時20分
7月27日	月	開講のあいさつ(杉江) オリエンテーション(藤本)	職業指導の教育的意義と諸 問題(安藤堯)	職業指導の社会的意義 (淡路)
28日	火	生徒に与えるべき職業情報の要点と 教員の持つべき素養(藤本)		同左討議 (藤本)
29日	水	生徒に職業情報を提供する 方法 (1) 教科、ホームルーム○ 相談との関係(野口)	職業指導と (2) 視聴覚の活 用法(田中)	板橋三中 視 察 (田島)
30日	木	会社、工場において年少者、雇主との 個別懇談(10講師)		同左討議 (10講師)
31日	金	職務分析に立脚せる生徒用職業研究の方法 (佐柳)		同左討議 (松本)
8月1日	土	各種テストの実施時期、実施上の要点と 結果の解釈(体力検査を含む) [佐柳 豊原 安藤 鈴木]		同左継続
2日	日			
3日	月	各種テストの原著者及び関係者との質疑応答 ○討議 (1) 知能 (2) 人格		(3) 職業適性
4日	火	テスト以外の個性理解の 方法(鈴木)	カウンセリングの 技術(伊藤)	同左継続
5日	水	カウンセリングの技術(伊藤)	同左討議(伊藤)	あつせんと手続(富山)
6日	木	PESOにおけるあつせん手続の実習(10講師)		同左討議(10講師)
7日	金	カウンセラーの任務と職業 指導の運営(水谷)	カウンセラーの12ヶ月の 設計(水谷)	職業指導の評価法 (伊藤)
8日	土	職業指導の今後の問題 点討議(安藤)	閉講のあいさつ、 懇談会(佐々木)	

- 備考 1. 7月31日、8月3日の内容は参加者の経験をもとにして実施する。
 2. その他においても、参加者の経験を中心として実施せられる場合が多いから、経験発表の準備をしてくる。
 3. 講師をテーマ□事情によつては変更される場合もあるが、大体この計画で進める。

(別紙5.)

職業指導幹部教員養成講座講師

立教大学総長	佐々木 順 三
東京教育大学教育学部教授	安 藤 堯 雄
立教大学文学部教授	淡 路 円治郎
〃	藤 本 喜 八
〃	豊 原 恒 男
〃	安 藤 瑞 夫
〃 助教授	田 中 正 吾
〃 〃	鈴 木 敦 省
〃 講 師	鈴 木 信
東京都港区立愛宕中学校長	野 口 彰
東京都板橋区立板橋第三中学校長	田 島 寛 一
労働省職業安定局労働市場調査課長	松 本 等
〃 労働事務官	佐 柳 武
〃 雇用安定課長	富 山 次 郎
日本大学助教授	伊 藤 祐 時
文部省初等中等教育局職業教育課長	杉 江 清
〃 文部事務官	水 谷 統 夫

[略]

[注] この講座は心理教育相談所が直接関与する形で行われたものではない。しかし本研究所在設立時の背景には、大学レベルでこのような活動があったということを知る資料としてここに掲載した。

文部省初等中等教育局長 田中義男「産業教育指導者養成講座（中学校・高等学校職業指導講座および高等学校家庭科講座）の開催について」(写) 1953（昭和28）年7月2日

[立教大学総務部庶務課所蔵]

(松平信久)

(3) 原子力研究所 [1957（昭和32）年設立]

資料1 T R I G A - II 型原子炉設置許可申請書 [1959（昭和34）年]

T R I G A - II 型原子炉設置許可申請書

[I] 設 置 者

第5章 立教大学

東京都豊島区池袋三丁目

学校法人立教学院 理事長 八代斌助

〔Ⅱ〕使用の目的

研究および教育用

〔Ⅲ〕原子炉の型式、熱出力及び基数

原子炉の型式：T R I G A－Ⅱ型（General Dynamics社製）

熱 出 力：100KW

基 数：1基

〔Ⅳ〕原子炉を設置する事業所の名称及び所在地

東京都豊島区池袋三丁目 立教大学

〔Ⅴ〕原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

A 原子炉施設の位置

神奈川県横須賀市大楠町 旧大楠機関学校跡

たゞし現在は国有地であり、昭和33年9月22日、横須賀市議会全員協議会の賛成を得て目下払下げ申請中である。原子炉設置許可の見通しがつき次第払下げられることはほゞ確実である。この位置については参考資料〔参〕4-F-1および〔参〕4-F-2参照、なお建物の配置図はV-A-1図に示す。

B 原子炉施設の構造及び設備

a 原子炉本体

T R I G AⅡ型原子炉は研究用、訓練用およびアイソトープ生産用として、また完全に安全な原子炉として大学および研究所の要求を満足するように設計されたものである。この原子炉は出力100kWまで連続運転できる。これは California の San Diego にある General Dynamics 社原子力部門 General Atomic の John Jay Hopkins Laboratory for Pure and Applied Science で現在運転中の T R I G Aの原型炉でたしかめられている。

炉心は General Atomic の研究による全く新しい型の燃料要素を用いている。つまり水素化ジルコニウムと20%濃縮ウランを均質に結合した固体燃料棒である。この燃料棒は即発性の温度係数が負であるという独特の特長をもっているために万一操作を誤り、原子炉が暴走しようとしても、自動的に出力を安全なレベルに制限する。この炉心の固有の安全性は General Atomic で試験され証明されている。

この固体均質燃料棒を用いた炉心の特長を次に示す。

1. 熱中性子利用率が大きいので臨界質量は非常に小さく、炉心は非常に簡単である。これはある与えられた出力に対して他の原子炉よりも高い熱中性子束を作ることができるということである。
2. 炉心が小さいために炉心周辺部の中性子密度が比較的大きい。したがって全体の中性子分布をあまり乱すことなく実験に利用できる中性子束が非常に大きい。
3. 即発性の温度係数が負であるために、すべての超過反応度を急激に入れても、原子炉の作用は完全に安全である。急上昇時に最大出力は非均質炉の場合の五分の一程度であり、急上昇時に放出されるエネルギーは小さい。そして最終の定常状態の出力は許容運転の範囲内にある。
4. これらの特性から考えれば、原子炉の制御および安全の計測系統は非常に簡単にすることができる。

原子炉タンクの底部と側面はコンクリートの遮蔽で包まれているが、上部は水のプールで遮蔽されているので上から覗くことができる。

TRIGA II型は融通のきく訓練設備および照射設備をもっている。グラフアイトの熱中性子柱はよく熱中性子化した中性子源を与える。中性子回折とか time—of—flight などの実験を行なうには放射状の実験孔がある。適量の放射性アイソトープを作るには回転試料棚がグラフアイトの反射体の上部の凹みに用意してある。気送管によつて非常に短寿命のアイソトープを作り原子炉から測定室に急速に運ぶこともできる。中性子束の最大場所で種々の実験をおこなつたり、小さな試料を照射したりするには炉心の中央にある中央シンブルが有用な設備である。原子炉の運転中に垂直方向の水のプールを通して炉心をのぞいたり測定装置を入れたりすることができる。さらにプールを通して炉心の近くに容器あるいは乾燥管を下ろすことによつて他の実験を行なうこともできる。また付属プールの方では大型試料の照射や遮蔽の研究を行なうことができる。

〔略〕

〔注〕申請書中の参考資料及び図は省略した。

立教大学「TRIGA—II型原子炉設置許可申請書」〔1959（昭和34）年〕 1
～3頁

〔立教大学管財部用度課所蔵〕

第5章 立教大学

資料2 学校法人立教学院の原子炉の設置の許可について [1959 (昭和34) 年]
34原第1744号
昭和34年7月29日

学校法人 立教学院

理事長 八代斌助 殿

内閣総理大臣 臨時代理

国務大臣 益谷秀次 閣

学校法人立教学院の原子炉の設置の許可について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条第1項の規定に
基き、昭和34年2月16日付（昭和34年5月12日、昭和34年6月13日及び昭和34年
6月27日付の訂正を含む）付をもつて申請のあつた水素化ジルコニウム減速濃縮
ウラン固体均質型原子炉（熱出力100KW）1基を神奈川県横須賀市大楠町立教
大学原子力研究所に設置することを許可する。

「学校法人立教学院の原子炉の設置の許可について」1959（昭和34）年7月29日
〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料3 立教大学原子炉竣工感謝式及び原子力研究所開所式々次第 [1962 (昭和37) 年]

立教大学原子炉竣工感謝式及び原子力研究所開所式々次第

昭和37年5月13日

第一部 原子炉竣工感謝式 13:30

1. 米国聖公会寄贈原子炉の授受

寄贈者代表 米国聖公会司祭 ケネス・イー・ハイム 殿

受贈者代表 立教大学総長 松下正寿

於 原子炉建家玄関前

2. 原子炉建家の開扉

3. 竣工感謝礼拝

第二部 工事報告ならびに感謝状贈呈

1. 工事報告 学校法人立教学院理事 佐伯松三郎

2. 感謝状贈呈 学校法人立教学院理事長 八代斌助

A ギエネラル・ダイナミック・コーポレーション 殿

B 清水建設株式会社 殿

第三部 原子力研究所開所式 14:00

○挨拶 立教大学総長 松下正寿

第7節 諸研究所・施設の設置と活動

- オーク・リτζ原子力研究所長 ウィリアム・ジー・ポラード^(ママ)博士のメツセージ
○祝 辞 文部大臣
○祝 辞 科学技術庁 長官
○祝 辞 アメリカ大使
○祝 辞 神奈川県 知事
○祝 辞 横須賀 市長
○祝 辞 来賓代表
○謝 辞 立教大学原子力研究所長 中川重雄

以上

式後別室にて披露宴と施設の展示及び建設経過の映画の上映をいたしますのでお立寄り下さい。

「立教大学原子炉竣工感謝式及び原子力研究所開所式々次第」1962（昭和37）年5月13日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料4 立教大学原子炉竣工感謝式及び原子力研究所開所式へのメツセージ
〔1962（昭和37）年〕

立教大学原子炉竣工感謝式及び原子力研究所開所式へのメツセージ

オーク・リτζ原子力研究所長

ウィリヤム・G・ポラード

この意義ある、記念すべき式典に、私自身が親しく出席できないことは、まことに残念であります。しかし、立教大学原子炉とそれに関連する施設の竣工感謝式に参列する機会を得られました皆さまに、御祝辞を伝えることができますことは、私の喜びとするところであります。

今ここに献げられる幾多の立派な施設は、多くの関係者によって、実に7ヶ年にも亘って続けられた並々ならぬ努力の実ったものであります。1955年秋に開かれた米国聖公会ホノルル総会の記念事業として、ワシントン教会会議によってこの計画が初めて提議されたのは、その年の5月のことであります。私はその総会の代議員ではありませんでしたが、その年の10月末に日本に向けて出発することになっておりましたので、この提案を検討するための合同委員に任命されました。

私は、日本に滞在中、立教大学を訪問して立派な施設を見学し、物理学、化学及び生物学の分野において、原子力基礎研究の計画が既に着々と進められている

第5章 立教大学

ことを知りましたが、同時に、松下総長、中川教授、その他^(ママ)幹部の方々と会談して、同大学が実験原子炉を設置することにつき、極めて強い関心を持っておられることを知りました。

私は幸いにして、帰米後、原子炉の贈呈が、立教大学にとっていかなる意義と可能性をもつかということ、各方面に説明する機会を得ました。しかし、当時としては、このような贈り物を実現するためには、非常に困難が伴うように思われました。

合同委員会の唯一の拠りどころは、この計画の正しさと、その意義に対する確信であり、神はやがてその目的成就のために、必ず道をお示し下さるという信仰でありました。これは同委員会の第二次会合に於ける松下総長の熱意と説得力ある要請によって大いに支えられて来たものであります。如何なる種類の原子炉を寄贈すべきかを決定することすらも長期に亙る困難な問題であり、立教大学側でも、型を異にする数種の炉について、広範囲に亙って検討せざるを得なかったのであります。一方アメリカの教会内には、この計画が適当であるかについて反対の声もあり、その実行について躊躇し懸念する向もありました。また当時日本に於ては、京都、大阪、東京にある諸大学の原子炉計画が、地元の強硬な反対にあつて放棄の^(ママ)已むなきに至っていました。このような事情の外に、たとえ教会が原子炉の贈呈を決定したとしても、立教側では、猶、原子炉を格納する建物の建設とか、毎年必要とする多額の経営費の調達など、種々困難な問題に直面しなければならぬのであります。この様に多くの問題が我々の上に押しかぶさつて来たのですが、われわれは決して落胆するということはありませんでした。

1958年、フロリダ州のマイアミ・ビーチで開られた米国聖公会の総会で、この計画は一大進展を見たのであります。それというのも、最も実現が困難視されていた多くの問題が、この時迄に解決していたからであります。即ち、炉の設置場所は既に選定され、日本政府からその敷地として横須賀市近郊に12エーカーの土地が払い下げられたこと、また富士電機製造株式会社から、炉の建物の建設費として、多額の寄付がなされ、加うるに、会社は、立教の実験原子炉施設を補足するため、この地に同社の原子力研究室を設置することに同意されたからであります。そして横須賀市議会は、立教と富士電機に対して、全会一致で、この地にこれらの施設を建設することを認可されました。一方原子力研究所は立教大学の附属機関として正式に発足しており、既に一部の研究員が配置されていました。寄贈されるべき原子炉については、関係者一同の賛成を得てジェネラル・アトミックのトリガ2型に決定を見ました。

このようにして、合同委員会は、マイアミ・ビーチに於ける総会に対して、周到に検討され、かつ立派な内容をもった、詳細な計画案を提出することができた次第でありまして、この提案は、両院に於て、大多数の賛成を得て採択されることとなりました。

マイアミ・ビーチの総会の翌年、アメリカ聖公会の全教会及び伝道所に於て、原子炉贈呈のために必要とする資金の献金が行われましたが、その衝に当たったのは、セントラル・ニュー・ヨーク教区の退職主教マルコム・ピーボディ師を会長とする、特別委員会であります。この献金には大口のものはありませんでした。従ってこの原子炉は、正にアメリカ全土に於ける教会信徒の心からの贈り物でありまして、このことはまことに深い意義を持つものであります。

1959年12月までには、必要な資金が確保され、ゼネラル・アトムック会社とトリガ原子炉の建設契約が調印されたのであります。

このように、われわれの希望は、この段階にまで成就したのではあります。これで、一切の問題が解決したというわけには参りませんでした。原子力損害賠償責任保険に関連して困難な問題が持ち上ったり、その上に、合衆国政府と日本政府との間に行われて来たウラニウム燃料物質の賃貸借契約に関する交渉が永びいて、相互に満足し得る協定を結ぶ迄には多くの時日を要したりしたのであります。加うるに、原子炉の建設過程において、二回も困難な問題が発生して工事が延期され、これらを修正するために、設備の完成が丸一年も遅れました。しかし、この計画の初期の段階におけると同様に、全関係者の忍耐と決意とは、これらの難関を見事に克服し去り、ここにこのような立派な施設が完成し、皆さんは、この竣工感謝式にお集りになったのであります。

次々と起る障碍を乗り越えて来たこの永い記録を顧りみて、私が最も感銘していますことは、神が我々の努力を、斯くまでも祝福せられていたということであり、この計画が終始神の摂理に護られてきたことは全く疑う余地がありません。危機に直面する毎に、到底、克服できないように見えた障碍も、時宜を得て解決されてゆき、我々の努力は、我々の熱望が実現される道へと向き直されてきたことが、今にしてわかるのであります。その上、この企画が横須賀市に対して有益な経済的な結付きをもたらすなど、予想もしなかった多くの補足的な恩恵が、ボーナスとしてこの企画に加えられたのであります。私は、神がこの企画を祝福されていることを思い、教会によるこの贈物が、根本的に正当であり、且つ、必要であったことについて、今更ながら確信を新たにす次第であります。私は、又、立教大学原子力研究所が、数年後には偉大な実績を挙げられますことを期待

第5章 立教大学

して居り、この期待は、神の恵みによるお導きを知ることによって、更に強められているのであります。

近代科学の先端を行く研究に与えられるべきこの立派な研究施設が、日本に於いて、キリスト教精神を以って設立された大学の手に乗ねられたということは、私にとって深い意義をもつものであります。私はこの原子炉が、幾多のよい成果を挙げ且つ豊かな構想を以って用いられることを願い、且つ祈って已みません。今日では、世界中の多くの大学が原子炉を持って居ります。しかし、単に有形の施設を所有するというだけでその成果や生産性が保証されるとは限りません。如何なる場合でも、それを用いる人々の想像力や熱意と、設備の能力を感得することが重要な要素なのであって、私は、立教大学の教授並に学生のみが、原子力研究所にとって欠くことの出来ないこの要素を備え得るものと、確信を以って期待して居ります。

斯くして、アメリカの聖公会信徒によって贈られたこの原子炉は、神の栄光と教会の発展、且つ又、日本国民への大いなる福祉のための真に卓絶した力強い企画となって開花することでありませう。私は、この機会に皆さまにメッセージを贈り、この立派な新しい研究施設が、ただこの目的のためにのみ献げられますよう、衷心から希望して已まないこと^{〔アア〕}申上げる次第であります。

以 上

ウィリヤム・G・ポラード「立教大学原子炉竣工感謝式及び原子力研究所開所式へのメッセージ」〔1962（昭和37）年5月13日〕

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

（堀内 昭）

（4）アジア地域総合研究施設〔1958（昭和33）年設立〕

資料1 「アジア地域総合研究施設の東南アジア地域地理部門研究センター立教大学文学部に設置」〔1958（昭和33）年〕

アジア地域総合研究施設の東南アジア地域地理部門研究センター立教大学文学部に設置 今年度からアジアの政治経済研究助成のため文部省科学研究費が交付されることとなり、研究資料の蒐集整備を中心業務として研究を促進することとなつたことはすでに報じた通りであるが、その中の東南アジア地域の地理関係の業務担当としては立教大学文学部が当ることに決定した。同学部はその実際の運営に当つて日本地理学会に協力を求めた。学会は之を応諾しその運営に関して立教大学との間に次のような取り決めを行ない覚書として交換した。なお日本地理

学会は図書選定委員会を設けてその蒐集に協力することとなり、次の諸氏を委員に依頼した。

浅井得一 石田竜次郎 伊藤隆吉 池田正友 岩田孝三 上野福男 小笠原義勝 小堀 巖 小栗 宏 小川 徹 尾原信彦 川上健三 木内信蔵 佐藤久 竹内常行 多田文男 中野 弘 中島健一 中田栄一 能登志雄 原 真 尾留川正平 別技篤彦 矢沢大二 渡辺 光

覚 書 (写)

立教大学文学部に設置される「アジア地域総合研究施設」に関し、立教大学と日本地理学会とは次のことを取りきめる。

1. 立教大学は本施設を文部省の要請により公開するものとし、日本地理学会会員および特に認めた研究者は別に定める閲覧研究規定により本施設の図書を利用することができる。
2. 本施設の管理運営については次の構成員による管理委員会がこれを決する。
 - (1) 立教大学 (総長、文学部長、図書館長、総務部長、地理学担任教授代表)
 - (2) 日本地理学会 (会長、常任委員長)
 - (3) 文部省科学奨励審議会地理学関係委員
3. 文部省科学研究費の交付を受ける期間中、本施設の図書選定については別に日本地理学会に設けられる選定委員会がこれに当ることとする。
4. 前項にかかげる交付金が打ち切られた後においても、立教大学は本施設の維持、拡充、利用等について設置の目的が達成されるよう協力を与える。
5. 本規定を変更する場合には前項管理委員会の議決を経ることを要する。
6. 本覚書は三通を作成し、立教大学、日本地理学会がおのおの一通を保管し、一通は文部省大学学術局に参考送付する。

昭和33年6月25日

立教大学総長 松下 正寿印

日本地理学会会長 多田 文男印

「アジア地域総合研究施設の東南アジア地域地理部門研究センター立教大学文学部に設置」『地理学評論』第31巻第8号 日本地理学会 1958(昭和33)年8月1日 49~50頁

[立教大学図書館所蔵]

資料2 別技篤彦「立教大学アジア地域総合研究施設」の設立 [1967(昭和42)年]

「立教大学アジア地域総合研究施設」の設立

別技篤彦

(一) 設立の過程

昭和三三年度から文部省ではアジアの地域研究のため別ワクの科学研究費を設けるにいたったが、この研究は当初から、つぎのような目的をもっていた。

(1) 日本のアジア研究は中国に関するものなどを除けば一般に欧米先進国に比べて遅れており、これはアジアの先進国としての日本の面目にもかかわる。そこで、とくにアジア諸地域の社会、経済研究の基礎となる内外の文献資料を徹底的に蒐集する。

(2) その蒐集の上に立ってそれを利用し、消化して研究の促進を計る。

(3) 普通の科研費と異なり、研究者個人には配分せず、いくつかの大学にセンターを設けてそこに蒐集文献をまとめ、研究者の利用を計る。

(4) 各センター間の横の連絡を緊密にして総合的研究の実をあげる。この点で今までの日本の学界の一つの欠点であったインター・ユニヴァーシティ、或はインター・ディシプリナリー的研究を発展させる基盤とする。

このため研究分野を九つの部門に大別し、これに属する約二〇の研究機関にセンターを設け、おのおのに「総合研究施設」の名を冠した。これは文部省の命名で、将来それぞれを研究所的なものに発展させる意味を含ませたものであった。センターの設置場所はつぎのとおりである。

①法律・政治部門（東大、東北大、早大）②経済部門（一橋大、慶大、名古屋大、神戸大、大阪市大）③社会部門（東大）④民族部門（東京都立大）⑤歴史部門（京大、東洋文庫）⑥文化部門（京大）⑦教育部門（広島大、九大、国立教研）⑧言語部門（東大）⑨地理部門（立教大）

この文部省の研究費は昭和四一年度までに八カ年間支出され、その総額は二億円をこえた。これは人文・社会科学部門に支出された研究費としては異例のことであった。

立教大学に地理部門のセンターを置くことについては、わたくしの従来の研究分野が東南アジアにあったことに始まったが、当時の科学研究費査定委員であった石田竜次郎氏（現在一橋大学名誉教授）の一方ならぬご援助の結果である。そして他部門とことなり、一部門一センターとしたのは地理学界の共同利用、共同財産としての価値を高める構想によったものである。またこのためには日本地理学会が全面的な援助を与えられた。立教大学としてもこれに応じて当時の菅文学部長のご尽力で一室が与えられることになり、昭和三三年四月から発足したもの

である。

(二) 事業の実績

まず全体としては全国的な規模で九つの部門を横につらねる総合研究組織が構成され、その本部を東大社会科学研究所に置いた。また各部門ごとにそれぞれ毎月または隔月に研究会を開く一方、年に二回全体の合同研究大会を開いて総合研究の実をあげるにつとめた。さらに研究成果の刊行されたものは文献目録や重要外国文献の解題、連絡季報、研究動向などこの八年間に百数十冊に及んでいる。

本学におかれた研究施設としては特に東南アジア地域に重点をおくこととし、これに関する研究の基礎的資料として八年間に図書約三五〇〇冊、各種地図約五千枚を蒐集することができた。蒐集図書はもちろん東南アジアの地理に関するものが主であるが、同時に研究の総合的価値を発揮させるため、東南アジアの民族学、社会学、歴史学的研究に関するものも相当のものにのぼっている。いわば東南アジアの地域研究に関する文献がこれだけ一カ所に集中所蔵されているところは現在の日本では他になく、その利用価値はきわめて大きい。蒐集した文献中には貴重なコレクションも多い。たとえば一例をあげると次のようなものがある。

○単行本

- ラツフルズ、「ジャワ史」二巻、一八一七年版
- マースデン、「スマトラ史」、一七八三年版
- クローファード、「東インド諸島史」、一八二〇年
- ユングフーン、「ジャワ地誌研究」、一八四四年
- フェット、「ジャワ——地理、民俗及び歴史」三巻、一八七五年
- スターペル編、「蘭領インド史」五巻、一九三〇年
- 「バタヴィア城日誌」(一六二四—一八〇) 五十六巻
- デ・ヨンゲ「東インドにおけるオランダ権力の確立史」一三巻、一八八二年
- スキート「マライ半島の原始民族」一九〇六年
- ホース及びマクドゥガル「ボルネオの原始民族」二巻、一九一二年
- グールー、「トンキン地誌」一九三一年
- ロブカン、「タンホア」二巻
- フィリピン百科全書 二十巻、その他多数。

○学術雑誌

- 王立アジア協会誌、マライ部門 (Malayan Branch) (一八七八—一九五五年)
- 蘭領インド言語・地理、民俗誌 (一八九六—一九五九年)
- 王立オランダ地理学協会誌 (一八七六—一九五八年)

第5章 立教大学

「ジャワ誌」(Djawa) (一九二一—一九三七年)

王立シャム協会誌 (一九二二—六〇年)

その他熱帯地理学雑誌、Geographical [Geographical] Review (1916~66)、Geographical Journal (1879~1966)、American Anthropologist [Anthropologist] (1899~1966) など多数。いずれも創刊号以来の全巻が揃っている。

○地図

東南アジア各地域における大縮尺の地形図(五万分の一、十万分の一など)および水路部作製の海図を中心とする。

本学のアジア研究施設は地理学の学問学者により利用されるほか、商社員その他で現地へ赴いて活動する人々が絶えず資料を求めに訪れている。いっぽう本学の教職員・学生にも公開されているので、これを利用してのアジア地域研究の学生もしだいに増加している。これは近年の史学科の卒論のテーマにもよくあらわれているところである。

アジア地域研究に関する文部省の研究費は昭和四一年度を以て一応打ち切りとなったが八年間にあげたアジア総合研究の成果はみるべきものがあり、従来の部門をつらねる研究組織も今さら断絶させることはできないので新しい機構をもってこれを継続させることとなった。これにともないその事務局も、今春以来東大社会科学研究所から本学の施設に移されることとなった。本学の施設ではこの体勢に応じ今後対外的には一層の発展を計るとともに、対内的には立教大学史学科所属の貴重な研究所としてその充実につとめたい所存である。

(本学教授)

別技篤彦「『立教大学アジア地域総合研究施設』の設立」立教大学史学会編『立教大学史学会小史(史苑100号特集)』(『史苑』第28巻第1号)立教大学史学会
1967(昭和42)年12月20日 180~182頁

[立教大学文学部所蔵]

資料3 立教大学アジア地域総合研究センター規則(案)[1990(平成2)年]

「立教大学アジア地域総合研究センター規則(案)」【梅原弘光・1990年初頭】

(名称)

第1条 本学に立教大学アジア地域研究センター(Centre for the Asian Area Studies)を置く。

(目的)

第2条 センターは、アジア・太平洋地域などの地域研究を行なうとともに、こ

れら地域の研究者との交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) アジア・太平洋地域などに関する総合的な研究
- (2) 地域研究者の養成
- (3) 本センターと目的を同じくする国内および国外の研究機関・研究者との協力、それら機関からの研究者の受け入れ
- (4) アジア・太平洋諸島・アフリカ関係の図書、その他資料収集と公開
- (5) 研究会および講演会の開催
- (6) 機関誌などによる研究成果の刊行
- (7) その他センターの目的を達成するために所員会が必要と認めた事項(所長およびその任務)

第4条 センターに所長を置く。

2 所長はセンターを代表し、その任務を総括する。

(任命および任期)

第5条 所長は所員会の推薦にもとづき、総長が任命する。

2 所長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 所長に事故あるときは、所員会で選出されたものが、これを代理する。

(所員およびその任務)

第6条 センターに所員若干名を置く。

2 所員は、センターにおける研究およびその他の業務に従事し、かつセンターの運営に関する事項を審議する。

(任命および任期)

第7条 所員は、本学および学外の関係者のなかから、所員会議の推薦にもとづき、総長が任命する。

2 所員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(所員会議の構成および任務)

第8条 センターに所員会議を置く。

2 所員会議は所長が招集し、議長となる。

3 所員会議は次の事項を審議する。

- (1) 事業計画案
- (2) この規則の改正案
- (3) その他センターの運営に関する重要な事項

第5章 立教大学

付 則 この規則は199*年4月1日より施行する。

梅原弘光「立教大学アジア地域総合研究センター規則(案)」1990(平成2)年
〔立教大学アジア地域総合研究施設所蔵〕
(栗田和明・池田貞夫)

(5) 産業関係研究所 [1959(昭和34)年設立]

資料1 安藤瑞夫「立教大学 産業関係研究所」[1963(昭和38)年]

立教大学

産業関係研究所

安藤瑞夫

立教大学産業関係研究所は、昭和三十四年四月一日、立教大学の附属機関として発足した。この研究所は、我国および諸外国の産業関係に関する労務、雇用、広報、厚生福祉などの諸問題を、社会学、心理学、法学、経済学、その他の社会諸科学の観点から総合的に研究し、広く我国産業の発達と社会の福祉とに寄与することを目的として設立された機関である。

研究所設立の趣旨は、

- 一、戦後における労働運動の急速な進展、産業構造の変容、技術革新の展開、その他の経済的な変化によって、社会における「産業関係」の重要性が年々増大の一途をたどっていること
- 二、この方面の研究は従来から立教大学社会学部において進められてきたが、学部はもともと教育の場であり、そこでの研究の遂行にはおのずから本質的な制約が加わらざるをえないこと

の二点にあった。従って、設立当初においての当研究所は、立教大学社会学部の延長であるという考え方が強く、所長および副所長は社会学部長および社会学科長がこれを兼ね、所員も社会学部の専任あるいは兼任教授の兼務という状態であった。

このため、研究所の活動も、当初は外部からの委託調査研究あるいはセミナーの共催など、受動的なものにとどまらざるをえなかったが、昭和三十五年五月の規定改正⁽⁷⁷⁾にともない、所長および副所長は所員の合議に基づいて任命されることになり、所長に安藤瑞夫教授が、副所長に武沢信一教授が、それぞれ就任し、これを機会に当初十五名の社会学部専任または兼任教授をもって構成された所員も、他学部教授および学外からの講師の参加を得て、現在では二十一名の陣容となり、研究所が活発な活動を行ないうる基礎がここに作り出された。

さらに三十八年二月には、再び規定の改正⁽⁷⁷⁾が行なわれ、研究所の組織が一段と

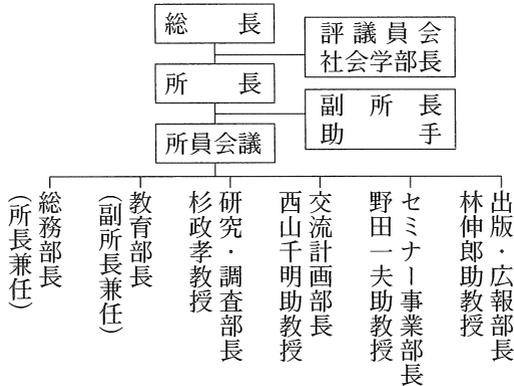
整備された。また、その活動の充実化を計るために、各部門の責任者とその権限を明確にすることが決定された。その結果、次頁の如くに組織化され、それぞれの事業活動を推進していくことになった。

なお、本研究所各部の分掌事項を摘記すれば次の如くである。

総務部……（省略）

教育部

- 一、委託研究員・研究生の教育・指導計画の立案および実施
- 二、大学院および学部学生の課外教育に関する計画の立案および実施
- 三、奨学金制度の企画および運営
- 四、セミナー・キャンプの企画および運営



研究調査部

- 一、産業関係の諸分野における部外委託研究の企画および実施
- 二、マーケティングの諸分野における部外委託研究の企画および実施
- 三、所員会議が必要と認めた基礎研究の企画および実施

交流計画部

- 一、国内研究者との研究交流計画の立案および実施
- 二、国外研究者との研究交流計画の立案および実施
- 三、外国研究機関との渉外に関する事項

セミナー事業部

- 一、労使双方を含め、産業界に対する講演会、講習会、研究会等の企画および実施

第5章 立教大学

- 二、労使双方を含め、産業界に対する講師の派遣および斡旋
- 三、経営相談および経営指導

出版・広報部

- 一、Reprint Series の出版
- 二、Morograph〔Monograph〕Series の出版
- 三、News Release の出版
- 四、教科書、教材の編集および印刷
- 五、研究所のPRに関する企画および実施

以上が立教大学産業関係研究所の概要であるが、この間、当研究所に対する産業界の関心は非常に高まり、各種委託研究、公開講座の開講、経営相談、委託研究生の養成、労務管理、ハンドブックの編集等をつうじてこれに応じて来たのである。

ここでこれらの活動のうち特徴的なものの二、三を紹介して置く。

- 教育部における委託研究員（大学卒、実務経験一年以上）、同研究生（高校卒、実務経験二年以上）制度は、各企業から派遣された研究員および研究生に対して、大学学部および大学院研究科課程の聴講、所員たる本学教授による個人的指導、調査研究活動への参加等により、専門的な知識と技術を習得させ、原則として二年間の研修を経てそれぞれの企業へ復帰させている。

また、今年度で第二回を迎えたセミナー・キャンプは、労使双方の立場にある産業人と学生諸君と、そして大学のファカルティーとが合宿して、数日間に亘り、産业内の諸問題を討議するばかりでなく、さまざまな人間問題についても話し合うという試みであって、我国においては勿論のこと、世界のどこにもみられないものであり、その業績は高く評価されているものである。

- 研究・調査部においては設立当初より、今日にいたるまでに次の如き調査研究の成果が報告されている。

各種購売〔買〕動機調査	五件
従業員のモラル調査	十三件
生産性に関連する社会的・文化的要因の研究	二件
交替制度の研究	二件
技術革新下の労務管理の変貌に関する研究	二件
現業労働者の生活と意識に関する研究	二件
その他、労務監査の実施研究、主婦の消費行動調査など	三件

これらの研究には、ユネスコ、日本政府、日本生産性本部、公共企業体等か

らの委託研究も含まれている。

- 交流計画部では、米国のA. Whitehill 教授、E. W. Bakke 教授、A. H. Cook 博士らを迎えてその都度ファーカルティイー・セミナーを開いており、更に三十八年にはシカゴ大学のYale Brozem 教授を招いて特別セミナーを開く予定である。
- セミナー事業部においては、労務管理特別講座をはじめ、人事・労務担当者のための養成講座等を開催している。
- さらに、出版・広報部では研究所自体の別掲研究資料、所員の個人研究、および労務管理特別講座の講義録等を出版し、学界のみならず、広く労務主管者・担当者等の実務家のためにも参考文献の提供を行なっている。

× × ×

最後に、産業関係学系に所属する所員の主なる個人的研究興味の領域を示めせば次の通りである。

大内経雄教授…現場労務管理の核心をなす管理・監督論の体系化。

賀来才二郎教授…労使関係論と紛争調停の諸問題。

豊原恒男教授…災害・事故防止の心理学的研究。

藤原喜八教授…職業指導と青少年問題。

安藤瑞夫教授…モラル構造の操作的研究と人事考課論。

武沢信一教授…企業内教育論および労働者の価値意識の国際比較研究。

杉 政孝教授…人間関係論と消費行動の研究。

牛窪 浩助教授…福祉厚生論と産業カウンセリングの諸問題。

野田一夫助教授…経営組織と経営管理論。

土方文一郎助教授…産業社会集団および購買動機の研究。

西山千明助教授…経済哲学および価格論。

正田 亘講師…人間工学的研究。

(—後略—)

× × ×

なお、昭和三十七年度における当研究所の運用資金の総額は、概算五一二万円であった。

立教大学教授・産業関係研究所長

安藤瑞夫「立教大学 産業関係研究所」『大学時報』第11巻第57号 社団法人日本私立大学連盟広報委員会 1963（昭和38）年11月30日 34～36頁

[立教大学図書館所蔵]

資料2 立教大学産業関係研究所規則 [1967（昭和42）年]

立教大学産業関係研究所規則

施行 昭和34年4月1日

改正 昭和38年4月1日

昭和42年12月13日

(設置および名称)

第1条 本学に、立教大学産業関係研究所 Institute of Industrial Relations

(以下「研究所」という。)をおく。

(目的)

第2条 研究所は、わが国および諸外国の産業関係に関する諸問題を社会学、心理学、経営学、法学その他の社会諸科学の観点から総合的に研究し、広くわが国産業の発達と社会の福祉とに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 基礎的ならびに応用的調査研究の実施および指導
- (2) 調査研究の成果ならびに資料の刊行
- (3) 内外の関係図書ならびに資料の収集整備
- (4) 研究会、講演会、講習会などの開催
- (5) 産業関係研究者および実務担当者の研修指導
- (6) 企業ならびに労働組合に対する指導助言
- (7) 産業関係の研究調査に関する国際協力の促進
- (8) その他研究所の目的達成上必要な事項

(所長およびその職務)

第4条 研究所に所長をおく。

- 2 所長は、所務を統括し、研究所を代表する。
- 3 所長は、学内における連絡調整に関しては、社会学部長と協力してその任にあたるものとする。
- 4 所長は、毎年度の終わりに、当該年度の事業の経過および次年度の事業計画案の内容を総長に報告し、その承認を経なければならない。
- 5 事業計画を変更した場合も同様とする。

(所長の任命および任期)

第5条 所長は、所員の合議にもとづき所員のうちから、総長がこれを任命する。

- 2 所長の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(副所長およびその職務)

第6条 研究所に副所長1名をおく。

2 副所長は、所長を補佐し、所長に事故あるときは、これを代理する。

(所長の任命および任期)

第7条 副所長は、所員の合議にもとづき、所員のうちから、総長がこれを任命する。

2 副所長の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(所員およびその職務)

第8条 研究所に所員若干名をおく。

2 所員は、付託された研究その他の業務に従事し、その進捗状況ならびに成果について所長に報告しなければならない。

(所員の任命および任期)

第9条 所員を新たに任用する場合には、所員会議の推薦にもとづき、原則として本学の教授、助教授または講師のうちから、総長がこれを任命する。

2 所員の任期は、別に定めある場合を除き、本条第1項の身分のいずれかが継続する期間とする。

(所員会議)

第10条 研究所に所員会議をおく。

2 所員会議は、所長がこれを招集し、その議長となる。

3 所員会議は、この規則に別段の定めある場合を除き、次の各号にかかげる事項に関し、協議決定する。

- (1) 事業計画案
- (2) 予算案および決算書
- (3) この規則の改正案
- (4) 附属諸規程の制定および改廃
- (5) その他前各号に準ずる重要事項

4 所員会議の運営に関しては、別に定める。

(顧問、参与および評議員)

第11条 研究所に、顧問、参与および評議員若干名をおくことができる。

2 顧問、参与および評議員は、本学内外の有識者のうちから、所員会議において推挙し、総長がこれを委嘱する。

3 顧問、参与および評議員の職務については、別に定める。

第11条の2 研究所に諮問委員若干名をおくことができる。

2 諮問委員は、所員会議の推挙にもとづき、総長がこれを委嘱する。

3 諮問委員は、諮問委員長を互選により選び、諮問委員長は、諮問委員会を招

第5章 立教大学

集し、その議長となる。

- 4 諮問委員会は、規則第10条第3項第1号に定める事業計画の立案に関し、所員会議の要請にもとづき助言し、かつこれらの諸事業の円滑な発展に助力する。
(助手および副手)

第12条 研究所に、助手および副手を、それぞれ若干名おくことができる。

- 2 助手および副手は、所員会議の推薦にもとづき、総長の承認を経て所長がこれを任命する。

- 3 助手および副手の職務ならびに任期については、別に定める。

(委託研究員および委託研究生)

第13条 研究所は、学外からの委託にもとづき、委託研究員または委託研究生として、産業関係研究者または実務担当者の長期に亙る研修を引き受けることができる。

- 2 委託研究員および委託研究生の受入れに関しては、別に定める。

(組織)

第14条 研究所の組織に関しては、別に定める。

(経理)

第15条 研究所の経理は、特別会計として処理する。

(会計年度)

第16条 研究所の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもつて終る。

(経費)

第17条 研究所の運営に必要な経費は、立教大学經常費、委託研究費、講習会、相談、出版などによる事業収入、指定寄附および法人維持会員によつて納入される法人維持会費その他の収入をもつて、これにあてる。

但し法人維持会員および法人維持会費についてはこれを別に定める。

(予算および決算)

第18条 所長は、毎年度の終りに次年度予算案を、毎年5月末日までに前年度の決算書を、それぞれ総長に提出し、その承認を経なければならない。

附 則

この規則は、昭和34年4月1日より施行する。

この規則は、昭和38年4月1日より施行する。

この規則は、昭和42年12月13日より施行する。

〔立教大学産業関係研究所規則〕〔1967（昭和42）年12月13日〕立教大学総務部

庶務課編『立教大学諸規程集 追録第1号』1970（昭和45）年9月1日 118～121頁

〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

〔注〕なお、研究所の沿革・活動については立教大学社会学部二十五周年記念誌委員会編『立教大学社会学部二十五周年記念誌』〔立教大学社会学部二十五周年記念事業委員会、1983（昭和58）年〕の125～127頁も紹介しているので、そちらも併せて参照されたい。

（橋本俊哉）

（6）キリスト教教育研究所（Japan Institute of Christian Education＝JICE）
〔1962（昭和37）年設立〕

資料1 〔立教大学キリスト教教育研究所案内パンフレット〕〔1962（昭和37）年〕

立教大学キリスト教教育研究所

——教会生活の向上のための奉仕を目指して——

“わたしたちは、お互いに肢体なのであるから（エペソ4：25）”

☆教会生活における交わりを、より聖旨に適うものとするを祈つて

☆此度上記の研究所が、米国聖公会教育局長ハンター博士の御尽力により、立教大学の中に生まれました

☆神学に基礎づけられた、教会のあらゆる教育活動の向上のために

教区、教会の要求に応じて、研修会、講習会などの開催

☆充実した教会生活のために

教会委員、各種グループの指導的立場にある人たちのため、グループ内に作用する諸要因のよりよき理解を与えるトレーニングの実施

経過

1958年世界キリスト教教育大会が東京において開催された際、世界キリスト教協議会から日本キリスト教協議会に対して、アメリカ聖公会教育局の好意による「教会生活グループ・ライブ研修会」を、大会事業の一環として開催してはとの申出があり、第一回の研修会が清里、清泉寮において開催された。この研修会は、米国聖公会教育局が、パリツシュ・ライブの革新を旨として、既に数年に渉り研究と実施を重ね、非常な効果をあげて来た「教会生活におけるグループ・ダイナミックスの原理の応用」を日本の諸教会に紹介しようとしたものであった。爾来、

第5章 立教大学

同研修会に参加した人たちを中心に理論的研究が続けられ、1960年夏、第二回の研修会が米国聖公会教育局の好意によつて、前回同様、清泉寮において開催された。アメリカ及カナダ聖公会の夫々の教育局長ほか2名の指導者によつて運営され、参加者たちに非常によい刺戟を与えたのみならず、将来日本における此の種の運動の基盤が据えられた。この結果を見た米国聖公会教育局長ハンター博士は、この運動のための中心となるべき研究所の設立の必要を痛感されるに至つた。

このような研究所の設立に対する要望は、メリット師より既に1957年以来ハンター師に述べられていたものであり、また、1960年日本聖公会教育局長堀江光児師が、米国聖公会教育局長の招きによつて渡米した際にも、ハンター師に要請し、その構想について話し合つたのであつた。第二回研修会の終了後、ハンター師は立教大学においてもキリスト教教育の研究に深い関心があることを知り、研究所を立教大学と関係ある機関として設立することについて、松下総長ならびに菅教授の意見を求め、爾後、個人的に募金の労を取り、具体化への途を推進した。

昨年5月、第一回設立準備委員会が開催され、本年4月、立教大学内の一機関としての組織の完了を見るに至つた。

研究所の目的・内容

本研究所の目的は、広くキリスト教教育（日曜学校のみならず、教会生活における教育的活動全般を含み、実践神学における教育面の全領域を包含するものと解する）の研究であるが、設立当初においては、指導性訓練（リーダーシップ・トレーニング）にしぼつて実施する。これは、グループにおける人間関係（ヒューマン・リレーションズ）のあり方を体験、研究し、もつてグループの質的向上をはかり、グループ生活の革新を期待するものである。この意味においては、欧州の諸教会において現下、盛んであるレイ・ムーブメントの諸相と軌を一にするが、われわれの意図する所は、社会科学、殊に社会心理学、教育学と神学の各領域にまたがるものであり、そこに、この研究所の大学との必然的関連性があると考えられる。

研究所の活動は、大学内における若干の講義はキリスト教学科においてなされるが、主要な活動領域は学外、教区、教区、^[ママ]教会を対象とし、大学の教会への奉仕として実施される。本年度は、準備年度として種々な研修会が行なわれるが、来年度よりは、2週間にわたる研修会を2回、5日間のもの及び3日間のもの各10回位の開催が計画されている。研究所は、これらの研修会に指導者の派遣および経費補助をなし得るよう準備中である。新しい方法を日本に適応して実施するには、種々な実験、研究が必要であり、主にある諸兄姉の積極的激励と参加な

しに、また、聖霊なる神の御導きなしには不可能である。御祈の中に御憶え頂き、公会のために微少なりとも御奉仕し得るよう全公会員の御協力をお願いする次第です。

☆研究所の構成は

大学の学問的援助と教会のための活動を保証する

理事長 立教大学総長

所長 菅田吉名誉教授

理事 大久保主教、後藤主教、

聖公会神学院長、日本聖公会教育局長、

米国聖公会教育局代表、米国聖公会日本代表、

久保淵伝道局長、立教大学キリスト教学科長、

同心理学教授一名

其他

コンサルタント 堀江光児司祭

所員 リチャード・A・メリット教授

柳原光助教授

其他交渉中

☆御連絡は

東京都豊島区池袋3

立教大学内

立教大学キリスト教教育研究所

TEL 983-0111

立教大学キリスト教教育研究所「立教大学キリスト教教育研究所」〔1962（昭和37）年〕

〔坂口順治氏所蔵〕

資料2 〔第一回常務理事会記録〕〔1962（昭和37）年〕

第一回 立教大学キリスト教教育研究所

常務理事会

昭和37年7月4日（木）午後4時30分
於 国際文化会館

1. 開会礼禱 後藤主教

2. 報告 1. 会計報告 入金¥359,950 支出133,121 残高¥226,829

第5章 立教大学

2. 事業報告 a. 研究所 P.R.ビラ、総会にて配布（同封の黄色のプリント）
 - b. 東京教区信徒研修会 真鶴 5月2日、3日
 - c. 9月Lab.のtrainer's training 5月27日～30日 御殿場 東山荘
 - d. re-union group
 - e. 9月Lab 開催についての準備（同封、ラブ、スタッフ・リスト及び参加者名簿参照）
3. 人事に関する件
 1. 坂口氏任命について、専任所員として、専任講師待遇
 2. 書記—アルバイトとして夏期キリスト教学科副手可能
 3. 辞令について、研究する
 4. 沢木助教授謝礼の件 承認（規則を作って頂いた法学部の助教授）
4. 予算について
 1. 補正予算作製の件（学校の規則にあわせて、作製し直し、秋の理事会において承認）
5. 事業計画、承認
 - a. trainer's training 7月5日、6日、16日、立教
 - b. " 関西地区（日時未定）
 - c. 東京教区 Parish Life Institute
 - d. 北関東教区 Parish Life Conference
 - e. 6教区 S. S. 講習会に矢崎助教授派遣の件
 - f. P. R. について
 - a) 「キリスト教学」に論文掲載の件
 - b) 其他
 - g. 火〔秋〕及び冬にConferences 開催について
6. 秋 理事会開催について
7. 其他

出席者：松下総長、菅所長、後藤主教、大久保主教、竹内助教授、鈴木大学庶務課長、メリット、柳原

以上

[注]「事業報告 e」の「参加者名簿」は、「資料3」を参照されたい。

〔立教大学キリスト教教育研究所常務理事会記録〕

〔坂口順治氏所蔵〕

資料3 〔第三回集団生活指導者研修会スタッフ名簿〕〔1962（昭和37）年〕

第3回 Laboratory 9月2日～13日 御殿場東山荘

スタッフリスト

- | | | |
|----------------------|-----|--------------------------------------|
| 1. 堀江 光児 | 委員長 | Tグループ① |
| * 2. リチャード, A. メリット, | | Tグループ②ライブラリー係 |
| 3. 山本 文雄 | | Tグループ③生活係 |
| * 4. 飯 清 | | Tグループ④ |
| * 5. 佐伯洋一郎 | | Tグループ⑤T. H. K. 係 |
| 6. 斉藤 章二 | | Tグループ①PMR係 |
| 7. 山田 襄 | | Tグループ②PMR係 |
| 8. 江藤 安純 | | Tグループ③PMR係 |
| * 9. 三浦 義和 | | Tグループ④礼拝係、ライブラリー係 |
| * 10. 酒井 哲雄 | | Tグループ⑤生活係 |
| * 11. 柳原 光 | | セオリー, P. コオーディネーター, |
| 12. 矢崎 健一 | | Pグループ①礼拝係 |
| 13. 牛丸省吾郎 | | Pグループ②T. H. K. 係 |
| 14. 山下 万里 | | Pグループ③ |
| 15. 斎藤 道雄 | | Pグループ④ |
| 16. 山根 貞雄 | | Pグループ⑤ |
| 17. 吉沢 昭子 | | Pグループ⑥ |
| ? 18. 佐々木 厚 | | |
| ? 19. ケネス・E・ハイム, | | |
| 20. 早坂泰次郎 | | リサーチ (立教大学心理学科・グループ・
ダイナミックス講座担当) |
| 21. 関 教授 | | 〃 (九州大学 〃 〃) |
- 会計、立大経理、庶務、研究所書記 (?)

*印 Lab 迄の準備委員会メンバー

(菅所長、9月7、8、9日頃来訪)

〔注〕 1) 集団生活指導者研修会：Church and Group Life Laboratory の訳語。教会集団生活研修会の名で発足した研修会であったが、3回目からこのように改称した。2) T

第5章 立教大学

グループ：Training Group。無構造な状態から出発した集団が構造化してゆくプロセスにおいて、集団の成員が自己知覚と対人コミュニケーションの促進・改善をはかることを目指している。3) T. H. K. 係：Take Home Kits 係。参考資料の整理、まとめ、要約などを担当する。4) P. M. R. 係：Post Meeting Reaction 係。会合後、参加者へのアンケートなどにより振り返りをするための諸準備、作業を担当する。5) Pグループ：Practice Group。グループ活動の促進に必要な実習に関わる技能を習得するためのセッション。

なお、本資料には、スタッフの住所および電話番号が付されていたが、ここでは割愛した。

〔第3回 Laboratory スタッフリスト〕〔柳原光氏による手書きメモ〕〔1962（昭和37）年〕9月2日～13日

〔坂口順治氏所蔵〕
（松平信久）

（7）ラテンアメリカ研究所〔1963（昭和38）年設立〕

資料1 〔研究所設立の端緒—大学部長会における松下正寿大学総長の報告〕
〔1962（昭和37）年〕

〔1962（昭和37）年〕5月2日（水）12時

〔略〕

松下

6. ポルトガル語、《カンボス氏のあと》ブラジル大使館から推薦された《パルマリー？》氏^{〔ママ〕}マルティモ氏（大使館）と話したところ、別にPRの計画がある。総長としてラテンアメリカ研究所（20共和国）というようなものが出来れば結構と話しておいた。

〔略〕

〔注〕本資料（および資料2、8）はB5版のノートに手書きで記された「部長会記録」（表紙）からの抜粋である。書かれた内容が極めて詳細にわたることから、大学部長会に出席した人物が記録したものと推察される。なお、本項では紙幅の制約上、ラテンアメリカ研究所の草創期に関する資料を中心に収めた。研究所のその後の歩みについては、立教大学ラテン・アメリカ研究所報創立20周年記念号委員会編『立教大学ラテン・アメリカ研究所報 創立20周年記念号』立教大学ラテン・アメリカ研究所創立20周年記念事業委員会、1984（昭和59）年、および立教大学ラテンアメリカ研究所編『立教大学ラテンアメリカ研究所報 創設30周年

記念号』立教大学ラテンアメリカ研究所、1994（平成6）年を参照されたい。

[[大学] 部長会記録 [メモ]]

[立教大学図書館大学史資料室所蔵]

資料2 〔研究所設立構想の胎動〕[1962（昭和37）年]

[1962（昭和37）年] 6月20日（水）

[略]

[菅]

10. ミセスヘーレー宅で《ブラジル》文化使節のマルティノ氏と歓談した。ラテンアメリカ研究所を作ることについて話した。まず図書^(マ)の寄贈をうけることを今秋から活動をはじめたい。講演、PR活動、1室ほしい。図書館に1角提供出来ないか。音楽会その他。学生（スペイン語会、ポルトガル語会）主催の方がよくいかないか（松下）。

責任者、細入、《森脇》、菅

[略]

[[大学] 部長会記録 [メモ]]

[立教大学図書館大学史資料室所蔵]

資料3 〔1962（昭和37）年12月6日の大学一般教育部教授会での趣旨説明〕

[1962（昭和37）年]

PROPER教授会 [1962（昭和37）年] 12月6日（木）2時40分 5号館会議室
細入部長より次の報告がなされた。

[略]

ラテン・アメリカ・センター設立について

来年より、ラテン・アメリカ・センターを作る。将来、日本の貿易は、南米にも向けなくてはならないという事からできた。

[略]

[[一般教育部] 教授会記録]

[立教大学大学教育研究部所蔵]

資料4 〔ラテンアメリカ各国大公使の本学視察についての計画〕[1963（昭和38）年]

部長会記録要約

第5章 立教大学

昭和38年1月30日（水）12:00 於総長室

〔略〕

報告及協議事項

1. 松下総長から

〔略〕

(5) ラテンアメリカ研究所（仮称）について、ラテンアメリカ20ヶ国中16ヶ国が設置に協力されることになり、2月18日（月）11:00に来学、視察することになったので懇談と昼食の会を行いたいと思つている。ブラジルでは本学にスカラシップを出すことになった等報告があり、研究所のための責任者を松下総長から委嘱されることになった。

〔略〕

〔〔大学〕 部長会記録要約〕1963（昭和38）年1月30日

〔立教大学総長室秘書課所蔵〕

資料5 〔研究所責任者の決定〕〔1963（昭和38）年〕

部長会記録要約

昭和38年2月6日（水）12:00 於総長室

〔略〕

報告及び協議事項

1. 松下総長から

(1) ラテンアメリカ研究所（仮称）の責任者を江川英文教授にお願いして承諾を得た旨報告があつた。

〔略〕

〔〔大学〕 部長会記録要約〕1963（昭和38）年2月6日

〔立教大学総長室秘書課所蔵〕

資料6 〔研究所構想の具体化〕〔1963（昭和38）年〕

部長会記録要約

昭和38年3月20日（水）12:00 於総長室

〔略〕

報告及協議事項

〔略〕

7. 江川法学部長から

第7節 諸研究所・施設の設置と活動

ブラジル大使館のマルティノ氏と2月21日に会談したことに基いて作成されたラテンアメリカ研究所についてのマルティノ氏の計画が送られて来た旨次の通り要約説明があつた。

- (1) 観光ホテル講座を参考とし、ポルトガル語、スペイン語、ラテンアメリカ歴史・地理の講義をする。
- (2) ポルトガル語教員2名(佐藤浩一郎(NHK)、パルマリー(ブ))
スペイン語教員2名(花村哲夫(外語大)、アルバレス(コ))
ラテンアメリカ史・地教員1名(東大中川《文雄東大非常勤》講師)
講師計5名
- (3) 土曜を除く毎日15時—17時、ポルトガル語、スペイン語各2日、史地1日
- (4) 1963年度は学生数50名に限る。60%(30名)立教学生(3、4年生)、40%(20名)立教学生外とし、2年間基礎的な講義をする。
- (5) 選抜試験は論文(日本とラテンアメリカの経済関係に関するもの)ポルトガル語又はスペイン語の筆記試験とし、4月12日までに設立し5月《第1週に試験》第3週から講義をすることが望ましい。
- (6) 図書館の2階にラテンアメリカ研究所の本拠がほしい。
次いでベネズエラ大使館(100冊位)とメキシコ大使館(不詳)からそれぞれ本の寄贈があつた旨報告があつた。

[略]

正式名称を立教大学ラテンアメリカ研究所とし、建設の委員として江川法学部長、細入一般教育部長、森脇教務部長、秦総務部長兼経理部長、岩井学生部長、末延図書館長が挙げられた。

[略]

[[大学] 部長会記録要約] 1963(昭和38)年3月20日

[立教大学総長室秘書課所蔵]

資料7 [研究所予算の計上] [1963(昭和38)年]

第2回部長会記録要約

昭和38年4月10日(水) 12:00 於総長室

[略]

報告及協議事項

[略]

5. 秦総務部長兼経理部長から

第5章 立教大学

[略]

(3) ラテンアメリカ研究所に予算100万円計上について提案、諒承された。

[略]

[注] 上述の予算が成立したことは、立教大学「〔1963（昭和38）年度〕支出日記帳」（立教大学財務部所蔵）7月2日の項目に「ラテンアメリカ研究所補助」として100万円が支出された旨記されていることから確認できる。なお、予算計上に先立つ1963（昭和38）年4月1日、江川英文法学部長に「ラテン・アメリカ研究所長」任命の辞令が発せられている（同教授の人事カード〔立教大学総務部人事課所蔵〕による）。

〔第2回〔大学〕部長会記録要約〕1963（昭和38）年4月10日
〔立教大学総長室秘書課所蔵〕

資料8 〔研究所発足促進に関する松下総長の要請〕〔1963（昭和38）年〕

〔1963（昭和38）年〕5月29日（水）12:00

[略]

江川

17. ラメ研事務アルバイト多部田に会った。受入れ態勢ができればアルバイトとして入れる。

上智大学でも計画しているからラメ研を早く発足してほしい（松下）。

[略]

〔〔大学〕部長会記録〔メモ〕〕

〔立教大学図書館大学史資料室所蔵〕

資料9 〔ラテンアメリカ講座の開講前夜〕〔1963（昭和38）年〕

第10回部長会記録要約

昭和38年6月5日（水）12:00 於総長室

[略]

報告及協議事項

[略]

6. 江川法学部長から

(1) 昨日ラテン・アメリカ研究所懇談会があり、早速受講生募集を始めて開講することになった旨報告があつた。

(2) 現在一般教育部にあるスペイン語、ポルトガル語の講義をこれにあてるが、同時限にあつて両方を受講できないので、他に別の時間にポルトガル語の講

第7節 諸研究所・施設の設置と活動

義を佐藤浩一郎氏（NHKポルトガル課長）にお願いすることになった旨報告があつた。

- (3) 松下総長からこの講座の受講資格を大学生および大学卒業者に限定し、選考の上受講を許可することにした旨提案、諒承された。
- (4) 開講について報道関係へのPRを小山社会学部長に依頼することになった。

〔略〕

〔第10回〔大学〕部長会記録要約〕1963（昭和38）年6月5日

〔立教大学総長室秘書課所蔵〕

資料10 〔ラテンアメリカ講座の開講時期をめぐる〕〔1963（昭和38）年〕

第12回部長会記録要約

昭和38年6月19日（水）12:00 於総長室

〔略〕

報告及協議事項

〔略〕

6. 江川法学部長から

- (1) ラテン・アメリカ講座の開講については今からだと6月に1週やつて7・8月が休みになるため、9月から始めたい旨提案、諒承された。

〔略〕

〔第12回〔大学〕部長会記録要約〕1963（昭和38）年6月19日

〔立教大学総長室秘書課所蔵〕

資料11 〔ラテンアメリカ講座の開講〕〔1963（昭和38）年〕

第15回部長会記録要約

昭和38年9月11日（水）12:00 於総長室

〔略〕

報告及協議事項

〔略〕

10. 江川法学部長から

〔略〕

- (3) ラテンアメリカ講座、学年途中のため積極的に外部宣伝をせず一般教育第3外語、西語、葡語の学生でラテンアメリカ論をとるものを講座聴講生とすることにして開講することにした旨報告があつた。

〔略〕

〔第15回〔大学〕部長会記録要約〕1963（昭和38）年9月11日

〔立教大学総長室秘書課所蔵〕

（荒野泰典・永井 均）

（8）社会福祉研究所〔1967（昭和42）年設立〕

資料1 〔立教大学社会福祉研究所設立趣意書〕〔1967（昭和42）年〕

社会学部教授会記録要約

No.66-19

昭和42年2月2日（木）15.00 於タツカー教室

〔略〕

（協議事項）

〔略〕

○立教大学社会福祉研究所設置について岩井教授から次の通り説明があり、協議の結果、教授会はこれを諒承した。

立教大学社会福祉研究所設立趣意書

最近におけるわが国の科学技術の発展、およびそれに基づく産業経済の躍進にはまことにめざましいものがある。

しかしながらその反面、こうした発展や躍進の谷間に取り残された、日かげの人々の群がいることは、依然として事実である。さらに加えて、上のような面での発展や躍進が一般に人々の関心を物的・経済的世界に向わせ、その結果、経済的に恵まれた人々の間には、人間の内面的世界への関心と配慮に献身することを二義的に考えたり、テレくさがつたりする風潮が生れてきつゝあるように思われる。

こうした現代の状況を思うとき、現実の社会生活のいろいろな領域で、人々が現に直面するさまざまな問題を、何よりもまず人間の問題として受けとめ、人間的に配慮し援助しようとする努力は、今日もつとも必要とされるものであろう。

本研究所はこうした問題意識にもとずき、家庭・学校・職場等々、日常生活の場面でさまざまな問題を広義の社会福祉的立場からとらえ、理論的研究と同時に、その解決のための実際的相談援助活動をおこなおうとするものである。

立教大学建学の精神に鑑みて、本研究所が本学に設置されることは、むしろおそきに失した感さえないとはいえない。

総長、社会学部教授会ならびに学内の関係各位の御援助と御理解をお願いしたい。

昭和42年2月2日

立教大学社会学部社会学科

岩井 祐彦

早坂 泰次郎

梶原 達観

坂口 順治

西山 茂子

〔略〕

〔社会学部教授会記録要約〕1967（昭和42）年2月2日

〔立教大学社会学部所蔵〕

資料2 〔所員の選定〕〔1967（昭和42）年〕

社会学部教授会記録要約

No.67-1

昭和42年4月6日（木）15時 於タツカー教授室

〔略〕

（研究所関係）

- 立教大学社会福祉研究所所員の選定について、研究所規則第12条第1項により、下記の者の任命が承認された。所長、副所長の選任は所員会議で行ない次回教授会にはかることになった。

記

岩井教授 早坂教授 梶原講師 西山講師 坂口講師

〔略〕

〔社会学部教授会記録要約〕1967（昭和42）年4月6日

〔立教大学社会学部所蔵〕

〔注〕なお、研究所の沿革・活動については前掲『立教大学社会学部二十五周年記念誌』の127～131頁も紹介しているので、そちらも併せて参照されたい。

（橋本俊哉）

（9）観光研究所〔1967（昭和42）年設立〕

資料1 〔立教大学観光研究所設置の件〕〔1967（昭和42）年〕

社会学部教授会記録要約

No.66-18

昭和42年1月25日（木）15.00 於タツカー教授室

〔略〕

第5章 立教大学

(協議事項)

[略]

○立教大学観光研究所設置について賀来教授より提案され、次の通り原助教授から説明があり協議の結果、教授会はこれを諒承した。

立教大学観光研究所設置の件

1. 立教大学観光研究所（以下研究所という）を「観光学科設立に関する事由」の（1）観光学科設立の基本方針の3号に基づき設置する。
2. 研究所の規則は産業関係研究所の規則を主とし、その他学内研究所の諸規則に準じ設定する。
3. 規則（案）は別紙の通りとする。
4. 研究所は昭和42年4月1日観光学科の発足と同時に設立する。この設立準備は昭和42年2月1日よりこれに着手する。
5. 研究所の設立準備委員は、昭和42年4月1日より観光学科に所属することが予定されている教授、助教授および講師がこれにあたる。

以上

なお、観光研究所設立にともない、現在のホテル・観光講座運営委員に両学科長および観光学科専任教員が加わりその運営にあたる。又、観光研究所設立と同時にその所属は同研究所に移行する。

[略]

「社会学部教授会記録要約」1967（昭和42）年1月25日

[立教大学社会学部所蔵]

資料2 〔所員の選定〕〔1967（昭和42）年〕

社会学部教授会記録要約

No.66-21

昭和42年3月17日（金）於タツカー教授室

[略]

(研究所関係)

[略]

○観光研究所所員の選定について種々協議の結果次の通り決定した。

社会学部長

社会学科長および産業関係学科長

観光学科所属の専任教員

(賀来教授、野田教授、西山教授、原助教授、大橋講師、前田講師)

助手 岡本助手

以上10名の所員によつて所員会議を組織し、所長、副所長の推薦をはじめ研究所発足に必要な各事項の審議・決定を行なうこととする。

〔略〕

〔社会学部教授会記録要約〕1967（昭和42）年3月17日

〔立教大学社会学部所蔵〕

〔注〕なお、研究所の沿革・活動については前掲『立教大学社会学部二十五周年記念誌』の131～139頁も紹介しているので、そちらも併せて参照されたい。

（橋本俊哉）

第8節 激動と変革

戦後の学生運動の頂点をなした1969（昭和44）年の「大学紛争」の歴史的評価に関してはさまざまな見解があろう。しかし、個別細分化した研究に埋没して人間解放への全体的な展望を失いがちな大学に対する学生の側からの問いかけがそこに含まれていたことだけは、否定しがたいといえよう。

また1974（昭和49）年には被差別部落民の人権に対して大学の構成員が明確な見識を持つに至っておらず、研究と教育にもその自覚が反映していないことが学生によって明白にされた。そして、1991（平成3）年にはようやく大学の機関として人権問題委員会が発足した。人権問題委員会が大学にどう問題提起し、大学の教育と研究がそれをどう受けとめていくかは、大学の使命にかかわることといえよう。

1970年代末から始まる入試改革は、激動のなかで問いを受けた大学の新しい在り方を求める模索の一つといえよう。

（山田昭次）

（1） 「大学紛争」とその前後

学生会館設立運動は、1955（昭和30）年頃から全国の大学に広がる状況の下で本学にも起こった。この運動には学生の自主的活動を保証する場の建設という理念があった。さらに1967（昭和42）年から1969（昭和44）年にかけて全国的に「大学紛争」が起こり、戦後の学生運動は最も高揚した時期を迎えた。1969年、本学でも一般教育部から文学部フランス文学科への2教員の移籍が文学部教授会で否決されたことがきっかけとなって、「大学紛争」が起こった。そこには学問の意味や教員・教授会・大学の在り方などに対する学生の問いがあった。だが学

第5章 立教大学

生運動は1974（昭和49）年の被差別部落問題（この問題については次項参照）、1975（昭和50）年の学費値上げ反対運動を最後に急速に衰えた。それは学生運動の諸潮流の対立の激化とそれを嫌悪する学生大衆の運動離れのためであろう。そうした結果、本学でも学生会は解体し、学生の意見を自主的にまとめていく学生組織は失われたまま今日に至っている。（高橋晩彦・山田昭次）

資料1 〔学生会より提出された〕学生会館建設に関する要請〔1956（昭和31）年〕

学生会館建設に関する要請

本学も創立以来八二周年を迎え、いよいよ伝統ある学園として名実ともに発展して来ました。

この発展にともない学内の諸施設も益々充実しつつあります。これは私達学生にとっても誠に喜ばしい事ではありますが、しかし、まだ学生の学内での日々の生活に欠くことの出来ない部室や、厚生施設、集会所、学習室などが満されておられません。

学生の学内生活、研究活動をより充実させ、また、その便宜をはかるために、かかる施設を学生会館として完備することを私達学生は強く望んでいます。

学生会は、この学生会館建設のために、種々なる事業を行い、その純益を資金に繰り入れること、及び学生会本部予算の残余金を資金の一部に繰り入れることを決議しております。

学生会並びに全学生のこの希望を汲まれ、学内施設の拡張、充実の一貫として、一時も早く、学生会館の建設に着手されるよう、総長並びに部長先生各位に切に要望するものであります。

昭和三一年四月二四日

学生部長殿

立教大学学生会

会長 村山好弘

〔略〕

〔注〕学生部長は、森脇要である。

立教大学『学生会館設立への歩み—これまでの資料—』1969（昭和44）年4月 38頁

〔立教大学総長室所蔵〕

資料2 学生会館問題の経緯〔1968（昭和43）年〕

〔略〕

総長会見—自主管理運営をめぐる—

十一月二十二日、前回十月十八日の質問会における約束にもとづいて、三部会主催による総長会見が行なわれた。この日、会場のタッカー・ホールは前回を上まわる学生でふくれあがり、十月十八日以後、急激に高まりを見せてきた学生会館問題に対する学内の気運の盛りあがりを如実に物語っていた。事実、この約一カ月というもの、一般教育ではクラスで指導教授と学生が、社会学部、法学部、経済学部などでは教授陣と学生による学部集会が行なわれたし、理学部や文学部のある学科では学科内の集会、その他クラスで、ゼミで、クラブの中でと、あらゆる場を利用して、学生間あるいは学生と教員の間で熱心な討議が行なわれてきた。その結果は、この会見の前日、つまり二十一日には、三部会主催の全学集会が開かれ、そこで総長会見の議事運営団に一般学生、大学生などを含めた六名を選出したことにも、現われていたといえることができる。

定刻をやや過ぎて始められたこの日の総長会見はまず前日の学内集会で選出された議事運営団の紹介に始まり、次いで議事運営方法の説明、続いて主催者である級委員会、文化会、体育会、学生会館設立準備委員会の代表よりそれぞれ総長への質問事項の発表と確認がなされた。質問事項は一、自主管理運営権の問題、二、施設内容の問題（部室を入れるかどうか）三、補充計画、拡充計画の問題、四、設立期日と建設資金の問題、五、委員会設置の問題、この五点にほぼ集約された。

これらの質問に対して総長は、補充、拡充計画の問題については、昭和三十四年の法学部の設置をもって立教では戦後はじめた拡充計画は終わっている。その間、学生の規模は一万人となったが、この規模にみあう施設、教授陣といったものは充分ではない。こうした現在欠けている点を補うための計画を補充計画としている。そのための資金が約三億円であり、うち学生会館に二億、教室等に一億を考えている。体育会からは体育館建設の要望が強くでているが、これを補充計画の中に入れることは資金的にむづかしいので、簡単なものであるなら、正課体育の計画とあわせて別の方途を考えたい。また施設の内容では、全ての学生の利用に供せられるということを原則に考えれば、ラウンジ、コモナルーム、読書室、軽食堂といったものを第一に、次に課外活動のために共用される練習室、集会室、会議室、小劇場などが第二ということになる。一つの部によって独占的に使用される部室はその次に考えるべきものとなる。なお、部室については、現在、体育

第5章 立教大学

会から十六部室の要求があるが、学生会館建設のために、都合上、廃棄されなければならない部室がでるかも知れないので、それらの部室については、四十二年に五号館裏に建てた程度のを、学生会館とは別に建てる事が出来る。

総長は、補充計画、学生会館に入る施設内容については右のように説明したが、今回は、前回に引継いだ「自主管理運営」の問題に焦点がしばられており、特に、この問題に対する各教授会、部長会の審議、検討を経て集約された大学の見解がいかなるものであるかが注目された。

これに対して総長は、まずこの日、会場入口で配布された文書のうち、次のものが部長会において決定されたものであることを明らかにした。すなわち

- 一、学生が大学の諸問題に如何に参加するかという問題は、学生と教職員相互の間の理解と信頼を基礎にしなければならない。
- 二、いわゆる大学側に権力があると考えたり、学生側がこの権力を奪取しようと考えたり、更に、大学側が、これを守ろうと考えたりするような、権力争奪の問題として大学問題をとらえることは適當ではない。

従って、今まで多くの大学で行なわれてきたような、いわゆる「管理権」をめぐるの論争を本学でもくりかえすことは、おたがいに建設的なことではないと考えられる。

- 三、学生の正課外活動のための施設の運営については、学生の自主性を確保することを前提として、学生と教職員の協力のもとに如何にすればそれが有効に機能するかを考えていく。

- 四、この場合第一項にいう学生の参加とは、まさに上述の意味で学生の意志を大学の中で如何に生かし、如何に機能させるかという観点から考えるべきことである。

- 五、また、学生会館の施設の運営における教職員側の参加とは、教員あるいは職員がその立場において果すべき責任をとり得るようにすることである。

[略]

学生会館の設立は、大学と学生が互いにその責任を分担しつつ協力することによって進められるであろうが、その協力の場が、配布されている文書に示されている「委員会」である。学生会からも「協議会」を設ける提案があるが、私はこれらを「協力の行なわれる場」として考える。委員会は大学と学生と双方の代表によって構成されなければならない。諸君にお願いしたいのは、十分に諸君の意思を代表する正当な代表権を持った委員を出していただきたいことである。そして、この委員会は重要な問題については、常に、現在行なわれている学部集会

などを通して、審議の過程で学生諸君の意思を十分に反映して行かなければならぬと考える。そして、ここでは、学生会館の現在対立するようにみえる大学が提出した理念も学生会が提出している理念も、検討されなければならない。そして、その理念に基づいて、施設内容も再検討されることになるだろう。そして全学的検討の結果、部室が理念上不可欠だという結論が出れば、入ることになるかもしれない。全学生諸君の協力を切に希望すると結んだ。

そして、最後に、万場の拍手の中で、総長と学生と〔の〕間で、次のような確認書がとり交わされた。

学生会館についての確認事項

- 一、正常な使用に関する学館維持費は学校が負担する
- 二、学生会館は学生が自主的に責任をもって管理運営する
- 三、学校は一切の権限を要求しない
- 四、鍵の管理については、学生が望まない限り学校は介入しない

〔略〕

〔注〕総長は、大須賀潔である。

編集部「学生会館問題の経緯」『立教』第51号 立教大学 1968（昭和43）年12月30日 54～63頁

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料3 「学生関係施設」建物の性格と名称〔1985（昭和60）年〕

建物の性格と名称

〈1〉性格

今回の学生関係施設建設の目的を部長会審議の経緯を踏まえて、以下の3つとする。

- (1) 緊急避難（安全対策）
 - (2) 環境整備（騒音対策、分離している施設の集約化によるキャンパスの有効利用）
 - (3) 機能の充実（現在著しく不足しているキャンパス機能の若干の補強）
- 上記の目的を果すため、それぞれの目的に対応させて、以下のようなスペースを盛り込む
- (1) 緊急避難 既存部室など
 - (2) 環境整備 音楽練習室、楽器倉庫など
 - (3) 機能の充実 キャンパス構成員の交流の場としてのラウンジ、会

議・談話室、飲食施設〈ファーストフードショップ〉、更衣・シャワー室など

その結果、新しい建物は「複合的な機能を備えた建物」になる。本学ではキャンパスが狭く、そのためいくつかの建物に多様な機能を盛り込むことは避けられない。

なお、上記（3）の機能の充実については、（1）、（2）の延長線上に若干のプラスという発想ではなく一般学生にとってもメリットのある計画とするとの観点から、むしろこの機能の充実を前面に打ち出すべきとの意見もあった。しかしながら、長期計画を先取りしてはならないことと、予算の制約もあり、現段階では、禁欲的に作業を進めている。

〈2〉名称

建物の性格を上記のように考えると、これまで用いてきた、「学生関係施設 A 棟、B 棟」という名称は建物の性格を表す用語としては幅が狭く、そこで、以下のように10号館、11号館と呼ぶことにする。ちなみに現在の9号館も、10・11号館と同じように複合的な機能を内包した建物である。

A 棟（現在の11号館、山小屋周辺）を10号館

B 棟（7号館裏）を11号館

〔略〕

「学生関係施設作業委員会 中間報告」1985（昭和60）年10月16日

〔立教大学学生部所蔵〕

資料4 対談「ウィリアムズホール」完成にあたって〔泉水義大×岡本伸之〕 [1992（平成4）年]

対談「ウィリアムズホール」完成にあたって

〔略〕

学生の意見を聴きながら

泉水 検討委員会の精力的なはたらきの成果が1990年5月に大学案として提示されたわけですが、学生諸君の関心や反応はいかがでしたか。

岡本 現在、立教大学では全学的な自治会組織の機能が停止しておりますので、学生の統一した意見を聞くということができない。そこで、学生部としては窓口で広く意見を求めるということを基本にすえ、加えて施設が移転することになるすべての団体に対して、面談のうえ意見を聴取するという手順を踏んだわけです。

ずいぶん時間がかかりましたけれども、全般的に学生諸君はみんなよく協力し

てくれたと思っています。そのことが、立教の場合、他の大学に比べて、大学が学生関係施設の建設を意思決定してから非常に短時間で施設を完成させることができた原因じゃないかと思っています。

また、各団体から個別に意見を聴取したということが、できあがった施設の使い勝手のよさに反映されているはずだと思っています。たとえば従来、部室は独立施設だったものですから、外部から直接アクセスできたわけです。新しい施設でも同じ条件を確保したいということで、ウィリアムズホールは、部室を中心としたプライベートな空間と、音楽練習室、スタジオ、軽食堂、会議室といったパブリックなスペースとを、うまく一つの建物のなかで分離するという知恵を出したんです。

それから、いろいろなパブリックスペースの使い勝手についても、個々の団体の希望をできる限り取り入れた。もちろん学生諸君の要望にはいろいろあるわけです。予算的な制約等ですべて実現することはなかなか難しいわけですけど、その制約のなかでできるだけのことをした。そこらへんを評価してもらえとありがたいと思っています。

〔略〕

〔注〕 泉水義大は学生部長（一般教育部教授）、岡本伸之は前学生部長（社会学部教授）である。

『ニューズ立教』第136号 立教大学広報課 1992（平成4）年4月1日 2～3面

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料5 「封鎖（六号館）、そして解除 フランス文学科問題の経過」〔1969（昭和44）年〕

封鎖（六号館）、そして解除 フランス文学科問題の経過

五月十三日午後三時半頃、文学部共闘会議および他学部からの支援グループの学生たちの手によって六号館研究室棟が封鎖されるという事態が生じた。これはフランス文学科二教員の人事をめぐって抗議を行なっている文共闘が文学部教授会に対して六項目要求（後述）を掲げて同教授会との「大衆団交」を貫徹しようと実力行使に出たものである。しかし、五月十五日文学部長の呼びかけで開かれた文学部集会（主催は文共闘となった）において、文学部教授会が文共闘の要求している大衆団交を確約したため、文共闘は十六日朝六号館のバリケードを解いた。

〔略〕

『立教広報』第34号 立教大学広報課 1969（昭和44）年5月31日 1面

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料6 〔学生の6項目要求〕〔1969（昭和44）年〕

▽五月に入り、文学部共闘会議（文共闘）が結成され、文学部教授会に対して次のような六項目要求を掲げ大衆団交を求めた。

一、今回の高橋・新倉両助教授の文学部移籍人事に関する文学部教授会決定及びこれに伴うカリキュラム決定に関し、文学部教授会は自己批判し、それを白紙撤回せよ。そしてその責任をとって文学部部長は辞任せよ。

二、今回の仏文科問題に関する文学部教授会及びその構成員の一切の收拾策動を文学部教授会、及びその構成員は自己批判せよ。

三、今後の教授会の一切の審議・決議内容を全学生の前に文書をもって公開せよ。

四、人事（教職員・学科長・学部長）、管理運営（処分・講座設置・廃止）、学科課程（カリキュラム決定）に関する文学部教授会決定に対する学生の拒否権を認める。

五、この闘争に於けるいかなる形の処分及び処分者も出さないことを確約せよ。

六、これらの要求を大衆団交の場で文書をもって確約し、これを文学部教授会の正式決定とせよ。

『立教広報』第34号 立教大学広報課 1969（昭和44）年5月31日 1面

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料7 〔文学部教授会公示〕〔1969（昭和44）年〕

翌十六日、文学部教授会は次のような公示を行なった。

文学部教授会はその自律的意志にもとづき、仏文科問題に関する大衆団交（教授会の自己批判を促す告発集会）の唯一正当な交渉団体として文学部共闘会議を認めます。

その大衆団交における合意の結果決定された事項は、正式な決定事項と見なします。

第一回大衆団交は文学部共闘会議の指定する日時に行います。

昭和四十四年五月十五日

文学部教授会

『立教広報』第34号 立教大学広報課 1969（昭和44）年5月31日 1面
〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料8 〔大衆団交の経緯〕〔1969（昭和44）年〕

学生は大学を告発する

立教大学の暑い二ヶ月

高橋晩彦（立教大学広報課）

〔略〕

（Ⅱ）大衆団交の経緯

第一回大衆団交（5月20日）

会は議長団の紹介に始まり、文共闘よりの基調報告、六項目要求（本誌二〇六号参照）の説明に続き、松浦教授より細入文学部長が病氣入院のため、同教授が文学部長代理となることを教授会において承認された旨の報告があった。続いて出席教授の確認がなされ、欠席教授については、その理由説明があった。

四時を過ぎてから、十五日の確認書の中の「正式な決定」「合意」の意味内容をめぐって会は本題に入り、学生から、（一）この大衆団交をどのように理解してどういう気持でこの集会に出てきたか。（二）合意ということはどう考えるか。合意されたらどのような行動をとるかの二点について、各教授への発言の要請があり、出席の三十三名の教授は次々とこの二点に関して、各自の所信を述べた。

表現に多少の違いはあっても教授各人の発言内容は「大衆団交」というものに過去の経緯から誤解をもっていた。いま現にもたれているような形式のものなら積極的に参加したい。この場を反省のきっかけとしたい。体制内にあって誤りに気付かなかった。合意に達したことには、その実現のため、責任をもって努力したい、というものであった。

七時五十五分、会はいったん休憩に入り、八時半再開、再開後は六項目要求のうちの第一項目、新倉、高橋両助教の移籍審査に際して、教授各人がどのような態度をとったのか。具体的には票決に際し、白（賛成票）を投じたか、黒（反対票）を投じたかの問題となり、これに関して、ふたたび教授一人一人に発言を求めることとなった。

この問題について、何故、ここで黒白を発言しなければならないのか、このような結果を招いた制度を問題にすべきだという教授の意見もあったが、黒白こそ闘争の原点であるとする学生側との間で意見が対立、結局一人一人が白黒を述べていくことになった。そして、それら白黒に対して、その判断基準は何か、投票に際し、いかに各人が主体的な関わりをもっていたのか激しく問われ、閉会の一

第5章 立教大学

時三十五分まで熱気をはらんだ討論が続けられた。

第二回大衆団交（5月22日）

—論点の中心は「現行教授会制度、管理運営機構の欠陥は素直に認める。体制内であって問題意識をもたず、放置していた自分を深く反省している。今後は積極的に改革に乗り出したい」という教授側の意見に対して、「それは具体的にどういうことを意味するのか。加害者という認識をもちながら、管理者の立場に立っている限り、問題の解決はありえない。体制を批判してゆくといいても自分自身が体制内にあるということは矛盾である。」ということにしぼられ、さらに「学問の意味そのものが不明確な段階で学問を続けてゆく。具体的には授業を行なってゆくといいのは矛盾である。われわれ学生は、学問的な検討を加え得ない教授によって支えられている現行制度を認めることはできないし、そうした教授による授業は一切受けることができない」という^(マ)結議へ集約されていった。

第三回大衆団交（5月26日）

—この日はまず、大衆団交の開かれている当日は、一般教育部の授業（文学部と関係のあるもの）も文学部と同じように中止すべきであるということが問題の中心となり、一般教育部授業中止要請が決議された。この会の求めで赤司一般教育部長が出席した。そして現在一般教育部が授業を続行していることについての赤司部長の説明をめぐって意見の応酬があったが一般教育部長としては、早急に教授会を開きこの問題に対する一般教育部教授会の考えを次回団交までにまとめたいとの返事があり、二時二十分いったん休憩に入った。

—今回の大衆団交は八時二十分閉会となったが、これにあたって議長団より「今回の問題を文学部教授会だけの問題とせず、現行教授会制度、管理運営制度という全学的なものとして考えたい。そして文共闘は近い将来、必ず一般教育部との団交を獲得する」という総括があった。

第四回大衆団交（6月2日）

六月二日、タッカー・ホールで行なわれた文学部第四回大衆団交は、実に、二十八時間に及ぶ初の徹夜団交となった。

論議は去る五月十八日、辞意を表明した村松剛氏の文学部集会以後の言動に対しての激しい批判を中心に展開した。

まず、今回の村松氏の辞任問題とテレビ出演について、文学部教授会はどのような討議をしたかとの学生の質問に対して、松浦部長代理は、「村松氏の退職理由による退職願は承認できない。文学部教授会は氏の去っていった姿勢について検討した。われわれは再三再四、大衆団交への出席を要請した。私と豊原、小田

切教授の三名が代表となり直接会っても話したが、同氏に出席の意志はなかつた。こうした中でのテレビ出演等のマスコミ活動ははなはだ遺憾である」と述べた。

次いで「辞任は容認できない。懲戒免職とせよ」との文共闘の主張に関して、さらに具体的な問題提起、すなわち「辞任を認められていないにもかかわらず教授会を欠席して義務を放棄しながらマスコミを通し悪宣伝をしている。これは教授会、学生を侮蔑するものである。団交に対する態度を自ら変改し、自ら参加している教授会の犯罪性を認めながら団交に出ようとしなさい。こうした村松氏の態度は懲戒免職に十分に値する。文学部教授会は記者会見を行ない態度を表明してほしい。ついてはここで公開教授会を開きこの問題の審議をしてもらいたい」と学生から提案があり、十二時半、緊急公開教授会に入った。

公開教授会では「懲戒免職処分」について、もう一度最後通告の意味で村松氏に団交出席を要請してからではどうか、教育理念とのつながりはどうか、既存のルールの上にかに定着させるかの問題性など種々疑義があったが、発言者の大半は、道義的にも村松氏の態度は許せない。広い意見で懲戒免職処分の線で考えたいという意見であつた。

こうした村松教授の懲戒問題を討論している際、一教授の発言（五月十五日の文学部集会の際「細入部長が病気退席したあと、急に教授会の意志が変わったあれは総長のさしがねであつたと村松教授がいったが、これは村松氏の事実誤認云々）により論点は急きょ別の方向、つまり文学部教授会は自己の意志に反し、他方面からの圧力によって方向づけられているのではないかとの疑問がでると同時に、一学生の発言「〈特殊状況への対処要領〉なるものがあると聞くが……」によって、場内は騒然とし、問題は新しい方向へ展開していった。そして、団交の場に出席の部長会メンバー、松浦文学部長代理、野口学生部長、清水図書館長に発言が求められ同文書が検討事項として部長会に提出されたことが明らかになり、学生は同文書の即時提出を要求した。

折から教職員組合との団交、休憩中の大須賀総長は、学生より前記の「文学部教授会の突然の意志変更」及び「特殊状況への対処要領」の問題に関し、説明のため大衆団交席上に出席することを要請され、前記の二項とりわけ後者の問題に関し、翌朝の休憩時となった七時四十五分まで、学生との間で激しい意見の応酬を行なった。

この間、安藤総務部長にも出席が要請され、総長からも安藤部長あて同文書を提出するよう呼びかけが行なわれ、議長団は安藤部長より提出された「特殊状況への対処要領」の全文を朗読、紹介、討議を重ねる中で、問題の焦点を「大須賀

体制」へ転換、集約していった。これに対し大須賀総長は、「この要領はあくまでも案であり、また、学生の不利益になるものではない。封鎖などの異常事態における建物管理上の問題、正確な情報収集による外部への統一の見解発表の問題、暴力発生の際の教育的配慮の問題等に対処するためのものである」と、同文書立案にあたっての見解を説明された。

三日九時、タッカーホールに多くの学生を集めて再開された大衆団交は、ふたたび「村松問題」にかえり、「懲戒免職処分」をめぐる論議が交わされ、文学部教授会および文共闘より、それぞれ村松教授を「懲戒免職処分」にする決議文案が発表され、文学部教授会、「文共闘」の共催による記者会見は、四日午後三時に行なう予定であるとの決定がなされ、長時間にわたる第四回大衆団交は終わった。

第五回大衆団交（6月14日）

第五回大衆団交は第一回より続いている白黒論議を中心に進められたが、これ以上白黒問答を続けても、これまでと同じような答がかえってくるだけで意味がない。より有効に団交を進めるためにまだ白黒を問われていない先生の中に新倉、高橋両助教授の業績に対する各教授の判断が曖昧であったという我々の考えに異議を唱えるものがないなら、個々に対して白黒を問うことはこれで止め、今後はそれではその非を如何に改めるかという方向で討論した方がよいという意見が出され、賛成多数⁽⁷⁹⁾でこの提案が認められた。これに対し、教授の中から学生に対して、非専門が専門を判断することができるかという質問も逆にでたが、各教授共に自分たちの今回の判断に誤りがあったことを認めたため、白黒問答は打ち切りとなった。

そこで松浦文学部長代理は、新段階に入った大衆団交の一つの討議資料として、松浦教授個人、これまでの学生の告発の論理をどのように受けとめているか、自己批判というものをいかに考えているか、またこれらをふまえた教育論、学問論から今後あるべき本学の姿に言及したが、学生から、松浦教授の考え方についての批判、また告発の論理そのものに根本的な誤りがあり、ここで述べられているのは一つのビジョンに過ぎず、松浦教授は真に自己批判していない。今回の仏文科問題の原点をどのように考えているかなどといった反論、またこれに対する松浦教授の反批判といったやりとりが続いた。

第六回大衆団交（6月28日）

今回の大衆団交は最初から、フランス文学科の移籍人事、カリキュラムの白紙撤回（自己批判の物質化、管理放棄の論理）および文学部全学科のカリキュラム

白紙撤回という文共闘の追及要項に焦点をしばって進められた。

この要求に対し、松浦文学部長代理は管理放棄の論理に疑問があり、この論理からでてくる文共闘の白紙撤回要求は認められないとして、学生の告発・追求・拒否の論理に対応する責任の論理、つまり悪しき管理から良き管理へという考えを説明した。学生はこれに対し、われわれのいう自己批判の論理、白紙撤回の論理が理解されていないこと、㊦文書についても文学部教授会の抗議が具体性に欠けていることなどで強く反論した。

結局午後六時頃にいたって議長団から「高度資本主義管理社会の規制の内にある立大が客観的に担っている産学協同政策、それを物質化せしめている現行管理運営制度の一モーメントである教授会の一員として、それらの一切の規定性を拒否し、それらを実践的に克服していく方向性に立って、今回の仏文科問題に関する自己批判を主体的に行なう」という論旨が、松浦文学部長代理個人の自己批判の大綱として提示され、文学部長代理も原則論的にこの論旨が自らの自律的反省にもりこまれるべきことを諒承した。そして、他の教授も基本的にはこの考えに同調したため（教授個々人が七月五日までに各自自己批判書を提示、文学部教授会総体も後日自己批判の掲示をだす）、その後はこの自己批判の姿勢をふまえて先の白紙撤回について討議がなされることになった。

まず二教員の人事、フランス文学科カリキュラムの白紙撤回については教授全員これに異議はなかったが、文学部全学科の現行カリキュラムの白紙撤回については、教授会の管理制度を問題にするのならカリキュラムだけに限定するのはおかしい。われわれの関係した全ての管理をも白紙撤回しなければならないのではないか、教育免許の取得と不可分の関係にある教育学科、初等教育課程のカリキュラムを白紙撤回すると教員を志してきた学生はどうなるのか、などの疑問点が教授の側から出され、とくに後者の初等教育課程の問題についてはいろいろな意見が続出し、翌朝まで討議が続けられ、結局、後記の確認書の内容にみられるような点で合意に達し閉会となった。

確認書

文学部教授会は、今回の高橋・新倉両助教授の移籍人事および仏文学科のカリキュラムを白紙撤回する。さらに文学部全学科の現行カリキュラムを撤回し、全学的視野から根元的、主体的に総点検する。

カリキュラムの抜本的再発足は我々と学生諸君の自律的努力によって、できる限り速かに達成されねばならない。

但し、教育学科初等教育課程に関しては保留とする。そして来年度に向ってそ

第5章 立教大学

の内実の改善に最大限の努力をすることを確認する。

昭和四十四年六月二十九日

文学部長代理 松浦高嶺

このように今回の問題は文学部フランス文学科の人事問題に端を発したものの、たび重なる団交の中で明らかにされていった諸点は、今日の大学が抱える根本的な問題を内包していた。

とりわけ学生が指摘、鋭く追及してやまなかったのは、

- (1) 学問の意味
- (2) 教授、教授会がもっている管理者性（学生への加害者性）
- (3) こうした教授会を支えている立教大学の管理運営体制（体制に規定されるという意味で教授がもつ被害者性）
- (4) さらにこうした大学を規定する社会体制、国家権力の問題性と要約してよいだろう。

〔略〕

『セントポール』第208号 立教大学校友会 1969（昭和44）年8月25日 4～6面

〔立教大学広報渉外部校友課所蔵〕

資料9 「大学運営に関する臨時措置法」立法化に反対を表明する〔1969（昭和44）年〕

「大学運営に関する臨時措置法」立法化に反対を表明する

「大学の運営に関する臨時措置法」立法の目的は、本法案によると、「大学紛争が生じている大学による自主的な收拾のための努力をたすけること」とある。そして、その收拾のための援助は、文部大臣の権限を強化し、政治力によって紛争を表面的に収めようとするものである。これは従来のものを存続させるために、それを乱す要因を除去しようという意味での「收拾」策であって、大学問題の本質を曖昧にし、解決を誤ることになる。

紛争にまで発展している今日の大学問題は正に教育問題である。それは、大学の従来の教育体制が、そこで人間形成をとげようとする学生の関心と矛盾し教師と学生とが、本来の出遭いの場を持つことが困難になったことに起因するものである。それゆえ、大学問題の解決は、教師と学生との関心がそこで出遭いうる場の確立と、新しい教育関係の創造にまたなければならない。このあるべき教育関係は教師と学生がこの混乱の中で自らの経験において発見するものでなければ、

新しい創造の出発点とはなりえないであろう。

したがって、現在ある紛争を局部的に収め、従来のものを温存し、事態の前進を阻げるような政治的措置は本末を顛倒するものと断ぜざるをえない。

われわれが要望したいことは、むしろ、われわれが大学問題を教育問題として解決しようとする努力に必要な政治的配慮である。即ち、大学もその中に巻き込まれている内外の政治状況の安定、大学をめぐる社会的環境の整備、大学が必要とする財政的援助に応じうる体制の確立等、このような本来政治に属する領域での政治力の発揮である。

われわれは、現在の事態の解決において、自らの微力を遺憾とする者であるが、政府にあっても、事態の困難さによって判断を誤り、教育に対する政治的介入の愚を犯されないよう切に望むものである。

昭和四十四年六月十一日

立教大学総長 大須賀 潔

文部大臣 坂田道太 殿

大須賀 潔 「『大学運営に関する臨時措置法』立法化に反対を表明する」1969

(昭和44)年6月11日

[立教大学学生部所蔵]

資料10 「大学紛争その後の経緯」[1969(昭和44)年]

大学紛争その後の経緯

◆12月に入り、学部別に次々と授業開始

夏休み明けの9月17日、全学ストが続くなか、4号館、6号館、心理学研究室と相次いで封鎖が続き、9月19日には立大全共闘が結成された。こうした状況に対して、大須賀総長は9月25日「教職員・学生諸君へ」(資料1)という文書を全学に配布すると同時に、同日開かれた総長団交の中で、現下の状況に対する総長の所信を明らかにした。しかし大学自身による大学の改革を訴えた直後の9月28日機動隊は本学に強制立入り捜査を行なった。この大学への権力介入は現実の新しい課題となって、学内に激しい動きを巻き起こした。

[略]

[注]本文中の「教職員・学生諸君へ」(資料1)は割愛した。

『立教』第55号 立教大学 1969(昭和44)年12月24日 3頁

[立教大学広報渉外部広報課所蔵]

第5章 立教大学

資料11 緊急告示 [1969 (昭和44) 年]

緊急告示 (写)

本九月二十八日午前六時三十五分、本学の拒否にもかかわらず、警視庁機動隊隊員が本学に強制立ち入り捜査を行ないました。

令状に記された捜査の理由は、「九月十日の東京外国語大学事件の被逮捕者一名に関する証拠物件捜査」というもので、極めて薄弱な理由と断ぜざるを得ません。本日の警視庁の行動には、大学問題への官憲介入の既成事実を構成しようとする意図を疑わざるを得ず、強く反対と抗議の意を表明するものであります。

本学としては、大学問題の解決に立ち向かうため、九月二十五日に配布した資料および同日の団交の席上で、私が明らかにしたとおりの不動の姿勢を貫く覚悟です。教職員、学生諸氏は、本日の事件にまどわされることなく、私が披瀝した真の問題解決への本来の道を歩まれんことを、ここに再度訴えます。

昭和四十四年九月二十八日

総長 大須賀 潔

事実経過

- 一、捜査隊が入る直前の午前六時十分頃から同二十分頃までの間に、池袋警察署長より、総長、総長室長、学生部長のそれぞれの私宅に電話があり、九月十日の東京外国語大学事件に関連して、本学に捜査に入る旨連絡してきました。上記の三名はかねての方針通り、いずれも立ち入りを拒否しました。
- 二、六時三十五分頃、警備車約十五台、その他が立教通りに駐り、四号館、五号館および六号館にそれぞれ約八十名の隊員が入り、宿泊していた学生を外に出し、旗竿、鉄パイプ、ヘルメット、書類などを搬出しました。
- 三、本学では立会いを拒否したので、池袋消防署員六名が立会人となって、押収物件等の確認が行なわれました。
- 四、捜査は、午前八時頃に終了しましたが、逮捕された学生はありませんでした。

大須賀 潔「緊急告示 (写)」1969 (昭和44) 年9月28日

[立教大学広報渉外部広報課所蔵]

資料12 「総長所信説明集会」 [1969 (昭和44) 年]

総長所信説明集会

本学存亡の危機を訴える

改革への意志を喚起

十月七日に続き、十一月二十二日、十二月六日の両日、総長の主催する全学集会が相次いでもたれた。この二回の集会において、大須賀総長は、本学の存亡の危機を全学の教職員・学生に訴え、この危機を打開すべくストの解除等を要請するとともに、大学改革に対する総長としての見解を明らかにした。

まず十一月二十二日の全学集会は、一時十五分よりタッカー・ホールで開かれたが、今回は前回十月七日の集会のように全共闘学生による壇上占拠という集会阻止の動きもなく、直ちに総長の所信表明に移った。

大須賀総長の所信表明の要旨は既に皆さんも文書で知るところであるが、枯渇状態にある本学の危機を打開するため

(一) ストライキの解除

(二) バリケードの即刻解除

(三) 学生はまず学園に還り、大学改革への意志を教員・学生が相互に確認しあう中で、授業開始への道を発見すること

(四) 大学改革は一朝一夕にしてなるものでない。だから、現在卒業することが、たとえ虚構であっても、現体制の制約を無視しては永続的な戦いはできないという現実をふまえ、既に就職も決った四年生には、特に卒業の意味を考えてもらいたい。

以上四点を、教職員・学生に強く訴えた。

所信表明のあと総長は、会場から意見を求めたが、「総長は、各学部共大学改革への動きを開始しているというが、追及集会への出席を拒み続ける一般教育部に、学生との話合いの姿勢があるのか」という学生の発言から、この集会の後半の殆んどは一般教育部教授会の問題を中心に展開されることになった。

[略]

『立教広報』第37号 立教大学広報課 1969(昭和44)年12月18日 1面
〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料13 「告示」[1969(昭和44)年]

告示

現在六号館は、少数の学生諸君が学外者を引き入れて恣しいままに占拠しつづけているに過ぎない状況です。あまつさえ、館内は荒廃し、防火等の保安上の危険さえ生じています。

わたくしは、これまで繰り返しかえし、占拠している学生諸君が自らの手でバリケードを解くことを要求してきましたが、いまや、事態を放置しておくわけにはい

第5章 立教大学

かなくなりました。

わたくしは、現在六号館を占拠している学生諸君および学外者が、すみやかに同館から退去することを要求します。

昭和四十四年十二月二十五日

立教大学総長

大須賀 潔

『立教広報』〈号外〉 立教大学広報課 1969（昭和44）年12月25日

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料14 〔教職員有志の手で六号館封鎖解除〕〔1970（昭和45）年〕

封鎖解除宣言

一九七〇年一月三日われわれ立教大学教職員有志は、学外者を含む数名の学生による抵抗を排除して、六号館バリケード封鎖を解除した。

われわれは四月以来の立大斗争において提起された問いを受けとめつつ、大学の変革にむけて努力を重ねてきた。しかし、この時点において六号館バリケード封鎖は、ほかならぬ大学変革の〈質〉を失ない、全く形骸化するとともに一部学生の私物化したものと認めざるをえない。大学変革は大学人が自らの精神と肉体をかけてなされるべきものであり、外部権力の介入によって安易に処理されるべきものではない。われわれは自らの所信を貫くためには、自らの手によってこの封鎖を解除し、六号館のもつ意味と役割をあらたに蘇生させるべきであると考えた。まさにこうした行動によってわれわれは大学変革における主体形成への道を示したのである。

六号館は今後大学社会の中に再び位置づけられるであろう。しかし、それは六号館における旧秩序を回復することでは決してない。六号館とそれに象徴される立教大学総体の再生と変革にむけてどのように主体的にかかわっていくかということの中に、今後のすべてがかかっているとわれわれは信ずる。

一九七〇年一月三日

六号館封鎖解除教職員行動隊

『立教広報』〈号外〉 立教大学広報課 1970（昭和45）年1月5日 3面

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

（2）人権問題

1974（昭和49）年の「部落問題」は、まず4月27日、「4・27部落問題講演討論

上映実行委員会」の学生が、目録の件名として差別用語「特殊部落」が使われている問題点やその他2点についての公開質問状を図書館に提出したことから始まった。ついで5月18日、一般教育部のS非常勤講師が、5・23狭山差別裁判闘争への決起を訴えに授業の場に来た「立教大学狭山差別裁判糾弾全学実行委員会」の学生2名とのやりとり中に差別発言をした。その結果、説明会、件名カードおよび差別発言に関する確認会、および7月2日と11月29日の2回にわたる佃正晃総長所信表明会などが開かれた。この事件後の1976（昭和51）年3月に尾形典男総長から諮問を受けた「部落差別問題検討委員会」は、8月に「立教大学における部落差別問題への取り組みについて」を答申したが、その提案は具体化されずに終わった。しかし1989（平成元）年5月12日、大学構内に被差別部落民、朝鮮人差別落書が発見された事件をきっかけにして、1991（平成3）年4月1日、人権問題委員会が発足し、講演会・映画上映会など、人権問題の啓発事業が具体的に推進されるようになり、今日に至っている。（山田昭次）

資料1 〔1974年4月27日、学生提出の〕公開質問状に対する〔図書館長〕回答
〔1974（昭和49）年〕

公開質問状に対する回答

本学図書館においては、カード目録の件名に「国立国会図書館件名標目表（昭和39年刊）」を採用してきたが、そのなかの「特殊部落」という差別用語を件名として使用してきた。

「特殊部落」という用語は明治40年代、内務省が作成し、現実には分裂支配と搾取を強化することを意図した差別用語として機能してきたものである。

そして現在でも、この言葉は部落に対する差別的偏見を再生産している用語であり、比喩的表現としても、許されるものではない。

それにもかかわらず図書館がこの用語を使用してきたことは、部落問題について全く認識を欠いていた事実を示すものである。さらに学生諸君の指摘により件名の訂正を行ったのであるが、図書館として「特殊部落」という用語の差別性を明らかにすることなく単に事務的に処理したのは、二重に部落への差別を温存、助長したことになる。これらの点を率直に認め、深く反省する。

以上の認識と反省をふまえ、図書館員は各自の自己検討をとおり、鋭敏な問題意識を持ち、部落差別問題の正しい解決へ向けて努力する。

具体的には図書館として、部落解放問題に関する資料、解放教育に関する資料の拡充に努め、討論会・講演会・館内研修会等を開催し、さらに立教大学として

第5章 立教大学

の部落解放問題に取り組む姿勢の具体化に努力する。

たび重なる研修会での全図書館員の合意により、この文書をもって回答としたい。

1974年7月2日

立教大学図書館長 井上幸治

立教大学『部落問題資料(1)』[1974(昭和49)年] 16~17頁

[立教大学総長室所蔵]

資料2 一般教育部教授会「学生諸君へ」[1974(昭和49)年]

学生諸君へ

このたび英語担当の一非常勤講師の部落問題についての発言をめぐって生じた事態の経過をたどってみたい。

5月18日(土)3・4時限の文1L(日文)の授業に同講師が教室におもむいた際、2名の学生が、狭山裁判および部落解放についてアピールをしていた。そして10分間ほどの約束でアピールをつづけたが、約30分に及んだので中止を望んだところ、その2名の学生とのやりとりとなり、その際、同講師の発言の中に、部落問題に関連した部分があった。同講師によれば、前記学生たちの活動を否定したのではなく、ただ部落問題を解決する方法について、ひとつの意見を述べたにすぎないということであった。

6月5日(水)2時30分ごろ、一般教育部長は部落解放研究会などの学生4名と会った。学生は同講師の発言を伝え、その内容が不当なことを述べた。一般教育部の非常勤講師であることから、部長が同講師に対して、翌6日の「図書館問題についての確認会」に出席するよう要請すること、および、部長にも出席することを要求した。それに対し、部長は6時半に回答することを約束した。

6時半に、部長は、同講師の発言を直接確認するとともに、学生の要請を伝えるため、同夜、同講師に会うが、その面会の結果ともからむので、部長自身の出席の返事を保留すると回答した。

その夜9時30分から11時まで、部長は同講師の自宅を訪問したが、その結果、①翌日は本務校で授業があり、②立教の専任教員ではないという理由で、出席の要請は拒否された。その際、同講師は辞意をもらしたが、部長は再考を求めて、一応了承された。

午前0時30分ごろ、学生から電話があり、部長は面会の結果を伝え、また、部長自身はその結果を伝えることを含めて、翌日の出席を受諾と回答した。

6月8日(土) 同講師は、文1Lの授業に行ったが、受講者以外の学生数名がおり、上記発言をめぐって議論となり、授業が行なえなかった。議論は、総長室長が同講師を迎えにきた12時30分ごろまでつづき、同講師は総長と面会した。

6月12日(水) 同講師は、総長・部長・総長室長と面会し、「確認会」への出席を拒否する旨を述べた。その理由は、専任ではないので、立教の管理・運営の責任者である総長・一般教育部長と同席することはかえって無責任であり、事情にうといためさらに立教に迷惑をかけるおそれがあるということであった。その際、同講師は辞意を表明したが、部長は保留を要請した。

6月14日(金) 同講師から、一身上の理由により退職したい旨の退職願が提出された。

6月15日(土) 総長・部長は「確認会」に出席した。部長は学生約40名と2時40分ごろから7時40分ごろまで約5時間にわたり議論をつづけ、最終的に学生は次の3項目を要求してきた。①同講師の退職願をこの問題が学生たちの納得する解決に至るまで認めないこと。②教授会を18日までに開催すること。③この問題に関する事実経過、および、これに関する今後いかにやってゆくかを含めた一般教育部の見解を明らかにした文書を19日正午までに発表すること。この要求に対し、部長は、①についてはいま答えられない。②③については、できるかぎり努力すると返答した。この「確認会」の終了前約30分ごろから、部長の疲労ははなはだしく、しばしば横臥して学生たちと対応する状態であった。

6月19日(水) 午前中、部長から総長、および、各学部長に対し、同講師の退職願の処置は大学として極めて重要な意味を有するので、総長、および各学部教授会の意見を求めたい旨申し入れた。

12時15分ごろ、約15名の学生が6月15日の要求に対する回答を聞くために来たが、要求していた文書がまだ発表されていないので、教授会の態度を非難し、さらに文書による見解発表よりも一般教育部が教員全員出席の説明会を開催することを要求した。部長は、教授会が見解の合意に達することが先決であるので、現時点では、説明会を開かないと主張した。2時50分ごろ、学生は部長の意に反して、スクラムを組んで部長を「4丁目」へ連行した。部長室にいるとき、すでになら疲労を覚えていた部長は、「4丁目」においてその疲労がさらに増し、終了時の4時ごろまでの間、約40分ほど寝椅子に横臥したままで学生と対応せざるをえなかった。

6月21日(金) 午前9時30分ごろ、部長宅に学生から電話があり、部長に対し、次のような要求がなされた。

第5章 立教大学

- ①同講師の発言を媒介にした部落問題に対する一般教育部の態度を明確にするため、教授全員の出席の下、大衆的説明会を6月28日に開催すること。
- ②差別発言を行なった同講師は辞意を表明しているが、そのような無責任な態度を決して許さず、また、彼自身の差別者としての悲劇をなくすため、辞意を撤回し更なる討論を教授会として要請すること。
- ③以上を個々の教授諸兄が主体的、積極的に確認し、教授会としての態度を26日までに明確にすること。

そして、(i) なるべくすみやかに上記要求の回答を得るため、(ii) (約束したという) 6月19日までに、教授会の見解を文書で明らかにしなかったため、(iii) 教授会が学外で行なわれているので、教授会と接触がとりたいたため、という理由をあげて、午後1時20分ごろから現在まで数名の学生が、常時、部長室で待機している。

以上のような経過のなかで、教授会は議論を重ねてきたが、こうしたいきさつから提出された退職願は、同講師の意志を尊重して、これを認めざるを得ない。

〔略〕

昭和49年6月22日
立教大学一般教育部教授会
立教大学一般教育部教授会「学生諸君へ」1974(昭和49)年6月22日
〔立教大学大学教育研究所所蔵〕

資料3 一般教育部教授会「ふたたび学生諸君へ」[1974(昭和49)年]

ふたたび学生諸君へ

今回の一非常勤講師の部落問題についての発言をめぐって生じた事態については、すでに6月22日の「学生諸君へ」で明らかにしたが、ここにその後の事態の経過をたどるとともに、われわれのこの問題についての見解を補足説明したい。

すでに述べたように、6月21日、一般教育部長に対し、学生から次の要求がなされた。

〔略〕

6月26日(水)11時15分ごろ、部長と3名の教員は、部長室にゆき、慎重に審議を重ねた教授会の下記のような回答をした。その際、学生が部長室にいるのは回答を待つためであるとのことであるから、部長は、回答をする前に、回答後は、ただちに部長室を退去するよう申し入れ、学生はこれを受け入れた。

要求①に対しては、後述の理由をあげて、全員出席する「大衆的説明会」を拒否し、その代案として、一般教育部による10名前後の教員が出席する

「学生諸君へ」についての説明会を6月28日15時から18時に行なうことを提案した。

要求②に関しては、後述のように、6月22日（土）夜、部長ほか1名の教員が同講師宅を訪ね、学生の要請にそうよう努力をした。そして、最終的に、同講師は、①辞意撤回の気持はない、②退職願を提出した現在、立教大学にこれ以上関係をもたたくない、③あの発言は、学生との10分という約束が30分から40分にもなったときになされた事情をくりかえし述べておきたいと述べられたことを伝えた。

以上の回答および提案に対して、部長・同行の教員と学生との間に議論があり、学生は、同日16時30分ごろに回答するといつて、13時10分ごろ部長室を退出した。

16時30分ごろ、回答に来た学生は、「説明会」は当然教員全員出席であるべきことを主張して、実質的に6月21日の要求①を再度くりかえした。すなわち、全員出席の「説明会」を行なうべきであり、約10名の一般教育部教員との「討論会」は受けるつもりがあると述べた。さらに、7月2日に予定されている総長による説明会に部長の出席を要請した。部長は再度の説明会要求については翌27日の教授会にはかり、同日21時までには回答することを約束した。

6月27日（木）20時すぎ、部長は電話で次のように学生に回答した。

今回の学生側の提案は前回の提案と変わらないと判断するから、受けない。われわれが説明会を提案したのは、学生の要求する説明会の代わりに提案したのであって、学生がその意見を固執するならば、それは実質的にわれわれの提案を拒否したものと判断せざるをえず、したがって、現時点では、「討論会」を行なう意志がない。

〔略〕

昭和49年6月29日

立教大学一般教育部教授会

立教大学一般教育部教授会「ふたたび学生諸君へ」1974（昭和49）年6月29日

〔立教大学大学教育研究部所蔵〕

資料4 個 正昊「所信表明にあたって」[1974（昭和49）年]

所信表明にあたって

本年4月以来、図書館における件名目録カード「特殊部落」の処理をはじめとして本学の部落差別問題に対する認識の欠如を反省せざるをえない事態が生じました。私は以下に今日までの経過を簡単に述べるとともに、大学として今後なすべき課題についての所信を表明したいと考えます。

第5章 立教大学

(イ) 図書館の件名目録カード「特殊部落」について

この問題に関する事実経過についてはニュース立教第7号にくわしくのべられており、また図書館長の見解も表明されていますが、われわれが「特殊部落」なる用語の持っている差別性についての基本的認識を欠いていたことは明らかであります。

(ロ) 一般教育部非常勤講師の発言について

この問題については、一般教育部教授会から2度にわたる文書が発表されていますが、すでに同講師が6月14日付にて辞表を提出されている関係もあって正確な事実経過の確認はまだなされていません。しかしながら同講師が「部落問題を解決するには結婚をすればよい」といった意味の発言を行ったことはほぼ事実であると考えられます。もし封建社会の分断支配政策の犠牲者として創り出され、明治以後の国家体制のもとでたえず差別を強要されてきた部落の人々を本質的に一般社会とちがった特別の血筋の人々だとする考え方のもとにこのような発言がなされたのであれば重大な事実認識の誤りがあると言えます。一般教育部教授会は6月22日の文書において同講師の発言内容を「個人の問題であり、組織体としての教授会に直接の関係がない」としています。ことは組織体としての責任の有無を論ずることよりも同文書にもあるようにむしろこの問題を契機として一般教育部を含むすべての教職員・学生が部落差別の問題に積極的にとりくんでゆくことが望まれるのであります。

(ハ) 大学として今後なすべき課題について

すでに昭和40年8月11日に同和対策審議会答申として「部落差別が市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」ことが指摘されています。特に同答申中に「教育問題に関する対策」なる1章が設けられ、この問題に対する教育機関としての積極的関わり方が示唆されているのでありますが、本学がこの方面に関してこれまでとりくんでこなかったことの結果が上記(イ)(ロ)の経過となって現われたことを強く反省せざるをえません。私はまず第一にこの部落差別に関する基本的資料を作成して教職員・学生に配布することにより、この問題に対する積極的関心を高めてゆきたいと考えます。そして教職員・学生の学習討論の積み重ねの中から教育・研究機関としての立教大学が今後部落差別問題にとりくんでゆく基本的方向が明確化されてゆくことを望むものであります。

終りに私はこのような事態が本学で起ったことについて全国300万と言われる部落の方々に心からおわびしたいと考えます。

昭和49年7月2日

立教大学総長 佃 正昊

立教大学『部落問題資料(1)』[1974(昭和49)年] 2頁

[立教大学総長室所蔵]

資料5 一般教育部教授会「説明会を開くにあたって」[1974(昭和49)年]

説明会を開くにあたって

一般教育部では、7月2日の総長説明会における部落解放同盟、および、学生諸君からの批判をふまえ、さらに討議を重ねた結果、告発された非常勤講師の発言内容(部落問題は結婚によって解消されるという趣旨)の差別性について、次のような認識に到達した。

以下、すでに学生諸君へ公表した2つの文書に欠けていた点を、現段階での反省として表明したい。

同講師の発言内容の主な問題点は、第1に、被差別部落の人びとにとって、結婚は就職とともに、差別が表面化するもっとも深刻な問題であることの認識を欠いていることであり、第2に、部落問題が結婚によって解消するという考え方は、差別する側の意識を温存したまま、被差別部落の人びとと部落外の人びととの「融和」をはかろうとするものであり、差別の解決にはならないということである。

戦後、新憲法や新教育の施行によって、抽象的な平等観念が普及した。しかし、部落問題に対する歴史的過程、および、差別の具体的内容の認識は、深められなかった。このため差別観念は意識下に沈み、かえって、差別意識の存在の点検を困難にした。ここに部落問題の戦後的特質があると思われる。同講師の部落問題に関する発言は、このような状況から生まれたものであり、その状況はわれわれもまた共有していると考ええる。

われわれは、同講師の退職願の処理にあたって、以上の認識が浅かったことを反省する。教授会は、同講師の辞意撤回のため、さらに努力を重ねてきたが、同講師が非常勤であるという条件も加わって、努力の限界に達したと判断せざるを得ず、受理もまたやむを得ないと考ええる。

われわれは、退職願の受理が、とりもなおさず、われわれの努力の限界のあらわれであることを自覚し、今回の告発の意義を正しく受けとめ、今後われわれの研究・教育の場に生かしてゆかねばならぬと考える。

われわれは、部落問題に対する視点をふまえた研究・教育体制を学内につくりあげること目標として、将来の具体的な構想を展開するための検討をはじめた

第5章 立教大学

い。

われわれの同僚から、上記のような発言が教育の場においてなされたことを、全国の部落の方がたに対して、われわれは心からお詫びいたします。

昭和49年7月11日

立教大学一般教育部教授会

立教大学一般教育部教授会「説明会を開くにあたって」1974（昭和49）年7月11日

〔立教大学大学教育研究所蔵〕

資料6 「〔S差別発言確認会〕経過」[1974（昭和49）年]

「S差別発言確認会」経過

10月9日（水）午後3時30分より5号館154番教室において「S差別発言確認会」が開かれました。この会にはS氏とともに大学から佃総長、後藤一般教育部長、また部落解放同盟から藤沢、松永の両氏が出席したほか部落研、狭実委の学生をふくめ多くの学生・教職員が集まりました。

会の初めに、部落研の学生から狭山闘争決起への呼びかけと9.26アピールが読みあげられた後、藤沢氏から何故確認会を要求しているのかが以下のごとく述べられました。

「結婚差別が現存しているという現実がある中で『部落解放闘争をするなら部落の女と結婚するのが第一歩だ』ということは、我々が蔑視されているというふうに感じざるを得ない。同時にこのような部落問題のとらえ方は部落存在を肯定的にとらえ上げていくものである。そういう意味でこの発言を差別発言であるととらえ、本日、具体的な事実と内容について明らかにし、S氏の発言を確認することによってS氏の責任を追求〔及〕していきたい。」

次にS氏が発言したといわれる以下の3点について藤沢氏から事実の確認が求められました。

- （1）「部落解放闘争をするなら部落の女と結婚するのが第一歩だ」
- （2）「狭山のAと横浜のBというように部落民と一般民が結婚し、子どもが一般民と結婚していけば純粋な部落民はいなくなり部落は解消する」
- （3）「部落問題は国家権力の問題だから、こんな20～30人位の教室で話してもしょうがない」

以上について、S氏はこのような趣旨の発言は事実おこなつたと述べ、確認されました。

次に藤沢氏から、今まで何度か確認会出席を要請してきたが出席しなかったの

に、何故今日出席する気になったのか、との質問がなされましたが、それに対しS氏は次のような理由を述べました。

「7月11日の時点までは①辞表を出した大学へ行くのはおかしい。②自分の発言が差別発言とは思っていなかったという理由で出席しなかったが、一般教育部から出された7月11日の文書を読んで、結婚は就職とともに差別が顕著にあらわれる問題であるということを知った。また文書の中の“われわれの同僚の中から上記のような発言が教育の場においてなされたことを、全国の部落の方々に対してわれわれは心からお詫びいたします”という言葉を見て、今もってわれわれの同僚からという言葉を使って私のことを考えていてくれることを感じ、今まで出席しなかったのは大きなあやまりであり、私の発言はまったくまちがっていたと考えたので本日出席した。」

以上のS氏の発言に対し、藤沢氏から、S氏は結婚差別についてまったく知らなかったといっているが、それでは何故「君たちが部落解放闘争をするなら」と「部落の女と結婚するのが第一歩だ」という発言がにつながるのか、との質問が出され、S氏からは次のような返答がなされました。

「学生から部落民が悲惨な生活をしているといわれた時に、現在のように人間の動きが流動的であれば、好きな人同志が結婚していき、自然に部落差別は拡散していくだろうと考え、このような発言をしたが、なかなか部落の方が一般の人と結婚できないという認識はなかった。」

また、討論が進んでいく中で、この会に同席していた一般教育部の水田助教授より、討論の中でのS氏の「黒人問題に私はかかわっているが、黒人にはまったく差別意識をもっていない」という発言には疑問を感ずるとの意見が述べられました。それに対し、S氏は次のように述べました。

「私はアメリカの白人社会にいと自分が日本人、イエローであることに引け目を感じることがあるが、黒人の友人といると仲間意識を感じ、差別意識はもたない。しかし、私は白人の黒人に対する差別、黒人の生活の苦しみを知っているが、白人の友人といる時はそのことにふれることはない。」

以上のS氏の発言に対し藤沢氏から次のように指摘がありました。

「あなたは黒人の苦しみ、貧しさを知りながら白人の友人に対して何もいわない。もしそのことを黒人の友人が知ったらあなたのことをどう思いますか。それでもあなたは仲間であるということができるのか。差別していないということができなのか。」

また、討論の中でのS氏の「自分は東京で生まれ育ち、自分の育った環境は貧困

第5章 立教大学

な家庭が多かったが、被差別部落というのは知らなかったし、部落問題というのを今まで実際に検討してこなかったの、部落民の方々がうけてきた苦しみを知らなかった」という発言をとらえて、学生から次のような発言がありました。

「あなたは貧しい環境の中で育ったというのが、何故あなたは社会の矛盾に対して取り組んでいなくてもあなたの生き方というのは保障されていたのか。あなたは優等生として大学まで行ったのだからけれども、一方には教育の中で切り捨てられた多くの友人がいるということの原因をこれまで考えたことがあったのか。」

また、藤沢氏からも次の指摘がありました。

「あなたは貧困家庭の多い地域で育ってきたといっていたが、その中であなたは何も感じてこなかったのか。あなたはそういう人達をかわいそうだと考えてきたらしいが、あなたはいつもそれだけでしかなく、年がすぎていけば自然に離れていくといったふうにして、いつも安穩とした場所にいたのである。あなたのこのような姿勢は黒人問題でも知っていながら目をつぶっている。また学生に追求〔及〕されると逃げ出したいと思ひ辞表を提出するという姿勢とまったく同じである。あなたの考え方の中には、部落問題にかぎらず階級的問題意識がまるでない。生まれ育ってきた環境を、自分の今の生活を通して生きていき生身の人間としてあなた自身を告発していかなければならない。」

約3時間にわたるこの会の最後に、S氏からこの日の確認会を通じて、今、次のように感じているとの発言がありました。

「私は最初、一体自分の発言のどこがわるいのか、そのことが頭に浮かんだわけです。私の発言は部落の女性と結婚してはいけないといったのではなく、部落の女性と結婚すればいいではないかといったのに、何故バカヤロウ呼ばわりされなければいけないのか、私はそう感じたのです。学生にバカ呼ばわりされたことにより、学生の顔なんかみたくもない、自分は教師で学生より一段上なんだという意識が表面化してきたんだと思う。また、学生にまったく知らなかったことをつきつけられた時に、自分は今まで部落の人なんかみたくもない、差別発言もしたこともない、部落の人に接したこともない、それなのにどうして自分のいったことが差別発言なんだというふうにとらえた。今考えてみると、そういう自分の意識が、先程指摘された黒人問題、自分の育った環境・社会に対する問題性〔意識〕の欠如などにあらわれていたのではないだろうか。自分の優越感が自分の意識の中に眠っていたのではないだろうか。そして、今までそういう意識を私の中でとらえなおすことに〔が〕欠落していたと思う。」

私の結婚によって部落差別がなくなるという発言の中には、上から手を差し伸べれば良いという考えが私の意識の中にあっただのではないか、そういう意識が結婚ということに結びついての発言となったのだと思う。」

この会の最後にあたり、藤沢氏から「部落解放同盟としてはS氏に対する確認会をこれでおわりたい。これから、立教大学として全学的にどういうふうな方向にもっていくのかを具体的に提起してほしい」との発言があり、これに対し佃総長は「大学としての説明会を開きたい」との見解を表明しました。

また学生からは「S氏の発言の一つ一つについて確認が行なわれたが、われわれとしては十分納得できない点もある。これからは自らの生き様としてとらえなおしていただきたい。また、われわれは立教大学総体が、無意識・無自覚にやってきたことが差別性を生み出してきているということをおさえていくつもりです。」との発言がありました。

〔注〕 佃総長は佃正晃、後藤一般教育部長は後藤茂男、藤沢は藤沢靖介、部落研は立教大学部落解放研究会、狹実委は立教大学狭山差別裁判糾弾全学実行委員会、水田は水田寿一である。

『ニュース立教』第9号 立教大学広報課 1974（昭和49）年10月30日 1～2面
〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料7 〔被差別部落・朝鮮人差別落書〕〔1989（平成元）年〕

1989年6月22日

差別落書について

立教大学総長 浜田陽太郎

去る5月12日、5号館正面ロビーにあるトイレ内で、部落差別・朝鮮人差別を意図した差別落書が発見されました。落書は同一の筆跡で、一箇所に書かれており、その内容から部落差別の実態について知っている者によって意図的に書かれたものと判断されます。本学の構内において、このような悪質な差別行為が発生したことに強い憤りと痛みを感じざるを得ません。不当な差別、人権侵害を許してはならないという視点から、全学の構成員が差別問題・人権問題に対する認識を深めて、こうしたことを二度と起こさないための取り組みを進めることが必要です。

発見された落書は次のような文面です。

「穢多ドモノ 穢レニカケヨ 消費税」

第5章 立教大学

「朝鮮人とかけて 小鳥と解く その心は チュンチュン鳴く」

〔略〕

今回、5号館で発見された落書は現在、様々に問題となっている消費税と部落差別を結びつけるなど故意に差別を助長する悪質なものです。こうした差別行為が隠微な形で、出入り自由な場所とはいえ、本学において発生したということは、前回の部落差別問題からほぼ15年を経過するなかで、人権問題、差別問題への認識が薄れたことはなかったか、改めて問い返すことが求められていることを意味しています。

〔略〕

『ニュース立教』〈号外〉 立教大学広報課 1989（平成元）年6月22日 1面

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料8 「人権問題委員会発足」〔1991（平成3）年〕

人権問題委員会発足

1989年6月2日開催の第1回委員会以来、本学は人権問題にどう取り組むべきか、人権問題の課題は何か、本学として何ができるか、について検討を重ねてきた人権問題検討委員会の報告書が1990年11月7日の部長会に提出された。この報告書の提案を受けて、11月21日の部長会は常設の「人権問題委員会」を設置することを承認、1991年4月1日付で同委員会が発足した。人権問題委員会の規程とメンバーは以下のとおり。

人権問題委員会規程

（任務・役割）

第1条 本委員会は、差別にかかわる人権問題等、人権問題の教育における重要性を踏まえて以下のことを行う。

- （1）本学の人権問題への取り組みに関する総長への提言
- （2）人権問題の啓発プログラムの企画・運営
- （3）人権問題についての研修、資料の収集
- （4）各学部、部局の行う啓発プログラムなどへの協力および連絡、調整

（委員）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）部長会 1名
- （2）チャプレン 1名
- （3）各学部（一般教育部を含む） 各1名

(4) 各事務部 各1名

(5) 総長の指名する者 若干名

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

[略]

『立教広報』第209号 立教大学広報課 1991(平成3)年5月1日 8面

[立教大学広報渉外部広報課所蔵]

(3) 入試改革

立教大学の各学部では、長年にわたって入試改革に取り組んできた。その根底には、学歴偏重という日本社会の構造が生み出した、いわゆる偏差値教育に対する批判が横たわっていた。偏差値を基準にすることなく、大学の教育に耐え得る真の学力を備えた学生を選抜し、大学の教育・研究活動の活性化をはかるべきであるというのである。その先陣を切ったのが1979(昭和54)年度から始まった法学部の「社会人入試」「推薦入試」であり、高い社会的評価を受けることになった(資料1)。法学部の「社会人入試」は、ようやく高まりつつあった生涯教育という社会的要請に応えるという意味もあった。次いで1980(昭和55)年度から、文学部が小論文・外国語の2科目による入試を実施した(資料2)。また、経済学部では1984(昭和59)年より、一般入試での合否判定の際に、高等学校の調査書による成績を加味することにした[1995(平成7)年まで]。その後、推薦入試が各学部で取り入れられ、1994(平成6)年度から理学部・法学部で「自由選抜入試」が実施されるようになった。(資料3)。(老川慶喜)

資料1 立教大学法学部「立教大学法学部の入試改革について」[1978(昭和53)年]

立教大学法学部の入試改革について

今日、大学入試に際しての競争の激化が、重要な社会問題になっていることについては、多言を要しません。“受験地獄”といわれている現代の様相は、教育の体系全体をゆがめるとともに、若者たちに苛酷な心理的負担と貴重な青春の日々の浪費をもたらす結果になっています。こういう状況の主たる原因は、学歴偏重という現在の日本の社会構造にあります。他方、大学においても入試競争を緩和し教育体系のひずみを正す応分の努力が必要とされています。国立大学において共通一次テストが実施されるようになったのは、その一つのあらわれです

第5章 立教大学

が独自の建学精神と、個性的な教育方針の上に立つ私立大学では、また異なる種類の努力が当然必要とされるはずで

立教大学法学部は、このような見地の下に、ここ三年間、現行の入試制度を改善する道はないかと論議を重ねた末、とりあえず、次の二つの入試改革を一九七九年度の入試から実施することに決定しました。

一、「社会人入学試験」の実施について

今日、成人教育、生涯教育の重要性が説かれるにもかかわらず、大学における正規の教育と研究の過程から、社会人は全くしめ出されているとって過言ではありません。その結果、大学は、ほぼ完全に社会に出る前の二十代前期の若者たちの場になり、そのこと自身、大学を受験戦争と社会生活の間にはさまれた人生の〈猶予期間〉とみなす特有の歪みを大学教育にもたらしめています。こういう現象が生じた一つの理由が、大学入試が長期の受験訓練を経なければ、突破できないものになったという事実にあることは疑うことができません。

この意味で、立教大学法学部は、社会人に対してさし当り定員の五%の枠をつくり、一般の学力試験とは別種の試験によって学生として受け入れるべきであるという結論に達しました。選考の基準は、すでに社会人としての経験をもちつつ、さらに大学で勉学したいという志望理由、社会人としての経験と判断力および大学での学科目を履修する基礎的能力におかれています。これは、たとえ高度の受験知識をもたなくても、豊かな経験と判断力をそなえ確固たる志望理由をもつ社会人は、基礎的学習能力さえあれば、十分に大学で法学・政治学を学ぶはずだと考えるからです。そのことによって、立教大学法学部は問題意識と勉学意欲にあふれた社会人を迎え入れる機会をつくるとともに、一般の学生に対し、これらの社会人学生が良い刺激となることを期待するものです。

二、「推薦入学試験」の実施について

受験戦争の激化は、必然的に受験技術の高度化を生み、それは高校で優秀な成績を取めた学生でも入学試験を突破することが難かしいという現実を生んでいます。法学部においても平均して入試合格者の約七〇%は、いわゆる「浪人」学生であり、高校でA段階の成績を取めた学生でさえその合格率は、せいぜい二〇%台にすぎません。これは明らかに今日の入学試験が、受験生に対して苛酷な要求と化しつつあることを示すとともに、そこにまた膨大な社会的エネルギーの損失・浪費が生まれていることを示唆していると思います。

このような事態を改善するために法学部では、高校で優秀な成績を取めた「現役」の学生に対し、通常の入学試験によらないで入学できる方法を講じるべきだ

と考え、ここに推薦入学試験制度を採用することにしました。これによる入学許可数は、ほぼ定員の1/4にあたる一〇〇名程度と考えています。通常の推薦入学ではなく、被推薦者をさらに、試験によって選考することにした理由は、できるだけ多くの高校と高校生に機会をあたえたいということと同時に、やはり高校での平均成績だけでは、法学部での履修能力と適性を十分に保証しがたいと考えたからです。従って、選考の方法は、いわゆる学力試験ではなく、論文答案の作成力、および社会科学論文の読解力のテスト、そして口頭試問によることにしています。来年度は、とりあえず、これまで法学部に入学実績をもつ高校、一二九校に三名以内の推薦を依頼することにしていますが、今後の成果によっては、その範囲を拡大してゆくことも当然考えられます。このような方法によって、立教大学法学部は、高校時代に着実に勉強した学生が過重な受験勉強の負担に悩まされることなく大学に入学できる道を開くとともに、活力にあふれた現役の優秀な学生が、大学生活をその本来の目的に沿って力いっぱい送ることを期待しています。

なお、以上二つの入試改革についての来年度の実施の細目については、それぞれの入学試験要項に示されていますので、御参照下さい。

一九七八年七月一日

立教大学 法学部

『立教広報』〈速報版〉 立教大学広報課 1978（昭和53）年7月4日

〔立教大学広報渉外部広報課所蔵〕

資料2 昭和55年度文学部入試方法の新しい試みについて [1979（昭和54）年] 〈昭和55年度文学部入試方法の新しい試みについて〉

立教大学文学部

立教大学では、教育体制改善の一環として、かねてから入試方法の是正に留意し、各学部の特徴を生かした改革のプログラムについて慎重に検討を重ねてまいりました。昨年度において、法学部が一般入試とは別途に、社会人入試と推薦選抜入試の方式をあらたに導入し、自主的な学習意欲にあふれる社会人・高校生に向けて門戸を開いたことは、すでにご承知のとおりです。わが文学部もまた、はやくから推薦入試の方式を採用し、ついで社会科の各科目を総合的な視野のもとに把握する狙いのもとに、社会科を世界史一本にしぼるなど入試制度の改善に鋭意努力してまいりましたが、抜本的な改革に着手するまでにはいたりませんでした。

今年、国公立大学の受験生を対象に実施された共通一次テストをめぐってさま

第5章 立教大学

さまざまな論議が交されていますが、これが従来の大学入試制度への再検討をうながすきっかけをつくったことは否定できません。私立大学の側でも、各大学の独自性を反映させつつ、入試方法の改革に踏み切ることが要請されているように考えられます。このような状況を踏まえた上で、わが文学部では、55年度以降の入試制度の改革を決定いたしました。その骨子は、従来の選抜方式の継続である外国語・国語・社会（世界史）の3科目による入試（文Aと称する）に加えて、小論文・外国語の2科目による入試（文Bと称する）をあらたに設定したところにあります。この文B入試の狙いはつぎの3点に要約されます。

- ① 文学部では、「現代社会における人間学の再創造」という理念のもとに、人文諸学を総合的に把握するカリキュラムを展開してきたが、この理念を積極的にうけとめようとする自主性に富む学生、豊かな構想力とのびのびとした思考力を発揮することのできる学生を受け入れたい。
- ② 文学部の各学科で学習される人文諸学の各領域は、記憶型・速考型のいわゆる偏差値的人間の枠にはまらない奔放で柔軟な発想をもつ学生に期待するところが大きい。しかし、客観的評価を重視する従来の選抜方式は、こうしたタイプの学生にとって必ずしも有利とは言い難い側面があった。こうした欠陥を是正するために、論文を重視する主観性を加味した評価を行いたい。
- ③ 従来の方式によって達成度を重視する文A入試、高校側の推薦に全幅の信頼を置く推薦入試、小・中・高にわたる一貫教育の利点を生かした関係高校推薦入試、論文の成果に重きを置く今回の文B入試—この4つの方式を有機的に組み合わせることにより、多様な人材を受け入れたい。また従来の入試方式では疎外されがちな社会人にたいしても、文B入試によって受験意欲を生み出させたい。

以上のようなわれわれの意図に共鳴し、すすんで立教大学で学びたいという意欲的な人々の受験を期待しております。

〔昭和55年度入学試験科目に関する各高等学校長宛通知〕1979（昭和54）年7月17日

〔立教大学文学部所蔵〕

資料3 〔理学部・法学部の自由選抜入試〕[1994（平成6）年度]

立教大学は、大学で学ぶために必要な学力はいわゆる偏差値に代表される学力のみではないと考えています。

そうした考えから、立教大学は他大学に先駆けて推薦入学や社会人入学をはじめとする様々な入試制度を採用してきましたが、これまでの実績をさらに発展させて、新たに高校時代の多様な要素を総合的に評価する入試制度を発足させることにしました。

1994年度は理学部と法学部で実施します。

この制度は、学業のみならず諸活動の分野でも秀でた能力や個性を発揮した実績をもち、かつ本学の教育目的を理解し、そこで学びたいという熱意のある学生を受け入れることを目的としています。

立教大学に関心を持ち、そこで自分の持つ能力や個性をさらに豊かに開花させたいと考える学生の積極的な出願を歓迎します。

I 募集学部・人員

学 部	学 科	募集人員
理学部	数学科 物理学科 化学科	5名以内
法学部	法学科 国際・比較法学科	10名以内

- 【注意】 1. 出願は1学科に限ります。
2. 2月実施の一般入試への出願は妨げません。

II 出願資格

次の1～4の条件をすべて満たしている者。

1. 1994年3月に高等学校を卒業見込の者。
2. 本学の当該学部・学科での勉学に強い意欲を持つ者。
3. 高等学校第3学年1学期までの「国語」「社会」「数学」「理科」「外国語」の5教科の評定平均値の平均が3.8以上の者。
4. 次のいずれかに該当する者。
 - (1) 高等学校のクラブ活動その他に関する広域規模の大会、コンクール、展覧会等で、めざましい成果を収めた者。
 - (2) 専攻分野の学業に役立つと思われる高度な資格・能力を有する者。
 - (3) その他、高等学校時代を通して力をそそいだ、個人または団体の活動において、高い評価を得た者。

第5章 立教大学

Ⅲ 募集日程

出 願 期 間	10月21日（木）～10月28日（木）
第1次（書類選考）合格発表	11月15日（月）
第2次選考 〔面接試験〕 〔筆記試験〕	12月5日（日）
第2次合格発表	12月9日（木）
入 学 手 続 期 間	第1次手続 12/13～12/17 第2次手続 1/28～2/4

立教大学『1994年度立教大学自由選抜入学者募集要項』〔1993（平成5）年〕

〔立教大学教務部入学課所蔵〕

第9節 国際交流の展開

戦後における立教大学の国際交流は、1973（昭和48）年、佃正昊総長の下で戦前からの関係が深かったシカゴ大学やケニヨン大学、チュービンゲン大学と協定を結ぶことから出発し、「国際交流委員会」が発足した。やがて尾形典男総長によって、日本聖公会との共同事業として、大学創設者ウィリアムズ主教を記念する「ウィリアムズ主教記念基金」が設定され、カンタベリー大主教、ラムゼイ師父を記念講座講師に迎え、開発途上国から客員研究員を招くこととなった。さらに1980（昭和55）年には「立教大学国際学術交流規程」が施行されて、「国際学術交流委員会」が本格的な学術交流を開始し、フンボルト大学と協定を結ぶに至った。1987（昭和62）年に、「立教大学国際センター規程」が施行され、従来の総長室の国際交流室が「国際センター」となり、「国際交流委員会」と「国際学術交流委員会」が統合され、1994（平成6）年以降、コーネル大学やサウス大学などと学生交流と学術交流を一本化した「一般国際交流協定」を結ぶことになった。1985（昭和60）年12月には、シカゴ大学と国際シンポジウムを開催しているが、1995（平成7）年12月に「国際会議助成規程」が制定され、1996（平成8）年度より適用されている。

（鶴川 馨）

資料1 Memorandum of Agreement [1973（昭和48）年]

MEMORANDUM OF AGREEMENT

The University of Chicago and Rikkyo University, being in agreement that an exchange of students between the two universities would be desirable and of benefit to all concerned, do hereby affirm their intention to cooperate fully in

establishing and implementing such an exchange.

The details of this exchange shall be worked out at an early date through consultation and further mutual agreement between the respective departments of the two universities concerned with such matters. As minimal conditions, however, it is agreed that

- 1) students shall be selected by the sending university, but subject to approval by the receiving university;
- 2) students eligible for selection shall be limited to graduate students (enrolled in either master's or doctoral degree courses) and undergraduate students who have completed at least two years of study;
- 3) the number of students sent and received shall be the same unless otherwise agreed by prior mutual consent, but in any case, the number shall be small, preferably one, two, or three (in any one exchange);
- 4) transportation costs, living expenses, tuition fees, and all other expenses of participating students shall not be the responsibility of the receiving university.

As an adjunct of this agreement, the two universities also affirm their desire to establish a program whereby faculty members can also be exchanged for appropriate periods and under conditions to be henceforth worked out between the respective departments of the two universities concerned with such matters.

Charles D. O'Connell (signed)

Vice President and Dean of Students

The University of Chicago

Chicago, Illinois, U.S.A.

Date: *July 9, 1973*

(This agreement shall be valid for a period of two years from the date of signature of the later signatory.)

M. Tsukuda (signed) 印

Masahiro Tsukuda

President

Rikkyo University

Tokyo, Japan

Date: *June 26, 1973*

'MEMORANDUM OF AGREEMENT', 1973

[立教大学総長室所蔵]

資料2 立教大学学生国際交流規程 [1977 (昭和52) 年]

立教大学学生国際交流規程

部長会決定 昭和52年10月26日

第5章 立教大学

第1条 本学の学部および大学院の学生が、学則第37条または大学院学則第26条により外国の大学等へ留学する場合（以下派遣留学という）の取扱いは、この規程に定めるところによる。

第2条 派遣留学の許可に必要な外国の大学等との事前の協定または協議の内容は、以下の諸事項を含むものとする。

- イ 協定または協議の有効期間
 - ロ 対象とする学生の教育段階（学部・大学院の別）
 - ハ 対象とする学生数
 - ニ 受け入れの時期・期間
 - ホ 受け入れた学生の学籍上の扱い
 - ヘ 学費等の納付方法
 - ト 学費免除および奨学金の有無
 - チ その他の必要事項
- （学 籍）

第3条 派遣留学中の本学学籍上の扱いは、本人の願い出により、教授会または研究科委員会の許可を受け、在学留学または休学留学とする。

（派遣留学の資格および期間）

第4条 派遣留学する学生（以下派遣留学生という）は、本学に1年以上在学した者でなければならない。

第5条 派遣留学の期間は、原則として1年とする。

第6条 派遣留学生が派遣留学期間の延長を願い出た場合は、1年を限度としてこれを許可することができる。ただし、新規の出願者がある場合は、新規の出願者を優先して許可するものとする。

第7条 前条による2年目の派遣留学生の学籍上の扱いは、あらためて本規程第3条の定める手続を経て決定する。

（出 願）

第8条 派遣留学の出願者は、国際交流委員会による事前のオリエンテーションを受けたうえ、派遣留学願を国際交流委員会の定める期間内に同委員会に提出しなければならない。

（派遣留学生の選考）

第9条 国際交流委員会は、前条の出願者について選考を行ない、合格者を教授会または研究科委員会に報告する。

2 教授会または研究科委員会は、前項の報告のあった者について留学の適否を

審査し、その結果を国際交流委員会に報告する。

3 国際交流委員会は、前項の適格と判定された者を派遣留学生の候補者として総長に報告する。

4 総長は、この報告にもとづき、派遣留学生を決定する。

第10条 派遣留学生が派遣留学期間の延長を願い出る場合は、派遣留学期間延長願を国際交流委員会に提出しなければならない。

2 前項の出願があった場合は、前条に準じてその許否を決定する。

(留学の手続)

第11条 派遣留学生の決定を受けた者は、留学の準備に関する国際交流委員会によるオリエンテーションを受けるとともに、留学に必要な手続に関する関係部局の指示に従わなければならない。

第12条 派遣留学生の決定を受けた者は、在学留学願または休学留学願を国際交流委員会の定める期間内に同委員会に提出しなければならない。

2 国際交流委員会は、前項の願を教授会または研究科委員会に送付しなければならない。

第13条 派遣留学生は、留学中3か月ごとに、登録科目およびその履修状況等に関し、留学した大学等の在学証明とともに中間報告書を国際交流委員会に提出しなければならない。

第14条 派遣留学生は、定められた留学期間内に帰国し、帰国後ただちに帰国届を国際交流委員会に提出しなければならない。

2 国際交流委員会は、前項の届を教授会または研究科委員会に送付しなければならない。

第15条 派遣留学生は、定められた留学期間内に帰国しない場合には、あらかじめ帰国延期届を国際交流委員会に提出しなければならない。

2 国際交流委員会は、前項の届を教授会または研究科委員会に送付しなければならない。

第16条 派遣留学生は、帰国後、国際交流委員会の定める期間内に、留学中の修学の成果、修得単位等に関する留学報告書を同委員会に提出しなければならない。

(単位認定)

第17条 留学中に修得した単位または成果について本学学部の卒業または大学院課程修了に必要な単位としての認定を願い出る者は、帰国後ただちに、留学した大学の発行した成績証明書等必要書類を添付した単位認定願を教授会または

第5章 立教大学

研究科委員会に提出しなければならない。

(本学における履修の特則)

第18条 派遣留学生については、本学における通年の科目の履修に関し学年暦の国際的差異による支障がある場合、教授会または研究科委員会の議により、同一の通年科目の出国年度の前期における履修と帰国年度の後期における履修を接続し、通年で履修したものとすることができる。ただし、この接続は、原則として翌年度の履修に限るものとし、翌々年度に亙ることはできない。

2 出国年度の前期に履修した通年の科目が帰国年度において開講されず、その他科目設置上の理由により前項の接続ができない場合の措置は、教授会または研究科委員会が決定する。

第19条 派遣留学生の決定を受けた者が前条1項による接続を希望するときは、決定後ただちに、通年の科目に関する出国年度および帰国年度の履修の予定を登録しなければならない。

〔立教大学学生国際交流規程〕〔1977（昭和52）年10月26日〕立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第17号〕1980（昭和55）年4月1日 215～217頁

〔立教大学総務部庶務課所蔵〕

資料3 〔「ウィリアムス主教記念基金」規程〕〔1978（昭和53）年〕

「ウィリアムス主教記念基金」規定

第1条 本規定は、1977年5月17日の日本聖公会第34（定期）総会の決議に基づいて設立された「ウィリアムス主教記念基金」（以下「本基金」という。）に関する事項を規定する。

第2条 本基金の管理、運営のために「基金委員会」を置く。

2 基金委員会は、本基金を確実かつ有効に運用し、その収益または果実をもって、次の事業を行なう。

- (1) ウィリアムス主教記念講座の開講
- (2) 客員研究員の招聘
- (3) その他本基金設置の主旨に関連する事業の実施

第3条 基金委員会は次の各号に該当する者をもって組織する。

- (1) 日本聖公会首座主教
- (2) 主教会の指名する主教 2名
- (3) 日本聖公会首座主教の指名する者 3名

- (4) 日本聖公会首座主教の推薦する日本聖公会関係諸学校関係者 2名
 - (5) 立教大学総長
 - (6) 立教大学チャプレン長
 - (7) 立教大学総長の指名する者 3名
- 2 日本聖公会首座主教は本委員会委員長となる。
- 3 本基金に基金委員会の指名する監事 2名を置く。
- 4 前項第(3)・(4)・(7)号の委員の任期は、4年とする。但し重任をさまたげない。

第4条 基金委員会は、運営委員を任命し、これに本基金の行なう事業を企画し実施せしめる。

2 運営委員会については、別に定める。

第5条 本基金の管理、運営の事務を立教大学に委託する。

第6条 監事は必要に応じて、本基金の会計事務を監査する。

第7条 本規定の改正は、日本聖公会首座主教が発議し、基金委員会に諮問して、これを行なう。

付 則

本規定第2条に記された基金が、その目標額に達成するまでの間、基金そのものから支出することができる。

〔「ウィリアムス主教記念基金」規定〕〔1978（昭和53）年5月11日〕

〔立教大学総長室所蔵〕

第5章 立教大学

資料4 ウィリアムス主教記念基金講座講師 [1979～94 (昭和54～平成6)年]

ウィリアムス主教記念基金講座講師 1997.1

年度	日数	氏名	国籍	性	専門分野・所属
1979	44日	A. M. Ramsey	イギリス	男	カンタベリー大主教 ケンブリッジ大学神学教授
1981	46日	Arthur R. Peacock	イギリス	男	英国教会司祭 ケンブリッジ大学教授分子生物学
1983	39日	北川三夫	アメリカ	男	シカゴ大学教授 神学博士、宗教史
1984	11日	丁光訓	中国	男	南京ユニオン神学院校長 南京大学副学長、神学博士
1985	53日	Cyril H. Powles	カナダ	男	トロント大学トリニティ・カレッジ 教授、神学博士、教会史
1986	35日	Jone Maury Allin	アメリカ	男	米国聖公会総裁主教 神学博士
1989	35日	Hugh Montefiore	イギリス	男	バーミンガム主教
1993	22日	Robert Fulton	アメリカ	男	ミネソタ大学教授・ 「死の教育と研究センター」所長
1994	34日	Dennis ERK Ninenam	イギリス	男	ブリストル大学名誉教授

「ウィリアムス主教記念基金講座講師」1997 (平成9)年1月

[立教大学国際センター所蔵]

資料5 立教大学国際学術交流規程 [1980 (昭和55)年]

立教大学国際学術交流規程

施行 昭和55年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、立教大学（以下、「本学」という。）における学術の研究および交流を促進し、ならびに教授能力の向上を図ることを目的とする。

(研究員の種類)

第2条 この規程により交流する研究員は、次の2種類とする。

- 1 交換研究員
- 2 招へい研究員

(交換研究員)

第3条 交換研究員とは、本学との協定に基づき海外の大学その他の研究・教育機関（以下、「協定校」という。）との間で研究または教育に従事することを目

的として、本学より派遣する研究者（以下、「派遣研究員」という。）および本学に受け入れる研究者（以下、「受け入れ研究員」という。）をいう。

第4条 交換研究員の区分は、次の2種類とする。

- 1 A類 （講師または助手クラスの研究者）
- 2 B類 （教授または助教授クラスの研究者）

第5条 協定校の選定、派遣研究員の選任および処遇ならびに受け入れ研究員の受け入れの諾否およびその区分の決定は、第19条の手続を経て、総長がこれを行なう。

第6条 交換協定は、平等互惠の原則に基づいて締結する。

第7条 協定校数は、若干校とする。

第8条 協定の期間は、原則として2か年とする。

第9条 協定校との交換の規模は、1校について同一学年度において1または2名を原則とする。

第10条 交換研究員の派遣または受け入れの期間は、1年を原則とする。

第11条 交換研究員の処遇は、第4条の区分に従って施行細則の定めるところによる。

（招へい研究員）

第12条 招へい研究員とは、交換研究員以外のもので本学の学術研究および教育水準の向上を目的として3か月を限度として、本学に招へいする研究者をいう。

第13条 招へい研究員は、本学において専門分野の研究および教育の活動に従事する。

第14条 招へい研究員の人選は、第19条の手続を経て、総長がこれを行なう。

第15条 招へい研究員の数は、各学年度につき、若干名とする。

第16条 招へい研究員の処遇は、施行細則の定めるところによる。

（委員会）

第17条 第1条の目的を円滑に推進するため、本学に国際学術交流委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第18条 委員会は、総長に直属し、総長室長および各学部（一般教育部を含む）選出の委員各一名をもって構成する。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

第19条 委員会は、第5条および第14条に定める事項については、関係学部（以下、一般教育部および原子力研究所を含む。）の発議に基づいて審議し、各教授会の議を経て総長に建議する。

第5章 立教大学

第20条 委員会は、第19条に定める事項の審議にあたるほか、本規程の運用に関する必要な事項の建議にあたる。

第21条 委員会の事務局は、総長室におく。

第22条 受け入れ研究員および招へい研究員の受け入れ機関は、原則として関係学部とする。

(規定の改廃)

第23条 本規程の改廃は、委員会の建議に基づき、総長がこれを行なう。

附 則

本規程は、昭和55年4月1日より施行する。

「立教大学国際学術交流規程」[1980(昭和55)年4月1日]立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第18号』1981(昭和56)年2月20日 212-2
~212-3頁

[立教大学総務部庶務課所蔵]

資料6 立教大学「立教大学国際学術交流報告書」[1979~94(昭和54~平成6)年]

立教大学国際学術交流報告書

- | | | |
|-----|---|-------|
| 第一輯 | E. エンネン
ドイツにおける都市史研究の現状
組織・テーマ・方法 | 1979年 |
| 第二輯 | A. M. ラムゼイ
現代英国の神学 | 1980年 |
| 第三輯 | W. G. ロナガン
組織と人間 | 1981年 |
| 第四輯 | Ph. ヴォルフ
南フランスにおける中世都市史
鶴川 馨
日本における都市史研究の最近の動向 | 1983年 |
| 第五輯 | ジョオ・サークス
1700年にいたるイギリス農業史
最近の研究の動向について | 1985年 |
| 第六輯 | 小野 孝
代数群の整数論とその応用 | 1986年 |

- 第七輯 S. R. ダース (小西正捷編・訳)
ベンガル文化の基層を探る
玄奘の足あとをたずねて 1987年
- 第八輯 P. スラック (鶴川 馨訳)
十六・十七世紀の社会史、都市史の諸問題 1988年
- 第九輯 ミシェル・ビュトール
文学と音楽・政治・言語
フランスから見た日本 1989年
- 第十輯 パット・セイン
イギリス福祉国家の変遷
イギリスにおける同一賃金と平等機会 1991年
- 第十一輯 湯志鈞
近代中国知識人と日本
中国近代思想史をめぐる諸問題 1993年
- 第十二輯 フレデリック・ジェイムソン
Theory of Culture 1994年
- マーガレット・スパッフオド・鶴川 馨編『立教大学国際学術交流報告書 第十三輯』立教大学 1996 (平成8) 年3月25日

[立教大学国際センター所蔵]

資料7 立教大学国際センター規程 [1987 (昭和62) 年]

立教大学国際センター規程

施行 1987年4月1日

第1章 総則

(規程の目的)

第1条 この規程は、立教大学学則第15節第113条および114条に定める国際センター (The Center for International Studies at Rikkyo University) に関し、必要な事項を定める。

(設置の目的)

第2条 国際センターは、海外との学術・研究の交流を促進し、また、学生の国際交流を推進することを目的とする。

(所管事項)

第3条 国際センターは、前条の目的を達成するため、次の事項を所管する。

第5章 立教大学

- (1) 学術国際交流および学生国際交流協定の締結
- (2) 協定大学への学生派遣
- (3) 特別外国人学生の受け入れ
- (4) 外国人留学生に対する日本語教育等の指導および援助
- (5) 研究員の受け入れおよび派遣
- (6) 立教大学学生国際交流特定基金および国際学術交流特定基金の運営
- (7) その他、前条の目的達成に必要な事項

第2章 組織

(センター長)

第4条 国際センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、本学専任教員の中から総長が任命する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター長の職務)

第5条 センター長は、国際センターを代表し、その業務を総括する。

(課程主任)

第6条 日本語・日本事情課程を総括するため主任をおく。

- 2 主任は、本学専任教員の中から国際センター委員会の議を経て総長が委嘱する。
- 3 主任の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第7条 国際センターに職員若干名をおく。

第3章 国際センター委員会

(設置)

第8条 国際センターに国際センター委員会をおく。

(任務)

第9条 委員会は、第3条に定める所管事項の審議ならびに、計画の策定を行う。

(構成)

第10条 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員は総長がこれを委嘱する。

- (1) 各学部（一般教育部を含む）選出の委員各2名
 - (2) センター長
 - (3) 総長室長
- 2 課程主任の決定後、これを委員に加える。

(委員長・委員)

第11条 委員長はセンター長が兼務する。

2 前条第1号に定める委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第12条 委員長は、委員会を招集する。ただし、在任委員の4分の1以上の請求があった場合には、委員長は委員会を招集しなければならない。

(専門委員会)

第13条 委員会は、必要に応じ専門委員会をおくことができる。

第4章 日本語・日本事情課程

(設置)

第14条 国際センターに外国人留学生への日本語・日本事情教育を実施するため、日本語・日本事情課程をおく。

(教育課程)

第15条 この課程の教育課程の編成は、国際センター委員会が行う。

(単位)

第16条 本課程で修得した科目は、当該学部の単位として認められることがある。

(担当者)

第17条 授業科目の担当者は、国際センター委員会の議を経て総長が任命する。

(実施)

第18条 日本語・日本事情教育の実施の細目は、別に定める。

(改正)

第19条 この規程の改正は、委員会の議を経て行う。

付 則

この規程は、1987年4月1日から施行する。

「立教大学国際センター規程」[1987(昭和62)年4月1日] 立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第31号』 1987(昭和62)年4月10日 212～212-3頁

[立教大学総務部庶務課所蔵]

資料8 一般国際交流協定

資料8-1 General Agreement for Scholarly Exchange and Collaboration between the University of the South and Rikkyo University [1995(平成7)年]

GENERAL AGREEMENT
FOR
SCHOLARLY EXCHANGE AND COLLABORATION
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF THE SOUTH AND RIKKYO UNIVERSITY

The University of the South and Rikkyo University agree that cooperation between two institutions to promote education and research activities would be mutually beneficial. The areas of cooperation will include, subject to mutual consent, any program or activity desirable and feasible to further academic interaction between the two institutions. Such fields of interaction might include:

- 1 . Exchange of faculty and research personnel
- 2 . Exchange of undergraduate and graduate students
- 3 . Exchange of publications, materials, and information

To carry out the academic cooperation mentioned above, members of the two universities will exchange ideas and make such arrangements as are necessary (especially protocols). This agreement shall enter into force on the date of its signing by appropriate representatives of both universities and shall remain in effect for 3 years. Should either party seek revisions, additions, or deletions of any or all of its provisions before the end of that period, a decision will be made on the basis of friendly and open discussions between appropriate representatives of the two institutions.

Samuel R. Williamson (signed)

Samuel R. Williamson

Vice Chancellor and President

The University of the South

Sewanee, Tennessee 37383-1000

U.S.A.

Date: *April 21, 1995*

塚田 理 (signed)

Osamu Tsukada

President

Rikkyo University

Toshima-ku, Tokyo, 171

Japan

Date: *March 25, 1995*

‘GENERAL AGREEMENT FOR SCHOLARLY EXCHANGE AND COLLABORATION
BETWEEN THE UNIVERSITY OF THE SOUTH AND RIKKYO UNIVERSITY’,
1995

[立教大学総長室所蔵]

資料8-2 Protocol for Student Exchange [1995(平成7)年]

PROTOCOL FOR STUDENT EXCHANGE

With regard to article 2 of the General Agreement be(t)ween The University of the South and Rikkyo University, both parties agree on the following minimal conditions:

- 1) students to be sent shall be selected by the sending university, but they shall be subject to approval for admission by the receiving university;
- 2) the number of students to be sent and/or received in any one year shall be determined on the basis of the number of qualified applicants and the academic facilities available to accommodate them;
- 3) payment of all tuition fees shall be waived by the receiving university, but other expenses involved (transportation, living expenses, and all others) for students who are sent shall not be the responsibility of the receiving university.

These conditions shall remain in effect for the duration of the General Agreement. Any amendment of this PROTOCOL needs to be approved by each university and then becomes part of it. Each party reserves the right to terminate this PROTOCOL upon one year written notice to the other.

Samuel R. Williamson (signed)

塚田 理 (signed)

Samuel R. Williamson

Osamu Tsukada

Vice Chancellor and President

President

The University of the South

Rikkyo University

Sewanee, Tennessee 37383-1000

Toshima-ku, Tokyo 171

U.S.A.

Japan

Date: April 21, 1995

Date: March 25, 1995

'PROTOCOL FOR STUDENT EXCHANGE', 1995

[立教大学総長室所蔵]

資料9 立教大学国際会議助成規程 [1995(平成7)年]

立教大学国際会議助成規程

施行 1995年12月13日

(目的)

第1条 この規程は、立教大学(以下「大学」という。)が海外との学術交流を推進するために開催する国際会議を支援することを目的とする。

第5章 立教大学

(助成の交付)

第2条 総長は、前条の目的のため国際会議開催助成費（以下「助成費」という。）を交付する。

(助成の対象)

第3条 助成費交付の対象となる会議は、次のすべての条件を満たすものをいう。

- 1 特定の主題について行われ、国内および海外の研究者が学術的発表およびそれに関する討議を行い、その分野での研究を推進するものであること。
- 2 学術的社会的に価値が高く大学が開催することに顕著な意義を持つこと。
- 3 大学の専任教員が主体的に会議の開催および運営に参画するものであること。
- 4 会議の開催および運営にかかわる本学教員を代表とする事務局を編成し得るものであること。
- 5 大学が主催または共催するものであること。

(助成額)

第4条 助成額は、別に定める。

(申請者)

第5条 助成費の交付を受けようとする者は、所定の様式により助成費申請書を所属部局の議を経て総長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、当該会議の準備および運営に主体的に携わる大学専任教員とする。

(助成費交付の決定)

第6条 前条の規程により申請のあった会議開催に係わる助成費交付の可否、および助成額は、国際センター委員会の審議結果に基づき総長が決定する。

- 2 総長が助成費交付の可否および助成額を決定したときは、所属部局を經由して、申請者に通知する。

(国際会議運営事務局の設置)

第7条 助成費交付の決定を受けた者は、すみやかに運営事務局を設置してその名簿を総長に提出しなければならない。

(助成費の用途)

第8条 助成費の用途は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|----------|
| 1 海外出張費 | 8 委託費 |
| 2 旅費・交通費 | 9 印刷・製本費 |
| 3 滞在費 | 10 郵便費 |
| 4 報酬手数料 | 11 電信電話費 |

- 5 兼務職員人件費 12 消耗品費
- 6 会議会合費 13 その他大学が会議開催のために必要と認めた経費
- 7 賃借料

(義務)

第9条 助成費の交付を受けた者は、当該会議の終了後、すみやかに助成費収支報告書を提出しなければならない。

- 2 助成費の交付を受けた者は、当該会議の終了後、所定の様式により大学にその成果を報告しなければならない。
- 3 助成費の交付を受けた者は、当該会議の成果を公表しなければならない。

(助成費の支出)

第10条 助成費を支出する場合は、別に定める手続きに従う。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、1996年4月1日から適用する。

(国際会議助成募集要項)

- 2 この規程を実施するために、別途の国際会議助成募集要項を定める。

「立教大学国際会議助成規程」[1995(平成7)年12月13日]立教大学総務部庶務課編『立教大学諸規程集 追録第49号』1996(平成8)年4月15日 214-5
~215頁 [立教大学総務部庶務課所蔵]

第10節 学生生活の変容

本節では戦後の学生生活を、実態調査報告、学生助育(厚生補導)、課外活動の3つに区分して、それぞれの史料を収録した。

「(1) 学生生活実態調査」は、『立教学院百二十五年史 資料編第1巻』[1996(平成8)年刊]に収録した昭和戦前期の報告書との継続を意識しつつ、大学紛争直前の1967(昭和42)年に実施された調査の要約を収めた(資料1)。

「(2) 学生助育関係」では立教キャンプ、学生健康保険組合、学生相談所、ミッチェル館を取上げた(資料1~7)。それらは、戦後の大学史にあって早い時期に取り組みされた注目すべき実践であり、戦後の学生生活の一断面を示している。

「(3) 課外活動」は、学生会を中心に構成した(資料1~5)。学生会は資料5が示すように、体育会を除き現在休眠状態にある。本項では、学生会が充分な

機能を果たしていた1958（昭和33）年前後の規約類を収録するとともに、大学紛争後に書かれた唯一の総長文書の一部もあわせて収めた。（中野 実）

（1）学生生活実態調査

資料1 「課外活動—学生々活実態調査を通じて」[1968（昭和43）年]

「課外活動—学生々活実態調査を通じて」

現在、立教大学のサークル数は、すでに二〇〇を突破している。その内訳は、体育会五〇、文化会七三、登録団体九〇ということになる。

それぞれのサークルは、独自の課外活動を、一生懸命営んでいる訳であるが、こうした課外活動の様相を全般的にみようということになると、かなり大がかりな客観的調査が必要となり、なかなか難しいことである。しかしながら、学生は学生として自らの課外活動を数計的に把握して、反省と発展の材料としたいだろうし、教師は教師として課外活動に対するアドバイスの材料としたいという、潜在的な希望があったように思う。

昨年六月に、私立大学連盟が加盟校五二大学（立教大学を含む）を対象として、質問紙法による「学生々活実態調査」を行なった。その中で、課外活動を考える為の材料となる部分の調査結果について、五二大学全体と立教大学のみを抽出した数字を発表し、各位の参考に資することにする。

第1表は、調査に応じてくれた回答数の内訳であり、特に指摘するようなことはない。

第2表は、立教大学では七六％の学生が、私大平均では六九％の学生が、何らかの形でサークル活動を行なっているという結果が出ている。立教大学の課外活動の盛んな局面が、数計的に明らかに把握されている。

第3表は、二つの表を見比べてみると、非常に面白い材料となる。課外活動の為の時間は、二時間以下というのが大多数であるが、勉学時間が一時間という学生が、立教大学の学生中三三％（勿論授業時間は除いて）というのは、いささか考えさせられる現実である。

第4表は、課外活動に、他の大学と比べて積極的に参加しているという。課外活動にとっては素晴らしい結果が示されている。サークルに所属しながら、ほとんど活動していないという人には、四年生が多いのではないかと思われる。

第5表は、学生の自治意識が、私大平均では普通以上が四九％、立教大学では、三四．八％と、はっきりした差を示している。立教大学において、自治活動等にほとんど参加しないという学生が、四三％もあるという現実は、どう評価したら

ば良いのだろう。

第6表は、課外活動の効用が、単なる社交的な交りにあるという結果を示しているといえよう。

第7表は、少しは正課の妨げとなるということを前提として、課外活動の重要性を考えている学生が、圧倒的であるという、面白い結果を示している。

右の立教大学における学生々活実態調査は、一〇〇〇〇人の学生数中、無作為抽出で約二十人に一人の割合で選ばれた、約五〇〇人の回答者によるものであり、立教大学の学生々活を概観する材料としては、一応の信憑性があるものといえよう。学生部では、学生々活を充実させる為、こうした調査を続け、学生の実態を把むことに努力しているが、多忙な日常業務の傍ら行なう作業である為に、なかなか資料整備が難しい。しかしこの実態調査は一〇〇項目以上に亙るものであり、かなり様々な学生々活の実態を示しているので、順次発表していきたい。

最近行なわれた三・四年のクラス委員選挙の結果が公表されているが、投票率が二〇%前後ということは、第4表と第5表を比較して考えてみても、どういう見方をしたら立教大学の学生の真の実態に触れることができるのか？という問題が残るであろう。

〔注〕本資料は立教大学学生部『立教大学学生生活実態調査報告』[1967(昭和42)年6月実施、1969(昭和44)年刊行、立教大学学生部所蔵]を紹介したものである。紙幅の都合上、文中の1～7の表はこれを割愛した。

『学生部通信』第15号 立教大学学生部 1968(昭和43)年6月24日 4～5頁
〔立教大学学生部所蔵〕

(2) 学生助育関係

資料1 〔立教キャンプ初年の記録〕[1954(昭和29)年]

〔略〕

7. 立教キャンプ

学生部の仕事の一つに毎年夏季休暇を利用して行うキャンプがある。体育会、文化会の各部に属している学生は、上級生と共に、合宿や、その他の行事に参加する機会があるだろうが、これらのグループに属さない学生には、都会を離れ、世俗を忘れて、学年のあるべき姿を探求し、大自然の内で青春を語り考える機会が少ない。そこで、このキャンプは体育会、文化会のいずれにも属さない学生、主として一、二年の教養課程の学生が参加するのが原則となつている。

この立教キャンプは、学生部長がキャンプ・デレクターをつとめ、諸君と教授、

第5章 立教大学

学生部職員が一つの家族となつて、共に笑い、共に語つて、学内ではなし得ない楽しい深い生活を送り、その中から、新しい交り、力、思い出を創りだそうとするものである。

因みに昨年度は、八ツ岳山麓の清里の清泉寮に於て、約五十人の学生が参加して行われ、多大の成果を得た。本年度は、昨年同様清泉寮に於いて、夏季休暇に入つてすぐ七月一日より、五日迄、四泊五日にわたり実施するよう目下企画中である。参考のために昨年度のキャンプのプログラムを示しておく。

プ ロ グ ラ ム

T D	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
13					新宿 駅集 合								清 里 着	夕 食	親 睦 会	コ ン プ リ ン	就 寝	
14	起 床	礼 拜	散 歩	朝 食	清 掃	レ ク チ ャ ー	イ ナ ミ ツ ク ダ ク デ ィ ス カ ッ シ ョ ン	自 由	昼 食	自 由	お 茶	自 由	夕 食	自 由	キ ャ ン プ	フ ァ ィ ャ ー	コ ン プ リ ン	就 寝
15	起 床	礼 拜	散 歩	朝 食	清 掃	レ ク チ ャ ー	レ ク チ ャ ー デ ィ ス カ ッ シ ョ ン	自 由	昼 食	〔美 の 森〕		ハ ィ キ ン グ	夕 食	演 準 芸 会 備		コ ン プ リ ン	就 寝	
16	起 床	礼 拜	散 歩	朝 食	清 掃	レ ク チ ャ ー	レ ク チ ャ ー デ ィ ス カ ッ シ ョ ン	自 由	昼 食	自 由	お 茶	自 由	夕 食	演 芸 会		コ ン プ リ ン	就 寝	
17	起 床	礼 拜	散 歩	朝 食	帰 宅 準 備		清 泉 寮 に て 解 散	中央線方面				11時34分						
								清里発										
								信越線方面				10時50分						

Note 期間 昭和29年7月13日～17日
場所 山梨県北巨摩郡清里村清泉寮

〔略〕

〔注〕なお、学生部主催の立教キャンプは1986（昭和61）年に終了した。

『FRESHMAN HANDBOOK 1955』 St. Paul's Univresity [1955（昭和30）年]
16～18頁

〔立教大学学生部所蔵〕

資料2 立教大学学生健康保険組合理約 [1962（昭和37）年]

立教大学学生健康保険組合理約

第1章 総 則

第1条 本組合は、立教大学学生健康保険組合（以下組合とする）と称する。

第2条 組合は組合員の健康保持及び増進をはかりさらに疾病負傷につき、相互に救済することを目的とする。

第3条 組合は事務所を本学内におき、学生健康保険に関する一切の事務を処理する。

第2章 組 合 員

第4条 組合は本学の学部学生全員をもって組合員とする。

第5条 組合員は組合費を納入しなければならない。但し、他の医療保険により、医療費の全額に相当する給付を受けられるものには、組合の確認を経て組合費の一部を返還する。

第6条 組合員には、組合員証を発行する。

第7条 組合員は左に掲げる事由に該当するに至ったときは、その翌日から組合員の資格を失う。

1. 卒業したとき
2. 退学したとき
3. 死亡したとき
4. その他本学学生としての資格を失ったとき

第3章 機 構

第8条 組合に左の機関及び役員を置き、組合の企画、運営及び管理を行う。

組合員大会

代議員総会 代議員

学生保険委員会 委 員

理事会 理 事

保健連絡協議会

顧 問

監 事

第1節 組合員大会

第9条 組合員大会は本組合の最高決議機関とする。

第10条 組合員大会は組合員の10分の1以上の署名により又は代議員総会もしくは学生保険委員会の決議により開く。

この場合理事長は組合員大会を開かなければならない。

第11条 組合員大会は組合員の5分の1以上の出席をもって成立しその議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第5章 立教大学

第2節 代議員総会

第12条 代議員総会（以下総会とする）は、組合員大会に準ずる本組合の決議機関とする。

第13条 代議員は別に定める規定に従って選出され任期は1年とし再任を妨げない。

欠員補充で選出された者の任期は前任者の残任期間とする。

第14条 総会は定員の2分の1以上の出席をもって成立しその議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第15条 左に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

1. 規約の改正
2. その他の重要事項

第16条 総会は代議員の中より学生保険委員会委員15名の選出を行うものとする。但し、各学部より1名以上選出しなければならない。

第17条 代議員総会は原則として年3回定例総会を開くものとする。

但し、保険委員会が必要と認めた場合は臨時にこれを開くことができる。

第3節 学生保険委員会

第18条 学生保険委員会（以下委員会とする）は組合員の総意を代表する機関とし組合の企画、運営を行い組合の管理に参与するものとする。

第19条 委員会は総会で選出された委員15名をもって構成される。

委員会委員の任期は1年とし再任を妨げない。

欠員補充で選出された者の任期は前任者の残任期間とする。

第20条 委員会の委員長及び副委員長は総会に於て委員会委員の中より選出するものとする。

第21条 委員長は委員会の承認を経て委員会より常任委員若干名を任命することができる。

第22条 委員会は原則とし定例総会前、定例理事会前及び本委員会委員長が必要と認めた場合に開くものとする。委員会委員長が必要と認めた場合又は、級委員会、文化会、体育会のうちいずれかの団体の要請ある場合は委員会に学生会会長及び級委員会、文化会、体育会の各本部の代表各1名を出席させることができる。

第23条 委員会は、委員会定員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第24条 委員会は、左の事項を行う。

1. 組合及び保健思想の宣伝普及活動
2. 組合の利用状況その他の諸調査及び統計報告書の作成
3. 代議員選挙の管理
4. 学生会との連絡調整
5. 組合員に対する各種報告
6. その他組合活動全般にわたる企画及び運営
7. 学生健康保険全国化、法制化に関する調査及び推進

第25条 本委員会は組合の重要事項が生じた場合総会にはかりその議決を尊重しなければならない。

第26条 委員会は学生理事を互選するものとする。

第4節 理事会

第27条 理事会は組合の運営に関して審議し、その統括に当る。

第28条 理事会は、学生部長、学生厚生課長、学院診療所長、診療所医師1名、経理部長、総務部庶務課長、体育科教員1名、学生保険委員長、同副委員長、同委員2名、学生会会長、及び級委員会本部、文化会本部、体育会本部の代表各1名により構成される。

第29条 理事長は、学生部長がこれに当り、組合を代表する。

副理事長は学生保険委員会委員長、及び学生厚生課長がこれに当り、理事長を補佐する。

第30条 学生理事の任期は1年とし再任を妨げない。欠員補充で選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第31条 理事会は理事定員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の3分の2の賛成を必要とする。

第32条 理事会は、左にあげる事項について審議決定、執行するものとする。

1. 組合運営に関する基本事項
2. 予算の査定及び決算の承認
3. 診療機関に関する事項
4. 給付に関する事項
5. 診療科目の設定及び改正
6. 学生保険委員会より提出された企画案に関する事項
7. その他の重要事項

第33条 理事会は、組合運営に関する重要事項について総会にはかり、その議決を尊重しなければならない。

第5章 立教大学

第34条 理事会は原則として年3回開かなければならない。又は理事長あるいは、学生保険委員会委員長が必要と認めた場合は、臨時にこれを開くことができる。

第5節 保健連絡協議会

第35条 保健連絡協議会（以下協議会とする）は、学生の健康管理の諸問題について連絡協議を行なうものとする。

第36条 協議会は、学生保険委員若干名、本学保健委員若干名をもって構成される。

第6節 顧問

第37条 組合は理事会が必要と認めた場合には顧問をおくことができる。

第7節 監事

第38条 組合に監事3名をおく。監事は理事会が委嘱する。

第4章 会計

第39条 組合の経費は、組合費、寄附金、補助金及びその他をもってこれに当てる。

第40条 組合費は年額600円としそのうち100円を健康管理費とする。但し、第5条に該当する者は別に定める規定により組合費の一部返還を受けることができる。

第41条 組合の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第42条 組合の会計監査は、監事がこれに当たる。

第5章 給付

第43条 組合員の疾病予防措置、及び診療に関しては、左に従ってこれを行うものとする。

1. 疾病予防措置は必要に応じて理事会及び委員会において決定執行する。
2. 診療は本組合の指定する診療機関を利用しなければならない。
3. 歯科診療は給付を行わない。

第44条 組合員に対する診療の給付は原則として医療費総額の50%とし年間を通じて組合員1人に給付する最高額は3万円とする。

第45条 組合の給付は、他の社会保険と併用して受けることができる。

但し当該社会保険により総額の50%以上の給付を受けるときはその差額について給付する。

第46条 本保険で診療を受けようとする組合員は、組合員証を診療機関に提示しなければならない。

第47条 健康診断及び予防接種の経費の給付は、理事会及び委員会において決定

する。

第48条 医療費の査定は、社会保険診療報酬点数表に準拠してこれを行う。

附 則

1. 本規約は、昭和37年10月1日より施行する。
2. 組合の細則は別にこれを定める。
3. 本規約の改正は、本規約第15条の定めるところに従ってこれを行い、理事会の承認を得るものとする。

〔注〕立教大学学生健康保険組合は1998（平成10）年4月以降、立教大学学生健康保険互助組合と名称が変更される予定である。

〔立教大学学生健康保険組規約〕〔1962（昭和37）年10月1日〕立教大学学生健康保険組合『学生健康保険の葉』〔1962（昭和37）年〕 6～12頁

〔立教大学学生部所蔵〕

資料3 立教大学学生相談所規程〔1961（昭和36）年〕

立教大学学生相談所規程

第1条 学生相談所（以下、相談所という）は、学生が当面する問題について、その相談に応じ、助言を行うことを目的とする。

第2条 相談所は学生部に所属する。

第3条 相談所に次の職員を置く。

- （1）所 長
- （2）顧 問
- （3）所 員（専任並びに兼任）
- （4）事務職員

第4条（1）所長は学生部長とする。

（2）顧問は学部長及び事務部長とする。

（3）専任所員は「カウンセラー」とし、所長の推薦にもとづき、総長がこれを命ずる。

（4）兼任所員は教職員の中から所長の推薦にもとづき、総長がこれを委嘱する。その任期は1年とする。

（5）事務職員は学生部に所属する。

第5条 相談所は、その目的を達するために、次の事業を行う。

- （1）カウンセリング
- （2）グループ^{〔ママ〕}カウンセリング

第5章 立教大学

- (3) 相談に必要な研究、調査
- (4) 相談に必要な資料の整備
- (5) その他、相談所が必要と認める事項

第6条 (1) 相談所の事業は、所員会議を経て行うものとする。

(2) 所員会議は所長及び所員全員でこれを組織し、所長がその議長となる。

(3) 所員会議は所長がこれを召集する。

第7条 相談内容については、厳秘とする。

附 則 この規程は、昭和36年9月27日から施行する。

『立教大学学生相談所規程』[1961(昭和36)年9月27日] 立教大学学生相談所編
『学生相談所十年のあゆみ』[1965(昭和40)年] 44頁

[立教大学学生相談所所蔵]

資料4 立教大学カウンセラーに関する規則 [1963(昭和38)年]

立教大学カウンセラーに関する規則

第1条 本規則は本学に勤務するカウンセラーに関しその選考処遇、及びその職務を規定することを目的とする。

第2条 立教大学カウンセラー選考委員会は学生部長、チャプレン、学生部副部長を以って構成する。

但し、総長は必要に応じ右の者のほか若干名の専門委員を任命することができる。

第3条 立教大学カウンセラーの選考は人格、学歴、研究能力、学生指導能力などについて行なわれなければならない。

第4条 立教大学カウンセラーは、立教大学カウンセラー選考委員会で、これを選考し、総長がこれを任命する。

第5条 給与規定及び就業規則の適用については、立教大学カウンセラーは、専任の講師、助教授又は教授に準ずる。

第6条 前条の規定に基づくカウンセラーの処遇を昇進せしめる場合は、これを立教大学カウンセラー選考委員会において審議し、総長が発令する。

第7条 立教大学カウンセラーの職務は総長の命じた所属長のもとで学則第67条の2に定めるところに従って学生の相談にあづかり学生の助育、指導の業務に従事する。

第8条 本期則の改正は、立教大学カウンセラー選考委員会の議を経て総長が行

なう。

附則Ⅰ 本規則は昭和38年4月1日より施行するものとする。

附則Ⅱ 本規則に基づいて別に立教大学カウンセラーに関する細則を定める。

「立教大学カウンセラーに関する規則」[1963(昭和38)年4月1日]立教大学学生相談所編『学生相談所十年のあゆみ』[1965(昭和40)年] 45頁

[立教大学学生相談所所蔵]

資料5 松下正寿「女子学生寮建設にあたり」[1958(昭和33)年]

女子学生寮建設にあたり

立教大学がその創立当初以来発展の一途をたどり今日にいたりましたのは、本学設立の趣意に御賛同下さる皆様の御協力の御蔭と深く感謝いたします。私共も、皆様の御期待に報いるよう逐次教授陣及び内容の充実を計つて参りましたが、これからもより一層の努力をつづけるつもりであります。元来男子のみの大学として設立された本学が、戦後男女共学を施行した当初は、僅に数名に過ぎなかつた女子学生も年々その数を増し、現在七百名にのぼつております。

このうち地方出身者が約二割を占めております。しかし従来の設備が男子本位に出来ておりました為に、遺憾乍ら女子用の施設が少なく、女子の教育としては甚だ不完全な状態であります。私共は男女の本質的平等を信ずるものでありますが、同時に女性は女性としての自然の特質を成長させなければならないと確信します。又本学を希望する優秀な地方出身者には出来るだけ本学で勉学する機会を与えたいと思ひます。幸いに米国聖公会ペンシルバニア教区婦人補助会は、私共のこの理想に対し深い理解を示され約二万弗(邦貨七百二十万円)を寄附して下さいました。これを契機として在日米英の御婦人方が中心となり、残る五万五千ドル(千九百八十万円)の募金に着手され、予ての念願であつた寮建設も具体化される運びとなりました。

この寮には、本学建学の精神を身につけた善良な人格が養われるような、宗教的訓練と情操教育が同時になされ、又学生自身の自主的な活動の行われるセンターも併設いたしたいと思ひます。何卒皆様方におかれましても私共の理想に御賛同を賜わり、その実現に御協力下さいますよう伏してお願い申し上げます。

立教大学総長 松下正寿

(五十音順)

後援者

高 松 宮 妃 殿 下

第5章 立教大学

小 松 隆 夫 人
ジョセフ・グルー夫人
フレデリックH・スミス夫人
フランシスB・セイヤー夫人
ウィリアム・ハーナム夫人
マッカーサー・大使夫人
村 山 長 拳 夫 人
横 川 時 介 夫 人
実行委員

大 島 多 禰
ミセス ステファンR・コリンズ
杉 本 静 子
ミ ス エリザベス・ハーパー
ミセス バージニアB・ヘーレイ
ミセス ラッセルL・マックスウエル
松 下 実

〔略〕

立教大学「女子学生のために 学生寮建設計画」〔1958（昭和33）年〕

〔立教大学学生部所蔵〕

資料6 〔立教大学ロザリー・レナード・ミツチエル・メモリアル・ホール運営
管理規程〕〔1959（昭和34）年〕

立教大学ロザリー・レナード・ミツチエル・メモリアル・ホール
運営管理規定⁽⁷⁾

- 第 一 条 立教大学ロザリー・レナード・ミツチエル・メモリアル・ホール
（以下、ミツチエル館とする）は本学学部女子学生の為に建てられ、
本学建学のキリスト教精神に基づき、二十四時間の人間教育を行う
ことを目的とする。
- 第 二 条 本館は大学がこれを管理し、その所管を学生部とする。
- 第 三 条 本館の定員は六十名とする。
- 第 四 条 大学は本館の運営、管理に当り、ミツチエル・ホール運営管理委員
会（以下、運営管理委員会とする）を置く。
運営管理委員は総長がこれを委嘱する。

- 第 五 条 運営管理委員会は、館長、チャプレン、カウンセラー、学院事務局長、総務部長、女子学生課長、その他必要に応じて委嘱された者によつて構成され、委員長には館長が当る。
- 第 六 条 本館の館長は学生部長がこれに任じ、運営管理委員会の議を経て本館の運営管理に当る。
- 第 七 条 運営管理委員会は、次の諸事項を審議する。
- (1) 管理及び運営に関する事項
 - (2) 入館及び退館に関する事項
 - (3) 寄宿生の規律保持に関する事項
 - (4) 立教大学ロザリー・レナード・ミツチエル・メモリアル・ホール運営管理規定^(マ)及び立教大学ロザリー・レナード・ミツチエル・メモリアル・ホール寄宿生心得に関する事項
- 第 八 条 運営管理委員会は毎月一回定例委員会を開くものとする。館長は必要に応じて随時当委員会を招集することができる。
- 第 九 条 本館に左の職員を置く。
- カウンセラー 一名
栄 養 士 一名
炊 事 婦 若干名
備 員 若干名
ボイラーマン 若干名
- 第 十 条 カウンセラーは館内に常住し左の任務を行う。
- (1) 建物、施設、備品及び火気の管理
 - (2) 寄宿生の生活全般に亙る助言、指導
 - (3) 寄宿生の保健衛生の管理
 - (4) 館内の事務
- 第 十 一 条 栄養士はカウンセラーの指示に従い、寄宿生の栄養保持に留意し、食事の献立及び調理を行う。
- 第 十 二 条 炊事婦、備員及びボイラーマンはカウンセラーの指示に従い所定の仕事をを行う。
- 第 十 三 条 本館の入館選考は館長が運営管理委員会の議を経てこれを行う。
- 第 十 四 条 本館に入館または退館する場合は所定の手続を経て大学学生部に願ひ出て館長の許可を得るものとする。
- 第 十 五 条 館長は左の各項に該当する者に対し、運営管理委員会の議を経て退

第5章 立教大学

館を命ずることがある。

- (1) 規則に違反した者
- (2) 館内の共同生活に堪えられない者
- (3) 寄宿生として好ましくない行為をした者
- (4) 本館の諸経費を滞納した者
- (5) 長期欠席者及び休学者

第 十六 条 本館の寄宿生が納入する諸経費は左の如く定める。

入館費	二, 〇〇〇円
維持費	二, 五〇〇円——月額
館 費	三, 五〇〇円——月額
食 費 (三食)	四, 五〇〇円——月額

第 十七 条 本館は大学が定めた長期休暇中は閉館するものとする。

第 十八 条 本館には開館中は、本館職員及び寄宿生以外の者の宿泊は許されない。

第 十九 条 大学は館長の許可を得てミツチエル館を使用することができる。

第 二十 条 本館に関する事務は、大学学生部及び経理部で行う。

第二十一条 本規定^(マ)の改正は、運営管理委員会の議を経て館長が行うものとする。

附 則

本規定^(マ)は昭和三十四年四月一日より施行する。

本規定^(マ)に基づき別に立教大学ロザリー・レナード・ミツチエル・メモリアル・ホール寄宿生心得を定める。

[注] なお、ミツチエル館は1998 (平成10) 年3月をもって閉館される予定である。

「立教大学ロザリー・レナード・ミツチエル・メモリアル・ホール運営管理規定」
1959 (昭和34) 年4月1日

[立教大学学生部所蔵]

資料7 立教大学ロザリー・レナード・ミツチエル・メモリアル・ホール寄宿生心得〔1959 (昭和34) 年〕

立教大学ロザリー・レナード・ミツチエル・メモリアル・ホール

寄 宿 生 心 得

第 一 条 本心得は立教大学ミツチエル館運営管理規定^(マ)に基づいてこれを定める。

第 二 条 寄宿生はカウンセラーの指導のもとに、本館設立の精神にのつとり、

定められた規則を守り、健康で清潔な寄宿生活を送り、入館の目的を達成するようつとめるものとする。

第 三 条 定例ハウス・ミーティングを毎月一回開くものとする。

寄宿生は全員これに出席するものとする。

第 四 条 日課を左の如く定める。

朝食時間 午前七時—七時四十五分（日、午前八時—九時）

昼食時間 正 午 —午後一時

夕食時間 午後六時—七時

静粛時間 午後七時三十分—十時（土・日、午後八時三十分—十時）

門 限 午後九時 （土・日、午後十時三十分）

消 燈 午後十一時（土・日、午後十二時）

○祭日は日曜に準ずる。

第 五 条 居室使用に関して。

(1) 壁や家具に釘、ねじ等を打ちつけないこと。

(2) 寄宿生は居室では特に火気に注意し、アイロンその他危険な電気器具を絶対に使わないこと。また、ベッドで喫煙しないこと。

(3) 居室を空ける時は必ず電燈を消し、鍵をかけること。

(4) 居室の戸締り及び清掃は各自に於いて行うこと。

第 六 条 外出の場合は左記に従うこと。

(1) 外出する時は外出簿に所定の項目を記入すること。

(2) 門限迄に帰館できない場合は、あらかじめカウンセラーの許可を求めること。

やむをえず遅れる事態が生じた場合は、電話、電報で連絡し了解を求めること。

第 七 条 面会は左記に従うこと。

(1) 面会時間は午後七時三十分迄とする。

(土・日、午後八時三十分迄)

(2) 面会はすべて応接室またはホールで行い、居室は使用しないこと。

第 八 条 洗濯物は所定の場所以外に干さないこと。

第 九 条 保健衛生に関し。

第5章 立教大学

(1) 急病の場合はただちにカウンセラーに連絡すること。

(2) 病気の為休養を要するものはカウンセラーに申し出てその指示を受けること。

第 十 条 寄宿生は施設、備品等を大切にし、破損した場合は実費を弁償するものとする。

第 十 一 条 寄宿生は災害には特に注意し、カウンセラーの指導のもとに具体的な計画を立てて予防につとめること。

第 十 二 条 本館の寄宿生が退館できるのは原則として学年度末とする。

〔立教大学ロザリー・レナード・ミツチエル・メモリアル・ホール寄宿生心得〕
〔1959 (昭和34) 年〕

〔立教大学学生部所蔵〕

(3) 課外活動

資料1 〔立教大学学生会の概要〕〔1958 (昭和33) 年〕

1. 学 生 会

学生会とは、本学学生自治機関の総合体であり、立教大学に在学する全学生を会員に有する組織である。学生会は全学自治機関としての級委員会、文化系諸サークルで構成する文化会、体育系クラブで構成する体育会の三部会に大別されている。これらの三部会の自治と自主性は完全に守られており、三部会のいずれもが他の部会に干渉することは全くない。従って学生会が、学生会全体として活動する場合には三部会の一致が必ず必要とされて来ている。こうした現状に対しては種々の改善のための議論と批判がなされており、規約改正も必要とされているのであるが、未だ解決はされていない。

学生会の各部会自体の活動については後に紹介があるので省くが、学生会自体が行って来ているものは、学内に於ける学生の権利の拡大を目指す学生心得の改正問題・原水爆禁止の運動の他、年中行事として、文化祭・運動会・校内体育大会等の開催、機関紙「学生会々報」の発行を行っており、その他例えば今年の野球部優勝祝賀会開催のように、機に応じての活動もある。

学生会の任務は、会員である全学生の諸権利の擁護と、学生々活の側面をなす自治諸活動の場を提供し、且つそれを保障することにある。言うまでもなく、憲法は、教育の機会均等と、学問の自由と教育の中立性を保障している。今日、学問の府としての大学の自治が認められているのはこのためである。大学に対しては外部のいかなるものも干渉することは許されない。しかしこの大学の自治は、

大学構成者全体による自治が必要であって、一部の経営者、又は大学責任者による自治^(マ)であってはならない。特に独自の校風と伝統を有する私学にあってはこれが必要である

教授は教授自体の学問研究の自由と基本的人権の擁護のため教授自体の自治が必要であり、学生・職員も同様にそれぞれの自治が必要である。先に述べた学生会の任務は、正にこのような理由から極めて重要であり、且つ全く正当である。学生の自治は何ものも侵すことの出来ない尊厳なものである。

大学の自治は、大学構成者である教授・職員・学生の各自の自治を互いに尊重しあい、認めあうその上に築かれるものである。

我々自身の生活と権利を守るために学生会に結集しよう。よりよき学生々活のために学生会を強化しよう。

〔略〕

『学生会手帳』〔1958（昭和33）年〕 2～3頁

〔立教大学図書館大学史資料室所蔵〕

資料2 立教大学学生会規約〔1958（昭和33）年〕

立教大学学生会規約

第一条 本会は立教大学学生会と称し、立教大学学生生徒全員を以て組織す。

第二条 本会はキリスト教精神に則り学生々活全般に亙り其の充実向上を図り学園発展の実を挙ぐるを目的とする。

第三条 本会はクラス委員会・体育会・文化会を置く。

第四条 クラス委員・キャプテン及びマネージャーの半数を以て学生会議を構成しクラス委員会議長・体育部会議長・文化部会部長の三名を以て部長会議を構成する。

第五条 議長及び部長は各会部の事務を処理す。

第六条 部長会議の互選により会長一名副会長二名を置き任期を各一年とし重任を妨げず。

第七条 会長は本会を代表し会務を総理す。

第八条 副会長は、会長を補佐し会長事故あるとき之を代行する。

第九条 学生会議は学生生徒の総意を反映するもので会長の名に於て随時これを開催し、諸般の問題を決定す。

第十条 部長会議は本会の常務を処理す。

第十一条 本会は年一回学生大会を開き学生会議に於て必要と認める事項を審議

第5章 立教大学

決定し会務を聴取する。但し必要ある時は学生会議の議を得、或いは、全学生々徒の三分の一以上の賛成の下に学生大会開催を要求することを得、会長は之を拒否することを得ず。

第十二条 本会に庶務部を置く、役員は学生会議員より選出す。

第十三条 本会々員は会費として年額四百五十円を大学会計の手を経て納入するものとする。更に必要ある時は学生会議の議を経て徴集することを得。

第十四条 本会の体育部会及び文化部会内の各部予算は学生会々議に於て之を決す。

第十五条 本会各会の会則は各々之を定め会長に提出するものとする。但し部会を新設せんとする時は学生会議に於いて之を決定す。

第十六条 本会規約の変更については学生大会の同意を得て之を行うものとする。

(註) この規約は、昭和二十二年に制定されたまま、その後何らの改正を見ていないものである。そのため各三部会の活動にさえも支障をきたして来たので、学生会執行部の間で、暫定的に次の諸点を改正して、活動を続けて来ている。(学生大会が開催されないため、正式の改正ではない)

(1) 第四条中、『クラス委員会議長』とあるのを『級委員会委員長』、『体育部会議長』とあるのを『体育部会委員長』、『文化部会部長』とあるのを『文化部会委員長』、『部長会議』とあるのを『委員長会議』と変更する。(以下の条項同じ)

(2) 等⁽⁷⁷⁾第十三条中、会費の『年額四百五十円』を『年額千五百円』と変更する。

(3) 新たに第十七条を左の通り新設する。

第十七条 立教大学学内において、出版、配布、集会、結社をなす場合には、あらかじめ学生会会長の承認を得なければならない。

『学生会手帳』〔1958(昭和33)年〕 31～32頁

〔立教大学図書館大学史資料室所蔵〕

資料3 学生会細則〔1958(昭和33)年〕

学生会細則

①出版、配布、集会、結社、掲示に関する細則

第一項 本学々生が、出版、配布、集会、結社、掲示をなす場合は、すべて以下の細則に従うものとする。

第二項 出版物及び印刷物を一般学生を対象に配布せんとする場合は、所定の用紙に記入の上学生会々長の承認を得なければならない。尚、この際配布する出

出版物（或は印刷物）六部を学生会に提出するものとする。学生会はこの内三部を学生部に提供する。

第三項 学内において集会をなさんとする場合は、すべて所定の用紙に記入の上学生会本部に届出で学生会々長の承認を得なければならない。教室を使用する場合は、記入した用紙を教務課に提示して受付印をあらかじめ得なくてはならない。但し、教務課は学生会の認める理由以外にはこれを妨げることは出来ない。

第四項 学外において合宿、遠征公演、その他「立教大学」の名を使用する催物をなさんとする場合は、所定の用紙に記入の上学生会に届出のものとする。

〔第〕五項 学内において団体を創設しようとする場合は、文化、体育両会の規定に従うものとする。但し、文化、体育両会に所属しようとしなない場合は、直接学生会本部に届出で学生会々長の承認を得なければならない。

第六項 一般学生を対象に掲示をなさんとする場合は、掲示物に学生会の許可印を得、所定の場所に掲示しなくてはならない。

第七項 その他これらの実施に当っては、学生会委員長会議で日常これを処理する。

第八項 学生会々長は前掲各項に関して、総長及び全学生に対しその責に任ずるものとする。

②学生応援心得

声 明

従来六大学野球応援の際の規律がなく、ために一般学生と指揮にあたる応援団との間に無理解の事情を生んできた。これに鑑み、学生会執行部は学生部、応援団等と協議の結果「六大学野球応援心得」を作製した。われわれは今後野球応援の際、学生諸君がこれに基いて秩序ある態度をもって応援にあたり、本学優勝のための一つの原動力となることを希望する。なお、学生諸君の権利の擁護のために学生会は常に動くことをここに付記する。

昭和三十二年四月十日

立教大学学生会

六大学野球応援心得

春秋二回明治神宮外苑球場で行われる六大学野球リーグ戦の学生席は一般観覧席と異り六大学野球連盟より加盟各校に応援席として割当てられている席であるから学生諸君は左記について了承の上協力されたい。

1. 学生席に入場した者は応援団員の指示に従うこと

第5章 立教大学

1. 試合は最後迄応援する義務がある。

1. 試合時間は大よそ二時間半であるから、試合途中にして帰る者はそのことが事前に判っていた場合学生席に入らず一般観覧席に入ることが望ましい。

1. 入場後、急用のできた場合はその旨応援団員に話し了解を求め退場すること。

1. 学生証の貸与を厳禁する。

1. 事故が起った場合速かに学生会本部に連絡すること。球場内では非常に混雑を来たし不測の事故が起ることが常に予想されるから以上をよく心得本学々生の誇りを保ち終始積極的に応援されたい。

『学生手帳』〔1958（昭和33）年〕 50～52頁

〔立教大学図書館大学史資料室所蔵〕

資料4 尾形典男「学生会の現状についての所信」〔1976（昭和51）年〕

《表紙》

学生会の現状についての所信

1976年12月20日

立教大学総長

尾形典男

1. はじめに

1977年をやがて迎えようとする時にあたり、私は学内における慎重な審議とそこで形成された判断を背景とし、立教大学に学ぶ全学生の教育に最終的責任を負う者として、重大な決意のもとに、学生諸君の自治的な課外活動、特に学生会の問題に関する所信を表明したいと思います。

一方では大学財政の窮状を訴えておきながら、こうして少なからぬ郵税を費してまで私が諸君への訴えを繰返すのは何故でしょうか。それは建学以来百年有余を閲するわが立教大学が、学生の課外活動の面において、今こそ重大な岐路に立っていると考えからであります。そして、立教大学が自由の学府としての伝統を継承して正道を歩んでいくためには、諸君の理解と協力がどうしても必要だからであります。それでは、何故今が重大な岐路であるのか、その疑問に答えるために、最近の学内情勢を見渡してみましよう。

近来、本学内に暴力が横行し、それによって自由なる言論が制圧され、いわば墓場のような不気味な静けさが構内にみなぎっています。このよって来たる所以

のものは、直接間接に暴力行使の被害にあった人以外には、まだまだ実感されていないのではありますまいか。しかもこの場合その暴力の背景に注目する必要があります。つまり、学外政治勢力の一つである中核派が大学に独裁的支配を確立しようとしていることを機関紙で公言するに及んで、本学は今や学外政治勢力間の戦場と化しつつあるのであります。

「自由の学府」を自から称してきた立教大学は自由な言論の上に立つ学問・研究の場として自からを規定してきました。これまで、1969年の激動期も含めて、本学が国家権力の介入を極力拒みとおしてきたことは諸君もご存知のとおりですが、それは、自己にとって真実なるものをあくまでも言論による対決と対話によって摸索し発見するための場を確保せんがためでした。この目的を貫こうとするかぎり、私たちは特定勢力の暴力的支配に立教大学をゆだねるわけにいかないのです。その立場から私は昨年以來、「文連本部」・日韓闘などを名乗る中核派に対して、機会あるごとに、暴力支配を容認することができない旨、態度表明を行ってきました。

ところが「文連本部」を名乗る諸君は、11月中旬から約2週間にわたり、またしても学外から導入した多数の武装勢力の示威を背景に批判の声を封じたまま「文連執行部選挙」を強行しました。そしてそこで選出されたと称する「77年度文化団体連合本部」は議長以下4名の名で、総長に対し、つぎの2項目を申し入れてきました。

- 1 新しく選出された「文連本部」を「立教大学当局との正式な交渉団体として確認」すること。
- 2 「今日まで凍結されている76年度文連予算全額をただちに交付する」こと。

さて、大学がこの申し入れをそのまま受入れることは、学外にその実勢力を持ち、しかも暴力によって言論を蹂躪するもの手に立教大学学生の自治的な課外活動の命運をゆだねることにほかなりません。その意味で立教大学の学生会は今こそ重大な岐路に立っていると私は考えます。

そこでこの機会に、学生会の本質にまで考察を掘りさげた上で、昨年末から「文連本部」を大学がそれと認めて対応してこなかったのは何故か、今年度の学生会費の支払いを留保せざるを得なかったのは何故か、また今年度の立教祭に対して大学として協力できなかったのは何故かをあらためて説明したいと思います。その中で、この問題が単に「文連本部」だけにとどまらず、立教大学全学生に深いかかわりを持っていることが明らかになるでしょう。学生諸君は、この文書を手がかりとして、今本学で何が問われているのか、それにどのように対処したら

第5章 立教大学

よいのか、自分自身に課せられた問題としてぜひ考えてほしいと思います。

〔略〕

4. おわりに

以上、幾多の学生諸君や先人の努力で築きあげられてきた学生会が、暴力の跳梁によって荒廃の状態にあることを指摘してきました。そして、学外の政治勢力の暴力的介入により学生会の一部の組織性と代表性が問題視されるにいたっている現状では、やむをえず大学として若干の措置をとりました。それが学生会の荒廃に追討ちをかけようとするのでも、ましてや学生の自律・自治による課外活動を否定するのでもないことは、以上の説明で理解していただけるでしょう。

申すまでもなく、現在の大学は狭義の学問・研究を志すエリートのためだけに存在するわけではありません。自らの主体性と思考に基づく責任ある行動ができる人間の育成をめざしているのです。また近年は必修単位が能うかぎり削減され、学生諸君の自主的な学習意欲の開花にますます多くの期待がかかっています。したがって、学園生活の中で学生諸君が課外活動に捧げる時間も精力も今はなほ大きな比重を占めているはずであります。じじつ、文化系・体育系を問わず、課外活動は数的にはますます活発になっております。しかし、一部の団体が自からを本来の自律的自治団体とすべく懸命の努力をしていることを除けば、一般的に言って、真に自律的な自治活動としての質の保持という点でまだまだ不十分なのではないでしょうか。

私は、今後とも本学における課外活動の発展に深い関心を寄せるとともに、大学としてできるかぎりの協力をしたいと思っています。今回の一連の措置が停滞や衰微の口実にはなりません。むしろこれを契機に、学外勢力による暴力支配をはねのけて、生き生きとした自律と自治の精神に支えられた課外活動が再興するよう切望してやみません。

尾形典男「学生会の現状についての所信」1976（昭和51）年12月20日 1～12頁

〔立教大学学生会部所蔵〕

資料5 「学生会について」[1997（平成9）年]

学生会について

本学には、^{〔学友〕}級委員会、文化団体連合、体育会の三組織によって構成された「学生会」と呼ばれる学生自治組織があります。しかしながら、^{〔学友〕}級委員会が1969年に解体し、1975年には文化団体連合が執行部幹部選挙の混乱から機能停止状態に陥りました。したがって、現在は、体育会のみが正常に機能しているという「学生会」

の変則的な状態が続いています。

立教大学学生部編『STAGE (RIKKYO HANDBOOK) 1997』立教大学 1997
(平成9)年 50頁

[立教大学学生部所蔵]

第11節 校友の増加と校友会

敗戦直後の1947(昭和22)年、立教学院校友連合会が発足し、その3年後の1950(昭和25)年に中高同窓会が設立された。

大学同窓会は、1953(昭和28)年に『ニュース セントポール』を発刊した。また、一方で会則の検討にも着手し、10数次にわたる審議を経て、1960(昭和35)年に専門委員会の設置、「同窓会」の名称を校友会と改めるなど会則を改正した。これらは、1950年代半ばから始まる大学の拡張に呼応したものといえる。セントポールOG会が組織されたのは、1956(昭和31)年であった。

1977(昭和52)年には永年の夢であった校友会館(セントポールズ会館)が完成し、校友と教職員の貴重な交流の場となっている。(高橋晩彦)

(1) 立教学院校友連合会

資料1 [立教学院校友連合会の結成] [1953(昭和28)年]

校友連合会結成さる

大学は大学の同窓会があり、高校中学に、高中同窓会があり、やがてまた、小学校同窓会ができるのであるが、古くから学院校友会の名称の下に、立教出身者の全部を網羅しての組織があつた。しかしその後それぞれの事情から、学校側の同窓会は、殆んど有名無実の存在を永く続けていた。ところが戦後、昭和二十二年に至つて、当時の各同窓会関係者の協議の結果、各同窓会相互の連繫を密接にすると共に、対外的に、立教出身全部を包含する、一本化機構の存在の必要性を認めて、旧校友会を改組して、学院校友連〔合〕会を、組織することになつた。

旧校友会は、個人を会員とする機構であつたから、夫々の同窓会員は、二重の会員となり、校友会と同窓会は、互に対立的存在となつて、各会員は自己に直接関係ある同窓会にのみ、深い関心をもつ結果となつて、自然校友会を有名無実の存在たらしめた。校友連合会はこの点を考慮して、個人を会員とせず、各同窓会の連合体の機構に、改めたのである。

大学同窓会は、その会則によつて会員は立教大学卒業生のほか、旧校友会のすべ

第5章 立教大学

てを含んでいるので之に中、高校同窓会員を加えると立教出身者の全部は、この二つの同窓会から、構成される校友連〔合〕会に属することとなる。

校友連合会の目的は、その会則によつて、「会員相互の連絡親睦に資し、且つ立教学院の興隆発展に寄与する」ことにある。連合会としての事業は、各同窓会の事業と重複乃至は対立関係の生ずる点を考慮して、活動はなく、専ら同窓会相互の連繋及び、立教出身者全部に亙る、会員相互の連絡に資することに、重点をおいて、立教全体の問題として、校友が動く場合の必要に応ずる態勢を、持っている。

地方在住の立教出身者の集りには、それぞれの事情によつて、立教出身者一本の集りを、されているところも少くないと思われるが、そのような場合の連絡に、資するために、母校には、立教学院校友連合会本部の看板を掲げて、大学同窓会の事務室で、ともに事務を執つているから極力御利用されたい。

『ニュース セントポール』第1号 立教大学同窓会 1953（昭和28）年12月10日 1面

[立教大学図書館所蔵]

(2) 立教中・高等学校同窓会

資料1 立教中／高等学校同窓会規約・学校法人立教学院評議員選出に関する立教中／高等学校同窓会規則 [1958（昭和33）年]

立教中／高等学校同窓会規約

第 一 条 本会は旧制立教中学校及び新制立教中学校並びに高等学校卒業生を以て組織し之を立教中／高等学校同窓会と称し事務所を本校内に置く
但し新制立教中学校卒業生にして立教高等学校に進学せるものは卒業と同時に会員とする

第 二 条 本会は会員相互の親睦を厚くし母校との親密な連絡を図り母校の発展を期するを目的とする

第 三 条 本会々員を左の如く分ける

通常会員 本校（立教中学校並びに高等学校を含む 以下之に同じ）卒業生

推薦会員 本校に在学したもの（中退者）で理事会の認定する者

特別会員 本校旧職員及び現職員

本会は本校関係功労者を名誉会員に推薦することが出来る

第 四 条 本会に左の役員を置く

名誉会長 二名 中・高各校長
会長 一名 総会において推薦する 会長は会務を総理する
副会長 二名 総会において推薦する 副会長は会長を補佐し
会長事故ある時は之に代る
常任理事 若干名 理事中より互選する 常任理事は会務を処理する
理事 若干名 卒業年度別に若干名を選出する
監事 二名 総会において選出する 監事は常時会計を監査する

第五條 役員の任期は二年とする
但し重任を妨げない

第六條 会長は会務処理のため職員若干名（有給）を置く事が出来る

第七條 総会は定期総会及び臨時総会とする 定期総会は毎年五月会長が召集する 臨時総会は常任理事会において其の必要を認めた時又は会員百名以上の要求があつた場合に召集する

第八條 左の事項は定期総会に提出して其の承認を得るものとする
一 事業報告
二 前年度決算及び翌年度予算
三 財産目録

第九條 総会の議事は出席会員の過半数を以て採決し可否同数の場合は議長が採決する

第十條 理事会は正副会長及び理事その他の役員を以て組織し会長之を召集し会務の運行に関する重要事項及び総会に提出する議案を審議する

第十一條 総会を招集するに差支ある場合は理事会を以て之に代へることが出来る
但其決議事項は総会に報告し、承認を求むるものとする

第十二條 通常会員は毎年会費として百円を納入し新入会員は入会金として別に百円を納めるものとする
但し終身会費として一時金三千円を納める事が出来る

第十三條 本会の経費は会費とその他の収入を以て支弁する

第十四條 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとする

附 則

第5章 立教大学

本会々則は昭和二十五年五月五日より実施する

○覚 書

一、常任理事（第四条）は卒業年度を左の如く区分し理事の中より互選する

- (イ) 大正十五年以前 五名
- (ロ) 昭和二年より同十年 三名
- (ハ) 昭和十一年より同二十年 三名
- (ニ) 昭和二十一年以降 若干名

但し（ニ）の年度より選任される員数は理事会において決定するものとする
二、会員は理事会の承認を経て地域別に支部を設ける事が出来る
三、既に終身会費を納めたものは本規約による会費を徴収しない

学校法人立教学院評議員選出に関する

立教中／高等学校同窓会規則

第一章 目的

第 一 条 本規則は学校法人立教学院寄附行為（以下寄附行為と称する）第十八条第五号に基き別に定められた数の評議員を選出することを目的とする

第二章 資格

第 二 条 二十五才以上の本会通常会員は選挙資格を有する

第 三 条 二十五才以上の本会通常会員は被選挙資格を有する

第三章 期日

第 四 条 評議員の任期満了に関する選挙は評議員の任期が終る日の前三十日以内に行う

第 五 条 評議員に欠員が生じた時はその事実を知つた時から六十日以内に補欠選挙を行わなければならない

第 六 条 本会会長は選挙期日四十日前に選挙の時日及び場所を全会員に最も適切なる方法を以つて公告するか、通知しなければならない

第四章 投票その他選挙事務

第 七 条 選挙は投票により行う

第 八 条 投票、開票、当選決定、その他の選挙事務は選挙委員会これに当る

第五章 選挙委員会

第 九 条 本会々長は理事会の承認を得て五名以上十名以下の選挙委員を任命する

第十条 選挙委員は選挙委員会を構成し選挙委員長を互選する

第十一条 選挙委員会の決議は多数決による 賛否同数の時は選挙委員長これを決する

第六章 当選人

第十二条 選挙に於て最多数を得たものを以て当選人とする

第七章 推薦

第十三条 前各条の規定に拘らず本会々長は理事会四分の三以上の同意を得て理事会の推薦を以て選挙に代えることが出来る

第十四条 前条規定の議事を行うに当り全理事に正式の通知が発せられた場合には出席理事の全員を以て定足数とする

第十五条 第十三条に規定する理事会の推薦は三分の二の多数を以てこれを決する

第八章 経過規定

第十六条 第一回評議員選挙には第十三条及び第十四条を適用する

第九章 附則

第十七条 本規則は昭和三十年四月十四日から実施する

【立教中・高等学校同窓会名簿 昭和三十三年度版】立教中・高等学校同窓会
1958（昭和33）年9月

〔立教中学校所蔵〕

(3) 『ニュース セントポール』の発刊

資料1 鈴木 泉「発刊を祝う」[1953（昭和28）年]

発刊を祝う

立教大学同窓会

会長 鈴木 泉

窓から這入つて来る光、窓から眺める風光、二十年、三十年、そこに自らその家の風格が生まれて来る。机を共にして、人世の門出に最後の仕上をした、同窓畏友ほど懐かしいものはない。この学窓こそ、忘れんとして、忘れ得ざる人生最愛の、尊い殿堂である。年を取れば取るほど、若い思出が、湧き出て来る。この間、郷里の小学校から、八十周年の祝典をするから、是非で欲しいといつて来た。谷村の尋常高等小学校を出たのは、明治三十三年で、今から五十四年前だ。大部故人になつて、健在者を委しく知らして呉れ、ほんとに懐かしかつた。小学時代の同窓は、懐かしい丈けだが、大学時代となると、実社会の勇士だけに、互に話し

第5章 立教大学

あい、助けあうその連鎖が、強ければ強いほど、そのグループは社会的にも個人的にも向上発展し、母校のためにも、何彼と世話して呉れている。

私が立教を出たのは、明治四十四年六月で、第一回である。今から四十三年まえだ。中学は知れておつたが、大学は試作品で実に骨が折れたもんだつた。私が三田の日本電気に入つたのは、卒業試験を八日におえた、翌六月九日で、第一番目であつた。随分テストされたもんだつたが、御参考に当時の模様を一寸御話しよう。日本電気での採用は、中学卒業生が、日給五十銭、蔵前高工が日給一元（一ヵ年修習後三十三円）早稲田が、月給十八円、慶応が二十円、一ツ橋（今の商大）が、三十円。立教は初めてだから二ヵ月修習後二十五円に定めて呉れた。十二月の昇給日に早稲田が二十円、慶応二十二円、一ツ橋三十五円、私は十円昇給で三十五円、一ツ橋と同格に扱われ、立教のために望外の気を吐いた。開拓者だけに、Rikyonian の Rikyoman ship を堅持するのに精進したもんだつた。第一回当時は、同窓も少ないし、連絡も少ない、同窓の力が弱くて、困まつたもんだつたが、六大学の野球が、放送される様になつてから、巾がきく様になつて、ほんとに嬉しくなつた。野球部の諸兄には、心から感謝すると同時に、学校当局の御努力には更に深甚の感謝を捧げる。之にも、皆同窓諸兄の陰となり陽となつて、御骨折り下さつた賜と、感銘している次第である。立教が、優勝して米国へ遠征に久保田君が出掛けた時の、立教のほこり Rikyonian の誇は何とも云えない喜びであつた。この同窓の連鎖を更に緊密に強く、楽しく、有益にしたいというので、今度会報を、毎日出して同窓の動静は勿論、その道の大家に、御意見なり御体験を伺つて、現在の大勢とか、今後の動向とか、吾々の指針となるものを教えて頂いて、実生活に、即するものになりたい。次回の会報を、待つ様なものになりたい。そして少なくとも、毎月出したいというのが念願である。

例会は、何か吾々の専門外の事で、聞きたい、調べたい、何か買いたいもの（ママ）あつたら、同窓会に連絡し、聞き度い事を早急に、調べたい事を確実に、買いたい物を便宜に安価に、御世話する機関に、仕度い。之には、同窓諸兄の心からなる、御援助がなくては、出来ない。どうか、Rikyonian の Rikyonian ship を發揮せられて、同窓のため、母校のために御力添え下さらんことを、心から御願い申上げて発刊の言葉と致します。

『ニュース セントポール』第1号 立教大学同窓会 1953（昭和28）年12月10日 1面

〔立教大学図書館所蔵〕

(4) セントポールOG会

資料1 「女子卒業生の集い セントポールOG会開く 女子同窓の組織を確立」
[1957(昭和32)年]

女子卒業生の集い

セントポールOG会開く

女子同窓の組織を確立

昨年六月第一回の会合を行つた女子卒業生の集りであるセントポールOG会は、十月二十日午後二時より日比谷松本楼に於て第二回目の会合を持つた。当日は学校側より松下総長前学生部長の小川教授、女子学生課長の太田教授など出席、会員五十余名の出席者で各々の近況報告や、最近の学校の様子等を話し合いなごやかな一時を過した。又今迄この会は組織的な体制を持つておらず、そのため会の運営上その他に種々の難点があつたので此の席上、卒業年度毎に委員が選出され一応組織的にも確立されたものになつた。今後選出された委員を通して女子の卒業生として種々の活動を期待されている。当日の出席者(○印は委員)

○川田美代子(24卒) ○片山春子(25卒) ○牧野道子、北条啓子、飯島佐奈江、佐武啓子(以上28卒)

○中村亮、野村悦子、岩井宏子、村田信子、榎本節子、遠田順子(以上29卒) ○大木偕子 ○中川真佐子、宮田純子、御園洋子、梶原愛子、清水静子、堀川潤子、原田澄子(以上30年) ○湯川真由美 ○久世和子、山田末子、大沢嘉子、大島晴美子、肥後淑子、森照子、安武光子(以上31年) ○酒井ヨシ子 ○内田嘉子 ○高橋良子 ○鈴木紀子、佐藤悦子、小泉和子、屋代治子、野口博子、東明美、大石帆波、高木康子、風間フミ、前田碧、伴敬子、有山花海、平野慎子、藤島双葉、井口令子、日高照子、坂西田鶴子、鈴木美代子、福田郁子(以上32年)

『ニュース セントポール』第54号 セントポール発行所 1957(昭和32)年11月1日 2面

[立教大学広報渉外部校友課所蔵]

(5) 専門委員会の設置

資料1 「同窓会の機関に五委員会を設置 常任理事会できまる」[1958(昭和33)年]

同窓会の機関に五委員会を設置

常任理事会できまる

二月五日大学タツカーホールにおいて同窓会常任理事会を開催、同窓会正副会長

第5章 立教大学

会で作成した委員会委員の名簿を発表、常任理事会の承認を得たので近く各委員の初顔合せを行うこととなつた。今回構成された委員会は総務、財務、会則改正、名簿、会報の五委員会で左記の各氏に委嘱することとなつた。

△総務委員会

有光吹茂 T 7、坂口広喜 T 10、棚橋重平 S 6、小山義次 S 8、網倉志郎 S 9、小松盛広 S 9、沢登千明 S 10、小平磐雄 S 15、椎熊正男 S 20、浪花一成 S 26

△財務委員会

中出栄 T 10、青山慶喜 T 15、堀高義 S 3、大庭哲三 S 7、落合勝一郎 S 9、川井治 S 10、栗田一郎 S 16、菊地寛 S 21、柴川隆 S 23、山本辰雄 S 25・12

△会則改正委員会

衣笠意作 T 14、小林堯 S 3、栗原正雄 S 6、鈴木藤五郎 S 7、税所時満 S 11、鈴木俊平 S 12、仁木武之助 S 13、塚尾正通 S 18、小平裕 S 22、青木一郎 S 27

△名簿委員会

石川憲司 T 14、中村一雄 S 6、太田武雄 S 8、高橋保房 S 10、山本礼一 S 13

△会報委員会

金沢正徳 S 6、石井久雄 S 7、宮崎伊佐夫 S 8、舟橋快三 S 9、寺村栄一 S 11

『ニュース セントポール』第64号 セントポール発行所 1958(昭和33)年2月11日 2面

[立教大学広報渉外部校友課所蔵]

(6) 会則改正

資料1 「会則改正委員会起草の会則改正案の審議 同窓会常任理事会開く」

[1958(昭和33)年]

会則改正委員会起草の会則改正案の審議

同窓会常任理事会開く

立教大学同窓会はかねてから懸案とされていた会則の改正を实行するため、会則改正委員会を設けて、本年二月二十四日を皮切りに十四回の会を重ねてきた。十月十五日の常任理事会を前に、十四日の午後六時からフェルトビルで衣笠意作委員長を始めとして、小林堯副委員長、鈴木藤五郎、仁木武之助、塚原正通、小平裕各氏出席のもと、常任理事会提出に当つてその打合せが行われた。

翌十五日、午後六時から一号館会議室で会則改正委員会で起草された会則改正案が常任理事会に提出された。

松崎副会長が議長になり、一条一条と進む逐条審議の形で進められた。当日は

第一章総則、第二章会員、第三章役員、第四章諮問機関、第五章総会、第六章委員会、第七章会計まで審議され、第八章以下は次回に持越しとなった。

今度起草された会則改正案が現在の会則と大きく異つている点をあげてみると、

- ① 名称が立教大学同窓会から立教大学校友会に変つている。
- ② 現在の同窓会理事が委員に変つている。
- ③ 会員が現在のものに立教大学院各課程修了者が追加されている。
- ④ 現在の会則、第三章役職員中の参与をなくし、新たに諮問機関を設けている点が、第七章までのおもだつた相違点である。

まず第一の解説を極く簡単にすると、殆んどの大学で校友会になつていると云う小林氏の説明の如く、現在では校友会が普通になつているようである。この事に反対者はわずか一人であつた。

②の点であるが、理事という名称は立教学院の理事と間違えられて困ることと、委員の方がその役からして適しているという会則改正委員の説明であつた。

九時過ぎ、青山慶喜氏より、十数回もかかつて熱心に検討されたこの会則改正案を、短時間に審議するという事は不可能だし、強行したとしても好結果は期待出来ないと思うから次回に審議したが良いのではないかと意見が出て、全員賛成し九時過ぎ散会した。

『ニュース セントポール』第80号 セントポール発行所 1958(昭和33)年10月21日 1面

〔立教大学広報渉外部校友課所蔵〕

資料2 「第二十二回定期総会盛大に開く 会則改正案満場一致で通過 名称立教大学校友会に変る」[1960(昭和35)年]

第二十二回定期総会盛大に開く

会則改正案満場一致で通過

名称 立教大学校友会に変る

寛永寺の荘厳な鐘の音がこだまする上野の森に新築なつた上野精養軒で22回の定期総会が5月19日午後6時から開かれた。この日生憎く雨なので出足は悪かつたが、それでも集つた者約二百名。新会員千七百名を加えて校友会も一万七千余名の大世帯になつた。青いリボンをつけた新入会員が多く集り、殊に新会員の男子の代表鈴木君と女子代表の中根嬢の挨拶もあつて校友会も若い息吹が感じられた。式次第は平沢副会長の開会の辞に始まり小山総務委員の司会と松崎会長、坂口総務委員長、中沢総務委員、衣笠監事、大庭財務委員等の説明とで滞りなく終了。

第5章 立教大学

校友会という名称になる

会則改正委員会が二年越しに慎重審議を重ねた会則改正も漸く今日の総会で可決。この日、石川会則改正委員長が改正の要点を説明、長い間使い馴れた同窓会という名が校友会に変わるほか三、四点。これも母校の発展と共に^{〔ママ〕}び行く同窓会の大きな飛躍の表れであろう。長い間の各委員諸兄のご苦勞をねぎらう拍手が盛んだつた。

『ニュース セントポール』第111号 セントポール発行所 1960（昭和35）年
5月25日 1面

〔立教大学広報渉外部校友課所蔵〕

資料3 立教大学校友会々則 [1960（昭和35）年]

立教大学校友会々則

第一章 総則

第 一 条 本会は立教大学校友会と称する。

第 二 条 本会は本部を東京都豊島区池袋立教大学内に、支部を適当な地に置く。

第 三 条 本会は会員相互の親睦を図り、立教大学の発展に寄与することを目的とする。

第 四 条 本会は前条の目的を達成するため委員会の決議により必要と認めた事業を行うことができる。

第二章 会員

第 五 条 本会の会員は普通会員、特別会員及び名誉会員とする。

1 普通会員

(イ) 立教学校、立教大学校、大阪英和学舎、東京英語専修学校出身者及び立教工業理科専門学校卒業者

(ロ) 立教大学卒業生及び立教大学大学院各課程修了者

(ハ) 前項の(イ)(ロ)の何れかに在学した者で会員の推薦に基き委員会に於いて入会を承認された者

2 特別会員

普通会員を除く立教大学の現旧教職員で委員会に於いて推薦された者

3 名誉会員

本会の為に功勞ありと認められた者で委員会で推薦された者

第三章 役職員

第 六 条 本会の役員は左の通りである。

会 長 一 名
副 会 長 三 名
委 員 若干名
会計監事 三 名
顧 問 若干名

第 七 条 本会は立教大学総長を名誉会長とする。

第 八 条 会長、副会長及び会計監事は総会に於いて会員中より選出する。

第 九 条 会長は本会を代表し会務を統轄し且つ総会及び委員会の議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

会計監事は会計及び財産の状況を監査する。

委員は会務を処理する。

顧問は委員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

顧問は重要事項につき会長の諮問に応じ委員会に於いて意見を述べるができる。

第 十 条 委員の選出は立教大学校友会委員選出規約による。

第 十 一 条 役員の任期は二年とする。但し重任を妨げない。補欠によつて就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。

第 十 二 条 会長は事務処理のため職員若干名を置くことができる。

第四章 総 会

第 十 三 条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

第 十 四 条 定期総会は毎年五月会長がこれを招集する。

臨時総会は委員会に於いて必要と認めた場合又は一〇〇名以上の会員より会議の目的及び理由を示して請求のあつた場合に会長がこれを招集する。

総会の招集は期日より二週間前にその目的を会員に通知しなければならない。

第 十 五 条 定期総会には左の事項を提出してその承認を得なければ^{〔ア〕}ならない。

1 事業報告 2 収支決算報告 3 財産目録 4 収支予算案 5 事業計画

第 十 六 条 総会の決議事項は出席会員の過半数を以て採決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。但し会則改正の決議は出席会員の三分の二以上の同意を要する。

第五章 委員会

第 十 七 条 委員会は会長、副会長、会計監事及び委員を以つて構成する。

第 十 八 条 委員会は会務の運営に関する重要事項及び総会提出の議案等を審議

第5章 立教大学

決定する。

第十九条 委員会は会長が必要と認めた場合又は委員総数の三分の一以上の請求があつた場合会長がこれを招集する。

第六章 専門委員会

第二十条 本会には総務、財務、会報の各専門委員会を置き、なお必要に応じその他の専門委員会を置くことができる。専門委員は会員中より会長がこれを委嘱する。専門委員の任期は第十一条を準用する。

第二十一条 専門委員会で協議した事項は委員会にはかるものとする。

第七章 会計

第二十二条 本会の経費は会費収入、基本金利子及び雑収入を以つてこれに充てる。

第二十三条 本会の会費は普通会費及び終身会費とする。

第二十四条 本会の基本金は寄附金、会計余剰金及びその他の資金とする。

第二十五条 基本金を経費に繰入れる場合は委員会の承認を得なければならない。

第二十六条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第八章 支部

第二十七条 会員は地域別又は職域別に支部を結成することができる。

右の場合支部は支部名及び支部長名を定め会員名簿をそえてすみやかに本会に報告するものとする。

第二十八条 支部は毎年四月三十日現在の会員名簿を本会に提出しなければならない。

第九章 雑則

第二十九条 本会則に規定しない事項は委員会の決議を以つてこれを定めることができる。

第三十条 総会及び委員会の表決は書面又は代理人によることはできない。

第三十一条 学校法人立教学院の評議員選出に関しては別に定める規則による。

第三十二条 立教学院校友連合会理事選出に関しては本会委員会で決定する。

第三十三条 会員がその住所、氏名、職業及び勤務先を変更した場合はすみやかに本会に通知するものとする。

第三十四条 会員で本会及び母校の名誉を毀損する所為があつた場合は委員会の決議によつて除名することができる。

第十章 経過規定

第三十五条 昭和三十五年五月十八日現在々任の旧立教大学同窓会々則による役

員は同会則に定めた任期中本会則による役員とする。

この場合旧会則による「常任理事」及び「理事」は新会則の「委員」に、「監事」は「会計監事」にそれぞれ就任するものとする。

附 則

第三十六条 本会則は昭和三十五年五月十九日から実施する。

昭和十四年三月十八日制定

昭和二十二年九月二十七日改正

昭和三十五年五月十九日改正

立教大学校友会委員選出規約

第 一 条 立教大学校友会々則第十条の規定により委員会選出は本規約による。

第 二 条 委員は普通会员中より原則として各卒業年度別に五名以内とする。

第 三 条 支部長は委員会の決議を経て会長の委嘱により選任されることがある。

前項の選任は原則として支部会員五〇名以上を規準とする。

第 四 条 委員に欠員が生じた場合はそれぞれの選出母体より補選する。。

第 五 条 本規約は昭和三十五年五月十九日より実施する。

学校法人立教学院評議員選出に関する立教大学校友会規則

第一章 目 的

第 一 条 本規則は学校法人立教学院寄附行為（以下寄附行為と称す）第十八条第五号に基き別に定められた数の評議員を選出することを目的とする。

第二章 資 格

第 二 条 二十五才以上の本会普通会^{〔ママ〕}普通会员は選学資格を有する。

第 三 条 二十五才以上の本会普通会员は被選挙資格を有する。

第三章 期 日

第 四 条 評議員の任期満了に因る選挙は評議員の任期が終る日の前三〇日以内に行う。

第 五 条 評議員に欠員が生じた場合は其の事実を確認した時から六〇日以内に補欠選挙を行わなければならない。

第 六 条 本会々長は選挙期日四〇日前に選挙の日時及び場所を東京都内発行の日刊新聞若くは校友会々報に公告するか又は他の方法により全会員に通知しなければならない。

第5章 立教大学

第四章 投票とその他選挙事務

第七 条 選挙は投票により行う。

第八 条 投票、開票、当選決定其の他の選挙事務は選挙委員会がこれに当る。

第五章 選挙委員会

第九 条 本会会長は委員会の承認を得て五名以上二〇名以内の選挙委員を任命する。

第十 条 選挙委員会を構成し選挙委員長を互選する。

第十一 条 選挙委員会の決議は多数決による。賛否同数の時は選挙委員長がこれを決する。

第六章 当選人

第十二 条 選挙に於いて最多数を得たものを以つて当選人とする。

第七章 推薦

第十三 条 前各条の規定に拘らず本会会長は委員会四分之三以上の同意を得て委員会の推薦を以つて選挙に代えることができる。

第十四 条 前条規定の議事を行うに当り全委員に正式の通知が発せられた場合には出席委員の全員によつて定足数とする。

第十五 条 第十三条^{〔ママ〕}規定する委員会の推薦は三分の二以上を以つてこれを決する。

第八章 選挙及び推薦によらない評議員

第十六 条 第十三条、第十四条及び第十五条の規定に拘らず本会々長及び副会長はその職務上評議員になるものとする。

附 則

第十七 条 本規則は昭和三十五年五月十九日から実施する。

昭和二十六年四月十日制定

昭和三十五年五月十九日改正

『ニュース セントポール』第111号 セントポール発行所 1960（昭和35）年
5月25日 5～6面

〔立教大学広報渉外部校友課所蔵〕

資料4 立教大学校友会々則・立教大学校友会代議員推薦規約・学校法人立教学
院評議員選出に関する立教大学校友会規則〔1984（昭和59）年〕

立教大学校友会々則

昭和14年3月18日制定

第11節 校友の増加と校友会

昭和22年 9月27日改正

昭和35年 5月19日改正

昭和48年 5月26日改正

昭和51年 5月22日改正

昭和52年 5月21日改正

昭和56年 5月16日改正

昭和57年 5月22日改正

昭和59年 5月19日改正

第1章 総則

第1条 本会は立教大学校友会と称する。

第2条 本会は本部を東京都豊島区西池袋立教大学内に置く。

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、学校法人立教学院立教大学の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため代議員会の決議により必要と認めた事業を行うことができる。

第2章 会員

第5条 本会の会員は普通会员および特別会員とする。

1. 普通会员

(イ) 立教学校、立教大学校、大阪英和学舎、東京英語専修学校出身者および立教工業理科専門学校卒業者

(ロ) 立教大学卒業生及び立教大学大学院各課程修了者

(ハ) 上記(イ)(ロ)のいずれかに在学した者で、会員の推薦に基づき代議員会において入会を承認された者

2. 特別会員

普通会员を除く立教大学の教職員および本会のために特に功労ありと認められた者で、代議員会において承認された者

第3章 役職員

第6条 本会の役員は下記のとおりとする。

会 長 1名

副 会 長 5名以上10名以内

専門委員長 各専門委員会に1名

専門委員 各専門委員会に15名程度

代 議 員 原則として各卒業年度から8名以内

第5章 立教大学

監 事 2名以上5名以内

第7条 本会は立教大学総長を名誉会長とする。

第8条 会長および監事は代議員会が会員中より選任する。

2. 副会長および専門委員長は会長が会員中より任命する。

3. 専門委員は第22条の幹部会が会員中より任命する。

第9条 代議員は立教大学校友会代議員推薦規約に定める代議員推薦委員会の推薦に基づき、代議員会が選任する。

第10条 役員を選任および任命は、会員総会において報告しなければならない。

第11条 会長は本会を代表し、会務を統轄し、かつ会員総会および代議員の議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 監事は会計および財産の状況を監査するほか、幹部会に出席し会務の運営について意見を述べるができる。

第12条 本会は名誉会員、顧問および参与を置くことができる。

2. 名誉会員は本会のために特に功労ありと認められた会員の中から幹部会が候補者を推薦し、代議員会の承認を経て会長が委嘱する。

3. 顧問および参与は役員経験者の中から幹部会が候補者を推薦し、代議員会の承認を経て会長が委嘱する。

第13条 名誉会員、顧問および参与は会長より諮問を受けたときは、諮問事項につき代議員会において意見を述べるができる。

第14条 役員任期は2ヵ年とする。ただし任期満了後も後任者が決まるまでの間その任にあたる。

2. 役員再任はこれを妨げない。

3. 任期途中で就任した役員任期は残任期間とする。

第15条 本会は会務運営のため事務局を置くことができる。

第4章 会員総会

第16条 会員総会は毎年5月会長がこれを招集し、会務を報告しなければならない。

2. 前項にかかわらず代議員会が必要と認めたときは、会長は臨時に会員総会を招集する。

第5章 代議員会

第17条 代議員会は第6条の役員をもって構成する。

2. 定期代議員会は毎年5月会長がこれを招集する。

3. 第2項以外の通常の代議員会は会長が必要と認めるときまたは、代議員総数の3分の1以上の請求により会長がこれを招集する。
4. 定期代議員会を招集するには、会日より2週間前に各代議員に対し、その議案を示して招集の通知を発しなければならない。

第18条 代議員会は下記の事項を審議決定する。

ただし、下記のうち1. 2. 3. 6. 7. は定期代議員会にはからなければならない。

1. 事業計画
2. 収支予算
3. 事業報告および収支決算報告の承認
4. 立教学院評議員候補者推薦委員任命の承認及び同評議員となる者の選出
5. 立教学院校友連合会理事の選任
6. 代議員の選任
7. 会長および監事の選任
8. 名誉会員、顧問および参与の候補者の承認
9. 幹部会の発議による専門委員会の設置および廃止
10. 会費の改定
11. 第5条第1号(ハ)および第2号の承認
12. 会員の除名
13. 第31条に基づく支部連合会の設置
14. 会則の改正
15. 会則に定めのない事項

第19条 代議員会の議決は出席代議員の過半数で行い、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし会則の改正は出席代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

第6章 専門委員会

第20条 本会は職能に応じ専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会の設置および廃止は、幹部会が発議し代議員会が決定する。
3. 専門委員会は専門委員をもって構成する。

第21条 専門委員会の職務は下記のとおりとする。

1. 事業を企画・立案し幹部会に提案すること。

第5章 立教大学

2. 代議員会が決定した事業計画に基づき、幹部会の指示により事業を執行すること。

第7章 幹部会

第22条 幹部会は会長、副会長および専門委員長をもって構成する。

第23条 幹部会の職務は下記のとおりとする。

1. 代議員会に提出する議案の審議決定
2. 名誉会員、顧問および参与の候補者の推薦
3. 専門委員会の設置および廃止の発議
4. 専門委員会の任命
5. 本会運営上必要な事項の審議決定および必要に応じての代議員会への報告

第24条 幹部会は必要に応じて会長が招集する。

第8章 会計

第25条 本会の運営は原則として会費収入によりこれを行う。

第26条 本会の会費は終身会費及び維持会費とする。

第27条 本会は本会運営のため基本金をもつことができる。

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第9章 支部連合会

第29条 会員は別に定める支部設立基準に基づき、地域別、職域別または職能別に支部（立教会、セントポールクラブ等）を作ることができる。

第30条 支部連合会は前条により作られた支部をもって構成する。

第31条 本会は原則として各都道府県に支部連合会を1つ置く。ただし行政区画その他地域の事情により複数の支部連合会を置くことができる。

2. 本会は職能その他特殊事情に応じ、別に支部連合会を置くことができる。
3. 支部連合会は支部連合会長が統轄する。
4. 会員は本章に定める支部連合会のほか、個人または団体の名称中に立教大学校友会支部連合会なる名称を使用してはならない。

第10章 雑則

第32条 幹部会および専門委員会の議決は出席者の過半数で行う。

第33条 代議員会における議決権の行使は書面または代理人によることはできない。

第34条 学校法人立教学院の評議員選出に関しては別に定める規則による。

第35条 会員がその住所、氏名、勤務先等を変更したときはすみやかに本会に通知するものとする。

第36条 会員に本会および母校の名誉を毀損する所為があったときは、代議員会の決議により除名することができる。

第11章 経過規定

第37条 昭和35年5月18日現在在任の旧立教大学同窓会会則による役員は同会則に定めた任期中本会則による役員とする。この場合旧会則による「常任理事」及び「理事」は新会則の「委員」に、「監事」は「会計監事」にそれぞれ就任するものとする。

第38条 昭和57年5月22日現在在任の「委員」は「代議員」に、「会計監事」は「監事」にそれぞれ就任するものとする。

附則

本会則は昭和59年5月19日から実施する。

立教大学校友会代議員推薦規約

第1条 立教大学校友会々則第9条の規定による代議員の推薦はこの規約による。

第2条 代議員は代議員推薦委員会が推薦する。

第3条 代議員推薦委員会は20名以上の推薦委員をもって構成する。

第4条 代議員推薦委員は会長の指名により代議員会が選任する。

第5条 代議員推薦委員は互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

第6条 委員長は代議員推薦委員会を統轄し、同委員会の議長となる。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

第7条 代議員推薦委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第8条 代議員の推薦は代議員推薦委員の過半数の賛成により行い、可否同数のときは議長が決するところによる。

第9条 代議員の推薦基準は原則として下記のとおりとする。

1. 各卒業年度からその年度の卒業生の数を考慮した員数の代議員を選出する。
2. 各支部連合会を代表する者の中から相当数を代議員とする。
3. 前2項のほか必要により若干名の代議員を選出することを妨げない。
4. 第1項乃至第3項により選出される代議員の数は原則として1卒業年度当り8名以内とする。

第5章 立教大学

第10条 代議員推薦委員会は代議員推薦細則に基づき、代議員を推薦しようとする者に届出の機会を与えなければならない。

2. 代議員推薦委員会は前項の届出を踏まえ、代議員推薦細則に基づき、代議員の推薦を行う。

学校法人立教学院評議員選出に関する

立教大学校友会規則

制定 昭和26年4月14日

改正 昭和35年5月19日

昭和57年5月22日

昭和59年5月19日

第1条 (目的)

本規則は学校法人立教学院寄附行為（以下寄附行為と称す）第18条第5号に基づき別に定められた数の評議員（以下評議員という）となるものを選出することを目的とする。

第2条 (資格)

評議員は、立教大学校友会（以下本会という）普通会員の中より選出する。

第3条 (選出期日)

評議員の任期満了による次期評議員の選出は評議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。

第4条 (欠員の補充)

評議員に欠員が生じたときは、本会会長がその事実を知った日から60日以内に後任評議員の選出を行わなければならない。ただし、後任評議員の任期は前任評議員の残任期間とする。

第5条 (候補者推薦委員の任命)

本会会長は代議員会の承認を得て5名以上20名以内の候補者推薦委員（以下委員という）を任命する。

第6条 (推薦委員会)

委員は候補者推薦委員会（以下委員会という）を構成し、互選により委員長一名を選出する。

- 2 委員長は委員会の議長となり、委員会を総轄する。

第7条 (推薦方法)

委員会は委員総数の3分の2以上の委員が出席し、その過半数をもって寄附行

為第18条5号に基づき別に定められた数の評議員候補者を推薦する。
可否同数の時は議長がこれを決する。

第8条（選出方法）

代議員会は第7条により推薦をうけた評議員候補者につき審議し、出席代議員の過半数の賛成により寄附行為第17条及び第18条に基づく評議員となるものを選出する。

第9条（推薦によらない評議員）

本規則の規定にかかわらず本会会長はその職務上評議員になるものとする。

附則

本規則は昭和59年5月19日から実施する。

『立教大学校友会会員名簿』立教大学校友会 1992（平成4）年11月25日 付22～付26頁

[立教大学広報渉外部校友課所蔵]

（7）セントポールズ会館の建設

資料1 立教大学校友会館の建設に伴う校地使用について [1974（昭和49）年]
〔略〕

10 議 事

（1）立教大学校友会館の建設に伴う校地使用について

松崎理事長から

首題の件につき別紙第4のように「創立百年を記念して校友会館を建設する計画に基づき、募金許可申請書類に添付の必要から校地使用の申請」があつたので審議願いたい。

松崎校友会長から

創立百周年記念事業として校友会館の建設を企画し、この程その概要が出来上つた。予算を5億円とし、場所などまだはつきりしていないが募金を早急に開始したい。募金が予定額に達するのに相当の年月を要すると思うが、せめて四、五年位のうちに建設したい。募金については東京都に寄付募集の申請を行うが、添付書類としての必要上、校地使用を認めて欲しいとの説明があつた。

これについて、会館の規模、内容についての質疑などがあつた。

教育施設の拡充によつて中心校地に及ぼす影響、また中学校移転なども考えたい。

第5章 立教大学

また、会館の中に会議室などを設け教育的な会議に使用すれば教育施設としても名分がなりたつ、などの意見もあつたが、なお、検討の必要も多
多あるが、募金の添付書類としてこれを承認することとした。

〔略〕

〔学校法人立教学院第233回理事会議事録〕1974（昭和49）年1月18日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 〔校友会館建設資金寄付のお願い〕〔1975（昭和50）年〕

《表紙》

昭和50年12月5日

校友各位

一校友会館の早期実現めざし一

立教大学校友会

会 長 大 川 又三郎

副会長 棚 橋 重 平

副会長 富 永 賢 吉

副会長 木 村 栄 一

副会長 立 川 博

副会長 石 山 義 雄

副会長 小 平 磐 雄

副会長 川 田 美代子

校友会館建設資金寄付のお願い

謹啓 寒冷の候、校友各位には、昨今の多難な諸問題の中にあつてなお、元氣にご活躍の事と拝察申し上げます。母校立教大学の創立101年を数える昭和50年も、あと約1ヶ月を残すのみとなりましたが、この様な年に立教大学校友会の会長・副会長の重責を命ぜられ、およばずながら私共も校友会の発展のために力を尽してまいりました。

さて、立教大学校友会にとって、現在、最も大きな課題は、立教大学創立100年を記念して、「校友会館」の建設を行なうことであります。ご承知のように前校友会館長松崎一雄殿のご決断とご指導により、一昨年秋、「校友会館」の建設基金の目標を5億円とし、約5万人に達する校友各位より、それぞれ1万円のご協力を得たいと募金活動を開始いたしましたところ、約3,000名の校友、及び地方

支部・職域支部其のご賛同により、今日約4,500万円の「校友会館」建設基金を得るに至りました。この金額は、目標額5億円に比較すれば、真に、大きな額とは言えませんが、今日迄の募金に、ご努力ご協力された校友各位の、「校友会館」建設への強い熱意のあらわれと思い、私共、改めて心に銘記いたしております。私共は、多難な道とは思いますが、この目標達成のため一層努力いたしたいと決意しております。さらに、校友会といたしましては、必要な場合には、校友会経常会計の別途積立金をも、校友会館建設基金に繰入れることも考えております。

〔略〕

以上のように考えますと、「校友会館」は校友の相互協力の場であり、又、校友・大学教職員の交りの場となり、立教大学共同社会の中心とも言える重要な施設であり、今後の立教大学校友会の発展のためには、絶対に必要と考えます。

立教に新しい「中心」—「校友会館」を実現するためには、貴殿の力強いご協力を必要とします。どうか全校友の熱意と協力によって「校友会館」を建設しようではありませんか。末筆ではありますが、貴殿のご健康をお祈り申し上げます。

敬 具

立教大学校友会「校友各位—校友会館の早期実現めざし—」1975（昭和50）年12月5日

〔立教大学広報渉外部校友課所蔵〕

資料3 「校友会館早期着工を承認」〔1976（昭和51）年〕

校友会館早期着工を承認—第38回定期總會盛會裡に終る—
募金の重みと期待に応え

校友会館建設という大きな目標をかかえた校友会の第三十八回定期總會は、五月二十二日（土）午後二時三十分より母校の五号館一五四番教室において開催された。席上、三年目を迎えた校友会館問題につき大川会長より、「現在募金額は約六千万だが、会館の一部建設に踏切りたい」との意向が明らかにされた。また、建設委員長でもある立川副会長よりは、「本日諒解を得られれば、既に資金を寄せられた校友の方々の気持も考え、第一期工事に着手したい」との提案がなされ、總會はこれを承認した。昭和四十九年の一月に趣意書が発送された募金活動も、今年で三年目を迎えた。現在の募金額は目標五億にはほど遠い額ではあるが、校友一人一人の浄財による貴重な資金だけに、その持つ重みと、会館建設に寄せる校友の期待は大きなものといえよう。それだけに校友会としても、一日も早く、

第5章 立教大学

この重みと期待に答えたいとの姿勢より会合を重ね検討を続けてきた。その結果校友会としては、とりあえず第一期工事として、会館の機能を発揮できる最小限必要な施設を包含する建物を建設することに踏み切ることになったもの、募金活動が校友の主体的な働きにより軌道に乗りだしているだけに、このたびの決定は、目標達成に向い、一段の効果を呼ぶものと期待される。

『セントポール』第276号 立教大学校友会 1976（昭和51）年7月15日 1面
〔立教大学広報渉外部校友課所蔵〕

資料4 「“校友の広場” ついに完成」 [1977（昭和52）年]

“校友の広場” ついに完成

栄光立教の発展を願い学院に寄贈

落成感謝礼拝式に七百名が出席

校友会待望のセントポールズ会館の落成行事は十一月三日（木）午後一時より、会館前広場での落成感謝礼拝式で開始された。全国各地からの校友をはじめ、七百名にのぼる参列者が見守るうちに、大川会長と尾形総長の手により会館の扉が開かれた。礼拝後、聖職団により会館内が祝福され、参列者全員が館内を一巡した。午後二時からは、祝賀会が盛大に開かれた。

“校友と母校が、より密接な関係を創り出す場として利用されることが期待される”との尾形総長の挨拶、立川建設委員の経過報告の後、大川校友会会長より松崎理事長に全館が寄贈された瞬間、会場から万雷の拍手が湧きおこった。

昭和四十九年、母校の創立百年を記念して、会館建設への募金が始まった。爾来、かつて経験のない大事業に向け、校友の努力が日夜続けられたが、その道程は決して平坦とはいえず、むしろ険しい道程であった。

それだけに、様々な障害を乗り越え、この歴史的な瞬間を迎えた校友にとって、この万雷の拍手は、自らの努力を称えと共に、二百年に向け立教がますます発展することへの、校友の祈りと期待をこめたものといえるようであった。

祝賀会での語らいの輪は、夜おそくまで続いた。

『セントポール』第282号 立教大学校友会 1977（昭和52）年12月10日 1面
〔立教大学広報渉外部校友課所蔵〕

第6章 21世紀に向かって

立教学院は、1999（平成11）年に創立125年を迎える。しかし、現在学院をとりまく環境は必ずしも良好とは言えない。近年の学齢人口の著しい減少は、大学はもちろん小・中・高の各段階で学校間競争を激化させていくように思われる。こうした中で、立教学院は改めて建学の精神を確認し、教育と研究の質の向上をはかるために、学院の総力を挙げて21世紀に向けてさまざまな改革に着手したのである。

立教大学では、1991（平成3）年の大学設置基準の「大綱化」を受けて1994（平成6）年12月全学共通カリキュラム運営センターを設置し、翌1995（平成7）年3月をもって一般教育部を解体した。これは、日本社会が著しく国際化・情報化を遂げていく中で、専門教育と教養教育とを有機的に関連づける新たな教育システムを開発し、21世紀を担う有為な人材の育成を目指すものである。また、時代の要請に従って、武蔵野新座キャンパスを利用して、観光学部およびコミュニティ福祉学部の新設を決定した。この二つの新学部は、1998（平成10）年4月に開設される。

他方、1997（平成9）年2月14日の理事会で教学の改善を管理・運営面で支えることを目的に立教学院総合発展企画本部の設置が承認され、小学校から大学までの立教学院の各学校の企画を統合・調整してきた。そうした中で、池袋の立教中学校は高等学校を併設し、また新座の高等学校も中学校を併設し、それぞれ中高の一貫教育を実現しようとしている。そしてなによりも立教大学の教育・研究の充実のために、池袋校地の再開発計画がいよいよ具体化することになった。このように、立教学院は21世紀に向けての第一歩を踏み出したのである。

（老川慶喜）

第1節 大学の教育改革

本学はリベラルアーツを重んじる伝統から、他大学に比して一般教育を相当に重視してきたといえよう。特に1955（昭和30）年以降は専門課程から独立した一般教育部を設置し、充実したカリキュラムを展開してきた。しかし1991（平成3）年の大学設置基準の「大綱化」は、一般教育課程のあり方を見直す契機となった。1994（平成6）年12月全学共通カリキュラム運営センター発足、1997（平成9）

第6章 21世紀に向かって

年4月の全学共通カリキュラム開始をもって、本学の一般教育課程はここに40余年ぶりの大改革を経験したわけである（資料1）。

観光学部、コミュニティ福祉学部の設置は、1959（昭和34）年の法学部設置以来本学にとって39年ぶりの学部設置である（資料2）。これによって、武蔵野新座キャンパスが本格的に利用されることになる。

ここには教育改革と新学部設置に関して最小限その理念を明らかにする資料を収載し、カリキュラム、施設等、発足後には自明となる資料は、紙幅の都合上割愛した。（山中一弘）

資料1 運営センターの設置の経緯、および全学共通カリキュラムの理念・目的 [1996（平成8）年]

〔略〕

I 運営センターの設置の経緯、および全学共通カリキュラムの理念・目的

1) 運営センター発足に向けて

全学共通カリキュラム運営センター（以下全カリセンターと略記）発足前の立教大学カリキュラム改革の理念と目標は、全学カリキュラム検討委員会答申『21世紀をめざす立教大学の全学カリキュラムについて』（1992年7月15日）および全学共通カリキュラム作成委員会『全学共通カリキュラムに関する答申』（1992年12月2日）で示された。とりわけ前者で体系的に整理されている。同答申はまず、大学設置基準の大綱化、それに先立つ大学審議会、臨時教育審議会の大学教育改革論、および学内的には一般教育教授会による『『一般教育』カリキュラムの改訂について』（1991年2月）などを参照しつつ、18歳人口の減少、専門教育への要請の高度化、教育の国際化の必要、社会の情報化の進展等の状況の変化を指摘し、「一般教育課程の発展的改組」の必要性を打ち出した。その上で取られるべき具体的改革の方向として、①4年間一貫教育体制に基づく1年次からの専門教育の充実、②一般教育の理念の重視、③専門教育と有機的に関連づけられた共通カリキュラムの策定、④1・2年次生に対する教育責任の学部負担、という4項を掲げ、特に総合大学としての立教の学生の共通の学力水準を維持することを任務とした。

以上の状況認識と改革方向とをつなぐ目標として、第一に、外国語教育は実用能力の涵養、異文化の理解、古典講読による教養の深化を通じて国際社会において活躍し得る人材の育成をめざす、と述べ、特に創立以来キリスト教に基づく人格陶冶を目的の一つとする本学が外国語教育充実の伝統をもつことを指摘してい

る。第二に、全学共通科目の教育目標は「人間さらには社会のあり方についての的確な判断能力」の総合的育成にあるとした。さらに建学の精神との関わりについては、

「本学はキリスト教に基づく人格の陶冶を、建学以来の精神としてきた。人間の生命や倫理についての総合的判断能力には、このような視野が留保されることが望ましい。それによって、立教大学から個性ある学生を送り出すこともできる。専門教育とは別に全学に展開される科目には、こうした建学の精神が反映される必要がある。」

という注目すべき論点を付け加えている。

この段階では、現在企画されている「言語教育」、「総合教育」という二つの領域名称をまだそれぞれ「外国語教育」、「全学共通教育」としていた点が、今と比べて大きな違いだった。しかし次に述べる94年度の答申への基本方針はほとんどすべて提示されていたと言える。

2) 発足前後

センター発足直前に提出された『全学共通カリキュラムの編成・実施に関する答申』（1994年10月31日）は、外国語教育の名称を「言語教育」と改めるという重要な変更に加え、同時にそれまでの全学共通科目を「総合教育科目」と改称した。この改変について、答申には特段の説明は記されていない。しかしこの改変を通じて、第一に「日本語教育」という科目が明瞭な位置を占めるようになり大学教育のさらなる国際化が実現し得るようになったこと、第二に、専門教育と区別される教育が「総合教育」という名称のもとに確定したことが注目される。専門学ディシプリンを行なう学部教育とは異なる「全学共通の教育」を実現することが、新命名の言語・総合両領域の共通目標となったのである。

同答申はまず、言語教育の理念について、基本的に92年の答申を確認し、総括している。すなわち言語教育科目は、学問研究・コミュニケーション・教養としての外国語という位置づけがなされ、多様なニーズに応じた多様な授業内容と授業形態を指向し、選択必修科目と自由科目を置き、2か国語を選択必修とする（ただし学部・学科の特色を生かすために特定の1か国語を特別強化科目として設置する場合もある）という基本方針である。他方、総合教育の理念については、はじめて「リベラル・アーツの教育」という表現を登場させている。すなわち、従来の一般教育の理念を発展的に継承することを謳うとともに、さらに進んで「真のリベラル・アーツとは何かをあらためて問う作業を通じてその実施のための総合教育科目の構成を検討すること」を、総合教育科目委員会の自己規定とし

第6章 21世紀に向かって

て表明した。これに加え、総合教育科目は「専門を深める過程で陥りがちな視野の狭窄化の歯止めの役割を果たし、さらに、専門的学識の基礎を絶えず問い直し、現代の人間と学問の課題を省察することを促す科目群」である、と指摘した。

さらに進んで次のような注目すべき文章も見出される。

「大学教育は専門教育カリキュラムと全学共通カリキュラムとのバランスの上に完成されるべきであり、その一端を担うものとして総合教育科目は位置付けられる。つまり、総合教育科目は、ユニヴァーシティーとしての理念が本学において个性的に展開されるための役割を担っている。それゆえ、総合教育科目を含めた全学共通カリキュラムが真の成果をあげるためには、組織、編成両面における専門学部の変革も必要となる。」

ユニヴァーシティーの実現を全学共通カリキュラムの目標としてあらためて位置付け、その条件としては専門学部の変革がある、という点にまで踏み込んで、改革理念の重要性を確認したものであった。

全学共通カリキュラム運営センターは1994年12月に発足する。同月8日に開かれた第一回の運営委員会に出席した塚田理・総長は、このカリキュラムの理念が立教大学におけるリベラル・アーツの教育の実現にあることを強調し、その後、講演・インタビュー等さまざまな機会に、この言葉をもってカリキュラムの改革の理念を説いた。また、機関誌『全カリ NEWS LETTER』創刊号に寄せた論稿においても、1992年以降の諸答申の理念部分を引用しつつ「全学共通カリキュラムの実現は、本学の特色ある教育の重要な基軸となるはずです」と記した。

3) 今日まで

発足後、センターは上記のように次第に形成され確認されてきた理念を継承して、カリキュラムの全面発足の準備を行なってきた。言語教育の理念実現のための学内研究会の開催と1996年度における英語、中国語、スペイン語の専任人事の決定、また1997年度における英語専任人事及び英語とドイツ語における嘱託講師人事の進行、中国語、スペイン語における専任人事枠要求の発議と、中国語2名、スペイン語1名の純増、総合教育の理念達成のための学部間協力体制の整備、 Semester 制の準備、そして日本近代史をはじめとする専任人事枠要求発議の運営委員会としての決定など、その努力は絶えず続けられてきた。

しかし理念それ自体の検証や深化の努力が行なわれなかったわけではない。寺崎昌男・センター部長は、戦後日本の大学の教養教育カリキュラムの変遷の考察に基づいて、立教の今後の学部教育の目標は従来の「教養を持つ専門人の育成」から「専門性に支えられた新しい教養人の育成」へと転換されるべきであり、さ

らに言語能力と専門知識を生かして国際的に学識と情報を発信することのできる卒業生を育てることをめざすべきではないか、という試論を発表している（センター年報『大学教育研究フォーラム』創刊号）。また総合教育科目担当部会は佐々木一也・専門委員の原案に基づいて、総合〔教育〕科目の理念は「専門的知識を具体的に生かし、世界を理解しつつ、生の可能性を開く、人間にとって不可欠な、全人的学問としての専門性を構成する必然的要素」であると述べた。その実現には①専門性を具体的市民生活に生かす役割、②学部による教育責任の一貫化に伴う学生の学習の全体的纏まりへの配慮、③アンダーグラジュエート教育の一貫性による専門科目と教養科目のカリキュラム統合、の3点が「総合性」実現の指標であると指摘している。最後の点については特に、専門〔教育〕科目・総合〔教育〕科目の外に「総合」の視点を置くのではなく、その視点を両者の中に取り込んだ総合性を標榜する、というのである。このことによって、総合〔教育〕科目は「従来のいわゆる教養科目という概念からは厳密に区別される」。

このような理念・目標の検証、深化、模索の努力は今後も、運営センターの中で、また学内各所で続けられていくであろう。カリキュラム改革とその実践の作業は、大学全体の教育研究理念そのものに関する絶えざる検証と点検の事業でもあるからである。

〔略〕

全学共通カリキュラム運営センター「全学共通カリキュラム運営センター—自己点検・評価委員会報告」1996（平成8）年12月6日

〔立教大学全学共通カリキュラム運営センター事務室所蔵〕

資料2 観光学部及びコミュニティ福祉学部の設置の意義 [1997（平成9）年]

観光学部及びコミュニティ福祉学部の設置の意義

本学は、5学部を有する総合大学として今日に至っているが、新たに観光学部及びコミュニティ福祉学部を設置することができれば、社会と時代に対して新しい貢献ができるものと期待している。両学部の設置は、大学としての拡大展開というよりも、これまで培ってきた基礎ディシプリンの学部教育を質的に統合しつつ、新たな特色を発揮し、より幅広い教育、研究の実現が可能となることを意味する。しかも両学部は現在の社会や時代の要請に応える学部でもある。

本学はこれまで、公開講座を中心とする開放講座やボランティア・センターを中心とする地域福祉への参与など、地域社会への貢献と地域社会との共同を強く意識した大学運営に取り組んできた。今回設置しようとする観光学部、コミュニ

第6章 21世紀に向かって

ティ福祉学部はともに、コミュニティに根ざし、コミュニティ生活の十全な保証とつながったホスピタリティを理念に置いている。

観光学も福祉学もともに、環境学、政策学、経済学、社会学など、これまで本学において行われてきた既存の学部教育を土台として形成されるものであり、しかも、今日の社会において本格的な問題解決を求められている領域・分野であることはいうまでもない。

一方、国際化時代における大学の役割は、国際社会との交流、支援のキーステーションとして位置づけられる。両学部はそれぞれの立場から（観光学部は、移動交流、滞在などのシステムの見地から、コミュニティ福祉学部は、生活者の福祉課題の調整、解決の見地から）対国際社会に向けて教育・研究を通じてその使命を果そうとするものである。

とくに、観光学部において積極的に取り組まれる留学生、帰国生徒の受け入れは、従来本学が行ってきた国際交流をいっそう促進し、日本人学生と外国人留学生、帰国生徒という様々な立場、経験の交流の機会として大学全体を活性化させ、視野を深化し拡大させるものとする。

両学部は、いずれも本学においては初めての、極めて目的志向的、応用学際的性格を有した学部である。これら二学部を設置することができれば、本学は時代・社会の課題に教育・研究の立場から積極的に応答することになるといえる。さらに本学の総力を結集した新しい型（タイプ）の学部を構築することで、21世紀を迎えるわが国内外の緊急なテーマに対して、いっそう時代・社会とともに歩む姿勢を明確に示すことができるものと確信している。

立教大学新学部開設準備室「立教大学観光学部設置認可申請に関する資料（設置の趣旨）」1997（平成9）年

〔立教大学新学部開設準備室所蔵〕

第2節 学院総合発展計画と池袋キャンパス再開発

学院では1992（平成4）年度「一貫教育検討プロジェクト」が発足、1995（平成7）年1月には、「教育・経営双方を全学院的視点で再構築すべきである」として、そのための常設機関を学院に設置することを提案した「答申」を常務会に提出した。これを受け同年5月には「教学常務会」、6月にはその下に「教学企画委員会」が発足、一貫教育問題の検討を続けてきた。

これらを踏まえ、1996（平成8）年4月塚田理院長が中高6年制実施をはじめ

とした学院教育の改革を理事会に提案、また1997（平成9）年2月には小宮山昭一理事長、塚田院長が、各校の改革案を調整・統合すべく「学院総合発展企画本部」の設置を理事会に提案した。資料1には、院長提案をうけて各校が検討を重ね、それらを統合して「学院総合発展計画」にまとめた経緯が述べられている。資料2～4は、同計画案にまとめられ、1997年12月22日の理事会で承認、1998（平成10）年1月23日の評議員会、理事会で了承された中、高、大学の計画書である。資料2、3については順次認可申請の運びとなる。（山中一弘）

資料1 立教学院総合発展計画について [1997（平成9）年]

立教学院総合発展計画について

1996年4月19日の理事会において、塚田院長から、「21世紀を間もなく迎えようとしている今日、現下の社会的諸状況を踏まえながら立教学院の将来の発展を期して、以下の諸施策の実現に向けて早急に必要な検討と準備に着手したいので、学院内の各学校は全力を尽くしてこれに取り組んで頂きたい。また、ここで提案されている内容は、今後の立教学院の在り方を大きく変える要因を持っており、また改革の実現に当たっては、学院理事会のリーダーシップと物心両面にわたる多大な支援が不可欠であるので、理事会の十分な理解と協力をお願いしたい」旨の発言があり、以下の提案がなされた。

〈提案の概要〉

第一に建学の精神に基づいて、教育内容および制度上の再構築を目指す。特にこれまで、本学院の各校の発展は全学院的見地から策定された教育上の理念の実現というよりも、それぞれの学校の自助努力によって実現してきたものであるが、今後の発展を期するためには、小学校から大学までの学院全体としての教育理念、教育目標および内容の一貫性と独自性の実現に向かうべきである。

第二に、上記の教育理念を実現するに当たり、教育制度上の改革を目指す。とりわけ、今回の提案の狙いは、従来の中学と高校という3年間単位の教育制度を根本的に見直し、むしろ中・高6年制による6年間にわたる生徒の教育によって教育効果を期待するものである。

第三に、2000年度を期して池袋と新座の両校地にそれぞれ6年制の学校を新たに設置し、それぞれの地域の特徴を生かした教育内容の展開を期待し、併せて、二つの学校が存在することによるいわば相乗効果を狙う。

第四に、以上の教育上、学制上の改革を実現するために、各学校の財政上の自立的責任の原則を堅持しながら、管理運営上の合理的・一体的体制の確立を目指

第6章 21世紀に向かって

し、これによって経営上の安定を計る。

この提言を受けて、各学校は教育制度ならびに内容の検討を行なって来た。特に、池袋ならびに新座校地にそれぞれ高校、中学校を設置するという長年懸案事項とされてきた課題に取り組むことになり、学制上の問題と共に、教育課程の検討に併せて必要とされる施設設備の検討とその改善充実に向けての作業を行ってきた。その結果、現時点では、両校地に高校と中学の設置が2000年度には可能という見通しとなった。これに伴い、池袋においては高校の設置に伴う施設の整備が必要となった。

他方大学では、教学面においては、法学部政治学科（1996年度）、経済学研究科経営学専攻博士課程後期課程、理学研究科生命理学専攻修士課程（1996年度）、社会学研究科社会学専攻博士課程後期課程（1997年度）を開設すると共に、全学共通カリキュラムを実施（1997年度）し、教育・研究面での充実をはかって来た。更に1998年度開設に向けて、武蔵野新座キャンパスにおける観光学部ならびにコミュニティ福祉学部の設置、観光学研究科観光学専攻博士課程前期課程・後期課程の開設、池袋キャンパスにおける、文学研究科比較文明学専攻修士課程、理学研究科生命理学専攻博士課程後期課程の設置申請を行ない、既に開設認可を得て新学年の準備に力を注いでいる。

更に全学院のレベルにおいては、教学常務会のもとに教学企画委員会を設けて、全学院を通しての「一貫連携教育」を目指す教育体制の実現に向けて具体的検討とその準備に取りかかっている。もしこれが実現すれば、日本における教育界においても極めて注目される独自の教育として高く評価されることになる。

また、大学は教育・研究上の改善・発展のためには池袋キャンパスの狭隘ならびに老朽化問題という長年の課題の解決が不可欠である。この認識に基づいて大学では、武蔵野新座キャンパスにおける新学部の設置計画に併せて池袋キャンパスの再開発の計画に取り組み、ほぼ二箇年の学内の検討を経て、このたび池袋校地再開発計画第Ⅰ期整備計画を策定した。

以上の経緯の中で、1997年2月14日理事会において承認された立教学院総合発展企画本部の設置によって、これまで各学校の企画を統合・調整するための作業が行われてきた。

このたび提案される立教学院総合発展計画は、学院の教育改革の推進と併せて、そのために必要な施設設備の充実改善をはかるものである。これは、われわれの前途に横たわる数々の困難や試練にもかかわらず、本学院の建学の精神を踏まえて21世紀の日本の教育をリードするという大きな目標とヴィジョンを抱いて計画

されたものである。

学校法人立教学院総合発展企画本部・本部長小宮山昭一「立教学院総合発展計画（案）」1997（平成9）年12月22日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

資料2 池袋校地における高等学校設置計画 [1997（平成9）年]

（立教中学校）

池袋校地における高等学校設置計画

1 教育理念・教育目標

I キリスト教に基づく人格教育を旨とする。

II 1996年4月院長から提案された「立教学院の発展を目指して」、及び、立教学院一貫連携教育の理念と目標にそって、中高6年制の特色を生かした教育を目指す。

III 上記の目標に基づいて生徒を育て、責任を持って立教大学に推薦する。

以上の3点を前提とし、現中学校教職員は、次の教育方針を全員一致で確認し推進する。

①生活の基本に祈りを据え、礼拝・聖書を大切にする。

ボランティア活動にも積極的に取り組み、隣人愛を育て、思いやりのある心豊かな人間を育てる。

②週5日制を実施し、ゆとりを大切にする。知識の量だけでなく、基礎学力を身につけ、発達段階に応じて、自らの選択によるテーマを持った学習に取り組ませる。探求心、知的好奇心を膨らませ、個性・創造性を伸ばす。

③国際理解教育を推進させる。帰国児童の受け入れ、国際キャンプ、相互の体験留学などを通じて、異文化に触れ、理解を深め、国際的視野での広い判断力を育てる。

④行事、生徒会、校友会など、諸活動の中心は生徒自身であることを自覚させ、集団に深い係わり〔を〕もたせることによって、自主性、主体性、指導性の芽を伸ばす。

⑤生活指導の基本は、規則ではなく、生徒の主体的な判断力を育てることにあり、教職員と生徒が互いに認め合い、心の通じ合う学校作りに励む。

2 開設の時期

西暦2000年4月（平成12年4月）とする。

下記3に従い、立教中学校の定員変更を行ない、同時に高等学校を開設する。

3 定員

中学校360名、高等学校360名の定員とする。

現在の立教中学校の学則定員810名を減員し720名とし、この定員をもって中学校及び高等学校の定員とする。

4 学級規模等

中学校、高等学校共1学年120名、1学級40名3学級とする。

従って、2000年3月、2001年3月、2002年3月中学校卒業で推薦された生徒の約1/2は、新座の高校へ推薦する。

5 募集

中学校のみ募集し、高等学校は非募集とする。(中高一貫教育の確立)

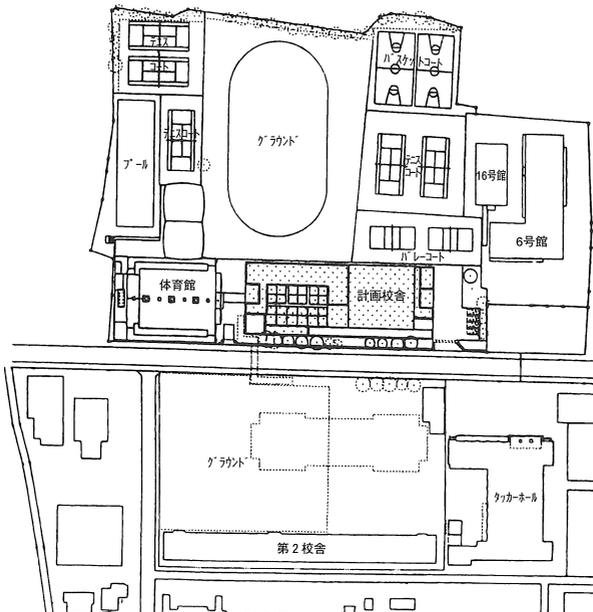
- ・立教小学校から推薦を受けた生徒を受け入れる。
- ・上記の他に、一般応募者を対象として入学試験を行い定員を確保する。

6 教職員の開校時人数・組織

本務教員37名、兼務教員20名、本務職員13名、兼務職員3名とする。

(現行、本務教員38名、兼務教員12名、本務職員12名、兼務職員3名)

校長・教頭は中高兼務、教務部長・生徒部長は中高それぞれに置く予定。



第2節 学院総合発展計画と池袋キャンパス再開発

建築概要書

1. 敷地面積	22,008.35㎡		
2. 構造・規模	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建		
3. 建築面積	1,656㎡ (510.08坪)		
4. 許容建築面積	$22,008.35\text{㎡} \times 0.6 = 13,205.01\text{㎡}$	<新設建物>	: 1,656.450㎡
	$13,205.01\text{㎡} - 3,072.205\text{㎡} = 10,132.79\text{㎡}$	<既存建物>	・ 中学校体育館 : 1,817.965㎡
	$10,132.79\text{㎡} > 1,656.45\text{㎡}$ OK		・ 6号館 : 920.890㎡
			・ 16号館 : 333.360㎡
		TOTAL	: 3,072.215㎡
5. 床面積	地下1階	1,225.42㎡ (370.70坪)	
	1階	1,616.16㎡ (488.89坪)	
	2階	1,656.45㎡ (501.07坪)	
	3階	1,656.45㎡ (501.07坪)	
	4階	1,656.45㎡ (501.07坪)	
	5階	1,191.00㎡ (360.28坪)	
	PH階	70.56㎡ (21.35坪)	
6. 延べ床面積	TOTAL	9,072.49㎡ (2,744.43坪)	
7. 許容延べ面積	$22,008.35\text{㎡} \times 2.0 = 44,016.70\text{㎡}$	<新設建物>	: 9,072.490㎡
	$44,016.70\text{㎡} - 8,507.325\text{㎡} = 35,509.37\text{㎡}$	<既存建物>	・ 中学校体育館 : 2,652.955㎡
	$35,509.37\text{㎡} > 9,072.49\text{㎡}$ OK		・ 6号館 : 5,041.260㎡
			・ 16号館 : 813.110㎡
		TOTAL	: 8,507.325㎡
8. 設置基準	<設置基準面積>		<計画面積>
	1. 校地	16,200㎡以上	22,008.35㎡ OK
	2. 校舎	6,480㎡以上	(新校舎) 9,072.49㎡ OK (体育館) 2,652.95㎡
	3. 運動場	15,000㎡以上	(北校地) 11,222.00㎡程度 (今後学事部との打ち合せにより確定する。)

※運動場は南校地で不足分の面積(3,990㎡程度)を確保することで、基準を満たすとする。

第6章 21世紀に向かって

諸室規模一覧

	室名	室数	室面積	合計
管理用諸室	校長室（応接室含む）	1	66.42	66.42
	事務室（受付含む）	1	67.20	67.20
	校務員室	1	26.75	26.75
	教員室（OA・給湯・ロッカー・放送・スタジオ・休憩）	1	375.88	375.88
	会議室	1	147.84	147.84
	応接室（中）	1	35.28	35.28
	応接室（高）	2	31.92/24.07	55.99
	面談室（中）	1	38.64	38.64
	面談室（高）	2	36.57	73.14
	チャブレン室	1	23.39	23.39
	保健室（カウンセラー室含む）	1	70.56	70.56
	倉庫	2	63.66	127.32
	機械室（受水槽室・変電室）			146.40
教育用諸室	普通教室（中）	9	70.56	635.04
	普通教室（高）	9	70.56	635.04
	英語教室（中）	1	67.02	67.02
	英語教室（高）	1	105.84	105.84
	英語準備室	1	38.64	38.64
	物理教室	1	115.92	115.92
	化学教室	1	115.92	115.92
	生物教室	1	111.13	111.13
	地学教室（階段教室）	1	111.13	111.13
	理科準備室	1	31.92	31.92
	理科器材庫	1	63.84	63.84
	総合教材室（国語・数学）	2	9.73	18.46
	音楽教室（ステージ付）	1	109.20	109.20
	音楽教室	1	109.20	109.20
	音楽準備室	1	34.80	34.80
	楽器庫	1	20.40	20.40
	社会科教室（図書館隣接）	1	73.92	73.92
	視聴覚室（図書館隣接）	1	70.56	70.56
	資料室（図書館隣接）	1	70.56	70.56
	美術室	1	109.20	109.20
	美術準備室	1	34.80	34.80
	技術室（工作室含む）	1	128.52	128.52
	技術準備室	1	35.28	35.28
	コンピューター室	1	109.20	109.20
	コンピューター準備室	1	35.28	35.28
	総合教室	6	70.56	423.36
	図書館（書庫・史料室含む）	1	490.00	490.00
多目的ホール	1	689.40	689.40	
生徒用諸室	カフェテリア	1	113.46	113.46
	売店	1	38.64	38.64
	学芸部部室	12	15.61	187.32
	生徒会室	1	35.28	35.28

〔略〕

学校法人立教学院総合発展企画本部・本部長小宮山昭一「立教学院総合発展計画
(案)」1997(平成9)年12月22日 [学校法人立教学院本部事務局所蔵]

資料3 新座校地における中学校設置計画 [1997(平成9)年]

(立教高等学校)

新座校地における中学校設置計画

1 基本理念

- (1) 新座校地において、立教学院の設立の趣旨である、キリスト教の人間観にもとづく人間形成を主眼とした中等教育の充実・発展をはかる。
- (2) 現在の立教高等学校の校地に新たに中学校を設置する。合せて現在の高等学校の組織、運営、教育内容の見直しを行う。
- (3) このことにより、教育目標、指導方針、カリキュラムにおいて6年間の連続性・一貫性を重視した教育活動を展開する。

2 開校 2000年4月

3 収容定員

5学級*40名*3学年=600名

(それに伴って、高校の収容定員を840名とする)

(7学級*40名*3学年、現行は1500名)

4 生徒の受け入れと募集

- (1) 立教小学校から推薦を受けた生徒を受け入れる。
- (2) 上記の他に、一般応募者を対象として入学試験を行い定員を確保する。

5 認可申請手続

1998年1月 埼玉県私学審議会「埼玉県私立中学校設置認可等事務要項」改正

3月 設置計画概要書提出

3月か4月 設置計画承認申請書提出

収容定員に係わる学則変更認可申請書提出

1999年8月 設置認可申請書提出

6 創設費

- (1) 理科用特別教室(既存理科講義室を改修) (見積中)
- (2) 実験実習用の用品・備品(実験台、保管庫、保管棚など) 300万円(概算)
- (3) 机、椅子(中学生用に高さ調整可能) 約700個 700万円(概算)
- (4) 保健室、休養室(既存印刷室を改修、高校用に隣接) (見積中)

第6章 21世紀に向かって

7 学生納付金

- (1) 授業料：現行583,000円を600,000円（中高同額）
- (2) 入学金：現行300,000円を据え置く。
- (3) 維持資金：現行1年次243,000円、2，3年次365,000円を1年次のみ改定。金額は中高とも250,000円。

8 教職員数

本務教員 68名→63名、本務職員 22名→21名

兼務教員 20名→31名、兼務職員 4名→4名

9 財政の見通し（消費収支、資金収支は別紙）

- (1) 全体として財政状況は改善する。

10 将来計画（校舎建て替え計画）

- (1) 今回の認可申請は、既存の施設設備を前提とする。
- (2) 校舎の建築年数、耐震診断、載荷試験を考慮に入れると、校舎の建て替えをする必要がある。
- (3) この件に関する財政・施設・設備等の具体案を検討するためのプロジェクトチームを早急に発足させる。

学校法人立教学院総合発展企画本部・本部長小宮山昭一「立教学院総合発展計画（案）」1997（平成9）年12月22日

[学校法人立教学院本部事務局所蔵]

資料4 立教大学池袋校地再開発第Ⅰ期整備計画実施計画 [1997（平成9）年]

立教大学池袋校地再開発第Ⅰ期整備計画実施計画

[略]

1. 計画の概要

- i 新研究棟の建設並びに既存施設を含めた研究関係施設、図書関係施設全体の整備統合
- ii 新教室棟の建設並びに教室関係施設全体の整備統合

2. 施設整備の考えかた

施設名	考えかた
研究関係施設	<ul style="list-style-type: none"> ・講師以上の専任教員の研究室一人一室を実現し、研究環境を整備する。客員教員研究室、嘱託講師控室についても配慮する。 ・大学院充実に向けて読書室等の関係施設を整備する。 ・研究・教育に必要な諸施設、また学部運営に必要な諸施設を用意する。 ・学部事務等の新たな教育研究支援体制を検討する。 ・教職員間のコミュニケーションの場として、非常勤講師控室を兼ねたラウンジを用意する。 ・教授会開催可能な全学共用の会議室を用意する。 ・高度情報化に対応できる施設とする。 ・24時間利用に向けて集中・自動管理システムの導入を検討する。
図書関係施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学部図書機能については、人文・社会・自然の各学系ごとに統合し、サービスの向上をはかる。学校・社会教育講座、研究所についてもそれぞれひとつのブロックとして考える。 ・第Ⅱ期整備計画における新図書館建設までの間、新研究棟内および7号館を中心とした既存施設に図書閲覧席を増設し、学生数の10%の座席数確保をめざす。 ・将来的な図書増加分を見込んで、書庫スペースを確保する。 ・その他、可能な限り利用の便に配慮した図書機能・図書施設の向上を考える。
教室関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいカリキュラムの実施、および授業形態の変化に対応するため、必要な教室を建設ならびに改修整備する。 ・新しい教育方法に対応するため、視聴覚LL教室、コンピュータ教室等の特別教室を整備する。 ・池袋キャンパス既存のLL教室、コンピュータ教室は新教室棟に移設し、集中管理を行う。 ・大規模履修のソフト面の改善をはかりつつ、それに対応した中規模教室を整備する。 ・高度情報化に対応した施設とする。

第6章 21世紀に向かって

3. 施設整備の概要

建物名	場所	概要
新研究棟（新築）		経済学部、社会学部、法学部各研究関係施設 社会科学系図書関係スペース、等
新教室棟（新築）		普通教室、視聴覚LL教室、コンピュータ教室、各種準備室 コンピュータセンター
2号館	全館	学校・社会教育講座関係施設 学校・社会教育講座の全学的位置づけに配慮
3号館	1階 2階	大学史資料室、グループ閲覧室、等 ランゲージセンター
4号館	2階・3階教室部分 4階 LL教室 2室	理学部研究関係施設、理学部学生実験室 理学部数学科・総合科学講座研究関係施設 狭隘研究室の整備 学生実験室（実験棟代替含む）増設 普通教室 LL教室は新教室棟へ移設し、集中管理
コンピュータ・センター	全館	自然科学系図書関係スペース
5号館	2階 大学院 読書室・院生室	普通教室 大学院施設は新研究棟に設置
6号館 16号館	全館	文学部研究関係施設、ドイツ語・フランス語教員個人研究室、人文 科学系図書関係スペース [1階及び4・5階現法学部図書室に設置]
7号館	2階 コンピ [°] ユ [°] タ 教室	図書館閲覧室、情報系演習室 コンピュータ教室は新教室棟へ移設し、集中管理
9号館	地階 会議室 2階 読書室 3階 社会学部 研究室	心理学科図書関係スペース 心理学科研究関連施設 演習室、心理学科研究関連施設 旧一般教育部移籍教員研究室および狭隘実験室の整備
12号館		撤去
15号館	1階 2階	学校・社会教育講座関係施設、会議室 美術・工作室
タッカーホール	3階 研究室 4階 研究室 5階 研究室	小会議室 演習室 演習室
ミッチェル館	全館	研究所、スペイン語教員個人研究室、国際センター、等 工事期間の12号館代替として利用した後、上記の通り利用
図書館	旧館 アメ研・ 大学史資料室	図書関係スペース
体育館		撤去
ロッカーーム・女子更衣室		撤去
中学校第2校舎	全館	普通教室、演習室、屋上多目的コート 一部を工事期間の代替倉庫として利用した後、教室として利用

第2節 学院総合発展計画と池袋キャンパス再開発

- * 12号館各研究室、諸施設については、各研究関係施設が整備されるまでの間、ミッチェル館を中心とした代替施設を確保する。
図書については、一部を武蔵野新座図書館へ一時移転する。
G201教室については、代替施設を設けず、既存教室の中でカバーする。
- * 体育館撤去に伴うトレーニング場を中心とした体育施設、ならびにロッカールーム関係施設については、代替施設を確保する。
グラウンドの利用については、中学校新築工事期間中および2000年4月の高校設置後も、中学・高校と調整する。
- * 4号館一部先行改修に伴う2教室分については、代替施設を設けず、既存教室の中でカバーする。
- * 12号館、体育館撤去等の計画進行にあたり必要となる倉庫スペースについては、全学の協力のもとに既存倉庫を整理して対応した上で、不足分については中学校第2校舎の一部を代替倉庫として利用する。
- * その他既存施設改修工事に伴う代替施設については、それぞれの計画の進捗に合わせて計画する。

4. 建設規模

資料1 「建設規模計画」

建設規模合計 15460㎡ (グロス面積)

(内訳)

新研究棟 (新築) 10320㎡ (グロス面積)

新教室棟 (新築) 5140㎡ (グロス面積)

5. 配置計画

資料2 「配置計画」

新研究棟 12号館跡地タッカーホール側

新教室棟 体育館跡地

6. 計画実施時期

資料3 「スケジュール」資料4 「年次計画整備図」

新研究棟 2001年9月利用開始

新教室棟 2000年4月利用開始

既存施設 2002年度末までに改修整備完了

* 12号館代替施設移転時期は、1999年3月とする。

7. 総事業費

73億円を目標とする。

* ロッカールーム関係施設設置費用、ミッチェル館等代替施設利用のための改修費用、移転関係諸費用、新教室棟内コンピュータ・AV機器

第6章 21世紀に向かって

費用を除く。

* 中学校第2校舎分を含む。

* 耐震補強工事については、年次計画に従って実施し、その財源は経常費から支出する。

〔略〕

学校法人立教学院総合発展企画本部・本部長小宮山昭一「立教学院総合発展計画(案)」1997(平成9)年12月22日

〔学校法人立教学院本部事務局所蔵〕

編集後記

1996年春に刊行された『立教学院百二十五年史 資料編第1巻』に引き続いて今度『資料編第2巻』を上梓することができ、慶びに堪えないところです。

はじめに、本巻の刊行までの経緯をごく簡単に触れますと、当初、1996年度中に刊行の予定でしたが、『資料編第1巻』の編集作業に予想外の時間を要し、『資料編第2巻』に関する具体的な検討を予定通り進めることができなくなり、「編纂委員会」は「立教学院百二十五年史刊行委員会」である「立教学院常務会」に同巻の刊行時期の1年の延期を申し出て、その承認を得ました。編集作業は1996年度に入って本格的に進められ、同年9月には「資料編第2巻小委員会」が第2巻の構成案を編纂委員会に提出し、その検討を経て、第2巻の編別構成と頁数についての成案を得たのです。この編別構成に従って各編纂委員は収録すべき文書、記録の選定に着手しました。

この間、編纂委員は学院内外において、資料を精力的に渉猟しました。特に学院内に分散して保管されている各部署の文書、記録類の系統的な悉皆調査・収集は、本学院の歴史上初めてのことであったと思われます。調査の過程において、新資料が次々と発掘される一方で、当然保管されてしかるべき基本的な文書、記録が紛失、散逸している現実直面しました。一方で「文書取扱規程」や「文書保存規程」に従って、保管期間が定められていて、永久保存の文書、記録がそれぞれの部局に保管されますが、他方では、毎年改定されるような当座性の強い資料（ephemera）は急速に散逸し、資料編編纂にとっては致命的でした。過去の歩みから学ぶ際の手掛かりを後世に遺すためにも、さらには将来の『学院史』編纂に備えて、歴史的な文書、記録類を継続的に、かつ組織的に整理・保存する学院レベルの文書館（archives）の必要性を痛感させられた所以であります。

1997年3月半ばから、各編纂委員から原稿が提出され始め、これらの原稿は、校訂委員会による調整を経て、入稿原稿となりました。1997年1月の第16回編纂委員会で発足が承認された校訂委員会〔小井高志、松平信久、小熊伸一、老川慶喜、清水靖夫、寺崎昌男、鶴川 馨、山田昭次〕は、3月14日の初会合以来、夏季合宿を含めて20回にわたって会合を開き、表記や構成上の統一、資料の検証など内容の吟味を辛抱強く続けて参りました。この作業は予め定められた頁数に各編纂委員の提出した資料を収めることで、あたかも「プロクルステス」の苦しみを伴う作業でもありました。こうして、1997年の暮れまでに、大半の入稿原稿が整えられました。

さて、本資料集は、新学制の発足以後の資料441点（沿革図と学院組織図を含む）で構成されています。収録にあたっては、これまで活字化されていない未公開・未公開の資料を優先させることにしました。しかし、紙幅の都合上掲載された資料は収集された膨大な資料のごく一部に過ぎず、多くの貴重な資料は、基本的なものでさえ、その掲載を見送らざるをえませんでした。この点に関しては、各学校、各部局を担当された編纂委員、さらには、読者の皆様にお詫び申し上げねばなりません。また割愛した資料の紹介はいずれ改めて公表の機会を得たいと願っております。

この資料集の刊行を企画し、その実現に尽力された立教学院前院長八代 崇師父〔日本聖公会首座主教、北関東教区主教〕が1997年3月12日に急逝され、第2巻をお目にかけることができなかつたことは痛恨の極みです。編纂委員一同とともに、ここに衷心より哀悼の意を表したいと思います。

なお、『資料編第2巻』の編纂にかかわった1996年度および1997年度の編纂委員は下記の通りです（アルファベット順）。

安達宏昭、荒木伸怡、荒野泰典、浅見 惠、栗屋憲太郎、Herbert A. Donovan III、原 真也、橋本俊哉、堀内 昭、五十嵐暁郎、池田貞夫、石井秀夫、伊藤俊太郎、小井高志、倉田 昶、松平信久、村田恵次郎、永井 均、中野 実、西村正和、西成 健、小熊伸一、老川慶喜、坂本雄一、清水靖夫、鈴木武次、高島通敏、高橋晚彦、田中 司、寺崎昌男、遠山章夫、豊田雅幸、鶴川 馨、山田昭次、山田義雄、山室いちげ、山中一弘、吉田桃子、吉次公介

このほか、編纂委員以外では栗田和明（立教大学文学部助教授）と小関昌男（立教大学図書館）、富田虎男（立教大学名誉教授）の三氏に特にお願いして編纂に協力していただきました。ここに記して感謝いたします。

さて、本書の刊行にあたっては、多くの方々の御教示、御協力を得ました。とりわけ資料を提供された下記の内外の機関、個人に対して、その御厚意と御協力に感謝いたしたいと思います。

資料提供者ならびに機関（アルファベット順、敬称略）

（個人）故別技篤彦、坂口順治

（機関）国立国会図書館、文部省、財団法人日本私学教育研究所、立教女学院小学校、埼玉タイムス社

立教小学校、立教中学校、立教高等学校、立教大学、立教学院本部

さらに、学院のアルバイトとして資料の収集、編纂作業に従事して下さった小室彩子、布村志保、奥平 晋、大橋里見（以上、立教大学大学院）、ならびに浅見一恵、金綱知子、三上洋子、都所聡子の方々に御礼申し上げたいと思います。その協力がなければ、本書の刊行は極めて困難であったと思われるからです。

最後になりましたが、『資料編第3巻』の編集、刊行に邁進したいと編纂委員一同心から願っております。

1998年1月30日

立教学院百二十五年史編纂委員会
委員長 鵜川 馨

立教学院百二十五年史 資料編第2巻

非 売 品

1998年3月25日 発行

編 者	立教学院百二十五年史編纂委員会
発行人	立教学院院長 塚 田 理
発行所	学校法人 立 教 学 院 東京都豊島区西池袋3丁目34番1号
印刷者	大日本印刷株式会社

